

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	0	0	0	0	1	第1編	共通編	1	0	0	0	0	1	第1編	共通編	
1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則	
1	1	1	0	0	1	第1節	総則	1	1	1	0	0	1	第1節	総則	
1	1	1	1	0	1	1-1-1	適用	1	1	1	1	0	1	1-1-1	適用	
1	1	1	1	1	1	1	1. 本共通仕様書は、河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、港湾工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。	1	1	1	1	1	1	1	1. 本共通仕様書は、河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、港湾工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。	
1	1	1	1	2	1	2.	請負者は、共通仕様書の適用にあたって、「県請負監督員規程（以下「監督規程」という。）」及び「県工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、請負者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治施行令（平成22年12月22日政令第248号）（以下「施行令」という。）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。	1	1	1	1	2	1	2.	受注者は、共通仕様書の適用にあたって、「県請負監督員規程（以下「監督規程」という。）」及び「県工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治施行令（平成25年4月26日政令第129号）（以下「施行令」という。）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。	改正年度の反映
1	1	1	1	3	1	3.	契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。	1	1	1	1	3	1	3.	契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。	
1	1	1	1	4	1	4.	特記仕様書、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、請負者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。	1	1	1	1	4	1	4.	特記仕様書、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。	
1	1	1	1	5	1	5.	設計図書は、S I単位を使用するものとする。S I単位については、S I単位と非S I単位が併記されている場合は（ ）内を非S I単位とする。	1	1	1	1	5	1	5.	設計図書は、S I単位を使用するものとする。S I単位については、S I単位と非S I単位が併記されている場合は（ ）内を非S I単位とする。	
1	1	1	2	0	1	1-1-2	用語の定義	1	1	1	2	0	1	1-1-2	用語の定義	
1	1	1	2	1	1	1.	土木工事においては、本仕様で規定されている監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。	1	1	1	2	1	1	1.	土木工事においては、本仕様で規定されている監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。	
1	1	1	2	2	1	2.	本仕様で規定されている総括監督員とは、「監督規程」に定める職務を担当し、主に、請負者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における工事執行者（「建設工事執行規則（平成23年5月13日規則第53号）」第2条第1項第2号に規定する工事執行者をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。	1	1	1	2	2	1	2.	本仕様で規定されている総括監督員とは、「監督規程」に定める職務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議及び関連工事の調整のうち重要なものの処理、及び設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における工事執行者（「建設工事執行規則（平成24年4月1日規則第47号）」第2条第1項第2号に規定する工事執行者をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。	改正年度の反映

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由
1	1	1	2	3	1	3	1	1	2	3	1	3	1	1	2	3	1	
						3.						3.						
						本仕様で規定されている主任監督員とは、「監督規程」に定める職務を担当し、主に、請負者に対する指示、承諾または協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、工事実施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成および交付または請負者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施（他のものを実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。						3.						本仕様で規定されている主任監督員とは、「監督規程」に定める職務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、工事実施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成および交付または受注者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施（他のものを実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
1	1	1	2	4	1	4	1	1	2	4	1	4	1	1	2	4	1	
						4.						4.						
						本仕様で規定されている監督員とは、「監督規程」に定める職務を担当し、主に、請負者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付または請負者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料試験の実施（重要なものは除く。）を行い、設計図書の変更、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。						4.						本仕様で規定されている監督員とは、「監督規程」に定める職務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付または受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料試験の実施（重要なものは除く。）を行い、設計図書の変更、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
1	1	1	2	5	1	5	1	1	2	5	1	5	1	1	2	5	1	
						5.						5.						
						契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。						5.						契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
1	1	1	2	6	1	6	1	1	2	6	1	6	1	1	2	6	1	
						6.						6.						
						設計図書とは、仕様書、図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。						6.						設計図書とは、仕様書、図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
1	1	1	2	7	1	7	1	1	2	7	1	7	1	1	2	7	1	
						7.						7.						
						仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。						7.						仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
1	1	1	2	8	1	8	1	1	2	8	1	8	1	1	2	8	1	
						8.						8.						
						共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。						8.						共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
1	1	1	2	9	1	9	1	1	2	9	1	9	1	1	2	9	1	
						9.						9.						
						特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。						9.						特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
1	1	1	2	9	2		1	1	2	9	2		1	1	2	9	2	
						なお、設計図書に基づき監督職員が請負者に指示した書面及び請負者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。												なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。
1	1	1	2	10	1	10	1	1	2	10	1	10	1	1	2	10	1	
						10.						10.						
						現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。						10.						現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
1	1	1	2	11	1	11	1	1	2	11	1	11	1	1	2	11	1	
						11.						11.						
						質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。						11.						質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	1	1	2	12	1	12	図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が請負者に指示した図面及び請負者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。	1	1	1	2	12	1	12	図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。	なお書き以降を改行
1	1	1	2	13	1	13	工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。	1	1	1	2	13	1	13	工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。	
1	1	1	2	14	1	14	指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。	1	1	1	2	14	1	14	指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。	
1	1	1	2	15	1	15	承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または請負者が書面により同意することをいう。	1	1	1	2	15	1	15	承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。	
1	1	1	2	16	1	16	協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	1	1	1	2	16	1	16	協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	
1	1	1	2	17	1	17	提出とは、監督職員が請負者に対し、または請負者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	1	1	1	2	17	1	17	提出とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	
1	1	1	2	18	1	18	提示とは、監督職員が請負者に対し、または請負者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。	1	1	1	2	18	1	18	提示とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。	
1	1	1	2	19	1	19	報告とは、請負者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。	1	1	1	2	19	1	19	報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。	
1	1	1	2	20	1	20	通知とは、発注者または監督職員と請負者または現場代理人の間で、監督職員が請負者に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。	1	1	1	2	20	1	20	通知とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。	
						21	連絡とは、監督職員と請負者または現場代理人の間で、監督職員が請負者に対し、または請負者が監督職員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。							21	連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	
						22	納品とは、請負者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。							22	納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。	
						23	電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。							23	電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。	
1	1	1	2	21	1	24	書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。	1	1	1	2	21	1	24	書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	1	1	2	22	1	25	確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員または請負者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	1	1	1	2	22	1	25	確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	
1	1	1	2	23	1	26	立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	1	1	1	2	23	1	26	立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	
1	1	1	2	24	1	27	工事検査とは、検査職員が契約書第32条（検査及び引渡し）、第38条（部分払）、第39条（部分引渡し）に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。	1	1	1	2	24	1	27	工事検査とは、検査職員が契約書第32条（検査及び引渡し）、第38条（部分払）、第39条（部分引渡し）に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。	
1	1	1	2	25	1	28	検査職員とは、契約書第31条及び契約書32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。	1	1	1	2	25	1	28	検査職員とは、契約書第31条及び契約書32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。	
1	1	1	2	26	1	29	同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、請負者の負担とする。	1	1	1	2	26	1	29	同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。	
1	1	1	2	27	1	30	工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。	1	1	1	2	27	1	30	工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。	
1	1	1	2	28	1	31	工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。	1	1	1	2	28	1	31	工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。	
1	1	1	2	29	1	32	工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にはそれを含む）の初日をいう。	1	1	1	2	29	1	32	工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工事製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。	工事着手の条件に工場製作を含めるため
1	1	1	2	30	1	33	工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。	1	1	1	2	30	1	33	工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。	
1	1	1	2	31	1	34	本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	1	1	1	2	31	1	34	本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	
1	1	1	2	32	1	35	仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なものをいう。	1	1	1	2	32	1	35	仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なものをいう。	
1	1	1	2	33	1	36	工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。	1	1	1	2	33	1	36	工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。	
1	1	1	2	34	1	37	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	1	1	1	2	34	1	37	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	
1	1	1	2	35	1	38	S Iとは、国際単位系をいう。	1	1	1	2	35	1	38	S Iとは、国際単位系をいう。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
1	1	1	2	36	1		39. 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	1	1	1	2	36	1		39. 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	
1	1	1	2	37	1		40. J I S規格とは、日本工業規格をいう。	1	1	1	2	37	1		40. J I S規格とは、日本工業規格をいう。	
1	1	1	3	0	1	1 - 1 - 3	設計図書の照査等	1	1	1	3	0	1	1 - 1 - 3	設計図書の照査等	
1	1	1	3	1	1		1. 請負者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等については、請負者が備えなければならない。	1	1	1	3	1	1		1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等については、受注者が備えなければならない。	
1	1	1	3	2	1		2. 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。	1	1	1	3	2	1		2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。	なお書き以降を改行
1	1	1	3	3	1		3. 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。	1	1	1	3	3	1		3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。	
1	1	1	4	0	1	1 - 1 - 4	施工計画書	1	1	1	4	0	1	1 - 1 - 4	施工計画書	
1	1	1	4	1	1		1. 請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	4	1	1		1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	4	1	2		請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。	1	1	1	4	1	2		受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。	
1	1	1	4	1	3		この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。	1	1	1	4	1	3		この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。	表記の統一
1	1	1	4	1	4	(1)	工事概要	1	1	1	4	1	4	(1)	工事概要	
1	1	1	4	1	5	(2)	計画工程表	1	1	1	4	1	5	(2)	計画工程表	
1	1	1	4	1	6	(3)	現場組織表	1	1	1	4	1	6	(3)	現場組織表	
1	1	1	4	1	7	(4)	指定機械	1	1	1	4	1	7	(4)	指定機械	
1	1	1	4	1	8	(5)	主要船舶・機械	1	1	1	4	1	8	(5)	主要船舶・機械	
1	1	1	4	1	9	(6)	主要資材	1	1	1	4	1	9	(6)	主要資材	
1	1	1	4	1	10	(7)	施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）	1	1	1	4	1	10	(7)	施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）	
1	1	1	4	1	11	(8)	施工管理計画	1	1	1	4	1	11	(8)	施工管理計画	
1	1	1	4	1	12	(9)	安全管理	1	1	1	4	1	12	(9)	安全管理	
1	1	1	4	1	13	(10)	緊急時の体制及び対応	1	1	1	4	1	13	(10)	緊急時の体制及び対応	
1	1	1	4	1	14	(11)	交通管理	1	1	1	4	1	14	(11)	交通管理	
1	1	1	4	1	15	(12)	環境対策	1	1	1	4	1	15	(12)	環境対策	
1	1	1	4	1	16	(13)	現場作業環境の整備	1	1	1	4	1	16	(13)	現場作業環境の整備	
1	1	1	4	1	17	(14)	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	1	1	1	4	1	17	(14)	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	
1	1	1	4	1	18	(15)	その他	1	1	1	4	1	18	(15)	その他	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	1	1	4	2	1	2	請負者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	4	2	1	2	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	4	3	1	3	請負者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。	1	1	1	4	3	1	3	受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。	
1	1	1	5	0	1	1-1-5	工事カルテ作成、登録	1	1	1	5	0	1	1-1-5	コリンズ(CORINZ)への登録	
1	1	1	5	1	1		請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。	1	1	1	5	1	1		受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。	正式名称の変更 登録手続きの変更に伴う改定
1	1	1	5	1	2		なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。	1	1	1	5	1	2		なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。	
1	1	1	5	1	3		また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。	1	1	1	5	1	3		また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。	
1	1	1	6	0	1	1-1-6	監督職員	1	1	1	6	0	1	1-1-6	監督職員	
1	1	1	6	1	1	1	当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。	1	1	1	6	1	1	1	当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。	
1	1	1	6	2	1	2	監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、請負者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と請負者の両者が指示内容等を確認するものとする。	1	1	1	6	2	1	2	監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。	
1	1	1	7	0	1	1-1-7	工事用地等の使用	1	1	1	7	0	1	1-1-7	工事用地等の使用	
1	1	1	7	1	1	1	請負者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。	1	1	1	7	1	1	1	受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	1	1	7	2	1	2	設計図書において請負者が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上請負者が必要とする用地とは、営繕用地（請負者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら請負者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。	1	1	1	7	2	1	2	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。	
1	1	1	7	3	1	3	請負者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。	1	1	1	7	3	1	3	受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。	
1	1	1	7	4	1	4	請負者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。	1	1	1	7	4	1	4	受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。	
1	1	1	7	5	1	5	発注者は、第1項に規定した工事用地等について請負者が復旧の義務を履行しないときは請負者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は請負者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、請負者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。	1	1	1	7	5	1	5	発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。	
1	1	1	7	6	1	6	請負者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。	1	1	1	7	6	1	6	受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。	
1	1	1	8	0	1	1-1-8	工事の着手	1	1	1	8	0	1	1-1-8	工事の着手	
1	1	1	8	1	1		請負者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。	1	1	1	8	1	1		受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。	
1	1	1	9	0	1	1-1-9	工事の下請負	1	1	1	9	0	1	1-1-9	工事の下請負	
1	1	1	9	1	1	1	請負者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。	1	1	1	9	1	1	1	受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。	表記の統一
1	1	1	9	1	2	(1)	請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。	1	1	1	9	1	2	(1)	受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。	
1	1	1	9	1	3	(2)	下請負者が宮城県の工事指名競争参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。	1	1	1	9	1	3	(2)	下請負者が宮城県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。	指名競争参加資格と営業停止は関連がないにも拘わらず、現行文は競争参加資格を有する場合の下請け要件として営業停止でないことを規定し、営業停止命令以上の営業制限を課しているため、削除する。
1	1	1	9	1	4	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	1	1	1	9	1	4	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	
1	1	1	9	2	1	2	請負者は、工事の一部を下請けで施行する場合は「宮城県請負工事元請・下請関係適正化要綱（平成19年3月28日付け事管第472号土木部長通知）」を遵守すること。	1	1	1	9	2	1	2	受注者は、工事の一部を下請けで施行する場合は「宮城県請負工事元請・下請関係適正化要綱（平成19年3月28日付け事管第472号土木部長通知）」を遵守すること。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改定理由
1	1	1	10	0	1	1 - 1 - 10	施工体制台帳 請負者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が3,000万円以上になる場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	10	0	1	1 - 1 - 10	施工体制台帳 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が3,000万円以上になる場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号）及び「 <u>「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について（平成24年7月4日付け国官技第96号、国営整第59号、国港技第34号、国空安保第157号）</u> に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。	通達の一部改正
1	1	1	10	2	1	2	第1項の請負者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	10	2	1	2	第1項の受注者は、「 <u>「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置について（平成13年3月30日付け国コ企第3号）</u> 」に基づき、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。	名札等を着用させる根拠通達を追記。
1	1	1	10	3	1	3	第1項の請負者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の請負者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。	1	1	1	10	3	1	3	第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下受注者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。	
1	1	1	10	4	1	4	第1項の請負者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	10	4	1	4	第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	11	0	1	1 - 1 - 11	請負者相互の協力 請負者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。	1	1	1	11	0	1	1 - 1 - 11	受注者相互の協力 受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事または関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。	
1	1	1	11	1	1		また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。	1	1	1	11	1	1		また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。	
1	1	1	12	0	1	1 - 1 - 12	調査・試験に対する協力	1	1	1	12	0	1	1 - 1 - 12	調査・試験に対する協力	
1	1	1	12	1	1	1	請負者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に請負者に通知するものとする。	1	1	1	12	1	1	1	受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。	
1	1	1	12	2	1	2	請負者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	1	1	1	12	2	1	2	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	表記の統一

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	1	1	12	2	1	(1)	調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。	1	1	1	12	2	1	(1)	調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。	
1	1	1	12	2	1	(2)	調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。	1	1	1	12	2	1	(2)	調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。	
1	1	1	12	2	1	(3)	正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。	1	1	1	12	2	1	(3)	正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。	
1	1	1	12	2	1	(4)	対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。	1	1	1	12	2	1	(4)	対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。	
1	1	1	12	3	1	3.	請負者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	1	1	1	12	3	1	3.	受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	
1	1	1	12	4	1	4.	請負者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	1	1	1	12	4	1	4.	受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	施工合理化調査の他、施工形態動向調査及び施工状況調査等を含めるため。
1	1	1	12	5	1	5.	請負者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。	1	1	1	12	5	1	5.	受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。	
1	1	1	12	5	1		また、請負者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。	1	1	1	12	5	1		また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。	
1	1	1	13	0	1	1 - 1 - 13	工事の一時中止	1	1	1	13	0	1	1 - 1 - 13	工事の一時中止	
1	1	1	13	1	1	1.	発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、あらかじめ請負者に対して書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1 - 1 - 41臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。	1	1	1	13	1	1	1.	発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1 - 1 - 41臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	表記の統一
1	1	1	13	1	2	(1)	埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合	1	1	1	13	1	2	(1)	埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合	
1	1	1	13	1	3	(2)	関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合	1	1	1	13	1	3	(2)	関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
1	1	1	13	1	4	(3)	1	1	1	13	1	4	(3)	1	1	1	13	1	4	
1	1	1	13	2	1	2.	1	1	1	13	2	1	2.	1	1	1	13	2	1	
1	1	1	13	3	1	3.	1	1	1	13	3	1	3.	1	1	1	13	3	1	表記の統一
1	1	1	14	0	1	1 - 1 - 14	1	1	1	14	0	1	1 - 1 - 14	1	1	1	14	0	1	
1	1	1	14	1	1	1.	1	1	1	14	1	1	1.	1	1	1	14	1	1	
1	1	1	14	2	1	2.	1	1	1	14	2	1	2.	1	1	1	14	2	1	
1	1	1	15	0	1	1 - 1 - 15	1	1	1	15	0	1	1 - 1 - 15	1	1	1	15	0	1	
1	1	1	15	1	1	1.	1	1	1	15	1	1	1.	1	1	1	15	1	1	
1	1	1	15	2	1	2.	1	1	1	15	2	1	2.	1	1	1	15	2	1	
1	1	1	15	3	1	3.	1	1	1	15	3	1	3.	1	1	1	15	3	1	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	1	1	15	4	1		4. 請負者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	15	4	1		4. 受注者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	
1	1	1	15	5	1		5. 請負者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	15	5	1		5. 受注者は、契約書第22条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	
1	1	1	16	0	1	1 - 1 - 16	支給材料及び貸与物件	1	1	1	16	0	1	1 - 1 - 16	支給材料及び貸与品	
1	1	1	16	1	1		1. 請負者は、支給材料及び貸与物件を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。	1	1	1	16	1	1		1. 受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。	
1	1	1	16	2	1		2. 請負者は、支給材料及び貸与物件の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。	1	1	1	16	2	1		2. 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。	
1	1	1	16	3	1		3. 請負者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給材料精算書を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	16	3	1		3. 受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給材料精算書を監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	16	4	1		4. 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。引渡場所からの積み込み、荷下ろしを含む運搬に係る費用は請負者の負担とする。	1	1	1	16	4	1		4. 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。引渡場所からの積み込み、荷下ろしを含む運搬に係る費用は受注者の負担とする。	
1	1	1	16	5	1		5. 請負者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、請負者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。また、返還に要する費用は請負者の負担とする。	1	1	1	16	5	1		5. 受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。また、返還に要する費用は受注者の負担とする。	なお書き以降を改行
1	1	1	16	6	1		6. 請負者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。	1	1	1	16	6	1		6. 受注者は、支給材料及び貸与品の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。	
1	1	1	16	7	1		7. 請負者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。	1	1	1	16	7	1		7. 受注者は、支給材料及び貸与品を他の工事に流用してはならない。	
1	1	1	16	8	1		8. 支給材料及び貸与物件の所有権は、請負者が管理する場合でも発注者に属するものとする。	1	1	1	16	8	1		8. 支給材料及び貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。	
1	1	1	17	0	1	1 - 1 - 17	工事現場発生品	1	1	1	17	0	1	1 - 1 - 17	工事現場発生品	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
1	1	1	17	1	1		1. 請負者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	17	1	1		1. 受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	17	2	1		2. 請負者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員が引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	17	2	1		2. 受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員が引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	17	3	1		3. 請負者は、前2項以外の現場発生品を自らの責任と費用で処分しなければならない。	1	1	1	17	3	1		3. 受注者は、前2項以外の現場発生品を自らの責任と費用で処分しなければならない。	
1	1	1	18	0	1	1 - 1 - 18	建設副産物	1	1	1	18	0	1	1 - 1 - 18	建設副産物	
1	1	1	18	1	1		1. 請負者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。	1	1	1	18	1	1		1. 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。	
1	1	1	18	2	1		2. 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。	1	1	1	18	2	1		2. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。	
1	1	1	18	3	1		3. 請負者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	1	1	1	18	3	1		3. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	
1	1	1	18	4	1		4. 請負者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	18	4	1		4. 受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	18	5	1		5. 請負者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	18	5	1		5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	1	1	18	6	1	6	請負者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	18	6	1	6	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	19	0	1	1 - 1 - 19	工事完成図	1	1	1	19	0	1	1 - 1 - 19	工事完成図	
1	1	1	19	1	1	1	請負者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。	1	1	1	19	1	1	1	受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。	
1	1	1	19	1	2		ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。	1	1	1	19	1	2		ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。	
1	1	1	20	0	1	1 - 1 - 20	工事完成検査	1	1	1	20	0	1	1 - 1 - 20	工事完成検査	
1	1	1	20	1	1	1	請負者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	20	1	1	1	受注者は、契約書第31条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	20	2	1	2	請負者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。	1	1	1	20	2	1	2	受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。	表記の統一
1	1	1	20	2	2	(1)	設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。	1	1	1	20	2	2	(1)	設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。	
1	1	1	20	2	3	(2)	契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。	1	1	1	20	2	3	(2)	契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。	
1	1	1	20	2	4	(3)	設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。	1	1	1	20	2	4	(3)	設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。	
1	1	1	20	2	5	(4)	契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。	1	1	1	20	2	5	(4)	契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。	
1	1	1	20	3	1	3	発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。	1	1	1	20	3	1	3	発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。	
1	1	1	20	4	1	4	検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	1	1	1	20	4	1	4	検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。	表記の統一
1	1	1	20	4	2	(1)	工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ	1	1	1	20	4	2	(1)	工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ	
1	1	1	20	4	3	(2)	工事管理状況に関する書類、記録及び写真等	1	1	1	20	4	3	(2)	工事管理状況に関する書類、記録及び写真等	
1	1	1	20	5	1	5	検査職員は、修補の必要があると認められた場合には、請負者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。	1	1	1	20	5	1	5	検査職員は、修補の必要があると認められた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	1	1	20	6	1	6	修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。	1	1	1	20	6	1	6	修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第31条第2項に規定する期間に含めないものとする。	
1	1	1	20	7	1	7	請負者は、当該工事完成検査については、第3編1-1-6第3項の規定を準用する。	1	1	1	20	7	1	7	受注者は、当該工事完成検査については、第3編1-1-5監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	引用条文の名称の抜け
1	1	1	21	0	1	1-1-21	既済部分検査等	1	1	1	21	0	1	1-1-21	既済部分検査等	
1	1	1	21	1	1	1	請負者は、契約書第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第39条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。	1	1	1	21	1	1	1	受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第39条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。	
1	1	1	21	2	1	2	請負者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	21	2	1	2	受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	21	3	1	3	検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	1	1	1	21	3	1	3	検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	
1	1	1	21	3	2	(1)	工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。	1	1	1	21	3	2	(1)	工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。	
1	1	1	21	3	3	(2)	工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にし検査を行う。	1	1	1	21	3	3	(2)	工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にし検査を行う。	
1	1	1	21	4	1	4	請負者は、検査職員の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。	1	1	1	21	4	1	4	受注者は、検査職員の指示による修補については、前条の第5項の規定に従うものとする。	
1	1	1	21	5	1	5	請負者は、当該既済部分検査については、第3編1-1-6第3項の規定を準用する。	1	1	1	21	5	1	5	受注者は、当該既済部分検査については、第3編1-1-5監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	引用条件の名称の抜け
1	1	1	21	6	1	6	発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。	1	1	1	21	6	1	6	発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。	
1	1	1	21	7	1	7	請負者は、契約書第35条の2に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	21	7	1	7	受注者は、契約書第35条の2に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	22	0	1	1-1-22	部分使用	1	1	1	22	0	1	1-1-22	部分使用	
1	1	1	22	1	1	1	発注者は、請負者の同意を得て部分使用できるものとする。	1	1	1	22	1	1	1	発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。	
1	1	1	22	2	1	2	請負者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けものとする。なお、中間検査による検査（確認）でも良い。	1	1	1	22	2	1	2	受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けものとする。なお、中間検査による検査（確認）でも良い。	
1	1	1	23	0	1	1-1-23	施工管理	1	1	1	23	0	1	1-1-23	施工管理	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	1	1	23	1	1	1	1. 請負者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。	1	1	1	23	1	1	1	1. 受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。	
1	1	1	23	2	1	2	2. 監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、請負者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、請負者の負担とするものとする。	1	1	1	23	2	1	2	2. 監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。	
1	1	1	23	2	2	(1)	(1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合	1	1	1	23	2	2	(1)	(1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合	
1	1	1	23	2	3	(2)	(2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合	1	1	1	23	2	3	(2)	(2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合	
1	1	1	23	2	4	(3)	(3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合	1	1	1	23	2	4	(3)	(3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合	
1	1	1	23	2	5	(4)	(4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合	1	1	1	23	2	5	(4)	(4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合	
1	1	1	23	3	1	3	3. 請負者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び請負者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。	1	1	1	23	3	1	3	3. 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。	
1	1	1	23	4	1	4	4. 請負者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。	1	1	1	23	4	1	4	4. 受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。	
1	1	1	23	5	1	5	5. 請負者は、工事に使用する指定機械及び主要な船舶を搬入・搬出する際には、監督職員に通知しなければならない。	1	1	1	23	5	1	5	5. 受注者は、工事に使用する指定機械及び主要な船舶を搬入・搬出する際には、監督職員に通知しなければならない。	
1	1	1	23	6	1	6	6. 請負者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が請負者の過失によるものと認められる場合、請負者自らの負担で原形に復元しなければならない。	1	1	1	23	6	1	6	6. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。	
1	1	1	23	7	1	7	7. 請負者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	1	1	1	23	7	1	7	7. 受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	
1	1	1	23	8	1	8	8. 請負者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。	1	1	1	23	8	1	8	8. 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。	
1	1	1	23	9	1	9	9. 請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。	1	1	1	23	9	1	9	9. 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	1	1	23	9	2		なお、出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。	1	1	1	23	9	2		なお、出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。	
1	1	1	24	0	1	1 - 1 - 24	履行報告	1	1	1	24	0	1	1 - 1 - 24	履行報告	
1	1	1	24	1	1		請負者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	24	1	1		受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。	
1	1	1	25	0	1	1 - 1 - 25	工事関係者に対する措置請求	1	1	1	25	0	1	1 - 1 - 25	工事関係者に対する措置請求	
1	1	1	25	1	1	1 .	発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	1	1	1	25	1	1	1 .	発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	
1	1	1	25	2	1	2 .	発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	1	1	1	25	2	1	2 .	発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	
1	1	1	26	0	1	1 - 1 - 26	工事中の安全確保	1	1	1	26	0	1	1 - 1 - 26	工事中の安全確保	
1	1	1	26	1	1	1 .	請負者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。	1	1	1	26	1	1	1 .	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	誤字の修正
1	1	1	26	2	1	2 .	請負者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。	1	1	1	26	2	1	2 .	受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。	
1	1	1	26	3	1	3 .	請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。	1	1	1	26	3	1	3 .	受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。	
1	1	1	26	4	1	4 .	請負者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。	1	1	1	26	4	1	4 .	受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改定理由
1	1	1	26	5	1	5	1	1	1	26	5	1	5	受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。	
1	1	1	26	6	1	6	1	1	1	26	6	1	6	受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。	
1	1	1	26	7	1	7	1	1	1	26	7	1	7	受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。	
1	1	1	26	8	1	8	1	1	1	26	8	1	8	受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。	表記の統一
1	1	1	26	8	2	(1)	1	1	1	26	8	2	(1)	安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育	
1	1	1	26	8	3	(2)	1	1	1	26	8	3	(2)	当該工事内容等の周知徹底	
1	1	1	26	8	4	(3)	1	1	1	26	8	4	(3)	工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底	
1	1	1	26	8	5	(4)	1	1	1	26	8	5	(4)	当該工事における災害対策訓練	
1	1	1	26	8	6	(5)	1	1	1	26	8	6	(5)	当該工事現場で予想される事故対策	
1	1	1	26	8	7	(6)	1	1	1	26	8	7	(6)	その他、安全・訓練等として必要な事項	
1	1	1	26	9	1	9	1	1	1	26	9	1	9	受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。	
1	1	1	26	10	1	10	1	1	1	26	10	1	10	受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。	
1	1	1	26	11	1	11	1	1	1	26	11	1	11	受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。	
1	1	1	26	12	1	12	1	1	1	26	12	1	12	受注者は、工事現場が隣接または同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。	
1	1	1	26	13	1	13	1	1	1	26	13	1	13	監督職員が、労働安全衛生法（平成18年6月2日改正 法律第50号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。	
1	1	1	26	13	1	13	1	1	1	26	13	1	13	監督職員が、労働安全衛生法（平成18年6月2日改正 法律第50号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	1	1	26	14	1	14.	請負者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	1	1	1	26	14	1	14.	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	
1	1	1	26	15	1	15.	災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。	1	1	1	26	15	1	15.	災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。	
1	1	1	26	16	1	16.	請負者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。	1	1	1	26	16	1	16.	受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。	
1	1	1	26	17	1	17.	請負者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。	1	1	1	26	17	1	17.	受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告し、その処置については占用者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。	
1	1	1	26	18	1	18.	請負者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり、補修しなければならない。	1	1	1	26	18	1	18.	受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり、補修しなければならない。	
1	1	1	27	0	1	1 - 1 - 27	爆発及び火災の防止	1	1	1	27	0	1	1 - 1 - 27	爆発及び火災の防止	
1	1	1	27	1	1	1.	請負者は、火薬類の使用については、以下の規定による。	1	1	1	27	1	1	1.	受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。	
1	1	1	27	1	2	(1)	請負者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。	1	1	1	27	1	2	(1)	受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。	
1	1	1	27	1	3		なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。	1	1	1	27	1	3		なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。	
1	1	1	27	1	3	(2)	現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。	1	1	1	27	1	3	(2)	現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。	
1	1	1	27	2	1	2.	請負者は、火気の使用については、以下の規定による。	1	1	1	27	2	1	2.	受注者は、火気の使用については、以下の規定による。	
1	1	1	27	2	2	(1)	請負者は、火気の使用を行う場合は、工事中的火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。	1	1	1	27	2	2	(1)	受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中的火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	1	1	27	2	3	(2)	請負者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。	1	1	1	27	2	3	(2)	受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。	
1	1	1	27	2	4	(3)	請負者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。	1	1	1	27	2	4	(3)	受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。	
1	1	1	27	2	5	(4)	請負者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。	1	1	1	27	2	5	(4)	受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。	
1	1	1	28	0	1	1 - 1 - 28	後片付け	1	1	1	28	0	1	1 - 1 - 28	後片付け	
1	1	1	28	1	1		請負者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の請負者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。	1	1	1	28	1	1		受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。	
1	1	1	28	1	2		ただし、設計図書において存置するものものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。	1	1	1	28	1	2		ただし、設計図書において存置するものものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。	
1	1	1	29	0	1	1 - 1 - 29	事故報告書	1	1	1	29	0	1	1 - 1 - 29	事故報告書	
1	1	1	29	1	1		請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事務報告書を提出しなければならない。	1	1	1	29	1	1		受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事務報告書を提出しなければならない。	
1	1	1	30	0	1	1 - 1 - 30	環境対策	1	1	1	30	0	1	1 - 1 - 30	環境対策	
1	1	1	30	1	1	1.	請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	1	1	1	30	1	1	1.	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	
1	1	1	30	2	1	2.	請負者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。	1	1	1	30	2	1	2.	受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。	
1	1	1	30	3	1	3.	請負者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	30	3	1	3.	受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	1	1	30	4	1	4	請負者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。	1	1	1	30	4	1	4	受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。	
1	1	1	30	5	1	5	請負者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、請負者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。	1	1	1	30	5	1	5	受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。	
1	1	1	30	6	1	6	<p>請負者は、工事の施工にあたり表1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、およびトンネル坑内作業にあたり表1-2に示すトンネル工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p>ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。</p>	1	1	1	30	6	1	6	<p>受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、表1-1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に適合する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	
							ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。								<p>受注者はトンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年基準に適合するものとして、表1-2の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2項もしくは第20条第1項第2項の口に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</p> <p>トンネル用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで、トンネル用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
1	1	1	30	7	1	7	請負者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。	1	1	1	30	7	1	7	受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。	
1	1	1	30	8	1	8	請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種が調達不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	1	1	1	30	8	1	8	受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種が調達不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	
1	1	1	30	9	1	9	請負者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正法律第119号。「グリーン購入法」という。）」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計および提出の方法や、特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督職員と協議するものとする。	1	1	1	30	9	1	9	受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正法律第119号。「グリーン購入法」という。）」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。 なお、集計及び提出の方法や、特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督職員と協議するものとする。	表記の統一 なお書き以降を改訂
1	1	1	31	0	1	1 - 1 - 31	文化財の保護	1	1	1	31	0	1	1 - 1 - 31	文化財の保護	
1	1	1	31	1	1	1	請負者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	1	1	1	31	1	1	1	受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	
1	1	1	31	2	1	2	請負者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。	1	1	1	31	2	1	2	受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。	
1	1	1	32	0	1	1 - 1 - 32	交通安全管理	1	1	1	32	0	1	1 - 1 - 32	交通安全管理	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編章節条項	改訂理由
1	1	1	32	1	1	1 .	1	1	1	32	1	1	1 .	1 .	なお書き以降を改行
						1 .							1 .	1 .	
						請負者は、工所用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。							1 .	1 .	
						受注者は、工所用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。									
1	1	1	32	2	1	2 .	1	1	1	32	2	1	2 .	2 .	
						2 .							2 .	2 .	
						請負者は、工所用車両による土砂、工所用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。							2 .	2 .	
						受注者は、工所用車両による土砂、工所用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。									
1	1	1	32	3	1	3 .	1	1	1	32	3	1	3 .	3 .	
						3 .							3 .	3 .	
						請負者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工所用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。							3 .	3 .	
						受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工所用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。									
1	1	1	32	4	1	4 .	1	1	1	32	4	1	4 .	4 .	改正年度の更新
						4 .							4 .	4 .	
						請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成22年12月17日総理府・国土交通省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道路37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道路38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。							4 .	4 .	
						受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成24年2月27日改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道路37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道路38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。									
1	1	1	32	5	1	5 .	1	1	1	32	5	1	5 .	5 .	
						5 .							5 .	5 .	
						発注者が工所用道路に指定するもの以外の工所用道路は、請負者の責任において使用するものとする。							5 .	5 .	
						受注者が工所用道路に指定するもの以外の工所用道路は、受注者の責任において使用するものとする。									
1	1	1	32	6	1	6 .	1	1	1	32	6	1	6 .	6 .	
						6 .							6 .	6 .	
						請負者は、特記仕様書に他の請負者と工所用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する請負者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。							6 .	6 .	
						受注者は、特記仕様書に他の受注者と工所用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。									
1	1	1	32	7	1	7 .	1	1	1	32	7	1	7 .	7 .	
						7 .							7 .	7 .	
						公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。請負者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。							7 .	7 .	
						公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。									

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
1	1	1	32	8	1	1	1	1	32	8	1	1	1	1	32	8	1	1	1	1	32	8	1		
8. 工事の性質上、 請負者 が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。						8. 工事の性質上、 受注者 が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。																			
1	1	1	32	9	1	1	1	1	32	9	1	1	1	1	32	9	1	1	1	1	32	9	1		
9. 請負者 は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。						9. 受注者 は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。																			
1	1	1	32	10	1	1	1	1	32	10	1	1	1	1	32	10	1	1	1	1	32	10	1	なお書き以降を改行	
10. 請負者 は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。						10. 受注者 は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。																			
1	1	1	32	11	1	1	1	1	32	11	1	1	1	1	32	11	1	1	1	1	32	11	1	なお書き以降を改行	
11. 請負者 は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。						11. 受注者 は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。																			
1	1	1	32	12	1	1	1	1	32	12	1	1	1	1	32	12	1	1	1	1	32	12	1	道路交通法第57条に基づく制限外積載に関する記載を追加 政令改正の反映	
12. 請負者 は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成16年12月8日改正政令第387号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。						12. 受注者 は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成23年12月26日改正 政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、 <u>道路交通法施行令（平成24年3月22日改正 政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（平成24年8月改正 法律第67条）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</u>																			
1	1	1	32	12	2	1	1	1	32	12	2	1	1	1	32	12	2	1	1	1	32	12	2		
表1-3 一般的制限値						表1-3 一般的制限値																			
1	1	1	32	12	3	1	1	1	32	12	3	1	1	1	32	12	3	1	1	1	32	12	3		
ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。						ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。																			
1	1	1	33	0	1	1	1	1	33	0	1	1	1	1	33	0	1	1	1	1	33	0	1		
1-1-33 施設管理						1-1-33 施設管理																			
1	1	1	33	1	1	1	1	1	33	1	1	1	1	1	33	1	1	1	1	1	33	1	1	なお書き以降を改行	
1. 請負者 は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。						1. 受注者 は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（契約書第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。																			
1	1	1	34	0	1	1	1	1	34	0	1	1	1	1	34	0	1	1	1	1	34	0	1		
1-1-34 諸法令の遵守						1-1-34 諸法令の遵守																			
1	1	1	34	1	1	1	1	1	34	1	1	1	1	1	34	1	1	1	1	1	34	1	1	なお書き以降を改行	
1. 請負者 は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は 請負者 の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。						1. 受注者 は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は 受注者 の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。																			
1	1	1	34	1	2	1	1	1	34	1	2	1	1	1	34	1	2	1	1	1	34	1	2		
(1) 会計法 (平成18年6月改正 法律第53号)						(1) 会計法 (平成18年6月改正 法律第53号)																			

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
1	1	1	34	1	53	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法 （平成20年5月改正法律第26号）	1	1	1	34	1	53	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法 （平成20年5月改正法律第26号）				
1	1	1	34	1	54	(53)	船舶安全法 （平成18年6月改正法律第50号）	1	1	1	34	1	54	(53)	船舶安全法 （平成24年9月改正法律第89号）				改正年度の反映
1	1	1	34	1	55	(54)	自然環境保全法 （平成21年6月改正法律第47号）	1	1	1	34	1	55	(54)	自然環境保全法 （平成23年8月改正法律第105号）				改正年度の反映
1	1	1	34	1	56	(55)	自然公園法 （平成21年6月改正法律第47号）	1	1	1	34	1	56	(55)	自然公園法 （平成23年8月改正法律第105号）				改正年度の反映
1	1	1	34	1	57	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 （平成21年6月改正法律第51号）	1	1	1	34	1	57	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 （平成21年6月改正法律第51号）				
1	1	1	34	1	59	(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 （平成15年7月改正法律第119号）	1	1	1	34	1	59	(57)	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 （平成15年7月改正法律第119号）				
1	1	1	34	1	61	(58)	河川法施行法 （平成11年12月改正法律第160号）	1	1	1	34	1	61	(58)	河川法施行法 （平成11年12月改正法律第160号）				
1	1	1	34	1	63	(59)	技術士法 （平成18年6月改正法律第50号）	1	1	1	34	1	63	(59)	技術士法 （平成23年6月改正法律第74号）				改正年度の反映
1	1	1	34	1	64	(60)	漁業法 （平成19年6月改正法律第77号）	1	1	1	34	1	64	(60)	漁業法 （平成23年5月改正法律第35号）				改正年度の反映
1	1	1	34	1	65	(61)	漁港漁場整備法 （平成19年5月法律第61号）	1	1	1	34	1	65	(61)	漁港漁場整備法 （平成19年5月法律第61号）				
1	1	1	34	1	66	(62)	空港法 （平成20年6月法律第75号）	1	1	1	34	1	66	(61)	空港法 （平成23年8月法律第105号）				改正年度の反映
1	1	1	34	1	67	(63)	計量法 （平成18年3月改正法律第10号）	1	1	1	34	1	67	(62)	計量法 （平成23年8月改正法律第105号）				改正年度の反映
1	1	1	34	1	68	(64)	厚生年金保険法 （平成22年4月改正法律第27号）	1	1	1	34	1	68	(63)	厚生年金保険法 （平成24年8月改正法律第63号）				改正年度の反映
1	1	1	34	1	69	(65)	航路標識法 （平成16年6月改正法律第84号）	1	1	1	34	1	69	(64)	航路標識法 （平成16年6月改正法律第84号）				改正年度の反映
1	1	1	34	1	70	(66)	資源の有効な利用の促進に関する法律 （平成14年2月改正法律第1号）	1	1	1	34	1	70	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律 （平成14年2月改正法律第1号）				
1	1	1	34	1	71	(67)	最低賃金法 （平成20年5月改正法律第26号）	1	1	1	34	1	71	(66)	最低賃金法 （平成24年4月改正法律第27号）				改正年度の反映
1	1	1	34	1	72	(68)	職業安定法 （平成21年7月改正法律第79号）	1	1	1	34	1	72	(67)	職業安定法 （平成24年8月改正法律第53号）				改正年度の反映
1	1	1	34	1	73	(69)	所得税法 （平成22年3月改正法律第6号）	1	1	1	34	1	73	(68)	所得税法 （平成24年3月改正法律第16号）				改正年度の反映
1	1	1	34	1	74	(70)	水産資源保護法 （平成22年6月改正法律第41号）	1	1	1	34	1	74	(69)	水産資源保護法 （平成22年6月改正法律第41号）				
1	1	1	34	1	75	(71)	船員保険法 （平成22年5月改正法律第35号）	1	1	1	34	1	75	(70)	船員保険法 （平成24年9月改正法律第87号）				改正年度の反映
1	1	1	34	1	76	(72)	著作権法 （平成21年7月改正法律第73号）	1	1	1	34	1	76	(71)	著作権法 （平成24年6月改正法律第43号）				改正年度の反映
1	1	1	34	1	77	(73)	電波法 （平成21年4月改正法律第22号）	1	1	1	34	1	77	(72)	電波法 （平成23年6月改正法律第74号）				改正年度の反映
1	1	1	34	1	78	(74)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 （平成19年6月改正法律第90号）	1	1	1	34	1	78	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 （平成24年4月改正法律第27号）				改正年度の反映
1	1	1	34	1	80	(75)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 （平成22年3月改正法律第15号）	1	1	1	34	1	80	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 （平成23年5月改正法律第47号）				改正年度の反映
1	1	1	34	1	81	(76)	農薬取締法 （平成19年3月改正法律第8号）	1	1	1	34	1	81	(75)	農薬取締法 （平成19年3月改正法律第8号）				
1	1	1	34	1	82	(77)	毒物及び劇物取締法 （昭和25年法律第303号）	1	1	1	34	1	82	(76)	毒物及び劇物取締法 （平成23年12月改正法律第122号）				改正年度の反映
1	1	1	34	1	83	(78)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 （平成17年5月法律第51号）	1	1	1	34	1	83	(77)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 （平成17年5月法律第51号）				
1	1	1	34	1	84	(79)	公共工事の品質確保の促進に関する法律 （平成17年3月法律第18号）	1	1	1	34	1	84	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律 （平成17年3月法律第18号）				
1	1	1	34	1	85	(80)	警備業法 （平成17年7月改正法律第87号）	1	1	1	34	1	85	(79)	警備業法 （平成23年6月改正法律第42号）				改正年度の反映
1	1	1	34	1	86	(81)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 （平成17年10月改正法律第102号）	1	1	1	34	1	86	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 （平成24年6月改正法律第42号）				改正年度の反映
1	1	1	34	1	87	(82)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 （平成19年3月改正法律第19号）	1	1	1	34	1	87	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 （平成23年12月改正法律第122号）				改正年度の反映
1	1	1	34	2	1	2.	請負者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。	1	1	1	34	2	1	2.	受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。				

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	1	1	34	3	1	3	請負者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	34	3	1	3	受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及びそのものが第1項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。	
1	1	1	35	0	1	1 - 1 - 35	官公庁等への手続等	1	1	1	35	0	1	1 - 1 - 35	官公庁等への手続等	
1	1	1	35	1	1	1	請負者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。	1	1	1	35	1	1	1	受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。	
1	1	1	35	2	1	2	請負者は、工事施工にあたり請負者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。	1	1	1	35	2	1	2	受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。	
1	1	1	35	3	1	3	請負者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。 なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。	1	1	1	35	3	1	3	受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。 なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。	なお書き以降改行
1	1	1	35	4	1	4	請負者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、請負者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	35	4	1	4	受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。 なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。	なお書き以降改行
1	1	1	35	5	1	5	請負者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。	1	1	1	35	5	1	5	受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。	
1	1	1	35	6	1	6	請負者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、請負者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。	1	1	1	35	6	1	6	受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。	
1	1	1	35	7	1	7	請負者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。請負者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。	1	1	1	35	7	1	7	受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。	
1	1	1	35	8	1	8	請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。	1	1	1	35	8	1	8	受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。	
1	1	1	36	0	1	1 - 1 - 36	施工時期及び施工時間の変更	1	1	1	36	0	1	1 - 1 - 36	施工時期及び施工時間の変更	
1	1	1	36	1	1	1	請負者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。	1	1	1	36	1	1	1	受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。	
1	1	1	36	2	1	2	請負者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	36	2	1	2	受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等			
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改定理由	
1	1	1	37	0	1	1 - 1 - 37	工事測量 請負者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また請負者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	37	0	1	1 - 1 - 37	工事測量 受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。		なお書き以降を改行
1	1	1	37	2	1	2	請負者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。	1	1	1	37	2	1	2	受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。		
1	1	1	37	3	1	3	請負者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工用多角点及び重要な工用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	1	1	1	37	3	1	3	受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工用多角点及び重要な工用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。		なお書き以降を改行
1	1	1	37	4	1	4	請負者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	1	1	1	37	4	1	4	受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。		
1	1	1	37	5	1	5	水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工用基準面を基準として行うものとする。	1	1	1	37	5	1	5	水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工用基準面を基準として行うものとする。		
1	1	1	38	0	1	1 - 1 - 38	不可抗力による損害	1	1	1	38	0	1	1 - 1 - 38	不可抗力による損害		
1	1	1	38	1	1	1	請負者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。	1	1	1	38	1	1	1	受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第29条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。		
1	1	1	38	2	1	2	契約書第29条第1項に規定する「設計図書で <u>定めた基準</u> 」とは、 <u>次</u> の各号に掲げるものをいう。	1	1	1	38	2	1	2	契約書第29条第1項に規定する「設計図書で <u>基準を定めたもの</u> 」とは、 <u>以下</u> の各号に掲げるものをいう。		工事請負契約書の記載に合わせる 表記の統一
1	1	1	38	2	2	(1)	波浪、高潮に起因する場合	1	1	1	38	2	2	(1)	波浪、高潮に起因する場合		
1	1	1	38	2	3		波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合	1	1	1	38	2	3		波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合		
1	1	1	38	2	4	(2)	降雨に起因する場合 <u>次</u> のいずれかに該当する場合とする。	1	1	1	38	2	4	(2)	降雨に起因する場合 <u>以下</u> のいずれかに該当する場合とする。		表記の統一

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
1	1	1	38	2	5														
						24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上												24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上	
1	1	1	38	2	6														
						1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上													1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上
1	1	1	38	2	7														
						連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上													連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上
1	1	1	38	2	8														
						その他設計図書で定めた基準													その他設計図書で定めた基準
1	1	1	38	2	9	(3)													
						強風に起因する場合													(3) 強風に起因する場合
1	1	1	38	2	10														
						最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合													最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合
1	1	1	38	2	11	(4)													
						河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合													(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合
1	1	1	38	2	12	(5)													
						地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合													(5) 地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合
1	1	1	38	3	1	3.													
						契約書第29条第2項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等請負者の責によるとされるものをいう。													3. 契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。
																			工事請負契約書の記載に合わせる
1	1	1	39	0	1	1 - 1 - 39													
						特許権等													1 - 1 - 39 特許権等
1	1	1	39	1	1	1.													
						請負者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。													1. 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関する費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。
1	1	1	39	2	1	2.													
						請負者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。													2. 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
1	1	1	39	3	1	3.													
						発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成22年12月3日改正法律第65号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。													3. 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（平成22年12月3日改正法律第65号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。
1	1	1	39	3	2														
						なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。													なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。
1	1	1	40	0	1	1 - 1 - 40													
						保険の付保及び事故の補償													1 - 1 - 40 保険の付保及び事故の補償
1	1	1	40	1	1	1.													
						請負者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。													1. 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	1	1	40	2	1		2. 請負者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。	1	1	1	40	2	1		2. 受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。	
							3. 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。								3. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	適用法令の修正
1	1	1	40	4	1		4. 請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。	1	1	1	40	4	1		4. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。	
1	1	1	40	5	1		5. 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。	1	1	1	40	5	1		5. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヵ月以内に、発注者に提出しなければならない。	
1	1	1	41	0	1	1 - 1 - 41	臨機の措置	1	1	1	41	0	1	1 - 1 - 41	臨機の措置	
1	1	1	41	1	1		1. 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。	1	1	1	41	1	1		1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。	
1	1	1	41	2	1		2. 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。	1	1	1	41	2	1		2. 監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。	
1	2	0	0	0	1	第2章	土 工	1	2	0	0	0	1	第2章	土 工	
1	2	1	0	0	1	第1節	適 用	1	2	1	0	0	1	第1節	適 用	
1	2	1	0	1	1		1. 本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、港湾土工、空港土工その他これらに類する工種について適用する。	1	2	1	0	1	1		1. 本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、港湾土工、空港土工その他これらに類する工種について適用する。	
1	2	1	0	2	1		2. 本章に特に定めのない事項については、第2編材料編の規定による。	1	2	1	0	2	1		2. 本章に特に定めのない事項については、第2編材料編の規定による。	
1	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	1	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
1	2	2	0	0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準書と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	1	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準書と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	表記の統一 なお書き以降を改行
1	2	2	0	0	3		日本道路協会 道路土工 - 施工指針 (昭和61年11月)	1	2	2	0	0	3		(削除)	内容が道路土工要綱に組み込まれたため削除
1	2	2	0	0	4		日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)	1	2	2	0	0	4		日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
1	2	2	0	0	5							1	2	2	0	0	5								改正年度の更新
1	2	2	0	0	6							1	2	2	0	0	6								
1	2	2	0	0	7							1	2	2	0	0	7								内容が道路土工要綱に組み込まれたため削除
1	2	2	0	0	8							1	2	2	0	0	8								
1	2	2	0	0	9							1	2	2	0	0	9								
1	2	2	0	0	10							1	2	2	0	0	10								
1	2	2	0	0	11							1	2	2	0	0	11								
1	2	2	0	0	13							1	2	2	0	0	13								
1	2	2	0	0	14							1	2	2	0	0	14								
1	2	2	0	0	15							1	2	2	0	0	15								
1	2	3	0	0	1	第3節						1	2	3	0	0	1	第3節							
1	2	3	1	0	1	2-3-1						1	2	3	1	0	1	2-3-1							
1	2	3	1	1	1	1.						1	2	3	1	1	1	1.							
1	2	3	1	2	1	2.						1	2	3	1	2	1	2.							
1	2	3	1	2	2							1	2	3	1	2	2								
1	2	3	1	2	3							1	2	3	1	2	3								表記の統一
1	2	3	1	2	3							1	2	3	1	2	3								

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	2	3	1	3	1	3	請負者は、工事施工中については、滞水を生じないように排水状態に維持しなければならない。	1	2	3	1	3	1	3	受注者は、工事施工中については、滞水を生じないように排水状態に維持しなければならない。	
1	2	3	1	4	1	4	請負者は、建設発生土については、第1編1-1-18建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	1	2	3	1	4	1	4	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-18建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	
1	2	3	1	5	1	5	請負者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、設計図書及び監督職員の指示に従わなければならない。	1	2	3	1	5	1	5	受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、設計図書及び監督職員の指示に従わなければならない。	
1	2	3	1	5	2		なお、請負者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	1	2	3	1	5	2		なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
1	2	3	1	6	1	6	請負者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	1	2	3	1	6	1	6	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	
1	2	3	1	6	2	(1)	処理方法(場所・形状等)	1	2	3	1	6	2	(1)	処理方法(場所・形状等)	
1	2	3	1	6	3	(2)	排水計画	1	2	3	1	6	3	(2)	排水計画	
1	2	3	1	6	4	(3)	場内維持等	1	2	3	1	6	4	(3)	場内維持等	
1	2	3	1	7	1	7	請負者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。	1	2	3	1	7	1	7	受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。	
1	2	3	1	8	1	8	建設発生土受入れ地については、請負者は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。	1	2	3	1	8	1	8	建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。	
1	2	3	1	9	1	9	請負者は、伐除根作業における伐除根物の処理方法については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	1	2	3	1	9	1	9	受注者は、伐除根作業における伐除根物の処理方法については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
1	2	3	1	10	1	10	請負者は、伐除根作業範囲が設計図書に示されていない場合には、表2-2に従い施工しなければならない。	1	2	3	1	10	1	10	受注者は、伐除根作業範囲が設計図書に示されていない場合には、表2-2に従い施工しなければならない。	
1	2	3	1	10	2		表2-2 伐除根作業	1	2	3	1	10	2		表2-2 伐除根作業	
1	2	3	2	0	1	2-3-2	掘削工	1	2	3	2	0	1	2-3-2	掘削工	
1	2	3	2	1	1	1	請負者は、水門等の上流側での掘削工を行うにあたり、流下する土砂その他によって河川管理施設、許可工作物等、他の施設の機能に支障を与えてはならない。請負者は、特に指定されたものを除き水の流れに対して影響を与える場合には、掘削順序、方向または高さ等についてあらかじめ設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。水中掘削を行う場合も同様とするものとする。	1	2	3	2	1	1	1	受注者は、水門等の上流側での掘削工を行うにあたり、流下する土砂その他によって河川管理施設、許可工作物等、他の施設の機能に支障を与えてはならない。受注者は、特に指定されたものを除き水の流れに対して影響を与える場合には、掘削順序、方向または高さ等についてあらかじめ設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。水中掘削を行う場合も同様とするものとする。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	2	3	2	2	1	2	請負者は、軟岩掘削及び硬岩掘削において、規定断面に仕上げた後、浮石等が残らないようにしなければならない。	1	2	3	2	2	1	2	受注者は、軟岩掘削及び硬岩掘削において、規定断面に仕上げた後、浮石等が残らないようにしなければならない。	
1	2	3	2	3	1	3	請負者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	1	2	3	2	3	1	3	受注者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	
1	2	3	2	4	1	4	請負者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。	1	2	3	2	4	1	4	受注者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。	
1	2	3	2	5	1	5	請負者は、砂防土工における斜面对策としての掘削工（排土）を行うにあたり、設計図書で特に定めのある場合を除き、原則として掘削を斜面上部より下部に向かって行わなければならない。	1	2	3	2	5	1	5	受注者は、砂防土工における斜面对策としての掘削工（排土）を行うにあたり、設計図書で特に定めのある場合を除き、原則として掘削を斜面上部より下部に向かって行わなければならない。	
1	2	3	2	6	1	6	請負者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。	1	2	3	2	6	1	6	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。	
1	2	3	3	0	1	2 - 3 - 3	盛土工	1	2	3	3	0	1	2 - 3 - 3	盛土工	
1	2	3	3	1	1	1	請負者は、盛土工の開始にあたって、地盤の表面を本条3項に示す盛土層厚の1/2の厚さまで掻き起こしてほぐし、盛土材料とともに締固め、地盤と盛土の一体性を確保しなければならない。	1	2	3	3	1	1	1	受注者は、盛土工の開始にあたって、地盤の表面を本条3項に示す盛土層厚の1/2の厚さまで掻き起こしてほぐし、盛土材料とともに締固め、地盤と盛土の一体性を確保しなければならない。	
1	2	3	3	2	1	2	請負者は、1：4より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き、段切を行い、盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。	1	2	3	3	2	1	2	受注者は、1：4より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き、段切を行い、盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。	
1	2	3	3	2	2		図2-1 盛土基礎地盤の段切	1	2	3	3	2	2		図2-1 盛土基礎地盤の段切	
1	2	3	3	3	1	3	請負者は、築堤の盛土工の施工において、一層の仕上り厚を30cm以下とし、平坦に締固めなければならない。	1	2	3	3	3	1	3	受注者は、築堤の盛土工の施工において、一層の仕上り厚を30cm以下とし、平坦に締固めなければならない。	
1	2	3	3	4	1	4	請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。	1	2	3	3	4	1	4	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。	
1	2	3	3	4	2		また、樋管等の構造物がある場合には、過重な偏土圧のかからないように盛土し、締固めなければならない。	1	2	3	3	4	2		また、樋管等の構造物がある場合には、過重な偏土圧のかからないように盛土し、締固めなければならない。	
1	2	3	3	5	1	5	請負者は、盛土材料に石が混入する場合には、その施工にあたって石が一ヶ所に集まらないようにしなければならない。	1	2	3	3	5	1	5	受注者は、盛土材料に石が混入する場合には、その施工にあたって石が一ヶ所に集まらないようにしなければならない。	
1	2	3	3	6	1	6	請負者は、盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	1	2	3	3	6	1	6	受注者は、盛土工の作業終了時または作業を中断する場合は、表面に4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	2	3	3	7	1	7	請負者は、締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で行う必要がある。	1	2	3	3	7	1	7	受注者は、締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で行う必要がある。	
1	2	3	3	8	1	8	請負者は、盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちに監督職員に通知しなければならない。	1	2	3	3	8	1	8	受注者は、盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちに監督職員に通知しなければならない。	
1	2	3	3	9	1	9	請負者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、請負者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。	1	2	3	3	9	1	9	受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。	
1	2	3	3	10	1	10	請負者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	1	2	3	3	10	1	10	受注者は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
1	2	3	3	11	1	11	請負者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	3	3	11	1	11	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	
1	2	3	3	12	1	12	請負者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。	1	2	3	3	12	1	12	受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。	
1	2	3	3	13	1	13	請負者は、軟弱地盤上の盛土工施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。	1	2	3	3	13	1	13	受注者は、軟弱地盤上の盛土工施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。	
1	2	3	3	14	1	14	請負者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、すみやかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を図らなければならない。	1	2	3	3	14	1	14	受注者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、すみやかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を図らなければならない。	
1	2	3	3	15	1	15	軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の盛土高さは設計図書によるものとし、請負者は、その沈下や周囲の地盤の水平変位等を監視しながら盛土を施工し、監督職員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。	1	2	3	3	15	1	15	軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の盛土高さは設計図書によるものとし、受注者は、その沈下や周囲の地盤の水平変位等を監視しながら盛土を施工し、監督職員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。	
1	2	3	3	16	1	16	請負者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	1	2	3	3	16	1	16	受注者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	2	3	3	17	1	17	請負者は、砂防土工における斜面对策としての盛土工（押し盛土）を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査した上で、それらを施工計画に反映しなければならない。	1	2	3	3	17	1	17	受注者は、砂防土工における斜面对策としての盛土工（押し盛土）を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査した上で、それらを施工計画に反映しなければならない。	
1	2	3	4	0	1	2 - 3 - 4	盛土補強工	1	2	3	4	0	1	2 - 3 - 4	盛土補強工	
1	2	3	4	1	1	1	盛土補強工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、盛土体の安定を図ることをいうものとする。	1	2	3	4	1	1	1	盛土補強工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、盛土体の安定を図ることをいうものとする。	
1	2	3	4	2	1	2	盛土材については設計図書によるものとする。請負者は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1	2	3	4	2	1	2	盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
1	2	3	4	3	1	3	請負者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。	1	2	3	4	3	1	3	受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。	
1	2	3	4	4	1	4	請負者は、設計図書に示された規格及び敷設長を有する補強材を、所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸がないように敷設し、ピンや土盛りなどにより適宜固定するものとする。	1	2	3	4	4	1	4	受注者は、設計図書に示された規格及び敷設長を有する補強材を、所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸がないように敷設し、ピンや土盛りなどにより適宜固定するものとする。	
1	2	3	4	5	1	5	請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	1	2	3	4	5	1	5	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
1	2	3	4	6	1	6	請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保するものとする。	1	2	3	4	6	1	6	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保するものとする。	
1	2	3	4	7	1	7	請負者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。	1	2	3	4	7	1	7	受注者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。	なお書き以降を改訂
1	2	3	4	8	1	8	請負者は、盛土材のまき出し及び締固めについては、第1編2-3-3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	1	2	3	4	8	1	8	受注者は、盛土材のまき出し及び締固めについては、第1編2-3-3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
1	2	3	4	9	1	9	1	2	3	4	9	1	9	1	2	3	4	9	1	なお書き以降を改行
1	2	3	4	10	1	10	1	2	3	4	10	1	10	1	2	3	4	10	1	
1	2	3	4	11	1	11	1	2	3	4	11	1	11	1	2	3	4	11	1	
1	2	3	4	12	1	12	1	2	3	4	12	1	12	1	2	3	4	12	1	
1	2	3	4	13	1	13	1	2	3	4	13	1	13	1	2	3	4	13	1	
1	2	3	4	14	1	14	1	2	3	4	14	1	14	1	2	3	4	14	1	
1	2	3	5	0	1	2 - 3 - 5	1	2	3	5	0	1	2 - 3 - 5	1	2	3	5	0	1	
1	2	3	5	1	1	1	1	2	3	5	1	1	1	2	3	5	1	1	1	なお書き以降を改行
1	2	3	5	2	1	2	1	2	3	5	2	1	2	1	2	3	5	2	1	
1	2	3	5	3	1	3	1	2	3	5	3	1	3	1	2	3	5	3	1	文章表現の訂正
1	2	3	5	4	1	4	1	2	3	5	4	1	4	1	2	3	5	4	1	
1	2	3	5	5	1	5	1	2	3	5	5	1	5	1	2	3	5	5	1	
1	2	3	6	0	1	2 - 3 - 6	1	2	3	6	0	1	2 - 3 - 6	1	2	3	6	0	1	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	2	3	6	1	1		請負者は、堤防天端に砕石を敷設する場合は、平坦に均さなければならない。	1	2	3	6	1	1		受注者は、堤防天端に砕石を敷設する場合は、平坦に敷き均さなければならない。	表現の修正
1	2	3	7	0	1	2 - 3 - 7	残土処理工	1	2	3	7	0	1	2 - 3 - 7	残土処理工	
1	2	3	7	1	1	1.	残土処理工とは作業土工で生じた残土の工区外への運搬及び受入れ地の整形処理までの一連作業をいう。	1	2	3	7	1	1	1.	残土処理工とは作業土工で生じた残土の工区外への運搬及び受入れ地の整形処理までの一連作業をいう。	
1	2	3	7	2	1	2.	残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がからないうつとめなければならない。	1	2	3	7	2	1	2.	残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がからないうつとめなければならない。	
1	2	4	0	0	1	第4節	道路土工	1	2	4	0	0	1	第4節	道路土工	
1	2	4	1	0	1	2 - 4 - 1	一般事項	1	2	4	1	0	1	2 - 4 - 1	一般事項	
1	2	4	1	1	1	1.	本節は、道路土工として掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工、残土処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。	1	2	4	1	1	1	1.	本節は、道路土工として掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工、残土処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。	
1	2	4	1	2	1	2.	路床とは盛土部においては、盛土仕上り面下、掘削（切土）部においては掘削仕上り面下1m以内の部分を用いる。	1	2	4	1	2	1	2.	路床とは盛土部においては、盛土仕上り面下、掘削（切土）部においては掘削仕上り面下1m以内の部分を用いる。	
1	2	4	1	2	2		路体とは盛土における路床以外の部分を用いる。	1	2	4	1	2	2		路体とは盛土における路床以外の部分を用いる。	
								1	2	4	1	3	1	3.	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取り付け部である裏込めや埋め戻し部分は、供用開始後に構造物との間の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。 なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 下部構造編 8.9 橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成24年3月）及び「道路土工 盛土指針、4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。	道路土工の盛土工に関して、道路土工盛土工指針の改正に伴い、品質管理基準の規格値（現場密度の測定）を路体工、路床工、構造物取付け部に区分したため、構造物取付け部について記載する。 また、構造物取付け部の範囲については、「道路橋示方書」及び「盛土工指針」で全ての構造物取付け部を網羅しているわけではないため、「参考とする」とした。
1	2	4	1	3	1	3.	地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。	1	2	4	1	4	1	4.	地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。	第3項の追加により修正
1	2	4	1	3	2		請負者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備および保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	1	2	4	1	4	2		受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備および保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	第3項の追加により修正 なお書き以降を改行
1	2	4	1	4	1	4.	請負者は、盛土及び地山法面の雨水による侵食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければならない。	1	2	4	1	5	1	5.	受注者は、盛土及び地山法面の雨水による侵食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければならない。	第3項の追加により修正
1	2	4	1	5	1	5.	請負者は、工事箇所に工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	1	2	4	1	6	1	6.	受注者は、工事箇所に工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	第3項の追加により修正
1	2	4	1	6	1	6.	請負者は、工事施工中については、雨水等の滞水を生じないような排水状態を維持しなければならない。	1	2	4	1	7	1	7.	受注者は、工事施工中については、雨水等の滞水を生じないような排水状態を維持しなければならない。	第3項の追加により修正
1	2	4	1	7	1	7.	請負者は、建設発生土については、第1編1-1-18建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	1	2	4	1	8	1	8.	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-18建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	第3項の追加により修正

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由
1	2	4	1	8	1	1	2	4	1	9	1	1	2	4	1	9	1	第3項の追加により修正
1	2	4	1	8	2	1	2	4	1	8	2	1	2	4	1	8	2	第3項の追加により修正
1	2	4	1	9	1	1	2	4	1	10	1	1	2	4	1	10	1	第3項の追加により修正
1	2	4	1	9	2	1	2	4	1	10	2	1	2	4	1	10	2	第3項の追加により修正
1	2	4	1	9	3	1	2	4	1	10	3	1	2	4	1	10	3	第3項の追加により修正
1	2	4	1	9	4	1	2	4	1	10	4	1	2	4	1	10	4	第3項の追加により修正
1	2	4	1	10	1	1	2	4	1	11	1	1	2	4	1	11	1	第3項の追加により修正
						1	2	4	1	12	1	1	2	4	1	12	1	建設発生土の土質区分については、「発生土利用基準について」(平成18年8月10日付国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号)による。
1	2	4	1	11	1	1	2	4	1	13	1	1	2	4	1	13	1	第3項の追加により修正 第12項の追加により修正
1	2	4	1	12	1	1	2	4	1	14	1	1	2	4	1	14	1	第3項の追加により修正 第12項の追加により修正 表現の統一
1	2	4	1	13	1	1	2	4	1	15	1	1	2	4	1	15	1	第3項の追加により修正 第12項の追加により修正
1	2	4	1	13	2	1	2	4	1	15	2	1	2	4	1	15	2	第3項の追加により修正 第12項の追加により修正
1	2	4	1	14	1	1	2	4	1	16	1	1	2	4	1	16	1	第3項の追加により修正 第12項の追加により修正
1	2	4	1	15	1	1	2	4	1	17	1	1	2	4	1	17	1	第3項の追加により修正 第12項の追加により修正
1	2	4	1	16	1	1	2	4	1	18	1	1	2	4	1	18	1	第3項の追加により修正 第12項の追加により修正

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
1	2	4	1	17	1		17. 軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の高さは設計図書によるものとし、 請負者 は、その沈下や周囲の地盤の水平変化等を監視しながら盛土を施工し、監督職員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。	1	2	4	1	19	1		19. 軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の高さは設計図書によるものとし、 受注者 は、その沈下や周囲の地盤の水平変化等を監視しながら盛土を施工し、監督職員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。	第3項の追加により修正 第12項の追加により修正
1	2	4	1	18	1		18. 請負者 は、軟弱地盤上の盛土の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	1	2	4	1	20	1		20. 受注者 は、軟弱地盤上の盛土の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	第3項の追加により修正 第12項の追加により修正
1	2	4	2	0	1	2 - 4 - 2	掘削工	1	2	4	2	0	1	2 - 4 - 2	掘削工	
1	2	4	2	1	1		1. 請負者 は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	1	2	4	2	1	1		1. 受注者 は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	
1	2	4	2	2	1		2. 請負者 は、掘削の施工にあたり、現場の地形、掘削高さ、掘削量、地層の状態（岩の有無）、掘削土の運搬方法などから、使用機械を設定しなければならない。	1	2	4	2	2	1		2. 受注者 は、掘削の施工にあたり、現場の地形、掘削高さ、掘削量、地層の状態（岩の有無）、掘削土の運搬方法などから、使用機械を設定しなければならない。	
1	2	4	2	3	1		3. 請負者 は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	1	2	4	2	3	1		3. 受注者 は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。	
1	2	4	2	4	1		4. 請負者 は、路床面において、設計図書に示す支持力が得られない場合、または均等性に疑義がある場合には、監督職員と協議しなければならない。	1	2	4	2	4	1		4. 受注者 は、路床面において、設計図書に示す支持力が得られない場合、または均等性に疑義がある場合には、監督職員と協議しなければならない。	
1	2	4	2	5	1		5. 請負者 は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。	1	2	4	2	5	1		5. 受注者 は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。	
1	2	4	2	6	1		6. 請負者 は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破をさけるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。	1	2	4	2	6	1		6. 受注者 は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破をさけるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。	
1	2	4	2	6	2		万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合には、 請負者 は監督職員の承諾を得た工法で修復しなければならない。	1	2	4	2	6	2		万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合には、 受注者 は監督職員の承諾を得た工法で修復しなければならない。	
1	2	4	2	7	1		7. 請負者 は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民に迷惑をかけないようにしなければならない。	1	2	4	2	7	1		7. 受注者 は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民に迷惑をかけないようにしなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等														
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
1	2	4	3	0	1	2 - 4 - 3	1	2	4	3	0	1	2	4	3	0	1	2 - 4 - 3	1	2	4	3	0	1		
						路体盛土工												路体盛土工								
					1	1. 請負者は、路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処置工法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。												1. 受注者は、路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処置工法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。								
					2	2. 請負者は、水中で路体盛土工を行う場合の材料については、設計図書によるものとする。													2. 受注者は、水中で路体盛土工を行う場合の材料については、設計図書によるものとする。						表現の統一	
					3	3. 請負者は、路体盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土を両側から行ない偏圧のかからないよう締固めなければならない。													3. 受注者は、路体盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土を両側から行ない偏圧のかからないよう締固めなければならない。							
					4	4. 請負者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。														4. 受注者は、路体盛土工の作業終了時または作業を中断する場合には、表面に4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。						
					5	5. 請負者は、路体盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路体盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。														5. 受注者は、路体盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路体盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。						
					6	6. 請負者は、路体盛土工の施工においては、一層の仕上り厚を30cm以下とし、各層ごとに締固めなければならない。														6. 受注者は、路体盛土工の施工においては、一層の仕上り厚を30cm以下とし、各層ごとに締固めなければならない。						
					7	7. 請負者は、路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、空隙を細かい材料で 充填 しなければなりません。止むを得ず30cm程度のものを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。														7. 受注者は、路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、空隙を細かい材料で 充填 しなければなりません。止むを得ず30cm程度のものを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。					語句の統一	
					8	8. 請負者は、1:4より急な勾配を有する地盤上に路体盛土工を行う場合には、特に指示する場合を除き段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない。														8. 受注者は、1:4より急な勾配を有する地盤上に路体盛土工を行う場合には、特に指示する場合を除き段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない。						
					8	図2-2 盛土基礎地盤の段切														図2-2 盛土基礎地盤の段切						
					9	9. 請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンバ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。															9. 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンバ、振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。					
					2	なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。															2. なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。					
					10	10. 請負者は、路体盛土工の締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。															10. 受注者は、路体盛土工の締固め作業の実施にあたり、適切な含水比の状態で施工しなければならない。					
					11	11. 請負者は、路体盛土工作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。															11. 受注者は、路体盛土工作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。					

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
1	2	4	3	12	1	12	1	2	4	3	12	1	2	4	3	12	1	12	1	2	4	3	12	1	
1	2	4	3	13	1	13	1	2	4	3	13	1	2	4	3	13	1	13	1	2	4	3	13	1	
1	2	4	3	14	1	14	1	2	4	3	14	1	2	4	3	14	1	14	1	2	4	3	14	1	
1	2	4	4	0	1	2-4-4	1	2	4	4	0	1	2	4	4	0	1	2-4-4	1	2	4	4	0	1	
1	2	4	4	1	1	1	1	2	4	4	1	1	1	2	4	4	1	1	1	2	4	4	1	1	
1	2	4	4	2	1	2	1	2	4	4	2	1	1	2	4	4	2	1	1	2	4	4	2	1	
1	2	4	4	3	1	3	1	2	4	4	3	1	1	2	4	4	3	1	1	2	4	4	3	1	
1	2	4	4	4	1	4	1	2	4	4	4	1	1	2	4	4	4	1	1	2	4	4	4	1	
1	2	4	4	5	1	5	1	2	4	4	5	1	1	2	4	4	5	1	1	2	4	4	5	1	
1	2	4	4	6	1	6	1	2	4	4	6	1	1	2	4	4	6	1	1	2	4	4	6	1	
1	2	4	4	7	1	7	1	2	4	4	7	1	1	2	4	4	7	1	1	2	4	4	7	1	
1	2	4	4	8	1	8	1	2	4	4	8	1	1	2	4	4	8	1	1	2	4	4	8	1	
1	2	4	4	9	1	9	1	2	4	4	9	1	1	2	4	4	9	1	1	2	4	4	9	1	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
1	2	4	4	10	1		10. 路床盛土の締固め度については、第1編1-1-23施工管理第8項の規定によるものとする。	1	2	4	4	10	1		10. 路床盛土の締固め度については、第1編1-1-23施工管理第8項の規定によるものとする。	
1	2	4	4	11	1		11. 請負者 は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1:4程度の勾配をもって緩和区間を設けるものとする。また、掘削(切土)部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1:5以上、土砂の場合1:10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさけなければならない。	1	2	4	4	11	1		11. 受注者 は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1:4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削(切土)部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1:5以上、土砂の場合1:10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさけなければならない。	表現の統一
1	2	4	4	11	2		(a) 掘削部路床に置き換えのないとき	1	2	4	4	11	2		(a) 掘削部路床に置き換えのないとき	
1	2	4	4	11	3		(b) 掘削部路床に置き換えのあるとき	1	2	4	4	11	3		(b) 掘削部路床に置き換えのあるとき	
1	2	4	4	11	4		(c) 現地盤がすりつけ区間を長く取ることが不経済となる場合	1	2	4	4	11	4		(c) 現地盤がすりつけ区間を長く取ることが不経済となる場合	
1	2	4	4	11	5		図2-3 掘削(切土)部、盛土部接続部のすり付け	1	2	4	4	11	5		図2-3 掘削(切土)部、盛土部接続部のすり付け	
1	2	4	4	12	1		12. 請負者 は、歩道・路肩部分等の大型機械での施工が困難な箇所の締固めについては、タンバ、振動ローラ等の小型締固め機械等を用いて、一層の仕上り厚を20cm以内で行わなければならない。	1	2	4	4	12	1		12. 受注者 は、歩道・路肩部分等の大型機械での施工が困難な箇所の締固めについては、タンバ、振動ローラ等の小型締固め機械等を用いて、一層の仕上り厚を20cm以内で行わなければならない。	
1	2	4	4	13	1		13. 請負者 は、路床盛土工の施工中に降雨や湧水によって路床面に水が滞水する場合は、路肩部分などに仮排水路を設け、道路外へすみやかに排水できるようにしておかなければならない。	1	2	4	4	13	1		13. 受注者 は、路床盛土工の施工中に降雨や湧水によって路床面に水が滞水する場合は、路肩部分などに仮排水路を設け、道路外へすみやかに排水できるようにしておかなければならない。	
1	2	4	4	14	1		14. 請負者 は、土の採取の搬入に先立ち、指定された採取場、建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、 請負者 は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。	1	2	4	4	14	1		14. 受注者 は、土の採取の搬入に先立ち、指定された採取場、建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、 受注者 は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。	
1	2	4	4	15	1		15. 請負者 は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	1	2	4	4	15	1		15. 受注者 は、土の採取にあたり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
1	2	4	4	16	1		16. 請負者 は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	4	4	16	1		16. 受注者 は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	
1	2	4	5	0	1	2-4-5	法面整形工	1	2	4	5	0	1	2-4-5	法面整形工	
1	2	4	5	1	1		1. 請負者 は、掘削(切土)部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	1	2	4	5	1	1		1. 受注者 は、掘削(切土)部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	なお書き以降を改行

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	2	4	5	2	1	2	請負者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。	1	2	4	5	2	1	2	受注者は、盛土部法面整形の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。	
1	2	4	6	0	1	2 - 4 - 6	残土処理工	1	2	4	6	0	1	2 - 4 - 6	残土処理工	
1	2	4	6	1	1		残土処理工については、第1編2 - 3 - 7残土処理工の規定による。	1	2	4	6	1	1		残土処理工については、第1編2 - 3 - 7残土処理工の規定による。	
1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3	0	0	0	1	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	
1	3	1	0	0	1	第1節	適用	1	3	1	0	0	1	第1節	適用	
1	3	1	0	1	1	1	本章は、無筋・鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用する。	1	3	1	0	1	1	1	本章は、無筋・鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用する。	
1	3	1	0	2	1	2	本章に特に定めのない事項については、第2編材料編の規定による。	1	3	1	0	2	1	2	本章に特に定めのない事項については、第2編材料編の規定による。	
1	3	1	0	3	1	3	請負者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成20年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	1	0	3	1	3	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成25年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	改正による修正
1	3	1	0	4	1	4	請負者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官通達、平成14年7月31日）および「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認しなければならない。	1	3	1	0	4	1	4	受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省官房技術調査課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認しなければならない。	表記の統一
1	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	1	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
1	3	2	0	1	1	1	請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	1	3	2	0	1	1	1	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	なお書き以降を改行
1	3	2	0	1	2		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成20年3月）	1	3	2	0	1	2		土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月）	改正による修正
1	3	2	0	1	3		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成20年3月）	1	3	2	0	1	3		土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成25年3月）	改正による修正
1	3	2	0	1	4		土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成12年2月）	1	3	2	0	1	4		土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）	改正による修正

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
1	3	2	0	1	5							1	3	2	0	1	5								
						国土交通省						国土交通省													
						アルカリ骨材反応抑制対策について						アルカリ骨材反応抑制対策について													
						(平成14年7月31日)						(平成14年7月31日)													
1	3	2	0	1	6							1	3	2	0	1	6								
						国土交通省						国土交通省													
						「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について						「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について													
						(平成14年7月31日)						(平成14年7月31日)													
1	3	2	0	1	7							1	3	2	0	1	7								
						土木学会						土木学会													
						鉄筋定着・継手指針						鉄筋定着・継手指針													
						(平成20年8月)						(平成19年8月)													
1	3	2	0	1	9							1	3	2	0	1	9								
						(社)日本圧接協会						公益社団法人日本鉄筋継手協会													
						鉄筋のガス圧接工事標準仕様書						鉄筋継手工事標準仕様書													
						(平成17年4月)						(平成21年9月)													
1	3	2	0	2	1							1	3	2	0	2	1								
						2.						2.													
						請負者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。						受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。													
1	3	2	0	2	2							1	3	2	0	2	2								
						(1)						(1)													
						鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材(シース内のグラウトを除く)及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量(CI-)は、0.30kg/m3以下とする。						鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材(シース内のグラウトを除く)及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量(CI-)は、0.30kg/m3以下とする。													
1	3	2	0	2	3							1	3	2	0	2	3								
						(2)						(2)													
						プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材およびオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量(CI-)は0.30kg/m3以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下としなければならない。						プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量(CI-)は0.30kg/m3以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とする。													
						また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とする。						また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とする。													
						としなければならない。						とす													
						る。						る。													
						表記の統一 表現の修正：根拠となる「PCグラウトの設計施工指針」(平成17年12月)には「0.08%以下を標準とする。」であるため																			
1	3	2	0	2	4							1	3	2	0	2	4								
						(3)						(3)													
						アルミナセメントを用いる場合、電食の恐れがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量(CI-)は0.30kg/m3以下とする。						アルミナセメントを用いる場合、電食の恐れがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量(CI-)は0.30kg/m3以下とする。													
1	3	2	0	3	1							1	3	2	0	3	1								
						3.						3.													
						請負者は、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。						受注者は、海水または潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。													
1	3	3	0	0	1							1	3	3	0	0	1								
						第3節						第3節													
						レディーミクストコンクリート						レディーミクストコンクリート													
1	3	3	1	0	1							1	3	3	1	0	1								
						3-3-1						3-3-1													
						一般事項						一般事項													
1	3	3	1	1	1							1	3	3	1	1	1								
						本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)を適用する。						本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)を適用する。													
						なお書き以降を改行																			
1	3	3	2	0	1							1	3	3	2	0	1								
						3-3-2						3-3-2													
						工場の選定						工場の選定													

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
1	3	3	2	1	1	1	3	3	2	1	1	1	3	3	2	1	1	1	3	3	2	1	1	1	法律番号の追加
						1.						1.													
						請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。これ以外の場合は、本条3、4項の規定によるものとする。																			
1	3	3	2	2	1	2.	1	3	3	2	2	1	2.	1	3	3	2	2	1	3	3	2	2	1	
						請負者は、JISマーク表示認証工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備および保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。なお、同工場が製造したJISマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、請負者は配合試験に臨場し、品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書またはバッチごとの計量記録を整備および保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示するものとする。																			
1	3	3	2	3	1	3.	1	3	3	2	3	1	3.	1	3	3	2	3	1	3	3	2	3	1	
						請負者は、JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。																			
1	3	3	2	4	1	4.	1	3	3	2	4	1	4.	1	3	3	2	4	1	3	3	2	4	1	
						請負者は、JISマーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及びJISマーク表示認証工場であってもJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともに、レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督職員へ提出しなければならない。また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備および保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。																			
						請負者は、JISマーク表示認証工場でない工場で製造されたレディーミクストコンクリート及びJISマーク表示認証工場であってもJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともに、レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督職員へ提出しなければならない。また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備および保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。																			

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
1	3	3	2	5	1	1	3	3	2	5	1	1	3	3	2	5	1		
						5.						5.							
						請負者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は請負者がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。						5.						受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。	
1	3	3	3	0	1	3 - 3 - 3	1	3	3	3	0	1	3 - 3 - 3	1	3	3	3	0	1
						配合						3 - 3 - 3						配合	
1	3	3	3	1	1	1.	1	3	3	3	1	1	1.	1	3	3	3	1	1
						請負者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。						1.						受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。	
1	3	3	3	2	1	2.	1	3	3	3	2	1	2.	1	3	3	3	2	1
						請負者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表3 - 1の示方配合表を作成し監督職員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。						2.						受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表3 - 1の示方配合表を作成し監督職員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。	
1	3	3	3	3	1	3.	1	3	3	3	3	1	3.	1	3	3	3	3	1
						請負者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。						3.						受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。	
1	3	3	3	3	2	表3 - 1 示方配合表	1	3	3	3	3	2	1	3	3	3	3	3	2
1	3	3	3	4	1	4.	1	3	3	3	4	1	4.	1	3	3	3	4	1
						請負者は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5mmふるいに留まる細骨材の量、5mmふるいを通る粗骨材の量、および混和剤の希釈水量等を考慮しなければならない。						4.						受注者は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5mmふるいに留まる細骨材の量、5mmふるいを通る粗骨材の量、及び混和剤の希釈水量等を考慮しなければならない。	
1	3	3	3	5	1	5.	1	3	3	3	5	1	5.	1	3	3	3	5	1
						請負者は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条2項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督職員に協議しなければならない。						5.						受注者は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条2項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督職員に協議しなければならない。	
1	3	3	3	6	1	6.	1	3	3	3	6	1	6.	1	3	3	3	6	1
						請負者は、セメント混和材料を使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に監督職員の確認を得なければならない。						6.						受注者は、セメント混和材料を使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に監督職員の確認を得なければならない。	
1	3	4	0	0	1	第4節	1	3	4	0	0	1	第4節	1	3	4	0	0	1
						コンクリートミキサー船						第4節						コンクリートミキサー船	
1	3	4	1	0	1	3 - 4 - 1	1	3	4	1	0	1	3 - 4 - 1	1	3	4	1	0	1
						一般事項						3 - 4 - 1						一般事項	
1	3	4	1	1	1	本節は、コンクリートミキサー船によりコンクリートを製造することに関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を準用する。	1	3	4	1	1	1	本節は、コンクリートミキサー船によりコンクリートを製造することに関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を準用する。						
1	3	4	2	0	1	3 - 4 - 2	1	3	4	2	0	1	3 - 4 - 2	1	3	4	2	0	1
						コンクリートミキサー船の選定						3 - 4 - 2						コンクリートミキサー船の選定	

表記の統一

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	3	4	2	1	1		請負者は、施工に先立ちコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態等を考慮してコンクリートミキサー船を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	4	2	1	1		受注者は、施工に先立ちコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態等を考慮してコンクリートミキサー船を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。	
1	3	5	0	0	1	第5節	現場練りコンクリート	1	3	5	0	0	1	第5節	現場練りコンクリート	
1	3	5	1	0	1	3-5-1	一般事項	1	3	5	1	0	1	3-5-1	一般事項	
1	3	5	1	1	1		本節は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。	1	3	5	1	1	1		本節は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。	
1	3	5	2	0	1	3-5-2	材料の貯蔵	1	3	5	2	0	1	3-5-2	材料の貯蔵	
1	3	5	2	1	1	1.	請負者は、防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵しなければならない。また、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用してはならない。	1	3	5	2	1	1	1.	受注者は、防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵しなければならない。また、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用してはならない。	
1	3	5	2	2	1	2.	請負者は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器または防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。また、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用してはならない。	1	3	5	2	2	1	2.	受注者は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器または防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。また、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用してはならない。	
1	3	5	2	3	1	3.	請負者は、ゴミ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。	1	3	5	2	3	1	3.	受注者は、ゴミ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。	
1	3	5	3	0	1	3-5-3	配合	1	3	5	3	0	1	3-5-3	配合	
1	3	5	3	1	1		請負者は、コンクリートの配合については、第1編3-3-3配合の規定による。	1	3	5	3	1	1		受注者は、コンクリートの配合については、第1編3-3-3配合の規定による。	
1	3	5	4	0	1	3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	1	3	5	4	0	1	3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	
1	3	5	4	1	1	1.	計量装置	1	3	5	4	1	1	1.	計量装置	
1	3	5	4	1	2	(1)	各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できる。なお、請負者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書に記載しなければならない。	1	3	5	4	1	2	(1)	各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できる。なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書に記載しなければならない。	なお書き以降改行
1	3	5	4	1	3	(2)	請負者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。なお、点検結果の資料を整備および保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	1	3	5	4	1	3	(2)	受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。なお、点検結果の資料を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	表記の統一 なお書き以降改行
1	3	5	4	2	1	2.	材料の計量	1	3	5	4	2	1	2.	材料の計量	
1	3	5	4	2	2	(1)	計量は、現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくはJIS A 1125（骨材の含水率試験方法および含水率に基づく表面水率の試験方法）または監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。	1	3	5	4	2	2	(1)	受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくはJIS A 1125（骨材の含水率試験方法および含水率に基づく表面水率の試験方法）または監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。	なお書き以降改行

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	3	5	4	2	3	(2)	請負者は、第1編3-3-3配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督職員に協議しなければならない。	1	3	5	4	2	3	(2)	受注者は、第1編3-3-3配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督職員に協議しなければならない。	
1	3	5	4	2	4	(3)	計量誤差は、1回計量分に対し、「表3-2計量の許容誤差」の値以下とする。	1	3	5	4	2	4	(3)	計量誤差は、1回計量分に対し、「表3-2計量の許容誤差」の値以下とする。	
1	3	5	4	2	5	(4)	連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。	1	3	5	4	2	5	(4)	連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。	
1	3	5	4	2	6		その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表3-2計量の許容誤差」の値以下とする。なお、請負者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。	1	3	5	4	2	6		その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表3-2計量の許容誤差」の値以下とする。なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。	なお書き以降改訂
1	3	5	4	2	7	(5)	材料の計量値は、自動記録装置により記録しなければならない。	1	3	5	4	2	7	(5)	受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。	文章表現の適正化
1	3	5	4	2	8		表3-2 計量の許容誤差	1	3	5	4	2	8		表3-2 計量の許容誤差	
1	3	5	4	2	9	(6)	請負者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。	1	3	5	4	2	9	(6)	受注者は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。	なお書き以降を改訂
1	3	5	4	2	10	(7)	請負者は、混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤をうすめるのに用いた水は、練り混ぜ水の一部としなければならない。	1	3	5	4	2	10	(7)	受注者は、混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤をうすめるのに用いた水は、練り混ぜ水の一部としなければならない。	
1	3	5	4	3	1	3.	練混ぜ	1	3	5	4	3	1	3.	練混ぜ	
1	3	5	4	3	2	(1)	請負者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式または強制練りパッチミキサおよび連続ミキサを使用するものとする。	1	3	5	4	3	2	(1)	受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式または強制練りパッチミキサまたは連続ミキサを使用するものとする。	文章表現の適正化
1	3	5	4	3	3	(2)	請負者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	3	(2)	受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	
1	3	5	4	3	4	(3)	請負者は、JIS A 8603（コンクリートミキサ - 第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603（コンクリートミキサ - 第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、請負者は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	1	3	5	4	3	4	(3)	受注者は、JIS A 8603（コンクリートミキサ - 第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603（コンクリートミキサ - 第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	
1	3	5	4	3	5	(4)	請負者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。	1	3	5	4	3	5	(4)	受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
1	3	5	4	3	6														
1	3	5	4	3	7	(5)													文章表現の適正化
1	3	5	4	3	8	(6)													
1	3	5	4	3	9	(7)													
1	3	5	4	3	10	(8)													
1	3	5	4	3	11	(9)													なお書き以降を改行
1	3	5	4	3	12	(10)													
1	3	5	4	3	13	(11)													
1	3	6	0	0	1	第6節													
1	3	6	1	0	1	3-6-1													
1	3	6	1	1	1														
1	3	6	2	0	1	3-6-2													
1	3	6	2	1	1	1.													
1	3	6	2	2	1	2.													
1	3	6	2	3	1	3.													文字の統一
1	3	6	2	4	1	4.													
1	3	6	3	0	1	3-6-3													
1	3	6	3	1	1	1.													
1	3	6	3	2	1	2.													

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	3	6	3	3	1	3	請負者は、運搬車の使用にあたって、練り混ぜたコンクリートを均一に保持し、材料の分離を起こさず、容易に完全に排出できるトラックアジテータを使用しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	1	3	6	3	3	1	3	受注者は、運搬車の使用にあたって、練り混ぜたコンクリートを均一に保持し、材料の分離を起こさず、容易に完全に排出できるトラックアジテータを使用しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
1	3	6	4	0	1	3 - 6 - 4	打設	1	3	6	4	0	1	3 - 6 - 4	打設	
1	3	6	4	1	1	1	1. 請負者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとする。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、この時間中、コンクリートを日光、風雨等に対し保護しなければならない。	1	3	6	4	1	1	1	1. 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練混ぜ開始から荷卸し時点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。	H23.12.20「JIS A 5308の追補改正」による追記、および目的語の明確化 なお書き以降を改訂
1	3	6	4	2	1	2	2. 請負者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。	1	3	6	4	2	1	2	2. 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。	
1	3	6	4	3	1	3	3. 請負者は、1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に記載しなければならない。また、請負者は、これを変更する場合には、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。	1	3	6	4	3	1	3	3. 受注者は、1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に記載しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。	
1	3	6	4	4	1	4	4. 請負者は、コンクリートの打設作業中、型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意しなければならない。	1	3	6	4	4	1	4	4. 受注者は、コンクリートの打設作業中、型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意しなければならない。	
1	3	6	4	5	1	5	5. 請負者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針（案）5章圧送」（土木学会、平成12年2月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、請負者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。	1	3	6	4	5	1	5	5. 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針（案）5章圧送」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。	改訂版発行により見直し
1	3	6	4	6	1	6	6. 請負者は、ベルトコンベアを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバフプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとしなければならない。なお、配置にあたっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにしなければならない。	1	3	6	4	6	1	6	6. 受注者は、ベルトコンベアを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバフプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとしなければならない。なお、配置にあたっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにしなければならない。	なお書き以降を改訂
1	3	6	4	7	1	7	7. 請負者は、バケット及びスキップを使用する場合、コンクリートに振動を与えないよう適切な処置を講じなければならない。また、排出口は、排出時に材料が分離しない構造のものとしなければならない。	1	3	6	4	7	1	7	7. 受注者は、バケット及びスキップを使用する場合、コンクリートに振動を与えないよう適切な処置を講じなければならない。また、排出口は、排出時に材料が分離しない構造のものとしなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由
1	3	6	4	8	1	1	3	6	4	8	1	1	3	6	4	8	1	なお書き以降を改行
1	3	6	4	9	1	1	3	6	4	9	1	1	3	6	4	9	1	
1	3	6	4	10	1	1	3	6	4	10	1	1	3	6	4	10	1	
1	3	6	4	11	1	1	3	6	4	11	1	1	3	6	4	11	1	接続詞の修正
1	3	6	4	12	1	1	3	6	4	12	1	1	3	6	4	12	1	
1	3	6	4	13	1	1	3	6	4	13	1	1	3	6	4	13	1	
1	3	6	4	14	1	1	3	6	4	14	1	1	3	6	4	14	1	
1	3	6	4	15	1	1	3	6	4	15	1	1	3	6	4	15	1	
1	3	6	4	16	1	1	3	6	4	16	1	1	3	6	4	16	1	
1	3	6	4	17	1	1	3	6	4	17	1	1	3	6	4	17	1	
1	3	6	4	18	1	1	3	6	4	18	1	1	3	6	4	18	1	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	3	6	4	19	1	19	請負者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。	1	3	6	4	19	1	19	受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みにあたって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。	
1	3	6	4	20	1	20	請負者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。また、打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよいものとする。	1	3	6	4	20	1	20	受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。また、打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよいものとする。	
1	3	6	5	0	1	3 - 6 - 5	締固め	1	3	6	5	0	1	3 - 6 - 5	締固め	
1	3	6	5	1	1	1	請負者は、コンクリートの締固めに際し、パイプレーターを用いなければならない。なお、薄い壁等パイプレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。	1	3	6	5	1	1	1	受注者は、コンクリートの締固めに際し、パイプレーターを用いなければならない。なお、薄い壁等パイプレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。	
1	3	6	5	2	1	2	請負者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。	1	3	6	5	2	1	2	受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締め固めなければならない。	
1	3	6	5	3	1	3	請負者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、パイプレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。	1	3	6	5	3	1	3	受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、パイプレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締め固めなければならない。	
1	3	6	6	0	1	3 - 6 - 6	沈下ひびわれに対する処置	1	3	6	6	0	1	3 - 6 - 6	沈下ひび割れに対する処置	語句の修正 語句の修正
1	3	6	6	1	1	1	請負者は、スラブまたは梁のコンクリートが壁または柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下、ひび割れを防止するため、壁または柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブまたは梁のコンクリートを打設しなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。	1	3	6	6	1	1	1	受注者は、スラブまたは梁のコンクリートが壁または柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下ひび割れを防止するため、壁または柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブまたは梁のコンクリートを打設しなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。	
1	3	6	6	2	1	2	請負者は、沈下ひびわれが発生した場合、直ちにタンピングや再振動を行い、これを消さなければならない。	1	3	6	6	2	1	2	受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、直ちにタンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないよう注意して行わなければならない。	コンクリート標準示方書(2007)と整合
1	3	6	7	0	1	3 - 6 - 7	打継目	1	3	6	7	0	1	3 - 6 - 7	打継目	
1	3	6	7	1	1	1	打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、請負者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督職員と協議しなければならない。	1	3	6	7	1	1	1	打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督職員と協議しなければならない。	
1	3	6	7	2	1	2	請負者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。	1	3	6	7	2	1	2	受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
1	3	6	7	3	1	3 .	1	3	6	7	3	1	3 .		
						請負者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。							受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、または溝を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。		
1	3	6	7	4	1	4 .	1	3	6	7	4	1	4 .		
						請負者は、硬化したコンクリートに、新コンクリートを打継ぐ場合には、その打込み前に、型枠をしめ直し、硬化したコンクリートの表面のレイタンス、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物などを取り除き吸水させなければならない。							受注者は、硬化したコンクリートに、新コンクリートを打継ぐ場合には、その打込み前に、型枠をしめ直し、硬化したコンクリートの表面のレイタンス、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物などを取り除き吸水させなければならない。		
1	3	6	7	4	1		1	3	6	7	4	1			
						また請負者は、構造物の品質を確保するために必要と判断した場合には、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チップング等により粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新コンクリートを打継がなければならない。							また受注者は、構造物の品質を確保するために必要と判断した場合には、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チップング等により粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新コンクリートを打継がなければならない。		
1	3	6	7	5	1	5 .	1	3	6	7	5	1	5 .		
						請負者は、床組みと一体になった柱または壁の打継目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けなければならない。スラブと一体となるハンチは、床組みと連続してコンクリートを打つものとする。張出し部分を持つ構造物の場合も、同様に施工するものとする。							受注者は、床組みと一体になった柱または壁の打継目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けなければならない。スラブと一体となるハンチは、床組みと連続してコンクリートを打つものとする。張出し部分を持つ構造物の場合も、同様に施工するものとする。		
1	3	6	7	6	1	6 .	1	3	6	7	6	1	6 .		
						請負者は、床組みにおける打継目を設ける場合には、スラブまたは、はりのスパンの中央付近に設けなければならない。ただし、請負者は、はりがそのスパンの中央で小ばりと交わる場合には、小ばりの幅の約2倍の距離を隔てて、はりの打継目を設け、打継目を通る斜めの引張鉄筋を配置して、せん断力に対して補強しなければならない。							受注者は、床組みにおける打継目を設ける場合には、スラブまたは、はりのスパンの中央付近に設けなければならない。ただし、受注者は、はりがそのスパンの中央で小ばりと交わる場合には、小ばりの幅の約2倍の距離を隔てて、はりの打継目を設け、打継目を通る斜めの引張鉄筋を配置して、せん断力に対して補強しなければならない。		
1	3	6	7	7	1	7 .	1	3	6	7	7	1	7 .		
						目地の施工は、設計図書の設定によるものとする。							目地の施工は、設計図書の設定によるものとする。		
1	3	6	7	8	1	8 .	1	3	6	7	8	1	8 .		
						請負者は、伸縮継目の目地の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。							伸縮継目の目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。		
1	3	6	7	9	1	9 .	1	3	6	7	9	1	9 .		
						請負者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、必要に応じてひび割れ誘発目地を設ける場合は監督職員と協議の上、設置するものとする。ひび割れ誘発目地は、構造物の強度および機能を害さないように、その構造および位置を定めなければならない。							受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、必要に応じてひび割れ誘発目地を設けようとする場合は、構造物の強度及び機能を害さないように、その構造及び位置について、監督職員と協議しなければならない。	文章表現の修正	
1	3	6	7	0	1	3 - 6 - 8	1	3	6	7	0	1	3 - 6 - 8		
						表面仕上げ							表面仕上げ		
1	3	6	7	1	1	1 .	1	3	6	7	1	1	1 .		
						請負者は、せき板に接して露出面となるコンクリートの仕上げにあたっては、平らなモルタルの表面が得られるように打込み、締固めをしなければならない。							受注者は、せき板に接して露出面となるコンクリートの仕上げにあたっては、平らなモルタルの表面が得られるように打込み、締固めをしなければならない。		

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	3	6	7	2	1		2. 請負者は、せき板に接しない面の仕上げにあたっては、締固めを終り、ならしたコンクリートの上面に、しみ出た水がなくなるかまたは上面の水を処理した後でなければ仕上げ作業にかかってはならない。	1	3	6	7	2	1		2. 受注者は、せき板に接しない面の仕上げにあたっては、締固めを終り、ならしたコンクリートの上面に、しみ出た水がなくなるかまたは上面の水を処理した後でなければ仕上げ作業にかかってはならない。	
1	3	6	7	3	1		3. 請負者は、コンクリート表面にできた突起、すじ等はこれらを除いて平らにし、豆板、欠けた箇所等は、その不完全な部分を取り除いて水で濡らした後、本体コンクリートと同等の品質を有するコンクリート、またはモルタルのパッチングを施し平らな表面が得られるように仕上げなければならない。	1	3	6	7	3	1		3. 受注者は、コンクリート表面にできた突起、すじ等はこれらを除いて平らにし、豆板、欠けた箇所等は、その不完全な部分を取り除いて水で濡らした後、本体コンクリートと同等の品質を有するコンクリート、またはモルタルのパッチングを施し平らな表面が得られるように仕上げなければならない。	
1	3	6	7	0	1	3 - 6 - 9	養生	1	3	6	7	0	1	3 - 6 - 9	養生	
1	3	6	7	1	1		1. 請負者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	1	3	6	7	1	1		1. 受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	
1	3	6	7	2	1		2. 請負者は、コンクリートの露出面を養生用マット、ぬらした布等で、これを覆うか、または散水、湛水を行い、少なくとも表3-3の期間、常に湿潤状態を保たなければならない。	1	3	6	7	2	1		2. 受注者は、コンクリートの露出面を養生用マット、ぬらした布等で、これを覆うか、または散水、湛水を行い、少なくとも表3-3の期間、常に湿潤状態を保たなければならない。	
1	3	6	7	2	2		表3-3 コンクリートの養生期間	1	3	6	7	2	2		表3-3 コンクリートの養生期間	
1	3	6	7	3	1		3. 請負者は、温度制御養生を行う場合には、温度制御方法及び養生日数についてコンクリートの種類及び構造物の形状寸法を考慮して、養生方法を施工計画書に記載しなければならない。	1	3	6	7	3	1		3. 受注者は、温度制御養生を行う場合には、温度制御方法及び養生日数についてコンクリートの種類及び構造物の形状寸法を考慮して、養生方法を施工計画書に記載しなければならない。	
1	3	6	7	4	1		4. 請負者は、蒸気養生、その他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、膜養生を行う場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	1	3	6	7	4	1		4. 受注者は、蒸気養生、その他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、膜養生を行う場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
1	3	7	0	0	1	第7節	鉄筋工	1	3	7	0	0	1	第7節	鉄筋工	
1	3	7	1	0	1	3 - 7 - 1	一般事項	1	3	7	1	0	1	3 - 7 - 1	一般事項	
1	3	7	1	1	1		1. 本節は、鉄筋の加工、鉄筋の組立て、鉄筋の継手、ガス圧接その他これらに類する事項について定める。	1	3	7	1	1	1		1. 本節は、鉄筋の加工、鉄筋の組立て、鉄筋の継手、ガス圧接その他これらに類する事項について定める。	
1	3	7	1	2	1		2. 請負者は、施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査し、不備を発見したときは監督職員に協議しなければならない。	1	3	7	1	2	1		2. 受注者は、施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査し、不備を発見したときは監督職員に協議しなければならない。	
1	3	7	1	3	1		3. 請負者は、亜鉛メッキ鉄筋の加工を行う場合、その特性に応じた適切な方法で行わなければならない。	1	3	7	1	3	1		3. 受注者は、亜鉛メッキ鉄筋の加工を行う場合、その特性に応じた適切な方法で行わなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
1	3	7	1	4	1							1	3	7	1	4	1								
						4.																			
						請負者は、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工・組立を行う場合、塗装並びに鉄筋の材質を傷さないよう、衝撃・こすれによる損傷のないことを作業完了時に確認しなければならない。																			
1	3	7	1	5	1							1	3	7	1	5	1								
						5.																			
						エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接による塗膜欠落や、加工・組立にともなう有害な損傷部を確認した場合、請負者は、十分清掃した上、コンクリートの打込み前に適切な方法で補修しなければならない。																			
1	3	7	2	0	1							1	3	7	2	0	1								
						3-7-2																			
						貯蔵																			
1	3	7	2	1	1							1	3	7	2	1	1								
						請負者は、鉄筋を直接地表に置くことを避け、倉庫内に貯蔵しなければならない。また、屋外に貯蔵する場合は、雨水等の侵入を防ぐためシート等で適切な覆いをしなければならない。																			
1	3	7	3	0	1							1	3	7	3	0	1								
						3-7-3																			
						加工																			
1	3	7	3	1	1							1	3	7	3	1	1								
						1.																			
						請負者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。																			
1	3	7	3	2	1							1	3	7	3	2	1								
						2.																			
						請負者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備および保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。																		県独自で表現変更 なお書き以降を改行	
1	3	7	3	3	1							1	3	7	3	3	1								
						3.																			
						請負者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）第13章鉄筋に関する構造細目」（土木学会、平成20年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。																			改正による修正
1	3	7	3	4	1							1	3	7	3	4	1								
						4.																			
						請負者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。																			
1	3	7	3	4	2							1	3	7	3	4	2								
						図3-1 鉄筋のかぶり																			
1	3	7	3	5	1							1	3	7	3	5	1								
						5.																			
						請負者は、設計図書に示されていない鋼材（組立用鉄筋など）を配置する場合は、その鋼材についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の4/3以上としなければならない。																			ひび割れ防止金網や配管、配線等に関連するトラブルが多いことから追加
1	3	7	4	0	1							1	3	7	4	0	1								
						3-7-4																			
						組立て																			
1	3	7	4	1	1							1	3	7	4	1	1								
						1.																			
						請負者は、鉄筋を組立てる前にこれを清掃し浮きさびや鉄筋の表面についたどろ、油、ペンキ、その他鉄筋とコンクリートの付着を害するおそれのあるものは、これを除かななければならない。																			

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等												
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由
1	3	7	4	2	1	2.						2.												なお書き以降を改行
1	3	7	4	3	1	3.						3.												「土木コンクリート構造物の品質確保について」の運用について
1	3	7	4	4	1	4.						4.												
1	3	7	4	5	1	5.						5.												
1	3	7	5	0	1	3 - 7 - 5						3 - 7 - 5												
1	3	7	5	1	1	1.						1.												
1	3	7	5	2	1	2.						2.												エポキシ系樹脂塗装鉄筋を使用する際の注意点について追加
1	3	7	5	3	1	3.						3.												

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
1	3	7	5	4	1	4	1	3	7	5	4	1	3	7	5	4	1	4	1	3	7	5	4	1	県独自運用
						請負者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径および施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。												受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径および施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。							
1	3	7	5	5	1	5	1	3	7	5	5	1	3	7	5	5	1	5	1	3	7	5	5	1	
						請負者は、将来の継ぎたしのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等をうけないようにこれを保護しなければならない。												受注者は、将来の継ぎたしのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等をうけないようにこれを保護しなければならない。							
1	3	7	5	6	1	6	1	3	7	5	6	1	3	7	5	6	1	6	1	3	7	5	6	1	
						請負者は、鉄筋の継手位置として、引張応力の大きい断面を避けなければならない。												受注者は、鉄筋の継手位置として、引張応力の大きい断面を避けなければならない。							
1	3	7	5	7	1	7	1	3	7	5	7	1	3	7	5	7	1	7	1	3	7	5	7	1	
						請負者は、継手部と隣接する鉄筋とのあき、または継手部相互のあきを粗骨材の最大寸法以上としなければならない。												受注者は、継手部と隣接する鉄筋とのあき、または継手部相互のあきを粗骨材の最大寸法以上としなければならない。							
1	3	7	6	0	1	3-7-6	1	3	7	6	0	1	3	7	6	0	1	3-7-6	1	3	7	6	0	1	
						ガス圧接												ガス圧接							
1	3	7	6	1	1	1	1	3	7	6	1	1	1	3	7	6	1	1	1	3	7	6	1	1	
						圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。												圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。							
1	3	7	6	1	2		1	3	7	6	1	2	1	3	7	6	1	2	1	3	7	6	1	2	文章表現の修正
						なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。												なお、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。							
1	3	7	6	1	3		1	3	7	6	1	3	1	3	7	6	1	3	1	3	7	6	1	3	県独自運用
						また、資格証明書の写しを監督職員に提出するものとする。												また、資格証明書の写しを監督職員に提出するものとする。							
1	3	7	6	2	1	2	1	3	7	6	2	1	1	3	7	6	2	1	1	3	7	6	2	1	
						請負者は、鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督職員と協議しなければならない。												受注者は、鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督職員と協議しなければならない。							
1	3	7	6	3	1	3	1	3	7	6	3	1	1	3	7	6	3	1	1	3	7	6	3	1	「鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事」の改定による
						請負者は、規格または形状の著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合は圧接してはならない。ただし、D41とD51の場合はこの限りではない。												受注者は、規格または形状の著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合は手動ガス圧接してはならない。ただし、D41とD51の場合はこの限りではない。							
1	3	7	6	4	1	4	1	3	7	6	4	1	1	3	7	6	4	1	1	3	7	6	4	1	
						請負者は、圧接面を圧接作業前にグラインダー等でその端面が直角で平滑となるように仕上げるとともに、さび、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。												受注者は、圧接面を圧接作業前にグラインダー等でその端面が直角で平滑となるように仕上げるとともに、さび、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。							
1	3	7	6	5	1	5	1	3	7	6	5	1	1	3	7	6	5	1	1	3	7	6	5	1	「鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事」の改定による
						突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき間は以下のとおりとする。												突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき間は2mm以下とする。							
1	3	7	6	5	2	(1)	1	3	7	6	5	2	1	3	7	6	5	2	1	3	7	6	5	2	
						SD490以外の鉄筋を圧接する場合：すき間3mm以下												(削除)							
1	3	7	6	5	3	(2)	1	3	7	6	5	3	1	3	7	6	5	3	1	3	7	6	5	3	
						SD490の鉄筋を圧接する場合：すき間2mm以下												(削除)							

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
1	3	7	6	5	4														
						但し、SD490以外の鉄筋を自動ガス圧接する場合は、すき間は2mm以下とする。													
1	3	7	6	6	1	6. 請負者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能のように、遮へいした場合は作業を行うことができる。	1	3	7	6	6	1	6. 受注者は、降雪雨または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能のように、遮へいした場合は作業を行うことができる。						
1	3	8	0	0	1	第8節	1	3	8	0	0	1	第8節						
1	3	8	1	0	1	3-8-1	1	3	8	1	0	1	3-8-1						
1	3	8	1	1	1	本節は、型枠・支保として構造、組立て、取外しその他これらに類する事項について定めるものとする。	1	3	8	1	1	1	本節は、型枠・支保として構造、組立て、取外しその他これらに類する事項について定めるものとする。						
1	3	8	2	0	1	3-8-2	1	3	8	2	0	1	3-8-2						
1	3	8	2	1	1	1. 請負者は、型枠・支保をコンクリート建造物の位置及び形状寸法を正確に保つために十分な強度と安定性を持つ構造としなければならない。	1	3	8	2	1	1	1. 受注者は、型枠・支保をコンクリート建造物の位置及び形状寸法を正確に保つために十分な強度と安定性を持つ構造としなければならない。						
1	3	8	2	2	1	2. 請負者は、特に定めのない場合はコンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。	1	3	8	2	2	1	2. 受注者は、特に定めのない場合はコンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。						
1	3	8	2	3	1	3. 請負者は、型枠を容易に組立て及び取りはずすことができ、せき板またはパネルの継目はなるべく部材軸に直角または平行とし、モルタルのもれない構造にしなければならない。	1	3	8	2	3	1	3. 受注者は、型枠を容易に組立て及び取りはずすことができ、せき板またはパネルの継目はなるべく部材軸に直角または平行とし、モルタルのもれない構造にしなければならない。						
1	3	8	2	4	1	4. 請負者は、支保の施工にあたり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。	1	3	8	2	4	1	4. 受注者は、支保の施工にあたり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。						
1	3	8	2	5	1	5. 請負者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。	1	3	8	2	5	1	5. 受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。						
1	3	8	3	0	1	3-8-3	1	3	8	3	0	1	3-8-3						
1	3	8	3	1	1	1. 請負者は、型枠を締付けるにあたって、ボルトまたは棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。なお、請負者は、これらの締付け材を型枠取り外し後、コンクリート表面に残しておいてはならない。	1	3	8	3	1	1	1. 受注者は、型枠を締付けるにあたって、ボルトまたは棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。なお、型枠取り外し後はコンクリート表面にこれらの締付け材を残しておいてはならない。	文章表現の修正 なお書き以降を改行					
1	3	8	3	2	1	2. 請負者は、型枠の内面に、はく離剤を均一に塗布するとともに、はく離剤が、鉄筋に付着しないようにしなければならない。	1	3	8	3	2	1	2. 受注者は、型枠の内面に、はく離剤を均一に塗布するとともに、はく離剤が、鉄筋に付着しないようにしなければならない。						
1	3	8	3	3	1	3. 請負者は、型枠・支保の施工にあたり、コンクリート部材の位置、形状及び寸法が確保され工事目的物の品質・性能が確保できる性能を有するコンクリートが得られるように施工しなければならない。	1	3	8	3	3	1	3. 受注者は、型枠・支保の施工にあたり、コンクリート部材の位置、形状及び寸法が確保され工事目的物の品質・性能が確保できる性能を有するコンクリートが得られるように施工しなければならない。						
1	3	8	4	0	1	3-8-4	1	3	8	4	0	1	3-8-4						
						取外し													

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等			
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由	
1	3	8	4	1	1	1	1. 請負者は、型枠・支保の取外しの時期及び順序について、設計図書に定められていない場合には、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、セメントの性質、コンクリートの配合、構造物の種類とその重要性、部材の種類及び大きさ、部材の受ける荷重、気温、天候、風通し等を考慮して、取外しの時期及び順序の計画を、施工計画書に記載しなければならない。	1	3	8	4	1	1	1	1.	受注者は、型枠・支保の取外しの時期及び順序について、設計図書に定められていない場合には、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、セメントの性質、コンクリートの配合、構造物の種類とその重要性、部材の種類及び大きさ、部材の受ける荷重、気温、天候、風通し等を考慮して、取外しの時期及び順序の計画を、施工計画書に記載しなければならない。	
1	3	8	4	2	1	2	2. 請負者は、コンクリートがその自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、型枠・支保を取外してはならない。	1	3	8	4	2	1	2	2.	受注者は、コンクリートがその自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、型枠・支保を取外してはならない。	
1	3	8	4	3	1	3	3. 請負者は、型枠の組立に使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修しなければならない。	1	3	8	4	3	1	3	3.	受注者は、型枠の組立に使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修しなければならない。	
1	3	9	0	0	1	第9節	暑中コンクリート	1	3	9	0	0	1	第9節	暑中コンクリート		
1	3	9	1	0	1	3-9-1	一般事項	1	3	9	1	0	1	3-9-1	一般事項		
1	3	9	1	1	1	1	1. 本節は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサ船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬・打設の規定による。	1	3	9	1	1	1	1	1.	本節は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサ船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬・打設の規定による。	なお書き以降を改行
1	3	9	1	2	1	2	2. 請負者は、日平均気温が25 を超えることが予想される場合は、暑中コンクリートとしての施工を行わなければならない。	1	3	9	1	2	1	2	2.	受注者は、日平均気温が25 を超えることが予想される場合は、暑中コンクリートとしての施工を行わなければならない。	
1	3	9	1	3	1	3	3. 請負者は、コンクリートの材料の温度を、品質が確保できる範囲内で使用しなければならない。	1	3	9	1	3	1	3	3.	受注者は、コンクリートの材料の温度を、品質が確保できる範囲内で使用しなければならない。	
1	3	9	2	0	1	3-9-2	施工	1	3	9	2	0	1	3-9-2	施工		
1	3	9	2	1	1	1	1. 請負者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、A E 減水剤、流動化剤等を使用する場合はJIS A 6204 (コンクリート用化学混和剤) の規格に適合する遅延形のものを使用しなければならない。 なお、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。	1	3	9	2	1	1	1	1.	受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、A E 減水剤、流動化剤等を使用する場合はJIS A 6204 (コンクリート用化学混和剤) の規格に適合する遅延形のものを使用するおとが望ましい。 なお、受注者は、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。	コンクリート標準示方書の記載のとおり修正する。(遅延型のものを使用しなくても施工できる場合もあるため)
1	3	9	2	2	1	2	2. 請負者は、コンクリートの打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水する恐れのある部分は十分吸水させなければならない。また、型枠及び鉄筋等が直射日光を受けて高温になる恐れのある場合は、散水及び覆い等の適切な処置を講じなければならない。	1	3	9	2	2	1	2	2.	受注者は、コンクリートの打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水する恐れのある部分は十分吸水させなければならない。また、型枠及び鉄筋等が直射日光を受けて高温になる恐れのある場合は、散水及び覆い等の適切な処置を講じなければならない。	
1	3	9	2	3	1	3	3. 打設時のコンクリート温度は、35 以下とする。	1	3	9	2	3	1	3	3.	打設時のコンクリート温度は、35 以下とする。	
1	3	9	2	4	1	4	4. 請負者は、コンクリートの運搬時にコンクリートが乾燥したり、熱せられたりすることの少ない装置及び方法により運搬しなければならない。	1	3	9	2	4	1	4	4.	受注者は、コンクリートの運搬時にコンクリートが乾燥したり、熱せられたりすることの少ない装置及び方法により運搬しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由
1	3	9	2	5	1	1	3	9	2	5	1	1	3	9	2	5	1	H23.12.20「JIS A 5308の追補改正」および示方書の表現に統一（練混ぜ開始からの時間である）
1	3	9	2	6	1	1	3	9	2	6	1	1	3	9	2	6	1	
1	3	9	3	0	1	1	3	9	3	0	1	1	3	9	3	0	1	
1	3	9	3	1	1	1	3	9	3	1	1	1	3	9	3	1	1	
1	3	10	0	0	1	1	3	10	0	0	1	1	3	10	0	0	1	
1	3	10	1	0	1	1	3	10	1	0	1	1	3	10	1	0	1	
1	3	10	1	1	1	1	3	10	1	1	1	1	3	10	1	1	1	なお書き以降を改行
1	3	10	1	2	1	1	3	10	1	2	1	1	3	10	1	2	1	
1	3	10	1	3	1	1	3	10	1	3	1	1	3	10	1	3	1	
1	3	10	2	0	1	1	3	10	2	0	1	1	3	10	2	0	1	
1	3	10	2	1	1	1	3	10	2	1	1	1	3	10	2	1	1	
1	3	10	2	1	2	1	3	10	2	1	2	1	3	10	2	1	2	
1	3	10	2	1	3	1	3	10	2	1	3	1	3	10	2	1	3	
1	3	10	2	1	4	1	3	10	2	1	4	1	3	10	2	1	4	
1	3	10	2	2	1	1	3	10	2	2	1	1	3	10	2	2	1	
1	3	10	2	3	1	1	3	10	2	3	1	1	3	10	2	3	1	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
1	3	10	2	4	1	4	1	3	10	2	4	1	3	10	2	4	1	4	請負者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサに投入する順序を設定しなければならない。	受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサに投入する順序を設定しなければならない。
1	3	10	2	5	1	5	1	3	10	2	5	1	3	10	2	5	1	5	請負者は、鉄筋、型枠等に冰雪が付着した状態でコンクリートを打設してはならない。また、地盤が凍結している場合、これを溶かし、水分を十分に除去した後に打設しなければならない。	受注者は、鉄筋、型枠等に冰雪が付着した状態でコンクリートを打設してはならない。また、地盤が凍結している場合、これを溶かし、水分を十分に除去した後に打設しなければならない。
1	3	10	2	6	1	6	1	3	10	2	6	1	3	10	2	6	1	6	請負者は、凍結融解によって害をうけたコンクリートを除かなければならない。	受注者は、凍結融解によって害をうけたコンクリートを除かなければならない。
1	3	10	3	0	1	3 - 10 - 3	1	3	10	3	0	1	3	10	3	0	1	3 - 10 - 3	養生	養生
1	3	10	3	1	1	1	1	3	10	3	1	1	1	3	10	3	1	1	請負者は、養生方法及び養生期間について、外気温、配合、構造物の種類及び大きさ、その他養生に影響を与えると考えられる要因を考慮して計画しなければならない。	受注者は、養生方法及び養生期間について、外気温、配合、構造物の種類及び大きさ、その他養生に影響を与えると考えられる要因を考慮して計画しなければならない。
1	3	10	3	2	1	2	1	3	10	3	2	1	1	3	10	3	2	1	請負者は、コンクリートの打込み終了後ただちにシートその他材料で表面を覆い、養生を始めるまでの間のコンクリートの表面の温度の急冷を防がなければならない。	受注者は、コンクリートの打込み終了後ただちにシートその他材料で表面を覆い、養生を始めるまでの間のコンクリートの表面の温度の急冷を防がなければならない。
1	3	10	3	3	1	3	1	3	10	3	3	1	1	3	10	3	3	1	請負者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防がなければならない。	受注者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防がなければならない。
1	3	10	3	4	1	4	1	3	10	3	4	1	1	3	10	3	4	1	請負者は、コンクリートに給熱する場合、コンクリートが局部的に乾燥または熱せられることのないようにしなければならない。また、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させてはならない。	受注者は、コンクリートに給熱する場合、コンクリートが局部的に乾燥または熱せられることのないようにしなければならない。また、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させてはならない。
1	3	10	3	5	1	5	1	3	10	3	5	1	1	3	10	3	5	1	請負者は、養生中のコンクリートの温度を5 以上に保たなければならない。また、養生期間については、表3 - 4の値以上とするのを標準とする。	受注者は、養生中のコンクリートの温度を5 以上に保たなければならない。また、養生期間については、表3 - 4の値以上とするのを標準とする。
1	3	10	3	5	2	2	1	3	10	3	5	2	1	3	10	3	5	2	なお、表3 - 4の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0 以上に保たなければならない。また、湿潤養生に係る養生日数として表3 - 3に示す期間も満足する必要がある。	なお、表3 - 4の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0 以上に保たなければならない。また、湿潤養生に係る養生日数として表3 - 3に示す期間も満足する必要がある。
1	3	10	3	5	3	3	1	3	10	3	5	3	1	3	10	3	5	3	表3 - 4 寒中コンクリートの養生期間	表3 - 4 寒中コンクリートの養生期間
1	3	11	0	0	1	第11節	1	3	11	0	0	1	1	3	11	0	0	1	マスコンクリート	マスコンクリート
1	3	11	1	0	1	3 - 11 - 1	1	3	11	1	0	1	1	3	11	1	0	1	一般事項	一般事項
1	3	11	1	1	1	1	1	3	11	1	1	1	1	3	11	1	1	1	本節は、マスコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。	本節は、マスコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。
1	3	11	2	0	1	3 - 11 - 2	1	3	11	2	0	1	1	3	11	2	0	1	施工	施工
1	3	11	2	1	1	1	1	3	11	2	1	1	1	3	11	2	1	1	請負者は、マスコンクリートの施工にあたって、事前にセメントの水和熱による温度応力及び温度ひび割れに対する十分な検討を行わなければならない。	受注者は、マスコンクリートの施工にあたって、事前にセメントの水和熱による温度応力及び温度ひび割れに対する十分な検討を行わなければならない。
1	3	11	2	2	1	2	1	3	11	2	2	1	1	3	11	2	2	1	請負者は、温度ひび割れに関する検討結果に基づき、打込み区画の大きさ、リフト高さ、継目の位置及び構造、打込み時間間隔を設定しなければならない。	受注者は、温度ひび割れに関する検討結果に基づき、打込み区画の大きさ、リフト高さ、継目の位置及び構造、打込み時間間隔を設定しなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	3	11	2	3	1	3	請負者は、あらかじめ計画した温度を超えて打ち込みを行ってはならない。	1	3	11	2	3	1	3	受注者は、あらかじめ計画した温度を超えて打ち込みを行ってはならない。	
1	3	11	2	4	1	4	請負者は、養生にあたって、温度ひび割れ制御が計画どおりに行えるようコンクリート温度を制御しなければならない。	1	3	11	2	4	1	4	受注者は、養生にあたって、温度ひび割れ制御が計画どおりに行えるようコンクリート温度を制御しなければならない。	
1	3	11	2	5	1	5	請負者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。	1	3	11	2	5	1	5	受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。	
1	3	12	0	0	1	第12節	水中コンクリート	1	3	12	0	0	1	第12節	水中コンクリート	
1	3	12	1	0	1	3 - 12 - 1	一般事項	1	3	12	1	0	1	3 - 12 - 1	一般事項	
1	3	12	1	1	1		本節は、水中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。	1	3	12	1	1	1		本節は、水中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。	
1	3	12	1	1	1		なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設及び第8節型枠・支保の規定によるものとする。	1	3	12	1	1	1		なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設及び第8節型枠・支保の規定によるものとする。	
1	3	12	2	0	1	3 - 12 - 2	施工	1	3	12	2	0	1	3 - 12 - 2	施工	
1	3	12	2	1	1	1	請負者は、コンクリートを静水中に打設しなければならない。これ以外の場合であっても、流速は0.05m/s以下でなければ打設してはならない。	1	3	12	2	1	1	1	受注者は、コンクリートを静水中に打設しなければならない。これ以外の場合であっても、流速は0.05m/s以下でなければ打設してはならない。	
1	3	12	2	2	1	2	請負者は、コンクリートを水中落下させないようにし、かつ、打設開始時のコンクリートは水と直接接しないよう <u>な工夫</u> をしなければならない。	1	3	12	2	2	1	2	受注者は、コンクリートを水中落下させないようにし、かつ、打設開始時のコンクリートは水と直接接しないよう <u>に</u> しなければならない。	表現の修正：任意と義務の明確化
1	3	12	2	3	1	3	請負者は、コンクリート打設中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打設しなければならない。なお、やむを得ず打設を中止した場合は、そのコンクリートのレイタンスを完全に除かなければ次のコンクリートを打設してはならない。	1	3	12	2	3	1	3	受注者は、コンクリート打設中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打設しなければならない。なお、やむを得ず打設を中止した場合は、そのコンクリートのレイタンスを完全に除かなければ次のコンクリートを打設してはならない。	なお書き以降を改行
1	3	12	2	4	1	4	請負者は、レイタンスの発生を少なくするため、打設中のコンクリートをかきみださないようにしなければならない。	1	3	12	2	4	1	4	受注者は、レイタンスの発生を少なくするため、打設中のコンクリートをかきみださないようにしなければならない。	
1	3	12	2	5	1	5	請負者は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。なお、設計図書に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	1	3	12	2	5	1	5	受注者は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。なお、設計図書に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。	なお書き以降を改行
1	3	12	2	6	1	6	請負者は、水中コンクリートに使用する型枠について、仕上げの計画天端高が、水面より上にある場合は、海水面の高さ以上のところに、型枠の各面に水抜き穴を設けなければならない。	1	3	12	2	6	1	6	受注者は、水中コンクリートに使用する型枠について、仕上げの計画天端高が、水面より上にある場合は、海水面の高さ以上のところに、型枠の各面に水抜き穴を設けなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	3	12	2	7	1	7	7. <u>コンクリート</u> は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミーまたはコンクリートポンプを使用して打設しなければならない。これにより難い場合は、代替工法について監督職員と協議のうえ施工しなければならない。	1	3	12	2	7	1	7	7. <u>受注者は</u> 、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミーまたはコンクリートポンプを使用して <u>コンクリート</u> を打設しなければならない。これにより難い場合は、代替工法について監督職員と協議のうえ施工しなければならない。	文章表現の修正
1	3	12	2	8	1	8	8. ケーシング打設（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）	1	3	12	2	8	1	8	8. ケーシング打設（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）	
1	3	12	2	8	2	(1)	<u>請負者</u> は、打込み開始にあたって、ケーシングの先端にブランジャーや鋼製蓋を装着し、その筒先を地盤に着地させ、ケーシングの安定や水密性を確認してから輸送管を通してコンクリートを打ち込まなければならない。	1	3	12	2	8	2	(1)	<u>受注者は</u> 、打込み開始にあたって、ケーシングの先端にブランジャーや鋼製蓋を装着し、その筒先を地盤に着地させ、ケーシングの安定や水密性を確認してから輸送管を通してコンクリートを打ち込まなければならない。	
1	3	12	2	8	3	(2)	<u>請負者</u> は、コンクリート打込み中、輸送管を起重機船等で吊り上げている場合は、できるだけ船体の動揺を少なくしなければならない。	1	3	12	2	8	3	(2)	<u>受注者は</u> 、コンクリート打込み中、輸送管を起重機船等で吊り上げている場合は、できるだけ船体の動揺を少なくしなければならない。	
1	3	12	2	8	4	(3)	打込み時において、輸送管及びケーシングの先端は、常にコンクリート中に挿入しなければならない。	1	3	12	2	8	4	(3)	打込み時において、輸送管及びケーシングの先端は、常にコンクリート中に挿入しなければならない。	
1	3	12	2	8	5	(4)	<u>請負者</u> は、打込み時のケーシング引き上げにあたって、既に打ち込まれたコンクリートをかき乱さないように垂直に引き上げなければならない。	1	3	12	2	8	5	(4)	<u>受注者は</u> 、打込み時のケーシング引き上げにあたって、既に打ち込まれたコンクリートをかき乱さないように垂直に引き上げなければならない。	
1	3	12	2	8	6	(5)	<u>請負者</u> は、1本のケーシングで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。	1	3	12	2	8	6	(5)	<u>受注者は</u> 、1本のケーシングで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。	
1	3	12	2	8	7	(6)	<u>請負者</u> は、コンクリートの打継目をやむを得ず水中に設ける場合、旧コンクリート表層の材料分離を起こしているコンクリートを完全に除去してから新コンクリートを打ち込まなければならない。	1	3	12	2	8	7	(6)	<u>受注者は</u> 、コンクリートの打継目をやむを得ず水中に設ける場合、旧コンクリート表層の材料分離を起こしているコンクリートを完全に除去してから新コンクリートを打ち込まなければならない。	
1	3	12	2	8	8	(7)	<u>請負者</u> は、打込みが終り、ほぼ所定の高さに均したコンクリートの上面が、しみ出た水がなくなるか、または上面の水を処理した後でなければ、これを仕上げてはならない。	1	3	12	2	8	8	(7)	<u>受注者は</u> 、打込みが終り、ほぼ所定の高さに均したコンクリートの上面が、しみ出た水がなくなるか、または上面の水を処理した後でなければ、これを仕上げてはならない。	
1	3	12	2	9	1	9	9. <u>トレミー</u> 打設	1	3	12	2	9	1	9	9. <u>トレミー</u> 打設	
1	3	12	2	9	2	(1)	トレミーは、水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、 <u>トレミー</u> は、 <u>打設中</u> 水平移動してはならない。	1	3	12	2	9	2	(1)	<u>受注者は</u> 、 <u>トレミー</u> を水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中に <u>トレミー</u> を水平移動してはならない。	文章表現の修正
1	3	12	2	9	3	(2)	<u>請負者</u> は、1本のトレミーで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。	1	3	12	2	9	3	(2)	<u>受注者は</u> 、1本のトレミーで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由	
1	3	12	2	9	4	(3)	1	3	12	2	9	4	(3)						
						請負者は、トレミーの取扱いの各段階における状態をあらかじめ詳しく検討し、打込み中のコンクリートに対して好ましくない状態が起こらないよう、予防措置を講じなければならない。													
1	3	12	2	9	5	(4)	1	3	12	2	9	5	(4)						
						請負者は、特殊なトレミーを使用する場合には、その適合性を確かめ、使用方法を十分検討しなければならない。													
1	3	12	2	10	1	10.	1	3	12	2	10	1	10.						
						コンクリートポンプ打設													
1	3	12	2	10	2	(1)	1	3	12	2	10	2	(1)						
						コンクリートポンプの配管は、水密でなければならない。													
1	3	12	2	10	3	(2)	1	3	12	2	10	3	(2)						
						打込みの方法は、トレミーの場合に準じなければならない。													
1	3	12	2	11	1	11.	1	3	12	2	11	1	11.						
						請負者は、底開き箱及び底開き袋を使用してコンクリートを打設する場合、底開き箱および底開き袋の底が打設面上に達した際、容易にコンクリートを吐き出しできる構造のものを用いるものとする。また、打設にあたっては、底開き箱及び底開き袋を静かに水中に降ろし、コンクリートを吐き出した後は、コンクリートから相当離れるまで徐々に引き上げるものとする。ただし、底開き箱または底開き袋を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。													
1	3	12	3	0	1	3 - 12 - 3	1	3	12	3	0	1	3 - 12 - 3						
						海水の作用を受けるコンクリート													
1	3	12	3	1	1	1.	1	3	12	3	1	1	1.						
						請負者は、海水の作用をうけるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。													
1	3	12	3	2	1	2.	1	3	12	3	2	1	2.						
						請負者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。													
1	3	12	3	3	1	3.	1	3	12	3	3	1	3.						
						請負者は、普通ポルトランドセメントを用いた場合材令5日以上、高炉セメント、フライアッシュセメントを用いた場合、B種については、材令7日以上とし、さらに、日平均気温が10以下となる場合には、9日以上になるまで海水にあらわれないよう保護しなければならない。													
1	3	13	0	0	1	第13節	1	3	13	0	0	1	第13節						
						水中不分離性コンクリート													
1	3	13	1	0	1	3 - 13 - 1	1	3	13	1	0	1	3 - 13 - 1						
						一般事項													

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	3	13	1	1	1		本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定によるものとする。	1	3	13	1	1	1		本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定によるものとする。	なお書き以降を改行
1	3	13	2	0	1	3 - 13 - 2	材料の貯蔵	1	3	13	2	0	1	3 - 13 - 2	材料の貯蔵	
1	3	13	2	1	1		材料の貯蔵は、第1編3 - 5 - 2材料の貯蔵の規定による。	1	3	13	2	1	1		材料の貯蔵は、第1編3 - 5 - 2材料の貯蔵の規定による。	
1	3	13	3	0	1	3 - 13 - 3	コンクリートの製造	1	3	13	3	0	1	3 - 13 - 3	コンクリートの製造	
1	3	13	3	1	1		1. 請負者は、所要の品質の水中不分離性コンクリートを製造するため、コンクリートの各材料を正確に計量し、十分に練り混ぜるものとする。	1	3	13	3	1	1		1. 受注者は、所要の品質の水中不分離性コンクリートを製造するため、コンクリートの各材料を正確に計量し、十分に練り混ぜるものとする。	
1	3	13	3	2	1		2. 計量装置は、第1編3 - 5 - 4材料の計量及び練混ぜの規定による。	1	3	13	3	2	1		2. 計量装置は、第1編3 - 5 - 4材料の計量及び練混ぜの規定による。	
1	3	13	3	3	1		3. 材料の計量	1	3	13	3	3	1		3. 材料の計量	
1	3	13	3	3	2		(1) 請負者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。	1	3	13	3	3	2		(1) 受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。	
1	3	13	3	3	3		ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。	1	3	13	3	3	3		ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。	
1	3	13	3	3	4		(2) 計量誤差は、1バッチ計量分に対し、「表3 - 5計量の許容誤差(水中不分離性コンクリート)」の値以下とするものとする。	1	3	13	3	3	4		(2) 計量誤差は、1バッチ計量分に対し、「表3 - 5計量の許容誤差(水中不分離性コンクリート)」の値以下とするものとする。	
1	3	13	3	3	5		表3 - 5 計量の許容誤差(水中不分離性コンクリート)	1	3	13	3	3	5		表3 - 5 計量の許容誤差(水中不分離性コンクリート)	
1	3	13	3	4	1		4. 練混ぜ	1	3	13	3	4	1		4. 練混ぜ	
1	3	13	3	4	2		(1) 請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合、本節によるほか、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に準じるものとする。	1	3	13	3	4	2		(1) 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合、本節によるほか、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に準じるものとする。	
1	3	13	3	4	3		(2) 請負者は、強制練りバッチミキサーを用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。	1	3	13	3	4	3		(2) 受注者は、強制練りバッチミキサーを用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。	
1	3	13	3	4	4		(3) 請負者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に次の項目を検討し監督職員と協議しなければならない。	1	3	13	3	4	4		(3) 受注者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に以下の項目を検討し監督職員と協議しなければならない。	なお書き以降を改行 表現の統一
1	3	13	3	4	5		混和剤の添加方法・時期	1	3	13	3	4	5		混和剤の添加方法・時期	
1	3	13	3	4	6		アジテータトラック1車輛の運搬量	1	3	13	3	4	6		アジテータトラック1車輛の運搬量	
1	3	13	3	4	7		コンクリート品質の試験確認	1	3	13	3	4	7		コンクリート品質の試験確認	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
1	3	13	3	4	8	(4)	1	3	13	3	4	8	(4)	1	3	13	3	4	8	
						請負者は、練混ぜ時間を試験によって定めなければならない。														
1	3	13	3	4	9	(5)	1	3	13	3	4	9	(5)	1	3	13	3	4	9	
						請負者は、練混ぜ開始にあたって、あらかじめミキサにモルタルを付着させなければならない。														
1	3	13	3	5	1	5.	1	3	13	3	5	1	5.	1	3	13	3	5	1	
						ミキサ、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理														
1	3	13	3	5	2	(1)	1	3	13	3	5	2	(1)	1	3	13	3	5	2	
						請負者は、ミキサ及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。														
1	3	13	3	5	3	(2)	1	3	13	3	5	3	(2)	1	3	13	3	5	3	
						請負者は、洗浄排水の処理方法をあらかじめ定めなければならない。														
1	3	13	4	0	1	3 - 13 - 4	1	3	13	4	0	1	3 - 13 - 4	1	3	13	4	0	1	
						運搬打設														
1	3	13	4	1	1	1.	1	3	13	4	1	1	1.	1	3	13	4	1	1	
						準備														
1	3	13	4	1	3	(1)	1	3	13	4	1	3	(1)	1	3	13	4	1	3	
						請負者は、フレッシュコンクリートの粘性を考慮して、運搬及び打設の方法を適切に設定しなければならない。														
1	3	13	4	1	4	(2)	1	3	13	4	1	4	(2)	1	3	13	4	1	4	
						請負者は、打設されたコンクリートが均質となるように、打設用具の配置間隔及び1回の打上り高さを定めなければならない。														
1	3	13	4	2	1	2.	1	3	13	4	2	1	2.	1	3	13	4	2	1	
						運搬														
1	3	13	4	2	2		1	3	13	4	2	2		1	3	13	4	2	2	
						請負者は、コンクリートの運搬中に骨材の沈降を防止し、かつ、荷下しが容易なアジテータトラック等で運搬しなければならない。														
1	3	13	4	3	1	3.	1	3	13	4	3	1	3.	1	3	13	4	3	1	
						打設														
1	3	13	4	3	2	(1)	1	3	13	4	3	2	(1)	1	3	13	4	3	2	
						請負者は、打設に先立ち、鉄筋、型枠、打込設備等が計画どおりに配置されていることを確認しなければならない。														
1	3	13	4	3	3	(2)	1	3	13	4	3	3	(2)	1	3	13	4	3	3	
						請負者は、コンクリートをコンクリートポンプまたはトレミーを用いて打ち込まなければならない。														
1	3	13	4	3	4	(3)	1	3	13	4	3	4	(3)	1	3	13	4	3	4	
						請負者は、コンクリートポンプを使用する場合、コンクリートの品質低下を生じさせないように行わなければならない。														
1	3	13	4	3	5	(4)	1	3	13	4	3	5	(4)	1	3	13	4	3	5	
						請負者は、トレミーを使用する場合、コンクリートが円滑に流下する断面寸法を持ち、トレミーの継手は水密なものを使用しなければならない。														
1	3	13	4	3	6	(5)	1	3	13	4	3	6	(5)	1	3	13	4	3	6	
						請負者は、コンクリートの品質低下を生じさせないように、コンクリートの打込みを連続的に行わなければならない。														
1	3	13	4	3	7	(6)	1	3	13	4	3	7	(6)	1	3	13	4	3	7	
						請負者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。														

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	3	13	4	3	8	(7)	請負者は、水中流動距離を5m以下としなければならない。	1	3	13	4	3	8	(7)	受注者は、水中流動距離を5m以下としなければならない。	
1	3	13	4	3	9	(8)	請負者は、波浪の影響を受ける場所では、打設前に、気象・海象等がコンクリートの施工や品質に悪影響を与えないことを確かめなければならない。	1	3	13	4	3	9	(8)	受注者は、波浪の影響を受ける場所では、打設前に、気象・海象等がコンクリートの施工や品質に悪影響を与えないことを確かめなければならない。	
1	3	13	4	4	1	4.	打継ぎ	1	3	13	4	4	1	4.	打継ぎ	
1	3	13	4	4	2	(1)	請負者は、せん断力の小さい位置に打継目を設け、新旧コンクリートが十分に密着するように処置しなければならない。	1	3	13	4	4	2	(1)	受注者は、せん断力の小さい位置に打継目を設け、新旧コンクリートが十分に密着するように処置しなければならない。	
1	3	13	4	4	3	(2)	請負者は、打継面を高圧ジェット、水中清掃機械等を用い清掃し、必要に応じて補強鉄筋等により補強しなければならない。	1	3	13	4	4	3	(2)	受注者は、打継面を高圧ジェット、水中清掃機械等を用い清掃し、必要に応じて補強鉄筋等により補強しなければならない。	
1	3	13	4	5	1	5.	コンクリート表面の保護	1	3	13	4	5	1	5.	コンクリート表面の保護	
1	3	13	4	5	2		請負者は、流水、波等の影響により、セメント分の流失またはコンクリートが洗掘される恐れがある場合、表面をシートで覆う等の適切な処置をしなければならない。	1	3	13	4	5	2		受注者は、流水、波等の影響により、セメント分の流失またはコンクリートが洗掘される恐れがある場合、表面をシートで覆う等の適切な処置をしなければならない。	
1	3	14	0	0	1	第14節	プレバッキングコンクリート	1	3	14	0	0	1	第14節	プレバッキングコンクリート	
1	3	14	1	0	1	3-14-1	一般事項	1	3	14	1	0	1	3-14-1	一般事項	
1	3	14	1	1	1		本節は、プレバッキングコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定による。	1	3	14	1	1	1		本節は、プレバッキングコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定による。	なお書き以降を改訂
1	3	14	2	0	1	3-14-2	施工機器	1	3	14	2	0	1	3-14-2	施工機器	
1	3	14	2	1	1	1.	施工機械	1	3	14	2	1	1	1.	施工機械	
1	3	14	2	1	2	(1)	請負者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサを使用しなければならない。	1	3	14	2	1	2	(1)	受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサを使用しなければならない。	
1	3	14	2	1	3	(2)	請負者は、注入モルタルを緩やかに攪拌でき、モルタルの注入が完了するまで規定の品質を保てるアジテータを使用しなければならない。	1	3	14	2	1	3	(2)	受注者は、注入モルタルを緩やかに攪拌でき、モルタルの注入が完了するまで規定の品質を保てるアジテータを使用しなければならない。	
1	3	14	2	1	4	(3)	請負者は、十分な圧送能力を有し、注入モルタルを連続的に、かつ、空気を混入させないで注入できるモルタルポンプを使用しなければならない。	1	3	14	2	1	4	(3)	受注者は、十分な圧送能力を有し、注入モルタルを連続的に、かつ、空気を混入させないで注入できるモルタルポンプを使用しなければならない。	
1	3	14	2	2	1	2.	輸送管	1	3	14	2	2	1	2.	輸送管	
1	3	14	2	2	2		請負者は、注入モルタルを円滑に輸送できる輸送管を使用しなければならない。	1	3	14	2	2	2		受注者は、注入モルタルを円滑に輸送できる輸送管を使用しなければならない。	
1	3	14	2	3	1	3.	注入管	1	3	14	2	3	1	3.	注入管	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
1	3	14	2	3	2		請負者は、確実に、かつ、円滑に注入作業ができる注入管を使用しなければならない。なお、注入管の内径寸法は、輸送管の内径寸法以下とする。	1	3	14	2	3	2		受注者は、確実に、かつ、円滑に注入作業ができる注入管を使用しなければならない。なお、注入管の内径寸法は、輸送管の内径寸法以下とする。	
1	3	14	3	0	1	3 - 14 - 3	施工	1	3	14	3	0	1	3 - 14 - 3	施工	
1	3	14	3	1	1		1. 型枠	1	3	14	3	1	1		1. 型枠	
1	3	14	3	1	2		(1) 請負者は、型枠をプレパックドコンクリートの側圧及びその他施工時の外力に十分耐える構造に組み立てなければならない。	1	3	14	3	1	2		(1) 受注者は、型枠をプレパックドコンクリートの側圧及びその他施工時の外力に十分耐える構造に組み立てなければならない。	
1	3	14	3	1	3		(2) 請負者は、事前に型枠の取外し時期について、監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	14	3	1	3		(2) 受注者は、事前に型枠の取外し時期について、監督職員の承諾を得なければならない。	
1	3	14	3	2	1		2. モルタルの漏出防止	1	3	14	3	2	1		2. モルタルの漏出防止	
1	3	14	3	2	2		請負者は、基礎と型枠との間や型枠の継目などの隙間から、注入モルタルが漏れないように処置しなければならない。	1	3	14	3	2	2		受注者は、基礎と型枠との間や型枠の継目などの隙間から、注入モルタルが漏れないように処置しなければならない。	
1	3	14	3	3	1		3. 粗骨材の投入	1	3	14	3	3	1		3. 粗骨材の投入	
1	3	14	3	3	2		(1) 請負者は、粗骨材の投入に先立ち、鉄筋、注入管、検査管等を規定の位置に配置しなければならない。	1	3	14	3	3	2		(1) 受注者は、粗骨材の投入に先立ち、鉄筋、注入管、検査管等を規定の位置に配置しなければならない。	
1	3	14	3	3	3		(2) 請負者は、粗骨材を大小粒が均等に分布するように、また、破碎しないように投入しなければならない。	1	3	14	3	3	3		(2) 受注者は、粗骨材を大小粒が均等に分布するように、また、破碎しないように投入しなければならない。	
1	3	14	3	3	4		(3) 請負者は、粗骨材を泥やごみ、藻貝類など付着しないよう良好な状態に管理しなければならない。	1	3	14	3	3	4		(3) 受注者は、粗骨材を泥やごみ、藻貝類など付着しないよう良好な状態に管理しなければならない。	
1	3	14	3	4	1		4. 注入管の配置	1	3	14	3	4	1		4. 注入管の配置	
1	3	14	3	4	2		(1) 請負者は、鉛直注入管を水平間隔 2 m 以下に配置しなければならない。なお、水平間隔が 2 m を超える場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	14	3	4	2		(1) 受注者は、鉛直注入管を水平間隔 2 m 以下に配置しなければならない。なお、水平間隔が 2 m を超える場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。	
1	3	14	3	4	3		(2) 請負者は、水平注入管の水平間隔を 2 m 程度、鉛直間隔を 1.5m 程度に配置しなければならない。また、水平注入管には、逆流防止装置を備えなければならない。	1	3	14	3	4	3		(2) 受注者は、水平注入管の水平間隔を 2 m 程度、鉛直間隔を 1.5m 程度に配置しなければならない。また、水平注入管には、逆流防止装置を備えなければならない。	
1	3	14	3	5	1		5. 練混ぜ	1	3	14	3	5	1		5. 練混ぜ	
1	3	14	3	5	2		(1) 請負者は、練混ぜをモルタルミキサで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。	1	3	14	3	5	2		(1) 受注者は、練混ぜをモルタルミキサで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。	
1	3	14	3	5	3		(2) 請負者は、練混ぜ作業には、細骨材の粒度及び表面水量を確認し、規定の流動性等の品質が得られるように、粒度の調整、配合の修正、水量の補正等の適切な処置をしなければならない。	1	3	14	3	5	3		(2) 受注者は、練混ぜ作業には、細骨材の粒度及び表面水量を確認し、規定の流動性等の品質が得られるように、粒度の調整、配合の修正、水量の補正等の適切な処置をしなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由				
1	3	14	3	5	4	(3)	1	3	14	3	5	4	(3)	1	3	14	3	5	4			
						請負者は、モルタルミキサ1バッチの練混ぜを、ミキサの定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。																
1	3	14	3	6	1	6.	1	3	14	3	6	1	6.	1	3	14	3	6	1			
						注入																
1	3	14	3	6	2	(1)	1	3	14	3	6	2	(1)	1	3	14	3	6	2			
						請負者は、管の建込み終了後、異常がないことを確認した後、モルタルを注入しなければならない。																
1	3	14	3	6	3	(2)	1	3	14	3	6	3	(2)	1	3	14	3	6	3			
						請負者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。なお、やむを得ず注入を中断し、打継目を設ける場合には、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。																なお書き以降を改訂 「やむを得ず注入を中断（機械故障や天候の急変など不測の事態）して、（設計ないし、施工計画にないところに）打ち継ぎ目を設けることとなった場合」（コンクリート標準示方書解説）の処置であるため、表現を修正
1	3	14	3	6	4	(3)	1	3	14	3	6	4	(3)	1	3	14	3	6	4			
						請負者は、最下部から上方へモルタル注入するものとし、注入モルタル上面の上昇速度は0.3~2.0m/hとしなければならない。																
1	3	14	3	6	5	(4)	1	3	14	3	6	5	(4)	1	3	14	3	6	5			
						請負者は、鉛直注入管を引き抜きながら注入するものとし、注入管の先端を、0.5~2.0mモルタル中に埋込まれた状態に保たなければならない。																
1	3	14	3	6	6	(5)	1	3	14	3	6	6	(5)	1	3	14	3	6	6			
						請負者は、注入が完了するまで、モルタルの攪拌を続けなければならない。																
1	3	14	3	7	1	7.	1	3	14	3	7	1	7.	1	3	14	3	7	1			
						注入モルタルの上昇状況の確認																
1	3	14	3	7	2		1	3	14	3	7	2		1	3	14	3	7	2			
						請負者は、注入モルタルの上昇状況を確認するため、注入モルタルの上面の位置を測定できるようにしておかなければならない。																
1	3	14	3	8	1	8.	1	3	14	3	8	1	8.	1	3	14	3	8	1			
						寒中における施工																
1	3	14	3	8	2		1	3	14	3	8	2		1	3	14	3	8	2			
						請負者は、寒中における施工の場合、粗骨材及び注入モルタルの凍結を防ぐ処置をしなければならない。また、注入モルタルの膨張の遅延が起こるのを防ぐため、必要に応じて、適切な保温給熱を行わなければならない。																
1	3	14	3	9	1	9.	1	3	14	3	9	1	9.	1	3	14	3	9	1			
						暑中における施工																
1	3	14	3	9	2		1	3	14	3	9	2		1	3	14	3	9	2			
						請負者は、暑中における施工の場合、注入モルタルの温度上昇、注入モルタルの過早な膨張及び流動性の低下等が起こらないよう施工しなければならない。																
1	3	15	0	0	1	第15節	1	3	15	0	0	1	第15節	1	3	15	0	0	1			
						袋詰コンクリート																
1	3	15	1	0	1	3 - 15 - 1	1	3	15	1	0	1	3 - 15 - 1	1	3	15	1	0	1			
						一般事項																
1	3	15	1	1	1		1	3	15	1	1	1		1	3	15	1	1	1			
						本節は、袋詰コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章12節水中コンクリートの規定による。																なお書き以降を改訂
1	3	15	2	0	1	3 - 15 - 2	1	3	15	2	0	1	3 - 15 - 2	1	3	15	2	0	1			
						施工																

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
1	3	15	2	1	1		1. 請負者は、袋の容量の2/3程度にコンクリートを詰め、袋の口を確実に縛らなければならない。	1	3	15	2	1	1		1. 受注者は、袋の容量の2/3程度にコンクリートを詰め、袋の口を確実に縛らなければならない。	
1	3	15	2	2	1		2. 請負者は、袋を長手及び小口の層に交互に、1袋ずつ丁寧に積み重ねなければならない。また、水中に投げ込んでではない。	1	3	15	2	2	1		2. 受注者は、袋を長手及び小口の層に交互に、1袋ずつ丁寧に積み重ねなければならない。また、水中に投げ込んでではない。	
2	0	0	0	0	1	第2編	材 料 編	2	0	0	0	0	1	第2編	材 料 編	
2	1	0	0	0	1	第1章	一般事項	2	1	0	0	0	1	第1章	一般事項	
2	1	1	0	0	1	第1節	適 用	2	1	1	0	0	1	第1節	適 用	
2	1	1	0	1	2		工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。	2	1	1	0	1	2		工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、本共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。	表現の統一
2	1	2	0	0	1	第2節	工事材料の品質	2	1	2	0	0	1	第2節	工事材料の品質	
2	1	2	0	1	1		1. 請負者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を請負者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。	2	1	2	0	1	1		1. 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。	
2	1	2	0	2	1		2. 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。	2	1	2	0	2	1		2. 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものをいう。	
2	1	2	0	3	1		3. 請負者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書で提示する方法により、試験を実施しその結果を監督職員に提出しなければならない。なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。	2	1	2	0	3	1		3. 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書に定める方法により、試験を実施しその結果を監督職員に提出しなければならない。なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。	語句の統一
2	1	2	0	4	1		4. 請負者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまで監督職員に提出しなければならない。なお、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。	2	1	2	0	4	1		4. 受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまで監督職員に提出し、確認を受けなければならない。なお、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。	なお書き以降を改行

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
2	1	2	0	5	1	5	請負者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。	2	1	2	0	5	1	5	受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。	
2	1	2	0	6	1	6	請負者は、第1節でいう同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という）を材料の品質を証明する資料とすることができる。なお、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJISマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を監督職員に提出するものとする。また、JIS認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。	2	1	2	0	6	1	6	受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。 <u>なお、表1-1に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。</u>	受注者が実施すべき内容を主として条文を見直した。
														表1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材	受注者が実施すべき内容を主として条文を見直したことに伴い、対象資材（39品目）の区分表を追加	
2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料	2	2	0	0	0	1	第2章	土木工事材料	
2	2	1	0	0	1	第1節	土	2	2	1	0	0	1	第1節	土	
2	2	1	1	0	1	2-1-1	一般事項	2	2	1	1	0	1	2-1-1	一般事項	
2	2	1	1	1	1		工事に使用する土は、設計図書における各工種の施工に適合するものとする。	2	2	1	1	1	1		工事に使用する土は、設計図書における各工種の施工に適合するものとする。	
2	2	2	0	0	1	第2節	石	2	2	2	0	0	1	第2節	石	
2	2	2	1	0	1	2-2-1	石材	2	2	2	1	0	1	2-2-1	石材	
2	2	2	1	1	1		天然産の石材については、以下の規格に適合するものとする。	2	2	2	1	1	1		天然産の石材については、以下の規格に適合するものとする。	
2	2	2	1	1	2		JIS A 5003（石材）	2	2	2	1	1	2		JIS A 5003（石材）	
2	2	2	2	0	1	2-2-2	割ぐり石	2	2	2	2	0	1	2-2-2	割ぐり石	
2	2	2	2	1	1		割ぐり石は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	2	2	1	1		割ぐり石は、以下の規格に適合するものとする。	
2	2	2	2	1	2		JIS A 5006（割ぐり石）	2	2	2	2	1	2		JIS A 5006（割ぐり石）	
2	2	2	3	0	1	2-2-3	雑割石	2	2	2	3	0	1	2-2-3	雑割石	
2	2	2	3	1	1		雑割石の形状は、おおむねくさび形とし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。前面はおおむね四辺形であって二稜辺の平均の長さが控長の2/3程度のものとする。	2	2	2	3	1	1		雑割石の形状は、おおむねくさび形とし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。前面はおおむね四辺形であって二稜辺の平均の長さが控長の2/3程度のものとする。	
2	2	2	4	0	1	2-2-4	雑石（粗石）	2	2	2	4	0	1	2-2-4	雑石（粗石）	
2	2	2	4	1	1		雑石は、天然石または破碎石ものとし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。	2	2	2	4	1	1		雑石は、天然石または破碎石ものとし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。	
2	2	2	5	0	1	2-2-5	玉石	2	2	2	5	0	1	2-2-5	玉石	
2	2	2	5	1	1		玉石は、天然に産し、丸みをもつ石で通常おおむね15cm～25cmのものとし、形状は概ね卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。	2	2	2	5	1	1		玉石は、天然に産し、丸みをもつ石で通常おおむね15cm～25cmのものとし、形状はおおむね卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。	表記の統一
2	2	2	6	0	1	2-2-6	ぐり石	2	2	2	6	0	1	2-2-6	ぐり石	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
2	2	2	6	1	1		ぐり石は、玉石または割ぐり石で20cm以下の小さいものとし、主に基礎・裏込ぐり石に用いるものであり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。	2	2	2	6	1	1		ぐり石は、玉石または割ぐり石で20cm以下の小さいものとし、主に基礎・裏込ぐり石に用いるものであり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。	
2	2	2	7	0	1	2 - 2 - 7	その他の砂利、碎石、砂	2	2	2	7	0	1	2 - 2 - 7	その他の砂利、碎石、砂	
2	2	2	7	1	1	1 .	砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。	2	2	2	7	1	1	1 .	砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、本共通仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。	表現の統一
2	2	2	7	2	1	2 .	砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。	2	2	2	7	2	1	2 .	砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、本共通仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。	表現の統一
2	2	3	0	0	1	第3節	骨 材	2	2	3	0	0	1	第3節	骨 材	
2	2	3	1	0	1	2 - 3 - 1	一般事項	2	2	3	1	0	1	2 - 3 - 1	一般事項	
2	2	3	1	1	1	1 .	道路用碎石、コンクリート用碎石及びコンクリート用スラグ粗(細)骨材は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	3	1	1	1	1 .	道路用碎石及びコンクリート用碎石等は、以下の規格に適合するものとする。	コンクリート用碎石、コンクリート用スラグ粗(細)骨材の総称として「コンクリート用骨材等」に修正
2	2	3	1	1	2		JIS A 5001 (道路用碎石)	2	2	3	1	1	2		JIS A 5001 (道路用碎石)	
												3		JIS A 5008 (レディ-ミクストコンクリート) 付属書A (レディ-ミクストコンクリート用骨材)	関連するJIS規格を追加	
2	2	3	1	1	3		JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び砕砂)	2	2	3	1	1	4		JIS A 5005 (コンクリート用碎石及び砕砂)	
2	2	3	1	1	4		JIS A 5011 - 1 (コンクリート用スラグ骨材 - 第1部: 高炉スラグ骨材)	2	2	3	1	1	5		JIS A 5011 - 1 (コンクリート用スラグ骨材 - 第1部: 高炉スラグ骨材)	
2	2	3	1	1	5		JIS A 5011 - 2 (コンクリート用スラグ骨材 - 第2部: フェロニッケルスラグ骨材)	2	2	3	1	1	6		JIS A 5011 - 2 (コンクリート用スラグ骨材 - 第2部: フェロニッケルスラグ骨材)	
2	2	3	1	1	6		JIS A 5011 - 3 (コンクリート用スラグ骨材 - 第3部: 銅スラグ骨材)	2	2	3	1	1	7		JIS A 5011 - 3 (コンクリート用スラグ骨材 - 第3部: 銅スラグ骨材)	
2	2	3	1	1	7		JIS A 5011 - 4 (コンクリート用スラグ骨材 - 第4部: 電気炉酸化スラグ骨材)	2	2	3	1	1	8		JIS A 5011 - 4 (コンクリート用スラグ骨材 - 第4部: 電気炉酸化スラグ骨材)	
2	2	3	1	1	8		JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)	2	2	3	1	1	9		JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)	
2	2	3	1	1	9		JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	2	2	3	1	1	10		JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	
2	2	3	1	2	1	2 .	請負者は、骨材を寸法別及び種類別に貯蔵しなければならない。	2	2	3	1	2	1	2 .	受注者は、骨材を寸法別及び種類別に貯蔵しなければならない。	
2	2	3	1	3	1	3 .	請負者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。	2	2	3	1	3	1	3 .	受注者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。	
2	2	3	1	4	1	4 .	請負者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようしなければならない。	2	2	3	1	4	1	4 .	受注者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようしなければならない。	
2	2	3	1	5	1	5 .	請負者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、または細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合に、防水シートなどで覆い、雨水がかからないようしなければならない。	2	2	3	1	5	1	5 .	受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、または細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合に、防水シートなどで覆い、雨水がかからないようしなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
2	2	3	1	6	1	6	請負者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫等を使用しなければならない。	2	2	3	1	6	1	6	受注者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫等を使用しなければならない。	
2	2	3	1	7	1	7	細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。	2	2	3	1	7	1	7	受注者は、細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。	表現の統一
2	2	3	1	8	1	8	プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合は、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶対質量に対しNaClに換算して0.03%以下としなければならない。	2	2	3	1	8	1	8	受注者は、プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合は、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶対質量に対しNaClに換算して0.03%以下としなければならない。	表現の統一
2	2	3	2	0	1	2-3-2	セメントコンクリート用骨材	2	2	3	2	0	1	2-3-2	セメントコンクリート用骨材	
2	2	3	2	1	1	1	細骨材及び粗骨材の粒度は、表2-1、表2-2の規格に適合するものとする。	2	2	3	2	1	1	1	細骨材及び粗骨材の粒度は、表2-1、表2-2の規格に適合するものとする。	
2	2	3	2	1	2		表2-1 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパックドコンクリートの細骨材の粒度の範囲	2	2	3	2	1	2		表2-1 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパックドコンクリートの細骨材の粒度の範囲	
2	2	3	2	1	3	(1)	無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート	2	2	3	2	1	3	(1)	無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート	
2	2	3	2	1	4	(2)	プレパックドコンクリート	2	2	3	2	1	4	(2)	プレパックドコンクリート	
2	2	3	2	1	6		表2-2 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパックドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲	2	2	3	2	1	6		表2-2 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパックドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲	「2007コンクリート標準示方書」及び「舗装施工便覧H18」と整合を図り修正
2	2	3	2	1	7	(1)	無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート	2	2	3	2	1	7	(1)	無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート	
2	2	3	2	1	8	(2)	プレパックドコンクリート	2	2	3	2	1	8	(2)	プレパックドコンクリート	
2	2	3	2	2	1	2	硫酸ナトリウムによる安定性の試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して十分な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。	2	2	3	2	2	1	2	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性の試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して十分な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。	2007コンクリート標準示方書〔施工編〕(3.4.1細骨材)と整合を図り、試験名称の誤りを修正
2	2	3	2	2	2		また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。	2	2	3	2	2	2		また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。	
2	2	3	2	3	1	3	気象作用をうけない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。	2	2	3	2	3	1	3	気象作用をうけない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。	
2	2	3	2	4	1	4	化学的あるいは物理的に不安定な細骨材及び粗骨材は、これを用いてはならない。ただし、その使用実績、使用条件、化学的あるいは物理的安定性に関する試験結果等から、有害な影響をもたらさないものであると認められた場合には、これを用いてもよいものとする。	2	2	3	2	4	1	4	化学的あるいは物理的に不安定な細骨材及び粗骨材は、これを用いてはならない。ただし、その使用実績、使用条件、化学的あるいは物理的安定性に関する試験結果等から、有害な影響をもたらさないものであると認められた場合には、これを用いてもよいものとする。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
2	2	3	2	5	1	5	すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は35%以下とする。なお、積雪寒冷地においては、すりへり減量が25%以下のものを使用するものとする。	2	2	3	2	5	1	5	舗装コンクリートに用いる粗骨材は、すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は35%以下とする。なお、積雪寒冷地においては、すりへり減量が25%以下のものを使用するものとする。	対象となる材料を明確にするため修正 なお書き以降を改行
2	2	3	3	0	1	2-3-3	アスファルト舗装用骨材	2	2	3	3	0	1	2-3-3	アスファルト舗装用骨材	
2	2	3	3	1	1	1	砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度は、表2-3、表2-4、表2-5の規格に適合するものとする。	2	2	3	3	1	1	1	砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度は、表2-3、表2-4、表2-5の規格に適合するものとする。	
2	2	3	3	1	2		表2-3 砕石の粒度	2	2	3	3	1	2		表2-3 砕石の粒度	
2	2	3	3	1	3		表2-4 再生砕石の粒度	2	2	3	3	1	3		表2-4 再生砕石の粒度	
2	2	3	3	1	4		表2-5 再生粒度調整砕石の粒度	2	2	3	3	1	4		表2-5 再生粒度調整砕石の粒度	
2	2	3	3	2	1	2	砕石の材質については、表2-6によるものとする。	2	2	3	3	2	1	2	砕石の材質については、表2-6の規格に適合するものとする。	表現の統一
2	2	3	3	2	2		表2-6 安定性試験の限度	2	2	3	3	2	2		表2-6 安定性試験の限度	
2	2	3	3	3	1	3	砕石の品質は、表2-7の規格に適合するものとする。	2	2	3	3	3	1	3	砕石の品質は、表2-7の規格に適合するものとする。	
2	2	3	3	3	2		表2-7 砕石の品質	2	2	3	3	3	2		表2-7 砕石の品質	「舗装施工便覧H18」と整合を図り修正
2	2	3	3	4	1	4	鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-8によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格はJIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は砕石の粒度に準ずるものとする。	2	2	3	3	4	1	4	鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-8によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格はJIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）によるものとし、その他は砕石の粒度に準ずるものとする。	
2	2	3	3	4	2		表2-8 鉄鋼スラグの種類と主な用途	2	2	3	3	4	2		表2-8 鉄鋼スラグの種類と主な用途	
2	2	3	3	5	1	5	鉄鋼スラグの規格は、表2-9の規格に適合するものとする。	2	2	3	3	5	1	5	路盤材に用いる鉄鋼スラグの規格は、表2-9の規格に適合するものとする。	鉄鋼スラグの種類（高炉スラグ、製鋼スラグ）とその用途・使い分けを明確にするため修正
2	2	3	3	5	2		表2-9 鉄鋼スラグの規格	2	2	3	3	5	2		表2-9 鉄鋼スラグの規格	鉄鋼スラグの種類（高炉スラグ、製鋼スラグ）とその用途・使い分けを明確にするため修正
2	2	3	3	6	1	6	製鋼スラグの規格は、表2-10の規格に適合するものとする。	2	2	3	3	6	1	6	製鋼スラグの規格は、表2-10の規格に適合するものとする。	鉄鋼スラグの種類（高炉スラグ、製鋼スラグ）とその用途・使い分けを明確にするため修正
2	2	3	3	6	2		表2-10 製鋼スラグの規格	2	2	3	3	6	2		表2-10 製鋼スラグの規格	鉄鋼スラグの種類（高炉スラグ、製鋼スラグ）とその用途・使い分けを明確にするため修正
2	2	3	3	7	1	7	砂は、天然砂、人工砂、スクリーニングス（砕石ダスト）などを用い、粒度は混合物に適合するものとする。	2	2	3	3	7	1	7	砂は、天然砂、人工砂、スクリーニングス（砕石ダスト）などを用い、粒度は混合物に適合するものとする。	
2	2	3	3	8	1	8	スクリーニングス（砕石ダスト）の粒度は、表2-11の規格に適合するものとする。	2	2	3	3	8	1	8	スクリーニングス（砕石ダスト）の粒度は、表2-11の規格に適合するものとする。	
2	2	3	3	8	2		表2-11 スクリーニングスの粒度範囲	2	2	3	3	8	2		表2-11 スクリーニングスの粒度範囲	「舗装施工便覧H18」と整合を図り修正
2	2	3	4	0	1	2-3-4	アスファルト用再生骨材	2	2	3	4	0	1	2-3-4	アスファルト用再生骨材	
2	2	3	4	1	2		再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表2-12の規格に適合するものとする。	2	2	3	4	1	2		再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は表2-12の規格に適合するものとする。	
2	2	3	4	0	3		表2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	2	2	3	4	0	3		表2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	「舗装施工便覧H18」と整合を図り修正
2	2	3	5	0	1	2-3-5	フィラー	2	2	3	5	0	1	2-3-5	フィラー	
2	2	3	5	1	1	1	フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石灰岩を粉砕した石粉の水分量は1.0%以下のものを使用する。	2	2	3	5	1	1	1	フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石灰岩を粉砕した石粉の水分量は1.0%以下のものを使用する。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
2	2	3	5	2	1		2 . 石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表 2 - 13の規格に適合するものとする。	2	2	3	5	2	1		2 . 石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は表 2 - 13の規格に適合するものとする。	
2	2	3	5	2	2		表 2 - 13 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	2	2	3	5	2	2		表 2 - 13 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲	
2	2	3	5	3	2		3 . フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィルターとして用いる場合は表 2 - 14に適合するものとする。	2	2	3	5	3	2		3 . フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィルターとして用いる場合は表 2 - 14の規格に適合するものとする。	表現の統一
2	2	3	5	3	3		表 2 - 14 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィルターとして使用する場合の規定	2	2	3	5	3	3		表 2 - 14 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィルターとして使用する場合の規定	
2	2	3	5	4	1		4 . 消石灰をばく離防止のためにフィルターとして使用する場合の品質は、JIS R 9001 (工業用石灰) に規定されている生石灰 (特号及び1号)、消石灰 (特号及び1号) の規格に適合するものとする。	2	2	3	5	4	1		4 . 消石灰をばく離防止のためにフィルターとして使用する場合の品質は、JIS R 9001 (工業用石灰) に規定されている生石灰 (特号及び1号)、消石灰 (特号及び1号) の規格に適合するものとする。	
2	2	3	5	5	1		5 . セメントをばく離防止のためにフィルターとして使用する場合の品質は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) 及び JIS R 5211 (高炉セメント) の規格に適合するものとする。	2	2	3	5	5	1		5 . セメントをばく離防止のためにフィルターとして使用する場合の品質は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント) 及び JIS R 5211 (高炉セメント) の規格に適合するものとする。	
2	2	3	6	0	1	2 - 3 - 6	安定材	2	2	3	6	0	1	2 - 3 - 6	安定材	
2	2	3	6	1	1		1 . 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表 2 - 15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表 2 - 16に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	2	2	3	6	1	1		1 . 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表 2 - 15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表 2 - 16に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	
2	2	3	6	1	2		表 2 - 15 舗装用石油アスファルトの規格	2	2	3	6	1	2		表 2 - 15 舗装用石油アスファルトの規格	「舗装再生便覧H22」と整合を図り修正
2	2	3	6	1	3		表 2 - 16 石油アスファルト乳剤の規格	2	2	3	6	1	3		表 2 - 16 石油アスファルト乳剤の規格	JIS規格と整合を図り修正
2	2	3	6	2	1		2 . セメント安定処理に使用するセメントは、JISに規定されているJIS R 5210 (ポルトランドセメント)、およびJIS R 5211 (高炉セメント) の規格に適合するものとする。	2	2	3	6	2	1		2 . セメント安定処理に使用するセメントは、JISに規定されているJIS R 5210 (ポルトランドセメント)、及びJIS R 5211 (高炉セメント) の規格に適合するものとする。	表記の統一
2	2	3	6	3	1		3 . 石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001 (工業用石灰) に規定にされる生石灰 (特号及び1号)、消石灰 (特号及び1号)、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。	2	2	3	6	3	1		3 . 石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001 (工業用石灰) に規定にされる生石灰 (特号及び1号)、消石灰 (特号及び1号)、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。	
2	2	4	0	0	1	第4節	木 材	2	2	4	0	0	1	第4節	木 材	
2	2	4	1	0	1	2 - 4 - 1	一般事項	2	2	4	1	0	1	2 - 4 - 1	一般事項	
2	2	4	1	1	1		1 . 工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。	2	2	4	1	1	1		1 . 工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。	
2	2	4	1	2	1		2 . 設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合を除き末口寸法とするものとする。	2	2	4	1	2	1		2 . 設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合を除き末口寸法とするものとする。	
2	2	5	0	0	1	第5節	鋼 材	2	2	5	0	0	1	第5節	鋼 材	
2	2	5	1	0	1	2 - 5 - 1	一般事項	2	2	5	1	0	1	2 - 5 - 1	一般事項	
2	2	5	1	1	1		1 . 工事に使用する鋼材は、さび、くされ等変質のないものとする。	2	2	5	1	1	1		1 . 工事に使用する鋼材は、さび、くされ等変質のないものとする。	
2	2	5	1	2	1		2 . 請負者は、鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともに、防蝕しなければならない。	2	2	5	1	2	1		2 . 受注者は、鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともに、防蝕しなければならない。	
2	2	5	2	0	1	2 - 5 - 2	構造用圧延鋼材	2	2	5	2	0	1	2 - 5 - 2	構造用圧延鋼材	
2	2	5	2	1	2		構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	5	2	1	2		構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
2	2	5	2	1	3		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	2	2	5	2	1	3		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	
2	2	5	2	1	4		JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)	2	2	5	2	1	4		JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材)	
2	2	5	2	1	5		JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)	2	2	5	2	1	5		JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)	
2	2	5	2	1	6		JIS G 3114 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)	2	2	5	2	1	6		JIS G 3114 (溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)	
2	2	5	3	0	1	2 - 5 - 3	軽量形鋼	2	2	5	3	0	1	2 - 5 - 3	軽量形鋼	
2	2	5	3	1	2		軽量形鋼は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	5	3	1	2		軽量形鋼は、以下の規格に適合するものとする。	
2	2	5	3	1	3		JIS G 3350 (一般構造用軽量形鋼)	2	2	5	3	1	3		JIS G 3350 (一般構造用軽量形鋼)	
2	2	5	4	0	1	2 - 5 - 4	鋼管	2	2	5	4	0	1	2 - 5 - 4	鋼管	
2	2	5	4	1	2		鋼管は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	5	4	1	2		鋼管は、以下の規格に適合するものとする。	
2	2	5	4	1	3		JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)	2	2	5	4	1	3		JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)	
2	2	5	4	1	4		JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)	2	2	5	4	1	4		JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管)	
2	2	5	4	1	5		JIS G 3457 (配管用アーク溶接炭素鋼鋼管)	2	2	5	4	1	5		JIS G 3457 (配管用アーク溶接炭素鋼鋼管)	
2	2	5	4	1	6		JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)	2	2	5	4	1	6		JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)	
2	2	5	4	1	7		JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管)	2	2	5	4	1	7		JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管)	
2	2	5	4	1	8		JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管)	2	2	5	4	1	8		JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管)	
2	2	5	5	0	1	2 - 5 - 5	鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品	2	2	5	5	0	1	2 - 5 - 5	鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品	
2	2	5	5	1	2		鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	5	5	1	2		鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するものとする。	
2	2	5	5	1	3		JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品)	2	2	5	5	1	3		JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品)	
2	2	5	5	1	4		JIS G 5101 (炭素鋼鋳鋼品)	2	2	5	5	1	4		JIS G 5101 (炭素鋼鋳鋼品)	
2	2	5	5	1	5		JIS G 3201 (炭素鋼鍛鋼品)	2	2	5	5	1	5		JIS G 3201 (炭素鋼鍛鋼品)	
2	2	5	5	1	6		JIS G 5102 (溶接構造用鋳鋼品)	2	2	5	5	1	6		JIS G 5102 (溶接構造用鋳鋼品)	
2	2	5	5	1	7		JIS G 5111 (構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品)	2	2	5	5	1	7		JIS G 5111 (構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品)	
2	2	5	5	1	8		JIS G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材)	2	2	5	5	1	8		JIS G 4051 (機械構造用炭素鋼鋼材)	
2	2	5	5	1	9		JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)	2	2	5	5	1	9		JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)	
2	2	5	6	0	1	2 - 5 - 6	ボルト用鋼材	2	2	5	6	0	1	2 - 5 - 6	ボルト用鋼材	
2	2	5	6	1	2		ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	5	6	1	2		ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。	
2	2	5	6	1	3		JIS B 1180 (六角ボルト)	2	2	5	6	1	3		JIS B 1180 (六角ボルト)	
2	2	5	6	1	4		JIS B 1181 (六角ナット)	2	2	5	6	1	4		JIS B 1181 (六角ナット)	
2	2	5	6	1	5		JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)	2	2	5	6	1	5		JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)	
2	2	5	6	1	6		JIS B 1256 (平座金)	2	2	5	6	1	6		JIS B 1256 (平座金)	
2	2	5	6	1	7		JIS B 1198 (頭付きスタッド)	2	2	5	6	1	7		JIS B 1198 (頭付きスタッド)	
2	2	5	6	1	8		JIS M 2506 (ロックボルト及びその構成部品)	2	2	5	6	1	8		JIS M 2506 (ロックボルト及びその構成部品)	
2	2	5	6	1	9		トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット (日本道路協会)	2	2	5	6	1	9		摩擦接合用トルシア高力ボルト・六角ナット・平座金のセット (日本道路協会)	規格名称の整合 道路橋示方書 (共通編) にある規格名称と整合 をはかり修正
2	2	5	6	1	10		支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格 (日本道路協会) (1971)	2	2	5	6	1	10		支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格 (日本道路協会)	誤植 (1971) を削除
2	2	5	7	0	1	2 - 5 - 7	溶接材料	2	2	5	7	0	1	2 - 5 - 7	溶接材料	
2	2	5	7	1	2		溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	5	7	1	2		溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。	
2	2	5	7	1	3		JIS Z 3211 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒)	2	2	5	7	1	3		JIS Z 3211 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒)	
2	2	5	7	1	4		JIS Z 3214 (耐候性鋼用被覆アーク溶接棒)	2	2	5	7	1	4		JIS Z 3214 (耐候性鋼用被覆アーク溶接棒)	
2	2	5	7	1	5		JIS Z 3312 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ)	2	2	5	7	1	5		JIS Z 3312 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ)	
2	2	5	7	1	6		JIS Z 3313 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)	2	2	5	7	1	6		JIS Z 3313 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)	
2	2	5	7	1	7		JIS Z 3315 (耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ)	2	2	5	7	1	7		JIS Z 3315 (耐候性鋼用のマグ溶接及びミグ溶接用ソリッドワイヤ)	国際規格との整合化等により、JIS規格名称の変更
2	2	5	7	1	8		JIS Z 3320 (耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ)	2	2	5	7	1	8		JIS Z 3320 (耐候性鋼用アーク溶接フラックス)	JIS規格名称の変更

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文										改訂条文										改訂理由等	
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由			
2	2	5	7	1	9							2	2	5	7	1	9	JIS Z 3351 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ)	JIS Z 3351 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ)		
2	2	5	7	1	10							2	2	5	7	1	10	JIS Z 3352 (サブマージアーク溶接用フラックス)	JIS Z 3352 (サブマージアーク溶接用フラックス)		
2	2	5	8	0	1	2 - 5 - 8						2	2	5	8	0	1	2 - 5 - 8	鉄線	鉄線	
2	2	5	8	0	2							2	2	5	8	0	2		鉄線は、以下の規格に適合するものとする。	鉄線は、以下の規格に適合するものとする。	
2	2	5	8	0	3							2	2	5	8	0	3		JIS G 3532 (鉄線)	JIS G 3532 (鉄線)	
2	2	5	9	0	1	2 - 5 - 9						2	2	5	9	0	1	2 - 5 - 9	ワイヤロープ	ワイヤロープ	
2	2	5	9	0	2							2	2	5	9	0	2		ワイヤロープは、以下の規格に適合するものとする。	ワイヤロープは、以下の規格に適合するものとする。	
2	2	5	9	0	3							2	2	5	9	0	3		JIS G 3525 (ワイヤロープ)	JIS G 3525 (ワイヤロープ)	
2	2	5	10	0	1	2 - 5 - 10						2	2	5	10	0	1	2 - 5 - 10	プレストレストコンクリート用鋼材	プレストレストコンクリート用鋼材	
2	2	5	10	0	2							2	2	5	10	0	2		プレストレストコンクリート用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。	プレストレストコンクリート用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。	
2	2	5	10	0	3							2	2	5	10	0	3		JIS G 3536 (PC鋼線及びPC鋼より線)	JIS G 3536 (PC鋼線及びPC鋼より線)	
2	2	5	10	0	4							2	2	5	10	0	4		JIS G 3109 (PC鋼棒)	JIS G 3109 (PC鋼棒)	
2	2	5	10	0	5							2	2	5	10	0	5		JIS G 3137 (細径異形PC鋼棒)	JIS G 3137 (細径異形PC鋼棒)	
2	2	5	10	0	6							2	2	5	10	0	6		JIS G 3502 (ピアノ線材)	JIS G 3502 (ピアノ線材)	
2	2	5	10	0	7							2	2	5	10	0	7		JIS G 3506 (硬鋼線材)	JIS G 3506 (硬鋼線材)	
2	2	5	11	0	1	2 - 5 - 11						2	2	5	11	0	1	2 - 5 - 11	鉄網	鉄網	
2	2	5	11	0	2							2	2	5	11	0	2		鉄網は、以下の規格に適合するものとする。	鉄網は、以下の規格に適合するものとする。	
2	2	5	11	0	3							2	2	5	11	0	3		JIS G 3551 (溶接金網及び鉄筋格子)	JIS G 3551 (溶接金網及び鉄筋格子)	
2	2	5	11	0	4							2	2	5	11	0	4		JIS G 3552 (ひし形金網)	JIS G 3552 (ひし形金網)	
2	2	5	12	0	1	2 - 5 - 12						2	2	5	12	0	1	2 - 5 - 12	鋼製ぐい及び鋼矢板	鋼製ぐい及び鋼矢板	
2	2	5	12	0	2							2	2	5	12	0	2		鋼製ぐい及び鋼矢板は、以下の規格に適合するものとする。	鋼製ぐい及び鋼矢板は、以下の規格に適合するものとする。	
2	2	5	12	0	3							2	2	5	12	0	3		JIS A 5523 (溶接用熱間圧延鋼矢板)	JIS A 5523 (溶接用熱間圧延鋼矢板)	
2	2	5	12	0	4							2	2	5	12	0	4		JIS A 5525 (鋼管ぐい)	JIS A 5525 (鋼管ぐい)	
2	2	5	12	0	5							2	2	5	12	0	5		JIS A 5526 (H形鋼ぐい)	JIS A 5526 (H形鋼ぐい)	
2	2	5	12	0	6							2	2	5	12	0	6		JIS A 5528 (熱間圧延鋼矢板)	JIS A 5528 (熱間圧延鋼矢板)	
2	2	5	12	0	7							2	2	5	12	0	7		JIS A 5530 (鋼管矢板)	JIS A 5530 (鋼管矢板)	
2	2	5	13	0	1	2 - 5 - 13						2	2	5	13	0	1	2 - 5 - 13	鋼製支保工	鋼製支保工	
2	2	5	13	0	2							2	2	5	13	0	2		鋼製支保工は、以下の規格に適合するものとする。	鋼製支保工は、以下の規格に適合するものとする。	
2	2	5	13	0	3							2	2	5	13	0	3		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	
2	2	5	13	0	4							2	2	5	13	0	4		JIS B 1180 (六角ボルト)	JIS B 1180 (六角ボルト)	
2	2	5	13	0	5							2	2	5	13	0	5		JIS B 1181 (六角ナット)	JIS B 1181 (六角ナット)	
2	2	5	13	0	6							2	2	5	13	0	6		JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)	JIS B 1186 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)	
2	2	5	14	0	1	2 - 5 - 14						2	2	5	14	0	1	2 - 5 - 14	鉄線じゃかご	鉄線じゃかご	
2	2	5	14	0	2							2	2	5	14	0	2		鉄線じゃかごは規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m2以上のめっき鉄線を使用するものとする。	鉄線じゃかごは規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。 なお 、亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m2以上のめっき鉄線を使用するものとする。	表現の統一 なお書き以降を改行
2	2	5	14	0	3							2	2	5	14	0	3		JIS A 5513 (じゃかご)	JIS A 5513 (じゃかご)	
2	2	5	15	0	1	2 - 5 - 15						2	2	5	15	0	1	2 - 5 - 15	コルゲートパイプ	コルゲートパイプ	
2	2	5	15	0	2							2	2	5	15	0	2		コルゲートパイプは、以下の規格に適合するものとする。	コルゲートパイプは、以下の規格に適合するものとする。	
2	2	5	15	0	3							2	2	5	15	0	3		JIS G 3471 (コルゲートパイプ及びコルゲートセクション)	JIS G 3471 (コルゲートパイプ)	JIS改定により、JISG3470 (コルゲートセクション)及びJISG3471 (コルゲートパイプ)に分割された
2	2	5	16	0	1	2 - 5 - 16						2	2	5	16	0	1	2 - 5 - 16	ガードレール (路側用、分離帯用)	ガードレール (路側用、分離帯用)	
2	2	5	16	0	2							2	2	5	16	0	2		ガードレール (路側用、分離帯用) は、以下の規格に適合するものとする。	ガードレール (路側用、分離帯用) は、以下の規格に適合するものとする。	
2	2	5	16	0	1	(1)						2	2	5	16	0	1	(1)	ビーム (袖ビーム含む)	ビーム (袖ビーム含む)	
2	2	5	16	0	2							2	2	5	16	0	2		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	
2	2	5	16	0	3							2	2	5	16	0	3		JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管)	JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管)	
2	2	5	16	0	1	(2)						2	2	5	16	0	1	(2)	支柱	支柱	
2	2	5	16	0	2							2	2	5	16	0	2		JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)	JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由			
2	2	5	16	0	3		2	2	5	16	0	3		2	2	5	16	0	3		
					(3)	JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)					(3)	JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)									
						ブラケット						ブラケット									
2	2	5	16	0	2		2	2	5	16	0	2		2	2	5	16	0	2		
					(4)	JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)					(4)	JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)									
						ボルトナット						ボルトナット									
2	2	5	16	0	2		2	2	5	16	0	2		2	2	5	16	0	2		
						JIS B 1180 (六角ボルト)						JIS B 1180 (六角ボルト)									
2	2	5	16	0	3		2	2	5	16	0	3		2	2	5	16	0	3		
						JIS B 1181 (六角ナット)						JIS B 1181 (六角ナット)									
2	2	5	16	0	4		2	2	5	16	0	4		2	2	5	16	0	4		
						ブラケット取付け用ボルト(ねじの呼びM20)は4.6とし、 継手用及び取付け用ボルト(ねじの呼びM16)は6.8とするものとする。						ブラケット取付け用ボルト(ねじの呼びM20)は4.6とし、 継手用及び取付け用ボルト(ねじの呼びM16)は6.8とするものとする。									
2	2	5	17	0	1	2 - 5 - 17	ガードケーブル(路側用、分離帯用)	2	2	5	17	0	1	2 - 5 - 17	ガードケーブル(路側用、分離帯用)						
2	2	5	17	0	2		ガードケーブル(路側用、分離帯用)は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	5	17	0	2		ガードケーブル(路側用、分離帯用)は、以下の規格に適合するものとする。						
2	2	5	17	0	1	(1)	ケーブル	2	2	5	17	0	1	(1)	ケーブル						
2	2	5	17	0	2		JIS G 3525 (ワイヤロープ)	2	2	5	17	0	2		JIS G 3525 (ワイヤロープ)						
2	2	5	17	0	3		ケーブルの径は18mm、構造は3×7G/oとする。なお、ケーブル一本当たりの破断強度は160kN以上の強さを持つものとする。	2	2	5	17	0	3		ケーブルの径は18mm、構造は3×7G/oとする。なお、ケーブル一本当たりの破断強度は160kN以上の強さを持つものとする。	なお書き以降を改訂					
2	2	5	17	0	1	(2)	支柱	2	2	5	17	0	1	(2)	支柱						
2	2	5	17	0	2		JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)	2	2	5	17	0	2		JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)						
2	2	5	17	0	1	(3)	ブラケット	2	2	5	17	0	1	(3)	ブラケット						
2	2	5	17	0	2		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	2	2	5	17	0	2		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)						
2	2	5	17	0	1	(4)	索端金具	2	2	5	17	0	1	(4)	索端金具						
2	2	5	17	0	2		ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、ケーブルの一本当たりの破断強度以上の強さを持つものとする。	2	2	5	17	0	2		ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、ケーブルの一本当たりの破断強度以上の強さを持つものとする。						
2	2	5	17	0	1	(5)	調整ねじ	2	2	5	17	0	1	(5)	調整ねじ						
2	2	5	17	0	2		強度は、ケーブルの破断強度以上の強さを持つものとする。	2	2	5	17	0	2		強度は、ケーブルの破断強度以上の強さを持つものとする。						
2	2	5	17	0	1	(6)	ボルトナット	2	2	5	17	0	1	(6)	ボルトナット						
2	2	5	17	0	2		JIS B 1180 (六角ボルト)	2	2	5	17	0	2		JIS B 1180 (六角ボルト)						
2	2	5	17	0	3		JIS B 1181 (六角ナット)	2	2	5	17	0	3		JIS B 1181 (六角ナット)						
2	2	5	17	0	4		ブラケット取付け用ボルト(ねじの呼びM12)及びケーブル取付け用ボルト(ねじの呼びM10)はともに4.6とするものとする。	2	2	5	17	0	4		ブラケット取付け用ボルト(ねじの呼びM12)及びケーブル取付け用ボルト(ねじの呼びM10)はともに4.6とするものとする。						
2	2	5	18	0	1	2 - 5 - 18	ガードパイプ(歩道用、路側用)	2	2	5	18	0	1	2 - 5 - 18	ガードパイプ(歩道用、路側用)						
2	2	5	18	0	2		ガードパイプ(歩道用、路側用)は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	5	18	0	2		ガードパイプ(歩道用、路側用)は、以下の規格に適合するものとする。						
2	2	5	18	0	1	(1)	パイプ	2	2	5	18	0	1	(1)	パイプ						
2	2	5	18	0	2		JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)	2	2	5	18	0	2		JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)						
2	2	5	18	0	1	(2)	支柱	2	2	5	18	0	1	(2)	支柱						
2	2	5	18	0	2		JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)	2	2	5	18	0	2		JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)						
2	2	5	18	0	1	(3)	ブラケット	2	2	5	18	0	1	(3)	ブラケット						
2	2	5	18	0	2		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	2	2	5	18	0	2		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)						
2	2	5	18	0	1	(4)	継手	2	2	5	18	0	1	(4)	継手						
2	2	5	18	0	2		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	2	2	5	18	0	2		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)						
2	2	5	18	0	3		JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)	2	2	5	18	0	3		JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼鋼管)						
2	2	5	18	0	1	(5)	ボルトナット	2	2	5	18	0	1	(5)	ボルトナット						
2	2	5	18	0	2		JIS B 1180 (六角ボルト)	2	2	5	18	0	2		JIS B 1180 (六角ボルト)						
2	2	5	18	0	3		JIS B 1181 (六角ナット)	2	2	5	18	0	3		JIS B 1181 (六角ナット)						
2	2	5	18	0	4		ブラケット取付け用ボルト(ねじの呼びM16)は4.6とし、継手用ボルト(ねじの呼びM16〔種別Ap〕M14〔種別Bp及びCp〕)は6.8とする。	2	2	5	18	0	4		ブラケット取付け用ボルト(ねじの呼びM16)は4.6とし、継手用ボルト(ねじの呼びM16〔種別Ap〕M14〔種別Bp及びCp〕)は6.8とする。						
2	2	5	19	0	1	2 - 5 - 19	ボックスビーム(分離帯用)	2	2	5	19	0	1	2 - 5 - 19	ボックスビーム(分離帯用)						
2	2	5	19	0	2		ボックスビーム(分離帯用)は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	5	19	0	2		ボックスビーム(分離帯用)は、以下の規格に適合するものとする。						

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
2	2	5	19	0	1	(1)	2	2	5	19	0	1	(1)	2	2	5	19	0	1	2	5	19	0	1	
2	2	5	19	0	2		2	2	5	19	0	2		2	2	5	19	0	2	2	5	19	0	2	
2	2	5	19	0	1	(2)	2	2	5	19	0	1	(2)	2	2	5	19	0	1	2	5	19	0	1	
2	2	5	19	0	2		2	2	5	19	0	2		2	2	5	19	0	2	2	5	19	0	2	
2	2	5	19	0	1	(3)	2	2	5	19	0	1	(3)	2	2	5	19	0	1	2	5	19	0	1	
2	2	5	19	0	2		2	2	5	19	0	2		2	2	5	19	0	2	2	5	19	0	2	
2	2	5	19	0	1	(4)	2	2	5	19	0	1	(4)	2	2	5	19	0	1	2	5	19	0	1	
2	2	5	19	0	2		2	2	5	19	0	2		2	2	5	19	0	2	2	5	19	0	2	
2	2	5	19	0	3		2	2	5	19	0	3		2	2	5	19	0	3	2	5	19	0	3	
2	2	5	19	0	4		2	2	5	19	0	4		2	2	5	19	0	4	2	5	19	0	4	
2	2	6	0	0	1	第6節	2	2	6	0	0	1	第6節	2	2	6	0	0	1	2	6	0	0	1	
2	2	6	1	0	1	2-6-1	2	2	6	1	0	1	2-6-1	2	2	6	1	0	1	2	6	1	0	1	
2	2	6	1	1	1	1.	2	2	6	1	1	1	1.	2	2	6	1	1	1	2	6	1	1	1	
2	2	6	1	1	1	2.	2	2	6	1	1	1	2.	2	2	6	1	1	1	2	6	1	1	1	
2	2	6	1	1	1	3.	2	2	6	1	1	1	3.	2	2	6	1	1	1	2	6	1	1	1	表現の統一 2007コンクリート標準示方書と整合を図り修正
2	2	6	1	1	1	4.	2	2	6	1	1	1	4.	2	2	6	1	1	1	2	6	1	1	1	2007コンクリート標準示方書〔施工編〕 (3.7.1セメント貯蔵)解説(3)内容と整合を図り修正
2	2	6	1	1	1	5.	2	2	6	1	1	1	5.	2	2	6	1	1	1	2	6	1	1	1	
2	2	6	1	1	1	6.	2	2	6	1	1	1	6.	2	2	6	1	1	1	2	6	1	1	1	
2	2	6	1	1	1	7.	2	2	6	1	1	1	7.	2	2	6	1	1	1	2	6	1	1	1	
2	2	6	1	1	1	8.	2	2	6	1	1	1	8.	2	2	6	1	1	1	2	6	1	1	1	
2	2	6	1	1	1	9.	2	2	6	1	1	1	9.	2	2	6	1	1	1	2	6	1	1	1	
2	2	6	2	0	1	2-6-2	2	2	6	2	0	1	2-6-2	2	2	6	2	0	1	2	6	2	0	1	
2	2	6	2	1	1	1.	2	2	6	2	1	1	1.	2	2	6	2	1	1	2	6	2	1	1	
2	2	6	2	1	2		2	2	6	2	1	2		2	2	6	2	1	2	2	6	2	1	2	JISとの整合を図り修正 2009改正で低アルカリ形の規定が付属書から本体へ移行したため、内容を見直し

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
2	2	6	2	2	1	2	2 . コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、 <u>次項以降</u> の規定に適合するものとする。	2	2	6	2	2	1	2	2 . コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、 <u>本条3項、4項</u> の規定に適合するものとする。	「次項以降の規定」の適用条項を明確化
2	2	6	2	2	2		なお、小規模工種で、1工種当たりの総使用量が10m3未満の場合は、 <u>この項</u> の適用を除外することができる。	2	2	6	2	2	2		なお、小規模工種で、1工種当たりの総使用量が10m3未満の場合は、 <u>本条項</u> の適用を除外することができる。	表現の統一
2	2	6	2	3	1		3 . 普通ポルトランドセメントの品質は、表2 - 18の規格に適合するものとする。	2	2	6	2	3	1		3 . 普通ポルトランドセメントの品質は、表2 - 18の規格に適合するものとする。	
2	2	6	2	3	2		表2 - 18 普通ポルトランドセメントの品質	2	2	6	2	3	2		表2 - 18 普通ポルトランドセメントの品質	JIS改正に伴い修正
2	2	6	2	4	1		4 . 原材料、 <u>製造方法</u> 、検査、包装及び表示は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント)の規定によるものとする。	2	2	6	2	4	1		4 . 原材料、検査、包装及び表示は、JIS R 5210 (ポルトランドセメント)の規定によるものとする。	JISとの整合を図り修正 2009改正で「製造方法」が削除されたため
2	2	6	3	0	1	2 - 6 - 3	混和材料	2	2	6	3	0	1	2 - 6 - 3	混和材料	
2	2	6	3	1	1		1 . 混和材として用いるフライアッシュは、JIS A 6201 (コンクリート用フライアッシュ)の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	1	1		1 . 混和材として用いるフライアッシュは、JIS A 6201 (コンクリート用フライアッシュ)の規格に適合するものとする。	
2	2	6	3	2	1		2 . 混和材として用いるコンクリート用膨張材は、JIS A 6202 (コンクリート用膨張材)の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	2	1		2 . 混和材として用いるコンクリート用膨張材は、JIS A 6202 (コンクリート用膨張材)の規格に適合するものとする。	
2	2	6	3	3	1		3 . 混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206 (コンクリート用高炉スラグ微粉末)の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	3	1		3 . 混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206 (コンクリート用高炉スラグ微粉末)の規格に適合するものとする。	
2	2	6	3	4	1		4 . 混和剤として用いる AE 剤、減水剤、AE減水剤、高性能AE減水剤、高性能減水剤、流動化剤および硬化促進剤は、JIS A 6204 (コンクリート用化学混和剤)の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	4	1		4 . 混和剤として用いる AE 剤、減水剤、AE減水剤、高性能AE減水剤、高性能減水剤、流動化剤及び硬化促進剤は、JIS A 6204 (コンクリート用化学混和剤)の規格に適合するものとする。	表記の統一
2	2	6	3	5	1		5 . 急結剤は、 <u>JSCE-D 102</u> に適合するものとする。	2	2	6	3	5	1		5 . 急結剤は、 <u>「コンクリート標準示方書(規準編)JSCE-D 102-2005吹付コンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」「(土木学会、平成22年11月)の規定</u> に適合するものとする。	適合規格について出典等を詳細を追記
2	2	6	4	0	1	2 - 6 - 4	コンクリート用水	2	2	6	4	0	1	2 - 6 - 4	コンクリート用水	
2	2	6	4	1	1		1 . コンクリートに使用する練混水は、上水道または <u>JIS A 5308:2009(レディーミクストコンクリート)付属書3に適合したものでなければならない</u> 。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	2	2	6	4	1	1		1 . コンクリートに使用する練混水は、上水道または <u>JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)付属書C(レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適合するものとする</u> 。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	JISとの整合を図り修正 制定年を削除 付属書3 付属書C 表現の統一
2	2	6	4	2	1		2 . <u>請負者</u> は、鉄筋コンクリートには、海水を練りませず水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには <u>海水を用いても良い</u> 。	2	2	6	4	2	1		2 . <u>受注者</u> は、鉄筋コンクリートには、海水を練りませず水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには、 <u>海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを確認したうえで、練混ぜ水として用いても良いものとする</u> 。	コンクリート標準示方書(施工編)と整合をはかり、海水は無筋コンクリートに限り条件を満たした場合に使用可とする条文へ修正
2	2	7	0	0	1	第7節	セメントコンクリート製品	2	2	7	0	0	1	第7節	セメントコンクリート製品	
2	2	7	1	0	1	2 - 7 - 1	一般事項	2	2	7	1	0	1	2 - 7 - 1	一般事項	
2	2	7	1	1	1		1 . セメントコンクリート製品は有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。	2	2	7	1	1	1		1 . セメントコンクリート製品は有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。	
2	2	7	1	2	1		2 . セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(Cl-)の総量で表すものとし、練りませず時の全塩化物イオンは0.30kg/m3以下とする。 <u>る</u> 。なお、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	2	2	7	1	2	1		2 . セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(Cl-)の総量で表すものとし、練りませず時の全塩化物イオンは0.30kg/m3以下とする <u>ものとする</u> 。 なお、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	表現の統一 なお書き以降を改行

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
2	2	7	1	2	2														
2	2	7	2	0	1	2 - 7 - 2	2	2	7	2	0	1	2 - 7 - 2						
2	2	7	2	2	2		2	2	7	2	2	2							表記の統一
2	2	7	2	2	3	JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品 - 種類、製品の呼び方及び表示の通則)	2	2	7	2	2	3	JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品 - 種類、製品の呼び方及び表示の通則)						
2	2	7	2	2	4	JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品 - 材料及び製造方法の通則)	2	2	7	2	2	4	JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品 - 材料及び製造方法の通則)						
2	2	7	2	2	5	JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品 - 検査方法通則)	2	2	7	2	2	5	JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品 - 検査方法通則)						
2	2	7	2	2	6	JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品)	2	2	7	2	2	6	JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品)						
2	2	7	2	2	7	JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品)	2	2	7	2	2	7	JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品)						
2	2	7	2	2	8	JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品)	2	2	7	2	2	8	JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品)						
2	2	7	2	2	9	JIS A 5406 (建築用コンクリートブロック)	2	2	7	2	2	9	JIS A 5406 (建築用コンクリートブロック)						
2	2	7	2	2	10	JIS A 5506 (下水道用マンホールふた)	2	2	7	2	2	10	JIS A 5506 (下水道用マンホールふた)						
2	2	8	0	0	1	第8節 瀝青材料	2	2	8	0	0	1	第8節 瀝青材料						
2	2	8	1	0	1	2 - 8 - 1 一般瀝青材料	2	2	8	1	0	1	2 - 8 - 1 一般瀝青材料						
2	2	8	1	1	1	1. 舗装用石油アスファルトは、第2編 2 - 3 - 6 安定材の表2 - 15の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	1	1	1. 舗装用石油アスファルトは、第2編 2 - 3 - 6 安定材の表2 - 15の規格に適合するものとする。						
2	2	8	1	2	1	2. ポリマー改質アスファルトは表2 - 19の性状に適合するものとする。また、請負者は、プラントミックスタイプについては、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2 - 19に示す値に適合していることを確認しなければならない。	2	2	8	1	2	1	2. ポリマー改質アスファルトの性状は、表2 - 19の規格に適合するものとする。なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2 - 19に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。					表現の統一 確認時期の明確化	
2	2	8	1	2	2	表2 - 19 ポリマー改質アスファルトの標準的性状	2	2	8	1	2	2	表2 - 19 ポリマー改質アスファルトの標準的性状						
2	2	8	1	3	1	3. セミブローンアスファルトは、表2 - 20の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	3	1	3. セミブローンアスファルトは、表2 - 20の規格に適合するものとする。						
2	2	8	1	3	2	表2 - 20 セミブローンアスファルト (AC - 100) の規格	2	2	8	1	3	2	表2 - 20 セミブローンアスファルト (AC - 100) の規格						
2	2	8	1	4	1	4. 硬質アスファルトに用いるアスファルトは表2 - 21の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は表2 - 22の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	4	1	4. 硬質アスファルトに用いるアスファルトは表2 - 21の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は表2 - 22の規格に適合するものとする。						
2	2	8	1	4	2	表2 - 21 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状	2	2	8	1	4	2	表2 - 21 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状						
2	2	8	1	4	3	表2 - 22 硬質アスファルトの標準的性状	2	2	8	1	4	3	表2 - 22 硬質アスファルトの標準的性状						
2	2	8	1	5	1	5. 石油アスファルト乳剤は表2 - 16、表2 - 23の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	5	1	5. 石油アスファルト乳剤は表2 - 16、表2 - 23の規格に適合するものとする。						
2	2	8	1	5	3	表2 - 23 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	2	2	8	1	5	3	表2 - 23 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状						

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
2	2	8	1	6	1	6	2	2	8	1	6	1	2	2	8	1	6	1	2	2	8	1	6	1	表現の統一
2	2	8	1	7	1	7	2	2	8	1	7	1	2	2	8	1	7	1	2	2	8	1	7	1	表現の統一
2	2	8	1	0	3	2-8-2	2	2	8	1	0	3	2	2	8	1	0	3	2	2	8	1	0	3	
2	2	8	1	6	4	2-8-2	2	2	8	1	6	4	2	2	8	1	6	4	2	2	8	1	6	4	
2	2	8	1	6	5	JIS A 6005 (アスファルトルーフィングフェルト)	2	2	8	1	6	5	2	2	8	1	6	5	2	2	8	1	6	5	
2	2	8	1	6	6	JIS K 2439 (クレオソート油、加工タール、タールピッチ)	2	2	8	1	6	6	2	2	8	1	6	6	2	2	8	1	6	6	
2	2	8	1	0	7	2-8-3	2	2	8	1	0	7	2	2	8	1	0	7	2	2	8	1	0	7	
2	2	8	1	6	8	再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-24、表2-25、表2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	6	8	2	2	8	1	6	8	2	2	8	1	6	8	
2	2	8	1	6	9	表2-24 再生用添加剤の品質(エマルジョン系) <u>路上表層再生用</u>	2	2	8	1	6	9	2	2	8	1	6	9	2	2	8	1	6	9	舗装再生便覧の改定に伴う見直し
2	2	8	1	6	11	表2-25 再生用添加剤の品質(オイル系) <u>路上表層再生用</u>	2	2	8	1	6	11	2	2	8	1	6	11	2	2	8	1	6	11	舗装再生便覧の改定に伴う見直し
2	2	8	1	6	13	表2-26 再生用添加剤の品質 <u>プラント再生用</u>	2	2	8	1	6	13	2	2	8	1	6	13	2	2	8	1	6	13	舗装再生便覧の改定に伴う見直し
2	2	9	0	0	1	第9節 芝及びそだ	2	2	9	0	0	1	2	2	9	0	0	1	2	2	9	0	0	1	
2	2	9	1	0	1	2-9-1 芝(姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝)	2	2	9	1	0	1	2	2	9	1	0	1	2	2	9	1	0	1	
2	2	9	1	1	1	1. 芝は成育が良く緊密な根茎を有し、茎葉の萎縮、徒長、むれ、病虫害等のないものとする。	2	2	9	1	1	1	2	2	9	1	1	1	2	2	9	1	1	1	
2	2	9	1	2	1	2. <u>請負者</u> は、芝を切り取り後、すみやかに運搬するものとし、乾燥、むれ、傷み、土くずれ等のないものとする。	2	2	9	1	2	1	2	2	9	1	2	1	2	2	9	1	2	1	
2	2	9	2	0	1	2-9-2 そだ	2	2	9	2	0	1	2	2	9	2	0	1	2	2	9	2	0	1	
2	2	9	2	0	2	そだに用いる材料は、針葉樹を除く堅固でじん性に富むかん木とするものとする。	2	2	9	2	0	2	2	2	9	2	0	2	2	2	9	2	0	2	
2	2	10	0	0	1	第10節 目地材料	2	2	10	0	0	1	2	2	10	0	0	1	2	2	10	0	0	1	
2	2	10	1	0	1	2-10-1 注入目地材	2	2	10	1	0	1	2	2	10	1	0	1	2	2	10	1	0	1	
2	2	10	1	1	1	1. 注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかもひびわれが入らないものとする。	2	2	10	1	1	1	2	2	10	1	1	1	2	2	10	1	1	1	
2	2	10	1	2	1	2. 注入目地材は、水に溶けず、また水密性のものとする。	2	2	10	1	2	1	2	2	10	1	2	1	2	2	10	1	2	1	
2	2	10	1	3	1	3. 注入目地材は、高温時に流れ出ず、低温時にも衝撃に耐え、土砂等異物の侵入を防げ、かつ、耐久的なものとする。	2	2	10	1	3	1	2	2	10	1	3	1	2	2	10	1	3	1	
2	2	10	1	4	1	4. 注入目地材で加熱施工式のもの、加熱したときに分離しないものとする。	2	2	10	1	4	1	2	2	10	1	4	1	2	2	10	1	4	1	
2	2	10	1	0	1	2-10-2 目地板	2	2	10	1	0	1	2	2	10	1	0	1	2	2	10	1	0	1	
2	2	10	1	0	2	目地板は、コンクリートの膨張収縮に順応し、かつ耐久性に優れたものとする。	2	2	10	1	0	2	2	2	10	1	0	2	2	2	10	1	0	2	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等																
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由				
2	2	11	0	0	1	第11節	塗料	2	2	11	0	0	1	第11節	塗料													
2	2	11	0	0	1	2-11-1	一般事項	2	2	11	0	0	1	2-11-1	一般事項													
2	2	11	0	1	1	1.	請負者は、JISの規格に適合する塗料を使用するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造者の製品を使用するものとする。	2	2	11	0	1	1	1.	受注者は、JISの規格に適合する塗料を使用するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造者の製品を使用するものとする。													
2	2	11	0	2	1	2.	請負者は、塗料は工場調合したものをいなければならない。	2	2	11	0	2	1	2.	受注者は、塗料は工場調合したものをいなければならない。													
2	2	11	0	3	1	3.	請負者は、さび止めに使用する塗料は、油性系さび止め塗料とするものとする。	2	2	11	0	3	1	3.	受注者は、さび止めに使用する塗料は、油性系さび止め塗料とするものとする。													
2	2	11	0	4	1	4.	請負者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。	2	2	11	0	4	1	4.	受注者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。													
2	2	11	0	4	2		JIS K 5621 (一般用さび止めペイント)	2	2	11	0	4	2		JIS K 5621 (一般用さび止めペイント)													
2	2	11	0	4	3		JIS K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント)	2	2	11	0	4	3		JIS K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント)													
2	2	11	0	4	4		JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント)	2	2	11	0	4	4		JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント)													
2	2	11	1	4	5		JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)	2	2	11	1	4	5		JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)													
2	2	11	0	5	1	5.	請負者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いの関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。	2	2	11	0	5	1	5.	受注者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。												表記の統一 文章表現の修正	
2	2	11	0	6	1	6.	塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末は、製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月以内とするものとし、請負者は、有効期限を超過した塗料は使用してはならない。	2	2	11	0	6	1	6.	塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末は、製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月以内とするものとし、受注者は、有効期限を超過した塗料は使用してはならない。													
2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線	2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線													
2	2	12	1	0	2	2-12-1	道路標識	2	2	12	1	0	2	2-12-1	道路標識													
2	2	12	1	0	3		標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。	2	2	12	1	0	3		標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。													
2	2	12	1	0	1	(1)	標識板	2	2	12	1	0	1	(1)	標識板													
2	2	12	1	0	2		JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)	2	2	12	1	0	2		JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)													
2	2	12	1	0	3		JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)	2	2	12	1	0	3		JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)													
2	2	12	1	0	4		JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板)	2	2	12	1	0	4		JIS K 6744 (ポリ塩化ビニル被覆金属板)													
2	2	12	1	0	5		JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)	2	2	12	1	0	5		JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)													
2	2	12	1	0	6		JIS K 6718-1 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第1部:キャスト板) JIS K 6718-2 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第2部:押出板)	2	2	12	1	0	6		JIS K 6718-1 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第1部:キャスト板) JIS K 6718-2 (プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第2部:押出板)													
2	2	12	1	0	7	(2)	ガラス繊維強化プラスチック板 (F.R.P.)	2	2	12	1	0	7	(2)	ガラス繊維強化プラスチック板 (F.R.P.)													
2	2	12	1	0	1	(2)	支柱	2	2	12	1	0	1	(2)	支柱													
2	2	12	1	0	2		JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)	2	2	12	1	0	2		JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)													
2	2	12	1	0	3		JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管)	2	2	12	1	0	3		JIS G 3444 (一般構造用炭素鋼管)													
2	2	12	1	0	4		JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)	2	2	12	1	0	4		JIS G 3192 (熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)													
2	2	12	1	0	5		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	2	2	12	1	0	5		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)													
2	2	12	1	0	1	(3)	補強材及び取付金具	2	2	12	1	0	1	(3)	補強材及び取付金具													
2	2	12	1	0	2		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)	2	2	12	1	0	2		JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材)													
2	2	12	1	0	3		JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)	2	2	12	1	0	3		JIS G 3131 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)													
2	2	12	1	0	4		JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)	2	2	12	1	0	4		JIS G 3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)													
2	2	12	1	0	5		JIS H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)	2	2	12	1	0	5		JIS H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)													
2	2	12	1	0	1	(4)	反射シート	2	2	12	1	0	1	(4)	反射シート													

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項 以下	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 以下	新・条文構成	改定理由
2	2	12	1	0	2		標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-27、表2-28に示す規格以上のものとする。	2	2	12	1	0	2		標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-27、表2-28に示す規格以上のものとする。	
2	2	12	1	0	3		また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の变化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。	2	2	12	1	0	3		また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の变化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。	
2	2	12	1	0	4		なお、表2-27、表2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、 請負者 は監督職員の確認を 得 なければならない。	2	2	12	1	0	4		なお、表2-27、表2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、 受注者 は監督職員の確認を 受け なければならない。	表現の統一
2	2	12	1	0	5		表2-27 反射性能（反射シートの再帰反射係数）	2	2	12	1	0	5		表2-27 反射性能（反射シートの再帰反射係数）	JIS改正に伴い修正 保安用反射シート及びテープ 再帰性反射材
2	2	12	1	0	6		表2-28 反射性能（反射シートの再帰反射係数）	2	2	12	1	0	6		表2-28 反射性能（反射シートの再帰反射係数）	JIS改正に伴い修正 保安用反射シート及びテープ 再帰性反射材
2	2	12	2	0	1	2-12-2	区画線	2	2	12	2	0	1	2-12-2	区画線	
2	2	12	2	0	2		区画線の品質は以下の規格に適合するものとする。	2	2	12	2	0	2		区画線の品質は以下の規格に適合するものとする。	
2	2	12	2	0	3		JIS K 5665（路面標示用塗料）	2	2	12	2	0	3		JIS K 5665（路面標示用塗料）	
2	2	12	2	0	4		JIS K 5665（路面標示用塗料） 1種（トラフィックペイント常温）	2	2	12	2	0	4		削除	1種～3種の規格は「JIS K 5665（路面標示用塗料）」で網羅されており、重複することから削除
2	2	12	2	0	5		2種（#加熱）	2	2	12	2	0	5		削除	1種～3種の規格は「JIS K 5665（路面標示用塗料）」で網羅されており、重複することから削除
2	2	12	2	0	6		3種1号（#溶融）	2	2	12	2	0	6		削除	1種～3種の規格は「JIS K 5665（路面標示用塗料）」で網羅されており、重複することから削除
2	2	13	0	0	1	第13節	その他	2	2	13	0	0	1	第13節	その他	
2	2	13	1	0	1	2-13-1	エポキシ系樹脂接着剤	2	2	13	1	0	1	2-13-1	エポキシ系樹脂接着剤	
2	2	13	1	0	2		エポキシ系樹脂接着剤は、接着、埋込み、打継ぎ、充填、ライニング注入等は設計図書によらなければならない。	2	2	13	1	0	2		エポキシ系樹脂接着剤は、接着、埋込み、打継ぎ、充填、ライニング注入等は設計図書によらなければならない。	語句の統一
2	2	13	2	0	1	2-13-2	合成樹脂製品	2	2	13	2	0	1	2-13-2	合成樹脂製品	
2	2	13	2	0	2		合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。	2	2	13	2	0	2		合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。	
2	2	13	2	0	3		JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）	2	2	13	2	0	3		JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）	
2	2	13	2	0	4		JIS K 6742（水道用硬質ポリ塩化ビニル管）	2	2	13	2	0	4		JIS K 6742（水道用硬質ポリ塩化ビニル管）	
2	2	13	2	0	5		JIS K 6745（プラスチック-硬質ポリ塩化ビニル板）	2	2	13	2	0	5		JIS K 6745（プラスチック-硬質ポリ塩化ビニル板）	
2	2	13	2	0	6		JIS K 6761（一般用ポリエチレン管）	2	2	13	2	0	6		JIS K 6761（一般用ポリエチレン管）	
2	2	13	2	0	7		JIS K 6762（水道用ポリエチレン二層管）	2	2	13	2	0	7		JIS K 6762（水道用ポリエチレン二層管）	
2	2	13	2	0	8		JIS K 6773（ポリ塩化ビニル止水板）	2	2	13	2	0	8		JIS K 6773（ポリ塩化ビニル止水板）	
2	2	13	2	0	9		JIS A 6008（合成高分子系ルーフィングシート）	2	2	13	2	0	9		JIS A 6008（合成高分子系ルーフィングシート）	
2	2	13	2	0	10		JIS C 8430（硬質塩化ビニル電線管）	2	2	13	2	0	10		JIS C 8430（硬質塩化ビニル電線管）	
3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	
3	1	0	0	0	1	第1章	総則	3	1	0	0	0	1	第1章	総則	
3	1	1	0	0	1	第1節	総則	3	1	1	0	0	1	第1節	総則	
3	1	1	1	0	1	1-1-1	用語の定義	3	1	1	1	0	1	1-1-1	用語の定義	
3	1	1	1	1	1	1.	土木工事にあつては、第1編の1-1-2用語の定義の規定に加え以下の用語の定義に従うものとする	3	1	1	1	1	1	1.	土木工事にあつては、第1編の1-1-2用語の定義の規定に加え以下の用語の定義に従うものとする	
3	1	1	1	2	1	2.	段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。	3	1	1	1	2	1	2.	段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	1	1	1	3	1	3	3 . 中間検査とは、契約書第31条（中間検査）に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。	3	1	1	1	3	1	3	3 . 中間検査とは、契約書第31条（中間検査）に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。	
3	1	1	2	0	1	1 - 1 - 2	工程表	3	1	1	2	0	1	1 - 1 - 2	工程表	
3	1	1	2	0	1		請負者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。	3	1	1	2	0	1		受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。	
3	1	1	3	0	1	1 - 1 - 3	監督補助員	3	1	1	3	0	1	1 - 1 - 3	監督補助員	
3	1	1	3	0	1		請負者は、設計図書で建設センター等に委託した監督補助員の配置が明示された場合には、次の各号による。	3	1	1	3	0	1		受注者は、設計図書で建設センター等に委託した監督補助員の配置が明示された場合には、次の各号による。	
3	1	1	3	0	2	(1)	監督補助員が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、監督補助員は契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。	3	1	1	3	0	2	(1)	監督補助員が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、監督補助員は契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。	
3	1	1	3	0	3	(2)	監督職員から請負者に対する指示または、通知等を監督補助員を通じて行うことができる。この際は監督職員から直接指示又は、通知等があったものと同等とする。	3	1	1	3	0	3	(2)	監督職員から受注者に対する指示または、通知等を監督補助員を通じて行うことができる。この際は監督職員から直接指示又は、通知等があったものと同等とする。	
3	1	1	3	0	4	(3)	監督職員の指示により、請負者が監督職員に対して行う報告または通知は、監督補助員を通じて行うことができる。	3	1	1	3	0	4	(3)	監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う報告または通知は、監督補助員を通じて行うことができる。	
3	1	1	4	0	1	1 - 1 - 4	支給材料及び貸与物件	3	1	1	4	0	1	1 - 1 - 4	支給材料及び貸与品	工事請負契約書の記載に合わせる
3	1	1	4	1	1	1	第1編の1 - 1 - 16支給材料及び貸与物件の規定に加え以下の規定による。	3	1	1	4	1	1	1	第1編の1 - 1 - 16支給材料及び貸与品の規定に加え以下の規定による。	工事請負契約書の記載に合わせる
3	1	1	4	2	1	2	請負者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事中建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。	3	1	1	4	2	1	2	受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事中建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。	
3	1	1	5	0	1	1 - 1 - 5	監督職員による確認及び立会等	3	1	1	5	0	1	1 - 1 - 5	監督職員による確認及び立会等	
3	1	1	5	1	1	1	請負者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会願を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。	3	1	1	5	1	1	1	受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会願を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。	
3	1	1	5	2	1	2	監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、請負者はこれに協力しなければならない。	3	1	1	5	2	1	2	監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。	
3	1	1	5	3	1	3	請負者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。	3	1	1	5	3	1	3	受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	1	1	5	3	2		なお、監督職員が製作工場において確認を行なう場合、 請負者 は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。	3	1	1	5	3	2		なお、監督職員が製作工場において確認を行なう場合、 受注者 は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。	
3	1	1	5	4	1	4.	監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。	3	1	1	5	4	1	4.	監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。	
3	1	1	5	5	1	5.	請負者 は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合であっても、契約書第17条および第31条に規定する義務を免れないものとする。	3	1	1	5	5	1	5.	受注者 は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合であっても、契約書第17条および第31条に規定する義務を免れないものとする。	
3	1	1	5	6	1	6.	段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。	3	1	1	5	6	1	6.	段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。	
3	1	1	5	6	2	(1)	請負者 は、表1-1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。	3	1	1	5	6	2	(1)	受注者 は、表1-1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。	
3	1	1	5	6	3	(2)	請負者 は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、 請負者 は、段階確認を受けなければならない。	3	1	1	5	6	3	(2)	受注者 は、事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、 受注者 は、段階確認を受けなければならない。	
3	1	1	5	6	4	(3)	請負者 は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。	3	1	1	5	6	4	(3)	受注者 は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。	
3	1	1	5	6	5	(4)	請負者 は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。	3	1	1	5	6	5	(4)	受注者 は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。	
3	1	1	5	7	1	7.	監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、 請負者 は、施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。	3	1	1	5	7	1	7.	監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、 受注者 は、施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。	
3	1	1	5	7	2		表1-1 段階確認一覧表	3	1	1	5	7	2		表1-1 段階確認一覧表	
3	1	1	6	0	1	1-1-6	数量の算出	3	1	1	6	0	1	1-1-6	数量の算出	
3	1	1	6	1	1	1.	請負者 は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。	3	1	1	6	1	1	1.	受注者 は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。	
3	1	1	6	2	1	2.	受注者 は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成までに監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。	3	1	1	6	2	1	2.	受注者 は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領(案)及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成までに監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	1	1	6	2	2		なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。	3	1	1	6	2	2		なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。	
3	1	1	7	0	1	1 - 1 - 7	品質証明	3	1	1	7	0	1	1 - 1 - 7	品質証明	表記の統一
3	1	1	7	0	1		請負者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。	3	1	1	7	0	1		受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、以下の各号によるものとする。	
3	1	1	7	0	2	(1)	品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期および検査（完成、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、請負者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。	3	1	1	7	0	2	(1)	品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期および検査（完成、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。	
3	1	1	7	0	3	(2)	品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。	3	1	1	7	0	3	(2)	品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。	
3	1	1	7	0	4	(3)	品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。	3	1	1	7	0	4	(3)	品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。	
3	1	1	7	0	5	(4)	品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。	3	1	1	7	0	5	(4)	品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。	
3	1	1	7	0	6	(5)	品質証明員を定めた場合、書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。	3	1	1	7	0	6	(5)	品質証明員を定めた場合、書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。	
3	1	1	8	0	1	1 - 1 - 8	工事完成図書の納品	3	1	1	8	0	1	1 - 1 - 8	工事完成図書の納品	
3	1	1	8	1	1	1.	請負者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。	3	1	1	8	1	1	1.	受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。	
3	1	1	8	1	2		工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む）	3	1	1	8	1	2		工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む）	
3	1	1	8	1	3		施工計画書	3	1	1	8	1	3		施工計画書	
3	1	1	8	1	4		完成図面	3	1	1	8	1	4		完成図面	
3	1	1	8	1	5		工事写真	3	1	1	8	1	5		工事写真	
3	1	1	8	1	6		段階確認書	3	1	1	8	1	6		段階確認書	
3	1	1	8	2	1	2.	請負者は、「工事完成図書等の電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出することができる。電子納品にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）」、「CAD製図基準に関する運用ガイドライン（案）」等を参考にし、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。	3	1	1	8	2	1	2.	受注者は、「工事完成図書等の電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出することができる。電子納品にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）」、「CAD製図基準に関する運用ガイドライン（案）」等を参考にし、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。	
3	1	1	8	3	1	3.	請負者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。	3	1	1	8	3	1	3.	受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で電子媒体を提出しなければならない。	
3	1	1	9	0	1	1 - 1 - 9	検査の実施	3	1	1	9	0	1	1 - 1 - 9	検査の実施	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	1	1	9	1	1		1. 請負者は、「県工事検査規程」に基づく、検査を受けなければならない。	3	1	1	9	1	1		1. 受注者は、「県工事検査規程」に基づく、検査を受けなければならない。	
3	1	1	9	2	1		2. 完成検査、中間検査及び既済部分検査は、地方自治法第234条の2第1項の検査を実施するときに行うものとする。	3	1	1	9	2	1		2. 完成検査、中間検査及び既済部分検査は、地方自治法第234条の2第1項の検査を実施するときに行うものとする。	
3	1	1	9	3	1		3. 中間検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は請負者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を通知するものとする。	3	1	1	9	3	1		3. 中間検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は受注者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を通知するものとする。	
3	1	1	9	4	1		4. 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	3	1	1	9	4	1		4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	
3	1	1	9	4	2		(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。	3	1	1	9	4	2		(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。	
3	1	1	9	4	3		(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。	3	1	1	9	4	3		(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。	
3	1	1	9	5	1		5. 請負者は、当該技術検査については、第3編1-1-5第3項の規定を準用する。	3	1	1	9	5	1		5. 受注者は、当該技術検査については、第3編1-1-5第3項の規定を準用する。	
3	1	1	10	0	1	1-1-10	1-1-10 工事中の安全確保	3	1	1	10	0	1	1-1-10	1-1-10 工事中の安全確保	
3	1	1	10	1	1		1. 第1編の1-1-26工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による	3	1	1	10	1	1		1. 第1編の1-1-26工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による	
3	1	1	10	2	1		2. 請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。	3	1	1	10	2	1		2. 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。	
3	1	1	10	3	1		3. 請負者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。	3	1	1	10	3	1		3. 受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。	
3	1	1	11	0	1	1-1-11	1-1-11 交通安全管理	3	1	1	11	0	1	1-1-11	1-1-11 交通安全管理	
3	1	1	11	1	1		1. 第1編の1-1-32交通安全管理の規定に加え以下の規定による	3	1	1	11	1	1		1. 第1編の1-1-32交通安全管理の規定に加え以下の規定による	
3	1	1	11	2	1		2. 請負者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。	3	1	1	11	2	1		2. 受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	1	1	11	3	1	3	3 . 請負者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修および使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、請負者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。	3	1	1	11	3	1	3	3 . 受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修および使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。	
3	1	1	12	0	1	1 - 1 - 12	工事測量	3	1	1	12	0	1	1 - 1 - 12	工事測量	
3	1	1	12	1	1	1	1 . 第1編の1 - 1 - 38工事測量の規定に加え以下の規定による	3	1	1	12	1	1	1	1 . 第1編の1 - 1 - 38工事測量の規定に加え以下の規定による	
3	1	1	12	2	1	2	2 . 請負者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。	3	1	1	12	2	1	2	2 . 受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。	
3	1	1	13	0	1	1 - 1 - 13	提出書類	3	1	1	13	0	1	1 - 1 - 13	提出書類	
3	1	1	13	1	1	1	1 . 請負者は、提出書類を通達、マニュアル及び様式集等により作成し、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。	3	1	1	13	1	1	1	1 . 受注者は、提出書類を通達、マニュアル及び様式集等により作成し、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。	
3	1	1	13	2	1	2	2 . 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。	3	1	1	13	2	1	2	2 . 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。	
3	1	1	14	0	1	1 - 1 - 14	創意工夫	3	1	1	14	0	1	1 - 1 - 14	創意工夫	
3	1	1	14	1	1		請負者は、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目または、地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に提出する事ができる。	3	1	1	14	1	1		受注者は、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目または、地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に提出する事ができる。	
3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工	3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工	
3	2	1	0	0	1	第1節	適用	3	2	1	0	0	1	第1節	適用	
3	2	1	0	1	1	1	1 . 本章は、各工事において共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積（張）工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工、工場製作工（共通）、橋梁架設工、法面工（共通）、擁壁工（共通）、浚渫工（共通）、植栽維持工、床版工その他これらに類する工種について適用する。	3	2	1	0	1	1	1	1 . 本章は、各工事において共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積（張）工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工、工場製作工（共通）、橋梁架設工、法面工（共通）、擁壁工（共通）、浚渫工（共通）、植栽維持工、床版工その他これらに類する工種について適用する。	
3	2	1	0	2	1	2	2 . 本章に特に定めのない事項については、第2編材料編及び第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	3	2	1	0	2	1	2	2 . 本章に特に定めのない事項については、第2編材料編及び第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
3	2	2	0	0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	3	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	表記の統一 なお書き以降を改行

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	2	0	0	3																				改定による修正
3	2	2	0	0	4																				改定による修正
3	2	2	0	0	5																				
3	2	2	0	0	6																				
3	2	2	0	0	7																				
3	2	2	0	0	8																				
3	2	2	0	0	9																				
3	2	2	0	0	10																				
3	2	2	0	0	11																				
3	2	2	0	0	12																				
3	2	2	0	0	13																				
3	2	2	0	0	14																				改定による修正
3	2	2	0	0	15																				
3	2	2	0	0	16																				
3	2	2	0	0	17																				
3	2	2	0	0	18																				改定による修正
3	2	2	0	0	19																				改定による修正
3	2	2	0	0	20																				
3	2	2	0	0	21																				
3	2	2	0	0	22																				

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等					
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下	編章節条項	項以下	改訂理由					
3	2	2	0	0	23			3	2	2	0	0	23		日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成11年3月)	日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成24年7月)	改定による修正
3	2	2	0	0	24			3	2	2	0	0	24		日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年3月)	日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年3月)	
3	2	2	0	0	25			3	2	2	0	0	25		日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)	日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)	
													26			<u>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)</u>	新刊の追加
3	2	2	0	0	26			3	2	2	0	0	27		日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年12月)	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)	発行年次訂正
3	2	2	0	0	27			3	2	2	0	0	28		日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)	日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)	
3	2	2	0	0	28			3	2	2	0	0	29		日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)	
3	2	2	0	0	29			3	2	2	0	0	30		建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について (昭和53年7月)	建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について (昭和53年7月)	
3	2	2	0	0	30			3	2	2	0	0	31		建設労働災害防止協会 ずい道工事等における換気技術指針 (設計及び保守管理) (平成17年6月)	建設労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)	改定による修正
3	2	2	0	0	31			3	2	2	0	0	32		建設省 道路付属物の基礎について (昭和50年7月)	建設省 道路付属物の基礎について (昭和50年7月)	
3	2	2	0	0	32			3	2	2	0	0	33		日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)	
3	2	2	0	0	33			3	2	2	0	0	34		日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月)	日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月)	
3	2	2	0	0	34			3	2	2	0	0	35		建設省 土木構造物設計マニュアル(案) [土工構造物・橋梁編] (平成11年11月)	建設省 土木構造物設計マニュアル(案) [土工構造物・橋梁編] (平成11年11月)	
3	2	2	0	0	35			3	2	2	0	0	36		建設省 土木構造物設計マニュアル(案) に係わる設計・施工の手引き(案)	建設省 土木構造物設計マニュアル(案) に係わる設計・施工の手引き(案)	
3	2	2	0	0	36			3	2	2	0	0	37		[ボックスカルバート・擁壁編] (平成11年11月)	[ボックスカルバート・擁壁編] (平成11年11月)	
3	2	2	0	0	37			3	2	2	0	0	38		国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)	国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 (平成14年5月)	
3	2	2	0	0	38			3	2	2	0	0	39		労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成20年3月)	厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成23年3月)	改定による修正
3	2	2	0	0	39			3	2	2	0	0	40		国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案) [樋門編] (平成13年12月)	国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案) [樋門編] (平成13年12月)	
3	2	2	0	0	40			3	2	2	0	0	41		国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案) に係わる設計・施工の手引き(案) (樋門編) (平成13年12月)	国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案) に係わる設計・施工の手引き(案) (樋門編) (平成13年12月)	
3	2	2	0	0	41			3	2	2	0	0	42		労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (平成4年10月)	労働省 騒音障害防止のためのガイドライン (平成4年10月)	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	2	0	0	42		3	2	2	0	0	43		3	2	2	0	0	43						
3	2	3	0	0	1	第3節	3	2	3	0	0	1	第3節	3	2	3	0	0	1	第3節					
3	2	3	1	0	1	2-3-1	3	2	3	1	0	1	2-3-1	3	2	3	1	0	1	2-3-1					
3	2	3	1	0	1		3	2	3	1	0	1		3	2	3	1	0	1						語句の修正
3	2	3	2	0	1	2-3-2	3	2	3	2	0	1	2-3-2	3	2	3	2	0	1	2-3-2					
3	2	3	2	1	1	1.	3	2	3	2	1	1	1.	3	2	3	2	1	1	1.					
3	2	3	2	2	1	2.	3	2	3	2	2	1	2.	3	2	3	2	2	1	2.					
3	2	3	2	3	1	3.	3	2	3	2	3	1	3.	3	2	3	2	3	1	3.					
3	2	3	2	4	1	4.	3	2	3	2	4	1	4.	3	2	3	2	4	1	4.					
3	2	3	2	4	2	(1)	3	2	3	2	4	2	(1)	3	2	3	2	4	2	(1)					JIS改正に伴い修正 保安用反射シート及びテープ 再帰性反射材
3	2	3	2	4	3	(2)	3	2	3	2	4	3	(2)	3	2	3	2	4	3	(2)					
3	2	3	2	4	4	(3)	3	2	3	2	4	4	(3)	3	2	3	2	4	4	(3)					

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等											
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由					
3	2	3	2	4	5	(4)	3	2	3	2	4	5	(4)	3	2	3	2	4	5				
						請負者は、ガードケーブルのロープの素線に対しては、亜鉛付着量がJIS G 3525（ワイヤロープ）で定めた300g/m ² 以上の亜鉛めっきを施さなければならない。																	
3	2	3	2	4	6	(5)	3	2	3	2	4	6	(5)	3	2	3	2	4	6				
						請負者は、支柱については、埋込み部分に亜鉛めっき後、黒ワニスを用いて内外面とも塗装を行わなければならない。																	
3	2	3	2	4	7	(6)	3	2	3	2	4	7	(6)	3	2	3	2	4	7				
						ボルト・ナット（オートガードに使用するボルト・ナットを除く）については、（1）、（2）により亜鉛めっきを施したものをを用いるものとするが、ステンレス製品を用いる場合は、無処理とするものとする。																	
3	2	3	2	5	1	5.	3	2	3	2	5	1	5.	3	2	3	2	5	1				
						亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。																	
3	2	3	2	5	2	(1)	3	2	3	2	5	2	(1)	3	2	3	2	5	2				
						請負者は、ケーブル以外の材料については、成形加工後、溶融亜鉛めっきを施さなければならない。																	
3	2	3	2	5	3	(2)	3	2	3	2	5	3	(2)	3	2	3	2	5	3				
						請負者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ55）の550g/m ² （片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく2種（HDZ35）の350g/m ² （片面の付着量）以上としなければならない。																	
3	2	3	2	5	4	(3)	3	2	3	2	5	4	(3)	3	2	3	2	5	4				
						ガードレール用ビームの板厚が3.2mm未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条1項の規定によるものとする。また、請負者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、（2）のその他の部材の場合によらなければならない。																誤字の修正	
3	2	3	2	5	5	(4)	3	2	3	2	5	5	(4)	3	2	3	2	5	5				
						請負者は、ガードケーブルのロープの素線に対して付着量が300g/m ² 以上の亜鉛めっきを施さなければならない。																	
3	2	3	2	6	1	6.	3	2	3	2	6	1	6.	3	2	3	2	6	1				
						請負者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。																	
3	2	3	2	6	2	(1)	3	2	3	2	6	2	(1)	3	2	3	2	6	2				
						反射体																	
3	2	3	2	6	3		3	2	3	2	6	3		3	2	3	2	6	3				
						請負者は、形状が丸型で直径70mm以上100mm以下の反射体を用いなければならない。また、請負者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。																	
3	2	3	2	6	4		3	2	3	2	6	4		3	2	3	2	6	4				
						請負者は、色が白色または橙色で次に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。																	表記の統一
3	2	3	2	6	5		3	2	3	2	6	5		3	2	3	2	6	5				
						白色																	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	3	2	6	6		0.31+0.25x y 0.28+0.25x	3	2	3	2	6	6		0.31+0.25x y 0.28+0.25x	
							0.50 x 0.41								0.50 x 0.41	
3	2	3	2	6	7		橙色	3	2	3	2	6	7		橙色	
							0.44 y 0.39								0.44 y 0.39	
3	2	3	2	6	8		y 0.99 - x	3	2	3	2	6	8		y 0.99 - x	
3	2	3	2	6	9		ただし、x、yはJIS Z 8701（色の表示方法 - X Y Z表色系及びX10 Y10 Z10表色系）の色度座標である。	3	2	3	2	6	9		ただし、x、yはJIS Z 8701（色の表示方法 - X Y Z表色系及びX10 Y10 Z10表色系）の色度座標である。	
3	2	3	2	6	10		請負者は、反射性能がJIS D 5500（自動車用ランプ類）に規定する反射性試験装置による試験で、表2 - 1に示す値以上である反射体を用いなければならない。	3	2	3	2	6	10		受注者は、反射性能がJIS D 5500（自動車用ランプ類）に規定する反射性試験装置による試験で、表2 - 1に示す値以上である反射体を用いなければならない。	
3	2	3	2	6	11		表2 - 1 反射体	3	2	3	2	6	11		表2 - 1 反射体	
3	2	3	2	6	12	(2)	支柱	3	2	3	2	6	12	(2)	支柱	
3	2	3	2	6	13		請負者は、反射体を所定の位置に確実に固定できる構造の支柱を用いなければならない。	3	2	3	2	6	13		受注者は、反射体を所定の位置に確実に固定できる構造の支柱を用いなければならない。	
3	2	3	2	6	14		請負者は、白色またはこれに類する色の支柱を用いなければならない。	3	2	3	2	6	14		受注者は、白色またはこれに類する色の支柱を用いなければならない。	
3	2	3	2	6	15		使用する支柱の諸元の標準は表2 - 2に示すものとする。	3	2	3	2	6	15		使用する支柱の諸元の標準は表2 - 2に示すものとする。	
3	2	3	2	6	16		表2 - 2 支柱の諸元	3	2	3	2	6	16		表2 - 2 支柱の諸元	
3	2	3	2	6	17		塗装仕上げする鋼管の場合	3	2	3	2	6	17		塗装仕上げする鋼管の場合	
3	2	3	2	6	18	1)	請負者は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、請負者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。	3	2	3	2	6	18	1)	受注者は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。	
3	2	3	2	6	19	2)	請負者は、亜鉛の付着量をJIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）構造用< Z27 >の275g / m2（両面付着量）以上としなければならない。	3	2	3	2	6	19	2)	受注者は、亜鉛の付着量をJIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）構造用< Z27 >の275g / m2（両面付着量）以上としなければならない。	
3	2	3	2	6	20		ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプの場合、請負者は、内面を塗装その他の方法で防蝕を施さなければならない。その場合、耐蝕性は、前述以上とするものとする。	3	2	3	2	6	20		ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプの場合、受注者は、内面を塗装その他の方法で防蝕を施さなければならない。その場合、耐蝕性は、前述以上とするものとする。	
3	2	3	2	6	21	3)	請負者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20 μm以上の塗装で仕上げ塗装しなければならない。	3	2	3	2	6	21	3)	受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20 μm以上の塗装で仕上げ塗装しなければならない。	
3	2	3	2	6	22		亜鉛めっき地肌のままの場合	3	2	3	2	6	22		亜鉛めっき地肌のままの場合	
3	2	3	2	6	23		請負者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ35）の350g / m2（片面の付着量）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。請負者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	3	2	3	2	6	23		受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ35）の350g / m2（片面の付着量）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	
3	2	3	3	0	1	2 - 3 - 3	作業土工（床掘り・埋戻し）	3	2	3	3	0	1	2 - 3 - 3	作業土工（床掘り・埋戻し）	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	3	3	1	1	3	2	3	3	1	1	3	2	3	3	1	1		
						1.						1.							
						請負者は、埋設物を発見した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。						受注者は、埋設物を発見した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。							
3	2	3	3	2	1	3	2	3	3	2	1	3	2	3	3	2	1		
						2.						2.							
						請負者は、作業土工における床掘りの施工にあたり、地質の硬軟、地形及び現地の状況を考慮して設計図書に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。						受注者は、作業土工における床掘りの施工にあたり、地質の硬軟、地形及び現地の状況を考慮して設計図書に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。							
3	2	3	3	3	1	3	2	3	3	3	1	3	2	3	3	3	1		
						3.						3.							
						請負者は、床掘りにより崩壊または破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。						受注者は、床掘りにより崩壊または破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。							
3	2	3	3	4	1	3	2	3	3	4	1	3	2	3	3	4	1		
						4.						4.							
						請負者は、床掘りの仕上がり面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。						受注者は、床掘りの仕上がり面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。							
3	2	3	3	5	1	3	2	3	3	5	1	3	2	3	3	5	1		
						5.						5.							
						請負者は、岩盤床掘りを発破によって行う場合には設計図書に定める仕上げ面を超えて発破を行わないように施工しなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、計画仕上がり面まで修復しなければならない。この場合、修復箇所が目的構造物の機能を損なわず、かつ現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。						受注者は、岩盤床掘りを発破によって行う場合には設計図書に定める仕上げ面を超えて発破を行わないように施工しなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、計画仕上がり面まで修復しなければならない。この場合、修復箇所が目的構造物の機能を損なわず、かつ現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。							
3	2	3	3	6	1	3	2	3	3	6	1	3	2	3	3	6	1		
						6.						6.							
						請負者は、床掘り箇所の湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。						受注者は、床掘り箇所の湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。							
3	2	3	3	7	1	3	2	3	3	7	1	3	2	3	3	7	1		
						7.						7.							
						請負者は、施工上やむを得ず、既設構造物等を設計図書に定める断面を超えて床掘りの必要が生じた場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。						受注者は、施工上やむを得ず、既設構造物等を設計図書に定める断面を超えて床掘りの必要が生じた場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。							
3	2	3	3	8	1	3	2	3	3	8	1	3	2	3	3	8	1		
						8.						8.							
						請負者は、監督職員が指示する構造物の埋戻し材料については、この仕様書における関係各項に定めた土質のものをを用いなければならない。						受注者は、監督職員が指示する構造物の埋戻し材料については、この仕様書における関係各項に定めた土質のものをを用いなければならない。							
3	2	3	3	9	1	3	2	3	3	9	1	3	2	3	3	9	1		
						9.						9.							
						請負者は、埋戻しにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上り厚を30cm以下を基本として十分締固めながら埋戻さなければならない。						受注者は、埋戻しにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上り厚を30cm以下を基本として十分締固めながら埋戻さなければならない。							
3	2	3	3	10	1	3	2	3	3	10	1	3	2	3	3	10	1		
						10.						10.							
						請負者は、埋戻し箇所に湧水及び滞水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。						受注者は、埋戻し箇所に湧水及び滞水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。							

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	3	3	11	1	11.	請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	3	2	3	3	11	1	11.	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	なお書き以降を改行 語尾の修正
3	2	3	3	12	1	12.	請負者は、埋戻しを行うにあたり埋設構造物がある場合は、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。	3	2	3	3	12	1	12.	受注者は、埋戻しを行うにあたり埋設構造物がある場合は、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。	
3	2	3	3	13	1	13.	請負者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石等が一ヶ所に集中しないように施工しなければならない。	3	2	3	3	13	1	13.	受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石等が一ヶ所に集中しないように施工しなければならない。	
3	2	3	3	14	1	14.	請負者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。	3	2	3	3	14	1	14.	受注者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。	
3	2	3	4	0	1	2 - 3 - 4	矢板工	3	2	3	4	0	1	2 - 3 - 4	矢板工	
3	2	3	4	1	1	1.	矢板とは、鋼矢板、軽量鋼矢板、コンクリート矢板、広幅鋼矢板及び可とう鋼矢板の事をいう。	3	2	3	4	1	1	1.	矢板とは、鋼矢板、軽量鋼矢板、コンクリート矢板、広幅鋼矢板及び可とう鋼矢板の事をいう。	
3	2	3	4	2	1	2.	鋼矢板の継手部は、かみ合わせて施工しなければならない。なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	3	2	3	4	2	1	2.	鋼矢板の継手部は、かみ合わせて施工しなければならない。なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	なお書き以降を改行
3	2	3	4	3	1	3.	請負者は、打込み方法、使用機械等については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じたものを選ばなければならない。	3	2	3	4	3	1	3.	受注者は、打込み方法、使用機械等については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じたものを選ばなければならない。	
3	2	3	4	4	1	4.	請負者は、矢板の打込みにあたり、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止し、また隣接矢板が共下りしないように施工しなければならない。	3	2	3	4	4	1	4.	受注者は、矢板の打込みにあたり、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止し、また隣接矢板が共下りしないように施工しなければならない。	
3	2	3	4	5	1	5.	請負者は、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3	4	5	1	5.	受注者は、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	3	4	6	1	6.	請負者は、控索材の取付けにあたり、各控索材が一様に働くように締付けを行わなければならない。	3	2	3	4	6	1	6.	受注者は、控索材の取付けにあたり、各控索材が一様に働くように締付けを行わなければならない。	
3	2	3	4	7	1	7.	請負者は、ウォータージェットを用いて矢板を施工する場合は、最後の打ち止めを併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。	3	2	3	4	7	1	7.	受注者は、ウォータージェットを用いて矢板を施工する場合は、最後の打ち止めを併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等												
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由
3	2	3	4	8	1	8	請負者は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3	4	8	1	8	受注者は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	語句の統一								
3	2	3	4	9	1	9	請負者は、鋼矢板の運搬、保管にあたり、変形を生じないようにしなければならない。	3	2	3	4	9	1	9	受注者は、鋼矢板の運搬、保管にあたり、変形を生じないようにしなければならない。									
3	2	3	4	10	1	10	請負者は、腹起しの施工にあたり、矢板と十分に密着するようにし、隙間が生じた場合にはパッキング材を用いて土圧を均等に受けるようにしなければならない。	3	2	3	4	10	1	10	受注者は、腹起しの施工にあたり、矢板と十分に密着するようにし、隙間が生じた場合にはパッキング材を用いて土圧を均等に受けるようにしなければならない。									
3	2	3	4	11	1	11	請負者は、腹起しの施工にあたり、受け金物、吊りワイヤ等によって支持するものとし、振動その他により落下することのないようにしなければならない。	3	2	3	4	11	1	11	受注者は、腹起しの施工にあたり、受け金物、吊りワイヤ等によって支持するものとし、振動その他により落下することのないようにしなければならない。									
3	2	3	4	12	1	12	請負者は、コンクリート矢板の運搬にあたり、矢板を2点以上で支えなければならない。	3	2	3	4	12	1	12	受注者は、コンクリート矢板の運搬にあたり、矢板を2点以上で支えなければならない。									
3	2	3	4	13	1	13	請負者は、コンクリート矢板の保管にあたり、矢板を水平に置くものとし、3段以上積み重ねてはならない。	3	2	3	4	13	1	13	受注者は、コンクリート矢板の保管にあたり、矢板を水平に置くものとし、3段以上積み重ねてはならない。									
3	2	3	4	14	1	14	請負者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。	3	2	3	4	14	1	14	受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。									
3	2	3	4	15	1	15	請負者は、鋼矢板防食を行うにあたり、現地状況に適合した防食を行わなければならない。	3	2	3	4	15	1	15	受注者は、鋼矢板防食を行うにあたり、現地状況に適合した防食を行わなければならない。									
3	2	3	4	16	1	16	請負者は、鋼矢板防食を行うにあたり、部材の運搬、保管、打込み時などに、部材を傷付けないようにしなければならない。	3	2	3	4	16	1	16	受注者は、鋼矢板防食を行うにあたり、部材の運搬、保管、打込み時などに、部材を傷付けないようにしなければならない。									
3	2	3	4	17	1	17	請負者は、控え版の施工にあたり、外力による転倒、滑動及び沈下によって控索材に曲げが生じぬように施工しなければならない。	3	2	3	4	17	1	17	受注者は、控え版の施工にあたり、外力による転倒、滑動及び沈下によって控索材に曲げが生じぬように施工しなければならない。									
3	2	3	4	18	1	18	請負者は、控え版の据え付けにあたり、矢板側の控索材取付け孔と控え版側の取付け孔の位置が、上下及び左右とも正しくなるように調整しなければならない。	3	2	3	4	18	1	18	受注者は、控え版の据え付けにあたり、矢板側の控索材取付け孔と控え版側の取付け孔の位置が、上下及び左右とも正しくなるように調整しなければならない。									
3	2	3	5	0	1	2 - 3 - 5	縁石工	3	2	3	5	0	1	2 - 3 - 5	縁石工									

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	3	5	1	1	1	縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1：3（セメント：砂）とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロック等を図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。	3	2	3	5	1	1	1	縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1：3（セメント：砂）とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロック等を図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。	
3	2	3	5	2	1	2	アスカープの施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。	3	2	3	5	2	1	2	アスカープの施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。	
3	2	3	5	3	1	3	アスカープの施工にあたり、アスファルト混合物の舗設は、既設舗層面等が清浄で乾燥している場合のみ施工するものとする。気温が5 以下のとき、または雨天時には施工してはならない。	3	2	3	5	3	1	3	アスカープの施工にあたり、アスファルト混合物の舗設は、既設舗層面等が清浄で乾燥している場合のみ施工するものとする。気温が5 以下のとき、または雨天時には施工してはならない。	
3	2	3	6	0	1	2-3-6	小型標識工	3	2	3	6	0	1	2-3-6	小型標識工	
3	2	3	6	1	1	1	請負者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。	3	2	3	6	1	1	1	受注者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。	
3	2	3	6	2	1	2	請負者は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。	3	2	3	6	2	1	2	受注者は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。	
3	2	3	6	3	1	3	請負者は、標示板基板表面を機械的に研磨（サウンディング処理）シラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性処理液）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	3	2	3	6	3	1	3	受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨（サウンディング処理）シラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性処理液）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。	
3	2	3	6	4	1	4	請負者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行わなければならない。やむを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由・機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に確認しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。なお、気温が10 以下における屋外での貼付け及び 0.5m ² 以上の貼付けは行ってはならない。	3	2	3	6	4	1	4	受注者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行わなければならない。やむを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由・機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に確認しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。なお、気温が10 以下における屋外での貼付け及び 0.5m ² 以上の貼付けは行ってはならない。	
3	2	3	6	5	1	5	請負者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。	3	2	3	6	5	1	5	受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。	
3	2	3	6	6	1	6	請負者は、反射シートの貼付けについて、反射シートの表面のゆがみ、しわ、ふくれのないよう均一に仕上げなければならない。	3	2	3	6	6	1	6	受注者は、反射シートの貼付けについて、反射シートの表面のゆがみ、しわ、ふくれのないよう均一に仕上げなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	3	6	7	1	7	請負者は、2枚以上の反射シートを接合して貼付けるか、あるいは、組として使用する場合は、あらかじめ反射シート相互間の色合わせ（カラーマッチング）を行い、標示板面が日中及び夜間に均一、かつそれぞれ必要な輝きを有するようにしなければならない。	3	2	3	6	7	1	7	受注者は、2枚以上の反射シートを接合して貼付けるか、あるいは、組として使用する場合は、あらかじめ反射シート相互間の色合わせ（カラーマッチング）を行い、標示板面が日中及び夜間に均一、かつそれぞれ必要な輝きを有するようにしなければならない。	
3	2	3	6	8	1	8	請負者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、5～10mm程度重ね合わせなければならない。	3	2	3	6	8	1	8	受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、5～10mm程度重ね合わせなければならない。	
3	2	3	6	9	1	9	請負者は、スクリーン印刷方式で標示板を製作する場合には、印刷した反射シート表面に、クリアー処理を施さなければならない。ただし、黒色の場合は、クリアー処理の必要はないものとする。	3	2	3	6	9	1	9	受注者は、スクリーン印刷方式で標示板を製作する場合には、印刷した反射シート表面に、クリアー処理を施さなければならない。ただし、黒色の場合は、クリアー処理の必要はないものとする。	
3	2	3	6	10	1	10	請負者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、グラインダーなどで表面を滑らかにしなければならない。	3	2	3	6	10	1	10	受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、グラインダーなどで表面を滑らかにしなければならない。	
3	2	3	6	11	1	11	請負者は、取付け金具及び板表面の補強金具（補強リブ）すべてを工場において溶接により取付けるものとし、現場で取付けてはならない。	3	2	3	6	11	1	11	受注者は、取付け金具及び板表面の補強金具（補強リブ）すべてを工場において溶接により取付けるものとし、現場で取付けてはならない。	
3	2	3	6	12	1	12	請負者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆（酸洗い）などの下地処理を行った後、磷酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。	3	2	3	6	12	1	12	受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆（酸洗い）などの下地処理を行った後、磷酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。	
3	2	3	6	13	1	13	請負者は、支柱素材についても本条12項と同様の方法で錆止めを施すか、錆止めペイントによる錆止め塗装を施さなければならない。	3	2	3	6	13	1	13	受注者は、支柱素材についても本条12項と同様の方法で錆止めを施すか、錆止めペイントによる錆止め塗装を施さなければならない。	
3	2	3	6	14	1	14	請負者は、支柱の上塗り塗装につや、付着性及び塗膜硬度が良好で長期にわたって変色、退色しないものを用いなければならない。	3	2	3	6	14	1	14	受注者は、支柱の上塗り塗装につや、付着性及び塗膜硬度が良好で長期にわたって変色、退色しないものを用いなければならない。	
3	2	3	6	15	1	15	請負者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）550g/m ² （片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/m ² （片面の付着量）以上とする。	3	2	3	6	15	1	15	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）550g/m ² （片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/m ² （片面の付着量）以上としなければならない。	語尾の修正

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	3	6	16	1	16	3	2	3	6	16	16	3	2	3	6	16	16	3	2	3	6	16	1	なお書き以降を改行
3	2	3	6	17	1	17	3	2	3	6	17	17	3	2	3	6	17	17	3	2	3	6	17	1	
3	2	3	6	18	1	18	3	2	3	6	18	18	3	2	3	6	18	18	3	2	3	6	18	1	語尾の修正
3	2	3	6	19	1	19	3	2	3	6	19	19	3	2	3	6	19	19	3	2	3	6	19	1	語尾の修正
3	2	3	7	0	1	2 - 3 - 7	3	2	3	7	0	1	3	2	3	7	0	1	3	2	3	7	0	1	
3	2	3	7	1	1	1	3	2	3	7	1	1	3	2	3	7	1	1	3	2	3	7	1	1	
3	2	3	7	2	1	2	3	2	3	7	2	1	3	2	3	7	2	1	3	2	3	7	2	1	
3	2	3	7	3	1	3	3	2	3	7	3	1	3	2	3	7	3	1	3	2	3	7	3	1	
3	2	3	8	0	1	2 - 3 - 8	3	2	3	8	0	1	3	2	3	8	0	1	3	2	3	8	0	1	
3	2	3	8	1	1	1	3	2	3	8	1	1	3	2	3	8	1	1	3	2	3	8	1	1	
3	2	3	8	2	1	2	3	2	3	8	2	1	3	2	3	8	2	1	3	2	3	8	2	1	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由
3	2	3	8	3	1	3	2	3	8	3	1	3	2	3	8	3	1	
					3 .													
請負者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、設計図書に関して監督職員と協議して定めなければならない。						受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、設計図書に関して監督職員と協議して定めなければならない。												
3	2	3	8	4	1	3	2	3	8	4	1	3	2	3	8	4	1	
					4 .													
請負者は、ガードレールのビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。						受注者は、ガードレールのビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。												
3	2	3	8	5	1	3	2	3	8	5	1	3	2	3	8	5	1	
					5 .													
請負者は、ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書で定めた強度以上あることを確認した後、コンクリート基礎にかかる所定の力を支持できるよう土砂を締固めながら埋戻しをしなければならない。						受注者は、ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書で定めた強度以上あることを確認した後、コンクリート基礎にかかる所定の力を支持できるよう土砂を締固めながら埋戻しをしなければならない。												
3	2	3	8	6	1	3	2	3	8	6	1	3	2	3	8	6	1	
					6 .													
請負者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力（Aは20kN、B種及びC種は9.8kN）を与えなければならない。						受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力（Aは20kN、B種及びC種は9.8kN）を与えなければならない。												
3	2	3	9	0	1	3	2	3	9	0	1	3	2	3	9	0	1	
					2 - 3 - 9													
区画線工						区画線工												
3	2	3	9	1	1	3	2	3	9	1	1	3	2	3	9	1	1	
					1 .													
請負者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工について設置路面の水分、泥、砂じん、ほこりを取り除き、均一に接着するようにしなければならない。						受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工について設置路面の水分、泥、砂じん、ほこりを取り除き、均一に接着するようにしなければならない。												
3	2	3	9	2	1	3	2	3	9	2	1	3	2	3	9	2	1	
					2 .													
請負者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち施工箇所、施工時間帯、施工種類について監督職員の指示を受けるとともに、所轄警察署とも打ち合わせを行い、交通渋滞をきたすことのないよう施工しなければならない。						受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち施工箇所、施工時間帯、施工種類について監督職員の指示を受けるとともに、所轄警察署とも打ち合わせを行い、交通渋滞をきたすことのないよう施工しなければならない。												
3	2	3	9	3	1	3	2	3	9	3	1	3	2	3	9	3	1	
					3 .													
請負者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち路面に作図を行い、施工箇所、施工延長、施工幅等の適合を確認しなければならない。						受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち路面に作図を行い、施工箇所、施工延長、施工幅等の適合を確認しなければならない。												
3	2	3	9	4	1	3	2	3	9	4	1	3	2	3	9	4	1	
					4 .													
請負者は、溶融式、高視認性区画線の施工にあたって、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマーを路面に均等に塗布しなければならない。						受注者は、溶融式、高視認性区画線の施工にあたって、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマーを路面に均等に塗布しなければならない。												
3	2	3	9	5	1	3	2	3	9	5	1	3	2	3	9	5	1	
					5 .													
請負者は、溶融式、高視認性区画線の施工にあたって、やむを得ず気温5 以下で施工しなければならない場合は、路面を予熱し路面温度を上昇させた後施工しなければならない。						受注者は、溶融式、高視認性区画線の施工にあたって、やむを得ず気温5 以下で施工しなければならない場合は、路面を予熱し路面温度を上昇させた後施工しなければならない。												

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	3	9	6	1	6	請負者は、熔融式、高視認性区画線の施工にあたって、常に180～220 の温度で塗料を塗布できるよう溶解槽を常に適温に管理しなければならない。	3	2	3	9	6	1	6	受注者は、熔融式、高視認性区画線の施工にあたって、常に180～220 の温度で塗料を塗布できるよう溶解槽を常に適温に管理しなければならない。	
3	2	3	9	7	1	7	請負者は、塗布面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないように注意して、反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。	3	2	3	9	7	1	7	受注者は、塗布面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないように注意して、反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。	
3	2	3	9	8	1	8	請負者は、区画線の消去については、表示材（塗料）のみの除去を心掛け、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また請負者は消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。	3	2	3	9	8	1	8	受注者は、区画線の消去については、表示材（塗料）のみの除去を心掛け、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また受注者は消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。	
3	2	3	10	0	1	2 - 3 - 10	道路付属物工	3	2	3	10	0	1	2 - 3 - 10	道路付属物工	
3	2	3	10	1	1	1	請負者は、視線誘導標の施工にあたって、設置場所、建込角度が安全かつ、十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。	3	2	3	10	1	1	1	受注者は、視線誘導標の施工にあたって、設置場所、建込角度が安全かつ、十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。	
3	2	3	10	2	1	2	請負者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱を打込む方法によって施工する場合、支柱の傾きに注意するとともに支柱の頭部に損傷を与えないよう支柱を打込まなければならない。また、請負者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないように施工しなければならない。	3	2	3	10	2	1	2	受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱を打込む方法によって施工する場合、支柱の傾きに注意するとともに支柱の頭部に損傷を与えないよう支柱を打込まなければならない。また、受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないように施工しなければならない。	
3	2	3	10	6	1	3	請負者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱の設置穴を掘り埋戻す方法によって施工する場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかななければならない。	3	2	3	10	6	1	3	受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱の設置穴を掘り埋戻す方法によって施工する場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかななければならない。	
3	2	3	10	4	1	4	請負者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱を橋梁、擁壁、函渠などのコンクリート中に設置する場合、設計図書に定めた位置に設置しなければならないが、その位置に支障があるとき、また位置が明示されていない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3	10	4	1	4	受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱を橋梁、擁壁、函渠などのコンクリート中に設置する場合、設計図書に定めた位置に設置しなければならないが、その位置に支障があるとき、また位置が明示されていない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	3	10	5	1	5	請負者は、距離標を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合には、左側に設置しなければならない。ただし、障害物などにより所定の位置に設置できない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3	10	5	1	5	受注者は、距離標を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合には、左側に設置しなければならない。ただし、障害物などにより所定の位置に設置できない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
3	2	3	10	6	1	6	請負者は、道路鋸を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3	10	6	1	6	受注者は、道路鋸を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	3	11	0	1	2 - 3 - 11	コンクリート面塗装工	3	2	3	11	0	1	2 - 3 - 11	コンクリート面塗装工	
3	2	3	11	1	1	1	請負者は、塗装に先立ちコンクリート面の素地調整において、以下の項目に従わなければならない。	3	2	3	11	1	1	1	受注者は、塗装に先立ちコンクリート面の素地調整において、以下の項目に従わなければならない。	
3	2	3	11	1	2	(1)	請負者は、コンクリート表面に付着したレタンス、塵あい(埃)、油脂類、塩分等の有害物や脆弱部等、前処理のプライマーの密着性に悪影響を及ぼすものは確実に除去しなければならない。	3	2	3	11	1	2	(1)	受注者は、コンクリート表面に付着したレタンス、塵あい(埃)、油脂類、塩分等の有害物や脆弱部等、前処理のプライマーの密着性に悪影響を及ぼすものは確実に除去しなければならない。	
3	2	3	11	1	3	(2)	請負者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、有離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。	3	2	3	11	1	3	(2)	受注者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、有離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。	
3	2	3	11	2	1	2	請負者は、塗装にあたり、塗り残し、ながれ、しわ等のないよう全面を均一の厚さに塗り上げなければならない。	3	2	3	11	2	1	2	受注者は、塗装にあたり、塗り残し、ながれ、しわ等のないよう全面を均一の厚さに塗り上げなければならない。	
3	2	3	11	3	1	3	請負者は、次の場合、塗装を行ってはならない。	3	2	3	11	3	1	3	受注者は、以下の場合、塗装を行ってはならない。	表記の統一
3	2	3	11	3	2	(1)	気温が、コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗及び柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗を用いる場合で5 以下のとき、コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗及び柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗を用いる場合で0 以下のとき	3	2	3	11	3	2	(1)	気温が、コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗及び柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗を用いる場合で5 以下のとき、コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗及び柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗を用いる場合で0 以下のとき	
3	2	3	11	3	3	(2)	湿度が85%以上のとき	3	2	3	11	3	3	(2)	湿度が85%以上のとき	
3	2	3	11	3	4	(3)	風が強いとき及びじんあいが多いとき	3	2	3	11	3	4	(3)	風が強いとき及びじんあいが多いとき	
3	2	3	11	3	5	(4)	塗料の乾燥前に降雪雨のおそれがあるとき	3	2	3	11	3	5	(4)	塗料の乾燥前に降雪雨のおそれがあるとき	
3	2	3	11	3	6	(5)	コンクリートの乾燥期間が3週間以内のとき	3	2	3	11	3	6	(5)	コンクリートの乾燥期間が3週間以内のとき	
3	2	3	11	3	7	(6)	コンクリート表面の含水率は高周波水分計で8%以上のとき	3	2	3	11	3	7	(6)	コンクリート表面の含水率は高周波水分計で8%以上のとき	
3	2	3	11	3	8	(7)	コンクリート面の漏水部	3	2	3	11	3	8	(7)	コンクリート面の漏水部	
3	2	3	11	3	9	(8)	その他監督職員が不相当と認めたとき	3	2	3	11	3	9	(8)	その他監督職員が不相当と認めたとき	
3	2	3	11	4	1	4	請負者は、塗り重ねにおいては、前回塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認して行わなければならない。	3	2	3	11	4	1	4	受注者は、塗り重ねにおいては、前回塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認して行わなければならない。	
3	2	3	12	0	1	2 - 3 - 12	プレテンション桁製作工(購入工)	3	2	3	12	0	1	2 - 3 - 12	プレテンション桁製作工(購入工)	
3	2	3	12	1	1	1	請負者は、プレテンション桁を購入する場合は、JISマーク表示認証工場において製作したものを用いなければならない。	3	2	3	12	1	1	1	受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、JISマーク表示認証製品を製造している工場において製作したものを用いなければならない。	JISマーク表示対象事業者は、国内外製造(又は加工)業者、販売業者、輸出業者であり、工場(又は事業場)ごとに認証を受けなければならないという制約はないため
3	2	3	12	2	1	2	請負者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。	3	2	3	12	2	1	2	受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。	
3	2	3	12	2	2	(1)	P C鋼材に付いた油、土、ごみなどのコンクリートの付着を害するおそれのあるものを除去し製作されたもの。	3	2	3	12	2	2	(1)	P C鋼材に付いた油、土、ごみなどのコンクリートの付着を害するおそれのあるものを除去し製作されたもの。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
3	2	3	12	2	3	(2)	プレストレス時のコンクリート圧縮強度が35N/mm2以上であることを確認し、製作されたもの。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いるものとする。	3	2	3	12	2	3	(2)	プレストレス時のコンクリート圧縮強度が30N/mm2以上であることを確認し、製作されたもの。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いるものとする。	適用すべき諸基準との整合 道路橋示方書・同解説 コンクリート橋編 平成24年3月 P344(20.8)
3	2	3	12	2	4	(3)	コンクリートの施工について、以下の規定により製作されたもの。	3	2	3	12	2	4	(3)	コンクリートの施工について、以下の規定により製作されたもの。	
3	2	3	12	2	5		振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。	3	2	3	12	2	5		振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。	
3	2	3	12	2	6		蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。	3	2	3	12	2	6		蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。	
3	2	3	12	2	7	(4)	プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一樣にゆるめられるようにして製作されたもの。また、部材の移動を拘束しないようにして製作されたものとする。	3	2	3	12	2	7	(4)	プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一樣にゆるめられるようにして製作されたもの。また、部材の移動を拘束しないようにして製作されたものとする。	
3	2	3	12	3	1	3.	型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに下記の事項を表示するものとする。	3	2	3	12	3	1	3.	型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに以下の事項を表示しなければならない。	表記の統一
3	2	3	12	3	2		工事名または記号	3	2	3	12	3	2		工事名または記号	
3	2	3	12	3	3		コンクリート打設年月日	3	2	3	12	3	3		コンクリート打設年月日	
3	2	3	12	3	4		通し番号	3	2	3	12	3	4		通し番号	
3	2	3	13	0	1	2-3-13	ポストテンション桁製作工	3	2	3	13	0	1	2-3-13	ポストテンション桁製作工	
3	2	3	13	1	1	1.	請負者は、コンクリートの施工については、下記の事項に従わなければならない。	3	2	3	13	1	1	1.	受注者は、コンクリートの施工については、以下の事項に従わなければならない。	表記の統一
3	2	3	13	1	2	(1)	請負者は、主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない。	3	2	3	13	1	2	(1)	受注者は、主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない。	
3	2	3	13	1	3	(2)	請負者は、桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取りはずしにあたっては、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に取り外さなければならない。	3	2	3	13	1	3	(2)	受注者は、桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取りはずしにあたっては、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に取り外さなければならない。	
3	2	3	13	1	4	(3)	請負者は、内部および外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めなければならない。	3	2	3	13	1	4	(3)	受注者は、内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めなければならない。	表記の統一
3	2	3	13	1	5	(4)	請負者は、桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲および型枠のすみずみまで行き渡るように行わなければならない。	3	2	3	13	1	5	(4)	受注者は、桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲及び型枠のすみずみまで行き渡るように行わなければならない。	表記の統一
3	2	3	13	2	1	2.	PCケーブルの施工については、下記の規定によるものとする。	3	2	3	13	2	1	2.	PCケーブルの施工については、以下の規定によるものとする。	表記の統一

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
3	2	3	13	2	2	(1)	3	2	3	13	2	(1)	3	2	3	13	2	2	表記の統一	
						横組シースおよび縦組シースは、コンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置および方向が移動しないように組立てなければならない。														
3	2	3	13	2	3	(2)	3	2	3	13	2	3	(2)	3	2	3	13	2	3	
						請負者は、P C鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土、ごみなどが付着しないよう、挿入しなければならない。														
3	2	3	13	2	4	(3)	3	2	3	13	2	4	(3)	3	2	3	13	2	4	語尾の修正
						シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにするものとする。														
3	2	3	13	2	5	(4)	3	2	3	13	2	5	(4)	3	2	3	13	2	5	語尾の修正
						P C鋼材またはシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めるものとする。														
3	2	3	13	2	6	(5)	3	2	3	13	2	6	(5)	3	2	3	13	2	6	語尾の修正
						P C鋼材またはシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置および方向が移動しないように組立てるものとする。														
3	2	3	13	3	1	(6)	3	2	3	13	3	1	(6)	3	2	3	13	3	1	
						定着具の支圧面をP C鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷から保護するものとする。														
3	2	3	13	3	2	3.	3	2	3	13	3	2	3.	3	2	3	13	3	2	表記の統一
						P C緊張の施工については、下記の規定によるものとする。														
3	2	3	13	3	3	(1)	3	2	3	13	3	3	(1)	3	2	3	13	3	3	語尾の修正
						プレストレス時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレス直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを確認するものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。														
3	2	3	13	3	4	(2)	3	2	3	13	3	4	(2)	3	2	3	13	3	4	語尾の修正
						プレストレス時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを確認するものとする。														
3	2	3	13	3	5	(3)	3	2	3	13	3	5	(3)	3	2	3	13	3	5	語尾の修正
						プレストレスに先立ち、次の調整及び試験を行うものとする。														
3	2	3	13	3	6		3	2	3	13	3	6		3	2	3	13	3	6	
						引張装置のキャリブレーション														
3	2	3	13	3	7		3	2	3	13	3	7		3	2	3	13	3	7	
						P C鋼材のプレストレスの管理に用いる摩擦係数およびP C鋼材の見かけのヤング係数を求める試験														

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	3	13	3	8	(4)	3	2	3	13	3	(4)	3	2	3	13	3	8	語尾の修正
						プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を提出するものとする。													
3	2	3	13	3	9	(5)	3	2	3	13	3	(5)	3	2	3	13	3	9	
						緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理するものとする。													
3	2	3	13	3	10	(6)	3	2	3	13	3	(6)	3	2	3	13	3	10	語尾の修正
						緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。													
3	2	3	13	3	11	(7)	3	2	3	13	3	(7)	3	2	3	13	3	11	語尾の修正
						プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行うものとする。													
3	2	3	13	3	12	(8)	3	2	3	13	3	(8)	3	2	3	13	3	12	適用すべき諸基準との整合 道路橋示方書・同解説 コンクリート橋編 平成24年3月 表記の統一
						プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説(コンクリート橋編)19.8 PC鋼材工及び緊張工」(道路協会、平成14年3月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備および保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。													
3	2	3	13	3	13	(9)	3	2	3	13	3	(9)	3	2	3	13	3	13	
						プレストレッシング終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。													
3	2	3	13	3	14	(10)	3	2	3	13	3	(10)	3	2	3	13	3	14	
						緊張装置の使用については、PC鋼材の定着部及びコンクリートに有害な影響を与えるものを使用してはならない。													
3	2	3	13	3	15	(11)	3	2	3	13	3	(11)	3	2	3	13	3	15	語尾の修正
						PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張の順序及び各々のPC鋼材の引張力を定めるものとする。													
3	2	3	13	4	1	4.	3	2	3	13	4	4.	3	2	3	13	4	1	表記の統一
						請負者は、グラウトの施工については、下記の規定による。													
3	2	3	13	4	2	(1)	3	2	3	13	4	(1)	3	2	3	13	4	2	
						請負者は、本条で使用するグラウト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。													
3	2	3	13	4	3		3	2	3	13	4		3	2	3	13	4	3	
						グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210(ポルトランドセメント)に適合する普通ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。													
3	2	3	13	4	4		3	2	3	13	4		3	2	3	13	4	4	プレミックスタイプのグラウト製品もあるため、対象を“グラウト”に広げる
						混和剤は、ノンフリージングタイプを使用するものとする。													

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編章節条項	編章節条項	項以下	編章節条項	編章節条項	項以下	改訂理由
3	2	3	13	4	5								
3	2	3	13	4	6								
													適用すべき諸基準との整合 道路橋示方書・同解説 コンクリート橋編 平成24年3月 P332
3	2	3	13	4	7								
													適用すべき諸基準との整合 道路橋示方書・同解説 コンクリート橋編 平成24年3月 P332
3	2	3	13	4	8								
													適用すべき諸基準との整合 道路橋示方書・同解説 コンクリート橋編 平成24年3月 P332
3	2	3	13	4	9								
													適用すべき諸基準との整合 道路橋示方書・同解説 コンクリート橋編 平成24年3月 P333
3	2	3	13	4	10								
3	2	3	13	4	11	(2)							
													文章表現の統一
3	2	3	13	4	12								
3	2	3	13	4	13								
													適用すべき諸基準との整合 道路橋示方書・同解説 コンクリート橋編 平成24年3月 P332
3	2	3	13	4	14								
3	2	3	13	4	15								
3	2	3	13	4	16	(3)							
													表記の統一
3	2	3	13	4	17	(4)							
													適用すべき諸基準との整合 道路橋示方書・同解説 コンクリート橋編 平成24年3月 P353 平成24年3月版では、「グラウト注入にあたっては、あらかじめダクト内に水をとおして洗浄し、十分に湿潤状態にしておく。」は削除されている。
3	2	3	13	4	18	(5)							
3	2	3	13	4	19	(6)							
													語尾の修正

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	3	13	4	20	(7)						3	2	3	13	4	20	(6)							
寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも5日間、5以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。						寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも5日間、5以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。																			
3	2	3	13	4	21	(8)						3	2	3	13	4	21	(7)							語尾の修正
暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。 なお、注入時のグラウトの温度は35を越えてはならない。						暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 なお、注入時のグラウトの温度は35を越えてはならない。																			
3	2	3	13	5	1	5.						3	2	3	13	5	1	5.							
請負者は、主桁の仮置きを行う場合は、仮置きした主桁に、過大な応力が生じないように支持するとともに、横倒れ防止処置を行わなければならない。						受注者は、主桁の仮置きを行う場合は、仮置きした主桁に、過大な応力が生じないように支持するとともに、横倒れ防止処置を行わなければならない。																			
3	2	3	13	6	1	6.						3	2	3	13	6	1	6.							表記の統一
主桁製作設備の施工については、下記の規定によるものとする。						主桁製作設備の施工については、以下の規定によるものとする。																			
3	2	3	13	6	2	(1)						3	2	3	13	6	2	(1)							
主桁製作台の製作については、プレストレッシングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。						主桁製作台の製作については、プレストレッシングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。																			
3	2	3	13	7	1	7.						3	2	3	13	7	1	7.							表記の統一
プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、下記の規定によるものとする。						プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。																			
3	2	3	13	7	2	(1)						3	2	3	13	7	2	(1)							語尾の修正
PC鋼材は、JIS G 3536 (PC鋼線及びPC鋼より線)に適合するものまたはこれと同等以上の特性や品質を有するものでなければならない。						PC鋼材は、JIS G 3536 (PC鋼線及びPC鋼より線)に適合するものまたはこれと同等以上の特性や品質を有するものとする。																			
3	2	3	13	7	3	(2)						3	2	3	13	7	3	(2)							語尾の修正
使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化するものでなければならない。						使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。																			
3	2	3	13	7	4	(3)						3	2	3	13	7	4	(3)							語尾の修正
被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が図られるものでなければならない。						被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が図られるものとする。																			
3	2	3	13	7	5	(4)						3	2	3	13	7	5	(4)							
プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有していなければならない。						プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有するものとする。																			
3	2	3	14	0	1	2 - 3 - 14						3	2	3	14	0	1	2 - 3 - 14							
プレキャストセグメント主桁組立工						プレキャストセグメント主桁組立工																			
3	2	3	14	1	1	1.						3	2	3	14	1	1	1.							
請負者は、ブロック取卸しについては、特にブロック接合面の損傷に対して十分に保護しなければならない。						受注者は、ブロック取卸しについては、特にブロック接合面の損傷に対して十分に保護しなければならない。																			
3	2	3	14	2	1	2.						3	2	3	14	2	1	2.							表記の統一
ブロック組立ての施工については、下記の規定によるものとする。						ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。																			

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
3	2	3	14	2	2	(1)	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法は JSCE - H101 - <u>2007</u> プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成22年11月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	3	14	2	2	(1)	プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法は JSCE - H101 - <u>2010</u> プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成22年11月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	適用すべき諸基準との整合
3	2	3	14	2	3		表2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準	3	2	3	14	2	3		表2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準	
3	2	3	14	2	4	(2)	プレキャストブロックの接合面のレイトランス、ごみ、油等を取り除く <u>ものとする</u> 。	3	2	3	14	2	4	(2)	プレキャストブロックの接合面のレイトランス、ごみ、油等を取り除く <u>かなければならない</u> 。	語尾の修正
3	2	3	14	2	5	(3)	プレキャストブロックの接合にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工 <u>するものとする</u> 。	3	2	3	14	2	5	(3)	プレキャストブロックの接合にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工 <u>しなければなりません</u> 。	語尾の修正
3	2	3	14	2	6	(4)	プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが生じないように <u>するものとする</u> 。	3	2	3	14	2	6	(4)	プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが生じないように <u>しなければなりません</u> 。	語尾の修正
3	2	3	14	3	1	3.	PCケーブル及びPC緊張の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	3	2	3	14	3	1	3.	PCケーブル及びPC緊張の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	
3	2	3	14	4	1	4.	グラウトの施工については、 <u>下記</u> の規定によるものとする。	3	2	3	14	4	1	4.	グラウトの施工については、 <u>以下</u> の規定によるものとする。	表記の統一
3	2	3	14	4	2	(1)	接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行う <u>ものとする</u> 。	3	2	3	14	4	2	(1)	接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行う <u>わなければならぬ</u> 。	語尾の修正
3	2	3	14	4	3	(2)	グラウトについては、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	3	2	3	14	4	3	(2)	グラウトについては、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	
3	2	3	15	0	1	2-3-15	PCホロースラブ製作工	3	2	3	15	0	1	2-3-15	PCホロースラブ製作工	
3	2	3	15	1	1	1.	<u>請負者</u> は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。	3	2	3	15	1	1	1.	<u>受注者</u> は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。	
3	2	3	15	2	1	2.	<u>請負者</u> は、移動型枠の施工については、型枠の移動が円滑に行われるための装置を設置しなければならない。	3	2	3	15	2	1	2.	<u>受注者</u> は、移動型枠の施工については、型枠の移動が円滑に行われるための装置を設置しなければならない。	
3	2	3	15	3	1	3.	コンクリートの施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	3	2	3	15	3	1	3.	コンクリートの施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	3	15	4	1	4	P Cケーブル・P C緊張の施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	3	2	3	15	4	1	4	P Cケーブル・P C緊張の施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	
3	2	3	15	5	1	5	請負者は、主ケーブルに片引きによるP C固定及びP C継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章施工」(土木学会、平成3年3月)の規定により施工しなければならない。	3	2	3	15	5	1	5	受注者は、主ケーブルに片引きによるP C固定及びP C継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章施工」(土木学会、平成3年3月)の規定により施工しなければならない。	
3	2	3	15	6	1	6	グラウトの施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	3	2	3	15	6	1	6	グラウトの施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	
3	2	3	16	0	1	2 - 3 - 16	P C箱桁製作工	3	2	3	16	0	1	2 - 3 - 16	P C箱桁製作工	
3	2	3	16	1	1	1	移動型枠の施工については、第3編2 - 3 - 15P Cホロースラブ製作工の規定によるものとする。	3	2	3	16	1	1	1	移動型枠の施工については、第3編2 - 3 - 15P Cホロースラブ製作工の規定によるものとする。	
3	2	3	16	2	1	2	コンクリート・P Cケーブル・P C緊張の施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	3	2	3	16	2	1	2	コンクリート・P Cケーブル・P C緊張の施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	
3	2	3	16	3	1	3	P C固定・P C継手の施工については、第3編2 - 3 - 15P Cホロースラブ製作工の規定によるものとする。	3	2	3	16	3	1	3	P C固定・P C継手の施工については、第3編2 - 3 - 15P Cホロースラブ製作工の規定によるものとする。	
3	2	3	16	4	1	4	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトの施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	3	2	3	16	4	1	4	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトの施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。	
3	2	3	17	0	1	2 - 3 - 17	根固めブロック工	3	2	3	17	0	1	2 - 3 - 17	根固めブロック工	
3	2	3	17	1	1	1	請負者は、製作にあたっては、型枠が損傷・変形しているものを使用してはならない。	3	2	3	17	1	1	1	受注者は、製作にあたっては、型枠が損傷・変形しているものを使用してはならない。	
3	2	3	17	2	1	2	請負者は、製作にあたっては、はく離材はムラなく塗布し、型枠組立て時には余分なはく離材が型枠内部に残存しないようにしなければならない。	3	2	3	17	2	1	2	受注者は、製作にあたっては、はく離材はムラなく塗布し、型枠組立て時には余分なはく離材が型枠内部に残存しないようにしなければならない。	
3	2	3	17	3	1	3	請負者は、型枠の組立てにあたっては、締付け金具をもって堅固に組立てなければならない。	3	2	3	17	3	1	3	受注者は、型枠の組立てにあたっては、締付け金具をもって堅固に組立てなければならない。	
3	2	3	17	4	1	4	請負者は、コンクリートの打込みにあたっては、打継目を設けてはならない。	3	2	3	17	4	1	4	受注者は、コンクリートの打込みにあたっては、打継目を設けてはならない。	
3	2	3	17	5	1	5	請負者は、制作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠自重及び制作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで行ってはならない。	3	2	3	17	5	1	5	受注者は、制作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠自重及び制作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで行ってはならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	3	17	6	1	6	コンクリート打設後の施工については、第1編3-6-9養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。	3	2	3	17	6	1	6	コンクリート打設後の施工については、第1編3-6-9養生の規定による。 なお、養生用水に海水を使用してはならない。	なお書き以降を改訂
3	2	3	17	7	1	7	請負者は、コンクリートブロック脱型後の横置き、仮置きは強度が出てから行うものとし、吊り上げの際、急激な衝撃や力がかからないよう取り扱わなければならない。	3	2	3	17	7	1	7	受注者は、コンクリートブロック脱型後の横置き、仮置きは強度が出てから行うものとし、吊り上げの際、急激な衝撃や力がかからないよう取り扱わなければならない。	
3	2	3	17	8	1	8	請負者は、根固めブロック製作後、製作数量等が確認できるように記号を付けなければならない。	3	2	3	17	8	1	8	受注者は、根固めブロック製作後、製作数量等が確認できるように記号を付けなければならない。	
3	2	3	17	9	1	9	請負者は、根固めブロックの運搬及び据付けについては、根固めブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。	3	2	3	17	9	1	9	受注者は、根固めブロックの運搬及び据付けについては、根固めブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。	
3	2	3	17	10	1	10	請負者は、根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。	3	2	3	17	10	1	10	受注者は、根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。	
3	2	3	17	11	1	11	請負者は、根固めブロックを乱積施工する場合には噛み合わせを良くし、不安定な状態が生じないようにしなければならない。	3	2	3	17	11	1	11	受注者は、根固めブロックを乱積施工する場合には噛み合わせを良くし、不安定な状態が生じないようにしなければならない。	
3	2	3	17	12	1	12	請負者は、根固めブロック、場所打ブロックのコンクリートの打込みについては、打継目を設けてはならない。	3	2	3	17	12	1	12	受注者は、根固めブロック、場所打ブロックのコンクリートの打込みについては、打継目を設けてはならない。	
3	2	3	17	13	1	13	請負者は、場所打ブロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行ってはならない。	3	2	3	17	13	1	13	受注者は、場所打ブロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行ってはならない。	
3	2	3	18	0	1	2-3-18	沈床工	3	2	3	18	0	1	2-3-18	沈床工	
3	2	3	18	1	1	1	請負者は、粗朶沈床の施工については、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さおよそ60cmごとに連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、しゅろ縄等にて結束し、この間2箇所を二子縄等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。	3	2	3	18	1	1	1	受注者は、粗朶沈床の施工については、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さおよそ60cmごとに連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、しゅろ縄等にて結束し、この間2箇所を二子縄等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。	
3	2	3	18	2	1	2	請負者は、連柴及び敷粗朶を縦横ともそれぞれ梢を下流と河心に向けて組立てなければならない。	3	2	3	18	2	1	2	受注者は、連柴及び敷粗朶を縦横ともそれぞれ梢を下流と河心に向けて組立てなければならない。	
3	2	3	18	3	1	3	請負者は、粗朶沈床の上下部の連柴を上格子組立て後、完全に結束しなければならない。	3	2	3	18	3	1	3	受注者は、粗朶沈床の上下部の連柴を上格子組立て後、完全に結束しなければならない。	
3	2	3	18	4	1	4	請負者は、粗朶沈床の設置については、流速による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。	3	2	3	18	4	1	4	受注者は、粗朶沈床の設置については、流速による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由
3	2	3	18	5	1	5	請負者は、沈石の施工については、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。	3	2	3	18	5	1	5	受注者は、沈石の施工については、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。			
3	2	3	18	6	1	6	請負者は、粗朶沈床の施工については、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。	3	2	3	18	6	1	6	受注者は、粗朶沈床の施工については、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。			
3	2	3	18	7	1	7	請負者は、木工沈床の施工については、使用する方格材及び敷成木は、生松丸太としなければならない。請負者は、使用する方格材を組立て可能なように加工しなければならない。	3	2	3	18	7	1	7	受注者は、木工沈床の施工については、使用する方格材及び敷成木は、生松丸太としなければならない。受注者は、使用する方格材を組立て可能なように加工しなければならない。			
3	2	3	18	8	11	8	請負者は、木工沈床の施工については、敷成木を最下層の方格材に一格間の所定の本数を間割正しく配列し、鉄線等で方格材に緊結しなければならない。	3	2	3	18	8	11	8	受注者は、木工沈床の施工については、敷成木を最下層の方格材に一格間の所定の本数を間割正しく配列し、鉄線等で方格材に緊結しなければならない。			
3	2	3	18	9	1	9	請負者は、木工沈床の施工については、連結用鉄筋の下部の折り曲げしるを12cm以上とし、下流方向に曲げなければならない。	3	2	3	18	9	1	9	受注者は、木工沈床の施工については、連結用鉄筋の下部の折り曲げしるを12cm以上とし、下流方向に曲げなければならない。			
3	2	3	18	10	1	10	請負者は、木工沈床の施工については、表面に大きい石を用い、詰石の空隙を少なくするよう充填しなければならない。	3	2	3	18	10	1	10	受注者は、木工沈床の施工については、表面に大きい石を用い、詰石の空隙を少なくするよう充填しなければならない。	語句の統一		
3	2	3	18	11	1	11	請負者は、木工沈床を水製の根固めを使用する場合、幹部水制の方格材組立てにあたっては、流向に直角方向の部材を最上層としなければならない。	3	2	3	18	11	1	11	受注者は、木工沈床を水製の根固めを使用する場合、幹部水制の方格材組立てにあたっては、流向に直角方向の部材を最上層としなければならない。			
3	2	3	18	12	1	12	請負者は、改良沈床の施工におけるその他の事項については、本条7項～11項の規定により施工しなければならない。	3	2	3	18	12	1	12	受注者は、改良沈床の施工におけるその他の事項については、本条7項～11項の規定により施工しなければならない。			
3	2	3	18	13	1	13	請負者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。	3	2	3	18	13	1	13	受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。			
3	2	3	19	0	1	2 - 3 - 19	捨石工	3	2	3	19	0	1	2 - 3 - 19	捨石工			
3	2	3	19	1	1	1	請負者は、捨石基礎の施工にあたっては、表面に大きな石を選び施工しなければならない。	3	2	3	19	1	1	1	受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、表面に大きな石を選び施工しなければならない。			
3	2	3	19	2	1	2	請負者は、設計図書において指定した捨石基礎の施工方法に関して、施工箇所の波浪及び流水の影響により施工方法の変更が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3	19	2	1	2	受注者は、設計図書において指定した捨石基礎の施工方法に関して、施工箇所の波浪及び流水の影響により施工方法の変更が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。			
3	2	3	19	3	1	3	請負者は、施工箇所における水質汚濁防止に努めなければならない。	3	2	3	19	3	1	3	受注者は、施工箇所における水質汚濁防止に努めなければならない。			
3	2	3	19	4	1	4	請負者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水土または測深器具をもって捨石の施工状況を確認しながら施工しなければならない。	3	2	3	19	4	1	4	受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水土または測深器具をもって捨石の施工状況を確認しながら施工しなければならない。			

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	3	19	5	1	5	請負者は、捨石基礎の施工にあたっては、大小の石で噛み合わせ良く、均し面にゆるみがないよう施工しなければならない。	3	2	3	19	5	1	5	受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、大小の石で噛み合わせ良く、均し面にゆるみがないよう施工しなければならない。	
3	2	3	19	6	1	6	請負者は、遺方を配置し、貫材、鋼製定規を用いて均し面を平坦に仕上げなければならない。	3	2	3	19	6	1	6	受注者は、遺方を配置し、貫材、鋼製定規を用いて均し面を平坦に仕上げなければならない。	
3	2	3	20	0	1	2 - 3 - 20	笠コンクリート工	3	2	3	20	0	1	2 - 3 - 20	笠コンクリート工	
3	2	3	20	1	1	1	笠コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	3	2	3	20	1	1	1	笠コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	
3	2	3	20	2	1	2	プレキャスト笠コンクリートの施工については、第3編2 - 5 - 3コンクリートブロック工の規定によるものとする。	3	2	3	20	2	1	2	プレキャスト笠コンクリートの施工については、第3編2 - 5 - 3コンクリートブロック工の規定によるものとする。	
3	2	3	20	3	1	3	請負者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	3	2	3	20	3	1	3	受注者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	
3	2	3	20	4	1	4	プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わないよう施工しなければならない。	3	2	3	20	4	1	4	プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わないよう施工しなければならない。	
3	2	3	21	0	1	2 - 3 - 21	ハンドホール工	3	2	3	21	0	1	2 - 3 - 21	ハンドホール工	
3	2	3	21	1	1	1	請負者は、ハンドホールの施工にあたっては、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。	3	2	3	21	1	1	1	受注者は、ハンドホールの施工にあたっては、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。	
3	2	3	21	2	1	2	請負者は、保護管等との接合部において、設計図書に示された場合を除き、セメントと砂の比が1：3の配合のモルタルを用いて施工しなければならない。	3	2	3	21	2	1	2	受注者は、保護管等との接合部において、設計図書に示された場合を除き、セメントと砂の比が1：3の配合のモルタルを用いて施工しなければならない。	
3	2	3	22	0	1	2 - 3 - 22	階段工	3	2	3	22	0	1	2 - 3 - 22	階段工	
3	2	3	22	1	1	1	請負者は、階段工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3	22	1	1	1	受注者は、階段工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	3	22	2	1	2	請負者は、プレキャスト階段の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	3	2	3	22	2	1	2	受注者は、プレキャスト階段の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	
3	2	3	23	0	1	2 - 3 - 23	現場継手工	3	2	3	23	0	1	2 - 3 - 23	現場継手工	
3	2	3	23	1	1	1	請負者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を0.4以上のすべり係数が得られるように、下記に示す処置を施すものとする。	3	2	3	23	1	1	1	受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を0.4以上のすべり係数が得られるように、下記に示す処置を施すものとする。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	3	23	1	2	(1)	接触面を塗装しない場合、接触面は黒皮を除去して粗面とするものとする。請負者は、材片の締付けにあたっては、接触面の浮きさび、油、泥等を清掃して取り除かなければならない。	3	2	3	23	1	2	(1)	接触面を塗装しない場合、接触面は黒皮を除去して粗面とするものとする。受注者は、材片の締付けにあたっては、接触面の浮きさび、油、泥等を清掃して取り除かなければならない。	
3	2	3	23	1	3	(2)	接触面を塗装する場合は、表2-4に示す条件に基づき、 <u>厚膜型無機</u> ジンクリッチペイントを使用するものとする。	3	2	3	23	1	3	(2)	接触面を塗装する場合は、表2-4に示す条件に基づき、 <u>無機</u> ジンクリッチペイントを使用するものとする。	
			23				表2-4 <u>厚膜型無機</u> ジンクリッチペイントを塗布する場合の条件				23			表2-4 <u>無機</u> ジンクリッチペイントを塗装する場合の条件	表現の統一	
3	2	3	23	1	4	(3)	接触面に(1)、(2)以外の処理を施す場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3	23	1	4	(3)	接触面に(1)、(2)以外の処理を施す場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	3	23	2	1	2.	請負者は、部材と連結板を、締付けにより密着させるようにしなければならない。	3	2	3	23	2	1	2.	受注者は、部材と連結板を、締付けにより密着させるようにしなければならない。	
3	2	3	23	3	1	3.	ボルトの締付けについては、 <u>下記</u> の規定によるものとする。	3	2	3	23	3	1	3.	ボルトの締付けについては、 <u>以下</u> の規定によるものとする。	表記の統一
3	2	3	23	3	2	(1)	ボルト軸力の導入をナットをまわして行なうものとする。やむを得ず頭まわしを行う場合は、トルク係数値の変化を確認するものとする。	3	2	3	23	3	2	(1)	ボルト軸力の導入をナットをまわして行わなければならない。やむを得ず頭まわしを行う場合は、トルク係数値の変化を確認しなければならない。	語尾の修正
3	2	3	23	3	3	(2)	ボルトの締め付けをトルク法によって行う場合、締付けボルト軸力が各ボルトに均一に導入されるよう締付けボルトを調整するものとする。	3	2	3	23	3	3	(2)	ボルトの締め付けをトルク法によって行う場合、締付けボルト軸力が各ボルトに均一に導入されるよう締付けボルトを調整しなければならない。	語尾の修正
3	2	3	23	3	4	(3)	トルシア形高力ボルトを使用する場合、本締付けには専用締付け機を使用するものとする。	3	2	3	23	3	4	(3)	トルシア形高力ボルトを使用する場合、本締付けには専用締付け機を使用しなければならない。	語尾の修正
3	2	3	23	3	5	(4)	ボルトの締め付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、または組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から、 <u>次</u> に示す回転角を与えるものとする。ただし、回転法はF8T、B8Tのみに用いるものとする。	3	2	3	23	3	5	(4)	ボルトの締め付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、または組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から、 <u>以下</u> に示す回転角を与えなければならない。ただし、回転法はF8T、B8Tのみに用いるものとする。	表記の統一 語尾の修正
3	2	3	23	3	6		ボルト長が径の5倍以下の場合：1/3回転（120度）±30度	3	2	3	23	3	6		ボルト長が径の5倍以下の場合：1/3回転（120度）±30度	
3	2	3	23	3	7		ボルト長が径の5倍を超える場合：施工条件に一致した予備試験によって目標回転数を決定する。	3	2	3	23	3	7		ボルト長が径の5倍を超える場合：施工条件に一致した予備試験によって目標回転数を決定する。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由				
3	2	3	23	3	8	(5)	3	2	3	23	3	8	(5)	3	2	3	23	3	8	語句の修正		
						ボルトの締め付けを耐力点法によって行う場合は、JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット）に規定された第2種の呼びM20、M22、M24を標準とし、耐遅れ破壊特性の良好な高力ボルトを用い、専用の締め付け機を使用して本締め付けを行わなければならない。															ボルトの締め付けを耐力点法によって行う場合は、JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット）に規定された第2種の呼びM20、M22、M24を標準とし、耐遅れ破壊特性の良好な高力ボルトを用い、専用の締め付け機を使用して本締め付けを行わなければならない。	
3	2	3	23	3	9	(6)	3	2	3	23	3	9	(6)	3	2	3	23	3	9		語尾の修正	
						ボルトの締め付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヵ月毎にその他の機器は3ヵ月毎に点検を行い、精度を確認するものとする。															ボルトの締め付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヵ月毎にその他の機器は3ヵ月毎に点検を行い、精度を確認しなければならない。	
3	2	3	23	4	1	4.	3	2	3	23	4	1	4.	3	2	3	23	4	1		表記の統一	
						締め付けボルト軸力については、下記の規定によるものとする。																締め付けボルト軸力については、以下の規定によるものとする。
3	2	3	23	4	2	(1)	3	2	3	23	4	2	(1)	3	2	3	23	4	2			
						セットのトルク係数値は、0.11~0.16に適合するものとする。																セットのトルク係数値は、0.11~0.16に適合するものとする。
3	2	3	23	4	3	(2)	3	2	3	23	4	3	(2)	3	2	3	23	4	3		語尾の修正	
						摩擦接合ボルトを、表2-5に示す設計ボルト軸力が得られるように締め付けられるものとする。																摩擦接合ボルトを、表2-6に示す設計ボルト軸力が得られるように締め付けなければならない。
3	2	3	23	4	3		3	2	3	23	4	3		3	2	3	23	4	3			
						表2-5 設計ボルト軸力(kN)																表2-6 設計ボルト軸力(kN)
3	2	3	23	4	3	(3)	3	2	3	23	4	3	(3)	3	2	3	23	4	3			
						トルク法によって締め付ける場合の締め付けボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とする。																トルク法によって締め付ける場合の締め付けボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とする。
3	2	3	23	4	3	(4)	3	2	3	23	4	3	(4)	3	2	3	23	4	3			
						トルシア形高力ボルトの締め付けボルト軸力試験は、締め付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行なうものとする。試験の結果、平均値は表2-6及び表2-7に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。																トルシア形高力ボルトの締め付けボルト軸力試験は、締め付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行なうものとする。試験の結果、平均値は表2-7及び表2-8に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。
3	2	3	23	4	3		3	2	3	23	4	3		3	2	3	23	4	3			
						表2-6 常温時(10~30)の締め付けボルト軸力の平均値																表2-7 常温時(10~30)の締め付けボルト軸力の平均値
3	2	3	23	4	3		3	2	3	23	4	3		3	2	3	23	4	3			
						表2-7 常温時以外(0~10、30~60)の締め付けボルト軸力の平均値																表2-8 常温時以外(0~10、30~60)の締め付けボルト軸力の平均値
3	2	3	23	4	3	(5)	3	2	3	23	4	3	(5)	3	2	3	23	4	3		語尾の修正	
						耐力点法によって締め付ける場合の締め付けボルト軸力は、使用する締め付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表2-8に示すボルトの軸力の範囲に入らなければならない。																耐力点法によって締め付ける場合の締め付けボルト軸力は、使用する締め付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表2-9に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。
3	2	3	23	4	3		3	2	3	23	4	3		3	2	3	23	4	3			
						表2-8 耐力点法による締め付けボルトの軸力の平均値																表2-9 耐力点法による締め付けボルトの軸力の平均値
3	2	3	23	5	1	5.	3	2	3	23	5	1	5.	3	2	3	23	5	1		語尾の修正	
						請負者は、ボルトの締め付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、2度締めを行わなければならない。順序は、図2-1のとおりとする。なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に確認できるようにボルトナット及び座金にマーキングを行なうものとする。																受注者は、ボルトの締め付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、2度締めを行わなければならない。順序は、図2-1のとおりとする。なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に確認できるようにボルトナット及び座金にマーキングを行わなければならない。
3	2	3	23	5	2		3	2	3	23	5	2		3	2	3	23	5	2			
						図2-1 ボルト締め付け順序																図2-1 ボルト締め付け順序

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	3	23	6	1	6.						6.													
3	2	3	23	7	1	7.						7.													表記の統一
3	2	3	23	7	2	(1)						(1)													表記の統一
3	2	3	23	7	3	(2)						(2)													表記の統一
3	2	3	23	7	4																				語尾の修正
3	2	3	23	7	5																				語尾の修正
3	2	3	23	7	6	(3)						(3)													
3	2	3	23	8	1	8.						8.													
3	2	3	23	9	1	9.						9.													
3	2	3	23	9	2	(1)						(1)													
3	2	3	23	9	3	(2)						(2)													
3	2	3	23	9	4	(3)						(3)													
3	2	3	23	9	5	(4)						(4)													
3	2	3	23	9	6	(5)						(5)													
3	2	3	23	9	7																				
3	2	3	23	9	8																				
3	2	3	23	9	9																				
3	2	3	23	9	10																				
3	2	3	23	9	11																				

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文										改訂条文										改訂理由等					
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由	
3	2	3	23	9	12	(6)						3	2	3	23	9	12	(6)							
3	2	3	24	0	1	2 - 3 - 24						3	2	3	24	0	1	2 - 3 - 24							
3	2	3	24	1	1	1.						3	2	3	24	1	1	1.							県独自で表現変更
3	2	3	24	2	1	2.						3	2	3	24	2	1	2.							
3	2	3	25	0	1	2 - 3 - 25						3	2	3	25	0	1	2 - 3 - 25							
3	2	3	25	1	1	1.						3	2	3	25	1	1	1.							
3	2	3	25	2	1	2.						3	2	3	25	2	1	2.							
3	2	3	25	3	1	3.						3	2	3	25	3	1	3.							
3	2	3	26			2 - 3 - 26						3	2	3	26			2 - 3 - 26							
3	2	3	26	1	1	1.						3	2	3	26	1	1	1.							
3	2	3	26	2	1	2.						3	2	3	26	2	1	2.							
3	2	3	26	3	1	3.						3	2	3	26	3	1	3.							
3	2	3	26	4	1	4.						3	2	3	26	4	1	4.							
3	2	3	26	5	1	5.						3	2	3	26	5	1	5.							
3	2	3	26	6	1	6.						3	2	3	26	6	1	6.							

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	3	26	7	1	7	請負者は、ぐり石粗朶工の施工については、柳枝に準じて帯梢を用いて柵工を造り、中詰めぐり石の表面をごぼう張りに仕上げなければならない。	3	2	3	26	7	1	7	受注者は、ぐり石粗朶工の施工については、柳枝に準じて帯梢を用いて柵工を造り、中詰めぐり石の表面をごぼう張りに仕上げなければならない。	
3	2	3	27	0	1	2 - 3 - 27	羽口工	3	2	3	27	0	1	2 - 3 - 27	羽口工	
3	2	3	27	1	1	1	請負者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15～25cmのもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。	3	2	3	27	1	1	1	受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15～25cmのもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。	
3	2	3	27	2	1	2	請負者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。	3	2	3	27	2	1	2	受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。	
3	2	3	27	3	1	3	請負者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。	3	2	3	27	3	1	3	受注者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。	
3	2	3	27	4	1	4	請負者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。	3	2	3	27	4	1	4	受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。	
3	2	3	27	5	1	5	請負者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。	3	2	3	27	5	1	5	受注者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。	
3	2	3	27	6	1	6	請負者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5～15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は15～20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。	3	2	3	27	6	1	6	受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5～15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は15～20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。	
3	2	3	27	7	1	7	請負者は、連節ブロック張りの施工については、平滑に設置しなければならない。	3	2	3	27	7	1	7	受注者は、連節ブロック張りの施工については、平滑に設置しなければならない。	
3	2	3	27	8	1	8	請負者は、ふとんかご、かご枠の施工については、1.～7.の各項により施工しなければならない。	3	2	3	27	8	1	8	受注者は、ふとんかご、かご枠の施工については、1.～7.の各項により施工しなければならない。	
3	2	3	28	0	1	2 - 3 - 28	プレキャストカルバート工	3	2	3	28	0	1	2 - 3 - 28	プレキャストカルバート工	
3	2	3	28	1	1	1	請負者は、現地の状況により設計図書に示された据付け勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3	28	1	1	1	受注者は、現地の状況により設計図書に示された据付け勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	3	28	2	1	2	請負者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならない。	3	2	3	28	2	1	2	受注者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側または低い側から設置しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	3	28	3	1	3	3. 請負者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「道路土工-カルバート工指針 7-2 (2)2)敷設工」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	3	28	3	1	3	3. 受注者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「道路土工-カルバート工指針 7-2 (2)2)敷設工」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
3	2	3	28	4	1	4	4. 請負者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工するものとする。	3	2	3	28	4	1	4	4. 受注者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工しなければならない。	語尾の修正
3	2	3	28	5	1	5	5. 請負者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。	3	2	3	28	5	1	5	5. 受注者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。	
3	2	3	29	0	1	2-3-29	側溝工	3	2	3	29	0	1	2-3-29	側溝工	
3	2	3	29	1	1	1	1. 請負者は、プレキャストU型側溝、L型側溝、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように施工しなければならない。	3	2	3	29	1	1	1	1. 受注者は、プレキャストU型側溝、L型側溝、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように施工しなければならない。	
3	2	3	29	2	1	2	2. 請負者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。	3	2	3	29	2	1	2	2. 受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。	
3	2	3	29	3	1	3	3. 請負者は、管渠の施工については、管渠の種類と埋設形式(突出型、溝型)の関係を損なうことのないようにするとともに基礎は、支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。	3	2	3	29	3	1	3	3. 受注者は、管渠の施工については、管渠の種類と埋設形式(突出型、溝型)の関係を損なうことのないようにするとともに基礎は、支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。	
3	2	3	29	4	1	4	4. 請負者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管等の施工については、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。	3	2	3	29	4	1	4	4. 受注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管等の施工については、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。	
3	2	3	29	5	1	5	5. 請負者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工については、管渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないように、左右均等に層状に締固めなければならない。	3	2	3	29	5	1	5	5. 受注者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工については、管渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないように、左右均等に層状に締固めなければならない。	
3	2	3	29	6	1	6	6. 請負者は、フィルター材料を使用する場合は、排水性のよい砂または、クラッシュラン等を使用しなければならない。	3	2	3	29	6	1	6	6. 受注者は、フィルター材料を使用する場合は、排水性のよい砂または、クラッシュラン等を使用しなければならない。	
3	2	3	29	7	1	7	7. 請負者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。	3	2	3	29	7	1	7	7. 受注者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等														
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
3	2	3	29	8	1	8	3	2	3	29	8	1	3	2	3	29	8	1	3	2	3	29	8	1		
						請負者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充填し、空隙や漏水が生じないように施工しなければならない。																				
3	2	3	29	9	1	9	3	2	3	29	9	1	3	2	3	29	9	1	3	2	3	29	9	1		
						請負者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。																				
3	2	3	29	10	1	10	3	2	3	29	10	1	3	2	3	29	10	1	3	2	3	29	10	1		
						請負者は、コルゲートパイプの布設については、砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。																				
3	2	3	29	11	1	11	3	2	3	29	11	1	3	2	3	29	11	1	3	2	3	29	11	1	表現の修正	
						請負者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。																			受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	
3	2	3	29	12	1	12	3	2	3	29	12	1	3	2	3	29	12	1	3	2	3	29	12	1	誤字の修正	
						請負者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来形等）については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがある、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。																			受注者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来形等）については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがある、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	3	30	0	1	2 - 3 - 30	3	2	3	30	0	1	3	2	3	30	0	1	3	2	3	30	0	1		
						集水桝工																				
3	2	3	30	1	1	1	3	2	3	30	1	1	3	2	3	30	1	1	3	2	3	30	1	1		
						請負者は、集水桝の据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分には、保護しなければならない。																				受注者は、集水桝の据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分には、保護しなければならない。
3	2	3	30	2	1	2	3	2	3	30	2	1	3	2	3	30	2	1	3	2	3	30	2	1		
						請負者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。																				受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。
3	2	3	31	0	1	2 - 3 - 31	3	2	3	31	0	1	3	2	3	31	0	1	3	2	3	31	0	1		
						現場塗装工																				
3	2	3	31	1	1	1	3	2	3	31	1	1	3	2	3	31	1	1	3	2	3	31	1	1		
						請負者は、鋼橋の現場塗装は、床版工終了後に、鋼製堰堤の現場塗装は、鋼製堰堤の据付け終了後に行うものとし、これにより難しい場合は、設計図書によらなければならない。																				受注者は、鋼橋の現場塗装は、床版工終了後に、鋼製堰堤の現場塗装は、鋼製堰堤の据付け終了後に行うものとし、これにより難しい場合は、設計図書によらなければならない。
3	2	3	31	2	1	2	3	2	3	31	2	1	3	2	3	31	2	1	3	2	3	31	2	1		
						請負者は、鋼橋の架設後及び鋼製堰堤の据付け後に前回までの塗膜を損傷した場合、補修塗装を行ってから現場塗装を行わなければならない。																				受注者は、鋼橋の架設後及び鋼製堰堤の据付け後に前回までの塗膜を損傷した場合、補修塗装を行ってから現場塗装を行わなければならない。
3	2	3	31	3	1	3	3	2	3	31	3	1	3	2	3	31	3	1	3	2	3	31	3	1		
						請負者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、監督職員に報告し、必要な処置を講じなければならない。																				受注者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、監督職員に報告し、必要な処置を講じなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等												
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由
3	2	3	31	4	1	4 .	請負者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケまたはローラーブラシを用いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。	3	2	3	31	4	1	4 .	受注者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケまたはローラーブラシを用いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。									
3	2	3	31	5	1	5 .	請負者は、現場塗装の前にジンクリッチペイントの白さび及び付着した油脂類は除去しなければならない。	3	2	3	31	5	1	5 .	受注者は、現場塗装の前にジンクリッチペイントの白さび及び付着した油脂類は除去しなければならない。									
3	2	3	31	6	1	6 .	請負者は、溶接部、ボルトの接合部分、形鋼の隅角部その他の構造の複雑な部分について、必要塗膜厚を確保するように施工しなければならない。	3	2	3	31	6	1	6 .	受注者は、溶接部、ボルトの接合部分、形鋼の隅角部その他の構造の複雑な部分について、必要塗膜厚を確保するように施工しなければならない。									
3	2	3	31	7	1	7 .	請負者は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。	3	2	3	31	7	1	7 .	受注者は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。									
3	2	3	31	8	1	8 .	請負者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m ² 以上の時は水洗いするものとする。	3	2	3	31	8	1	8 .	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m ² 以上の時は水洗いしなければならない。	語尾の修正								
3	2	3	31	9	1	9 .	請負者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 塗装禁止条件は、表2 - 9に示すとおりである。	3	2	3	31	9	1	9 .	受注者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 塗装禁止条件は、表2 - 10に示すとおりである。									
	2	3	31		1		表2 - 9 塗装禁止条件		2	3	31		1		表2 - 10 塗装禁止条件									
3	2	3	31	9	1		注) 印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。	3	2	3	31	9	1		注) 印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。									
3	2	3	31	9	1	(1)	降雨等で表面が濡れているとき。	3	2	3	31	9	1	(1)	降雨等で表面が濡れているとき。									
3	2	3	31	9	2	(2)	風が強いときおよび塵埃が多いとき。	3	2	3	31	9	2	(2)	風が強いとき及び塵埃が多いとき。	表記の統一								
3	2	3	31	9	3	(3)	塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。	3	2	3	31	9	3	(3)	塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。									
3	2	3	31	9	4	(4)	炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。	3	2	3	31	9	4	(4)	炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜にアワを生ずるおそれのあるとき。									
3	2	3	31	9	5	(5)	その他監督職員が不相当と認めるとき。	3	2	3	31	9	5	(5)	その他監督職員が不相当と認めるとき。									
3	2	3	31	10	1	10 .	請負者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態のときに塗装しなければならない。	3	2	3	31	10	1	10 .	受注者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態のときに塗装しなければならない。									
3	2	3	31	11	1	11 .	請負者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。	3	2	3	31	11	1	11 .	受注者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。									
3	2	3	31	12	1	12 .	請負者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。	3	2	3	31	12	1	12 .	受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。									
3	2	3	31	13	1	13 .	下塗り	3	2	3	31	13	1	13 .	下塗り									
3	2	3	31	13	1	(1)	請負者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、塗装するものとする。	3	2	3	31	13	1	(1)	受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、塗装しなければならない。	語尾の修正								

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	3	31	13	2	(2)	3	2	3	31	13	2	(2)	3	2	3	31	13	2	2					
						請負者は、塗料の塗り重ねにあたって、先に塗布した塗料が乾燥（硬化）状態になっていることを確認したうえで行わなければならない。																			
3	2	3	31	13	3	(3)	3	2	3	31	13	3	(3)	3	2	3	31	13	3	3					
						請負者は、ボルト締め後または溶接施工のため塗装が困難となる部分で設計図書に示されている場合または、監督職員の指示がある場合にはあらかじめ塗装を完了させなければならない。																			
3	2	3	31	13	4	(4)	3	2	3	31	13	4	(4)	3	2	3	31	13	4	4					
						請負者は、支承等の機械仕上げ面に、防錆油等を塗布しなければならない。																			
3	2	3	31	13	5	(5)	3	2	3	31	13	5	(5)	3	2	3	31	13	5	5					
						請負者は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、請負者は、防錆剤の使用については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。																			
3	2	3	31	14	1	14 .	3	2	3	31	14	1	14 .	3	2	3	31	14	1	1					
						中塗り、上塗り																			
3	2	3	31	14	1	(1)	3	2	3	31	14	1	(1)	3	2	3	31	14	1	1					表記の統一
						請負者は、中塗りおよび上塗りにあたって、被塗表面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認したうえで行わなければならない。																			
3	2	3	31	14	2	(2)	3	2	3	31	14	2	(2)	3	2	3	31	14	2	2					
						請負者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境における鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までをすみやかに行わなければならない。																			
3	2	3	31	15	3	15 .	3	2	3	31	15	3	15 .	3	2	3	31	15	3	3					
						請負者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、箱げた上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30μm塗布するものとする。																			
3	2	3	31	16	1	16 .	3	2	3	31	16	1	16 .	3	2	3	31	16	1	1					
						検査																			
3	2	3	31	16	1	(1)	3	2	3	31	16	1	(1)	3	2	3	31	16	1	1					
						請負者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成および保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。																			
3	2	3	31	16	2	(2)	3	2	3	31	16	2	(2)	3	2	3	31	16	2	2					
						請負者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。																			
3	2	3	31	16	3	(3)	3	2	3	31	16	3	(3)	3	2	3	31	16	3	3					
						請負者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m2単位毎に25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。																			

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等														
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
3	2	3	31	16	4	(4)	3	2	3	31	16	4	(4)	3	2	3	31	16	4	3	2	3	31	16	4	
						請負者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別または作業姿勢別に測定位置を定め平均して測定するよう配慮しなければならない。																				
3	2	3	31	16	5	(5)	3	2	3	31	16	5	(5)	3	2	3	31	16	5	3	2	3	31	16	5	
						請負者は、膜厚測定器として電磁膜厚計を使用しなければならない。																				
3	2	3	31	16	6	(6)	3	2	3	31	16	6	(6)	3	2	3	31	16	6	3	2	3	31	16	6	
						請負者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。																				
3	2	3	31	16	7		3	2	3	31	16	7		3	2	3	31	16	7	3	2	3	31	16	7	
						塗膜厚測定値(5回平均)の平均値は、目標塗膜厚(合計値)の90%以上とするものとする。																				
3	2	3	31	16	8		3	2	3	31	16	8		3	2	3	31	16	8	3	2	3	31	16	8	
						塗膜厚測定値(5回平均)の最小値は、目標塗膜厚(合計値)の70%以上とするものとする。																				
3	2	3	31	16	9		3	2	3	31	16	9		3	2	3	31	16	9	3	2	3	31	16	9	
						塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚(合計)の20%を越えないものとする。ただし、平均値が標準塗膜厚以上の場合は合格とするものとする。																				
3	2	3	31	16	10		3	2	3	31	16	10		3	2	3	31	16	10	3	2	3	31	16	10	
						平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査するものとする。																			語尾の修正	
3	2	3	31	16	11	(7)	3	2	3	31	16	11	(7)	3	2	3	31	16	11	3	2	3	31	16	11	
						請負者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないまま現場に搬入し、使用しなければならない。また、請負者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記)の確認を監督職員に受けなければならない。																				
3	2	3	31	17	1	17.	3	2	3	31	17	1	17.	3	2	3	31	17	1	3	2	3	31	17	1	
						記録																				
3	2	3	31	17	2	(1)	3	2	3	31	17	2	(1)	3	2	3	31	17	2	3	2	3	31	17	2	
						請負者が、記録として作成・保管する施工管理写真は、カラー写真とするものとする。																				
3	2	3	31	17	3	(2)	3	2	3	31	17	3	(2)	3	2	3	31	17	3	3	2	3	31	17	3	
						請負者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)または終点側(右)の外桁腹板に、ペイントまたは塩ビ系の粘着シートにより図2-3のとおり記録しなければならない。																				
3	2	3	31	17	4		3	2	3	31	17	4		3	2	3	31	17	4	3	2	3	31	17	4	
						図2-3																				
3	2	3	32	0	1	2-3-32	3	2	3	32	0	1	2-3-32	3	2	3	32	0	1	3	2	3	32	0	1	
						かごマット工																				
3	2	3	32	1	1	1.	3	2	3	32	1	1	1.	3	2	3	32	1	1	3	2	3	32	1	1	
						かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)」(平成21年4月24日改定)(以下「鉄線籠型基準」という。)によるほか、図面及び以下による。																				

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	3	32	2	1	2	3	2	3	32	2	1	2	3	2	3	32	2	3	2	3	32	2	1	なお書き以降を改行
						線材は、以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、 請負者 は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。 なお、本工事において蓋材に要求される性能（摩擦抵抗）は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。																			
3	2	3	32	3	1	3	2	3	32	3	1	3	2	3	32	3	1	3	2	3	32	3	1		
						請負者 は、納入された製品について監督職員が指定する表示標（底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提出しなければならない																			
3	2	3	32	3	2		3	2	3	32	3	2		3	2	3	32	3	2						
						表 2 - 10 要求性能の確認方法																			
3	2	3	32	4	1	4	3	2	3	32	4	1	4	3	2	3	32	4	1						語尾の修正
						側網、仕切網はあらかじめ工場底網に結束するものとする。ただし、特殊部でこれにより難しい場合は監督職員の承諾を得るものとする。																			
3	2	3	32	5	1	5	3	2	3	32	5	1	5	3	2	3	32	5	1						
						網線材の端末は1.5回以上巻き式によって結束し線端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部については1.5回以上巻きとするが、リング方式でも良いものとする。また、いかなる部位においても溶接は行っていない																			
3	2	3	32	6	1	6	3	2	3	32	6	1	6	3	2	3	32	6	1						語尾の修正
						連結の方法はコイル式とし表 2 - 11のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1/2以上（1本/m）を連結すること。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。																			
3	2	3	32	6	2		3	2	3	32	6	2		3	2	3	32	6	2						
						表 2 - 11 連結コイル線																			
3	2	3	32	6	3		3	2	3	32	6	3		3	2	3	32	6	3						
						表 2 - 12 線材の品質管理試験の内容																			
3	2	3	32	7	1	7	3	2	3	32	7	1	7	3	2	3	32	7	1						
						請負者 は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように注意しなければならない。																			
3	2	3	32	8	1	8	3	2	3	32	8	1	8	3	2	3	32	8	1						
						請負者 は、かごマットの中詰用ぐり石については、かごマットの厚さが30cmの場合は5～15cm、かごマットの厚さが50cmの場合は15～20cmの大きさとし、かごマットの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。																			
3	2	3	33	0	1	2 - 3 - 33	3	2	3	33	0	1	2 - 3 - 33	3	2	3	33	0	1						
						袋詰玉石工																			

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	3	33	1	1	1	1 . 本条項は、高分子系の合成繊維（再生材を含む）を主要構成材料とする袋型根固め用袋材に適用する。	3	2	3	33	1	1	1	1 . 本条項は、高分子系の合成繊維（再生材を含む）を主要構成材料とする袋型根固め用袋材に適用する。	
3	2	3	33	2	1	2	2 . 袋型根固め用袋材は、表 2 - 13 に示す性能を満足することを確認するものとする。	3	2	3	33	2	1	2	2 . 袋型根固め用袋材は、表 2 - 14 に示す性能を満足することを確認するものとする。	
3	2	3	33	3	1	3	3 . 要求性能の確認は、表 2 - 13 に記載する確認方法で行うことを原則とし、 請負者 は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。	3	2	3	33	3	1	3	3 . 要求性能の確認は、表 2 - 14 に記載する確認方法で行うことを原則とし、 受注者 は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。	
3	2	3	33	3	2		表 2 - 13 (1) 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法	3	2	3	33	3	2		表 2 - 14 (1) 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法	
3	2	3	33	3	3		表 2 - 13 (2) 参考資料	3	2	3	33	3	3		表 2 - 14 (2) 参考資料	
3	2	4	0	0	1	第 4 節	基礎工	3	2	4	0	0	1	第 4 節	基礎工	
3	2	4	1	0	1	2 - 4 - 1	一般事項	3	2	4	1	0	1	2 - 4 - 1	一般事項	
3	2	4	1	1	1	1	1 . 本節は、基礎工として土台基礎工、基礎工（護岸）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工その他これらに類する工種について定める。	3	2	4	1	1	1	1	1 . 本節は、基礎工として土台基礎工、基礎工（護岸）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工その他これらに類する工種について定める。	
3	2	4	1	2	1	2	2 . 請負者 は、切込砂利、砕石基礎工、割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、砕石などの間隙充てん材を加え）締固めながら仕上げなければならない。	3	2	4	1	2	1	2	2 . 受注者 は、切込砂利、砕石基礎工、割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、砕石などの間隙充てん材を加え）締固めながら仕上げなければならない。	語句の統一
3	2	4	2	0	1	2 - 4 - 2	土台基礎工	3	2	4	2	0	1	2 - 4 - 2	土台基礎工	
3	2	4	2	1	1	1	1 . 土台基礎工とは、一本土台、片梯子土台、梯子土台及び止杭一本土台をいうものとする。	3	2	4	2	1	1	1	1 . 土台基礎工とは、一本土台、片梯子土台、梯子土台及び止杭一本土台をいうものとする。	
3	2	4	2	2	1	2	2 . 請負者 は、土台基礎工に木材を使用する場合には、樹皮をはいだ生木を用いなければならない。	3	2	4	2	2	1	2	2 . 受注者 は、土台基礎工に木材を使用する場合には、樹皮をはいだ生木を用いなければならない。	
3	2	4	2	3	1	3	3 . 請負者 は、土台基礎工の施工にあたり、床を修正し締固めた後、据付けるものとし、空隙には、割ぐり石、砕石等を充てんしなければならない。	3	2	4	2	3	1	3	3 . 受注者 は、土台基礎工の施工にあたり、床を修正し締固めた後、据付けるものとし、空隙には、割ぐり石、砕石等を充てんしなければならない。	
3	2	4	2	4	1	4	4 . 請負者 は、片梯子土台及び梯子土台の施工にあたっては、部材接合部に隙間が生じないように土台を組み立てなければならない。	3	2	4	2	4	1	4	4 . 受注者 は、片梯子土台及び梯子土台の施工にあたっては、部材接合部に隙間が生じないように土台を組み立てなければならない。	
3	2	4	2	5	1	5	5 . 請負者 は、止杭一本土台の施工にあたっては、上部からの荷重の偏心が生じないように設置しなければならない。	3	2	4	2	5	1	5	5 . 受注者 は、止杭一本土台の施工にあたっては、上部からの荷重の偏心が生じないように設置しなければならない。	
3	2	4	2	6	1	6	6 . 請負者 は、土台基礎工に用いる木材について設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。	3	2	4	2	6	1	6	6 . 受注者 は、土台基礎工に用いる木材について設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。	
3	2	4	2	7	1	7	7 . 止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度とするものとする。	3	2	4	2	7	1	7	7 . 止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度にしなければならない。	
3	2	4	3	0	1	2 - 4 - 3	基礎工（護岸）	3	2	4	3	0	1	2 - 4 - 3	基礎工（護岸）	
3	2	4	3	1	1	1	1 . 請負者 は、基礎工設置のための掘削に際しては、掘り過ぎのないように施工しなければならない。	3	2	4	3	1	1	1	1 . 受注者 は、基礎工設置のための掘削に際しては、掘り過ぎのないように施工しなければならない。	
3	2	4	3	2	1	2	2 . 請負者 は、基礎工（護岸）のコンクリート施工において、水中打込みを行ってはならない。	3	2	4	3	2	1	2	2 . 受注者 は、基礎工（護岸）のコンクリート施工において、水中打込みを行ってはならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	4	3	3	1	3	2	4	3	3	1	3	2	4	3	3	1	3	2	4	3	3	1		
					3 .						3 .						3 .								
					請負者は、基礎工（護岸）の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。						受注者は、基礎工（護岸）の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。														
3	2	4	3	4	1	3	2	4	3	4	1	3	2	4	3	4	1	3	2	4	3	4	1		
					4 .						4 .						4 .								
					請負者は、基礎工（護岸）の施工において、裏込め材は、締固め機械等を用いて施工しなければならない。						受注者は、基礎工（護岸）の施工において、裏込め材は、締固め機械等を用いて施工しなければならない。														
3	2	4	3	5	1	3	2	4	3	5	1	3	2	4	3	5	1	3	2	4	3	5	1		
					5 .						5 .						5 .								
					請負者は、プレキャスト法留基礎の施工に際しては、本条1項及び3項による他、沈下等による法覆工の安定に影響が生じないようにしなければならない。						受注者は、プレキャスト法留基礎の施工に際しては、本条1項及び3項による他、沈下等による法覆工の安定に影響が生じないようにしなければならない。														
3	2	4	4	0	1	3	2	4	4	0	1	3	2	4	4	0	1	3	2	4	4	0	1		
					2 - 4 - 4						2 - 4 - 4						2 - 4 - 4								
					既製杭工						既製杭工						既製杭工								
3	2	4	4	1	1	3	2	4	4	1	1	3	2	4	4	1	1	3	2	4	4	1	1		
					1 .						1 .						1 .								
					既製杭工とは、既製コンクリート杭、鋼管杭、及びH鋼杭をいうものとする。						既製杭工とは、既製コンクリート杭、鋼管杭、及びH鋼杭をいうものとする。						既製杭工とは、既製コンクリート杭、鋼管杭、及びH鋼杭をいうものとする。								
3	2	4	4	2	1	3	2	4	4	2	1	3	2	4	4	2	1	3	2	4	4	2	1		
					2 .						2 .						2 .								
					既製杭工の工法は、打込み杭工法及び中掘り杭工法とし、プレボーリングの取扱いは、設計図書によるものとする。						既製杭工の工法は、打込み杭工法、中掘り杭工法、プレボーリング杭工法、鋼製ソイルセメント杭工法または回転杭工法または回転杭工法とし、取扱いは本条及び設計図書によらなければならない。														
3	2	4	4	3	1	3	2	4	4	3	1	3	2	4	4	3	1	3	2	4	4	3	1		
					3 .						3 .						3 .								
					請負者は、試験杭の施工に際して、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。						受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。														
3	2	4	4	4	1	3	2	4	4	4	1	3	2	4	4	4	1	3	2	4	4	4	1		
					4 .						4 .						4 .								
					請負者は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。						受注者は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。														
3	2	4	4	5	1	3	2	4	4	5	1	3	2	4	4	5	1	3	2	4	4	5	1		
					5 .						5 .						5 .								
					請負者は、既製杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第3編2 - 3 - 3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを埋戻さなければならない。						受注者は、既製杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第3編2 - 3 - 3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを埋戻さなければならない。														
3	2	4	4	6	1	3	2	4	4	6	1	3	2	4	4	6	1	3	2	4	4	6	1		
					6 .						6 .						6 .								
					請負者は、既製杭工の杭頭処理に際して、杭本体を損傷させないように行わなければならない。						受注者は、既製杭工の杭頭処理に際して、杭本体を損傷させないように行わなければならない。														
3	2	4	4	7	1	3	2	4	4	7	1	3	2	4	4	7	1	3	2	4	4	7	1		
					7 .						7 .						7 .								
					請負者は、既製杭工の打込み方法、使用機械等については打込み地点の土質条件、立地条件、杭の種類に応じたものを選ばなければならない。						受注者は、既製杭工の打込み方法、使用機械等については打込み地点の土質条件、立地条件、杭の種類に応じたものを選ばなければならない。														
3	2	4	4	8	1	3	2	4	4	8	1	3	2	4	4	8	1	3	2	4	4	8	1		
					8 .						8 .						8 .								
					請負者は、コンクリート既製杭工の打込みに際し、キャップは杭径に適したものをを用いるものとし、クッションは変形のないものをを用いなければならない。						受注者は、コンクリート既製杭工の打込みに際し、キャップは杭径に適したものをを用いるものとし、クッションは変形のないものをを用いなければならない。														

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
3	2	4	4	9	1	9	3	2	4	4	9	3	2	4	4	9	1	9	請負者は、既製杭工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補または取り替えなければならない。	受注者は、既製杭工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補または取り替えなければならない。
3	2	4	4	10	1	10	3	2	4	4	10	3	2	4	4	10	1	10	請負者は、既製杭工の施工を行うにあたり、設計図書に示された杭先端の深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、請負者は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	受注者は、既製杭工の施工を行うにあたり、設計図書に示された杭先端の深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、受注者は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3	2	4	4	11	1	11	3	2	4	4	11	3	2	4	4	11	1	11	請負者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。
3	2	4	4	12	1	12	3	2	4	4	12	3	2	4	4	12	1	12	請負者は、既製杭工の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、既製杭工の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
3	2	4	4	13	1	13	3	2	4	4	13	3	2	4	4	13	1	13	既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。
3	2	4	4	13	2	(1)	3	2	4	4	13	3	2	4	4	13	2	(1)	請負者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規格によらなければならない。	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規格によらなければならない。
3	2	4	4	13	3	(2)	3	2	4	4	13	3	2	4	4	13	3	(2)	請負者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規定による。	受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規定による。
3	2	4	4	13	4	(3)	3	2	4	4	13	4	3	2	4	4	13	4	請負者は、杭の継手はJIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規定による。	受注者は、杭の継手はJIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規定による。
3	2	4	4	14	1	14	3	2	4	4	14	3	2	4	4	14	1	14	請負者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準） 施工8.3くい施工で、8.3.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、請負者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準） 施工8.3くい施工で、8.3.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
3	2	4	4	14	2															
3	2	4	4	15	1	15.	3	2	4	4	15	1	15.	3	2	4	4	15	1	
3	2	4	4	15	2		3	2	4	4	15	2		3	2	4	4	15	2	
3	2	4	4	16	1	16.	3	2	4	4	16	1	16.	3	2	4	4	16	1	
3	2	4	4	16	2		3	2	4	4	16	2		3	2	4	4	16	2	
3	2	4	4	17	1	17.	3	2	4	4	17	1	17.	3	2	4	4	17	1	
3	2	4	4	18	1	18.	3	2	4	4	18	1	18.	3	2	4	4	18	1	
3	2	4	4	19	1	19.	3	2	4	4	19	1	19.	3	2	4	4	19	1	
3	2	4	4	20	1	20.	3	2	4	4	20	1	20.	3	2	4	4	20	1	
3	2	4	4	21	1	21.	3	2	4	4	21	1	21.	3	2	4	4	21	1	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	4	4	21	2	(1)	3	2	4	4	21	2	(1)	3	2	4	4	21	2	2	2	2			
						請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、下記の規定による。																			
3	2	4	4	21	3	(2)	3	2	4	4	21	3	(2)	3	2	4	4	21	3	3	3	3			
						請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヵ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。																			
3	2	4	4	21	4	(3)	3	2	4	4	21	4	(3)	3	2	4	4	21	4	4	4	4			表現を整備局と整合
						請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、請負者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。																			
3	2	4	4	21	5	(4)	3	2	4	4	21	5	(4)	3	2	4	4	21	5	5	5	5			
						請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接には直流または交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。																			
3	2	4	4	21	6	(5)	3	2	4	4	21	6	(5)	3	2	4	4	21	6	6	6	6			
						請負者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能のように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36以上に予熱した場合は施工できる。																			
3	2	4	4	21	7	(6)	3	2	4	4	21	7	(6)	3	2	4	4	21	7	7	7	7			
						請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。																			
3	2	4	4	21	8	(7)	3	2	4	4	21	8	(7)	3	2	4	4	21	8	8	8	8			
						請負者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表2-14の許容値を満足するように施工しなければならない。																			
3	2	4	4	21	9		3	2	4	4	21	9		3	2	4	4	21	9	9	9	9			
						なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行うものとする。																			
3	2	4	4	21	10		3	2	4	4	21	10		3	2	4	4	21	10	10	10	10			
						表2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値																			

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等														
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
3	2	4	4	21	11	(8)	3	2	4	4	21	11	(8)	3	2	4	4	21	11							
						請負者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダーまたはガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。																				
3	2	4	4	21	12	(9)	3	2	4	4	21	12	(9)	3	2	4	4	21	12							
						請負者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りをうける側から開始しなければならない。																				
3	2	4	4	21	13	(10)	3	2	4	4	21	13	(10)	3	2	4	4	21	13							
						請負者は、本項(7)及び(8)の当該記録を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。																				
3	2	4	4	21	14	(11)	3	2	4	4	21	14	(11)	3	2	4	4	21	14							
						請負者は、H鋼杭の溶接にあたり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を確認のうえ、継目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行うものとする。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行うものとする。																				
3	2	4	4	22	1	22.	3	2	4	4	22	1	22.	3	2	4	4	22	1							
						鋼管杭における中掘り杭工法の先端処理については、本条14項15項及び16項の規定によるものとする。																				
3	2	4	4	23	1	23.	3	2	4	4	23	1	23.	3	2	4	4	23	1							
						請負者は、鋼管杭防食を行うにあたり、現地状況に適合した防食を行わなければならない。																				
3	2	4	4	24	1	24.	3	2	4	4	24	1	24.	3	2	4	4	24	1							
						請負者は、鋼管杭防食の施工を行うにあたり、部材の運搬、保管、打込み時などに部材を傷付けないようにしなければならない。																				
3	2	4	5	0	1	2-4-5	3	2	4	5	0	1	2-4-5	3	2	4	5	0	1							
						場所打杭工																				
3	2	4	5	1	1	1.	3	2	4	5	1	1	1.	3	2	4	5	1	1							
						請負者は、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。ただし、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。																				
3	2	4	5	2	1	2.	3	2	4	5	2	1	2.	3	2	4	5	2	1							
						請負者は、杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。																				

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	4	5	3	1	3	2	4	5	3	1	3	2	4	5	3	1	3 . 請負者は、場所打杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第3編2-3-3作業土工の規定により、これを掘削土の良質な土を用いて埋戻さなければならない。	3 . 受注者は、場所打杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定により、これを掘削土等の良質な土を用いて埋戻さなければならない。
3	2	4	5	4	1	3	2	4	5	4	1	3	2	4	5	4	1	4 . 請負者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。	4 . 受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。
3	2	4	5	5	1	3	2	4	5	5	1	3	2	4	5	5	1	5 . 請負者は、場所打杭工の施工に使用する掘削機械の作業中の水平度や安定などを確保するために、据付け地盤を整備しなければならない。掘削機は、杭位置に据付けなければならない。	5 . 受注者は、場所打杭工の施工に使用する掘削機械の作業中の水平度や安定などを確保するために、据付け地盤を整備しなければならない。掘削機は、杭位置に据付けなければならない。
3	2	4	5	6	1	3	2	4	5	6	1	3	2	4	5	6	1	6 . 請負者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、周辺地盤及び支持層を乱さないように掘削し、設計図書に示された深度に達する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して、監督職員と協議しなければならない。	6 . 受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、周辺地盤及び支持層を乱さないように掘削し、設計図書に示された深度に達する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して、監督職員と協議しなければならない。
3	2	4	5	7	1	3	2	4	5	7	1	3	2	4	5	7	1	7 . 請負者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、常に鉛直を保持し、所定の深度まで確実に掘削しなければならない。	7 . 受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、常に鉛直を保持し、所定の深度まで確実に掘削しなければならない。
3	2	4	5	8	1	3	2	4	5	8	1	3	2	4	5	8	1	8 . 請負者は、場所打杭工の施工にあたり、地質に適した速度で掘削しなければならない。	8 . 受注者は、場所打杭工の施工にあたり、地質に適した速度で掘削しなければならない。
3	2	4	5	9	1	3	2	4	5	9	1	3	2	4	5	9	1	9 . 請負者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。また、請負者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物(スライム)を除去しなければならない。	9 . 受注者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。また、受注者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物(スライム)を除去しなければならない。
3	2	4	5	10	1	3	2	4	5	10	1	3	2	4	5	10	1	10 . 請負者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4箇所以上、深さ方向5m間隔以下で取付けなければならない。	10 . 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4箇所以上、深さ方向5m間隔以下で取付けなければならない。
3	2	4	5	11	1	3	2	4	5	11	1	3	2	4	5	11	1	11 . 請負者は、場所打杭工における鉄筋かごの継手は重ね継手としなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	11 . 受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの継手は重ね継手としなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由	
3	2	4	5	12	1	12.						3	2	4	5	12	1	12.							
						請負者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、アークすみ肉溶接により接合する場合溶接に際しては、断面減少などを生じないように注意して作業を行わなければならない。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。												12.						受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、 形状保持などのための溶接をおこなってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督職員と協議するものとする。 また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	
3	2	4	5	13	1	13.						3	2	4	5	13	1	13.							
						請負者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。また、請負者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート内に打込み開始時を除き、2 m以上入れておかななければならない。												13.						受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。また、 受注者は 、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート内に打込み開始時を除き、2 m以上入れておかななければならない。	
3	2	4	5	14	1	14.						3	2	4	5	14	1	14.							
						請負者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。												14.						受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。	
3	2	4	5	15	1	15.						3	2	4	5	15	1	15.							
						請負者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリート打設面より2 m以上コンクリート内に挿入しておかななければならない。												15.						受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリート打設面より2 m以上コンクリート内に挿入しておかななければならない。	
3	2	4	5	16	1	16.						3	2	4	5	16	1	16.							
						請負者は、全ての杭について、床掘り完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督職員に提出 するものとする 。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議 を行うものとする 。												16.						受注者は、全ての杭について、床掘り完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督職員に提出 しなければならない 。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議 しなければならない 。	
3	2	4	5	17	1	17.						3	2	4	5	17	1	17.							
						請負者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工にあたり、掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理しなければならない。												17.						受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工にあたり、掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理しなければならない。	
3	2	4	5	18	1	18.						3	2	4	5	18	1	18.							
						請負者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにしなければならない。												18.						受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにしなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	4	5	19	1	19.	請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	3	2	4	5	19	1	19.	受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、 <u>適正な処置</u> を行わなければならない。	
3	2	4	5	20	1	20.	請負者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について（環境庁告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	3	2	4	5	20	1	20.	受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について（環境省告示）、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	
3	2	4	5	21	1	21.	請負者は杭土処理を行うにあたり、適切な方法及び機械を用いて処理しなければならない。	3	2	4	5	21	1	21.	受注者は杭土処理を行うにあたり、適切な方法及び機械を用いて処理しなければならない。	
3	2	4	5	22	1	22.	請負者は、周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れのある場合には、あらかじめその調査・対策について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	4	5	22	1	22.	受注者は、周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れのある場合には、あらかじめその調査・対策について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	4	5	23	1	23.	請負者は、基礎杭施工時における泥水・油脂等が飛散しないようにしなければならない。	3	2	4	5	23	1	23.	受注者は、基礎杭施工時における泥水・油脂等が飛散しないようにしなければならない。	
3	2	4	6	0	1	2 - 4 - 6	深礎工	3	2	4	6	0	1	2 - 4 - 6	深礎工	
3	2	4	6	1	1	1.	請負者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合は、予備掘削を行いコンクリートはライナープレートと隙間無く打設しなければならない。	3	2	4	6	1	1	1.	受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合は、予備掘削を行いコンクリートはライナープレートと隙間無く打設しなければならない。	
3	2	4	6	2	1	2.	請負者は、深礎掘削を行うにあたり、常に鉛直を保持し支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは最小限にしなければならない。また、常に孔内の排水を行う <u>ものとする</u> 。	3	2	4	6	2	1	2.	受注者は、深礎掘削を行うにあたり、常に鉛直を保持し支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは最小限にしなければならない。また、常に孔内の排水を行う <u>なければならない</u> 。	
3	2	4	6	3	1	3.	請負者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、すみやかに孔底をコンクリートで覆 <u>うものとする</u> 。	3	2	4	6	3	1	3.	受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 <u>また、土留材は脱落、変形及び緩みのないよう組立てなければならない。</u> なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、すみやかに孔底をコンクリートで覆 <u>なければならない</u> 。	
3	2	4	6	4	1	4.	請負者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備 <u>および</u> 保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	3	2	4	6	4	1	4.	受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備 <u>及び</u> 保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	
3	2	4	6	5	1	5.	請負者は、コンクリート打設にあたっては、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。	3	2	4	6	5	1	5.	受注者は、コンクリート打設にあたっては、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。	
3	2	4	6	6	1	6.	請負者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。	3	2	4	6	6	1	6.	受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、 <u>適切な仮設計画のもとに所定の位置に堅固に組立てるとともに、</u> 曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。 <u>ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接をおこなってはならない。</u>	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文										改訂条文										改訂理由等														
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由										
3	2	4	6	7	1	7						7						3	2	4	6	7	1	7	鉄筋かごの継手は、重ね継手とする。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	4	6	7	1	7	軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手または機械式継手とする。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
3	2	4	6	8	1	8						8						3	2	4	6	8	1	8	請負者は、鉄筋かごの組立てにあたり、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとすること、山留め材を取り外す場合はあらかじめ主鉄筋の間隔、かぶりに十分な配慮がなされていることを確認しておかなければならない。	3	2	4	6	8	1	8	受注者は、鉄筋かごの組立てにあたり、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとすること、山留め材を取り外す場合はあらかじめ主鉄筋の間隔、かぶりに十分な配慮がなされていることを確認しておかなければならない。	
3	2	4	6	9	1	9						9						3	2	4	6	9	1	9	請負者は、土留め材と地山との間に生じた空隙部には、全長にわたって裏込注入をおこなわなければならない。なお、裏込注入材料が設計図書に示されていない場合には、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	4	6	9	1	9	受注者は、土留め材と地山との間に生じた空隙部には、全長にわたって裏込注入をおこなわなければならない。なお、裏込注入材料が設計図書に示されていない場合には、監督職員の承諾を得なければならない。	
3	2	4	6	10	1	10						10						3	2	4	6	10	1	10	裏込材注入圧力は、低圧(0.1N/mm2程度)とするが、これにより難い場合は、施工に先立って監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	4	6	10	1	10	裏込材注入圧力は、低圧(0.1N/mm2程度)とするが、これにより難い場合は、施工に先立って監督職員の承諾を得なければならない。	
3	2	4	6	11	1	11						11						3	2	4	6	11	1	11	請負者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	4	6	11	1	11	受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	4	6	12	1	12						12						3	2	4	6	12	1	12	請負者は、ライナープレートの組立にあたっては、偏心と歪みを出来るだけ小さくするようにしなければならない。	3	2	4	6	12	1	12	受注者は、ライナープレートの組立にあたっては、偏心と歪みを出来るだけ小さくするようにしなければならない。	
3	2	4	6	13	1	13						13						3	2	4	6	13	1	13	請負者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	3	2	4	6	13	1	13	受注者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	
3	2	4	6	14	1	14						14						3	2	4	6	14	1	14	請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処理を行わなければならない。	3	2	4	6	14	1	14	受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。	
3	2	4	7	0	1	2-4-7						2-4-7						3	2	4	7	0	1	2-4-7	オープンケーソン基礎工	3	2	4	7	0	1	2-4-7	オープンケーソン基礎工	
3	2	4	7	1	1	1						1						3	2	4	7	1	1	1	請負者は、オープンケーソンのコンクリート打込み、1ロットの長さ、ケーソン内の掘削方法、載荷方法等については、施工計画書に記載しなければならない。	3	2	4	7	1	1	1	受注者は、オープンケーソンのコンクリート打込み、1ロットの長さ、ケーソン内の掘削方法、載荷方法等については、施工計画書に記載しなければならない。	
3	2	4	7	2	1	2						2						3	2	4	7	2	1	2	請負者は、不等沈下を起こさないよう刃口金物据付けを行わなければならない。	3	2	4	7	2	1	2	受注者は、不等沈下を起こさないよう刃口金物据付けを行わなければならない。	
3	2	4	7	3	1	3						3						3	2	4	7	3	1	3	請負者は、オープンケーソンの1ロットのコンクリートが、水密かつ必要によっては気密な構造となるように、連続して打込まなければならない。	3	2	4	7	3	1	3	受注者は、オープンケーソンの1ロットのコンクリートが、水密かつ必要によっては気密な構造となるように、連続して打込まなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由				
3	2	4	7	4	1	4	3	2	4	7	4	4	3	2	4	7	4	1	4 . 請負者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	4 . 受注者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。		
3	2	4	7	5	1	5	3	2	4	7	5	1	5	3	2	4	7	5	1	5 . 請負者は、オープンケーソン基礎工の掘削沈下を行うにあたり、火薬類を使用する必要がある場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、火薬類の使用によってみだりに周辺地盤を乱さないようにしなければならない。	5 . 受注者は、オープンケーソン基礎工の掘削沈下を行うにあたり、火薬類を使用する必要がある場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、火薬類の使用によってみだりに周辺地盤を乱さないようにしなければならない。	
3	2	4	7	6	1	6	3	2	4	7	6	1	6	3	2	4	7	6	1	6 . 請負者は、オープンケーソンの沈下促進を行うにあたり、全面を均等に、中央部からできるだけ対称に掘り下げ、トランシット等で観測し移動や傾斜及び回転が生じないように、矯正しながら施工しなければならない。オープンケーソン施工長及び沈下量は、オープンケーソン外壁に刃口からの長さを記入し、これを観測し、急激な沈下を生じないように施工しなければならない。	6 . 受注者は、オープンケーソンの沈下促進を行うにあたり、全面を均等に、中央部からできるだけ対称に掘り下げ、トランシット等で観測し移動や傾斜及び回転が生じないように、矯正しながら施工しなければならない。オープンケーソン施工長及び沈下量は、オープンケーソン外壁に刃口からの長さを記入し、これを観測し、急激な沈下を生じないように施工しなければならない。	
3	2	4	7	7	1	7	3	2	4	7	7	1	7	3	2	4	7	7	1	7 . 請負者は、オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	7 . 受注者は、オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	4	7	8	1	8	3	2	4	7	8	1	8	3	2	4	7	8	1	8 . 請負者は、オープンケーソンの最終沈下直前の掘削にあたっては、刃口周辺部から中央部に向かって行き、中央部の深掘りは避けなければならない。	8 . 受注者は、オープンケーソンの最終沈下直前の掘削にあたっては、刃口周辺部から中央部に向かって行き、中央部の深掘りは避けなければならない。	
3	2	4	7	9	1	9	3	2	4	7	9	1	9	3	2	4	7	9	1	9 . 請負者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	9 . 受注者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	
3	2	4	7	10	1	10	3	2	4	7	10	1	10	3	2	4	7	10	1	10 . 請負者は、底版コンクリートを打込む前に刃口より上にある土砂を掘削しなければならない。さらに刃先下部の掘越した部分はコンクリートで埋戻さなければならない。また陸掘りの場合を除き、水中コンクリートは、オープンケーソン内の水位の変動がないことを確認したうえで、トレミー管またはコンクリートポンプ等を用いて打込むものとする。この場合、管の先端は常に打込まれたコンクリート中に貫入された状態にしておかななければならない。	10 . 受注者は、底版コンクリートを打込む前に刃口より上にある土砂を掘削しなければならない。さらに刃先下部の掘越した部分はコンクリートで埋戻さなければならない。また陸掘りの場合を除き、水中コンクリートは、オープンケーソン内の水位の変動がないことを確認したうえで、トレミー管またはコンクリートポンプ等を用いて打込むものとする。この場合、管の先端は常に打込まれたコンクリート中に貫入された状態にしておかななければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	4	7	11	1	11.						3	2	4	7	11	1	11.							
						請負者は、機械により掘削する場合には、作業中、オープンケーソンに衝撃を与えないようにしなければならない。												受注者は、機械により掘削する場合には、作業中、オープンケーソンに衝撃を与えないようにしなければならない。							
3	2	4	7	12	1	12.						3	2	4	7	12	1	12.							
						請負者は、底版コンクリート打込みの後、オープンケーソン内の湛水を排除してはならない。												受注者は、底版コンクリート打込みの後、オープンケーソン内の湛水を排除してはならない。							
3	2	4	7	13	1	13.						3	2	4	7	13	1	13.							
						請負者は、中詰充てんを施工するにあたり、オープンケーソン内の水位を保った状態で密実に行わなければならない。												受注者は、中詰充填を施工するにあたり、オープンケーソン内の水位を保った状態で密実に行わなければならない。							
3	2	4	7	14	1	14.						3	2	4	7	14	1	14.							
						請負者は、止水壁取壊しを行うにあたり、構造物本体及びオープンケーソンを損傷させないよう、壁内外の外力が釣り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない。												受注者は、止水壁取壊しを行うにあたり、構造物本体及びオープンケーソンを損傷させないよう、壁内外の外力が釣り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない。							
3	2	4	7	15	1	15.						3	2	4	7	15	1	15.							
						請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。												受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、 <u>適正な処置</u> を行わなければならない。							
3	2	4	8	0	1	2 - 4 - 8						3	2	4	8	0	1	2 - 4 - 8							
						ニューマチックケーソン基礎工												ニューマチックケーソン基礎工							
3	2	4	8	1	1	1.						3	2	4	8	1	1	1.							
						請負者は、ニューマチックケーソンのコンクリート打込み、1ロットの長さ、ケーソン内の掘削方法、載荷方法等については、施工計画書に記載しなければならない。												受注者は、ニューマチックケーソンのコンクリート打込み、1ロットの長さ、ケーソン内の掘削方法、載荷方法等については、施工計画書に記載しなければならない。							
3	2	4	8	2	1	2.						3	2	4	8	2	1	2.							
						請負者は、ニューマチックケーソンの1ロットのコンクリートが、水密かつ必要によっては気密な構造となるように、連続して打込まなければならない。												受注者は、ニューマチックケーソンの1ロットのコンクリートが、水密かつ必要によっては気密な構造となるように、連続して打込まなければならない。							
3	2	4	8	3	1	3.						3	2	4	8	3	1	3.							
						請負者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。												受注者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。							
3	2	4	8	4	1	4.						3	2	4	8	4	1	4.							
						通常安全施工上の面から、ニューマチックケーソン1基につき、作業員の出入りのためのマンロックと、材料の搬入搬出、掘削土砂の搬出のためのマテリアルロックの2本以上のシャフトが計画されるが、請負者は、1本のシャフトしか計画されていない場合で、施工計画の検討により、2本のシャフトを設置することが可能と判断されるときには、その設置方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。												通常安全施工上の面から、ニューマチックケーソン1基につき、作業員の出入りのためのマンロックと、材料の搬入搬出、掘削土砂の搬出のためのマテリアルロックの2本以上のシャフトが計画されるが、受注者は、1本のシャフトしか計画されていない場合で、施工計画の検討により、2本のシャフトを設置することが可能と判断されるときには、その設置方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。							
3	2	4	8	5	1	5.						3	2	4	8	5	1	5.							
						請負者は、ニューマチックケーソン沈下促進を行うにあたり、ケーソン自重、載荷荷重、摩擦抵抗の低減などにより行わなければならない。やむを得ず沈下促進に減圧沈下を併用する場合は、工事着手前に設計図書に関して監督職員の承諾を得るとともに、施工にあたってはケーソン本体及び近接構造物に障害を与えないようにしなければならない。												受注者は、ニューマチックケーソン沈下促進を行うにあたり、ケーソン自重、載荷荷重、摩擦抵抗の低減などにより行わなければならない。やむを得ず沈下促進に減圧沈下を併用する場合は、工事着手前に設計図書に関して監督職員の承諾を得るとともに、施工にあたってはケーソン本体及び近接構造物に障害を与えないようにしなければならない。							

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等												
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由
3	2	4	8	6	1	6	請負者は、掘削沈設を行うにあたり、施工状況、地質の状態などにより沈下関係図を適宜修正しながら行い、ニューマチックケーソンの移動傾斜及び回転を生じないように施工するとともに、急激な沈下を避けなければならない。	3	2	4	8	6	6	受注者は、掘削沈設を行うにあたり、施工状況、地質の状態などにより沈下関係図を適宜修正しながら行い、ニューマチックケーソンの移動傾斜及び回転を生じないように施工するとともに、急激な沈下を避けなければならない。										
3	2	4	8	7	1	7	請負者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	3	2	4	8	7	7	受注者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。										
3	2	4	8	8	1	8	請負者は、中埋コンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。	3	2	4	8	8	8	受注者は、中埋コンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。										
3	2	4	8	9	1	9	請負者は、中埋コンクリートを施工するにあたり、室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティの中埋コンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後24時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。	3	2	4	8	9	9	受注者は、中埋コンクリートを施工するにあたり、室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティの中埋コンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打込み、打込み後24時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。										
3	2	4	8	10	1	10	請負者は、刃口及び作業室天井スラブを構築するにあたり、砂セントルは全荷重に対して十分に堅固な構造としなければならない。	3	2	4	8	10	10	受注者は、刃口及び作業室天井スラブを構築するにあたり、砂セントルは全荷重に対して十分に堅固な構造としなければならない。										
3	2	4	8	11	1	11	請負者は、砂セントルを解体するにあたり、打設したコンクリートの圧縮強度が14N/mm ² 以上かつコンクリート打設後3日以上経過した後に行わなければならない。	3	2	4	8	11	11	受注者は、砂セントルを解体するにあたり、打設したコンクリートの圧縮強度が14N/mm ² 以上かつコンクリート打設後3日以上経過した後に行わなければならない。										
3	2	4	8	12	1	12	請負者は、止水壁取壊しを行うにあたり、構造物本体及びニューマチックケーソンを損傷させないように、壁内外の外力が釣り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない。	3	2	4	8	12	12	受注者は、止水壁取壊しを行うにあたり、構造物本体及びニューマチックケーソンを損傷させないように、壁内外の外力が釣り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない。										
3	2	4	8	13	1	13	請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散ないように、適正な処理を行わなければならない。	3	2	4	8	13	13	受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散ないように、適正な処置を行わなければならない。										
3	2	4	9	0	1	2 - 4 - 9	鋼管矢板基礎工	3	2	4	9	0	1	2 - 4 - 9	鋼管矢板基礎工									

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等			
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由	
3	2	4	9	1	1	1	1. 請負者は、鋼管矢板基礎工の施工においては、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。ただし、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。	3	2	4	9	1	1	1	1.	受注者は、鋼管矢板基礎工の施工においては、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。	
3	2	4	9	2	1	2	2. 請負者は、あらかじめ杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	3	2	4	9	2	1	2	2.	受注者は、あらかじめ杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	
3	2	4	9	3	1	3	3. プレボーリングの取扱いは、設計図書によらなければならない。	3	2	4	9	3	1	3	3.	プレボーリングの取扱いは、設計図書によらなければならない。	
3	2	4	9	4	1	4	4. 請負者は、鋼管矢板基礎工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補または取り替えなければならない。	3	2	4	9	4	1	4	4.	受注者は、鋼管矢板基礎工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補または取り替えなければならない。	
3	2	4	9	5	1	5	5. 請負者は、鋼管矢板の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定により、これを埋戻さなければならない。	3	2	4	9	5	1	5	5.	受注者は、鋼管矢板の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定により、これを埋戻さなければならない。	
3	2	4	9	6	1	6	6. 請負者は、鋼管矢板の施工にあたり、打込み方法、使用機械等については打込み地点の土質条件、立地条件、杭の種類に応じたものを選ばなければならない。	3	2	4	9	6	1	6	6.	受注者は、鋼管矢板の施工にあたり、打込み方法、使用機械等については打込み地点の土質条件、立地条件、杭の種類に応じたものを選ばなければならない。	
3	2	4	9	7	1	7	7. 請負者は、鋼管矢板の施工にあたり、設計図書に示された深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、設計図書に示された深度における支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	4	9	7	1	7	7.	受注者は、鋼管矢板の施工にあたり、設計図書に示された深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、設計図書に示された深度における支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	4	9	8	1	8	8. 請負者は、鋼管矢板の運搬、保管にあたっては、杭の表面、継手、開先部分などに損傷を与えないようにしなければならない。また矢板の断面特性を考慮して大きなたわみ、変形を生じないようにしなければならない。	3	2	4	9	8	1	8	8.	受注者は、鋼管矢板の運搬、保管にあたっては、杭の表面、継手、開先部分などに損傷を与えないようにしなければならない。また矢板の断面特性を考慮して大きなたわみ、変形を生じないようにしなければならない。	
3	2	4	9	9	1	9	9. 請負者は、杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止めなどを取り付ける時は、確実に施工しなければならない。	3	2	4	9	9	1	9	9.	受注者は、杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止めなどを取り付ける時は、確実に施工しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	4	9	10	1	10.	請負者は、鋼管矢板の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	4	9	10	1	10.	受注者は、鋼管矢板の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
3	2	4	9	11	1	11.	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。	3	2	4	9	11	1	11.	鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。	
3	2	4	9	11	2	(1)	請負者は、鋼管矢板の現場継手については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。	3	2	4	9	11	2	(1)	受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。	
3	2	4	9	11	3	(2)	請負者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヵ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。	3	2	4	9	11	3	(2)	受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヵ月以上の者に行わせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。	
3	2	4	9	11	4	(3)	請負者は、鋼管矢板の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、請負者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。	3	2	4	9	11	4	(3)	受注者は、鋼管矢板の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。	表現を整備局と整合
3	2	4	9	11	5	(4)	請負者は、鋼管矢板の溶接には直流または交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。	3	2	4	9	11	5	(4)	受注者は、鋼管矢板の溶接には直流または交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。	
3	2	4	9	11	6	(5)	請負者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36以上に予熱した場合は施工できるものとする。	3	2	4	9	11	6	(5)	受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36以上に予熱した場合は施工できるものとする。	
3	2	4	9	11	7	(6)	請負者は、鋼管矢板の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。	3	2	4	9	11	7	(6)	受注者は、鋼管矢板の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。	
3	2	4	9	11	8	(7)	請負者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表2-15の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行うものとする。	3	2	4	9	11	8	(7)	受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表2-16の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。	
3	2	4	9	11	9		表2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値	3	2	4	9	11	9		表2-16 現場円周溶接部の目違いの許容値	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	4	9	11	10	(8)	3	2	4	9	11	10	(8)	3	2	4	9	11	10						
						請負者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダーまたはガウジングなどで完全にはつりとり再溶接して補修しなければならない。																			
3	2	4	9	11	11	(9)	3	2	4	9	11	11	(9)	3	2	4	9	11	11						表現を整備局と整合
						請負者は、本項(7)及び(8)の当該記録を整備および保管し、監督職員の要請があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。																			
3	2	4	9	12	1	12.	3	2	4	9	12	1	12.	3	2	4	9	12	1						
						請負者は、鋼管矢板の打込みにあたり、導棒と導杭から成る導材を設置しなければならない。導材は、打込み方法に適した形状で、かつ堅固なものとする。																			
3	2	4	9	13	1	13.	3	2	4	9	13	1	13.	3	2	4	9	13	1						
						請負者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導棒のマーキング位置に鋼管矢板を設置し、トランシットで2方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。請負者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。																			
3	2	4	9	14	1	14.	3	2	4	9	14	1	14.	3	2	4	9	14	1						
						請負者は、鋼管矢板打込み後、頂部の処置については設計図書によるものとする。																			
3	2	4	9	15	1	15.	3	2	4	9	15	1	15.	3	2	4	9	15	1						
						請負者は、鋼管矢板の継手管内は、ウォータージェットなどにより排土し、設計図書の定めによる中詰材を直ちに充填しなければならない。																			
3	2	4	9	16	1	16.	3	2	4	9	16	1	16.	3	2	4	9	16	1						
						請負者は、鋼管矢板の掘削を行うにあたっては、鋼管矢板及び支保等に衝撃を与えないようにしなければならない。																			
3	2	4	9	17	1	17.	3	2	4	9	17	1	17.	3	2	4	9	17	1						
						請負者は、鋼管矢板本体部の中詰コンクリートの打込みに先立ち、鋼管矢板本体部の土砂等を取り除かなければならない。																			
3	2	4	9	18	1	18.	3	2	4	9	18	1	18.	3	2	4	9	18	1						
						請負者は、鋼管矢板基礎工の中詰コンクリートの打込みにおいては、材料分離を生じさせないように施工しなければならない。																			
3	2	4	9	19	1	19.	3	2	4	9	19	1	19.	3	2	4	9	19	1						
						請負者は、底盤コンクリートの打込みに先立ち、鋼管矢板表面に付着している土砂等の掃除を行い、これを取り除かなければならない。																			

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	4	9	20	1	20.	請負者は、鋼管矢板本体に頂版接合部材を溶接する方式の場合は、鋼管矢板表面の泥土、水分、油、さび等の溶接に有害なものを除去するとともに、排水及び換気に配慮して行わなければならない。	3	2	4	9	20	1	20.	受注者は、鋼管矢板本体に頂版接合部材を溶接する方式の場合は、鋼管矢板表面の泥土、水分、油、さび等の溶接に有害なものを除去するとともに、排水及び換気に配慮して行わなければならない。	
3	2	4	9	21	1	21.	請負者は、鋼管矢板基礎工の頂版コンクリートの打込みに先立ち、鋼管矢板表面及び頂版接合部材に付着している土砂等の掃除を行い、これを取り除かなければならない。	3	2	4	9	21	1	21.	受注者は、鋼管矢板基礎工の頂版コンクリートの打込みに先立ち、鋼管矢板表面及び頂版接合部材に付着している土砂等の掃除を行い、これを取り除かなければならない。	
3	2	4	9	22	1	22.	請負者は、鋼管矢板基礎工の仮締切り兼用方式の場合、頂版・躯体完成後の仮締切部鋼管矢板の切断にあたっては、設計図書及び施工計画書に示す施工方法・施工順序に従い、躯体に悪影響を及ぼさないように行わなければならない。	3	2	4	9	22	1	22.	受注者は、鋼管矢板基礎工の仮締切り兼用方式の場合、頂版・躯体完成後の仮締切部鋼管矢板の切断にあたっては、設計図書及び施工計画書に示す施工方法・施工順序に従い、躯体に悪影響を及ぼさないように行わなければならない。	
3	2	4	9	23	1	23.	請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処理を行わなければならない。	3	2	4	9	23	1	23.	受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。	
3	2	4	9	24	1	24.	請負者は、鋼管矢板基礎工の間詰コンクリートの施工にあたり、腹起しと鋼管矢板の隙間に密実に充てんしなければならない。	3	2	4	9	24	1	24.	受注者は、鋼管矢板基礎工の間詰コンクリートの施工にあたり、腹起しと鋼管矢板の隙間に密実に充填しなければならない。	
3	2	4	9	25	1	25.	請負者は、鋼管矢板基礎工の間詰コンクリートの撤去にあたっては、鋼管矢板への影響を避け、この上でコンクリート片等が残留しないように行わなければならない。	3	2	4	9	25	1	25.	受注者は、鋼管矢板基礎工の間詰コンクリートの撤去にあたっては、鋼管矢板への影響を避け、この上でコンクリート片等が残留しないように行わなければならない。	
3	2	5	0	0	1	第5節	石・ブロック積(張)工	3	2	5	0	0	1	第5節	石・ブロック積(張)工	
3	2	5	1	0	1	2-5-1	一般事項	3	2	5	1	0	1	2-5-1	一般事項	
3	2	5	1	1	1	1.	本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。	3	2	5	1	1	1	1.	本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工(床掘り・埋戻し)、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。	
3	2	5	1	2	1	2.	請負者は、石・ブロック積(張)工の施工に先立ち、石・ブロックに付着したごみ、泥等の汚物を取り除かなければならない。	3	2	5	1	2	1	2.	受注者は、石・ブロック積(張)工の施工に先立ち、石・ブロックに付着したごみ、泥等の汚物を取り除かなければならない。	
3	2	5	1	3	1	3.	請負者は、石・ブロック積(張)工の施工にあたっては、等高を保ちながら積み上げなければならない。	3	2	5	1	3	1	3.	受注者は、石・ブロック積(張)工の施工にあたっては、等高を保ちながら積み上げなければならない。	
3	2	5	1	4	1	4.	請負者は、コンクリートブロック工及び石積(張)工の水抜き孔を設計図書に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合には、2%程度の勾配で設置しなければならない。	3	2	5	1	4	1	4.	受注者は、コンクリートブロック工及び石積(張)工の水抜き孔を設計図書に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合には、2%程度の勾配で設置しなければならない。	
3	2	5	1	4	2		なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	5	1	4	2		なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	5	1	5	1	5.	請負者は、コンクリートブロック工及び石積(張)工の施工にあたり、設計図書に示されていない場合は谷積としなければならない。	3	2	5	1	5	1	5.	受注者は、コンクリートブロック工及び石積(張)工の施工にあたり、設計図書に示されていない場合は谷積としなければならない。	
3	2	5	1	5	2		図2-4 谷積	3	2	5	1	5	2		図2-4 谷積	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由	
3	2	5	1	6	1	6	3	2	5	1	6	1	6	6 .		
						請負者は、裏込めに割ぐり石を使用する場合は、クラッシュラン等で間隙を充填しなければならない。								6 .	受注者は、裏込めに割ぐり石を使用する場合は、クラッシュラン等で間隙を充填しなければならない。	
3	2	5	1	7	1	7	3	2	5	1	7	1	7	7 .		
						請負者は、端末部及び曲線部等で間隙が生じる場合は、半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合は、コンクリート等を用いて施工しなければならない。								7 .	受注者は、端末部及び曲線部等で間隙が生じる場合は、半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合は、コンクリート等を用いて施工しなければならない。	
3	2	5	1	8	1	8	3	2	5	1	8	1	8	8 .		
						請負者は、端部保護ブロック及び天端コンクリートの施工にあたっては、裏込め材の流出、地山の漏水や浸食等が生じないようにしなければならない。								8 .	受注者は、端部保護ブロック及び天端コンクリートの施工にあたっては、裏込め材の流出、地山の漏水や浸食等が生じないようにしなければならない。	
3	2	5	1	9	1	9	3	2	5	1	9	1	9	9 .		
						請負者は、石・ブロック積(張)工の基礎の施工にあたっては、沈下、壁面の変形などの石・ブロック積(張)工の安定に影響が生じないようにしなければならない。								9 .	受注者は、石・ブロック積(張)工の基礎の施工にあたっては、沈下、壁面の変形などの石・ブロック積(張)工の安定に影響が生じないようにしなければならない。	
3	2	5	2	0	1	2 - 5 - 2	3	2	5	2	0	1	2 - 5 - 2			
						作業土工(床掘り・埋戻し)									作業土工(床掘り・埋戻し)	
3	2	5	2	1	1		3	2	5	2	1	1				
						作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。									作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
3	2	5	3	0	1	2 - 5 - 3	3	2	5	3	0	1	2 - 5 - 3			
						コンクリートブロック工									コンクリートブロック工	
3	2	5	3	1	1	1 .	3	2	5	3	1	1	1 .			
						コンクリートブロック工とは、コンクリートブロック積、コンクリートブロック張り、連節ブロック張り及び天端保護ブロックをいうものとする。									コンクリートブロック工とは、コンクリートブロック積、コンクリートブロック張り、連節ブロック張り及び天端保護ブロックをいうものとする。	
3	2	5	3	2	1	2 .	3	2	5	3	2	1	2 .			
						コンクリートブロック積とは、プレキャストコンクリートブロックによって練積されたもので、法勾配が1 : 1より急なものをいうものとする。									コンクリートブロック積とは、プレキャストコンクリートブロックによって練積されたもので、法勾配が1 : 1より急なものをいうものとする。	
3	2	5	3	2	2		3	2	5	3	2	2				
						コンクリートブロック張りとは、プレキャストブロックを法面に張りつけた、法勾配が1 : 1若しくは1 : 1よりゆるやかなものをいうものとする。									コンクリートブロック張りとは、プレキャストブロックを法面に張りつけた、法勾配が1 : 1若しくは1 : 1よりゆるやかなものをいうものとする。	
3	2	5	3	3	1	3 .	3	2	5	3	3	1	3 .			
						請負者は、コンクリートブロック張りの施工に先立って、砕石、割ぐり石またはクラッシュランを敷均し、締固めを行わなければならない。また、ブロックは凹凸なく張込まなければならない。									受注者は、コンクリートブロック張りの施工に先立って、砕石、割ぐり石またはクラッシュランを敷均し、締固めを行わなければならない。また、ブロックは凹凸なく張込まなければならない。	
3	2	5	3	4	1	4 .	3	2	5	3	4	1	4 .			
						請負者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に著しい空けきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。									受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に著しい空けきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	
3	2	5	3	5	1	5 .	3	2	5	3	5	1	5 .			
						請負者は、コンクリートブロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ尻がいを用いて固定し、胴込めコンクリートを充填した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。									受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ尻がいを用いて固定し、胴込めコンクリートを充填した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
3	2	5	3	6	1	6	請負者は、コンクリートブロック工の練積における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	5	3	6	1	6	受注者は、コンクリートブロック工の練積における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	5	3	7	1	7	請負者は、コンクリートブロック工の練積または練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	5	3	7	1	7	受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	5	3	8	1	8	請負者は、コンクリートブロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、 <u>設計図書に関して監督職員の承諾を得なければ、モルタル目地を塗ってはならない。</u>	3	2	5	3	8	1	8	受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、 <u>モルタル目地を塗る場合に、あらかじめ、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</u>	
3	2	5	3	8	2		図2-5 コンクリートブロック工	3	2	5	3	8	2		図2-5 コンクリートブロック工	
3	2	5	3	9	1	9	請負者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければならない。また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように <u>施工するものとする。</u>	3	2	5	3	9	1	9	受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければならない。また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように <u>施工しなければならない。</u>	
3	2	5	3	10	1	10	請負者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、ブロックの目地詰めには、空隙を生じないように目地材を充てんし、表面を平滑に仕上げなければならない。	3	2	5	3	10	1	10	受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、ブロックの目地詰めには、空隙を生じないように目地材を充てんし、表面を平滑に仕上げなければならない。	
3	2	5	3	11	1	11	請負者は、連節ブロックの連結材の接合方法について、あらかじめ施工計画書に記載しなければならない。	3	2	5	3	11	1	11	受注者は、連節ブロックの連結材の接合方法について、あらかじめ施工計画書に記載しなければならない。	
3	2	5	4	0	1	2-5-4	緑化ブロック工	3	2	5	4	0	1	2-5-4	緑化ブロック工	
3	2	5	4	1	1	1	請負者は、緑化ブロック基礎のコンクリートは設計図書に記載されている打継目地以外には打継目地なしに一体となるように、打設しなければならない。	3	2	5	4	1	1	1	受注者は、緑化ブロック基礎のコンクリートは設計図書に記載されている打継目地以外には打継目地なしに一体となるように、打設しなければならない。	
3	2	5	4	2	1	2	請負者は、緑化ブロック積の施工にあたり、各ブロックのかみ合わせを確実に行わなければならない。	3	2	5	4	2	1	2	受注者は、緑化ブロック積の施工にあたり、各ブロックのかみ合わせを確実に行わなければならない。	
3	2	5	4	3	1	3	請負者は、緑化ブロック積の施工にあたり、緑化ブロックと地山の間に空隙が生じないように裏込めを行い、1段ごとに締固めなければならない。	3	2	5	4	3	1	3	受注者は、緑化ブロック積の施工にあたり、緑化ブロックと地山の間に空隙が生じないように裏込めを行い、1段ごとに締固めなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	5	4	4	1	4	請負者は、工事完了引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完了引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、請負者の負担において再度施工しなければならない。	3	2	5	4	4	1	4	受注者は、工事完成引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完了引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、受注者の負担において再度施工しなければならない。	
3	2	5	5	0	1	2 - 5 - 5	石積（張）工	3	2	5	5	0	1	2 - 5 - 5	石積（張）工	
3	2	5	5	1	1	1	請負者は、石積（張）工の基礎の施工にあたり、使用する石のうち大きな石を根石とするなど、安定性を損なわないように据付けなければならない。	3	2	5	5	1	1	1	受注者は、石積（張）工の基礎の施工にあたり、使用する石のうち大きな石を根石とするなど、安定性を損なわないように据付けなければならない。	
3	2	5	5	2	1	2	請負者は、石積（張）工の施工に先立って、砕石、割ぐり石またはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。	3	2	5	5	2	1	2	受注者は、石積（張）工の施工に先立って、砕石、割ぐり石またはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。	
3	2	5	5	3	1	3	請負者は、石積工の施工における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておくものとする。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	5	5	3	1	3	受注者は、石積工の施工における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておくものとする。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工	3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工	
3	2	6	1	0	1	2 - 6 - 1	一般事項	3	2	6	1	0	1	2 - 6 - 1	一般事項	
3	2	6	1	1	1	1	本節は、一般舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、アスファルト舗装補修工、コンクリート舗装補修工その他これらに類する工種について定める。	3	2	6	1	1	1	1	本節は、一般舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、アスファルト舗装補修工、コンクリート舗装補修工その他これらに類する工種について定める。	
3	2	6	1	2	1	2	下層路盤の築造工法は、粒状路盤工法、セメント安定処理工法、及び石灰安定処理工法を標準とするものとする。	3	2	6	1	2	1	2	下層路盤の築造工法は、粒状路盤工法、セメント安定処理工法、及び石灰安定処理工法を標準とするものとする。	
3	2	6	1	3	1	3	上層路盤の築造工法は、粒度調整工法、セメント安定処理工法、石灰安定処理工法、瀝青安定処理工法、セメント・瀝青安定処理工法を標準とするものとする。	3	2	6	1	3	1	3	上層路盤の築造工法は、粒度調整工法、セメント安定処理工法、石灰安定処理工法、瀝青安定処理工法、セメント・瀝青安定処理工法を標準とするものとする。	
3	2	6	1	4	1	4	請負者は、路盤の施工に先立って、路床面または下層路盤面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。	3	2	6	1	4	1	4	受注者は、路盤の施工に先立って、路床面または下層路盤面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。	
3	2	6	1	5	1	5	請負者は、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	6	1	5	1	5	受注者は、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	6	2	0	1	2 - 6 - 2	材料	3	2	6	2	0	1	2 - 6 - 2	材料	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
3	2	6	2	1	1		1. 舗装工で使用する材料については、以下の各規定によらなければならない。舗装工で使用する材料については、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。	3	2	6	2	1	1		1. 舗装工で使用する材料については、以下の各規定によらなければならない。舗装工で使用する材料については、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。	
3	2	6	2	2	1		2. 舗装工で以下の材料を使用する場合の品質は、設計図書による。	3	2	6	2	2	1		2. 舗装工で以下の材料を使用する場合の品質は、設計図書による。	
3	2	6	2	2	2		(1) 半たわみ性舗装工で使用する浸透用セメントミルク及び混合物	3	2	6	2	2	2		(1) 半たわみ性舗装工で使用する浸透用セメントミルク及び混合物	
3	2	6	2	2	3		(2) グースアスファルト混合物	3	2	6	2	2	3		(2) グースアスファルト混合物	
3	2	6	2	3	1		3. 請負者は、設計図書によりポーラスアスファルト混合物の配合設計を行わなければならない。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料については、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	2	3	1		3. 受注者は、設計図書によりポーラスアスファルト混合物の配合設計を行わなければならない。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料については、監督職員の承諾を得なければならない。	
3	2	6	2	4	1		4. 請負者は、舗設に先だって決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。	3	2	6	2	4	1		4. 受注者は、舗設に先だって決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。	
3	2	6	2	5	1		5. 請負者は、本条4項で修正した配合によって製造した混合物の最初の1日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督職員の承諾を得て現場配合を決定しなければならない。	3	2	6	2	5	1		5. 受注者は、本条4項で修正した配合によって製造した混合物の最初の1日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督職員の承諾を得て現場配合を決定しなければならない。	
3	2	6	2	6	1		6. 橋面防水層の品質規格試験方法は、「道路橋床版防水便覧第4章4.2照査」（日本道路協会、平成19年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	2	6	1		6. 橋面防水層の品質規格試験方法は、「道路橋床版防水便覧第4章4.2照査」（日本道路協会、平成19年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
3	2	6	3	0	1	2-6-3	アスファルト舗装の材料	3	2	6	3	0	1	2-6-3	アスファルト舗装の材料	
3	2	6	3	1	1		1. アスファルト舗装工に使用する材料について、以下は設計図書によらなければならない。	3	2	6	3	1	1		1. アスファルト舗装工に使用する材料について、以下は設計図書によらなければならない。	
3	2	6	3	1	2		(1) 粒状路盤材、粒度調整路盤材、セメント安定処理に使用するセメント、石灰安定処理に使用する石灰、加熱アスファルト安定処理・セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材、加熱アスファルト安定処理に使用するアスファルト、表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類	3	2	6	3	1	2		(1) 粒状路盤材、粒度調整路盤材、セメント安定処理に使用するセメント、石灰安定処理に使用する石灰、加熱アスファルト安定処理・セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材、加熱アスファルト安定処理に使用するアスファルト、表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類	
3	2	6	3	1	3		(2) セメント安定処理・石灰安定処理・加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径と品質	3	2	6	3	1	3		(2) セメント安定処理・石灰安定処理・加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径と品質	
3	2	6	3	1	4		(3) 粒度調整路盤材の最大粒径	3	2	6	3	1	4		(3) 粒度調整路盤材の最大粒径	
3	2	6	3	1	5		(4) 石粉以外のフィラーの品質	3	2	6	3	1	5		(4) 石粉以外のフィラーの品質	
3	2	6	3	2	1		2. 請負者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。なお、上記以外の場合においては、以下による。	3	2	6	3	2	1		2. 受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。なお、上記以外の場合においては、以下による。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由
3	2	6	3	3	1	3	2	6	3	3	1	3	2	6	3	3	1	
					3.						3.						3.	
3	2	6	3	3	2	3	2	6	3	3	2	3	2	6	3	3	2	
					(1)						(1)						(1)	
3	2	6	3	3	3	3	2	6	3	3	3	3	2	6	3	3	3	
					(2)						(2)						(2)	
3	2	6	3	3	4	3	2	6	3	3	4	3	2	6	3	3	4	
					(3)						(3)						(3)	
3	2	6	3	4	1	3	2	6	3	4	1	3	2	6	3	4	1	
					4.						4.						4.	
3	2	6	3	4	2	3	2	6	3	4	2	3	2	6	3	4	2	
					(1)						(1)						(1)	
3	2	6	3	4	3	3	2	6	3	4	3	3	2	6	3	4	3	
					(2)						(2)						(2)	
3	2	6	3	5	1	3	2	6	3	5	1	3	2	6	3	5	1	
					5.						5.						5.	
3	2	6	3	5	2	3	2	6	3	5	2	3	2	6	3	5	2	
					(1)						(1)						(1)	
3	2	6	3	5	3	3	2	6	3	5	3	3	2	6	3	5	3	
					(2)						(2)						(2)	
3	2	6	3	5	4	3	2	6	3	5	4	3	2	6	3	5	4	
					(3)						(3)						(3)	
3	2	6	3	5	5	3	2	6	3	5	5	3	2	6	3	5	5	
3	2	6	3	6	1	3	2	6	3	6	1	3	2	6	3	6	1	
					6.						6.						6.	
3	2	6	3	6	2	3	2	6	3	6	2	3	2	6	3	6	2	
					(1)						(1)						(1)	
3	2	6	3	6	3	3	2	6	3	6	3	3	2	6	3	6	3	
					(2)						(2)						(2)	
3	2	6	3	7	1	3	2	6	3	7	1	3	2	6	3	7	1	
					7.						7.						7.	
3	2	6	3	7	2	3	2	6	3	7	2	3	2	6	3	7	2	
					(1)						(1)						(1)	
3	2	6	3	7	3	3	2	6	3	7	3	3	2	6	3	7	3	
					(2)						(2)						(2)	
3	2	6	3	8	1	3	2	6	3	8	1	3	2	6	3	8	1	
					8.						8.						8.	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由				
3	2	6	3	8	2	(1)	3	2	6	3	8	2	(1)	3	2	6	3	8	2	下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表2-16の規格に適合するものとする。	下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表2-17の規格に適合するものとする。	
3	2	6	3	8	3		3	2	6	3	8	3		3	2	6	3	8	3	表2-16 下層路盤の品質規格	表2-17 下層路盤の品質規格	
3	2	6	3	9	1	9.	3	2	6	3	9	1	9.	3	2	6	3	9	1	上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。	上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。	
3	2	6	3	9	2	(1)	3	2	6	3	9	2	(1)	3	2	6	3	9	2	粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、砕石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表2-17、表2-18、表2-19の規格に適合するものとする。	粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、砕石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表2-18、表2-19、表2-20の規格に適合するものとする。	
3	2	6	3	9	3		3	2	6	3	9	3		3	2	6	3	9	3	表2-17 上層路盤の品質規格	表2-18 上層路盤の品質規格	
3	2	6	3	9	4		3	2	6	3	9	4		3	2	6	3	9	4	表2-18 上層路盤の品質規格	表2-19 上層路盤の品質規格	
3	2	6	3	9	5		3	2	6	3	9	5		3	2	6	3	9	5	表2-19 上層路盤の品質規格	表2-20 上層路盤の品質規格	
3	2	6	3	9	6	(2)	3	2	6	3	9	6	(2)	3	2	6	3	9	6	粒度調整路盤材の粒度範囲は、表2-20の規格に適合するものとする。	粒度調整路盤材の粒度範囲は、表2-21の規格に適合するものとする。	
3	2	6	3	9	7		3	2	6	3	9	7		3	2	6	3	9	7	表2-20 粒度調整路盤材の粒度範囲	表2-21 粒度調整路盤材の粒度範囲	
3	2	6	3	10	1	10.	3	2	6	3	10	1	10.	3	2	6	3	10	1	上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、第2編2-3-6安定材の舗装用石油アスファルトの規格のうち、100~120を除く40~60、60~80及び80~100の規格に適合するものとする。	上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、第2編2-3-6安定材の舗装用石油アスファルトの規格のうち、100~120を除く40~60、60~80及び80~100の規格に適合するものとする。	
3	2	6	3	11	1	11.	3	2	6	3	11	1	11.	3	2	6	3	11	1	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表2-21、表2-22の規格に適合するものとする。	加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表2-22、表2-23の規格に適合するものとする。	
3	2	6	3	11	2		3	2	6	3	11	2		3	2	6	3	11	2	表2-21 鉄鋼スラグの品質規格	表2-22 鉄鋼スラグの品質規格	
3	2	6	3	11	3		3	2	6	3	11	3		3	2	6	3	11	3	表2-22 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	表2-23 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	
3	2	6	3	12	1	12.	3	2	6	3	12	1	12.	3	2	6	3	12	1	請負者は、セメント及び石灰安定処理に用いる水に油、酸、強いアルカリ、有機物等を有害含有量を含んでいない清浄なものを使用しなければならない。	受注者は、セメント及び石灰安定処理に用いる水に油、酸、強いアルカリ、有機物等を有害含有量を含んでいない清浄なものを使用しなければならない。	
3	2	6	3	13	1	13.	3	2	6	3	13	1	13.	3	2	6	3	13	1	アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、第2編2-3-6安定材に示す100~120を除く40~60、60~80、80~100の規格に適合するものとする。	アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、第2編2-3-6安定材に示す100~120を除く40~60、60~80及び80~100の規格に適合するものとする。	
3	2	6	3	14	1	14.	3	2	6	3	14	1	14.	3	2	6	3	14	1	請負者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、以下の各規定に従わなければならない。	受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、以下の各規定に従わなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由				
3	2	6	3	14	2	(1)	3	2	6	3	14	2	(1)	3	2	6	3	14	2			
						請負者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に監督職員の承諾を得なければならない。																
3	2	6	3	14	3	(2)	3	2	6	3	14	3	(2)	3	2	6	3	14	3			
						再生加熱アスファルト混合物の再生用添加剤は、アスファルト系または、石油潤滑油系とする。																
3	2	6	3	15	1	15.	3	2	6	3	15	1	15.	3	2	6	3	15	1			
						再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧による。																
3	2	6	3	16	1	16.	3	2	6	3	16	1	16.	3	2	6	3	16	1			
						剥離防止対策																
3	2	6	3	16	2	(1)	3	2	6	3	16	2	(1)	3	2	6	3	16	2			
						フィラーの一部に消石灰やセメントを用いる場合は、その使用量は、アスファルト混合物全質量に対して1～3%を標準とする。																
3	2	6	3	16	3	(2)	3	2	6	3	16	3	(2)	3	2	6	3	16	3			
						剥離防止剤を用いる場合は、その使用量は、アスファルト全質量に対して0.3%以上とする。																
3	2	6	3	17	1	17.	3	2	6	3	17	1	17.	3	2	6	3	17	1			
						アスファルト舗装の基層及び表層に使用する骨材は、碎石、玉砕、砂利、製鋼スラグ、砂及び再生骨材とするものとする。																
3	2	6	3	18	1	18.	3	2	6	3	18	1	18.	3	2	6	3	18	1			
						アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、またはそれらを混合したものとする。																
3	2	6	3	19	1	19.	3	2	6	3	19	1	19.	3	2	6	3	19	1			
						アスファルト舗装の基層及び表層に使用するフィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュ等とするものとする。																
3	2	6	3	20	1	20.	3	2	6	3	20	1	20.	3	2	6	3	20	1			
						アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。																
3	2	6	3	20	2	(1)	3	2	6	3	20	2	(1)	3	2	6	3	20	2			
						アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表2-23、2-24の規格に適合するものとする。																
3	2	6	3	20	3	(2)	3	2	6	3	20	3	(2)	3	2	6	3	20	3			
						密粒度アスファルト混合物の骨材の最大粒径は車道部20mm、歩道部及び車道部のすりつけ舗装は20mmまたは13mmとする。																
3	2	6	3	20	4	(3)	3	2	6	3	20	4	(3)	3	2	6	3	20	4			
						アスカーブの材料については設計図書によらなければならない。																
3	2	6	3	21	1	21.	3	2	6	3	21	1	21.	3	2	6	3	21	1			
						表2-23、2-24に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によるものとする。																
3	2	6	3	21	2		3	2	6	3	21	2		3	2	6	3	21	2			
						表2-23 マーシャル安定度試験基準値																

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	6	3	21	3		表 2 - 24 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	3	2	6	3	21	3		表 2 - 24 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	
3	2	6	3	22	1	22.	プライムコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) の P K - 3 の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	22	1	22.	プライムコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) の P K - 3 の規格に適合するものとする。	
3	2	6	3	23	1	23.	タックコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) の P K - 4 の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	23	1	23.	タックコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) の P K - 4 の規格に適合するものとする。	
3	2	6	4	0	2	2 - 6 - 4	コンクリート舗装の材料	3	2	6	4	0	2	2 - 6 - 4	コンクリート舗装の材料	
3	2	6	4	1	1	1.	コンクリート舗装工で使用する材料について、以下は設計図書によるものとする。	3	2	6	4	1	1	1.	コンクリート舗装工で使用する材料について、以下は設計図書によるものとする。	
3	2	6	4	1	2	(1)	アスファルト中間層を施工する場合のアスファルト混合物の種類	3	2	6	4	1	2	(1)	アスファルト中間層を施工する場合のアスファルト混合物の種類	
3	2	6	4	2	3	(2)	転圧コンクリート舗装の使用材料	3	2	6	4	2	3	(2)	転圧コンクリート舗装の使用材料	
3	2	6	4	2	1	2.	コンクリート舗装工で使用する以下の材料等は、第3編 2 - 6 - 3 アスファルト舗装の材料の規格に適合するものとする。	3	2	6	4	2	1	2.	コンクリート舗装工で使用する以下の材料等は、第3編 2 - 6 - 3 アスファルト舗装の材料の規格に適合するものとする。	
3	2	6	4	2	2	(1)	上層・下層路盤の骨材	3	2	6	4	2	2	(1)	上層・下層路盤の骨材	
3	2	6	4	2	3	(2)	セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理に使用する材料及び加熱アスファルト安定処理のアスファルト混合物	3	2	6	4	2	3	(2)	セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理に使用する材料及び加熱アスファルト安定処理のアスファルト混合物	
3	2	6	4	3	1	3.	コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、設計図書に示す場合を除き、材齢28日において求めた曲げ強度で4.5MPaとするものとする。	3	2	6	4	3	1	3.	コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、設計図書に示す場合を除き、材齢28日において求めた曲げ強度で4.5MPaとするものとする。	
3	2	6	4	4	1	4.	転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す場合を除き、 <u>L</u> 、 <u>A</u> 及び <u>B交通</u> においては4.5MPa、また <u>C交通</u> においては5MPaとするものとする。	3	2	6	4	4	1	4.	転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す場合を除き、 <u>交通量区分N3</u> 、 <u>N4</u> 及び <u>N5</u> においては4.5MPa、また <u>N6</u> においては5MPaとするものとする。	
3	2	6	5	0	1	2 - 6 - 5	舗装準備工	3	2	6	5	0	1	2 - 6 - 5	舗装準備工	
3	2	6	5	1	1	1.	<u>請負者</u> は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って、上層路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない。	3	2	6	5	1	1	1.	<u>受注者</u> は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って、上層路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない。	
3	2	6	5	2	1	2.	<u>請負者</u> は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面または基層面の異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	6	5	2	1	2.	<u>受注者</u> は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面または基層面の異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	6	5	3	1	3	2	6	5	3	1	3	2	6	5	3	1	3	2	6	5	3	1		
3	2	6	6	0	1	2 - 6 - 6	3	2	6	6	0	1	3	2	6	6	0	1	3	2	6	6	0	1	
3	2	6	6	1	1	1 .	3	2	6	6	1	1	3	2	6	6	1	1	3	2	6	6	1	1	
3	2	6	6	2	1	2 .	3	2	6	6	2	1	3	2	6	6	2	1	3	2	6	6	2	1	
3	2	6	6	3	1	3 .	3	2	6	6	3	1	3	2	6	6	3	1	3	2	6	6	3	1	
3	2	6	6	4	1	4 .	3	2	6	6	4	1	3	2	6	6	4	1	3	2	6	6	4	1	
3	2	6	6	5	1	5 .	3	2	6	6	5	1	3	2	6	6	5	1	3	2	6	6	5	1	
3	2	6	7	0	1	2 - 6 - 7	3	2	6	7	0	1	3	2	6	7	0	1	3	2	6	7	0	1	
3	2	6	7	1	1	1 .	3	2	6	7	1	1	3	2	6	7	1	1	3	2	6	7	1	1	
3	2	6	7	1	2	(1)	3	2	6	7	1	2	3	2	6	7	1	2	3	2	6	7	1	2	
3	2	6	7	1	3	(2)	3	2	6	7	1	3	3	2	6	7	1	3	3	2	6	7	1	3	
3	2	6	7	1	4		3	2	6	7	1	4	3	2	6	7	1	4	3	2	6	7	1	4	表現を整備局と整合
3	2	6	7	2	1	2 .	3	2	6	7	2	1	3	2	6	7	2	1	3	2	6	7	2	1	
3	2	6	7	2	2	(1)	3	2	6	7	2	2	3	2	6	7	2	2	3	2	6	7	2	2	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	6	7	2	3	(2)	3	2	6	7	2	3	(2)						
						請負者は、粒度調整路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が15cm以下を標準とし、敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を20cmとすることができるものとする。													
3	2	6	7	2	4	(3)	3	2	6	7	2	4	(3)						
						請負者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固めなければならない。													
3	2	6	7	3	1	3.	3	2	6	7	3	1	3.						
						請負者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。													
3	2	6	7	3	2	(1)	3	2	6	7	3	2	(1)						
						安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によらなければならない。													
3	2	6	7	3	3	(2)	3	2	6	7	3	3	(2)						
						請負者は、施工に先だって、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。													
3	2	6	7	3	4	(3)	3	2	6	7	3	4	(3)						
						セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表2-25の規格による。													
3	2	6	7	3	5		3	2	6	7	3	5							
						ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。													
3	2	6	7	3	6		3	2	6	7	3	6							
						表2-25 安定処理路盤の品質規格													
3	2	6	7	3	7	(4)	3	2	6	7	3	7							
						監督職員の承諾したセメント量及び石灰量と、設計図書に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、契約変更を行わないものとする。													
3	2	6	7	3	8	(5)	3	2	6	7	3	8	(4)						
						請負者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。													
3	2	6	7	3	9	(6)	3	2	6	7	3	9	(5)						
						請負者は、監督職員が承諾した場合以外は、気温5以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。													

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由				
3	2	6	7	3	10	(7)	3	2	6	7	3	10	(6)	3	2	6	7	3	10			
						請負者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。																
3	2	6	7	3	11	(8)	3	2	6	7	3	11	(7)	3	2	6	7	3	11			
						請負者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。																
3	2	6	7	3	12	(9)	3	2	6	7	3	12	(8)	3	2	6	7	3	12			
						請負者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。																
3	2	6	7	3	13	(10)	3	2	6	7	3	13	(9)	3	2	6	7	3	13			
						請負者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは、水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。																
3	2	6	7	3	14	(11)	3	2	6	7	3	14	(10)	3	2	6	7	3	14			
						上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によらなければならない。																
3	2	6	7	3	15	(12)	3	2	6	7	3	15	(11)	3	2	6	7	3	15			
						請負者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。																
3	2	6	7	3	16	(13)	3	2	6	7	3	16	(12)	3	2	6	7	3	16			
						請負者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。																
3	2	6	7	3	17	(14)	3	2	6	7	3	17	(13)	3	2	6	7	3	17			
						請負者は、上層路盤の安定処理を行う場合、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。																
3	2	6	7	3	18	(15)	3	2	6	7	3	18	(14)	3	2	6	7	3	18			
						請負者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。																
3	2	6	7	3	19	(16)	3	2	6	7	3	19	(15)	3	2	6	7	3	19			
						請負者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。																

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等												
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由
3	2	6	7	3	20	(17)	請負者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。	3	2	6	7	3	20	(16)	受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。									
3	2	6	7	3	21	(18)	養生期間及び養生方法は、設計図書によるものとする。	3	2	6	7	3	21	(17)	養生期間及び養生方法は、設計図書によるものとする。									
3	2	6	7	3	22	(19)	請負者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。	3	2	6	7	3	22	(18)	受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。									
3	2	6	7	4	1	4.	請負者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。	3	2	6	7	4	1	4.	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。									
3	2	6	7	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-26に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。	3	2	6	7	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-27に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。									
3	2	6	7	4	3		表2-26 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	7	4	3		表2-27 マーシャル安定度試験基準値									
3	2	6	7	4	4	(2)	請負者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または、定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	3	2	6	7	4	4	(2)	受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または、定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。									
3	2	6	7	4	5	(3)	請負者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t 未満あるいは施工面積 2,000m ² 未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。	3	2	6	7	4	5	(3)	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t 未満あるいは施工面積 2,000m ² 未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。									
3	2	6	7	4	6	(4)	請負者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督職員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度を省略することができる。	3	2	6	7	4	6	(4)	受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督職員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度を省略することができる。									

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	6	7	4	7	(5)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25 の範囲内としなければならない。	3	2	6	7	4	7	(5)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25 の範囲内としなければならない。	
3	2	6	7	4	8	(6)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。	3	2	6	7	4	8	(6)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。	
3	2	6	7	4	9	(7)	請負者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。	3	2	6	7	4	9	(7)	受注者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。	
3	2	6	7	4	10	(8)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。	3	2	6	7	4	10	(8)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。	
3	2	6	7	4	11	(9)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。	3	2	6	7	4	11	(9)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。	
3	2	6	7	4	12	(10)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温が5 以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げを完了させなければならない。	3	2	6	7	4	12	(10)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温が5 以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げを完了させなければならない。	
3	2	6	7	4	13	(11)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャーを選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条5項(10)、(12)～(14)号による。	3	2	6	7	4	13	(11)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャーを選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条5項(10)、(12)～(14)号による。	
3	2	6	7	4	14	(12)	請負者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110 以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	3	2	6	7	4	14	(12)	受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110 以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	
3	2	6	7	4	15	(13)	機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。	3	2	6	7	4	15	(13)	機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。	
3	2	6	7	4	16	(14)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。	3	2	6	7	4	16	(14)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	6	7	4	17	(15)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。	3	2	6	7	4	17	(15)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。				
3	2	6	7	4	18	(16)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンバ、プレート、コテ等で締固めなければならない。	3	2	6	7	4	18	(16)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンバ、プレート、コテ等で締固めなければならない。				
3	2	6	7	4	19	(17)	請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。	3	2	6	7	4	19	(17)	受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。				
3	2	6	7	4	20	(18)	請負者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。	3	2	6	7	4	20	(18)	受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。				
3	2	6	7	4	21	(19)	請負者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。	3	2	6	7	4	21	(19)	受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。				
3	2	6	7	4	22	(20)	請負者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。	3	2	6	7	4	22	(20)	受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。				
3	2	6	7	5	1	5.	請負者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	7	5	1	5.	受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。				
3	2	6	7	5	2	(1)	請負者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	7	5	2	(1)	受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督職員の承諾を得なければならない。	表現を整備局と整合			
3	2	6	7	5	3		ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	3	2	6	7	5	3		ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。				
3	2	6	7	5	4	(2)	請負者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t 未満あるいは施工面積 2,000m ² 未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による配合設計書の提出によって配合設計を省略することができる。	3	2	6	7	5	4	(2)	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500t 未満あるいは施工面積 2,000m ² 未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による配合設計書の提出によって配合設計を省略することができる。				

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等																		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由						
3	2	6	7	5	5	(3)	3	2	6	7	5	5	(3)	3	2	6	7	5	5	5	(3)	3	2	6	7	5	5	表現を整備局と整合		
						請負者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表2-26に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。																								
3	2	6	7	5	6	(4)	3	2	6	7	5	6	(4)	3	2	6	7	5	6	6	(4)	3	2	6	7	5	6	受注者は、ごく小規模な工事(総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m ² 未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することができる。		
						請負者は、ごく小規模な工事(総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m ² 未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することができる。																								
3	2	6	7	5	7	(5)	3	2	6	7	5	7	(5)	3	2	6	7	5	7	7	(5)	3	2	6	7	5	7	受注者は混合物最初の一日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督職員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない。		
						請負者は混合物最初の一日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督職員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない。																								
3	2	6	7	5	8	(6)	3	2	6	7	5	8	(6)	3	2	6	7	5	8	8	(6)	3	2	6	7	5	8	受注者は表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、(7)号に示す方法によって基準密度をもとめ、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で基準密度が求められている場合には、それらの結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度の試験を省略することができる。		
						請負者は表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、(7)号に示す方法によって基準密度をもとめ、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で基準密度が求められている場合には、それらの結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度の試験を省略することができる。																								
3	2	6	7	5	9	(7)	3	2	6	7	5	9	(7)	3	2	6	7	5	9	9	(7)	3	2	6	7	5	9	表層及び基層用の加熱アスファルトの基準密度は、監督職員の承諾を得た現場配合により製造した最初の1~2日間の混合物から、午前・午後おのおの3個のマーシャル供試体を作成し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とする。		
						表層及び基層用の加熱アスファルトの基準密度は、監督職員の承諾を得た現場配合により製造した最初の1~2日間の混合物から、午前・午後おのおの3個のマーシャル供試体を作成し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とする。																								
3	2	6	7	5	10		3	2	6	7	5	10		3	2	6	7	5	10	10		3	2	6	7	5	10	(式)開粒度アスファルト混合物以外の場合		
						(式)開粒度アスファルト混合物以外の場合																								
3	2	6	7	5	11		3	2	6	7	5	11		3	2	6	7	5	11	11		3	2	6	7	5	11	(式)開粒度アスファルト混合物の場合		
						(式)開粒度アスファルト混合物の場合																								
3	2	6	7	5	12	(8)	3	2	6	7	5	12	(8)	3	2	6	7	5	12	12	(8)	3	2	6	7	5	12	請負者は、ごく小規模な工事(総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m ² 未満)においては、実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、基準密度の試験を省略することができる。		
						請負者は、ごく小規模な工事(総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m ² 未満)においては、実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、基準密度の試験を省略することができる。																								

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等											
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由					
3	2	6	7	5	13	(9)	3	2	6	7	5	13	(9)	3	2	6	7	5	13				
						混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び舗設時の気候条件については本条第4項(5)～(10)号によるものとする。																	
3	2	6	7	5	14	(10)	3	2	6	7	5	14	(10)	3	2	6	7	5	14				
						請負者は、施工にあたってプライムコート及びタックコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。																	
3	2	6	7	5	15	(11)	3	2	6	7	5	15	(11)	3	2	6	7	5	15				
						請負者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。																	
3	2	6	7	5	16	(12)	3	2	6	7	5	16	(12)	3	2	6	7	5	16				
						アスファルト基層工及び表層工の施工にあたって、プライムコート及びタックコートの使用量は、設計図書によるものとする。																	
3	2	6	7	5	17	(13)	3	2	6	7	5	17	(13)	3	2	6	7	5	17				
						請負者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンブレイヤで均一に散布しなければならない。																	
3	2	6	7	5	18	(14)	3	2	6	7	5	18	(14)	3	2	6	7	5	18				
						請負者は、プライムコートを施工後、交通に開放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布しなければならない。交通によりプライムコートがはく離した場合には、再度プライムコートを施工しなければならない。																	
3	2	6	7	5	19	(15)	3	2	6	7	5	19	(15)	3	2	6	7	5	19				
						請負者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。																	
3	2	6	7	5	20	(16)	3	2	6	7	5	20	(16)	3	2	6	7	5	20				
						混合物の敷均しは、本条4項(11)～(13)号によるものとする。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は7cm以下とするものとする。																	
3	2	6	7	5	21	(17)	3	2	6	7	5	21	(17)	3	2	6	7	5	21				
						混合物の締固めは、本条4項(14)～(16)号によるものとする。																	
3	2	6	7	5	22	(18)	3	2	6	7	5	22	(18)	3	2	6	7	5	22				
						継目の施工は、本条4項(17)～(20)号によるものとする。																	
3	2	6	7	5	23	(19)	3	2	6	7	5	23	(19)	3	2	6	7	5	23				
						アスカーブの施工は、本条5項によるものとする。																	
3	2	6	7	6	1	6.	3	2	6	7	6	1	6.	3	2	6	7	6	1				
						請負者は、監督職員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50以下になってから交通開放を行わなければならない。																	
3	2	6	8	0	1	2-6-8	3	2	6	8	0	1	2-6-8	3	2	6	8	0	1				
						半たわみ性舗装工																	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
3	2	6	8	1	1		1. 請負者は、流動対策として改質アスファルトを使用する場合には、第2編2-8-1一般瀝青材料の3項に規定するセミプローンアスファルト（AC-100）と同等品以上を使用しなければならない。	3	2	6	8	1	1		1. 受注者は、流動対策として改質アスファルトを使用する場合には、第2編2-8-1一般瀝青材料の3項に規定するセミプローンアスファルト（AC-100）と同等品以上を使用しなければならない。	
3	2	6	8	2	1		2. 半たわみ性舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。	3	2	6	8	2	1		2. 半たわみ性舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。	
3	2	6	8	3	1		3. 請負者は、半たわみ性舗装工の浸透性ミルクの使用量は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	8	3	1		3. 受注者は、半たわみ性舗装工の浸透性ミルクの使用量は、設計図書によらなければならない。	
3	2	6	8	4	1		4. 請負者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第2章2-7 施工」（日本道路協会、平成22年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	8	4	1		4. 受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第2章2-7 施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
3	2	6	9	0	1	2-6-9	排水性舗装工	3	2	6	9	0	1	2-6-9	排水性舗装工	
3	2	6	9	1	1		1. 排水性舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。	3	2	6	9	1	1		1. 排水性舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。	
3	2	6	9	2	1		2. 請負者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧2-7 施工」（日本道路協会、平成22年12月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	9	2	1		2. 受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧2-7 施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
3	2	6	9	3	1		3. ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表2-27の標準的性状を満足するものでなければならない。	3	2	6	9	3	1		3. ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表2-28の標準的性状を満足するものでなければならない。	
3	2	6	9	3	2		表2-27 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	3	2	6	9	3	2		表2-28 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	
3	2	6	9	4	1		4. タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKRT）を使用することとし、表2-28の標準的性状を満足するものでなければならない。	3	2	6	9	4	1		4. タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKRT）を使用することとし、表2-29の標準的性状を満足するものでなければならない。	
3	2	6	9	4	2		表2-28 アスファルト乳剤の標準的性状	3	2	6	9	4	2		表2-28 アスファルト乳剤の標準的性状	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由			
3	2	6	9	5	1	5	3	2	6	9	5	5	3	2	6	9	5	1	ポラスアスファルト混合物の配合は表2-29を標準とし、表2-30に示す目標値を満足するように決定する。なお、ポラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成18年2月）および「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成18年2月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。	ポラスアスファルト混合物の配合は表2-30を標準とし、表2-31に示す目標値を満足するように決定する。なお、ポラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成18年2月）および「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成18年2月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。	
3	2	6	9	5	2		3	2	6	9	5	2		3	2	6	9	5	表2-29 ポラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	表2-30 ポラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	
3	2	6	9	5	3		3	2	6	9	5	3		3	2	6	9	5	表2-30 ポラスアスファルト混合物の目標値	表2-31 ポラスアスファルト混合物の目標値	
3	2	6	9	6	1	6	3	2	6	9	6	1	6	3	2	6	9	6	1	混合時間は骨材にアスファルトの被覆が充分に行われ均一に混合できる時間とする。ポラスアスファルト混合物は粗骨材の使用量が多いため通常のアスファルト混合物と比較して骨材が過加熱になりやすいなど温度管理が難しく、また、製品により望ましい温度が異なることから、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければならない。	混合時間は骨材にアスファルトの被覆が充分に行われ均一に混合できる時間とする。ポラスアスファルト混合物は粗骨材の使用量が多いため通常のアスファルト混合物と比較して骨材が過加熱になりやすいなど温度管理が難しく、また、製品により望ましい温度が異なることから、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければならない。
3	2	6	9	7	1	7	3	2	6	9	7	1	7	3	2	6	9	7	1	施工方法については、以下の各規定による。	施工方法については、以下の各規定による。
3	2	6	9	7	1	(1)	3	2	6	9	7	1	(1)	3	2	6	9	7	1	既設舗装版を不透水層とする場合は、事前または路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督職員に報告するとともに、ひび割れ等が認められる場合の雨水の浸透防止あるいはフレクションクラック防止のための処置は、設計図書に関して監督職員の承諾を得てから講じなければならない。（切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合）	既設舗装版を不透水層とする場合は、事前または路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督職員に報告するとともに、ひび割れ等が認められる場合の雨水の浸透防止あるいはフレクションクラック防止のための処置は、設計図書に関して監督職員の承諾を得てから講じなければならない。（切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合）
3	2	6	9	7	2	(2)	3	2	6	9	7	2	(2)	3	2	6	9	7	2	混合物の舗設は、通常混合物より高い温度で行う必要があること、温度低下が通常混合物より早いことおよび製品により望ましい温度が異なることから、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。	混合物の舗設は、通常混合物より高い温度で行う必要があること、温度低下が通常混合物より早いこと及び製品により望ましい温度が異なることから、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。
3	2	6	9	7	3	(3)	3	2	6	9	7	3	(3)	3	2	6	9	7	3	排水性舗装の継目の施工にあたっては、継目をよく清掃した後、加温を行い、敷均したポラスアスファルト混合物を締固め、相互に密着させるものとする。また、摺り付け部の施工にあたっては、ポラスアスファルト混合物が飛散しないよう入念に行わなければならない。	排水性舗装の継目の施工にあたっては、継目をよく清掃した後、加温を行い、敷均したポラスアスファルト混合物を締固め、相互に密着させるものとする。また、摺り付け部の施工にあたっては、ポラスアスファルト混合物が飛散しないよう入念に行わなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	6	9	8	1	8	3	2	6	9	8	3	2	6	9	8	1	8	3	2	6	9	8	1	
3	2	6	10	0	1	2 - 6 - 10	3	2	6	10	0	3	2	6	10	0	1	2 - 6 - 10	3	2	6	10	0	1	
3	2	6	10	1	1	1	3	2	6	10	1	3	2	6	10	1	1	1	3	2	6	10	1	1	
3	2	6	10	2	1	2	3	2	6	10	2	3	2	6	10	2	1	2	3	2	6	10	2	1	
3	2	6	11	0	1	2 - 6 - 11	3	2	6	11	0	3	2	6	11	0	1	2 - 6 - 11	3	2	6	11	0	1	
3	2	6	11	1	1	1	3	2	6	11	1	3	2	6	11	1	1	1	3	2	6	11	1	1	
3	2	6	11	2	1	2	3	2	6	11	2	3	2	6	11	2	1	2	3	2	6	11	2	1	
3	2	6	11	3	1	3	3	2	6	11	3	3	2	6	11	3	1	3	3	2	6	11	3	1	
3	2	6	11	4	1	4	3	2	6	11	4	3	2	6	11	4	1	4	3	2	6	11	4	1	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由				
3	2	6	11	5	1	5	3	2	6	11	5	5	3	2	6	11	5	1	5 . 請負者は、ゲースアスファルト舗装工の施工については、舗装施工便覧第9章9 - 4 - 2 ゲースアスファルト舗装の規定によるものとする。	5 . 受注者は、ゲースアスファルト舗装工の施工については、舗装施工便覧第9章9 - 4 - 2 ゲースアスファルト舗装の規定によるものとする。		
3	2	6	11	6	1	6	3	2	6	11	6	1	6	3	2	6	11	6	1	6 . 接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。	6 . 接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。	
3	2	6	11	6	2	(1)	3	2	6	11	6	2	(1)	3	2	6	11	6	2	(1) 請負者は、接着剤にゴムアスファルト系接着剤の溶剤型を使用しなければならない。	(1) 受注者は、接着剤にゴムアスファルト系接着剤の溶剤型を使用しなければならない。	
3	2	6	11	6	3	(2)	3	2	6	11	6	3	(2)	3	2	6	11	6	3	(2) 接着剤の規格は表2 - 31、表2 - 32を満足するものでなければならない。	(2) 接着剤の規格は表2 - 32、表2 - 33を満足するものでなければならない。	
3	2	6	11	6	4		3	2	6	11	6	4		3	2	6	11	6	4	表2 - 31 接着剤の規格鋼床版用	表2 - 32 接着剤の規格鋼床版用	
3	2	6	11	6	5		3	2	6	11	6	5		3	2	6	11	6	5	表2 - 32(1) 接着剤の規格コンクリート床版用	表2 - 33(1) 接着剤の規格コンクリート床版用	
																				表2 - 32(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライマーの品質	表2 - 33(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライマーの品質	
3	2	6	11	6	6	(3)	3	2	6	11	6	6	(3)	3	2	6	11	6	6	(3) 請負者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3~0.4 /m2の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15~0.2 /m2の割合で1層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に1層目の上に同じ要領によって2層目を塗布するものとする。	(3) 受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3~0.4 /m2の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15~0.2 /m2の割合で1層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に1層目の上に同じ要領によって2層目を塗布するものとする。	
3	2	6	11	6	7	(4)	3	2	6	11	6	7	(4)	3	2	6	11	6	7	(4) 請負者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、2層目の施工後12時間以上養生しなければならない。	(4) 受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、2層目の施工後12時間以上養生しなければならない。	
3	2	6	11	6	8	(5)	3	2	6	11	6	8	(5)	3	2	6	11	6	8	(5) 請負者は、施工時に接着剤をこぼしたり、部分的に溜まる等所要量以上に塗布して有害と認められる場合や、油類をこぼした場合には、その部分をかき取り再施工しなければならない。	(5) 受注者は、施工時に接着剤をこぼしたり、部分的に溜まる等所要量以上に塗布して有害と認められる場合や、油類をこぼした場合には、その部分をかき取り再施工しなければならない。	
3	2	6	11	7	1	7	3	2	6	11	7	1	7	3	2	6	11	7	1	7 . 請負者は、夏期高温時に施工する場合は、以下の各規定による。	7 . 受注者は、夏期高温時に施工する場合は、以下の各規定による。	
3	2	6	11	7	2	(1)	3	2	6	11	7	2	(1)	3	2	6	11	7	2	(1) 請負者は、夏期高温時に施工する場合には、流動抵抗性が大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。	(1) 受注者は、夏期高温時に施工する場合には、流動抵抗性が大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。	
3	2	6	11	7	3	(2)	3	2	6	11	7	3	(2)	3	2	6	11	7	3	(2) 骨材は第3編2 - 6 - 3 アスファルト舗装の材料の規定による。また、フィラーは石灰岩粉末とし、第2編2 - 3 - 5 フィラーの品質規格による。	(2) 骨材は第3編2 - 6 - 3 アスファルト舗装の材料の規定による。また、フィラーは石灰岩粉末とし、第2編2 - 3 - 5 フィラーの品質規格による。	
3	2	6	11	8	1	8	3	2	6	11	8	1	8	3	2	6	11	8	1	8 . ゲースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。	8 . ゲースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。	
3	2	6	11	8	2	(1)	3	2	6	11	8	2	(1)	3	2	6	11	8	2	(1) 骨材の標準粒度範囲は表2 - 33に適合するものとする。	(1) 骨材の標準粒度範囲は表2 - 34に適合するものとする。	
3	2	6	11	8	3		3	2	6	11	8	3		3	2	6	11	8	3	表2 - 33 骨材の標準粒度範囲	表2 - 34 骨材の標準粒度範囲	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	6	11	8	4	(2)	3	2	6	11	8	(2)	3	2	6	11	8	4	
				8	5						8	5							
3	2	6	11	8	6	(3)	3	2	6	11	8	(3)	3	2	6	11	8	6	
3	2	6	11	9	1	9.	3	2	6	11	9	9.	3	2	6	11	9	1	
3	2	6	11	9	2	(1)	3	2	6	11	9	(1)	3	2	6	11	9	2	
3	2	6	11	9	3		3	2	6	11	9		3	2	6	11	9	3	
3	2	6	11	9	4	(2)	3	2	6	11	9	(2)	3	2	6	11	9	4	
3	2	6	11	9	5	(3)	3	2	6	11	9	(3)	3	2	6	11	9	5	
3	2	6	11	9	6	(4)	3	2	6	11	9	(4)	3	2	6	11	9	6	
3	2	6	11	9	7	(5)	3	2	6	11	9	(5)	3	2	6	11	9	7	
3	2	6	11	10	1	10.	3	2	6	11	10	10.	3	2	6	11	10	1	
3	2	6	11	11	1	11.	3	2	6	11	11	11.	3	2	6	11	11	1	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由			
3	2	6	11	11	2	(1)	3	2	6	11	11	2	(1)	3	2	6	11	11	2		
3	2	6	11	11	3		3	2	6	11	11	3		3	2	6	11	11	3		
3	2	6	11	11	4	(2)	3	2	6	11	11	4	(2)	3	2	6	11	11	4		
3	2	6	11	12	1	1 2 .	3	2	6	11	12	1	1 2 .	3	2	6	11	12	1		
3	2	6	11	12	2	(1)	3	2	6	11	12	2	(1)	3	2	6	11	12	2		
3	2	6	11	12	3	(2)	3	2	6	11	12	3	(2)	3	2	6	11	12	3		
3	2	6	11	12	4	(3)	3	2	6	11	12	4	(3)	3	2	6	11	12	4		
3	2	6	11	12	5	(4)	3	2	6	11	12	5	(4)	3	2	6	11	12	5		
3	2	6	11	13	1	1 3 .	3	2	6	11	13	1	1 3 .	3	2	6	11	13	1		
3	2	6	11	13	2	(1)	3	2	6	11	13	2	(1)	3	2	6	11	13	2		
3	2	6	11	13	3	(2)	3	2	6	11	13	3	(2)	3	2	6	11	13	3		
3	2	6	11	13	4	(3)	3	2	6	11	13	4	(3)	3	2	6	11	13	4		
3	2	6	11	13	5	(4)	3	2	6	11	13	5	(4)	3	2	6	11	13	5		
3	2	6	11	13	6		3	2	6	11	13	6		3	2	6	11	13	6		
3	2	6	11	13	7	(5)	3	2	6	11	13	7	(5)	3	2	6	11	13	7		
3	2	6	11	13	8	(6)	3	2	6	11	13	8	(6)	3	2	6	11	13	8		
3	2	6	11	13	9	(7)	3	2	6	11	13	9	(7)	3	2	6	11	13	9		

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文										改訂条文										改訂理由等
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
3	2	6	11	13	10	(8)	請負者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。	3	2	6	11	13	10	(8)	受注者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。					
3	2	6	11	13	11	(9)	プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.3 /m2、構造物側面に対しては0.2 /m2、成型目地材面に対しては0.3 /m2とする。	3	2	6	11	13	11	(9)	プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.3 /m2、構造物側面に対しては0.2 /m2、成型目地材面に対しては0.3 /m2とする。					
3	2	6	12	0	1	2 - 6 - 12	コンクリート舗装工	3	2	6	12	0	1	2 - 6 - 12	コンクリート舗装工					
3	2	6	12	1	1	1.	請負者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	1	1	1.	受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。					
3	2	6	12	1	2	(1)	請負者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	3	2	6	12	1	2	(1)	受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。					
3	2	6	12	1	3	(2)	請負者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	6	12	1	3	(2)	受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。					
3	2	6	12	2	1	2.	請負者は、上層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	2	1	2.	受注者は、上層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。					
3	2	6	12	2	2	(1)	請負者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。	3	2	6	12	2	2	(1)	受注者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。					
3	2	6	12	2	3	(2)	請負者は、粒度調整路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が15cm以下を標準とし、敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を20cmとすることができるものとする。	3	2	6	12	2	3	(2)	受注者は、粒度調整路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が15cm以下を標準とし、敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を20cmとすることができるものとする。					
3	2	6	12	2	4	(3)	請負者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。	3	2	6	12	2	4	(3)	受注者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。					
3	2	6	12	3	1	3.	請負者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	3	1	3.	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。					
3	2	6	12	3	2	(1)	安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によるものとする。	3	2	6	12	3	2	(1)	安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によるものとする。					

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等														
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
3	2	6	12	3	3	(2)	3	2	6	12	3	3	(2)	3	2	6	12	3	3	2	6	12	3	3		
						請負者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。																				
3	2	6	12	3	4	(3)	3	2	6	12	3	4	(3)	3	2	6	12	3	4	3	2	6	12	3	4	
						下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表2-38、表2-39の規格に適合するものとする。																				
3	2	6	12	3	5		3	2	6	12	3	5		3	2	6	12	3	5	3	2	6	12	3	5	
						ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。																				
3	2	6	12	3	6		3	2	6	12	3	6		3	2	6	12	3	6	3	2	6	12	3	6	
						表2-38 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格																				
3	2	6	12	3	7		3	2	6	12	3	7		3	2	6	12	3	7	3	2	6	12	3	7	
						表2-39 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格																				
3	2	6	12	3	8	(4)	3	2	6	12	3	8	(4)	3	2	6	12	3	8	3	2	6	12	3	8	
						監督職員の承諾したセメント量及び石灰量と、設計図書に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、契約変更を行わないものとする。																				
3	2	6	12	3	9	(5)	3	2	6	12	3	9	(5)	3	2	6	12	3	9	3	2	6	12	3	9	
						請負者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。																				
3	2	6	12	3	10	(6)	3	2	6	12	3	10	(6)	3	2	6	12	3	10	3	2	6	12	3	10	
						請負者は、監督職員が承諾した場合以外は、気温5 以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。																				
3	2	6	12	3	11	(7)	3	2	6	12	3	11	(7)	3	2	6	12	3	11	3	2	6	12	3	11	
						請負者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)~(5)により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で1~2回空練りしたのち、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。																				
3	2	6	12	3	12	(8)	3	2	6	12	3	12	(8)	3	2	6	12	3	12	3	2	6	12	3	12	
						請負者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。																				

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	6	12	3	13	(9)	請負者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	3	2	6	12	3	13	(9)	受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。				
3	2	6	12	3	14	(10)	請負者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。	3	2	6	12	3	14	(10)	受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。				
3	2	6	12	3	15	(11)	上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	12	3	15	(11)	上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によらなければならない。				
3	2	6	12	3	16	(12)	請負者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。	3	2	6	12	3	16	(12)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。				
3	2	6	12	3	17	(13)	請負者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができるものとする。	3	2	6	12	3	17	(13)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができるものとする。				
3	2	6	12	3	18	(14)	請負者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。	3	2	6	12	3	18	(14)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。				
3	2	6	12	3	19	(15)	請負者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。	3	2	6	12	3	19	(15)	受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。				
3	2	6	12	3	20	(16)	請負者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	3	2	6	12	3	20	(16)	受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。				
3	2	6	12	3	21	(17)	請負者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。	3	2	6	12	3	21	(17)	受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。				
3	2	6	12	3	22	(18)	養生期間及び養生方法は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	12	3	22	(18)	養生期間及び養生方法は、設計図書によらなければならない。				
3	2	6	12	3	23	(19)	請負者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を、仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。	3	2	6	12	3	23	(19)	受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を、仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。				
3	2	6	12	4	1	4.	請負者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	4	1	4.	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。				

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等														
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
3	2	6	12	4	2	(1)	3	2	6	12	4	2	(1)	3	2	6	12	4	2	6	12	4	2			
3	2	6	12	4	3		3	2	6	12	4	3		3	2	6	12	4	3	2	6	12	4	3		
3	2	6	12	4	4	(2)	3	2	6	12	4	4	(2)	3	2	6	12	4	4	3	2	6	12	4	4	
3	2	6	12	4	5	(3)	3	2	6	12	4	5	(3)	3	2	6	12	4	5	3	2	6	12	4	5	
3	2	6	12	4	6	(4)	3	2	6	12	4	6	(4)	3	2	6	12	4	6	3	2	6	12	4	6	表現を整備局と整合
3	2	6	12	4	7	(式)	3	2	6	12	4	7	(式)	3	2	6	12	4	7	3	2	6	12	4	7	
3	2	6	12	4	8	(5)	3	2	6	12	4	8	(5)	3	2	6	12	4	8	3	2	6	12	4	8	
3	2	6	12	4	9	(6)	3	2	6	12	4	9	(6)	3	2	6	12	4	9	3	2	6	12	4	9	表現を整備局と整合
3	2	6	12	4	10	(7)	3	2	6	12	4	10	(7)	3	2	6	12	4	10	3	2	6	12	4	10	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由			
3	2	6	12	4	11	(8)	3	2	6	12	4	11	(8)	3	2	6	12	4	11		
						請負者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。															
3	2	6	12	4	12	(9)	3	2	6	12	4	12	(9)	3	2	6	12	4	12		
						請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25 の範囲内としなければならない。															
3	2	6	12	4	13	(10)	3	2	6	12	4	13	(10)	3	2	6	12	4	13		
						請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。															
3	2	6	12	4	14	(11)	3	2	6	12	4	14	(11)	3	2	6	12	4	14		
						請負者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。															
3	2	6	12	4	15	(12)	3	2	6	12	4	15	(12)	3	2	6	12	4	15		
						請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。															
3	2	6	12	4	16	(13)	3	2	6	12	4	16	(13)	3	2	6	12	4	16		
						請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために、運搬中はシート類で覆わなければならない。															
3	2	6	12	4	17	(14)	3	2	6	12	4	17	(14)	3	2	6	12	4	17		
						請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温が5 以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げを完了させなければならない。															
3	2	6	12	4	18	(15)	3	2	6	12	4	18	(15)	3	2	6	12	4	18		
						請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャ、ブルドーザ、モーターグレーダ等を選定しなければならない。															
3	2	6	12	4	19	(16)	3	2	6	12	4	19	(16)	3	2	6	12	4	19		
						請負者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110 以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。															
3	2	6	12	4	20	(17)	3	2	6	12	4	20	(17)	3	2	6	12	4	20		
						機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とするものとする。															

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	6	12	4	21	(18)	3	2	6	12	4	21	(18)	3	2	6	12	4	21	21					
						請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。																			
3	2	6	12	4	22	(19)	3	2	6	12	4	22	(19)	3	2	6	12	4	22	22					
						請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラによって締固めなければならない。																			
3	2	6	12	4	23	(20)	3	2	6	12	4	23	(20)	3	2	6	12	4	23	23					
						請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。																			
3	2	6	12	4	24	(21)	3	2	6	12	4	24	(21)	3	2	6	12	4	24	24					
						請負者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ、平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。																			
3	2	6	12	4	25	(22)	3	2	6	12	4	25	(22)	3	2	6	12	4	25	25					
						請負者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。																			
3	2	6	12	4	26	(23)	3	2	6	12	4	26	(23)	3	2	6	12	4	26	26					
						請負者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。																			
3	2	6	12	4	27	(24)	3	2	6	12	4	27	(24)	3	2	6	12	4	27	27					
						請負者は、中間層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。																			
3	2	6	12	5	1	5.	3	2	6	12	5	1	5.	3	2	6	12	5	1	1					
						請負者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。																			
3	2	6	12	5	2	(1)	3	2	6	12	5	2	(1)	3	2	6	12	5	2	2					
						アスファルト混合物の種類は、設計図書によらなければならない。																			
3	2	6	12	5	3	(2)	3	2	6	12	5	3	(2)	3	2	6	12	5	3	3					
						配合設計におけるマーシャル試験に対する基準値の突固め回数は、50回とする。																			
3	2	6	12	5	4	(3)	3	2	6	12	5	4	(3)	3	2	6	12	5	4	4					
						請負者は、施工面が乾燥していることを確認するとともに浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。																			
3	2	6	12	5	5	(4)	3	2	6	12	5	5	(4)	3	2	6	12	5	5	5					
						請負者は、路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。																			
3	2	6	12	5	6	(5)	3	2	6	12	5	6	(5)	3	2	6	12	5	6	6					
						請負者は、アスファルト中間層の施工にあたってプライムコートの使用量は、設計図書によらなければならない。																			

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
3	2	6	12	5	7	(6)	請負者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンブレーヤで均一に散布しなければならない。	3	2	6	12	5	7	(6)	受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンブレーヤで均一に散布しなければならない。	
3	2	6	12	5	8	(7)	請負者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。	3	2	6	12	5	8	(7)	受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。	
3	2	6	12	5	9	(8)	混合物の敷均しは、本条4項(15)～(17)による。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は7cm以下とするものとする。	3	2	6	12	5	9	(8)	混合物の敷均しは、本条4項(15)～(17)による。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は7cm以下とするものとする。	
3	2	6	12	5	10	(9)	混合物の締固めは、本条4項(18)～(20)による。	3	2	6	12	5	10	(9)	混合物の締固めは、本条4項(18)～(20)による。	
3	2	6	12	5	11	(10)	継目は、本条4項(21)～(24)による。	3	2	6	12	5	11	(10)	継目は、本条4項(21)～(24)による。	
3	2	6	12	6	1	6.	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表2-41の規格に適合するものとする。	3	2	6	12	6	1	6.	コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表2-42の規格に適合するものとする。	
3	2	6	12	6	2		表2-41 コンクリートの配合基準	3	2	6	12	6	2		表2-42 コンクリートの配合基準	
3	2	6	12	7	1	7.	コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表2-42の許容誤差の範囲内とするものとする。	3	2	6	12	7	1	7.	コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表2-43の許容誤差の範囲内とするものとする。	
3	2	6	12	7	2		表2-42 計量誤差の許容値	3	2	6	12	7	2		表2-43 計量誤差の許容値	
3	2	6	12	8	1	8.	請負者は、コンクリート舗装の練りませ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷物卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	8	1	8.	受注者は、コンクリート舗装の練りませ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷物卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	
3	2	6	12	8	2	(1)	請負者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りませには、強制練りミキサまたは可傾式ミキサを使用しなければならない。	3	2	6	12	8	2	(1)	受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りませには、強制練りミキサまたは可傾式ミキサを使用しなければならない。	
3	2	6	12	8	3	(2)	請負者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって型枠は、十分清掃し、まがり、ねじれ等変形のない堅固な構造とし、版の正確な仕上り厚さ、正しい計画高さを確保するものとし、舗設の際、移動しないように所定の位置に据付けなければならない。また、コンクリートの舗設後、20時間以上経過後に取り外さなければならない。	3	2	6	12	8	3	(2)	受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって型枠は、十分清掃し、まがり、ねじれ等変形のない堅固な構造とし、版の正確な仕上り厚さ、正しい計画高さを確保するものとし、舗設の際、移動しないように所定の位置に据付けなければならない。また、コンクリートの舗設後、20時間以上経過後に取り外さなければならない。	
3	2	6	12	8	4	(3)	請負者は、コンクリートの運搬は、材料ができるだけ分離しない方法で行い、練りませしてから舗設開始までの時間は、ダンプトラックを用いる場合は、1時間以内、またアジテータトラックによる場合は1.5時間以内としなければならない。	3	2	6	12	8	4	(3)	受注者は、コンクリートの運搬は、材料ができるだけ分離しない方法で行い、練りませしてから舗設開始までの時間は、ダンプトラックを用いる場合は、1時間以内、またアジテータトラックによる場合は1.5時間以内としなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等											
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由					
3	2	6	12	8	5	(4)	3	2	6	12	8	5	(4)	3	2	6	12	8	5				
						アジテータトラックにより運搬されたコンクリートは、ミキサー内のコンクリートを均等質にし、等厚になるように取卸し、またシュートを振り分けて連続して、荷卸しを行うものとする。																	
3	2	6	12	8	6	(5)	3	2	6	12	8	6	(5)	3	2	6	12	8	6				
						コンクリートの運搬荷卸しは、舗設後のコンクリートに害を与えたり荷卸しの際コンクリートが分離しないようにするものとする。また、型枠やパーアセンブリ等に変形や変位を与えないように荷卸しをしなければならない。																	
3	2	6	12	8	7	(6)	3	2	6	12	8	7	(6)	3	2	6	12	8	7				
						請負者は、ダンプトラックの荷台には、コンクリートの滑りをよくするため油類を塗布してはならない。																	
3	2	6	12	9	1	9.	3	2	6	12	9	1	9.	3	2	6	12	9	1				
						請負者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。																	
3	2	6	12	9	2	(1)	3	2	6	12	9	2	(1)	3	2	6	12	9	2				
						日平均気温が25 を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30 を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が4 以下または、舗設後6日以内に0 となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。																	
3	2	6	12	9	3		3	2	6	12	9	3		3	2	6	12	9	3				
						請負者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定によるものとし、第1編1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法を記載しなければならない。																	
3	2	6	12	9	4	(2)	3	2	6	12	9	4	(2)	3	2	6	12	9	4				
						請負者は、コンクリートをスプレッドを使用して材料が分離しないよう敷均さなければならない。ただし、拡幅摺付部、取付道路交差部で人力施工とする場合は、型枠に沿ったところから順序よく「スコップ返し」をしながら所要の高さで敷均すものとする。																	
3	2	6	12	9	5	(3)	3	2	6	12	9	5	(3)	3	2	6	12	9	5				
						請負者は、コンクリートを、締固め後コンクリートを加えたり、削ったりすることのないように敷均さなければならない。																	
3	2	6	12	9	6	(4)	3	2	6	12	9	6	(4)	3	2	6	12	9	6				
						請負者は、コンクリート版の四隅、ダウエルバー、タイバー等の付近は、分離したコンクリートが集まらないように特に注意し、ていねいに施工しなければならない。																	
3	2	6	12	9	7	(5)	3	2	6	12	9	7	(5)	3	2	6	12	9	7				
						請負者は、コンクリート舗設中、雨が降ってきたときは、ただちに作業を中止しなければならない。																	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
3	2	6	12	9	8	(6)	3	2	6	12	9	8	(6)							
						請負者が舗設中に機械の故障や、降雨のため、舗設を中止せざるを得ないときに設ける目地は、できるだけダミー目地の設計位置に置くようにしなければならない。														
3	2	6	12	9	9		3	2	6	12	9	9		3	2	6	12	9	9	
						それができない場合は、目地の設計位置から3m以上離すようにするものとする。この場合の目地構造は、タイバーを使った突き合わせ目地とするものとする。														
3	2	6	12	9	10	(7)	3	2	6	12	9	10	(7)							
						請負者は、フィニッシャを使用し、コンクリートを十分に締固めなければならない。														
3	2	6	12	9	11	(8)	3	2	6	12	9	11	(8)							
						請負者は、フィニッシャの故障、あるいはフィニッシャの使えないところなどの締固めのため、平面パイププレート、棒状パイププレートを準備して、締固めなければならない。														
3	2	6	12	9	12	(9)	3	2	6	12	9	12	(9)							
						請負者は、型枠及び目地の付近を、棒状パイププレートで締固めなければならない。また、作業中ダウエルバー、タイバー等の位置が移動しないよう注意するものとする。														
3	2	6	12	10	1	10.	3	2	6	12	10	1	10.							
						請負者は、コンクリート舗装の鉄網の設置にあたって、以下の各規定に従わなければならない。														
3	2	6	12	10	2	(1)	3	2	6	12	10	2	(1)							
						請負者は、鉄網を締固めるときに、たわませたり移動させたりしてはならない。														
3	2	6	12	10	3	(2)	3	2	6	12	10	3	(2)							
						鉄網は、重ね継手とし、20cm以上重ね合わせるものとする。														
3	2	6	12	10	4	(3)	3	2	6	12	10	4	(3)							
						請負者は、鉄網の重ねを焼なまし鉄線で結束しなければならない。														
3	2	6	12	10	5	(4)	3	2	6	12	10	5	(4)							
						請負者は、鉄網位置により、コンクリートを上下層に分けて施工する場合は、下層コンクリートを敷均した後、上層のコンクリートを打つまでの時間を30分以内としなければならない。														
3	2	6	12	11	1	11.	3	2	6	12	11	1	11.							
						請負者は、コンクリート舗装の表面仕上げにあたって、以下の各規定に従わなければならない。														
3	2	6	12	11	2	(1)	3	2	6	12	11	2	(1)							
						請負者は、コンクリート舗装の表面を粗面仕上げとし、かつ、仕上げ面は平坦で、緻密、堅硬な表面とし、特に縦方向の凹凸がないように仕上げなければならない。														
3	2	6	12	11	3	(2)	3	2	6	12	11	3	(2)							
						請負者は、荒仕上げをフィニッシャによる機械仕上げ、または簡易フィニッシャやテンプレートタンパによる手仕上げで行わなければならない。														

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等														
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
3	2	6	12	11	4	(3)	3	2	6	12	11	4	(3)	3	2	6	12	11	4							
						請負者は、平坦仕上げを、荒仕上げに引き続いて行い、表面仕上げ機による機械仕上げまたはフロートによる手仕上げを行わなければならない。																				
3	2	6	12	11	5	(4)	3	2	6	12	11	5	(4)	3	2	6	12	11	5							
						請負者は、人力によるフロート仕上げを、フロートを半分ずつ重ねて行わなければならない。また、コンクリート面が低くてフロートが当たらないところがあれば、コンクリートを補充してコンクリート全面にフロートが当たるまで仕上げなければならない。																				
3	2	6	12	11	6	(5)	3	2	6	12	11	6	(5)	3	2	6	12	11	6							
						請負者は、仕上げ作業中、コンクリートの表面に水を加えてはならない。著しく乾燥するような場合には、フォッグスプレーを用いてもよいものとする。																				
3	2	6	12	11	7	(6)	3	2	6	12	11	7	(6)	3	2	6	12	11	7							
						請負者は、仕上げ後に、平坦性の点検を行い、必要があれば不陸整正を行わなければならない。																				
3	2	6	12	11	8	(7)	3	2	6	12	11	8	(7)	3	2	6	12	11	8							
						請負者は、粗面仕上げを、平坦仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えたら、粗面仕上げを機械または、人力により版全体を均等に粗面に仕上げなければならない。																				
3	2	6	12	12	1	12.	3	2	6	12	12	1	12.	3	2	6	12	12	1							
						請負者は、コンクリート舗装のコンクリートの養生を以下の各規定に従って行わなければならない。																				
3	2	6	12	12	2	(1)	3	2	6	12	12	2	(1)	3	2	6	12	12	2							
						請負者は、表面仕上げの終わったコンクリート版は所定の強度になるまで日光の直射、風雨、乾燥、気温、荷重ならびに衝撃等有害な影響を受けないよう養生をしなければならない。																				
3	2	6	12	12	3	(2)	3	2	6	12	12	3	(2)	3	2	6	12	12	3							
						請負者は、初期養生として、表面仕上げ終了直後から、コンクリート版の表面を荒らさないで養生作業ができる程度にコンクリートが硬化するまで養生を行わなければならない。																				

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等																
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由				
3	2	6	12	12	4	(3)	3	2	6	12	12	4	(3)	3	2	6	12	12	4	(3)	3	2	6	12	12	4		
						請負者は、養生期間を原則試験によって定めるものとし、その期間は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が配合強度の70%以上となるまでとする。交通への開放時期は、この養生期間の完了後とする。ただし、設計強度が4.4MPa未満の場合は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa以上で交通開放を行うこととする。後期養生については、その期間中、養生マット等を用いてコンクリート版の表面を隙間なく覆い、完全に湿潤状態になるよう散水しなければならない。なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難しい場合は、第1編1-1-4第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。																						
3	2	6	12	12	5	(4)	3	2	6	12	12	5	(4)	3	2	6	12	12	5	(4)	3	2	6	12	12	5		
						請負者は、コンクリートが少なくとも圧縮強度が5MPa、曲げ強度が1MPaになるまで、凍結しないよう保護し、特に風を防がなければならない。																						
3	2	6	12	12	6	(5)	3	2	6	12	12	6	(5)	3	2	6	12	12	6	(5)	3	2	6	12	12	6		
						請負者は、コンクリート舗装の交通開放の時期については、監督職員の承諾を得なければならない。																						
3	2	6	12	13	1	13.	3	2	6	12	13	1	13.	3	2	6	12	13	1	13.	3	2	6	12	13	1		
						請負者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。																						
3	2	6	12	13	2	(1)	3	2	6	12	13	2	(1)	3	2	6	12	13	2	(1)	3	2	6	12	13	2		
						請負者は、施工に先立ち、転圧コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合を定めるための試験を行って理論配合、示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。																						
3	2	6	12	13	3	(2)	3	2	6	12	13	3	(2)	3	2	6	12	13	3	(2)	3	2	6	12	13	3		
						転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表2-34、表2-35に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。																						
3	2	6	12	13	4	(3)	3	2	6	12	13	4	(3)	3	2	6	12	13	4	(3)	3	2	6	12	13	4		
						請負者は、「転圧コンクリート舗装技術指針(案)4-2配合条件」(日本道路協会、平成2年11月)に基づいて配合条件を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。																						

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等														
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
3	2	6	12	13	5	(4)	3	2	6	12	13	5	(4)	3	2	6	12	13	5							
						請負者は、「転圧コンクリート舗装技術指針(案)4-2配合条件」(日本道路協会、平成2年11月)の一般の手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確認して示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。																				
3	2	6	12	13	6		3	2	6	12	13	6		3	2	6	12	13	6							
						示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表2-43によるものとする。																				
3	2	6	12	13	7		3	2	6	12	13	7		3	2	6	12	13	7							
						表2-43 示方配合表																				
3	2	6	12	13	8	(5)	3	2	6	12	13	8	(5)	3	2	6	12	13	8							
						設計図書に示されない場合、粗骨材の最大寸法は20mmとするものとする。ただし、これにより難しいときは監督職員の承諾を得て25mmとすることができるものとする。																				
3	2	6	12	13	9	(6)	3	2	6	12	13	9	(6)	3	2	6	12	13	9							
						請負者は、転圧コンクリートの所要の品質を確保できる施工機械を選定しなければならない。																				
3	2	6	12	13	10	(7)	3	2	6	12	13	10	(7)	3	2	6	12	13	10							
						請負者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りませ用ミキサとして、2軸バグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサを使用しなければならない。																				
3	2	6	12	13	11	(8)	3	2	6	12	13	11	(8)	3	2	6	12	13	11							
						転圧コンクリートにおけるコンクリートの練りませ量は公称能力の2/3程度とするが、試験練りによって決定し、監督職員の承諾を得なければならない。																				
3	2	6	12	13	12	(9)	3	2	6	12	13	12	(9)	3	2	6	12	13	12							
						運搬は本条8項(3)~(6)の規定によるものとする。																				
3	2	6	12	13	13		3	2	6	12	13	13		3	2	6	12	13	13							
						ただし、転圧コンクリートを練りませしてから転圧を開始するまでの時間は60分以内とするものとする。これにより難しい場合は監督職員の承諾を得て、混和剤または遅延剤を使用して時間を延長できるが、90分を限度とするものとする。																				
3	2	6	12	13	14	(10)	3	2	6	12	13	14	(10)	3	2	6	12	13	14							
						請負者は、運搬中シートによりコンクリートを乾燥から保護しなければならない。																				
3	2	6	12	13	15	(11)	3	2	6	12	13	15	(11)	3	2	6	12	13	15							
						型枠は本条8項(2)の規定による。																			表現を整備局と整合	
3	2	6	12	13	16	(12)	3	2	6	12	13	16	(12)	3	2	6	12	13	16							
						請負者は、コンクリートの敷均しを行う場合に、所要の品質を確保できるアスファルトフィニッシャによって行わなければならない。																				

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	6	12	13	17	(13)	請負者は、敷均したコンクリートを、表面の平坦性の規格を満足させ、かつ、所定の密度になるまで振動ローラ、タイヤローラなどによって締固めなければならない。	3	2	6	12	13	17	(13)	受注者は、敷均したコンクリートを、表面の平坦性の規格を満足させ、かつ、所定の密度になるまで振動ローラ、タイヤローラなどによって締固めなければならない。	
3	2	6	12	13	18	(14)	請負者は、締固めの終了した転圧コンクリートを養生マットで覆い、コンクリートの表面を荒らさないよう散水による湿潤養生を行わなければならない。	3	2	6	12	13	18	(14)	受注者は、締固めの終了した転圧コンクリートを養生マットで覆い、コンクリートの表面を荒らさないよう散水による湿潤養生を行わなければならない。	
3	2	6	12	13	19	(15)	請負者は、散水養生を、車両の走行によって表面の剥脱、飛散が生じなくなるまで続けなければならない。	3	2	6	12	13	19	(15)	受注者は、散水養生を、車両の走行によって表面の剥脱、飛散が生じなくなるまで続けなければならない。	
3	2	6	12	13	20	(16)	請負者は、養生期間終了後、監督職員の承諾を得て、転圧コンクリートを交通に開放しなければならない。	3	2	6	12	13	20	(16)	受注者は、養生期間終了後、監督職員の承諾を得て、転圧コンクリートを交通に開放しなければならない。	
3	2	6	12	14	1	14.	請負者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	14	1	14.	受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。	
3	2	6	12	14	2	(1)	請負者は、目地に接するところは、他の部分と同じ強度及び平坦性をもつように仕上げなければならない。目地付近にモルタルばかりよせて施工してはならない。	3	2	6	12	14	2	(1)	受注者は、目地に接するところは、他の部分と同じ強度及び平坦性をもつように仕上げなければならない。目地付近にモルタルばかりよせて施工してはならない。	
3	2	6	12	14	3	(2)	目地を挟んだ、隣接コンクリート版相互の高さの差は2mmを超えてはならない。また、目地はコンクリート版面に垂直になるよう施工しなければならない。	3	2	6	12	14	3	(2)	目地を挟んだ、隣接コンクリート版相互の高さの差は2mmを超えてはならない。また、目地はコンクリート版面に垂直になるよう施工しなければならない。	
3	2	6	12	14	4	(3)	目地の肩は、半径5mm程度の面取りをするものとする。ただし、コンクリートが硬化した後、コンクリートカッタ等で目地を切る場合は、面取りを行わなくともよいものとする。	3	2	6	12	14	4	(3)	目地の肩は、半径5mm程度の面取りをするものとする。ただし、コンクリートが硬化した後、コンクリートカッタ等で目地を切る場合は、面取りを行わなくともよいものとする。	
3	2	6	12	14	5	(4)	目地の仕上げは、コンクリート面の荒仕上げが終わった後、面ごてで半径5mm程度の荒面取りを行い、水光が消えるのを待って最後の仕上げをするものとする。	3	2	6	12	14	5	(4)	目地の仕上げは、コンクリート面の荒仕上げが終わった後、面ごてで半径5mm程度の荒面取りを行い、水光が消えるのを待って最後の仕上げをするものとする。	
3	2	6	12	14	6	(5)	請負者は、膨張目地のダウエルバーの設置において、バー端部付近に、コンクリート版の伸縮によるひび割れが生じないように、道路中心線に平行に挿入しなければならない。	3	2	6	12	14	6	(5)	受注者は、膨張目地のダウエルバーの設置において、バー端部付近に、コンクリート版の伸縮によるひび割れが生じないように、道路中心線に平行に挿入しなければならない。	
3	2	6	12	14	7	(6)	請負者は、膨張目地のダウエルバーに、版の伸縮を可能にするため、ダウエルバーの中央部約10cm程度にあらかじめ、錆止めペイントを塗布し、片側部分に瀝青材料等を2回塗布して、コンクリートとの絶縁を図り、その先端には、キャップをかぶせなければならない。	3	2	6	12	14	7	(6)	受注者は、膨張目地のダウエルバーに、版の伸縮を可能にするため、ダウエルバーの中央部約10cm程度にあらかじめ、錆止めペイントを塗布し、片側部分に瀝青材料等を2回塗布して、コンクリートとの絶縁を図り、その先端には、キャップをかぶせなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由				
3	2	6	12	14	8	(7)	3	2	6	12	14	8	(7)	3	2	6	12	14	8			
						請負者は、収縮目地を施工する場合に、ダミー目地を、定められた深さまで路面に対して垂直にコンクリートカットで切り込み、目地材を注入しなければならない。																
3	2	6	12	14	9	(8)	3	2	6	12	14	9	(8)	3	2	6	12	14	9			
						請負者は、収縮目地を施工する場合に、突き合わせ目地に、硬化したコンクリート目地にアスファルトを塗るか、またはアスファルトペーパーその他を挟んで、新しいコンクリートが付着しないようにしなければならない。																
3	2	6	12	14	10	(9)	3	2	6	12	14	10	(9)	3	2	6	12	14	10			
						注入目地材（加熱施工式）の品質は、表2-44を標準とする。																
3	2	6	12	14	11		3	2	6	12	14	11		3	2	6	12	14	11			
						表2-44 注入目地材（加熱施工式）の品質																
3	2	6	12	15	1	15.	3	2	6	12	15	1	15.	3	2	6	12	15	1			
						転圧コンクリート舗装において目地は、設計図書に従わなければならない。																
3	2	6	13	0	1	2-6-13	3	2	6	13	0	1	2-6-13	3	2	6	13	0	1			
						薄層カラー舗装工																
3	2	6	13	1	1	1.	3	2	6	13	1	1	1.	3	2	6	13	1	1			
						請負者は、薄層カラー舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。																
3	2	6	13	2	1	2.	3	2	6	13	2	1	2.	3	2	6	13	2	1			
						請負者は、基盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。																
3	2	6	13	3	1	3.	3	2	6	13	3	1	3.	3	2	6	13	3	1			
						薄層カラー舗装工の上層路盤、下層路盤、薄層カラー舗装の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。																
3	2	6	13	4	1	4.	3	2	6	13	4	1	4.	3	2	6	13	4	1			
						請負者は、使用済み合材等により、色合いが悪くなる恐れのある場合には、事前にプラント、ダンプトラック、フィニッシャーの汚れを除去するよう洗浄しなければならない。																
3	2	6	14	0	1	2-6-14	3	2	6	14	0	1	2-6-14	3	2	6	14	0	1			
						ブロック舗装工																
3	2	6	14	1	1	1.	3	2	6	14	1	1	1.	3	2	6	14	1	1			
						ブロック舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。																
3	2	6	14	2	1	2.	3	2	6	14	2	1	2.	3	2	6	14	2	1			
						請負者は、ブロック舗装の施工について、ブロックの不陸や不等沈下が生じないよう基礎を入念に締固めなければならない。																
3	2	6	14	3	1	3.	3	2	6	14	3	1	3.	3	2	6	14	3	1			
						請負者は、ブロック舗装の末端部及び曲線部で隙間が生じる場合、半ブロックまたは、コンクリートなどを用いて施工しなければならない。																
3	2	6	14	4	1	4.	3	2	6	14	4	1	4.	3	2	6	14	4	1			
						ブロック舗装工の施工については、「舗装施工便覧第9章9-4-8インターロッキングブロック舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第4章施工（日本道路協会、昭和60年9月）の規定による。																

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	6	14	4	2		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	3	2	6	14	4	2		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
3	2	6	14	5	1	5.	目地材、サンドクッション材は、砂（細砂）を使用するものとする。	3	2	6	14	5	1	5.	目地材、サンドクッション材は、砂（細砂）を使用するものとする。	
3	2	6	14	6	1	6.	請負者は、インターロッキングブロックが平坦になるように路盤を転圧しなければならない。	3	2	6	14	6	1	6.	受注者は、インターロッキングブロックが平坦になるように路盤を転圧しなければならない。	
3	2	6	15	0	1	2 - 6 - 15	路面切削工	3	2	6	15	0	1	2 - 6 - 15	路面切削工	
3	2	6	15	1	1		請負者は、路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。	3	2	6	15	1	1		受注者は、路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。	
3	2	6	16	0	1	2 - 6 - 16	舗装打換え工	3	2	6	16	0	1	2 - 6 - 16	舗装打換え工	
3	2	6	16	1	1	1.	既設舗装の撤去	3	2	6	16	1	1	1.	既設舗装の撤去	
3	2	6	16	1	2	(1)	請負者は、設計図書に示された断面となるように、既設舗装を撤去しなければならない。	3	2	6	16	1	2	(1)	受注者は、設計図書に示された断面となるように、既設舗装を撤去しなければならない。	
3	2	6	16	1	3	(2)	請負者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層により下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	6	16	1	3	(2)	受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層により下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	6	16	2	1	2.	舗 設 請負者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。	3	2	6	16	2	1	2.	舗 設 受注者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。	
3	2	6	16	2	2	(1)	シックリフト工法により瀝青安定処理を行う場合は、設計図書に示す条件で施工を行わなければならない。	3	2	6	16	2	2	(1)	シックリフト工法により瀝青安定処理を行う場合は、設計図書に示す条件で施工を行わなければならない。	
3	2	6	16	2	3	(2)	舗設途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。	3	2	6	16	2	3	(2)	舗設途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。	
3	2	6	16	2	4	(3)	請負者は、監督職員の指示による場合を除き、50 以下になってから交通開放を行わなければならない。	3	2	6	16	2	4	(3)	受注者は、監督職員の指示による場合を除き、50 以下になってから交通開放を行わなければならない。	
3	2	6	17	0	1	2 - 6 - 17	オーバーレイ工	3	2	6	17	0	1	2 - 6 - 17	オーバーレイ工	
3	2	6	17	1	1	1.	施工面の整備	3	2	6	17	1	1	1.	施工面の整備	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	6	17	1	2	(1)	請負者は、施工前に、縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は20m間隔とする。	3	2	6	17	1	2	(1)	受注者は、施工前に、縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は20m間隔とする。	
3	2	6	17	1	3	(2)	請負者は、オーバーレイ工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。	3	2	6	17	1	3	(2)	受注者は、オーバーレイ工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。	
3	2	6	17	1	4	(3)	既設舗装の不良部分の撤去や不陸の修正などの処置は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	17	1	4	(3)	既設舗装の不良部分の撤去や不陸の修正などの処置は、設計図書によらなければならない。	
3	2	6	17	1	5	(4)	請負者は、施工面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、すみやかに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	6	17	1	5	(4)	受注者は、施工面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、すみやかに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	6	17	2	1	2.	舗設	3	2	6	17	2	1	2.	舗設	
3	2	6	17	2	2	(1)	セメント、アスファルト乳剤、補足材等の使用量は設計図書によらなければならない。	3	2	6	17	2	2	(1)	セメント、アスファルト乳剤、補足材等の使用量は設計図書によらなければならない。	
3	2	6	17	2	3	(2)	舗装途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。	3	2	6	17	2	3	(2)	舗装途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。	
3	2	6	18	0	1	2 - 6 - 18	アスファルト舗装補修工	3	2	6	18	0	1	2 - 6 - 18	アスファルト舗装補修工	
3	2	6	18	1	1	1.	請負者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。	3	2	6	18	1	1	1.	受注者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。	
3	2	6	18	2	1	2.	請負者は、わだち掘れ補修の施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。	3	2	6	18	2	1	2.	受注者は、わだち掘れ補修の施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。	
3	2	6	18	3	1	3.	わだち掘れ補修施工箇所の既設舗装の不良部分の除去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。	3	2	6	18	3	1	3.	わだち掘れ補修施工箇所の既設舗装の不良部分の除去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。	
3	2	6	18	4	1	4.	請負者は、わだち掘れ補修の施工にあたり施工面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して施工前に監督職員と協議しなければならない。	3	2	6	18	4	1	4.	受注者は、わだち掘れ補修の施工にあたり施工面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して施工前に監督職員と協議しなければならない。	
3	2	6	18	5	1	5.	請負者は、わだち掘れ補修の施工については、本条第2項、第3項、第4項により施工面を整備した後、第3編第2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って舗設を行わなければならない。	3	2	6	18	5	1	5.	受注者は、わだち掘れ補修の施工については、本条第2項、第3項、第4項により施工面を整備した後、第3編第2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って舗設を行わなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等														
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由		
3	2	6	18	6	1	6	3	2	6	18	6	3	2	6	18	6	1	6	3	2	6	18	6	1		
						請負者は、わだち掘れ補修の施工にあたり、施工箇所以外の施工面に接する箇所については、施工端部がすり付けの場合はテープ、施工端部がすり付け以外の場合は、ぬき、こまいなどの木製型枠を使用しなければならない。												受注者は、わだち掘れ補修の施工にあたり、施工箇所以外の施工面に接する箇所については、施工端部がすり付けの場合はテープ、施工端部がすり付け以外の場合は、ぬき、こまいなどの木製型枠を使用しなければならない。								
3	2	6	18	7	1	7	3	2	6	18	7	3	2	6	18	7	1	7	3	2	6	18	7	1		
						請負者は、わだち掘れ補修の瀝青材の散布については、タックコート材を施工面に均一に散布しなければならない。なお、施工面端部については、人力により均一に塗布しなければならない。												受注者は、わだち掘れ補修の瀝青材の散布については、タックコート材を施工面に均一に散布しなければならない。なお、施工面端部については、人力により均一に塗布しなければならない。								
3	2	6	18	8	1	8	3	2	6	18	8	3	2	6	18	8	1	8	3	2	6	18	8	1		
						請負者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、切削厚に変更のある場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。												受注者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、切削厚に変更のある場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。 なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。								
3	2	6	18	9	1	9	3	2	6	18	9	3	2	6	18	9	1	9	3	2	6	18	9	1		
						請負者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督職員に報告しなければならない。												受注者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督職員に報告しなければならない。								
3	2	6	18	10	1	10	3	2	6	18	10	3	2	6	18	10	1	10	3	2	6	18	10	1		
						請負者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形または長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これにより難しい場合は、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。												受注者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形または長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これにより難しい場合は、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。								
3	2	6	18	11	1	11	3	2	6	18	11	3	2	6	18	11	1	11	3	2	6	18	11	1		
						請負者は、パッチングの施工については、垂直に切削し整形した面に均一にタックコート材を塗布しなければならない。													受注者は、パッチングの施工については、垂直に切削し整形した面に均一にタックコート材を塗布しなければならない。							
3	2	6	18	12	1	12	3	2	6	18	12	3	2	6	18	12	1	12	3	2	6	18	12	1		
						請負者は、クラック処理の施工に先立ち、ひびわれ中のゴミ、泥などを圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひびわれの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、パーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。												受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひびわれ中のゴミ、泥などを圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひびわれの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、パーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。								
3	2	6	18	13	1	13	3	2	6	18	13	3	2	6	18	13	1	13	3	2	6	18	13	1		
						請負者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。												受注者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。								

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
3	2	6	19	0	1	2 - 6 - 19	3	2	6	19	0	1	2 - 6 - 19	3	2	6	19	0	1	
3	2	6	19	1	1	1 .	3	2	6	19	1	1	1 .	3	2	6	19	1	1	
3	2	6	19	2	1	2 .	3	2	6	19	2	1	2 .	3	2	6	19	2	1	
3	2	6	19	3	1	3 .	3	2	6	19	3	1	3 .	3	2	6	19	3	1	
3	2	6	19	4	1	4 .	3	2	6	19	4	1	4 .	3	2	6	19	4	1	
3	2	6	19	5	1	5 .	3	2	6	19	5	1	5 .	3	2	6	19	5	1	
3	2	6	19	6	1	6 .	3	2	6	19	6	1	6 .	3	2	6	19	6	1	
3	2	6	19	7	1	7 .	3	2	6	19	7	1	7 .	3	2	6	19	7	1	
3	2	6	19	8	1	8 .	3	2	6	19	8	1	8 .	3	2	6	19	8	1	
3	2	6	19	9	1	9 .	3	2	6	19	9	1	9 .	3	2	6	19	9	1	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
3	2	6	19	10	1	3	2	6	19	10	1	3	2	6	19	10	1			
					10 .						10 .									
					請負者は、目地補修において、注入目地材により舗装版目地部の補修を行う場合には、施工前に古い目地材、石、ごみ等を取り除かなければならない。 なお、目地材の上に注入目地材を使用している目地は、注入目地部分の材料を取り除くものとし、また、一枚の目地材のみで施工している目地は目地材の上部3cm程度削り取り、目地材を注入しなければならない。						10 .							受注者は、目地補修において、注入目地材により舗装版目地部の補修を行う場合には、施工前に古い目地材、石、ごみ等を取り除かなければならない。 なお、目地材の上に注入目地材を使用している目地は、注入目地部分の材料を取り除くものとし、また、一枚の目地材のみで施工している目地は目地材の上部3cm程度削り取り、目地材を注入しなければならない。		
3	2	6	19	11	1	3	2	6	19	11	1	3	2	6	19	11	1			
					11 .						11 .									
					請負者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひびわれ部の補修を行う場合には、注入できるひびわれはすべて注入し、注入不能のひびわれは、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。						11 .								受注者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひびわれ部の補修を行う場合には、注入できるひびわれはすべて注入し、注入不能のひびわれは、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	6	19	12	1	3	2	6	19	12	1	3	2	6	19	12	1			
					12 .						12 .									
					請負者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひびわれ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。 なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.8 /m2程度を塗布のうえ張付けなければならない。						12 .									受注者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひびわれ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。 なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.8 /m2程度を塗布のうえ張付けなければならない。
3	2	6	19	13	1	3	2	6	19	13	1	3	2	6	19	13	1			
					13 .						13 .									
					請負者は、目地補修におけるクラック防止シート張りの継目については、シートの重ね合わせを5～8cm程度としなければならない。						13 .								受注者は、目地補修におけるクラック防止シート張りの継目については、シートの重ね合わせを5～8cm程度としなければならない。	
3	2	6	19	14	1	3	2	6	19	14	1	3	2	6	19	14	1			
					14 .						14 .									
					請負者は、目地補修において目地及びひびわれ部が湿っている場合には、注入及び張付け作業を行ってはならない。						14 .								受注者は、目地補修において目地及びひびわれ部が湿っている場合には、注入及び張付け作業を行ってはならない。	
3	2	7	0	0	1	3	2	7	0	0	1	3	2	7	0	0	1			
					第7節						第7節									
					地盤改良工						地盤改良工									
3	2	7	1	0	1	3	2	7	1	0	1	3	2	7	1	0	1			
					2-7-1						2-7-1									
					一般事項						一般事項									
3	2	7	1	1	1	3	2	7	1	1	1	3	2	7	1	1	1			
					1						1									
					本節は、地盤改良工として路床安定処理工、置換工、表層安定処理工、パイルネット工、サンドマット工、パーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。						1								本節は、地盤改良工として路床安定処理工、置換工、表層安定処理工、パイルネット工、サンドマット工、パーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。	
3	2	7	2	0	1	3	2	7	2	0	1	3	2	7	2	0	1			
					2-7-2						2-7-2									
					路床安定処理工						路床安定処理工									
3	2	7	2	1	1	3	2	7	2	1	1	3	2	7	2	1	1			
					1 .						1 .									
					請負者は、路床土と安定材を均一に混合し、締固めて仕上げなければならない。						1 .								受注者は、路床土と安定材を均一に混合し、締固めて仕上げなければならない。	
3	2	7	2	2	1	3	2	7	2	2	1	3	2	7	2	2	1			
					2 .						2 .									
					請負者は、安定材の散布を行う前に現地盤の不陸整形や必要に応じて仮排水路などを設置しなければならない。						2 .								受注者は、安定材の散布を行う前に現地盤の不陸整形や必要に応じて仮排水路などを設置しなければならない。	
3	2	7	2	3	1	3	2	7	2	3	1	3	2	7	2	3	1			
					3 .						3 .									
					請負者は、所定の安定材を散布機械または人力によって均等に散布しなければならない。						3 .								受注者は、所定の安定材を散布機械または人力によって均等に散布しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等														
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
3	2	7	2	4	1	4	3	2	7	2	4	3	2	7	2	4	1	4	3	2	7	2	4	1		
						請負者は、路床安定処理工にあたり、散布終了後に適切な混合機械を用いて混合しなければならない。また、請負者は混合中は混合深さの確認を行うとともに混合むらが生じた場合は、再混合を行わなければならない。																				
3	2	7	2	5	1	5	3	2	7	2	5	3	2	7	2	5	1	5	3	2	7	2	5	1		
						請負者は、路床安定処理工にあたり、粒状の石灰を用いる場合には、一回目の混合が終了した後仮転圧して放置し、生石灰の消化を待ってから再び混合を行わなければならない。ただし、粉状の生石灰(0~5mm)を使用する場合は、一回の混合とすることができる。																				
3	2	7	2	6	1	6	3	2	7	2	6	3	2	7	2	6	1	6	3	2	7	2	6	1		
						請負者は、路床安定処理工における散布及び混合を行うにあたり、粉塵対策について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。																				
3	2	7	2	7	1	7	3	2	7	2	7	3	2	7	2	7	1	7	3	2	7	2	7	1		
						請負者は、路床安定処理工にあたり、混合が終了したら表面を粗均した後に、整形し締固めなければならない。当該箇所が軟弱で締固め機械が入れない場合には、湿地ブルドーザなどで軽く転圧を行い、数日間養生した後に整形しタイヤローラなどで締固めるものとする。																				
3	2	7	3	0	1	2-7-3	3	2	7	3	0	3	2	7	3	0	1	2-7-3	3	2	7	3	0	1		
						置換工																				
3	2	7	3	1	1	1	3	2	7	3	1	3	2	7	3	1	1	1	3	2	7	3	1	1		
						請負者は、置換のために掘削を行うにあたり、掘削面以下の層を乱さないように施工しなければならない。																				
3	2	7	3	2	1	2	3	2	7	3	2	3	2	7	3	2	1	2	3	2	7	3	2	1		
						請負者は、路床部の置換工にあたり、一層の敷均し厚さは、仕上がり厚で20cm以下としなければならない。																				
3	2	7	3	3	1	3	3	2	7	3	3	3	2	7	3	3	1	3	3	2	7	3	3	1		
						請負者は、構造物基礎の置換工に当たり、構造物に有害な沈下及びその他の影響が生じないように十分に締め固めなければならない。																				
3	2	7	3	4	1	4	3	2	7	3	4	3	2	7	3	4	1	4	3	2	7	3	4	1		
						請負者は、置換工において、終了表面を粗均した後に、整形し締固めなければならない。																				
3	2	7	4	0	1	2-7-4	3	2	7	4	0	3	2	7	4	0	1	2-7-4	3	2	7	4	0	1		
						表層安定処理工																				
3	2	7	4	1	1	1	3	2	7	4	1	3	2	7	4	1	1	1	3	2	7	4	1	1		
						請負者は、表層安定処理工にあたり、設計図書に記載された安定材を用いて、記載された範囲、形状に仕上げなければならない。																				
3	2	7	4	2	1	2	3	2	7	4	2	3	2	7	4	2	1	2	3	2	7	4	2	1		
						サンドマット及び安定シートの施工については、第3編2-7-6サンドマット工の規定による。																			表現を整備局と整合	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	7	4	3	1	3	3. 請負者は、表層混合処理を行うにあたり、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面 50cm以上の水はけの良い高台に置き、水の侵入、吸湿を避けなければならない。なお、請負者は、生石灰の貯蔵量が 500kg越える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。	3	2	7	4	3	1	3	3. 受注者は、表層混合処理を行うにあたり、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面 50cm以上の水はけの良い高台に置き、水の侵入、吸湿を避けなければならない。なお、受注者は、生石灰の貯蔵量が 500kg越える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。	
3	2	7	4	4	1	3	4. 請負者は、置換のための掘削を行う場合には、その掘削面の崩壊が生じないように現地の状況に応じて勾配を決定しなければならない。	3	2	7	4	4	1	3	4. 受注者は、置換のための掘削を行う場合には、その掘削面の崩壊が生じないように現地の状況に応じて勾配を決定しなければならない。	
3	2	7	4	5	1	3	5. 請負者は、サンドマット（海上）にあたっては、潮流を考慮し砂を所定の箇所へ投下しなければならない。	3	2	7	4	5	1	3	5. 受注者は、サンドマット（海上）にあたっては、潮流を考慮し砂を所定の箇所へ投下しなければならない。	
3	2	7	4	6	1	3	6. 請負者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行うものとする。	3	2	7	4	6	1	3	6. 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行わなければならない。	
3	2	7	5	0	1	2 - 7 - 5	パイルネット工	3	2	7	5	0	1	2 - 7 - 5	パイルネット工	
3	2	7	5	1	1	3	1. 請負者は、連結鉄筋の施工にあたり、設計図書に記載された位置に敷設しなければならない。	3	2	7	5	1	1	3	1. 受注者は、連結鉄筋の施工にあたり、設計図書に記載された位置に敷設しなければならない。	
3	2	7	5	2	1	3	2. サンドマット及び安定シートの施工については、第3編2 - 7 - 6 サンドマット工の規定によるものとする。	3	2	7	5	2	1	3	2. サンドマット及び安定シートの施工については、第3編2 - 7 - 6 サンドマット工の規定によるものとする。	
3	2	7	5	3	1	3	3. パイルネット工における木杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	3	2	7	5	3	1	3	3. パイルネット工における木杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
3	2	7	5	3	2	3	(1) 請負者は、材質が設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。	3	2	7	5	3	2	3	(1) 受注者は、材質が設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。	
3	2	7	5	3	3	3	(2) 請負者は、先端は角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度としなければならない。	3	2	7	5	3	3	3	(2) 受注者は、先端は角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度としなければならない。	
3	2	7	5	4	1	3	4. パイルネット工における既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定による。	3	2	7	5	4	1	3	4. パイルネット工における既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定による。	
3	2	7	5	4	2	3	(1) 請負者は、施工後に地表面に凹凸や空洞が生じた場合は、第3編2 - 3 - 3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを埋戻さなければならない。	3	2	7	5	4	2	3	(1) 受注者は、施工後に地表面に凹凸や空洞が生じた場合は、第3編2 - 3 - 3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを埋戻さなければならない。	
3	2	7	5	4	3	3	(2) 請負者は、杭頭処理にあたり、杭本体を損傷させないように行わなければならない。	3	2	7	5	4	3	3	(2) 受注者は、杭頭処理にあたり、杭本体を損傷させないように行わなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	7	5	4	4	(3)	請負者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管するものとし、監督職員または、検査職員が施工記録を求めた場合は、速やかに提示しなければならない。	3	2	7	5	4	(3)	受注者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管するものとし、監督職員または、検査職員が施工記録を求めた場合は、速やかに提示しなければならない。											
3	2	7	5	4	5	(4)	請負者は、打込みにあたり、キャップは杭径に適したものをを用いるものとし、クッションは変形のないものをを用いなければならない。	3	2	7	5	4	(4)	受注者は、打込みにあたり、キャップは杭径に適したものをを用いるものとし、クッションは変形のないものをを用いなければならない。											
3	2	7	5	4	6	(5)	請負者は、杭の施工にあたり、杭頭を打込みの打撃等により損傷した場合は、これを整形しなければならない。	3	2	7	5	4	(5)	受注者は、杭の施工にあたり、杭頭を打込みの打撃等により損傷した場合は、これを整形しなければならない。											
3	2	7	5	4	7	(6)	請負者は、杭の施工にあたり、打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	7	5	4	(6)	受注者は、杭の施工にあたり、打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。											
3	2	7	5	4	8	(7)	請負者は、杭の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	7	5	4	(7)	受注者は、杭の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。											
3	2	7	5	4	9	(8)	杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	3	2	7	5	4	(8)	杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。											
3	2	7	5	4	10		請負者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規定による。	3	2	7	5	4		受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類は JIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規定による。											
3	2	7	5	4	11		請負者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規定による。	3	2	7	5	4		受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規定による。											
3	2	7	5	4	12		請負者は、杭の継手は JIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規定による。	3	2	7	5	4		受注者は、杭の継手は JIS A 7201（遠心力コンクリートくい施工標準）の規定による。											
3	2	7	5	4	13	(9)	請負者は、杭のカットオフにあたり、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行わなければならない。	3	2	7	5	4	(9)	受注者は、杭のカットオフにあたり、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行わなければならない。											
3	2	7	5	4	14	(10)	0) 請負者は、殻運搬処理にあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	3	2	7	5	4	(10)	0) 受注者は、殻運搬処理にあたっては、運搬物が飛散しないように、適切な処置を行わなければならない。											
3	2	7	6	0	1	2 - 7 - 6	サンドマット工	3	2	7	6	0	1	2 - 7 - 6	サンドマット工										
3	2	7	6	1	1	1.	請負者は、サンドマットの施工にあたり、砂のまき出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。	3	2	7	6	1	1	1.	受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂のまき出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。										
3	2	7	6	2	1	2.	請負者は、安定シートの施工にあたり、隙間無く敷設しなければならない。	3	2	7	6	2	1	2.	受注者は、安定シートの施工にあたり、隙間無く敷設しなければならない。										
3	2	7	7	0	1	2 - 7 - 7	パーティカルドレーン工	3	2	7	7	0	1	2 - 7 - 7	パーティカルドレーン工										

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	7	7	1	1		1. 請負者は、パーチカルドレーンの打設及び排水材の投入に使用する機械については、施工前に施工計画書に記載しなければならない。	3	2	7	7	1	1		1. 受注者は、パーチカルドレーンの打設及び排水材の投入に使用する機械については、施工前に施工計画書に記載しなければならない。	
3	2	7	7	2	1		2. 請負者は、パーチカルドレーン内への投入材の投入量を計測し、確実に充てんしたことを確認しなければならない。	3	2	7	7	2	1		2. 受注者は、パーチカルドレーン内への投入材の投入量を計測し、確実に充填したことを確認しなければならない。	
3	2	7	7	3	1		3. 請負者は、袋詰式サンドドレーン及びペーパードレーンについてはその打設による使用量を計測し、確実に打設されたことを確認しなければならない。	3	2	7	7	3	1		3. 受注者は、袋詰式サンドドレーン及びペーパードレーンについてはその打設による使用量を計測し、確実に打設されたことを確認しなければならない。	
3	2	7	7	4	1		4. 請負者は、袋詰式サンドドレーン及びペーパードレーンの打設にあたり、切断及び持ち上がりが生じた場合は、改めて打設を行わなければならない。	3	2	7	7	4	1		4. 受注者は、袋詰式サンドドレーン及びペーパードレーンの打設にあたり、切断及び持ち上がりが生じた場合は、改めて打設を行わなければならない。	
3	2	7	7	5	1		5. 請負者は、打設を完了したペーパードレーンの頭部を保護し、排水効果を維持しなければならない。	3	2	7	7	5	1		5. 受注者は、打設を完了したペーパードレーンの頭部を保護し、排水効果を維持しなければならない。	
3	2	7	8	0	1	2 - 7 - 8	締固め改良工	3	2	7	8	0	1	2 - 7 - 8	締固め改良工	
3	2	7	8	1	1		1. 請負者は、締固め改良工にあたり、地盤の状況を把握し、坑内へ設計図書に記載された粒度分布の砂を用いて適切に充填しなければならない。	3	2	7	8	1	1		1. 受注者は、締固め改良工にあたり、地盤の状況を把握し、坑内へ設計図書に記載された粒度分布の砂を用いて適切に充填しなければならない。	
3	2	7	8	2	1		2. 請負者は、施工現場周辺の地盤や、他の構造物並びに施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。	3	2	7	8	2	1		2. 受注者は、施工現場周辺の地盤や、他の構造物並びに施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。	
3	2	7	8	3	1		3. 請負者は、海上におけるサンドコンパクションの施工にあたっては、設計図書に示された位置に打設しなければならない。	3	2	7	8	3	1		3. 受注者は、海上におけるサンドコンパクションの施工にあたっては、設計図書に示された位置に打設しなければならない。	
3	2	7	9	0	1	2 - 7 - 9	固結工	3	2	7	9	0	1	2 - 7 - 9	固結工	
3	2	7	9	1	1		1. 攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌及びスラリー攪拌を示すものとする。	3	2	7	9	1	1		1. 攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌及びスラリー攪拌を示すものとする。	
3	2	7	9	2	1		2. 請負者は、固結工による工事着手前に、攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を確認しこの結果を監督職員に報告するとともに、監督職員または検査職員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	3	2	7	9	2	1		2. 受注者は、固結工による工事着手前に、攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を確認しこの結果を監督職員に報告するとともに、監督職員または検査職員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	県独自の表現変更
3	2	7	9	3	1		3. 請負者は、固結工法にあたり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などに対して振動による障害を与えないようにしなければならない。	3	2	7	9	3	1		3. 受注者は、固結工法にあたり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などに対して振動による障害を与えないようにしなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由			
3	2	7	9	4	1	4	3	2	7	9	4	4	3	2	7	9	4	1	受注者は、固結工の施工中に地下埋設物を発見した場合は、ただちに工事を中止し、監督職員に報告後、占有者全体の立会を求め管理者を明確にし、その管理者と埋設物の処理にあたらなければならない。		
3	2	7	9	5	1	5	3	2	7	9	5	1	5	3	2	7	9	5	1	受注者は、生石灰パイルの施工にあたり、パイルの頭部は1m程度空打ちし、砂または粘土で埋戻さなければならない。	
3	2	7	9	6	1	6	3	2	7	9	6	1	6	3	2	7	9	6	1	受注者は、薬液注入工の施工にあたり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督職員の承諾を得なければならない。	
3	2	7	9	7	1	7	3	2	7	9	7	1	7	3	2	7	9	7	1	受注者は、薬液注入工の着手前に以下について監督職員の確認を得なければならない。	
3	2	7	9	7	2	(1)	3	2	7	9	7	2	(1)	3	2	7	9	7	2	工法関係	
3	2	7	9	7	3		3	2	7	9	7	3		3	2	7	9	7	3	注入圧	
3	2	7	9	7	4		3	2	7	9	7	4		3	2	7	9	7	4	注入速度	
3	2	7	9	7	5		3	2	7	9	7	5		3	2	7	9	7	5	注入順序	
3	2	7	9	7	6		3	2	7	9	7	6		3	2	7	9	7	6	ステップ長	
3	2	7	9	7	7	(2)	3	2	7	9	7	7	(2)	3	2	7	9	7	7	材料関係	
3	2	7	9	7	8		3	2	7	9	7	8		3	2	7	9	7	8	材料(購入・流通経路等を含む)	
3	2	7	9	7	9		3	2	7	9	7	9		3	2	7	9	7	9	ゲルタイム	
3	2	7	9	7	10		3	2	7	9	7	10		3	2	7	9	7	10	配合	
3	2	7	9	8	1	8	3	2	7	9	8	1	8	3	2	7	9	8	1	受注者は、薬液注入工を施工する場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(昭和49年7月10日建設省官技発第160号)の規定による。	表現を整備局と整合
3	2	7	9	9	1	9	3	2	7	9	9	1	9	3	2	7	9	9	1	受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工に係る施工管理等について」(平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)の規定による。なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	表現を整備局と整合
3	2	8	0	0	1	第8節	3	2	8	0	0	1	第8節	3	2	8	0	0	1	工場製品輸送工	
3	2	8	1	0	1	2-8-1	3	2	8	1	0	1	2-8-1	3	2	8	1	0	1	一般事項	
3	2	8	1	1	1	1	3	2	8	1	1	1	1	3	2	8	1	1	1	本節は、工場製品輸送工として輸送工その他これらに類する工種について定める。	表現を整備局と整合
3	2	8	1	2	1	2	3	2	8	1	2	1	2	3	2	8	1	2	1	受注者は、輸送計画に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。	表現を整備局と整合
3	2	8	2	0	1	2-8-2	3	2	8	2	0	1	2-8-2	3	2	8	2	0	1	輸送工	
3	2	8	2	1	1	1	3	2	8	2	1	1	1	3	2	8	2	1	1	受注者は、部材の発送に先立ち、塗装等で組立て記号を記入しておかななければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	8	2	2	1		2. 請負者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、請負者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に連絡し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。	3	2	8	2	2	1		2. 受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、受注者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に連絡し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。	
3	2	9	0	0	1	第9節	構造物撤去工	3	2	9	0	0	1	第9節	構造物撤去工	
3	2	9	1	0	1	2-9-1	一般事項	3	2	9	1	0	1	2-9-1	一般事項	
3	2	9	1	1	1		1. 本節は、構造物撤去工として作業土工、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路付属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、かご撤去工、落石雪害防止撤去工、ブロック舗装撤去工、緑石撤去工、冬季安全施設撤去工、骨材再生工、運搬処理工その他これらに類する工種について定める。	3	2	9	1	1	1		1. 本節は、構造物撤去工として作業土工（床掘り・埋戻し）、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路付属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、かご撤去工、落石雪害防止撤去工、ブロック舗装撤去工、緑石撤去工、冬季安全施設撤去工、骨材再生工、運搬処理工その他これらに類する工種について定める。	
3	2	9	2	0	1	2-9-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	3	2	9	2	0	1	2-9-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	
3	2	9	2	1	1		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	3	2	9	2	1	1		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	
3	2	9	3	0	1	2-9-3	構造物取壊し工	3	2	9	3	0	1	2-9-3	構造物取壊し工	
3	2	9	3	1	1		1. 請負者は、コンクリート構造物取壊し及びコンクリートはつりを行うにあたり、本体構造物の一部を撤去する場合には、本体構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。	3	2	9	3	1	1		1. 受注者は、コンクリート構造物取壊し及びコンクリートはつりを行うにあたっては、本体構造物の一部を撤去する場合には、本体構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。	
3	2	9	3	2	1		2. 請負者は、舗装版取壊しを行うにあたり、他に影響を与えないように施工しなければならない。	3	2	9	3	2	1		2. 受注者は、舗装版取壊しを行うにあたっては、他に影響を与えないように施工しなければならない。	
3	2	9	3	3	1		3. 請負者は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付法面取壊しを行うにあたり、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないように施工しなければならない。	3	2	9	3	3	1		3. 受注者は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付法面取壊しを行うにあたっては、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないように施工しなければならない。	
3	2	9	3	4	1		4. 請負者は、鋼材切断を行うにあたり、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。	3	2	9	3	4	1		4. 受注者は、鋼材切断を行うにあたっては、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。	
3	2	9	3	5	1		5. 請負者は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。	3	2	9	3	5	1		5. 受注者は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。	
3	2	9	3	6	1		6. 請負者は、根固めブロック撤去を行うにあたり、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。	3	2	9	3	6	1		6. 受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	9	3	7	1	7	3	2	9	3	7	7	3	2	9	3	7	1	7 . 請負者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、周辺環境や対象構造物に悪影響を与えないように施工しなければならない。
3	2	9	3	8	1	8	3	2	9	3	8	8	3	2	9	3	8	1	8 . 請負者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。
3	2	9	3	9	1	9	3	2	9	3	9	9	3	2	9	3	9	1	9 . 請負者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。
3	2	9	3	10	1	10	3	2	9	3	10	10	3	2	9	3	10	1	10 . 請負者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、設計図書に従って施工しなければならない。
3	2	9	3	11	1	11	3	2	9	3	11	11	3	2	9	3	11	1	11 . 請負者は、コンクリート表面処理において発生する濁水および廃材については、設計図書による処分方法によらなければならない。
3	2	9	4	0	1	2 - 9 - 4	3	2	9	4	0	1	3	2	9	4	0	1	2 - 9 - 4 防護柵撤去工
3	2	9	4	1	1	1	3	2	9	4	1	1	3	2	9	4	1	1	1 . 請負者は、ガードレール、ガードパイプ、横断・転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。
3	2	9	4	2	1	2	3	2	9	4	2	1	3	2	9	4	2	1	2 . 請負者は、ガードレール、ガードパイプ、横断・転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。
3	2	9	4	3	1	3	3	2	9	4	3	1	3	2	9	4	3	1	3 . 請負者は、ガードレール、ガードパイプ、横断・転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。
3	2	9	5	0	1	2 - 9 - 5	3	2	9	5	0	1	3	2	9	5	0	1	2 - 9 - 5 標識撤去工
3	2	9	5	1	1	1	3	2	9	5	1	1	3	2	9	5	1	1	1 . 請負者は、標識撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。
3	2	9	5	2	1	2	3	2	9	5	2	1	3	2	9	5	2	1	2 . 請負者は、標識撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。
3	2	9	5	3	1	3	3	2	9	5	3	1	3	2	9	5	3	1	3 . 請負者は、標識撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。
3	2	9	6	0	1	2 - 9 - 6	3	2	9	6	0	1	3	2	9	6	0	1	2 - 9 - 6 道路付属物撤去工

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
3	2	9	6	1	1		1. 請負者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鈺、車線分離標、境界鈺等の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。	3	2	9	6	1	1		1. 受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鈺、車線分離標、境界鈺等の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。	
3	2	9	6	2	1		2. 請負者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鈺、車線分離標、境界鈺等の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。	3	2	9	6	2	1		2. 受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鈺、車線分離標、境界鈺等の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。	
3	2	9	6	3	1		3. 請負者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鈺、車線分離標、境界鈺等の撤去に伴い、適切な工法を検討し施工しなければならない。	3	2	9	6	3	1		3. 受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鈺、車線分離標、境界鈺等の撤去に伴い、適切な工法を検討し施工しなければならない。	
3	2	9	6	4	1		4. 請負者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鈺、車線分離標、境界鈺等の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	3	2	9	6	4	1		4. 受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鈺、車線分離標、境界鈺等の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	
3	2	9	7	0	1	2 - 9 - 7	プレキャスト擁壁撤去工	3	2	9	7	0	1	2 - 9 - 7	プレキャスト擁壁撤去工	
3	2	9	7	1	1		1. 請負者は、プレキャスト擁壁の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。	3	2	9	7	1	1		1. 受注者は、プレキャスト擁壁の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。	
3	2	9	7	2	1		2. 請負者は、プレキャスト擁壁の一部を撤去する場合には、他の構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。	3	2	9	7	2	1		2. 受注者は、プレキャスト擁壁の一部を撤去する場合には、他の構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。	
3	2	9	7	3	1		3. 請負者は、プレキャスト擁壁の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	3	2	9	7	3	1		3. 受注者は、プレキャスト擁壁の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	
3	2	9	8	0	1	2 - 9 - 8	排水構造物撤去工	3	2	9	8	0	1	2 - 9 - 8	排水構造物撤去工	
3	2	9	8	1	1		1. 請負者は、排水構造物の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。	3	2	9	8	1	1		1. 受注者は、排水構造物の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。	
3	2	9	8	2	1		2. 請負者は、排水構造物の撤去に際して、他の排水構造物施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。	3	2	9	8	2	1		2. 受注者は、排水構造物の撤去に際して、他の排水構造物施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。	
3	2	9	8	3	1		3. 請負者は、排水構造物の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。	3	2	9	8	3	1		3. 受注者は、排水構造物の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。	
3	2	9	8	4	1		4. 請負者は、側溝・街渠、集水樹・マンホールの撤去に際して、切廻し水路を設置した場合は、その機能を維持するよう管理しなければならない。	3	2	9	8	4	1		4. 受注者は、側溝・街渠、集水樹・マンホールの撤去に際して、切廻し水路を設置した場合は、その機能を維持するよう管理しなければならない。	
3	2	9	8	5	1		5. 請負者は、排水構造物の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	3	2	9	8	5	1		5. 受注者は、排水構造物の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	
3	2	9	9	0	1	2 - 9 - 9	かご撤去工	3	2	9	9	0	1	2 - 9 - 9	かご撤去工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	9	9	1	1	1	1. 請負者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、ゴミを現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。	3	2	9	9	1	1	1	1. 受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、ゴミを現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。	
3	2	9	9	2	1	2	2. 請負者は、じゃかご、ふとんかごの撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	3	2	9	9	2	1	2	2. 受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	
3	2	9	10	0	1	2 - 9 - 10	落石雪害防止撤去工	3	2	9	10	0	1	2 - 9 - 10	落石雪害防止撤去工	
3	2	9	10	1	1	1	1. 請負者は、落石防護柵撤去、落石防止網（繊維網）の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。	3	2	9	10	1	1	1	1. 受注者は、落石防護柵撤去、落石防止網（繊維網）の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。	
3	2	9	10	2	1	2	2. 請負者は、落石防護柵撤去、落石防止網（繊維網）の撤去にあたっては、設計図書による処分方法によらなければならない。	3	2	9	10	2	1	2	2. 受注者は、落石防護柵撤去、落石防止網（繊維網）の撤去にあたっては、設計図書による処分方法によらなければならない。	
3	2	9	11	0	1	2 - 9 - 11	ブロック舗装撤去工	3	2	9	11	0	1	2 - 9 - 11	ブロック舗装撤去工	
3	2	9	11	1	1	1	1. 請負者は、インターロッキングブロック、コンクリート平板ブロック及びノンスリップの撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。	3	2	9	11	1	1	1	1. 受注者は、インターロッキングブロック、コンクリート平板ブロック及びノンスリップの撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。	
3	2	9	11	2	1	2	2. 請負者は、インターロッキングブロック、コンクリート平板ブロック及びノンスリップの撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。	3	2	9	11	2	1	2	2. 受注者は、インターロッキングブロック、コンクリート平板ブロック及びノンスリップの撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。	
3	2	9	11	3	1	3	3. 請負者は、インターロッキングブロック、コンクリート平板ブロック及びノンスリップの撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	3	2	9	11	3	1	3	3. 受注者は、インターロッキングブロック、コンクリート平板ブロック及びノンスリップの撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	
3	2	9	12	0	1	2 - 9 - 12	縁石撤去工	3	2	9	12	0	1	2 - 9 - 12	縁石撤去工	
3	2	9	12	1	1	1	1. 請負者は、歩車道境界ブロック、地先境界ブロックの撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。	3	2	9	12	1	1	1	1. 受注者は、歩車道境界ブロック、地先境界ブロックの撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。	
3	2	9	12	2	1	2	2. 請負者は、歩車道境界ブロック、地先境界ブロックの撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。	3	2	9	12	2	1	2	2. 受注者は、歩車道境界ブロック、地先境界ブロックの撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。	
3	2	9	12	3	1	3	3. 請負者は、歩車道境界ブロックおよび地先境界ブロックの撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	3	2	9	12	3	1	3	3. 受注者は、歩車道境界ブロック及び地先境界ブロックの撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	
3	2	9	13	0	1	2 - 9 - 13	冬季安全施設撤去工	3	2	9	13	0	1	2 - 9 - 13	冬季安全施設撤去工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	9	13	1	1	1 .	3	2	9	13	1	1	1 .	受注者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。	
3	2	9	13	2	1	2 .	3	2	9	13	2	1	2 .	吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去にあたっては、第3編2-9-3 構造物取壊し工の規定によるものとする。	
3	2	9	13	3	1	3 .	3	2	9	13	3	1	3 .	受注者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去にあたっては、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。	
3	2	9	13	4	1	4 .	3	2	9	13	4	1	4 .	受注者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	
3	2	9	14	0	1	2 - 9 - 14	3	2	9	14	0	1	2 - 9 - 14	骨材再生工	
3	2	9	14	1	1	1 .	3	2	9	14	1	1	1 .	骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-18建設副産物の規定によるものとする。	
3	2	9	14	2	1	2 .	3	2	9	14	2	1	2 .	受注者は、構造物の破碎、撤去については、第3編2-9-3 構造物取壊し工及び第3編2-9-6 道路付属物撤去工の規定により施工しなければならない。ただし、これらの規定により難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	表現を整備局と整合
3	2	9	14	3	1	3 .	3	2	9	14	3	1	3 .	受注者は、骨材再生工の施工にあたり、現場状況、破碎物の内容、破碎量や運搬方法などから、適切な使用機械を選定しなければならない。	
3	2	9	14	4	1	4 .	3	2	9	14	4	1	4 .	受注者は、骨材再生工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷や悪影響を与えないように行なわなければならない。	
3	2	9	14	5	1	5 .	3	2	9	14	5	1	5 .	受注者は、作業ヤードの出入り口の設置及び破碎作業に際して、関係者以外の立ち入りの防止に対して留意しなければならない。	
3	2	9	14	6	1	6 .	3	2	9	14	6	1	6 .	受注者は、破碎ホッパーに投入する材質、圧縮強度、大きさ等について使用機械の仕様、処理能力、選別方法や再生骨材の使用目的を考慮して、小割及び分別の方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、鉄筋、不純物、ごみや土砂などの付着物の処理は、再生骨材の品質及び使用機械の適用条件に留意して行なわなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等			
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由	
3	2	9	14	7	1	7	請負者は、コンクリート塊やアスファルト塊等の破碎や積込みにあたり、飛散、粉塵及び振動対策の必要性について変更が伴う場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	9	14	7	1	7	受注者は、コンクリート塊やアスファルト塊等の破碎や積込みにあたり、飛散、粉塵及び振動対策の必要性について変更が伴う場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		
3	2	9	14	8	1	8	請負者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の設備方法について変更が伴う場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	9	14	8	1	8	受注者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法について変更が伴う場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		
3	2	9	14	9	1	9	請負者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	9	14	9	1	9	受注者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		
3	2	9	14	10	1	10	請負者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に再生骨材や建設廃棄物を仮置きまたは処分する場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	9	14	10	1	10	受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に再生骨材や建設廃棄物を仮置きまたは処分する場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		
3	2	9	15	0	1	2 - 9 - 15	運搬処理工	3	2	9	15	0	1	2 - 9 - 15	運搬処理工		
3	2	9	15	1	1	1	1. 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編 1 - 1 - 17工事現場発生品の規定による。	3	2	9	15	1	1	1	1	1. 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編 1 - 1 - 17工事現場発生品の規定による。	
3	2	9	15	2	1	2	2. 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編 1 - 1 - 18建設副産物の規定による。	3	2	9	15	2	1	2	2. 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編 1 - 1 - 18建設副産物の規定による。		
3	2	9	15	3	1	3	請負者は、殻運搬処理、現場発生品の運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。	3	2	9	15	3	1	3	受注者は、殻運搬処理、現場発生品の運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないよう適正な処置を行わなければならない。		
3	2	10	0	0	1	第10節	仮設工	3	2	10	0	0	1	第10節	仮設工		
3	2	10	1	0	1	2 - 10 - 1	一般事項	3	2	10	1	0	1	2 - 10 - 1	一般事項		
3	2	10	1	1	1	1	1. 本節は、仮設工として工用道路工、仮橋・仮橋脚工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工その他これらに類する工種について定める。	3	2	10	1	1	1	1	1. 本節は、仮設工として工用道路工、仮橋・仮橋脚工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工その他これらに類する工種について定める。		
3	2	10	1	2	1	2	請負者は、仮設工については、設計図書の定めまたは監督職員の指示がある場合を除き、請負者の責任において施工しなければならない。	3	2	10	1	2	1	2	受注者は、仮設工については、設計図書の定めまたは監督職員の指示がある場合を除き、受注者の責任において施工しなければならない。		

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	10	1	3	1	3	2	10	1	3	1	3	2	10	1	3	1	3	2	10	1	3	1		
3	2	10	2	0	1	2 - 10 - 2	3	2	10	2	0	1	3	2	10	2	0	1	3	2	10	2	0	1	
3	2	10	2	1	1	1 .	3	2	10	2	1	1	3	2	10	2	1	1	3	2	10	2	1	1	
3	2	10	2	2	1	2 .	3	2	10	2	2	1	3	2	10	2	2	1	3	2	10	2	2	1	
3	2	10	2	3	1	3 .	3	2	10	2	3	1	3	2	10	2	3	1	3	2	10	2	3	1	
3	2	10	2	4	1	4 .	3	2	10	2	4	1	3	2	10	2	4	1	3	2	10	2	4	1	
3	2	10	2	5	1	5 .	3	2	10	2	5	1	3	2	10	2	5	1	3	2	10	2	5	1	
3	2	10	2	6	1	6 .	3	2	10	2	6	1	3	2	10	2	6	1	3	2	10	2	6	1	
3	2	10	2	7	1	7 .	3	2	10	2	7	1	3	2	10	2	7	1	3	2	10	2	7	1	
3	2	10	2	8	1	8 .	3	2	10	2	8	1	3	2	10	2	8	1	3	2	10	2	8	1	
3	2	10	2	9	1	9 .	3	2	10	2	9	1	3	2	10	2	9	1	3	2	10	2	9	1	
3	2	10	3	0	1	2 - 10 - 3	3	2	10	3	0	1	3	2	10	3	0	1	3	2	10	3	0	1	
3	2	10	3	1	1	1 .	3	2	10	3	1	1	3	2	10	3	1	1	3	2	10	3	1	1	
3	2	10	3	2	1	2 .	3	2	10	3	2	1	3	2	10	3	2	1	3	2	10	3	2	1	
3	2	10	3	3	1	3 .	3	2	10	3	3	1	3	2	10	3	3	1	3	2	10	3	3	1	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	10	3	4	1	4.						3	2	10	3	4	1	4.							
						請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。												受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適切な処置を行わなければならない。							
3	2	10	3	5	1	5.						3	2	10	3	5	1	5.							
						請負者は、杭橋脚の施工にあたり、ウォータージェットを用いる場合には、最後の打止めを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。												受注者は、杭橋脚の施工にあたり、ウォータージェットを用いる場合には、最後の打止めを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。							
3	2	10	4	0	1	2 - 10 - 4						3	2	10	4	0	1	2 - 10 - 4							
						路面覆工												路面覆工							
3	2	10	4	1	1	1.						3	2	10	4	1	1	1.							
						請負者は、路面覆工を施工するにあたり、覆工板間の段差、隙間、覆工板表面の滑り及び覆工板の跳ね上がり等に注意し、交通の支障とならないようにしなければならない。また、路面覆工の横断方向端部には必ず覆工板ずれ止め材を取り付けなければならない。												受注者は、路面覆工を施工するにあたり、覆工板間の段差、隙間、覆工板表面の滑り及び覆工板の跳ね上がり等に注意し、交通の支障とならないようにしなければならない。また、路面覆工の横断方向端部には必ず覆工板ずれ止め材を取り付けなければならない。							
3	2	10	4	2	1	2.						3	2	10	4	2	1	2.							
						請負者は、覆工部の出入り口の設置及び資器材の搬入出に際して、関係者以外の立ち入りの防止に対して留意しなければならない。												受注者は、覆工部の出入り口の設置及び資器材の搬入出に際して、関係者以外の立ち入りの防止に対して留意しなければならない。							
3	2	10	4	3	1	3.						3	2	10	4	3	1	3.							
						請負者は、路面勾配がある場合に、覆工板の受桁に荷重が均等にかかるようにすると共に、受桁が転倒しない構造としなければならない。												受注者は、路面勾配がある場合に、覆工板の受桁に荷重が均等にかかるようにすると共に、受桁が転倒しない構造としなければならない。							
3	2	10	5	0	1	2 - 10 - 5						3	2	10	5	0	1	2 - 10 - 5							
						土留・仮締切工												土留・仮締切工							
3	2	10	5	1	1	1.						3	2	10	5	1	1	1.							
						請負者は、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければならない。												受注者は、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければならない。							
3	2	10	5	2	1	2.						3	2	10	5	2	1	2.							
						請負者は、仮締切工の施工にあたり、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。												受注者は、仮締切工の施工にあたり、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。							
3	2	10	5	3	1	3.						3	2	10	5	3	1	3.							
						請負者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、国土交通省 仮締切堤設置基準（案）の規定による。												受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、国土交通省 仮締切堤設置基準（案）の規定による。							
3	2	10	5	4	1	4.						3	2	10	5	4	1	4.							
						請負者は、土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認しなければならない。												受注者は、土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認しなければならない。							
3	2	10	5	5	1	5.						3	2	10	5	5	1	5.							
						請負者は、溝掘りを行うにあたり、一般の交通を開放する必要がある場合には、仮復旧を行い一般の交通に開放しなければならない。												受注者は、溝掘りを行うにあたり、一般の交通を開放する必要がある場合には、仮復旧を行い一般の交通に開放しなければならない。							
3	2	10	5	6	1	6.						3	2	10	5	6	1	6.							
						請負者は、埋戻しを行うにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、目標高さまで埋戻さなければならない。												受注者は、埋戻しを行うにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、目標高さまで埋戻さなければならない。							

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	10	5	7	1	7	請負者は、埋戻し箇所が水中の場合には、施工前に排水しなければならない。	3	2	10	5	7	1	7	受注者は、埋戻し箇所が水中の場合には、施工前に排水しなければならない。	
3	2	10	5	8	1	8	請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、十分に締固めを行わなければならない。	3	2	10	5	8	1	8	受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、十分に締固めを行わなければならない。	
3	2	10	5	9	1	9	請負者は、埋戻しを行うにあたり、埋設構造物がある場合には、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。	3	2	10	5	9	1	9	受注者は、埋戻しを行うにあたり、埋設構造物がある場合には、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。	
3	2	10	5	10	1	10	請負者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石が一ヶ所に集中しないように施工しなければならない。	3	2	10	5	10	1	10	受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石が一ヶ所に集中しないように施工しなければならない。	
3	2	10	5	11	1	11	請負者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。	3	2	10	5	11	1	11	受注者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。	
3	2	10	5	12	1	12	請負者は、仮設鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない	3	2	10	5	12	1	12	受注者は、仮設鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない	
3	2	10	5	13	1	13	請負者は、ウォータージェットを用いて仮設H鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、最後の打止めを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。	3	2	10	5	13	1	13	受注者は、ウォータージェットを用いて仮設H鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、最後の打止めを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。	
3	2	10	5	14	1	14	請負者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等で充てんしなければならない。	3	2	10	5	14	1	14	受注者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等で充填しなければならない。	
3	2	10	5	15	1	15	請負者は、仮設アンカーの削孔施工については、地下埋設物や周辺家屋等に悪影響を与えないように行わなければならない。	3	2	10	5	15	1	15	受注者は、仮設アンカーの削孔施工については、地下埋設物や周辺家屋等に悪影響を与えないように行わなければならない。	
3	2	10	5	16	1	16	請負者は、タイロッド・腹起しあるいは切梁・腹起しの取付けにあたって各部材が一樣に働くように締付けを行わなければならない。	3	2	10	5	16	1	16	受注者は、タイロッド・腹起しあるいは切梁・腹起しの取付けにあたって各部材が一樣に働くように締付けを行わなければならない。	
3	2	10	5	17	1	17	請負者は、横矢板の施工にあたり、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間のないようにしなければならない。万一掘りすぎた場合は、良質な土砂、その他適切な材料を用いて裏込を行うとともに、土留め杭のフランジと土留め板の間にくさびを打ち込んで、隙間のないように固定しなければならない。	3	2	10	5	17	1	17	受注者は、横矢板の施工にあたり、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間のないようにしなければならない。万一掘りすぎた場合は、良質な土砂、その他適切な材料を用いて裏込を行うとともに、土留め杭のフランジと土留め板の間にくさびを打ち込んで、隙間のないように固定しなければならない。	
3	2	10	5	18	1	18	請負者は、じゃかご（仮設）施工にあたり、中詰用石材の網目からの脱落が生じないように、石材の選定を行わなければならない。	3	2	10	5	18	1	18	受注者は、じゃかご（仮設）施工にあたり、中詰用石材の網目からの脱落が生じないように、石材の選定を行わなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	10	5	19	1	19	請負者は、じゃかご（仮設）の詰石にあたり、外廻りに大きな石を配置し、かごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。	3	2	10	5	19	1	19	受注者は、じゃかご（仮設）の詰石にあたり、外廻りに大きな石を配置し、かごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。	
3	2	10	5	20	1	20	請負者は、じゃかご（仮設）の布設にあたり、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。なお、詰石に際しては、請負者は法肩及び法尻の屈折部が扁平にならないように充てんし、適切な断面形状に仕上げなければならない。	3	2	10	5	20	1	20	受注者は、じゃかご（仮設）の布設にあたり、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。なお、詰石に際しては、受注者は法肩及び法尻の屈折部が扁平にならないように充填し、適切な断面形状に仕上げなければならない。	
3	2	10	5	21	1	21	ふとんかご（仮設）の施工については、本条18～20項の規定によるものとする。	3	2	10	5	21	1	21	ふとんかご（仮設）の施工については、本条18～20項の規定によるものとする。	
3	2	10	5	22	1	22	請負者は、締切盛土着手前に現状地盤を確認し、周囲の地盤や構造物に変状を与えないようにしなければならない。	3	2	10	5	22	1	22	受注者は、締切盛土着手前に現状地盤を確認し、周囲の地盤や構造物に変状を与えないようにしなければならない。	
3	2	10	5	23	1	23	請負者は、盛土部法面の整形を行う場合には、締固めて法面の崩壊がないように施工しなければならない。	3	2	10	5	23	1	23	受注者は、盛土部法面の整形を行う場合には、締固めて法面の崩壊がないように施工しなければならない。	
3	2	10	5	24	1	24	請負者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。	3	2	10	5	24	1	24	受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。	
3	2	10	5	25	1	25	請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	3	2	10	5	25	1	25	受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適切な処置を行わなければならない。	
3	2	10	6	0	1	2 - 10 - 6	砂防仮締切工	3	2	10	6	0	1	2 - 10 - 6	砂防仮締切工	
3	2	10	6	1	1	1	請負者は、土砂締切、土のう締切、コンクリート締切の施工にあたり、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければならない。	3	2	10	6	1	1	1	受注者は、土砂締切、土のう締切、コンクリート締切の施工にあたり、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければならない。	
3	2	10	6	2	1	2	作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工の規定によるものとする。	3	2	10	6	2	1	2	作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	
3	2	10	6	3	1	3	土砂締切の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。	3	2	10	6	3	1	3	土砂締切の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。	
3	2	10	6	4	1	4	コンクリート締切工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	3	2	10	6	4	1	4	コンクリート締切工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	
3	2	10	7	0	1	2 - 10 - 7	水替工	3	2	10	7	0	1	2 - 10 - 7	水替工	
3	2	10	7	1	1	1	請負者は、ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリングが起きない事を検討すると共に、湧水や雨水の流入水量を十分に排水しなければならない。	3	2	10	7	1	1	1	受注者は、ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリングが起きない事を検討すると共に、湧水や雨水の流入水量を十分に排水しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	10	7	2	1	2	請負者は、本条1項の現象による法面や掘削地盤面の崩壊を招かぬように管理しなければならない。	3	2	10	7	2	1	2	受注者は、本条1項の現象による法面や掘削地盤面の崩壊を招かぬように管理しなければならない。	
3	2	10	7	3	1	3	請負者は、河川あるいは下水道等に排水するに場合において、設計図書に明示がない場合には、 工事着手前 に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。	3	2	10	7	3	1	3	受注者は、河川あるいは下水道等に排水するに場合において、設計図書に明示がない場合には、 施工前 に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。	
3	2	10	7	4	1	4	請負者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。	3	2	10	7	4	1	4	受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。	
3	2	10	8	0	1	2 - 10 - 8	地下水位低下工	3	2	10	8	0	1	2 - 10 - 8	地下水位低下工	
3	2	10	8	1	1	1	請負者は、ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。	3	2	10	8	1	1	1	受注者は、ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。	
3	2	10	8	2	1	2	請負者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認につとめ被害を与えないようにしなければならない。	3	2	10	8	2	1	2	受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認につとめ被害を与えないようにしなければならない。	
3	2	10	9	0	1	2 - 10 - 9	地中連続壁工（壁式）	3	2	10	9	0	1	2 - 10 - 9	地中連続壁工（壁式）	
3	2	10	9	1	1	1	請負者は、ガイドウォールの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。	3	2	10	9	1	1	1	受注者は、ガイドウォールの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。	
3	2	10	9	2	1	2	請負者は、連壁鉄筋の組立に際して、運搬、建て込み時に変形が生じないようにしながら、所定の位置に正確に設置しなければならない。	3	2	10	9	2	1	2	受注者は、連壁鉄筋の組立に際して、運搬、建て込み時に変形が生じないようにしながら、所定の位置に正確に設置しなければならない。	
3	2	10	9	3	1	3	連壁鉄筋を深さ方向に分割して施工する場合には、 請負者 は、建て込み時の接続精度が確保できるように、各鉄筋がこの製作精度を保たなければならない。	3	2	10	9	3	1	3	連壁鉄筋を深さ方向に分割して施工する場合には、 受注者 は、建て込み時の接続精度が確保できるように、各鉄筋がこの製作精度を保たなければならない。	
3	2	10	9	4	1	4	請負者は、後行エレメントの鉄筋がこの建て込み前に、先行エレメントの、連壁継手部に付着している泥土や残存している充填砕石を取り除く等エレメント間の止水性の向上を図らなければならない。	3	2	10	9	4	1	4	受注者は、後行エレメントの鉄筋がこの建て込み前に、先行エレメントの、連壁継手部に付着している泥土や残存している充填砕石を取り除く等エレメント間の止水性の向上を図らなければならない。	
3	2	10	9	5	1	5	請負者は、連壁コンクリートの打設に際して、鉄筋がこの浮き上がりのないように施工しなければならない。	3	2	10	9	5	1	5	受注者は、連壁コンクリートの打設に際して、鉄筋がこの浮き上がりのないように施工しなければならない。	
3	2	10	9	6	1	6	打設天端付近では、コンクリートの劣化が生ずるため、 請負者 は50cm以上の余盛りを行う等その対応をしなければならない。	3	2	10	9	6	1	6	打設天端付近では、コンクリートの劣化が生ずるため、 受注者 は50cm以上の余盛りを行う等その対応をしなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	10	9	7	1	7	請負者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。	3	2	10	9	7	1	7	受注者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。	
3	2	10	9	8	1	8	請負者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一樣に働くように締付けを行わなければならない。	3	2	10	9	8	1	8	受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一樣に働くように締付けを行わなければならない。	
3	2	10	9	9	1	9	請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	3	2	10	9	9	1	9	受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適切な処置を行わなければならない。	
3	2	10	10	0	1	2 - 10 - 10	地中連続壁工（柱列式）	3	2	10	10	0	1	2 - 10 - 10	地中連続壁工（柱列式）	
3	2	10	10	1	1	1	請負者は、ガイドトレンチの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。	3	2	10	10	1	1	1	受注者は、ガイドトレンチの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。	
3	2	10	10	2	1	2	請負者は、柱列杭の施工に際して、各杭の施工順序、間隔、柱列線及び掘孔精度等に留意し、連続壁の連続性の確保に努めなければならない。	3	2	10	10	2	1	2	受注者は、柱列杭の施工に際して、各杭の施工順序、間隔、柱列線及び掘孔精度等に留意し、連続壁の連続性の確保に努めなければならない。	
3	2	10	10	3	1	3	オーバーラップ配置の場合に、請負者は、隣接杭の材令が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔しなければならない。	3	2	10	10	3	1	3	オーバーラップ配置の場合に、受注者は、隣接杭の材令が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔しなければならない。	
3	2	10	10	4	1	4	請負者は、芯材の建て込みに際して、孔壁を損傷しないようにするとともに、芯材を孔心に対して垂直に建て込まなければならない。	3	2	10	10	4	1	4	受注者は、芯材の建て込みに際して、孔壁を損傷しないようにするとともに、芯材を孔心に対して垂直に建て込まなければならない。	
3	2	10	10	5	1	5	請負者は、芯材の挿入が所定の深度まで自重により行えない場合には、孔曲り、固化材の凝結、余掘り長さ不足、ソイルセメントの攪拌不良等の原因を調査し、適切な処置を講じなければならない。	3	2	10	10	5	1	5	受注者は、芯材の挿入が所定の深度まで自重により行えない場合には、孔曲り、固化材の凝結、余掘り長さ不足、ソイルセメントの攪拌不良等の原因を調査し、適切な処置を講じなければならない。	
3	2	10	10	6	1	6	請負者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。	3	2	10	10	6	1	6	受注者は、仮設アンカーの削孔施工にあたり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。	
3	2	10	10	7	1	7	請負者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一樣に働くように締付けを行わなければならない。	3	2	10	10	7	1	7	受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、各部材が一樣に働くように締付けを行わなければならない。	
3	2	10	10	8	1	8	請負者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	3	2	10	10	8	1	8	受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適切な処置を行わなければならない。	
3	2	10	11	0	1	2 - 10 - 11	仮水路工	3	2	10	11	0	1	2 - 10 - 11	仮水路工	
3	2	10	11	1	1	1	請負者は、工事車両等によりヒューム管、コルゲートパイプ、塩ビ管の破損を受けないよう、設置しなければならない。	3	2	10	11	1	1	1	受注者は、工事車両等によりヒューム管、コルゲートパイプ、塩ビ管の破損を受けないよう、設置しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	10	11	2	1	2	請負者は、ヒューム管・コルゲートパイプ、塩ビ管の撤去後、埋戻しを行う場合には、埋戻しに適した土を用いて締固めをしながら埋戻しをしなければならない。	3	2	10	11	2	1	2	受注者は、ヒューム管・コルゲートパイプ、塩ビ管の撤去後、埋戻しを行う場合には、埋戻しに適した土を用いて締固めをしながら埋戻しをしなければならない。	
3	2	10	11	3	1	3	請負者は、素掘側溝の施工にあたり、周囲の地下水位への影響が小さくなるように施工しなければならない。また、水位の変動が予測される場合には、必要に応じて周囲の水位観測を行わなくてはならない。	3	2	10	11	3	1	3	受注者は、素掘側溝の施工にあたり、周囲の地下水位への影響が小さくなるように施工しなければならない。また、水位の変動が予測される場合には、必要に応じて周囲の水位観測を行わなくてはならない。	
3	2	10	11	4	1	4	請負者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、切梁・腹起しが一様に働くように締付けを行わなければならない。	3	2	10	11	4	1	4	受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、切梁・腹起しが一様に働くように締付けを行わなければならない。	
3	2	10	11	5	1	5	請負者は、仮設の鋼矢板水路を行うにあたり、控索材等の取付けにおいて、各控索材等が一様に働くように締付けを行わなければならない。	3	2	10	11	5	1	5	受注者は、仮設の鋼矢板水路を行うにあたり、控索材等の取付けにおいて、各控索材等が一様に働くように締付けを行わなければならない。	
3	2	10	11	6	1	6	請負者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等で充填しなければならない。	3	2	10	11	6	1	6	受注者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等で充填しなければならない。	
3	2	10	12	0	1	2 - 10 - 12	残土受入れ施設工	3	2	10	12	0	1	2 - 10 - 12	残土受入れ施設工	
3	2	10	12	1	1	1	請負者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲への流出防止対策を、講じなければならない。	3	2	10	12	1	1	1	受注者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲への流出防止対策を、講じなければならない。	
3	2	10	12	2	1	2	請負者は、コンクリートブロック、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁を仮置きする場合には、転倒、他部材との接触による損傷がないようにこれらを防護しなければならない。	3	2	10	12	2	1	2	受注者は、コンクリートブロック、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁を仮置きする場合には、転倒、他部材との接触による損傷がないようにこれらを防護しなければならない。	
3	2	10	13	0	1	2 - 10 - 13	作業ヤード整備工	3	2	10	13	0	1	2 - 10 - 13	作業ヤード整備工	
3	2	10	13	1	1	1	請負者は、ヤード造成を施工するにあたり、工事の進行に支障のないように位置や規模を検討し造成・整備しなければならない。	3	2	10	13	1	1	1	受注者は、ヤード造成を施工するにあたり、工事の進行に支障のないように位置や規模を検討し造成・整備しなければならない。	
3	2	10	13	2	1	2	請負者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、ヤード敷地内に碎石を平坦に敷均さなければならない。	3	2	10	13	2	1	2	受注者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、ヤード敷地内に碎石を平坦に敷均さなければならない。	
3	2	10	14	0	1	2 - 10 - 14	電力設備工	3	2	10	14	0	1	2 - 10 - 14	電力設備工	
3	2	10	14	1	1	1	請負者は、受電設備、配電設備、電動機設備、照明設備を設置するにあたり、必要となる電力量等を把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。	3	2	10	14	1	1	1	受注者は、受電設備、配電設備、電動機設備、照明設備を設置するにあたり、必要となる電力量等を把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。	
3	2	10	14	2	1	2	請負者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気主任技術者を選び、監督職員に提示するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。	3	2	10	14	2	1	2	受注者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気主任技術者を選び、監督職員に提示するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。	表現を整備局と整合

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	10	14	3	1	3	3 . 請負者は、騒音が予見される設備を設置する場合には、防音対策を講じるなど、周辺環境に配慮しなければならない。	3	2	10	14	3	1	3	3 . 受注者は、騒音が予見される設備を設置する場合には、防音対策を講じるなど、周辺環境に配慮しなければならない。	
3	2	10	15	0	1	2 - 10 - 15	コンクリート製造設備工	3	2	10	15	0	1	2 - 10 - 15	コンクリート製造設備工	
3	2	10	15	1	1	1	1 . コンクリートプラント設備は、練り上がりコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさないものとする。	3	2	10	15	1	1	1	1 . コンクリートプラント設備は、練り上がりコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさないものとする。	
3	2	10	15	2	1	2	2 . 請負者は、コンクリートの練りませにおいてはパッチミキサを用いなければならない。	3	2	10	15	2	1	2	2 . 受注者は、コンクリートの練りませにおいてはパッチミキサを用いなければならない。	
3	2	10	15	3	1	3	3 . ケブルクレーン設備のバケットの構造は、コンクリートの投入及び搬出の際に材料の分離を起こさないものとし、また、バケットからコンクリートの排出が容易でかつすみやかなものとする。	3	2	10	15	3	1	3	3 . ケブルクレーン設備のバケットの構造は、コンクリートの投入及び搬出の際に材料の分離を起こさないものとし、また、バケットからコンクリートの排出が容易でかつすみやかなものとする。	
3	2	10	16	0	1	2 - 10 - 16	トンネル仮設備工	3	2	10	16	0	1	2 - 10 - 16	トンネル仮設備工	
3	2	10	16	1	1	1	1 . 請負者は、トンネル仮設備について、本体工事の品質・性能等の確保のため、その保守に努めなければならない。	3	2	10	16	1	1	1	1 . 受注者は、トンネル仮設備について、本体工事の品質・性能等の確保のため、その保守に努めなければならない。	
3	2	10	16	2	1	2	2 . 請負者は、トンネル照明設備を設置するにあたり、切羽等直接作業を行なう場所、保線作業、通路等に対して適切な照度を確保するとともに、明暗の対比を少なくするようにしなければならない。また、停電時等の非常時への対応についても配慮した設備としなければならない。	3	2	10	16	2	1	2	2 . 受注者は、トンネル照明設備を設置するにあたり、切羽等直接作業を行なう場所、保線作業、通路等に対して適切な照度を確保するとともに、明暗の対比を少なくするようにしなければならない。また、停電時等の非常時への対応についても配慮した設備としなければならない。	
3	2	10	16	3	1	3	3 . 請負者は、用水設備を設置するにあたり、さっ孔水、コンクリート混練水、洗浄水、機械冷却水等の各使用量及び水質を十分把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。	3	2	10	16	3	1	3	3 . 受注者は、用水設備を設置するにあたり、さっ孔水、コンクリート混練水、洗浄水、機械冷却水等の各使用量及び水質を十分把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。	
3	2	10	16	4	1	4	4 . 請負者は、トンネル排水設備を設置するにあたり、湧水量を十分調査し、作業その他に支障が生じないようにしなければならない。また、強制排水が必要な場合には、停電等の非常時に対応した設備としなければならない。	3	2	10	16	4	1	4	4 . 受注者は、トンネル排水設備を設置するにあたり、湧水量を十分調査し、作業その他に支障が生じないようにしなければならない。また、強制排水が必要な場合には、停電等の非常時に対応した設備としなければならない。	
3	2	10	16	5	1	5	5 . 請負者は、トンネル換気設備の設置にあたり、発破の後ガス、粉じん、内燃機関の排気ガス、湧出有毒ガス等について、その濃度が関係法令等で定められた許容濃度以下に坑内環境を保つものとしなければならない。また、停電等の非常時に対応についても考慮した設備としなければならない。	3	2	10	16	5	1	5	5 . 受注者は、トンネル換気設備の設置にあたり、発破の後ガス、粉じん、内燃機関の排気ガス、湧出有毒ガス等について、その濃度が関係法令等で定められた許容濃度以下に坑内環境を保つものとしなければならない。また、停電等の非常時に対応についても考慮した設備としなければならない。	
3	2	10	16	6	1	6	6 . 請負者は、トンネル送気設備の設置にあたり、排気ガス等の流入を防止するように吸気口の位置の選定に留意しなければならない。また、停電等の非常時への対応についても考慮した設備としなければならない。	3	2	10	16	6	1	6	6 . 受注者は、トンネル送気設備の設置にあたり、排気ガス等の流入を防止するように吸気口の位置の選定に留意しなければならない。また、停電等の非常時への対応についても考慮した設備としなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
3	2	10	16	6	2		3	2	10	16	6		3	2	10	16	6	2	受注者は、機械による掘削作業、せん孔作業及びコンクリート等の吹付け作業にあたり、湿式の機械装置を用いて粉じんの発散を防止するための措置を講じなければならない。	
3	2	10	16	7	1	7.	3	2	10	16	7	1	7.	3	2	10	16	7	1	受注者は、トンネル工事連絡設備の設置にあたり、通常時のみならず非常時における連絡に関しても考慮しなければならない。
3	2	10	16	8	1	8.	3	2	10	16	8	1	8.	3	2	10	16	8	1	受注者は、換気装置の設置にあたり、トンネルの規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、坑内の空気を強制的に換気するのに効果的な換気装置のものを選定しなければならない。
3	2	10	16	9	1	9.	3	2	10	16	9	1	9.	3	2	10	16	9	1	受注者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。
3	2	10	16	10	1	10.	3	2	10	16	10	1	10.	3	2	10	16	10	1	受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは3mg/m3以下とし、 中小断面のトンネル等のうち3mg/m3を達成する事が困難と考えられるものについては、できるだけ低い値を目標レベルにすることとする。 また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。
3	2	10	16	10	2		3	2	10	16	10	2		3	2	10	16	10	2	粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。
3	2	10	16	11	1	11.	3	2	10	16	11	1	11.	3	2	10	16	11	1	受注者は、トンネル充電設備を設置するにあたり、機関車台数等を考慮し工事に支障が生じないように充電所の大きさ及び充電器台数等を決定しなければならない。また、充電中の換気に対する配慮を行わなければならない。
3	2	10	16	12	1	12.	3	2	10	16	12	1	12.	3	2	10	16	12	1	受注者は、スライドセントル組立解体にあたり、換気管及び送気管等の損傷に留意し、また移動時にねじれなどによる変形を起こさないようにしなければならない。組立時には、可動部が長期間の使用に耐えるようにしなければならない。
3	2	10	16	13	1	13.	3	2	10	16	13	1	13.	3	2	10	16	13	1	受注者は、防水作業台車の構造を防水シートが作業台端部で損傷しない構造とするとともに、作業台組立解体にあたり、施工済みの防水シートを損傷することのないように作業しなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
3	2	10	16	14	1	14	請負者は、ターンテーブル設備の設置にあたり、その動きを円滑にするため、据付面をよく整地し不陸をなくさなければならない。	3	2	10	16	14	1	14	受注者は、ターンテーブル設備の設置にあたり、その動きを円滑にするため、据付面をよく整地し不陸をなくさなければならない。	
3	2	10	16	15	1	15	請負者は、トンネル用濁水処理設備の設置にあたり、水質汚濁防止法、関連地方自治体の公害防止条例等の規定による水質を達成できるものとしなければならない。また、設備については、湧水量、作業内容及び作業の進捗状況の変化に伴う処理水の水質変化に対応できるものとしなければならない。	3	2	10	16	15	1	15	受注者は、トンネル用濁水処理設備の設置にあたり、水質汚濁防止法、関連地方自治体の公害防止条例等の規定による水質を達成できるものとしなければならない。また、設備については、湧水量、作業内容及び作業の進捗状況の変化に伴う処理水の水質変化に対応できるものとしなければならない。	
3	2	10	17	0	1	2 - 10 - 17	防塵対策工	3	2	10	17	0	1	2 - 10 - 17	防塵対策工	
3	2	10	17	1	1	1	請負者は、工事車輛が車輪に泥土、土砂を付着したまま工事区域から外部に出る恐れがある場合には、タイヤ洗浄装置及びこれに類する装置の設置、その対策について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	10	17	1	1	1	受注者は、工事車輛が車輪に泥土、土砂を付着したまま工事区域から外部に出る恐れがある場合には、タイヤ洗浄装置及びこれに類する装置の設置、その対策について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	10	17	2	1	2	請負者は、工所用機械及び車輛の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合には、散水あるいは路面清掃について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	10	17	2	1	2	受注者は、工所用機械及び車輛の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合には、散水あるいは路面清掃について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	10	18	0	1	2 - 10 - 18	汚濁防止工	3	2	10	18	0	1	2 - 10 - 18	汚濁防止工	
3	2	10	18	1	1	1	請負者は、汚濁防止フェンスを施工する場合は、設置及び撤去時期、施工方法及び順序について、工事着手前に検討し施工しなければならない。	3	2	10	18	1	1	1	受注者は、汚濁防止フェンスを施工する場合は、設置及び撤去時期、施工方法及び順序について、工事着手前に検討し施工しなければならない。	
3	2	10	18	2	1	2	請負者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、工事着手前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。	3	2	10	18	2	1	2	受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、工事着手前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。	
3	2	10	18	3	1	3	請負者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。	3	2	10	18	3	1	3	受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。	
3	2	10	19	0	1	2 - 10 - 19	防護施設工	3	2	10	19	0	1	2 - 10 - 19	防護施設工	
3	2	10	19	1	1	1	請負者は、防護施設の設置位置及び構造の選定にあたり、発破に伴う飛散物の周辺への影響がないように留意しなければならない。	3	2	10	19	1	1	1	受注者は、防護施設の設置位置及び構造の選定にあたり、発破に伴う飛散物の周辺への影響がないように留意しなければならない。	
3	2	10	19	2	1	2	請負者は、仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を講じなければならない。	3	2	10	19	2	1	2	受注者は、仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を講じなければならない。	
3	2	10	20	0	1	2 - 10 - 20	除雪工	3	2	10	20	0	1	2 - 10 - 20	除雪工	
3	2	10	20	1	1	1	請負者は、除雪を行うにあたり、路面及び構造物、計画地盤に損傷を与えないようにしなければならない。なお、万一損傷を与えた場合には請負者の責任において元に戻さなければならない。	3	2	10	20	1	1	1	受注者は、除雪を行うにあたり、路面及び構造物、計画地盤に損傷を与えないようにしなければならない。なお、万一損傷を与えた場合には受注者の責任において元に戻さなければならない。	
3	2	10	21	0	1	2 - 10 - 21	雪寒施設工	3	2	10	21	0	1	2 - 10 - 21	雪寒施設工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	10	21	1	1	1	1. 請負者は、ウエザーシェルター及び雪寒仮囲いの施工にあたり、周囲の状況を把握し、設置位置、向きについて機材の搬入出に支障のないようにしなければならない。	3	2	10	21	1	1	1	1. 受注者は、ウエザーシェルター及び雪寒仮囲いの施工にあたり、周囲の状況を把握し、設置位置、向きについて機材の搬入出に支障のないようにしなければならない。	
3	2	10	21	2	1	2	2. 請負者は、ウエザーシェルターの施工にあたり、支柱の不等沈下が生じないように留意しなければならない。特に、足場上に設置する場合には足場の支持力の確保に留意しなければならない。	3	2	10	21	2	1	2	2. 受注者は、ウエザーシェルターの施工にあたり、支柱の不等沈下が生じないように留意しなければならない。特に、足場上に設置する場合には足場の支持力の確保に留意しなければならない。	
3	2	10	21	3	1	3	3. 請負者は、樹木の冬囲いとして小しぼり、中しぼり等を施工するにあたり、樹木に対する損傷が生じないようにしなければならない。	3	2	10	21	3	1	3	3. 受注者は、樹木の冬囲いとして小しぼり、中しぼり等を施工するにあたり、樹木に対する損傷が生じないようにしなければならない。	
3	2	10	22	0	1	2 - 10 - 22	法面吹付工	3	2	10	22	0	1	2 - 10 - 22	法面吹付工	
3	2	10	22	1	1		法面吹付工の施工については、第3編2 - 14 - 3吹付工の規定による。	3	2	10	22	1	1		法面吹付工の施工については、第3編2 - 14 - 3吹付工の規定による。	
3	2	10	23	0	1	2 - 10 - 23	足場工	3	2	10	23	0	1	2 - 10 - 23	足場工	
3	2	10	23	1	1		請負者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	3	2	10	23	1	1		受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	
3	2	11	0	0	1	第11節	軽量盛土工	3	2	11	0	0	1	第11節	軽量盛土工	
3	2	11	1	0	1	2 - 11 - 1	一般事項	3	2	11	1	0	1	2 - 11 - 1	一般事項	
3	2	11	1	1	1		本節は、軽量盛土工として軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	3	2	11	1	1	1		本節は、軽量盛土工として軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	
3	2	11	2	0	1	2 - 11 - 2	軽量盛土工	3	2	11	2	0	1	2 - 11 - 2	軽量盛土工	
3	2	11	2	1	1	1	1. 請負者は、軽量盛土工を行う場合の材料については、設計図書によらなければならない。	3	2	11	2	1	1	1	1. 受注者は、軽量盛土工を行う場合の材料については、設計図書によらなければならない。	
3	2	11	2	2	1	2	2. 請負者は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を行なうにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。又、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。	3	2	11	2	2	1	2	2. 受注者は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を行なうにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。	
3	2	11	2	3	1	3	3. 請負者は、基盤に湧水がある場合、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	11	2	3	1	3	3. 受注者は、基盤に湧水がある場合、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	11	2	4	1	4	4. 請負者は、軽量材の最下層ブロックの設置にあたっては、特に段差が生じないように施工しなければならない。	3	2	11	2	4	1	4	4. 受注者は、軽量材の最下層ブロックの設置にあたっては、特に段差が生じないように施工しなければならない。	
3	2	11	2	5	1	5	5. 請負者は、軽量材のブロック間の固定にあたっては、設計図書に示された場合を除き、緊結金具を使用し固定しなければならない。	3	2	11	2	5	1	5	5. 受注者は、軽量材のブロック間の固定にあたっては、設計図書に示された場合を除き、緊結金具を使用し固定しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
3	2	11	2	6	1	6	請負者は、中間床版については、設計図書に示された場合を除き、必要に応じて監督職員と協議しなければならない。	3	2	11	2	6	1	6	受注者は、中間床版については、設計図書に示された場合を除き、必要に応じて監督職員と協議しなければならない。	
3	2	12	0	0	1	第12節	工場製作工（共通）	3	2	12	0	0	1	第12節	工場製作工（共通）	
3	2	12	1	0	1	2 - 12 - 1	一般事項	3	2	12	1	0	1	2 - 12 - 1	一般事項	
3	2	12	1	1	1		本節は、工場製作工として、桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、橋梁用防護柵製作工、アンカーフレーム製作工、プレビーム用桁製作工、鋼製排水管製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。	3	2	12	1	1	1		本節は、工場製作工として、桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、橋梁用防護柵製作工、アンカーフレーム製作工、プレビーム用桁製作工、鋼製排水管製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。	
3	2	12	2	0	1	2 - 12 - 2	材料	3	2	12	2	0	1	2 - 12 - 2	材料	
3	2	12	2	1	1	1	請負者は、鋼材の材料について、第2編第1章一般事項の規定により材料確認を行わなければならない。 なお、確認にあたり鋼材にJISマーク表示のないもの（JISマーク表示認証を受けていないもの、JISマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む）については下記によるものとする。	3	2	12	2	1	1	1	受注者は、鋼材の材料について、第2編第1章一般事項の規定により材料確認を行わなければならない。 なお、確認にあたり鋼材にJISマーク表示のないもの（JISマーク表示認証を受けていないもの、JISマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む）については以下のとおり確認しなければならない。	
3	2	12	2	1	2	(1)	鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認によるものとする。なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付が附しているものに限る。	3	2	12	2	1	2	(1)	鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認によるものとする。なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付が附しているものに限る。	
3	2	12	2	1	3	(2)	鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なものうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。なお、機械試験の対象とする材料の選定については監督職員と協議するものとする。	3	2	12	2	1	3	(2)	鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なものうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。なお、機械試験の対象とする材料の選定については監督職員と協議するものとする。	
3	2	12	2	1	4	(3)	上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認を行うものとする。	3	2	12	2	1	4	(3)	上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認を行うものとする。	
3	2	12	2	2	1		請負者は、鋼材の材料のうち、主要構造部材に使用される鋼材の品質が記されたミルシートについて、工事完成時に提出するものとする。	3	2	12	2	2	1		受注者は、鋼材の材料のうち、主要構造部材に使用される鋼材の品質が記されたミルシートについて、工事完成時に提出するものとする。	
3	2	12	2	3	1	2	請負者は、溶接材料の使用区分を表2 - 45に従って設定しなければならない。	3	2	12	2	3	1	2	受注者は、溶接材料の使用区分を表2 - 46に従って設定しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
3	2	12	2	3	2															
						表 2 - 45 溶接材料区分 請負者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。 なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。														
3	2	12	2	3	2		3	2	12	2	3		3	2	12	2	3	2		
3	2	12	2	2	3	(1)	3	2	12	2	2	3	(1)	3	2	12	2	2	3	
						耐候性鋼材を溶接する場合														
3	2	12	2	2	4	(2)	3	2	12	2	2	4	(2)	3	2	12	2	2	4	
						SM490以上の鋼材を溶接する場合														
3	2	12	2	3	5	3 .	3	2	12	2	3	5	3 .	3	2	12	2	3	5	
						請負者は、被覆アーク溶接棒を表 2 - 46 に従って乾燥させなければならない。														
3	2	12	2	4	1	4 .	3	2	12	2	4	1	4 .	3	2	12	2	4	1	
						表 2 - 46 溶接棒乾燥の温度と時間 請負者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表 2 - 47 に従って乾燥させなければならない。														
3	2	12	2	5	1	5 .	3	2	12	2	5	1	5 .	3	2	12	2	5	1	
						表 2 - 47 フラックスの乾燥の温度と時間 CO2ガスシールドアーク溶接に用いるCO2ガスは、JIS K 1106 (液化二酸化炭素 (液化炭酸ガス)) に規定された第3種を使用するものとする。														
3	2	12	2	6	1	6 .	3	2	12	2	6	1	6 .	3	2	12	2	6	1	
						工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。														
3	2	12	2	6	2	(1)	3	2	12	2	6	2	(1)	3	2	12	2	6	2	
						請負者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また請負者は、設計図書に特に明示されていない場合は、 <u>工事前</u> に色見本により監督職員の承諾を得なければならない。														
3	2	12	2	6	3	(2)	3	2	12	2	6	3	(2)	3	2	12	2	6	3	
						請負者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱について、関係諸法令および諸法規を遵守しなければならない。														
3	2	12	2	6	4	(3)	3	2	12	2	6	4	(3)	3	2	12	2	6	4	
						請負者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。														
3	2	12	2	6	5	(4)	3	2	12	2	6	5	(4)	3	2	12	2	6	5	
						請負者は、塗料の可使時間は、表 2 - 48 の基準を遵守しなければならない。														
3	2	12	2	6	6	(5)	3	2	12	2	6	6	(5)	3	2	12	2	6	6	
						表 2 - 48 塗料の可使時間 請負者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末製造後 6 カ月以内、その他の塗料は製造後 12 カ月とし、有効期限を超過した塗料は使用してはならない。														
3	2	12	3	0	1	2 - 12 - 3	3	2	12	3	0	1	2 - 12 - 3	3	2	12	3	0	1	
						桁製作工														
3	2	12	3	1	1	1 .	3	2	12	3	1	1	1 .	3	2	12	3	1	1	
						製作加工については、下記の規定によるものとする。														
3	2	12	3	1	2	(1)	3	2	12	3	1	2	(1)	3	2	12	3	1	2	
						原 寸														

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等														
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
3	2	12	3	1	3																					
						請負者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。																				
3	2	12	3	1	4	請負者は、原寸図の一部または全部を省略する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	12	3	1	4														
3	2	12	3	1	5	請負者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	12	3	1	5														
3	2	12	3	1	6	請負者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。	3	2	12	3	1	6														
3	2	12	3	1	7	(2) 工作	3	2	12	3	1	7	(2) 工作													
3	2	12	3	1	8	請負者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。	3	2	12	3	1	8														
3	2	12	3	1	9	ただし、圧延直角方向でJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。	3	2	12	3	1	9														
3	2	12	3	1	10	また、連結板などの溶接されない部材についても除くものとする。	3	2	12	3	1	10														
3	2	12	3	1	11	なお、板取りに関する資料を保管し、工事完成時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員または検査職員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	3	2	12	3	1	11														
3	2	12	3	1	12	請負者は、けがきにあたって、完成後も残るような場所にはタガネ・ポンチ傷をつけてはならない。	3	2	12	3	1	12														
3	2	12	3	1	13	請負者は、主要部材の切断を自動ガス切断により行うものとし、自動ガス切断以外の切断方法とする場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、フィラー・タイププレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレートおよび補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。	3	2	12	3	1	13														
3	2	12	3	1	14	請負者は、塗装される主要部材において組立てた後に自由縁となる切断面の角は1～2mmの直線または曲面状に面取りを行わなければならない。	3	2	12	3	1	14														
3	2	12	3	1	15	請負者は、鋼材の切断面の表面の粗さを、50μm以下にしなければならない。	3	2	12	3	1	15														

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等														
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
3	2	12	3	1	16		3	2	12	3	1	16		3	2	12	3	1	16							
						請負者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（道示による）で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができるものとする。																			受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（道示による）で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができるものとする。	
3	2	12	3	1	17		3	2	12	3	1	17		3	2	12	3	1	17							また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、型板を使用するものとする。ただし、NC穿孔機を使用する場合は、型板を使用しなくてもよいものとする。
3	2	12	3	1	18		3	2	12	3	1	18		3	2	12	3	1	18							なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。
3	2	12	3	1	19		3	2	12	3	1	19		3	2	12	3	1	19							請負者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
3	2	12	3	1	20		3	2	12	3	1	20		3	2	12	3	1	20							ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表 2 - 49に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006 %を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。
3	2	12	3	1	21		3	2	12	3	1	21		3	2	12	3	1	21							表 2 - 49 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値
3	2	12	3	1	22		3	2	12	3	1	22		3	2	12	3	1	22							請負者は、調質鋼（Q）及び熱加工制御鋼（TMC）の熱間加工を行ってはならない。
3	2	12	3	1	23	(3)	3	2	12	3	1	23	(3)	3	2	12	3	1	23	(3)						溶接施工
3	2	12	3	1	24		3	2	12	3	1	24		3	2	12	3	1	24							請負者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、次の事項を施工計画書へ記載しなければならない。
3	2	12	3	1	25	1)	3	2	12	3	1	25	1)	3	2	12	3	1	25	1)						鋼材の種類と特性
3	2	12	3	1	26	2)	3	2	12	3	1	26	2)	3	2	12	3	1	26	2)						溶接材料の種類と特性
3	2	12	3	1	27	3)	3	2	12	3	1	27	3)	3	2	12	3	1	27	3)						溶接作業者の保有資格
3	2	12	3	1	28	4)	3	2	12	3	1	28	4)	3	2	12	3	1	28	4)						継手の形状と精度
3	2	12	3	1	29	5)	3	2	12	3	1	29	5)	3	2	12	3	1	29	5)						溶接環境や使用設備
3	2	12	3	1	30	6)	3	2	12	3	1	30	6)	3	2	12	3	1	30	6)						溶接施工条件や留意事項
3	2	12	3	1	31	7)	3	2	12	3	1	31	7)	3	2	12	3	1	31	7)						溶接部の検査方法
3	2	12	3	1	32	8)	3	2	12	3	1	32	8)	3	2	12	3	1	32	8)						不適合品の取り扱い
3	2	12	3	1	33		3	2	12	3	1	33		3	2	12	3	1	33							請負者は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。
																								受注者は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。		

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	12	3	1	34		ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。	3	2	12	3	1	34		ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。	
3	2	12	3	1	35		また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A - 2 Fまたは、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。	3	2	12	3	1	35		また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A - 2 Fまたは、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。	
3	2	12	3	1	36		なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前2ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者または十分な訓練を受けた者でなければならない。	3	2	12	3	1	36		なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前2ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者または十分な訓練を受けた者でなければならない。	
3	2	12	3	1	37	(4)	溶接施工試験	3	2	12	3	1	37	(4)	溶接施工試験	
3	2	12	3	1	38		請負者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。	3	2	12	3	1	38		受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。	
3	2	12	3	1	39		ただし、二次部材については、除くものとする。	3	2	12	3	1	39		ただし、二次部材については、除くものとする。	
3	2	12	3	1	40		なお、すでに過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督職員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。	3	2	12	3	1	40		なお、すでに過去に同等またはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督職員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。	
3	2	12	3	1	41	1)	S M 570またはS M A 570W、SM520及びS M A 490Wにおいて1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合	3	2	12	3	1	41	1)	S M 570またはS M A 570W、SM520及びS M A 490Wにおいて1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合	
3	2	12	3	1	42	2)	SM490、SM490Yにおいて、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合。	3	2	12	3	1	42	2)	SM490、SM490Yにおいて、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合。	
3	2	12	3	1	43	3)	被覆棒アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO ₂ ガスあるいはArとCO ₂ の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合	3	2	12	3	1	43	3)	被覆棒アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO ₂ ガスあるいはArとCO ₂ の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合	
3	2	12	3	1	44	4)	鋼橋製作の実績がない場合	3	2	12	3	1	44	4)	鋼橋製作の実績がない場合	
3	2	12	3	1	45	5)	使用実績のないところから材料供給を受ける場合	3	2	12	3	1	45	5)	使用実績のないところから材料供給を受ける場合	
3	2	12	3	1	46	6)	採用する溶接方法の施工実績がない場合	3	2	12	3	1	46	6)	採用する溶接方法の施工実績がない場合	
3	2	12	3	1	47		請負者は、溶接施工試験にあたって、品質管理基準に規定された溶接施工試験項目から該当する項目を選んで行わなければならない。	3	2	12	3	1	47		受注者は、溶接施工試験にあたって、品質管理基準に規定された溶接施工試験項目から該当する項目を選んで行わなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由			
3	2	12	3	1	48							3	2	12	3	1	48		なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定その他は、 下記 によるものとする。	なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定その他は、 以下 によるものとする。	
3	2	12	3	1	49	1)						3	2	12	3	1	49	1)	供試鋼板には、同様な溶接条件で取扱う鋼板のうち、最も条件の悪いものを用いるものとする。	供試鋼板には、同様な溶接条件で取扱う鋼板のうち、最も条件の悪いものを用いるものとする。	
3	2	12	3	1	50	2)						3	2	12	3	1	50	2)	溶接は、実際の施工で用いる溶接条件で行うものとし、溶接姿勢は実際に行う姿勢のうち、最も不利なもので行なうものとする。	溶接は、実際の施工で用いる溶接条件で行うものとし、溶接姿勢は実際に行う姿勢のうち、最も不利なもので行なうものとする。	
3	2	12	3	1	51	3)						3	2	12	3	1	51	3)	異種の鋼材の開先溶接試験は、実際の施工と同等の組合せの鋼材で行なうものとする。 なお、同鋼種で板厚の異なる継手については板厚の薄い方の鋼材で行うことができる。	異種の鋼材の開先溶接試験は、実際の施工と同等の組合せの鋼材で行なうものとする。 なお、同鋼種で板厚の異なる継手については板厚の薄い方の鋼材で行うことができる。	
3	2	12	3	1	52	4)						3	2	12	3	1	52	4)	再試験は、当初試験時の個数の2倍とする。	再試験は、当初試験時の個数の2倍とする。	
3	2	12	3	1	53	(5)						3	2	12	3	1	53	(5)	組立て	組立て	
3	2	12	3	1	54							3	2	12	3	1	54		請負者 は、部材の組立てにあたって、補助治具を有効に利用し、無理のない姿勢で組立溶接できるように考慮しなければならない。また支材やストロングバック等の異材を母材に 仮付け することは避けるものとする。やむを得ず 仮付 を行って母材を傷つけた場合は、本項(12)欠陥部の補修により補修するものとする。	受注者 は、部材の組立てにあたって、補助治具を有効に利用し、無理のない姿勢で組立溶接できるように考慮しなければならない。また支材やストロングバック等の異材を母材に 溶接 することは避けるものとする。やむを得ず 溶接 を行って母材を傷つけた場合は、本項(12)欠陥部の補修により補修するものとする。	
3	2	12	3	1	55	(6)						3	2	12	3	1	55	(6)	材片の組合せ精度	材片の組合せ精度	
3	2	12	3	1	56							3	2	12	3	1	56		請負者 は、材片の組合せ精度を、継手部の応力伝達が円滑で、かつ、継手性能が 満足 されるものにしなければならない。材片の組合せ精度は 下記 の値とするものとする。	受注者 は、材片の組合せ精度を、継手部の応力伝達が円滑で、かつ、継手性能が 確保 されるものにしなければならない。材片の組合せ精度は 以下 の値とするものとする。	
3	2	12	3	1	57							3	2	12	3	1	57		ただし、施工試験によって誤差の許容量が確認された場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得たうえで 下記 の値以上とすることができる。	ただし、施工試験によって誤差の許容量が確認された場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得たうえで 以下 の値以上とすることができる。	
3	2	12	3	1	58							3	2	12	3	1	58		開先溶接	開先溶接	
3	2	12	3	1	59							3	2	12	3	1	59		ルート間隔の誤差：規定値±1.0mm以下	ルート間隔の誤差：規定値±1.0mm以下	
3	2	12	3	1	60							3	2	12	3	1	60		板厚方向の材片偏心：t 50 薄い方の板厚の10%以下	板厚方向の材片偏心：t 50 薄い方の板厚の10%以下	
3	2	12	3	1	61							3	2	12	3	1	61		50 < t 5 mm以下	50 < t 5 mm以下	
3	2	12	3	1	62							3	2	12	3	1	62		t：薄い方の板厚	t：薄い方の板厚	
3	2	12	3	1	63							3	2	12	3	1	63		裏当金を用いる場合の密着度：0.5mm以下	裏当金を用いる場合の密着度：0.5mm以下	
3	2	12	3	1	64							3	2	12	3	1	64		開先角度：規定値±10°	開先角度：規定値±10°	
3	2	12	3	1	65							3	2	12	3	1	65		すみ肉溶接	すみ肉溶接	
3	2	12	3	1	66							3	2	12	3	1	66		材片の密着度：1.0mm以下	材片の密着度：1.0mm以下	
3	2	12	3	1	67	(7)						3	2	12	3	1	67	(7)	組立溶接	組立溶接	
3	2	12	3	1	68							3	2	12	3	1	68		請負者 は、本溶接の一部となる組立溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。	受注者 は、本溶接の一部となる組立溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	12	3	1	69							3	2	12	3	1	69								
3	2	12	3	1	70	(8)	予熱					3	2	12	3	1	70	(8)	予熱						
3	2	12	3	1	71		請負者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表2-50により予熱することを標準とする。					3	2	12	3	1	71		受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表2-51により予熱することを標準とする。						
3	2	12	3	1	72		表2-50 予熱温度の標準					3	2	12	3	1	72		表2-51 予熱温度の標準						
3	2	12	3	1	73	(9)	溶接施工上の注意					3	2	12	3	1	73	(9)	溶接施工上の注意						
3	2	12	3	1	74		請負者は、溶接を行おうとする部分の、ブローホールやわれを発生させるおそれのある黒皮、さび、塗料、油等を除去しなければならない。					3	2	12	3	1	74		受注者は、溶接を行おうとする部分の、ブローホールやわれを発生させるおそれのある黒皮、さび、塗料、油等を除去しなければならない。						
3	2	12	3	1	75		また請負者は、溶接を行う場合、溶接線周辺を十分乾燥させなければならない。					3	2	12	3	1	75		また受注者は、溶接を行う場合、溶接線周辺を十分乾燥させなければならない。						
3	2	12	3	1	76		請負者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等の開先を有するエンドタブを取付け溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。					3	2	12	3	1	76		受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等の開先を有するエンドタブを取付け溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。 <u>エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。</u>						
3	2	12	3	1	77		なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダー仕上げするものとする。					3	2	12	3	1	77		なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダー仕上げするものとする。						
3	2	12	3	1	78		請負者は、部分溶込み開先溶接の施工において、連続した溶接線を2種の溶接法で施工する場合は、前のビードの端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行わなければならない。ただし、手溶接もしくは半自動溶接で、クレータの処理を行う場合は行わなくてもよいものとする。					3	2	12	3	1	78		受注者は、部分溶込み開先溶接の施工において、連続した溶接線を2種の溶接法で施工する場合は、前のビードの端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行わなければならない。ただし、手溶接または半自動溶接で、クレータの処理を行う場合は行わなくてもよいものとする。						
3	2	12	3	1	79		請負者は、材片の隅角部で終わるすみ肉溶接を行う場合、隅角部をまわして連続的に施工しなければならない。					3	2	12	3	1	79		受注者は、材片の隅角部で終わるすみ肉溶接を行う場合、隅角部をまわして連続的に施工しなければならない。						

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由				
3	2	12	3	1	93																	
						引張応力を受ける溶接部JIS Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法) 付属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示された2類以上	3	2	12	3	1	93										
						引張応力を受ける溶接部JIS Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法) 付属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示された2類以上																
3	2	12	3	1	94																	
						圧縮応力を受ける溶接部JIS Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法) 付属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示された3類以上	3	2	12	3	1	94										
						圧縮応力を受ける溶接部JIS Z 3104 (鋼溶接継手の放射線透過試験方法) 付属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示された3類以上																
3	2	12	3	1	95																	
						なお、上記規定を満足しない場合で、検査ロットのグループが1つの継手からなる場合には、試験を行ったその継手を不合格とする。また、検査ロットのグループが2つ以上の継手からなる場合は、そのグループの残りの各継手に対し、非破壊試験を行い合否を判定するものとする。	3	2	12	3	1	95										
						なお、上記規定を満足しない場合で、検査ロットのグループが1つの継手からなる場合には、試験を行ったその継手を不合格とする。また、検査ロットのグループが2つ以上の継手からなる場合は、そのグループの残りの各継手に対し、非破壊試験を行い合否を判定するものとする。																
3	2	12	3	1	96																	
						請負者は、不合格となった継手をその継手全体を非破壊試験によって検査し、欠陥の範囲を確認のうえ、本項(12)の欠陥部の補修の規定に従い補修しなければならない。また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。	3	2	12	3	1	96										
						請負者は、不合格となった継手をその継手全体を非破壊試験によって検査し、欠陥の範囲を確認のうえ、本項(12)の欠陥部の補修の規定に従い補修しなければならない。また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。																
3	2	12	3	1	97																	
						請負者は、現場溶接を行う完全溶込み突合せ溶接継手の非破壊試験結果が上記の規定を満足しない場合は、次の処置をとらなければならない。	3	2	12	3	1	97										
						請負者は、現場溶接を行う完全溶込み突合せ溶接継手の非破壊試験結果が上記の規定を満足しない場合は、次の処置をとらなければならない。																
3	2	12	3	1	98																	
						継手全長を検査した場合は、規定を満足しない撮影箇所を不合格とし、本項(12)の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。	3	2	12	3	1	98										
						継手全長を検査した場合は、規定を満足しない撮影箇所を不合格とし、本項(12)の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。																
3	2	12	3	1	99																	
						また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。	3	2	12	3	1	99										
						また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。																
3	2	12	3	1	100																	
						抜き取り検査をした場合は、規定を満足しない箇所の両側各1mの範囲について検査を行うものとし、それらの箇所においても上記規定を満足しない場合には、その1継手の残りの部分のすべてを検査するものとする。不合格となった箇所は、欠陥の範囲を確認し、本項(12)の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。	3	2	12	3	1	100										
						抜き取り検査をした場合は、規定を満足しない箇所の両側各1mの範囲について検査を行うものとし、それらの箇所においても上記規定を満足しない場合には、その1継手の残りの部分のすべてを検査するものとする。不合格となった箇所は、欠陥の範囲を確認し、本項(12)の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。																
3	2	12	3	1	101																	
						また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。なおここでいう継手とは、継手の端部から交差部または交差部から交差部までを示すものとする。	3	2	12	3	1	101										
						また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。なおここでいう継手とは、継手の端部から交差部または交差部から交差部までを示すものとする。																
3	2	12	3	1	102																	
						請負者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものとするが、疑わしい場合には、磁粉探傷法または浸透液探傷法により検査するものとする。	3	2	12	3	1	102										
						請負者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものとするが、疑わしい場合には、磁粉探傷法または浸透液探傷法により検査するものとする。																

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等														
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
3	2	12	3	1	113							3	2	12	3	1	113								請負者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレスまたはガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ただし、ガス炎加熱法によって、矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表2-54によるものとする。	受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレスまたはガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表2-55によるものとする。
3	2	12	3	1	114							3	2	12	3	1	114								表2-54 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法	表2-55 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法
3	2	12	3	1	115							3	2	12	3	1	115								ただし、()の項はCu 0.5(%)の場合に加えるものとする。	ただし、()の項はCu 0.5(%)の場合に加えるものとする。
3	2	12	3	1	116	(14)						3	2	12	3	1	116	(14)							仮組立て	仮組立て
3	2	12	3	1	117							3	2	12	3	1	117								請負者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと(以下「実仮組立」という。)を基本とする。	受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと(以下「実仮組立」という。)を基本とする。
3	2	12	3	1	118							3	2	12	3	1	118								ただし、他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の承諾を得て実施できるものとする。	ただし、他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の承諾を得て実施できるものとする。
3	2	12	3	1	119							3	2	12	3	1	119								請負者は、実仮組立てを行う場合、各部材が無応力状態になるような支持を設けなければならない。ただし、架設条件によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	受注者は、実仮組立てを行う場合、各部材が無応力状態になるような支持を設けなければならない。ただし、架設条件によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3	2	12	3	1	120							3	2	12	3	1	120								請負者は、実仮組立てにおける主要部分の現場添接部または連結部を、ボルト及びドリフトピンを使用し、堅固に締付けなければならない。	受注者は、実仮組立てにおける主要部分の現場添接部または連結部を、ボルト及びドリフトピンを使用し、堅固に締付けなければならない。
3	2	12	3	1	121							3	2	12	3	1	121								請負者は、母材間の食い違いにより締付け後も母材と連結板に隙間が生じた場合、設計図書に関して監督職員の承諾を得た上で補修しなければならない。	受注者は、母材間の食い違いにより締付け後も母材と連結板に隙間が生じた場合、設計図書に関して監督職員の承諾を得た上で補修しなければならない。
3	2	12	3	2	1	2.						3	2	12	3	2	1	2.							ボルトナット	ボルトナット
3	2	12	3	2	2	(1)						3	2	12	3	2	2	(1)							ボルト孔の径は、表2-55に示すとおりとする。	ボルト孔の径は、表2-56に示すとおりとする。
3	2	12	3	2	3							3	2	12	3	2	3								表2-55 ボルト孔の径	表2-56 ボルト孔の径
3	2	12	3	2	4							3	2	12	3	2	4								ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径+4.5mmまでの拡大孔をあけてよいものとする。なお、この場合は、設計の断面控除(拡大孔の径+0.5mm)として改めて継手の安全性を照査するものとする。	ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径+4.5mmまでの拡大孔をあけてよいものとする。なお、この場合は、設計の断面控除(拡大孔の径+0.5mm)として改めて継手の安全性を照査するものとする。
3	2	12	3	2	5							3	2	12	3	2	5								仮組立て時リーミングが難しい場合	仮組立て時リーミングが難しい場合
3	2	12	3	2	6	1)						3	2	12	3	2	6	1)							箱型断面部材の縦リブ継手	箱型断面部材の縦リブ継手
3	2	12	3	2	7	2)						3	2	12	3	2	7	2)							鋼床版橋の縦リブ継手	鋼床版橋の縦リブ継手
3	2	12	3	2	8							3	2	12	3	2	8								仮組立ての形状と架設時の形状が異なる場合	仮組立ての形状と架設時の形状が異なる場合
3	2	12	3	2	9							3	2	12	3	2	9								鋼床版橋の主桁と鋼床版を取付ける縦継手	鋼床版橋の主桁と鋼床版を取付ける縦継手

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由		
3	2	12	3	2	10	(2)	3	2	12	3	2	10	(2)	3	2	12	3	2	10	
						ボルト孔の径の許容差は、表2-56に示すとおりとする。														
3	2	12	3	2	11		3	2	12	3	2	11		3	2	12	3	2	11	
						ただし、摩擦接合の場合は1ボルト群の20%に対しては+1.0mmまで良いものとする。														
3	2	12	3	2	12		3	2	12	3	2	12		3	2	12	3	2	12	
						表2-56 ボルト孔の径の許容差														
3	2	12	3	2	13	(3)	3	2	12	3	2	13	(3)	3	2	12	3	2	13	
						仮組立て時のボルト孔の精度														
3	2	12	3	2	14		3	2	12	3	2	14		3	2	12	3	2	14	
						請負者は摩擦接合を行う材片を組み合わせた場合、孔のずれは1.0mm以下としなければならない。														
3	2	12	3	2	15		3	2	12	3	2	15		3	2	12	3	2	15	
						請負者は、支圧接合を行う材片を組合わせた場合、孔のずれは0.5mm以下にしなければならない。														
3	2	12	3	2	16		3	2	12	3	2	16		3	2	12	3	2	16	
						請負者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表2-57のとおりにしなければならない。														
3	2	12	3	2	17		3	2	12	3	2	17		3	2	12	3	2	17	
						表2-57 ボルト孔の貫通率及び停止率														
3	2	12	4	0	1	2-12-4	3	2	12	4	0	1	2-12-4	3	2	12	4	0	1	
						検査路製作工														
3	2	12	4	1	1	1.	3	2	12	4	1	1	1.	3	2	12	4	1	1	
						製作加工														
3	2	12	4	1	2	(1)	3	2	12	4	1	2	(1)	3	2	12	4	1	2	
						請負者は、検査路・昇降梯子・手摺等は原則として溶融亜鉛めっき処理を行わなければならない。														
3	2	12	4	1	3	(2)	3	2	12	4	1	3	(2)	3	2	12	4	1	3	
						請負者は、亜鉛めっきのため油抜き等の処理を行い、めっき後は十分なひずみ取りを行わなければならない。														
3	2	12	4	1	4	(3)	3	2	12	4	1	4	(3)	3	2	12	4	1	4	
						請負者は、検査路と桁本体との取付けベースは工場内で溶接を行うものとする。やむを得ず現場で取付ける場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得て十分な施工管理を行わなければならない。														
3	2	12	4	1	5	(4)	3	2	12	4	1	5	(4)	3	2	12	4	1	5	
						請負者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。														
3	2	12	4	1	6	(5)	3	2	12	4	1	6	(5)	3	2	12	4	1	6	
						請負者は、検査路と桁本体の取付けは取付けベースを介して、ボルト取合いとしなければならない。ただし、取合いは製作誤差を吸収できる構造とするものとする。														
3	2	12	4	1	1	2.	3	2	12	4	1	1	2.	3	2	12	4	1	1	
						ボルト・ナットの施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。														
3	2	12	5	0	1	2-12-5	3	2	12	5	0	1	2-12-5	3	2	12	5	0	1	
						鋼製伸縮継手製作工														
3	2	12	5	1	1	1.	3	2	12	5	1	1	1.	3	2	12	5	1	1	
						製作加工														
3	2	12	5	1	2	(1)	3	2	12	5	1	2	(1)	3	2	12	5	1	2	
						請負者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。														

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	12	5	1	3	(2)	請負者は、フェースプレートのフィンガーは、せり合い等間隔不良を避けるため、一度切りとしなければならない。二度切りの場合には間隔を10mm程度あけるものとする。	3	2	12	5	1	3	(2)	受注者は、フェースプレートのフィンガーは、せり合い等間隔不良を避けるため、一度切りとしなければならない。二度切りの場合には間隔を10mm程度あけるものとする。	
3	2	12	5	1	4	(3)	請負者は、アンカーバーの溶接には十分注意し、リブの孔に通す鉄筋は工場でリブに溶接しておかなければならない。	3	2	12	5	1	4	(3)	受注者は、アンカーバーの溶接には十分注意し、リブの孔に通す鉄筋は工場でリブに溶接しておかなければならない。	
3	2	12	5	1	5	(4)	請負者は、製作完了から据付け開始までの間、遊間の保持や変形・損傷を防ぐため、仮止め装置で仮固定しなければならない。	3	2	12	5	1	5	(4)	受注者は、製作完了から据付け開始までの間、遊間の保持や変形・損傷を防ぐため、仮止め装置で仮固定しなければならない。	
3	2	12	5	2	1	2.	ボルト・ナットの施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	3	2	12	5	2	1	2.	ボルト・ナットの施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	
3	2	12	6	0	1	2-12-6	落橋防止装置製作工	3	2	12	6	0	1	2-12-6	落橋防止装置製作工	
3	2	12	6	1	1	1.	製作加工	3	2	12	6	1	1	1.	製作加工	
3	2	12	6	1	2		P C鋼材等による落橋防止装置の製作加工については、以下の規定によるものとする。	3	2	12	6	1	2		P C鋼材等による落橋防止装置の製作加工については、以下の規定によるものとする。	
3	2	12	6	1	3	(1)	請負者は、P C鋼材定着部分及び取付ブラケットの防食については、設計図書によらなければならない。	3	2	12	6	1	3	(1)	受注者は、P C鋼材定着部分及び取付ブラケットの防食については、設計図書によらなければならない。	
3	2	12	6	2	1	2.	ボルト・ナットの施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	3	2	12	6	2	1	2.	ボルト・ナットの施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	
3	2	12	7	0	1	2-12-7	橋梁用防護柵製作工	3	2	12	7	0	1	2-12-7	橋梁用防護柵製作工	
3	2	12	7	1	1	1.	製作加工	3	2	12	7	1	1	1.	製作加工	
3	2	12	7	1	2	(1)	亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合	3	2	12	7	1	2	(1)	亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合	
3	2	12	7	1	3		請負者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル及び支柱に溶融亜鉛めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、請負者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。	3	2	12	7	1	3		受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル及び支柱に溶融亜鉛めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。	
3	2	12	7	1	4		請負者は、亜鉛の付着量をJIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)Z27の275g/m ² (両面付着量)以上としなければならない。その場合請負者は、亜鉛の付着量が前述以上であることを確認しなければならない。	3	2	12	7	1	4		受注者は、亜鉛の付着量をJIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)Z27の275g/m ² (両面付着量)以上としなければならない。その場合受注者は、亜鉛の付着量が前述以上であることを確認しなければならない。	
3	2	12	7	1	5		請負者は、熱化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。	3	2	12	7	1	5		受注者は、熱化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。	
3	2	12	7	1	6	(2)	亜鉛めっき地肌のままの場合	3	2	12	7	1	6	(2)	亜鉛めっき地肌のままの場合	
3	2	12	7	1	7		請負者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材(ケーブルは除く)に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。	3	2	12	7	1	7		受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材(ケーブルは除く)に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由	
3	2	12	7	1	8		3	2	12	7	1	8		<p>請負者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）の550g/m2（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく2種（HDZ35）の350g/m2（片面の付着量）以上としなければならない。</p>	<p>受注者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）の550g/m2（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく2種（HDZ35）の350g/m2（片面の付着量）以上としなければならない。</p>	
3	2	12	7	1	9		3	2	12	7	1	9		<p>請負者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、のその他の部材の場合を適用しなければならない。</p>	<p>受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、のその他の部材の場合を適用しなければならない。</p>	
3	2	12	7	2	1	2 .	3	2	12	7	2	1	2 .	2 .		
3	2	12	7	2	2	(1)	3	2	12	7	2	2	(1)	<p>ボルト・ナットの塗装仕上げをする場合は、本条1項の製作加工（1）塗装仕上げをする場合の規定によるものとする。ただし、ステンレス性のボルト・ナットの場合は、無処理とするものとする。</p>	<p>ボルト・ナットの塗装仕上げをする場合は、本条1項の製作加工（1）塗装仕上げをする場合の規定によるものとする。ただし、ステンレス性のボルト・ナットの場合は、無処理とするものとする。</p>	
3	2	12	7	2	3	(2)	3	2	12	7	2	3	(2)	<p>ボルト・ナットが亜鉛めっき地肌のままの場合は、本条1項の製作加工（2）亜鉛めっき地肌のままの場合の規定によるものとする。</p>	<p>ボルト・ナットが亜鉛めっき地肌のままの場合は、本条1項の製作加工（2）亜鉛めっき地肌のままの場合の規定によるものとする。</p>	
3	2	12	7	3	1	3 .	3	2	12	7	3	1	3 .	<p>アンカーボルトについては、本条2項ボルト・ナットの規定による。</p>	<p>アンカーボルトについては、本条2項ボルト・ナットの規定による。</p>	
3	2	12	8	0	1	2 - 12 - 8	3	2	12	8	0	1	2 - 12 - 8	アンカーフレーム製作工	アンカーフレーム製作工	
3	2	12	8	1	1	1 .	3	2	12	8	1	1	1 .	<p>アンカーフレーム製作工の施工については、第3編2 - 12 - 3桁製作工の規定による。</p>	<p>アンカーフレーム製作工の施工については、第3編2 - 12 - 3桁製作工の規定による。</p>	
3	2	12	8	2	1	2 .	3	2	12	8	2	1	2 .	<p>請負者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表2 - 58によらなければならない。</p>	<p>受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表2 - 59によらなければならない。</p>	
						表 2 - 58							表 2 - 59			
3	2	12	9	0	1	2 - 12 - 9	3	2	12	9	0	1	2 - 12 - 9	プレビーム用桁製作工	プレビーム用桁製作工	
3	2	12	9	1	1	1 .	3	2	12	9	1	1	1 .	<p>プレビーム用桁の製作加工については、第3編2 - 12 - 3桁製作工の規定によるが、仮組立ては行わないものとする。また、塗装は、プレビーム用桁製作後長時間仮置きする場合は、ジंकリッチプライマーにより、塗装を行わなければならない。</p>	<p>プレビーム用桁の製作加工については、第3編2 - 12 - 3桁製作工の規定によるが、仮組立ては行わないものとする。また、塗装は、プレビーム用桁製作後長時間仮置きする場合は、ジंकリッチプライマーにより、塗装を行わなければならない。</p>	
3	2	12	9	2	1	2 .	3	2	12	9	2	1	2 .	<p>鋼桁の組立てに使用するボルト・ナットの施工については、第3編2 - 13 - 2地組工の規定による。</p>	<p>鋼桁の組立てに使用するボルト・ナットの施工については、第3編2 - 13 - 2地組工の規定による。</p>	
3	2	12	10	0	1	2 - 12 - 10	3	2	12	10	0	1	2 - 12 - 10	鋼製排水管製作工	鋼製排水管製作工	
3	2	12	10	1	1	1 .	3	2	12	10	1	1	1 .	製作加工	製作加工	
3	2	12	10	1	2	(1)	3	2	12	10	1	2	(1)	<p>請負者は、排水管及び取付金具の防食については、設計図書によらなければならない。</p>	<p>受注者は、排水管及び取付金具の防食については、設計図書によらなければならない。</p>	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改定理由
3	2	12	10	1	3	(2)	3	2	12	10	1	3	(2)	請負者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。	受注者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。
3	2	12	10	1	4	(3)	3	2	12	10	1	4	(3)	請負者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。	受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。
3	2	12	10	2	1	2.	3	2	12	10	2	1	2.	ボルト・ナットの施工については、第3編 2 - 12 - 3 桁製作工の規定によるものとする。	ボルト・ナットの施工については、第3編 2 - 12 - 3 桁製作工の規定によるものとする。
3	2	12	11	0	1	2 - 12 - 11	3	2	12	11	0	1	2 - 12 - 11	工場塗装工	工場塗装工
3	2	12	11	1	1	1.	3	2	12	11	1	1	1.	請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。
3	2	12	11	2	1	2.	3	2	12	11	2	1	2.	請負者は、前処理として被塗物表面の塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	受注者は、前処理として被塗物表面の塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。
3	2	12	11	2	2	素地調整程度1種	3	2	12	11	2	2	素地調整程度1種	素地調整程度1種	
3	2	12	11	2	3	塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去（素地調整のグレードは、除せい（錆）程度のISO規格でSa2 1/2）し、鋼肌を露出させたもの。	3	2	12	11	2	3	塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去（素地調整のグレードは、除せい（錆）程度のISO規格でSa2 1/2）し、鋼肌を露出させたもの。	塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去（素地調整のグレードは、除せい（錆）程度のISO規格でSa2 1/2）し、鋼肌を露出させたもの。	
3	2	12	11	3	1	3.	3	2	12	11	3	1	3.	請負者は、気温、湿度の条件が表 2 - 59の塗装禁止条件を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合、監督職員と協議しなければならない。	受注者は、気温、湿度の条件が表 2 - 60の塗装禁止条件を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合、監督職員と協議しなければならない。
3	2	12	11	3	2	表 2 - 59 塗装禁止条件	3	2	12	11	3	2	表 2 - 60 塗装禁止条件	表 2 - 60 塗装禁止条件	
3	2	12	11	4	1	4.	3	2	12	11	4	1	4.	請負者は、新橋、鋼製ダムの素地調整にあたっては、素地調整程度 1 種を行わなければならない。	受注者は、新橋、鋼製ダムの素地調整にあたっては、素地調整程度 1 種を行わなければならない。
3	2	12	11	5	1	5.	3	2	12	11	5	1	5.	請負者は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。	受注者は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。
3	2	12	11	6	1	6.	3	2	12	11	6	1	6.	請負者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態の時に塗装しなければならない。	受注者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態の時に塗装しなければならない。
3	2	12	11	7	1	7.	3	2	12	11	7	1	7.	請負者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。	受注者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。
3	2	12	11	8	1	8.	3	2	12	11	8	1	8.	請負者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。	受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。
3	2	12	11	9	1	9.	3	2	12	11	9	1	9.	請負者は、溶接部、ボルトの接合部分、その他構造の複雑な部分の必要膜厚を確保するように施工しなければならない。	受注者は、溶接部、ボルトの接合部分、その他構造の複雑な部分の必要膜厚を確保するように施工しなければならない。
3	2	12	11	10	1	10.	3	2	12	11	10	1	10.	下 塗	下 塗

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	12	11	10	2	(1)	請負者は、ボルト締め後または溶接施工のため塗装困難となる部分は、あらかじめ塗装を完了させておくことができるものとする。	3	2	12	11	10	2	(1)	受注者は、ボルト締め後または溶接施工のため塗装困難となる部分は、あらかじめ塗装を完了させておくことができるものとする。	
3	2	12	11	10	3	(2)	請負者は、支承等の機械仕上げ面に、防錆油等を塗布しなければならない。	3	2	12	11	10	3	(2)	受注者は、支承等の機械仕上げ面に、防錆油等を塗布しなければならない。	
3	2	12	11	10	4	(3)	請負者は、現地溶接を行う部分およびこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。	3	2	12	11	10	4	(3)	受注者は、現地溶接を行う部分およびこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。	
3	2	12	11	10	5	(4)	請負者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケまたはローラーブラシを用いなければならない。	3	2	12	11	10	5	(4)	受注者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケまたはローラーブラシを用いなければならない。	
3	2	12	11	10	6		また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。	3	2	12	11	10	6		また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。	
3	2	12	11	10	7	(5)	請負者は、素地調整程度1種を行ったときは、4時間以内に塗装を施さなければならない。	3	2	12	11	10	7	(5)	受注者は、素地調整程度1種を行ったときは、4時間以内に塗装を施さなければならない。	
3	2	12	11	11	1	11.	中塗り、上塗り	3	2	12	11	11	1	11.	中塗り、上塗り	
3	2	12	11	11	2	(1)	請負者は、中塗りおよび上塗りにあたっては、被塗表面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認したうえで行わなければならない。	3	2	12	11	11	2	(1)	受注者は、中塗りおよび上塗りにあたっては、被塗表面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認したうえで行わなければならない。	
3	2	12	11	11	3	(2)	請負者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境における鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までをすみやかに塗装しなければならない。	3	2	12	11	11	3	(2)	受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境における鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までをすみやかに塗装しなければならない。	
3	2	12	11	12	1	12.	検 査	3	2	12	11	12	1	12.	検 査	
3	2	12	11	12	2	(1)	請負者は、工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成および保管し、工事完成時までに監督職員へ提出するとともに、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	12	11	12	2	(1)	受注者は、工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成および保管し、工事完成時までに監督職員へ提出するとともに、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	県独自で表現変更
3	2	12	11	12	3	(2)	請負者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。	3	2	12	11	12	3	(2)	受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。	
3	2	12	11	12	4	(3)	請負者は、同一工事、同一塗装系および同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。	3	2	12	11	12	4	(3)	受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。	
3	2	12	11	12	5	(4)	請負者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別または作業姿勢別に測定位置を定め、平均して測定できるように配慮しなければならない。	3	2	12	11	12	5	(4)	受注者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別または作業姿勢別に測定位置を定め、平均して測定できるように配慮しなければならない。	
3	2	12	11	12	6	(5)	請負者は、膜厚測定器として電磁微厚計を使用しなければならない。	3	2	12	11	12	6	(5)	受注者は、膜厚測定器として電磁微厚計を使用しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	12	11	12	7	(6)	請負者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。	3	2	12	11	12	7	(6)	受注者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。	
3	2	12	11	12	8		塗膜厚測定値（5回平均）の平均値が、目標塗膜厚（合計値）の90%以上でなければならない。	3	2	12	11	12	8		塗膜厚測定値（5回平均）の平均値が、目標塗膜厚（合計値）の90%以上でなければならない。	
3	2	12	11	12	9		塗膜厚測定値（5回平均）の最小値が、目標塗膜厚（合計値）の70%以上でなければならない。	3	2	12	11	12	9		塗膜厚測定値（5回平均）の最小値が、目標塗膜厚（合計値）の70%以上でなければならない。	
3	2	12	11	12	10		塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計値）の20%を越えてはならない。ただし、平均値が標準塗膜厚（合計値）以上の場合は合格とする。	3	2	12	11	12	10		塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計値）の20%を越えてはならない。ただし、平均値が標準塗膜厚（合計値）以上の場合は合格とする。	
3	2	12	11	12	11		平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。	3	2	12	11	12	11		平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。	
3	2	12	11	12	12	(7)	請負者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないまま現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩および数量を監督職員に提示しなければならない。また、請負者は、塗布作業の開始前に出荷証明書および塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を確認し、記録、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	12	11	12	12	(7)	受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないまま現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩および数量を監督職員に提示しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書および塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を確認し、記録、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
3	2	13	0	0	1	第13節	橋梁架設工	3	2	13	0	0	1	第13節	橋梁架設工	
3	2	13	1	0	1	2 - 13 - 1	一般事項	3	2	13	1	0	1	2 - 13 - 1	一般事項	
3	2	13	1	1	1		本節は、橋梁仮設工として、地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）その他これらに類する工種について定める。	3	2	13	1	1	1		本節は、橋梁仮設工として、地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）その他これらに類する工種について定める。	
3	2	13	2	0	1	2 - 13 - 2	地組工	3	2	13	2	0	1	2 - 13 - 2	地組工	
3	2	13	2	1	1	1.	地組部材の仮置きについては、下記の規定によるものとする。	3	2	13	2	1	1	1.	地組部材の仮置きについては、以下の規定によるものとする。	
3	2	13	2	1	2	(1)	仮置き中に仮置き台からの転倒、他部材との接触による損傷がないように防護するものとする。	3	2	13	2	1	2	(1)	仮置き中に仮置き台からの転倒、他部材との接触による損傷がないように防護しなければならない。	
3	2	13	2	1	3	(2)	部材を仮置き中の重ね置きのために損傷を受けないようにするものとする。	3	2	13	2	1	3	(2)	部材を仮置き中の重ね置きのために損傷を受けないようにしなければならない。	
3	2	13	2	1	4	(3)	仮置き中に部材について汚損および腐食を生じないように対策を講じるものとする。	3	2	13	2	1	4	(3)	仮置き中に部材について汚損及び腐食を生じないように対策を講じなければならない。	
3	2	13	2	1	5	(4)	仮置き中に部材に、損傷、汚損および腐食が生じた場合は、すみやかに監督職員に連絡し、取り替えまたは補修等の処置を講じるものとする。	3	2	13	2	1	5	(4)	仮置き中に部材に、損傷、汚損及び腐食が生じた場合は、すみやかに監督職員に連絡し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	13	2	2	1	2	地組立については、 <u>下記</u> の規定によるものとする。	3	2	13	2	2	1	2	地組立については、 <u>以下</u> の規定によるものとする。	
3	2	13	2	2	2	(1)	組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱 <u>うものとする</u> 。	3	2	13	2	2	2	(1)	組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱 <u>わなければならない</u> 。	
3	2	13	2	2	3	(2)	組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督職員に連絡し、取り替え、または補修等の処置を講じ <u>るものとする</u> 。	3	2	13	2	2	3	(2)	組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督職員に連絡し、取り替え、または補修等の処置を講じ <u>なければならない</u> 。	
3	2	13	2	2	4	(3)	本締めに先立って、橋の形状が設計に適合することを確認しなければならない。	3	2	13	2	2	4	(3)	本締めに先立って、橋の形状が設計に適合することを確認しなければならない。	
3	2	13	3	0	1	2 - 13 - 3	架設工（クレーン架設）	3	2	13	3	0	1	2 - 13 - 3	架設工（クレーン架設）	
3	2	13	3	1	1	1	<u>請負者</u> は、ペント設備・ペント基礎については、架設前にペント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。	3	2	13	3	1	1	1	<u>受注者</u> は、ペント設備・ペント基礎については、架設前にペント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。	
3	2	13	3	2	1	2	桁架設については、 <u>下記</u> の規定によるものとする。	3	2	13	3	2	1	2	桁架設については、 <u>以下</u> の規定によるものとする。	
3	2	13	3	2	2	(1)	架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行な <u>うものとする</u> 。	3	2	13	3	2	2	(1)	架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行な <u>なければならない</u> 。	
3	2	13	3	2	3	(2)	I桁等フランジ幅の狭い主桁を2ブロック以上に地組したものを、単体で吊り上げたり、仮付けする場合は、部材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	3	2	13	3	2	3	(2)	I桁等フランジ幅の狭い主桁を2ブロック以上に地組したものを、単体で吊り上げたり、仮付けする場合は、部材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	
3	2	13	3	2	4	(3)	ペント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはペントに必ず固定 <u>するものとする</u> 。また、橋軸直角方向の横力は各ペントの柱数でとるよう検討 <u>するものとする</u> 。	3	2	13	3	2	4	(3)	ペント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはペントに必ず固定 <u>しなければならない</u> 。また、橋軸直角方向の横力は各ペントの柱数でとるよう検討 <u>しなければならない</u> 。	
3	2	13	3	2	5	(4)	大きな反力を受けるペント上の主桁は、その支点反力・応力、断面チェックを行い、必要に応じて事前に補強しなければならない。	3	2	13	3	2	5	(4)	大きな反力を受けるペント上の主桁は、その支点反力・応力、断面チェックを行い、必要に応じて事前に補強しなければならない。	
3	2	13	4	0	1	2 - 13 - 4	架設工（ケーブルクレーン架設）	3	2	13	4	0	1	2 - 13 - 4	架設工（ケーブルクレーン架設）	
3	2	13	4	1	1	1	アンカーフレームは、ケーブルの最大張力方向に据付けるものとする。特に、据付け誤差があると付加的に曲げモーメントが生じるので、正しい方向、位置に設置するものとする。	3	2	13	4	1	1	1	アンカーフレームは、ケーブルの最大張力方向に据付けるものとする。特に、据付け誤差があると付加的に曲げモーメントが生じるので、正しい方向、位置に設置するものとする。	
3	2	13	4	2	1	2	<u>請負者</u> は、鉄塔基礎、アンカー等は取りこわしの必要性の有無も考慮しなければならない。	3	2	13	4	2	1	2	<u>受注者</u> は、鉄塔基礎、アンカー等は取りこわしの必要性の有無も考慮しなければならない。	
3	2	13	4	3	1	3	<u>請負者</u> は、ペント設備・ペント基礎については、架設前にペント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。	3	2	13	4	3	1	3	<u>受注者</u> は、ペント設備・ペント基礎については、架設前にペント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。	
3	2	13	5	0	1	2 - 13 - 5	架設工（ケーブルエレクション架設）	3	2	13	5	0	1	2 - 13 - 5	架設工（ケーブルエレクション架設）	
3	2	13	5	1	1	1	ケーブルエレクション設備、アンカー設備、鉄塔基礎については、第3編2 - 13 - 4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定によるものとする。	3	2	13	5	1	1	1	ケーブルエレクション設備、アンカー設備、鉄塔基礎については、第3編2 - 13 - 4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定によるものとする。	
3	2	13	5	2	1	2	桁架設については、 <u>下記</u> の規定によるものとする。	3	2	13	5	2	1	2	桁架設については、 <u>以下</u> の規定によるものとする。	
3	2	13	5	2	2	(1)	直吊工法	3	2	13	5	2	2	(1)	直吊工法	
3	2	13	5	2	3		<u>請負者</u> は、直吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。	3	2	13	5	2	3		<u>受注者</u> は、直吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。	
3	2	13	5	2	4	(2)	斜吊工法	3	2	13	5	2	4	(2)	斜吊工法	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	13	5	2	5		請負者は、斜吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。	3	2	13	5	2	5		受注者は、斜吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。	
3	2	13	5	2	6		請負者は、本体構造物の斜吊策取付け部の耐力の検討、及び斜吊中の部材の応力と変形を各段階で検討しなければならない。	3	2	13	5	2	6		受注者は、本体構造物の斜吊策取付け部の耐力の検討、及び斜吊中の部材の応力と変形を各段階で検討しなければならない。	
3	2	13	6	0	1	2 - 13 - 6	架設工（架設桁架設）	3	2	13	6	0	1	2 - 13 - 6	架設工（架設桁架設）	
3	2	13	6	1	1	1 .	ベント設備・基礎については、第3編2 - 13 - 3 架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。	3	2	13	6	1	1	1 .	ベント設備・基礎については、第3編2 - 13 - 3 架設工（クレーン架設）の規定によるものとする。	
3	2	13	6	2	1	2 .	請負者は、横取り設備については、横取り中に部材に無理な応力等を発生させないようにしなければならない。	3	2	13	6	2	1	2 .	受注者は、横取り設備については、横取り中に部材に無理な応力等を発生させないようにしなければならない。	
3	2	13	6	3	1	3 .	桁架設については、下記の規定によるものとする。	3	2	13	6	3	1	3 .	桁架設については、以下の規定によるものとする。	
3	2	13	6	3	2	(1)	手延機による方法	3	2	13	6	3	2	(1)	手延機による方法	
3	2	13	6	3	3		架設中の各段階において、腹板等の局部座屈を発生させないようにしなければならない。	3	2	13	6	3	3		架設中の各段階において、腹板等の局部座屈を発生させないようにしなければならない。	
3	2	13	6	3	4	(2)	台船による方法	3	2	13	6	3	4	(2)	台船による方法	
3	2	13	6	3	5		請負者は、台船の沈下量を考慮する等、橋体の台船への積み換え時に橋体に対して悪影響がないようにしなければならない。	3	2	13	6	3	5		受注者は、台船の沈下量を考慮する等、橋体の台船への積み換え時に橋体に対して悪影響がないようにしなければならない。	
3	2	13	6	3	6	(3)	横取り工法	3	2	13	6	3	6	(3)	横取り工法	
3	2	13	6	3	7		横取り中の各支持点は、等間隔とし、各支持点が平行に移動するようにするものとする。	3	2	13	6	3	7		横取り中の各支持点は、等間隔とし、各支持点が平行に移動するようにしなければならない。	
3	2	13	6	3	8		横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤをとるものとする。	3	2	13	6	3	8		横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤをとらなければならない。	
3	2	13	7	0	1	2 - 13 - 7	架設工（送出し架設）	3	2	13	7	0	1	2 - 13 - 7	架設工（送出し架設）	
3	2	13	7	1	1	1 .	請負者は、送出し工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。また、送出し作業時にはおしみワイヤをとらなければならない。	3	2	13	7	1	1	1 .	受注者は、送出し工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。また、送出し作業時にはおしみワイヤをとらなければならない。	
3	2	13	7	2	1	2 .	桁架設の施工については、第3編2 - 13 - 6 架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。	3	2	13	7	2	1	2 .	桁架設の施工については、第3編2 - 13 - 6 架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。	
3	2	13	8	0	1	2 - 13 - 8	架設工（トラベラークレーン架設）	3	2	13	8	0	1	2 - 13 - 8	架設工（トラベラークレーン架設）	
3	2	13	8	1	1	1 .	請負者は、片持式工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。	3	2	13	8	1	1	1 .	受注者は、片持式工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。	
3	2	13	8	2	1	2 .	請負者は、釣合片持式架設では、風荷重による支点を中心とした回転から生ずる応力が桁に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	3	2	13	8	2	1	2 .	受注者は、釣合片持式架設では、風荷重による支点を中心とした回転から生ずる応力が桁に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	13	8	3	1	3	請負者は、現場の事情で、トラベラークレーンを解体するために架設完了したトラスの上を後退させる場合には、後退時に上弦材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	3	2	13	8	3	1	3	受注者は、現場の事情で、トラベラークレーンを解体するために架設完了したトラスの上を後退させる場合には、後退時に上弦材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。	
3	2	13	8	4	1	4	請負者は、計画時のトラベラークレーンの仮定自重と、実際に使用するトラベラークレーンの自重に差がある場合には、施工前に検討しておかなければならない。	3	2	13	8	4	1	4	受注者は、計画時のトラベラークレーンの仮定自重と、実際に使用するトラベラークレーンの自重に差がある場合には、施工前に検討しておかなければならない。	
3	2	14	0	0	1	第14節	法面工（共通）	3	2	14	0	0	1	第14節	法面工（共通）	
3	2	14	1	0	1	2 - 14 - 1	一般事項	3	2	14	1	0	1	2 - 14 - 1	一般事項	
3	2	14	1	1	1		本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法砕工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。	3	2	14	1	1	1		本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法砕工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。	
3	2	14	2	0	1	2 - 14 - 2	植生工	3	2	14	2	0	1	2 - 14 - 2	植生工	
3	2	14	2	1	1	1	種子散布は、主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の用水を加えた低粘度スラリー状の材料を厚さ1cm未満に散布するものとする。客土吹付は、主にポンプを用いて高粘度スラリー状の材料を厚さ1～3cmに吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプまたはモルタルガンを用いて植生基材（土、木質繊維等）、有機基材（バーク堆肥、ピートモス等）等を厚さ3～10cmに吹付けるものとする。	3	2	14	2	1	1	1	種子散布は、主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の用水を加えた低粘度スラリー状の材料を厚さ1cm未満に散布するものとする。客土吹付は、主にポンプを用いて高粘度スラリー状の材料を厚さ1～3cmに吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプまたはモルタルガンを用いて植生基材（土、木質繊維等）、有機基材（バーク堆肥、ピートモス等）等を厚さ3～10cmに吹付けるものとする。	
3	2	14	2	2	1	2	請負者は、使用する材料の種類、品質および配合については、設計図書によらなければならない。また、工事実施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮の上で決定し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	14	2	2	1	2	受注者は、使用する材料の種類、品質及び配合については、設計図書によらなければならない。また、工事実施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮の上で決定し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
3	2	14	2	3	1	3	請負者は、肥料が設計図書に示されていない場合は、使用植物の育成特性、土壌特性、肥効期間等を考慮して決定し、品質規格証明書を照合した上で、監督職員に承諾を得なければならない。	3	2	14	2	3	1	3	受注者は、肥料が設計図書に示されていない場合は、使用植物の育成特性、土壌特性、肥効期間等を考慮して決定し、品質規格証明書を照合した上で、監督職員に承諾を得なければならない。	
3	2	14	2	4	1	4	請負者は、芝付けを行うにあたり、芝の育成に適した土を敷均し、締固めて仕上げなければならない。	3	2	14	2	4	1	4	受注者は、芝付けを行うにあたり、芝の育成に適した土を敷均し、締固めて仕上げなければならない。	
3	2	14	2	5	1	5	請負者は、現場に搬入された芝は、すみやかに芝付けするものとし、直射光、雨露にさらしたり、積み重ねて枯死させないようにしなければならない。また、請負者は、芝付け後、枯死しないように養生しなければならない。なお工事完了引渡しまでに枯死した場合は、請負者の負担において再度施工しなければならない。	3	2	14	2	5	1	5	受注者は、現場に搬入された芝は、すみやかに芝付けするものとし、直射光、雨露にさらしたり、積み重ねて枯死させないようにしなければならない。また、受注者は、芝付け後、枯死しないように養生しなければならない。なお工事完了引渡しまでに枯死した場合は、受注者の負担において再度施工しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	14	2	6	1	6	請負者は、張芝、筋芝、人工張芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10～15cm程度の芝を立てて入れたものとする。	3	2	14	2	6	1	6	受注者は、張芝、筋芝、人工張芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10～15cm程度の芝を立てて入れたものとする。	
3	2	14	2	6	1		図2-6 耳芝	3	2	14	2	6	1		図2-6 耳芝	
3	2	14	2	7	1	7	請負者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固めるものとする。	3	2	14	2	7	1	7	受注者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固めなければならない。	
3	2	14	2	8	1	8	請負者は、張芝の脱落を防止するため、張芝一枚当たり2～3本の芝串で固定しなければならない。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	3	2	14	2	8	1	8	受注者は、張芝の脱落を防止するため、張芝一枚当たり2～3本の芝串で固定しなければならない。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	
3	2	14	2	9	1	9	請負者は、筋芝の施工にあたり、芝を敷延べ、上層に土羽土をおいて、丁張りに従い所定の形状に土羽板等によって崩落しないよう硬く締固めなければならない。芝片は、法面の水平方向に張るものとし、間隔は30cmを標準とし、これ以外による場合は設計図書によるものとする。	3	2	14	2	9	1	9	受注者は、筋芝の施工にあたり、芝を敷延べ、上層に土羽土をおいて、丁張りに従い所定の形状に土羽板等によって崩落しないよう硬く締固めなければならない。芝片は、法面の水平方向に張るものとし、間隔は30cmを標準とし、これ以外による場合は設計図書によるものとする。	
3	2	14	2	10	1	10	夏季における晴天時の散水は、日中を避け朝または夕方に行うものとする。	3	2	14	2	10	1	10	夏季における晴天時の散水については、日中を避け朝または夕方に行わなければならない。	
3	2	14	2	11	1	11	請負者は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子散布面の浮水を排除してから施工しなければならない。 なお、工事完了引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、請負者は、再度施工しなければならない。	3	2	14	2	11	1	11	受注者は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子散布面の浮水を排除してから施工しなければならない。 なお、工事完了引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、受注者は、再度施工しなければならない。	
3	2	14	2	12	1	12	種子散布吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	3	2	14	2	12	1	12	種子散布吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
3	2	14	2	12	2	(1)	種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を行い、その結果を監督職員に提出した後に着手するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	14	2	12	2	(1)	種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を行い、その結果を監督職員に提出した後に着手するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	県独自で表現変更

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由				
3	2	14	2	12	3	(2)	3	2	14	2	12	3	(2)	3	2	14	2	12	3	施工時期については、設計図書によるものとするが、特に指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、やむを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行うものとする。	施工時期については、設計図書によるものとするが、特に指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、やむを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行わなければならない。	
3	2	14	2	12	4	(3)	3	2	14	2	12	4	(3)	3	2	14	2	12	4	請負者は、吹付け面の浮土、その他の雑物を取り除き、凹凸は整正しなければならない。	受注者は、吹付け面の浮土、その他の雑物を取り除き、凹凸は整正しなければならない。	
3	2	14	2	12	5	(4)	3	2	14	2	12	5	(4)	3	2	14	2	12	5	請負者は、吹付け面が乾燥している場合には、吹付ける前に散水しなければならない。	受注者は、吹付け面が乾燥している場合には、吹付ける前に散水しなければならない。	
3	2	14	2	12	6	(5)	3	2	14	2	12	6	(5)	3	2	14	2	12	6	請負者は、材料を攪拌混合した後、均一に吹付けなければならない。	受注者は、材料を攪拌混合した後、均一に吹付けなければならない。	
3	2	14	2	12	7	(6)	3	2	14	2	12	7	(6)	3	2	14	2	12	7	請負者は、吹付け距離及びノズルの角度を、吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないようにしなければならない。	受注者は、吹付け距離及びノズルの角度を、吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないようにしなければならない。	
3	2	14	2	13	1	13.	3	2	14	2	13	1	13.	3	2	14	2	13	1	植生基材吹付の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	植生基材吹付の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。	
3	2	14	2	13	2	(1)	3	2	14	2	13	2	(1)	3	2	14	2	13	2	請負者は、施工する前及び施工にあたり、吹付面の浮石その他雑物、付着の害となるものを、除去しなければならない。	受注者は、施工する前及び施工にあたり、吹付面の浮石その他雑物、付着の害となるものを、除去しなければならない。	
3	2	14	2	13	3	(2)	3	2	14	2	13	3	(2)	3	2	14	2	13	3	請負者は、吹付厚さが均等になるよう施工しなければならない。	受注者は、吹付厚さが均等になるよう施工しなければならない。	
3	2	14	2	14	1	14.	3	2	14	2	14	1	14.	3	2	14	2	14	1	植生シート工、植生マット工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	植生シート工、植生マット工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	
3	2	14	2	14	2	(1)	3	2	14	2	14	2	(1)	3	2	14	2	14	2	請負者は、シート、マットの境界に隙間が生じないようにしなければならない。	受注者は、シート、マットの境界に隙間が生じないようにしなければならない。	
3	2	14	2	14	3	(2)	3	2	14	2	14	3	(2)	3	2	14	2	14	3	請負者は、シート、マットが自重により破損しないように、ネットを取付けなければならない。	受注者は、シート、マットが自重により破損しないように、ネットを取付けなければならない。	
3	2	14	2	15	1	15.	3	2	14	2	15	1	15.	3	2	14	2	15	1	請負者は、植生筋の施工にあたり、植生筋の切断が生じないように施工しなければならない。	受注者は、植生筋の施工にあたり、植生筋の切断が生じないように施工しなければならない。	
3	2	14	2	16	1	16.	3	2	14	2	16	1	16.	3	2	14	2	16	1	請負者は、植生筋の施工にあたり、帯の間隔を一定に保ち整然と施工しなければならない。	受注者は、植生筋の施工にあたり、帯の間隔を一定に保ち整然と施工しなければならない。	
3	2	14	2	17	1	17.	3	2	14	2	17	1	17.	3	2	14	2	17	1	請負者は、植生穴の施工にあたり、あらかじめマークした位置に、所定の径と深さとなるように削孔しなければならない。	受注者は、植生穴の施工にあたり、あらかじめマークした位置に、所定の径と深さとなるように削孔しなければならない。	
3	2	14	2	18	1	18.	3	2	14	2	18	1	18.	3	2	14	2	18	1	請負者は、植生穴の施工にあたり、法面と同一面まで土砂で転圧し、埋戻さなければならない。	受注者は、植生穴の施工にあたり、法面と同一面まで土砂で転圧し、埋戻さなければならない。	
3	2	14	3	0	1	2 - 14 - 3	3	2	14	3	0	1	2 - 14 - 3	3	2	14	3	0	1	吹付工	吹付工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	14	3	1	1	1	1. 請負者は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。 なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によらなければならない。	3	2	14	3	1	1	1	1. 受注者は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。 なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。	
3	2	14	3	2	1	2	2. 請負者は、吹付け面が岩盤の場合には、ごみ、泥土、浮石等の吹付け材の付着に害となるものは、除去しなければならない。吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。	3	2	14	3	2	1	2	2. 受注者は、吹付け面が岩盤の場合には、ごみ、泥土、浮石等の吹付け材の付着に害となるものは、除去しなければならない。吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。	
3	2	14	3	3	1	3	3. 請負者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、またはそのおそれがあると予測された場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	14	3	3	1	3	3. 受注者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、またはそのおそれがあると予測された場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	14	3	4	1	4	4. 請負者は、補強用金網の設置にあたり、設計図書に示す仕上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付け等により移動しないように、法面に固定しなければならない。また、金網の継手の重ね巾は、10cm以上重ねなければならない。	3	2	14	3	4	1	4	4. 受注者は、補強用金網の設置にあたり、設計図書に示す仕上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付け等により移動しないように、法面に固定しなければならない。また、金網の継手の重ね巾は、10cm以上重ねなければならない。	
3	2	14	3	5	1	5	5. 請負者は、吹付けにあたっては、法面に直角に吹付けるものとし、法面の上部より順次下部へ吹付け、はね返り材料の上に吹付けないようにしなければならない。	3	2	14	3	5	1	5	5. 受注者は、吹付けにあたっては、法面に直角に吹付けるものとし、法面の上部より順次下部へ吹付け、はね返り材料の上に吹付けないようにしなければならない。	
3	2	14	3	6	1	6	6. 請負者は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付け材の付着に害となるものを除去および清掃し、湿らせてから吹付けなければならない。	3	2	14	3	6	1	6	6. 受注者は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付け材の付着に害となるものを除去及び清掃し、湿らせてから吹付けなければならない。	
3	2	14	3	7	1	7	7. 請負者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたは、モルタル等が付着するように仕上げられるものとする。	3	2	14	3	7	1	7	7. 受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたは、モルタル等が付着するように仕上げなければならない。	
3	2	14	3	8	1	8	8. 請負者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように施工しなければならない。また、はね返り材料は、すみやかに取り除いて不良箇所が生じないようにしなければならない。	3	2	14	3	8	1	8	8. 受注者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように施工しなければならない。また、はね返り材料は、すみやかに取り除いて不良箇所が生じないようにしなければならない。	
3	2	14	3	9	1	9	9. 請負者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	3	2	14	3	9	1	9	9. 受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	
3	2	14	3	10	1	10	10. 請負者は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔の施工については、設計図書によらなければならない。	3	2	14	3	10	1	10	10. 受注者は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔の施工については、設計図書によらなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	14	3	11	1	11	請負者は、法肩の吹付けにあたっては、雨水などが浸透しないように地山に沿って巻き込んで施工しなければならない。	3	2	14	3	11	1	11	受注者は、法肩の吹付けにあたっては、雨水などが浸透しないように地山に沿って巻き込んで施工しなければならない。	
3	2	14	4	0	1	2 - 14 - 4	法枠工	3	2	14	4	0	1	2 - 14 - 4	法枠工	
3	2	14	4	1	1	1	法枠工とは、掘削（切土）または盛土の法面上に、現場打法枠、プレキャスト法枠及び現場吹付法枠を施工するものである。また、現場吹付法枠とは、コンクリートまたはモルタルによる吹付法枠を施工するものである。	3	2	14	4	1	1	1	法枠工とは、掘削（切土）または盛土の法面上に、現場打法枠、プレキャスト法枠及び現場吹付法枠を施工するものである。また、現場吹付法枠とは、コンクリートまたはモルタルによる吹付法枠を施工するものである。	
3	2	14	4	2	1	2	請負者は、法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締固め、平滑に仕上げなければならない。のり面を平坦に仕上げた後に部材をのり面に定着し、すべらないように積み上げなければならない。	3	2	14	4	2	1	2	受注者は、法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締固め、平坦に仕上げなければならない。法面を平坦に仕上げた後に部材をのり面に定着し、すべらないように積み上げなければならない。	
3	2	14	4	3	1	3	請負者は、法枠工を掘削面に施工するにあたり、切り過ぎないように平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場合には粘性土を使用し、良く締固め整形しなければならない。	3	2	14	4	3	1	3	受注者は、法枠工を掘削面に施工するにあたり、切り過ぎないように平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場合には粘性土を使用し、良く締固め整形しなければならない。	
3	2	14	4	4	1	4	請負者は、法枠工の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は基面の安定のために除去しなければならない。なお、浮石が大きく取除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	14	4	4	1	4	受注者は、法枠工の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は基面の安定のために除去しなければならない。なお、浮石が大きく取除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	14	4	5	1	5	請負者は、法枠工の基礎の施工にあたり、沈下、滑動、不陸、その他法枠工の安定に影響を及ぼさぬようにしなければならない。	3	2	14	4	5	1	5	受注者は、法枠工の基礎の施工にあたり、沈下、滑動、不陸、その他法枠工の安定に影響を及ぼさぬようにしなければならない。	
3	2	14	4	6	1	6	請負者は、プレキャスト法枠の設置にあたり、枠をかみ合わせ、滑動しないように積み上げなければならない。また、枠の支点部分に滑り止め用アンカーバーを用いる場合は、滑り止めアンカーバーと枠が連結するよう施工しなければならない。	3	2	14	4	6	1	6	受注者は、プレキャスト法枠の設置にあたり、枠をかみ合わせ、滑動しないように積み上げなければならない。また、枠の支点部分に滑り止め用アンカーバーを用いる場合は、滑り止めアンカーバーと枠が連結するよう施工しなければならない。	
3	2	14	4	7	1	7	請負者は、現場打法枠について地山の状況により、枠の支点到アンカーを設けて補強する場合は、アンカーを法面に直角になるように施工しなければならない。	3	2	14	4	7	1	7	受注者は、現場打法枠について地山の状況により、枠の支点到アンカーを設けて補強する場合は、アンカーを法面に直角になるように施工しなければならない。	
3	2	14	4	8	1	8	請負者は、枠内に土砂を詰める場合は、枠工下部より枠の高さまで締固めながら施工しなければならない。	3	2	14	4	8	1	8	受注者は、枠内に土砂を詰める場合は、枠工下部より枠の高さまで締固めながら施工しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由			
3	2	14	4	9	1	9	3	2	14	4	9	9	3	2	14	4	9	1	9 . 請負者は、枠内に土のうを施工する場合は、土砂が詰まったものを使用し、枠の下端から脱落しないように固定しなければならない。また、土のうの沈下や移動のないように密に施工しなければならない。	9 . 受注者は、枠内に土のうを施工する場合は、土砂が詰まったものを使用し、枠の下端から脱落しないように固定しなければならない。また、土のうの沈下や移動のないように密に施工しなければならない。	
3	2	14	4	10	1	10	3	2	14	4	10	1	3	2	14	4	10	1	10 . 請負者は、枠内に玉石などを詰める場合は、クラッシャー等で空隙を充てんしながら施工しなければならない。	10 . 受注者は、枠内に玉石などを詰める場合は、クラッシャー等で空隙を充てんしながら施工しなければならない。	
3	2	14	4	11	1	11	3	2	14	4	11	1	3	2	14	4	11	1	11 . 請負者は、枠内にコンクリート版などを張る場合は、法面との空隙を生じないように施工しなければならない。また、枠とコンクリート板との空隙は、モルタルなどで充てんしなければならない。	11 . 受注者は、枠内にコンクリート版などを張る場合は、法面との空隙を生じないように施工しなければならない。また、枠とコンクリート板との空隙は、モルタルなどで充てんしなければならない。	
3	2	14	4	12	1	12	3	2	14	4	12	1	3	2	14	4	12	1	12 . 請負者は、吹付けにあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。 なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。	12 . 受注者は、吹付けにあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。 なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。	
3	2	14	4	13	1	13	3	2	14	4	13	1	3	2	14	4	13	1	13 . 請負者は、吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。吹付け材料が飛散し型枠や鉄筋、吹付け面などに付着したときは、硬化する前に清掃除去しなければならない。	13 . 受注者は、吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。吹付け材料が飛散し型枠や鉄筋、吹付け面などに付着したときは、硬化する前に清掃除去しなければならない。	
3	2	14	4	14	1	14	3	2	14	4	14	1	3	2	14	4	14	1	14 . 請負者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、またはそのおそれがあると予測された場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	14 . 受注者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、またはそのおそれがあると予測された場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	14	4	15	1	15	3	2	14	4	15	1	3	2	14	4	15	1	15 . 請負者は、吹付けにあたっては、法面に直角に吹付けるものとし、はね返り材料の上に吹付けてはならない。	15 . 受注者は、吹付けにあたっては、法面に直角に吹付けるものとし、はね返り材料の上に吹付けてはならない。	
3	2	14	4	16	1	16	3	2	14	4	16	1	3	2	14	4	16	1	16 . 請負者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたはモルタル等が付着するように仕上げるものとする。	16 . 受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたはモルタル等が付着するように仕上げるものとする。	
3	2	14	4	17	1	17	3	2	14	4	17	1	3	2	14	4	17	1	17 . 請負者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように、また、はね返り材料は、すみやかに取り除いて不良箇所が生じないように、施工しなければならない。	17 . 受注者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように、また、はね返り材料は、すみやかに取り除いて不良箇所が生じないように、施工しなければならない。	
3	2	14	4	18	1	18	3	2	14	4	18	1	3	2	14	4	18	1	18 . 請負者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	18 . 受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。	
3	2	14	5	0	1	2 - 14 - 5	3	2	14	5	0	1	3	2	14	5	0	1	2 - 14 - 5 法面施肥工	2 - 14 - 5 法面施肥工	
3	2	14	5	1	1	1	3	2	14	5	1	1	3	2	14	5	1	1	1 . 請負者は、法面施肥工に使用する肥料は、設計図書に示す使用量を根の回りに均一に施工しなければならない。	1 . 受注者は、法面施肥工に使用する肥料は、設計図書に示す使用量を根の回りに均一に施工しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	14	5	2	1	2	3	2	14	5	2	2	3	2	14	5	2	1	
						2 .						2 .							
						請負者は、施肥の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。						2 .							
3	2	14	5	3	1	3	3	2	14	5	3	1	3	2	14	5	3	1	
						3 .						3 .							
						請負者は、施肥の施工に支障となるゴミ等を撤去した後、施工しなければならない。						3 .							
3	2	14	6	0	1	2 - 14 - 6	3	2	14	6	0	1	2 - 14 - 6	3	2	14	6	0	1
						アンカー工						2 - 14 - 6							
3	2	14	6	1	1	1	3	2	14	6	1	1	3	2	14	6	1	1	
						1 .						1 .							
						請負者は、アンカー工の施工に際しては、 <u>工事着手前</u> に法面の安定、地盤の状況、地中障害物および湧水を調査しなければならない。						1 .							
3	2	14	6	2	1	2	3	2	14	6	2	1	2	3	2	14	6	2	1
						2 .						2 .							
						請負者は、本条1項の調査を行った結果、異常を発見し設計図書に示された施工条件と一致しない場合は、速やかに監督職員に協議しなければならない。						2 .							
3	2	14	6	3	1	3	3	2	14	6	3	1	3	2	14	6	3	1	
						3 .						3 .							
						請負者は、アンカーの削孔に際して、設計図書に示された位置、削孔径、長さおよび方向で施工し、周囲の地盤を乱さないよう施工しなければならない。						3 .							
3	2	14	6	4	1	4	3	2	14	6	4	1	4	3	2	14	6	4	1
						4 .						4 .							
						請負者は、事前に既存の地質資料により定着層のスライム形状をよく把握して、削孔中にスライムの状態や削孔速度などにより、定着層の位置や層厚を推定するものとし、設計図書に示された削孔長さに変化が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。						4 .							
3	2	14	6	5	1	5	3	2	14	6	5	1	5	3	2	14	6	5	1
						5 .						5 .							
						請負者は、削孔水の使用については清水を原則とし、定着グラウトに悪影響を及ぼす物質を含んだものを使用してはならない。						5 .							
3	2	14	6	6	1	6	3	2	14	6	6	1	6	3	2	14	6	6	1
						6 .						6 .							
						請負者は、削孔について直線性を保つよう施工し、削孔後の孔内は清水によりスライムを除去し、洗浄しなければならない。						6 .							
3	2	14	6	7	1	7	3	2	14	6	7	1	7	3	2	14	6	7	1
						7 .						7 .							
						請負者は、材料を保管する場合は、保管場所を水平で平らな所を選び、地表面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらぬようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。						7 .							
3	2	14	6	8	1	8	3	2	14	6	8	1	8	3	2	14	6	8	1
						8 .						8 .							
						請負者は、アンカー鋼材に注入材との付着を害するさび、油、泥等が付着しないように注意して取扱い、万一付着した場合は、これらを取り除いてから組立加工を行わなければならない。						8 .							
3	2	14	6	9	1	9	3	2	14	6	9	1	9	3	2	14	6	9	1
						9 .						9 .							
						請負者は、アンカー材注入にあたり、置換注入と加圧注入により行い、所定の位置に正確に挿入しなければならない。						9 .							

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	14	6	10	1	10	請負者は、孔内グラウトに際しては、設計図書に示されたグラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水および排気を確実に所定のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。	3	2	14	6	10	1	10	受注者は、孔内グラウトに際しては、設計図書に示されたグラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水及び排気を確実に所定のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。	
3	2	14	6	11	1	11	請負者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。 なお、試験方法は グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第8章試験によるものとする。	3	2	14	6	11	1	11	受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、適性試験、確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。 なお、試験方法は グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第8章試験によるものとする。	
3	2	14	7	0	1	2-14-7	かご工	3	2	14	7	0	1	2-14-7	かご工	
3	2	14	7	1	1	1	請負者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15～25cmのもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。	3	2	14	7	1	1	1	受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15～25cmのもので、じゃかごの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。	
3	2	14	7	2	1	2	請負者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。 なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、偏平にならないようにしなければならない。	3	2	14	7	2	1	2	受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。 なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、偏平にならないようにしなければならない。	
3	2	14	7	3	1	3	請負者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。	3	2	14	7	3	1	3	受注者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。	
3	2	14	7	4	1	4	請負者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。	3	2	14	7	4	1	4	受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。	
3	2	14	7	5	1	5	請負者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。	3	2	14	7	5	1	5	受注者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。	
3	2	14	7	6	1	6	請負者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5～15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は、15～20cmの大きさとし、ふとんかごの編目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。	3	2	14	7	6	1	6	受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5～15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は、15～20cmの大きさとし、ふとんかごの編目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。	
3	2	14	7	7	1	7	請負者は、ふとんかごの施工については、前各項により施工しなければならない。	3	2	14	7	7	1	7	受注者は、ふとんかごの施工については、前各項により施工しなければならない。	
3	2	15	0	0	1	第15節	擁壁工（共通）	3	2	15	0	0	1	第15節	擁壁工（共通）	
3	2	15	1	0	1	2-15-1	一般事項	3	2	15	1	0	1	2-15-1	一般事項	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	15	1	0	2		本節は、擁壁工としてプレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定める。	3	2	15	1	0	2		本節は、擁壁工としてプレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定める。	表現を整備局と整合
3	2	15	2	0	1	2 - 15 - 2	プレキャスト擁壁工	3	2	15	2	0	1	2 - 15 - 2	プレキャスト擁壁工	
3	2	15	2	1	1	1.	請負者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。	3	2	15	2	1	1	1.	受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。	
3	2	15	2	2	1	2.	請負者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。	3	2	15	2	2	1	2.	受注者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。	
3	2	15	3	0	1	2 - 15 - 3	補強土壁工	3	2	15	3	0	1	2 - 15 - 3	補強土壁工	
3	2	15	3	1	1	1.	補強土壁工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、必要に応じて壁面部にのり面処理工を設置することにより盛土のり面の安定を図ることをいうものとする。	3	2	15	3	1	1	1.	補強土壁工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、必要に応じて壁面部にのり面処理工を設置することにより盛土のり面の安定を図ることをいうものとする。	
3	2	15	3	2	1	2.	盛土材については設計図書によるものとする。請負者は、盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	15	3	2	1	2.	盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
3	2	15	3	3	1	3.	請負者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。	3	2	15	3	3	1	3.	受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督職員と協議のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。	
3	2	15	3	4	1	4.	請負者は、設計図書に示された規格及び敷設長を有する補強材を、所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸が無いように敷設し、ピンや土盛りなどにより適宜固定するものとする。	3	2	15	3	4	1	4.	受注者は、設計図書に示された規格及び敷設長を有する補強材を、所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸が無いように敷設し、ピンや土盛りなどにより適宜固定するものとする。	
3	2	15	3	5	1	5.	請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。	3	2	15	3	5	1	5.	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。	
3	2	15	3	6	1	6.	請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保するものとする。	3	2	15	3	6	1	6.	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保しなければならない。	
3	2	15	3	7	1	7.	請負者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	15	3	7	1	7.	受注者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由
3	2	15	3	8	1	8	3	2	15	3	8	3	2	15	3	8	1	
						請負者は、補強材を敷設する時は場合、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。												受注者は、補強材を敷設する時は場合、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。
3	2	15	3	9	1	9	3	2	15	3	9	3	2	15	3	9	1	
						請負者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第1編2-4-3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。巻出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。												受注者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第1編2-4-3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。巻出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。
3	2	15	3	10	1	10	3	2	15	3	10	3	2	15	3	10	1	
						請負者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2段までとしなければならない。												受注者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2段までとしなければならない。
3	2	15	3	11	1	11	3	2	15	3	11	3	2	15	3	11	1	
						請負者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づき、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。												受注者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づき、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。
3	2	15	3	12	1	12	3	2	15	3	12	3	2	15	3	12	1	
						請負者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土のり面や接合部での巻込みに際しては、局所的な折れ曲がりやゆるみを生じないようにしなければならない。												受注者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土のり面や接合部での巻込みに際しては、局所的な折れ曲がりやゆるみを生じないようにしなければならない。
3	2	15	3	13	1	13	3	2	15	3	13	3	2	15	3	13	1	
						請負者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いた壁面調整しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに直ちに監督職員に連絡しなければならない。												受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いた壁面調整しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに直ちに監督職員に連絡しなければならない。
3	2	15	3	14	1	14	3	2	15	3	14	3	2	15	3	14	1	
						請負者は、壁面材の搬入、仮置きや吊上げに際しては、損傷あるいは劣化をきたさないようにしなければならない。												受注者は、壁面材の搬入、仮置きや吊上げに際しては、損傷あるいは劣化をきたさないようにしなければならない。
3	2	15	3	15	1	15	3	2	15	3	15	3	2	15	3	15	1	
						補強材は、搬入から敷設後の締固め完了までの施工期間中、劣化や破断によって強度が低下することがないように管理しなければならない。面状補強材の保管にあたっては直射日光を避け、紫外線による劣化を防がなければならない。												補強材は、搬入から敷設後の締固め完了までの施工期間中、劣化や破断によって強度が低下することがないように管理しなければならない。面状補強材の保管にあたっては直射日光を避け、紫外線による劣化を防がなければならない。
3	2	15	4	0	1	2-15-4	3	2	15	4	0	1	3	2	15	4	0	1
						井桁ブロック工												井桁ブロック工
3	2	15	4	1	1	1	3	2	15	4	1	1	3	2	15	4	1	1
						請負者は、枠の組立てにあたっては、各部材に無理な力がかからないように法尻から順序よく施工しなければならない。												受注者は、枠の組立てにあたっては、各部材に無理な力がかからないように法尻から順序よく施工しなければならない。
3	2	15	4	2	1	2	3	2	15	4	2	1	3	2	15	4	2	1
						請負者は、中詰め石は部材に衝撃を与えないように枠内に入れ、中詰めには土砂を混入してはならない。												受注者は、中詰め石は部材に衝撃を与えないように枠内に入れ、中詰めには土砂を混入してはならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	15	4	3	1	3	2	15	4	3	1	3	2	15	4	3	1	3	2	15	4	3	1		
3	2	16	0	0	1	第16節	3	2	16	0	0	1	3	2	16	0	0	1	3	2	16	0	0	1	
3	2	16	1	0	1	2 - 16 - 1	3	2	16	1	0	1	3	2	16	1	0	1	3	2	16	1	0	1	
3	2	16	1	0	2		3	2	16	1	0	2	3	2	16	1	0	2	3	2	16	1	0	2	
3	2	16	2	0	1	2 - 16 - 2	3	2	16	2	0	1	3	2	16	2	0	1	3	2	16	2	0	1	
3	2	16	2	1	1		3	2	16	2	1	1	3	2	16	2	1	1	3	2	16	2	1	1	
3	2	16	2	2	1		3	2	16	2	2	1	3	2	16	2	2	1	3	2	16	2	2	1	
3	2	16	3	0	1	2 - 16 - 3	3	2	16	3	0	1	3	2	16	3	0	1	3	2	16	3	0	1	
3	2	16	3	1	1		3	2	16	3	1	1	3	2	16	3	1	1	3	2	16	3	1	1	
3	2	16	3	2	1		3	2	16	3	2	1	3	2	16	3	2	1	3	2	16	3	2	1	
3	2	16	3	3	1		3	2	16	3	3	1	3	2	16	3	3	1	3	2	16	3	3	1	
3	2	16	3	4	1		3	2	16	3	4	1	3	2	16	3	4	1	3	2	16	3	4	1	
3	2	16	3	5	1		3	2	16	3	5	1	3	2	16	3	5	1	3	2	16	3	5	1	
3	2	16	3	6	1		3	2	16	3	6	1	3	2	16	3	6	1	3	2	16	3	6	1	
3	2	16	3	7	1		3	2	16	3	7	1	3	2	16	3	7	1	3	2	16	3	7	1	
3	2	16	3	8	1		3	2	16	3	8	1	3	2	16	3	8	1	3	2	16	3	8	1	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由			
3	2	16	3	9	1	9	3	2	16	3	9	9	3	2	16	3	9	1	9 . 請負者は、 <u>グラブ浚渫およびポンプ浚渫</u> の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によるものとする。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認ができない場合には、排土箇所の実測結果により確認するものとする。この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合には、この沈下量を含むものとする。	9 . 受注者は、 <u>浚渫工（ポンプ浚渫船、クラブ船及びバックホウ浚渫船）</u> の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によらなければならない。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認ができない場合には、排土箇所の実測結果により確認し <u>なければならない</u> 。この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合には、この沈下量を含むものとする。	
3	2	16	3	10	1	10	3	2	16	3	10	10	3	2	16	3	10	1	10 . 請負者は、 <u>グラブ浚渫およびポンプ浚渫</u> の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。	10 . 受注者は、 <u>浚渫工（ポンプ浚渫船、クラブ船及びバックホウ浚渫船）</u> の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。	
3	2	16	3	11	1	11	3	2	16	3	11	11	3	2	16	3	11	1	11 . 請負者は、 <u>グラブ浚渫およびポンプ浚渫</u> の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督職員の出来高確認済の部分を除き、再施工しなければならない。	11 . 受注者は、 <u>浚渫工（ポンプ浚渫船、クラブ船及びバックホウ浚渫船）</u> の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督職員の出来高確認済の部分を除き、再施工しなければならない。	
3	2	17	0	0	1	第17節	3	2	17	0	0	1	第17節	3	2	17	0	0	1	植栽維持工	
3	2	17	1	0	1	2 - 17 - 1	3	2	17	1	0	1	2 - 17 - 1	3	2	17	1	0	1	一般事項	
3	2	17	1	1	1		3	2	17	1	1	1		3	2	17	1	1	1	本節は、植栽維持工として、樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定める。	
3	2	17	2	0	1	2 - 17 - 2	3	2	17	2	0	1	2 - 17 - 2	3	2	17	2	0	1	材料	
3	2	17	2	1	1	1	3	2	17	2	1	1	3	2	17	2	1	1	1	1 . 請負者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成19年3月改正法律第8号）に基づくものでなければならない。	1 . 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（平成19年3月改正法律第8号）に基づくものでなければならない。
3	2	17	2	2	1	2	3	2	17	2	2	1	3	2	17	2	2	1	2	2 . 客土及び間詰土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものとする。	2 . 客土及び間詰土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないもの <u>でなければならない</u> 。
3	2	17	2	3	1	3	3	2	17	2	3	1	3	2	17	2	3	1	3	3 . 樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病虫害のない栽培品と <u>する</u> 。	3 . 樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病虫害のない栽培品で <u>なければならない</u> 。
3	2	17	2	4	1	4	3	2	17	2	4	1	3	2	17	2	4	1	4	4 . 請負者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。	4 . 受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
3	2	17	2	5	1	5	樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。 樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類などの特種樹において特記する幹高は、幹部の垂直高とする。 枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とする。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とするが、一部の突出した枝は含まないものとする。 幹周は、樹木の幹の根鉢の上端より1.2m上りの位置の周長とする。この位置で枝が分岐しているときは、その上部の測定値を幹周とし、また、幹が2本以上の樹木の場合においては、各々の幹周の総和の70%をもって幹周とする。 なお、株立樹木の幹が設計図書において指定された本数以上あった場合、個々の幹周の太い順に順次指定された本数まで測定し、その総和の70%の値を幹周とする。	3	2	17	2	5	1	5	樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。 樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類などの特種樹において特記する幹高は、幹部の垂直高とする。 枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とする。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とするが、一部の突出した枝は含まないものとする。 幹周は、樹木の幹の根鉢の上端より1.2m上りの位置の周長とする。この位置で枝が分岐しているときは、その上部の測定値を幹周とし、また、幹が2本以上の樹木の場合においては、各々の幹周の総和の70%をもって幹周とする。 なお、株立樹木の幹が設計図書において指定された本数以上あった場合、個々の幹周の太い順に順次指定された本数まで測定し、その総和の70%の値を幹周とする。	
3	2	17	2	6	1	6	樹木類に支給材料がある場合は、樹木の種類は、設計図書によらなければならない。	3	2	17	2	6	1	6	樹木類に支給材料がある場合は、樹木の種類は、設計図書によらなければならない。	表現を整備局と整合
3	2	17	2	7	1	7	樹木・芝生管理工で使用する肥料、薬剤、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。	3	2	17	2	7	1	7	樹木・芝生管理工で使用する肥料、薬剤、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。	表現を整備局と整合
3	2	17	2	8	1	8	樹木・芝生管理工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、設計図書によるものとする。	3	2	17	2	8	1	8	樹木・芝生管理工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、設計図書によるものとする。	
3	2	17	3	0	1	2 - 17 - 3	樹木・芝生管理工	3	2	17	3	0	1	2 - 17 - 3	樹木・芝生管理工	
3	2	17	3	1	1	1	請負者 は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に連絡しなければならない。また、芝生類の施工については、第3編2 - 14 - 2 植生工の規定によるものとする。	3	2	17	3	1	1	1	受注者 は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に連絡しなければならない。また、芝生類の施工については、第3編2 - 14 - 2 植生工の規定によるものとする。	表現を整備局と整合
3	2	17	3	2	1	2	請負者 は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。なお、剪定形式について監督職員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。	3	2	17	3	2	1	2	受注者 は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。なお、剪定形式について監督職員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。	
3	2	17	3	3	1	3	請負者 は、架空線、標識類に接する枝の剪定形式については、施工前に監督職員の指示を受けなければならない。	3	2	17	3	3	1	3	受注者 は、架空線、標識類に接する枝の剪定形式については、施工前に監督職員の指示を受けなければならない。	
3	2	17	3	4	1	4	請負者 は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、すみやかに処理しなければならない。	3	2	17	3	4	1	4	受注者 は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、すみやかに処理しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	17	3	5	1	5	3	2	17	3	5	5	3	2	17	3	5	5	3	2	17	3	5	1	
						請負者は、樹木の掘取り、荷造り及び運搬、植付けにあたり、1日の植付け量を考慮し、迅速に施工しなければならない。																			
3	2	17	3	6	1	6	3	2	17	3	6	6	3	2	17	3	6	6	3	2	17	3	6	1	
						請負者は、樹木、株物、その他植物材料であって、当日中に植栽できないものについては、仮植えまたは養生をし、速やかに植えなければならない。																			
3	2	17	3	7	1	7	3	2	17	3	7	7	3	2	17	3	7	7	3	2	17	3	7	1	
						請負者は、補植、移植の施工にあたり、樹木類の鉢に応じて、余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等の生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付けなければならない。																			
3	2	17	3	8	1	8	3	2	17	3	8	8	3	2	17	3	8	8	3	2	17	3	8	1	
						樹木の植え込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するものとし、深植えを行ってはならない。また、現場に応じて見栄えがよく植穴の中心に植え付けなければならない。																			
3	2	17	3	9	1	9	3	2	17	3	9	9	3	2	17	3	9	9	3	2	17	3	9	1	
						請負者は、移植先の土壤に問題があった場合は監督職員に報告し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。																			
3	2	17	3	10	1	10	3	2	17	3	10	10	3	2	17	3	10	10	3	2	17	3	10	1	
						請負者は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、直ちに監督職員に連絡し協議するものとする。																			
3	2	17	3	11	1	11	3	2	17	3	11	11	3	2	17	3	11	11	3	2	17	3	11	1	
						請負者は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行うとともに、監督職員に報告し指示を受けなければならない。ただし、修復に関しては、請負者の負担で行わなければならない。																			
3	2	17	3	12	1	12	3	2	17	3	12	12	3	2	17	3	12	12	3	2	17	3	12	1	
						請負者は、補植、移植の植え付けの際の水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し木の棒等でつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。																			
3	2	17	3	13	1	13	3	2	17	3	13	13	3	2	17	3	13	13	3	2	17	3	13	1	
						請負者は、補植、移植の埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽するものとする。																			
3	2	17	3	14	1	14	3	2	17	3	14	14	3	2	17	3	14	14	3	2	17	3	14	1	
						請負者は、補植、移植の施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。																			

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
3	2	17	3	15	1	15	請負者 は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはシュロ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	3	2	17	3	15	1	15	受注者 は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはシュロ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	
3	2	17	3	16	1	16	請負者 は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゆるなわを用いて動かぬよう結束しなければならない。	3	2	17	3	16	1	16	受注者 は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゆるなわを用いて動かぬよう結束しなければならない。	
3	2	17	3	17	1	17	請負者 は、移植の施工については、掘取りから植付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥および鉢崩れを防止しなければならない。	3	2	17	3	17	1	17	受注者 は、移植の施工については、掘取りから植付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥および鉢崩れを防止しなければならない。	
3	2	17	3	18	1	18	請負者 は、施肥、灌水および薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	17	3	18	1	18	受注者 は、施肥、灌水 及び 薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	17	3	19	1	19	請負者 は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等の除去 および 除草を行わなければならない。	3	2	17	3	19	1	19	受注者 は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等の除去 及び 除草を行わなければならない。	
3	2	17	3	20	1	20	請負者 は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。 なお、施肥のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。また、寄植え等で密集している場合は、施工方法について監督職員の指示を受けなければならない。	3	2	17	3	20	1	20	受注者 は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。 なお、施肥のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。また、寄植え等で密集している場合は、施工方法について監督職員の指示を受けなければならない。	
3	2	17	3	21	1	21	請負者 は、薬剤散布の施工については、周辺住民への通知の方法等について、施工前に監督職員に連絡のうえ、必要に応じて監督職員の指示を受けなければならない。	3	2	17	3	21	1	21	受注者 は、薬剤散布の施工については、周辺住民への通知の方法等について、施工前に監督職員に連絡のうえ、必要に応じて監督職員の指示を受けなければならない。	
3	2	17	3	22	1	22	請負者 は、薬剤散布の施工については、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合、強風時を避けるものとし、薬剤は葉の裏や枝の陰等を含め、むらのないように散布しなければならない。	3	2	17	3	22	1	22	受注者 は、薬剤散布の施工については、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合、強風時を避けるものとし、薬剤は葉の裏や枝の陰等を含め、むらのないように散布しなければならない。	
3	2	17	3	23	1	23	請負者 は、薬剤散布に使用する薬剤の取り扱いについては、関係法令等に基づき適正に行わなければならない。	3	2	17	3	23	1	23	受注者 は、薬剤散布に使用する薬剤の取り扱いについては、関係法令等に基づき適正に行わなければならない。	
3	2	17	3	24	1	24	植栽樹木の植替え	3	2	17	3	24	1	24	植栽樹木の植替え	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由			
3	2	17	3	24	2	1)	3	2	17	3	24	2	1)	3	2	17	3	24	2		
						請負者は植栽樹木等が工事完成引渡し後、1年以内に枯死または形姿不良となった場合には、当初植栽した樹木等と同等、またはそれ以上の規格のものに請負者の負担において植替えなければならない。							受注者は植栽樹木等が工事完成引渡し後、1年以内に枯死または形姿不良となった場合には、当初植栽した樹木等と同等、またはそれ以上の規格のものに受注者の負担において植替えなければならない。								
3	2	17	3	24	3	2)	3	2	17	3	24	3	2)	3	2	17	3	24	3		
						植栽等の形姿不良とは、枯死が樹冠部の2/3以上となったもの、及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高の概ね1/3以上の主幹が枯れたものとする。この場合枯枝の判定については、前記同様の状態となることが確実に想定されるものも含むものとする。							植栽等の形姿不良とは、枯死が樹冠部の2/3以上となったもの、及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高の概ね1/3以上の主幹が枯れたものとする。この場合枯枝の判定については、前記同様の状態となることが確実に想定されるものも含むものとする。								
3	2	17	3	24	4	3)	3	2	17	3	24	4	3)	3	2	17	3	24	4		
						枯死、または形姿不良の判定は、発注者と請負者が立会の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と協議するものとする。							枯死、または形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と協議しなければならない。								
3	2	17	3	24	5	4)	3	2	17	3	24	5	4)	3	2	17	3	24	5		
						暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災により流失、折損または倒木した場合にはこの限りではない。							暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災により流失、折損または倒木した場合にはこの限りではない。								
3	2	17	3	25	1	25.	3	2	17	3	25	1	25.	3	2	17	3	25	1		
						請負者は、植栽帯盛土の施工にあたり、客土の施工は、客土を敷均した後ローラ等を用い、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。							受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、客土の施工は、客土を敷均した後ローラ等を用い、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。								
3	2	17	3	26	1	26.	3	2	17	3	26	1	26.	3	2	17	3	26	1		
						請負者は、樹名板の設置については、支柱及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。							受注者は、樹名板の設置については、支柱及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。								
3	2	17	3	27	1	27.	3	2	17	3	27	1	27.	3	2	17	3	27	1		
						請負者は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工するものとする。							受注者は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工しなければならない。								
3	2	18	0	0	1	第18節	3	2	18	0	0	1	第18節	3	2	18	0	0	1		
						床版工							床版工								
3	2	18	1	0	1	2-18-1	3	2	18	1	0	1	2-18-1	3	2	18	1	0	1		
						一般事項							一般事項								
3	2	18	1	0	2		3	2	18	1	0	2		3	2	18	1	0	2		
						本節は、床版工として床版工その他これらに類する工種について定める。							本節は、床版工として床版工その他これらに類する工種について定める。								
3	2	18	2	0	1	2-18-2	3	2	18	2	0	1	2-18-2	3	2	18	2	0	1		
						床版工							床版工								
3	2	18	2	1	1	1.	3	2	18	2	1	1	1.	3	2	18	2	1	1		
						鉄筋コンクリート床版については、下記の規定によるものとする。							鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。								
3	2	18	2	1	2	(1)	3	2	18	2	1	2	(1)	3	2	18	2	1	2		
						床版は、直接活荷重を受ける部材であり、この重要性を十分理解して入念な計画及び施工を行うものとする。							床版は、直接活荷重を受ける部材であり、この重要性を十分理解して入念な計画及び施工を行うものとする。								
3	2	18	2	1	3	(2)	3	2	18	2	1	3	(2)	3	2	18	2	1	3		
						施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認するものとする。出来形に誤差のある場合、その処置について設計図書に関して監督職員と協議するものとする。							施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認しなければならない。出来形に誤差のある場合、その処置について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。								

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由				
3	2	18	2	1	4	(3)	3	2	18	2	1	4	(3)	3	2	18	2	1	4	コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないように十分配慮するものとする。	コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないように十分配慮しなければならない。	
3	2	18	2	1	5	(4)	3	2	18	2	1	5	(4)	3	2	18	2	1	5	スパーサーは、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとする。 なお、それ以外のスパーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。スパーサーは、1m2当たり4個を配置の目安とし、組立およびコンクリートの打込中、その形状を保つようにしなければならない。	スパーサーは、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。 なお、それ以外のスパーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スパーサーは、1m2当たり4個を配置の目安とし、組立およびコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。	
3	2	18	2	1	6	(5)	3	2	18	2	1	6	(5)	3	2	18	2	1	6	床版には、排水桝及び吊金具等が埋設されるので、設計図書を確認してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定するものとする。	床版には、排水桝及び吊金具等が埋設されるので、設計図書を確認してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定しなければならない。	
3	2	18	2	1	7	(6)	3	2	18	2	1	7	(6)	3	2	18	2	1	7	コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は下記によるものとする。	コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は以下によるなければならない。	
3	2	18	2	1	8		3	2	18	2	1	8		3	2	18	2	1	8	ポンプ施工を理由にコンクリートの品質を下げてはならない。	ポンプ施工を理由にコンクリートの品質を低下させてはならない。	
3	2	18	2	1	9		3	2	18	2	1	9		3	2	18	2	1	9	吐出しにおけるコンクリートの品質が安定するまで打設を行ってはならない。	吐出口におけるコンクリートの品質が安定するまで打設を行ってはならない。	
3	2	18	2	1	10		3	2	18	2	1	10		3	2	18	2	1	10	配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからないように足場等の対策を行うものとする。	配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからないように足場等の対策を行うものとする。	
3	2	18	2	1	11	(7)	3	2	18	2	1	11	(7)	3	2	18	2	1	11	橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。	受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。	
3	2	18	2	1	12	(8)	3	2	18	2	1	12	(8)	3	2	18	2	1	12	橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込むものとする。	受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込まなければならない。	
3	2	18	2	1	13	(9)	3	2	18	2	1	13	(9)	3	2	18	2	1	13	コンクリート打込みにあたっては、型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。また、コンクリート打ち込み後の養生については、第1編3-6-9養生に基づき施工しなければならない。	コンクリート打込みにあたっては、型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。また、コンクリート打ち込み後の養生については、第1編3-6-9養生に基づき施工しなければならない。	
3	2	18	2	1	14	(10)	3	2	18	2	1	14	(10)	3	2	18	2	1	14	鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きを行い、無収縮モルタルにより充填しなければならない。	鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きを行い、無収縮モルタルにより充填しなければならない。	
3	2	18	2	1	15	(11)	3	2	18	2	1	15	(11)	3	2	18	2	1	15	工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-28後片付け)を行わなければならない。	工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-28後片付け)を行わなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
3	2	18	2	1	16	(12)	3	2	18	2	1	16	(12)												
						請負者は、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンバーを測定し、その記録を整備および保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。																			
3	2	18	2	2	1	2.	3	2	18	2	2	1	2.												
						鋼床版については、下記の規定によるものとする。																			
3	2	18	2	2	2	(1)	3	2	18	2	2	2	(1)												
						床版は、溶接によるひずみが少ない構造とするものとする。縦リブと横リブの連結部は、縦リブからのせん断力を確実に横リブに伝えることのできる構造とするものとする。なお、特別な場合を除き、縦リブは横リブの腹板を通して連続させるものとする。																			
4	0	0	0	0	1	第4編	4	0	0	0	0	1	第4編												
						河川編																			
4	1	0	0	0	1	第1章	4	1	0	0	0	1	第1章												
						築堤・護岸																			
4	1	1	0	0	1	第1節	4	1	1	0	0	1	第1節												
						適用																			
4	1	1	0	1	2	1.	4	1	1	0	1	2	1.												
						本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、根固め工、水制工、付帯道路工、付帯道路施設工、光ケーブル配管工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。																			
4	1	1	0	2	3	2.	4	1	1	0	2	3	2.												
						河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。																			
4	1	1	0	3	4	3.	4	1	1	0	3	4	3.												
						構造物撤去工、仮設工は、第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による。																			
4	1	1	0	4	5	4.	4	1	1	0	4	5	4.												
						本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。																			
4	1	1	0	5	6	5.	4	1	1	0	5	6	5.												
						請負者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。																			
4	1	1	0	6	7	6.	4	1	1	0	6	7	6.												
						請負者は、河川工事の仮締切、瀬がえ等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。																			
4	1	2	0	0	1	第2節	4	1	2	0	0	1	第2節												
						適用すべき諸基準																			
4	1	2	0	1	2		4	1	2	0	1	2													
						請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。																			
4	1	2	0	1	3		4	1	2	0	1	3													
						国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）																			
4	1	3	0	0	1	第3節	4	1	3	0	0	1	第3節												
						軽量盛土工																			
4	1	3	1	0	1	1-3-1	4	1	3	1	0	1	1-3-1												
						一般事項																			

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	1	3	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	4	1	3	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	
4	1	3	2	0	1	1-3-2	軽量盛土工	4	1	3	2	0	1	1-3-2	軽量盛土工	
4	1	3	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	4	1	3	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	
4	1	4	0	0	1	第4節	地盤改良工	4	1	4	0	0	1	第4節	地盤改良工	
4	1	4	1	0	1	1-4-1	一般事項	4	1	4	1	0	1	1-4-1	一般事項	
4	1	4	1	1	2		本節は、地盤改良工として、表層安定処理工、パイルネット工、パーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。	4	1	4	1	1	2		本節は、地盤改良工として、表層安定処理工、パイルネット工、パーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。	
4	1	4	2	0	1	1-4-2	表層安定処理工	4	1	4	2	0	1	1-4-2	表層安定処理工	
4	1	4	2	1	2		表層安定処理工の施工については、第3編2-7-4表層安定処理工の規定による。	4	1	4	2	1	2		表層安定処理工の施工については、第3編2-7-4表層安定処理工の規定による。	
4	1	4	3	0	1	1-4-3	パイルネット工	4	1	4	3	0	1	1-4-3	パイルネット工	
4	1	4	3	1	2		パイルネット工の施工については、第3編2-7-5パイルネット工の規定による。	4	1	4	3	1	2		パイルネット工の施工については、第3編2-7-5パイルネット工の規定による。	
4	1	4	4	0	1	1-4-4	パーチカルドレーン工	4	1	4	4	0	1	1-4-4	パーチカルドレーン工	
4	1	4	4	1	2		パーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7-7パーチカルドレーン工の規定による。	4	1	4	4	1	2		パーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7-7パーチカルドレーン工の規定による。	
4	1	4	5	0	1	1-4-5	締固め改良工	4	1	4	5	0	1	1-4-5	締固め改良工	
4	1	4	5	1	2		締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め改良工の規定による。	4	1	4	5	1	2		締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め改良工の規定による。	
4	1	4	6	0	1	1-4-6	固結工	4	1	4	6	0	1	1-4-6	固結工	
4	1	4	6	1	2		固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。	4	1	4	6	1	2		固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。	
4	1	5	0	0	1	第5節	護岸基礎工	4	1	5	0	0	1	第5節	護岸基礎工	
4	1	5	1	0	1	1-5-1	一般事項	4	1	5	1	0	1	1-5-1	一般事項	
4	1	5	1	1	2		本節は、護岸基礎工として作業土工、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。	4	1	5	1	1	2		本節は、護岸基礎工として作業土工(床掘り・埋戻し)、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。	
4	1	5	2	0	1	1-5-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	4	1	5	2	0	1	1-5-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
4	1	5	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	4	1	5	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
4	1	5	3	0	1	1-5-3	基礎工	4	1	5	3	0	1	1-5-3	基礎工	
4	1	5	3	1	2		基礎工の施工については、第3編2-4-3基礎工(護岸)の規定による。	4	1	5	3	1	2		基礎工の施工については、第3編2-4-3基礎工(護岸)の規定による。	
4	1	5	4	0	1	1-5-4	矢板工	4	1	5	4	0	1	1-5-4	矢板工	
4	1	5	4	1	2		矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。	4	1	5	4	1	2		矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。	
4	1	5	5	0	1	1-5-5	土台基礎工	4	1	5	5	0	1	1-5-5	土台基礎工	
4	1	5	5	1	2		土台基礎工の施工については、第3編2-4-2土台基礎工の規定による。	4	1	5	5	1	2		土台基礎工の施工については、第3編2-4-2土台基礎工の規定による。	
4	1	6	0	0	1	第6節	矢板護岸工	4	1	6	0	0	1	第6節	矢板護岸工	
4	1	6	1	0	1	1-6-1	一般事項	4	1	6	1	0	1	1-6-1	一般事項	
4	1	6	1	1	2		本節は、矢板護岸工として作業土工、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。	4	1	6	1	1	2		本節は、矢板護岸工として作業土工(床掘り・埋戻し)、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等												
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由
4	1	6	2	0	1	1 - 6 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工の規定による。	4	1	6	2	0	1	1 - 6 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工（ <u>床掘り・埋戻し</u> ）の規定による。									
4	1	6	3	0	1	1 - 6 - 3	笠コンクリート工 笠コンクリートの施工については、第3編2 - 3 - 20笠コンクリート工の規定による。	4	1	6	3	0	1	1 - 6 - 3	笠コンクリート工 笠コンクリートの施工については、第3編2 - 3 - 20笠コンクリート工の規定による。									
4	1	6	4	0	1	1 - 6 - 4	矢板工 矢板工の施工については、第3編2 - 3 - 4矢板工の規定による。	4	1	6	4	0	1	1 - 6 - 4	矢板工 矢板工の施工については、第3編2 - 3 - 4矢板工の規定による。									
4	1	7	0	0	1	第7節	法覆護岸工	4	1	7	0	0	1	第7節	法覆護岸工									
4	1	7	1	0	1	1 - 7 - 1	一般事項	4	1	7	1	0	1	1 - 7 - 1	一般事項									
4	1	7	1	1	1	1	本節は、法覆護岸工としてコンクリートブロック工、護岸付属物工、緑化ブロック工、環境護岸ブロック工、石積（張）工、法枠工、多自然型護岸工、吹付工、植生工、覆土工、羽口工その他これらに類する工種について定める。	4	1	7	1	1	1	1	本節は、法覆護岸工としてコンクリートブロック工、護岸付属物工、緑化ブロック工、環境護岸ブロック工、石積（張）工、法枠工、多自然型護岸工、吹付工、植生工、覆土工、羽口工その他これらに類する工種について定める。									
4	1	7	1	2	1	2	<u>請負者</u> は、法覆護岸工のコンクリート施工に際して、水中打込みを行ってはならない。	4	1	7	1	2	1	2	<u>受注者</u> は、法覆護岸工のコンクリート施工に際して、水中打込みを行ってはならない。									
4	1	7	1	3	1	3	<u>請負者</u> は、法覆護岸工の施工に際して、目地の施工位置は設計図書のとおりに行わなければならない。	4	1	7	1	3	1	3	<u>受注者</u> は、法覆護岸工の施工に際して、目地の施工位置は設計図書のとおりに行わなければならない。									
4	1	7	1	4	1	4	<u>請負者</u> は、法覆護岸工の施工に際して、裏込め材は、締固め機械等を用いて施工しなければならない。	4	1	7	1	4	1	4	<u>受注者</u> は、法覆護岸工の施工に際して、裏込め材は、締固め機械等を用いて施工しなければならない。									
4	1	7	1	5	1	5	<u>請負者</u> は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、 <u>シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ</u> 、はく離等のないように施工しなければならない。	4	1	7	1	5	1	5	<u>受注者</u> は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、 <u>シートの敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとし、端部は接着はずれ</u> 、はく離等のないように施工しなければならない。									
4	1	7	2	0	1	1 - 7 - 2	材 料	4	1	7	2	0	1	1 - 7 - 2	材 料									
4	1	7	2	1	2		遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0mの（1）または（2）のいずれかの仕様による。	4	1	7	2	1	2		遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0mの（1）または（2）のいずれかの仕様による。									
4	1	7	2	2	3	(1)	遮水シートAは、以下の仕様によるものとする。	4	1	7	2	2	3	(1)	遮水シートAは、以下の仕様によるものとする。									
4	1	7	2	3	4		材の材質は、 <u>4)</u> の材質のシボ（標準菱形）付きとし、厚さ1mmとする。	4	1	7	2	3	4		材の材質は、 <u>4)</u> の材質のシボ（標準菱形）付きとし、厚さ1mmとする。									
4	1	7	2	4	5		被覆材の材質は、補強布付き繊維性フェルトとし、厚さ10mmとする。	4	1	7	2	4	5		被覆材の材質は、補強布付き繊維性フェルトとし、厚さ10mmとする。									
4	1	7	2	5	6		止水材の重ね幅は、15cm以上とし、端部の取付部は、20cm以上とする。	4	1	7	2	5	6		止水材の重ね幅は、15cm以上とし、端部の取付部は、20cm以上とする。									
4	1	7	2	6	7		止水材の品質規格は表1 - 1または2による。	4	1	7	2	6	7		止水材の品質規格は表1 - 1または2による。									
4	1	7	2	7	8		表1 - 1 純ポリ塩化 <u>ビニル</u> ：（厚さ1mm、色：透明）	4	1	7	2	7	8		表1 - 1 純ポリ塩化 <u>ビニル</u> ：（厚さ1mm、色：透明） <u>の品質規格</u>									
4	1	7	2	8	9		表1 - 2 エチレン酢酸 <u>ビニル</u> ：（厚さ1mm、色：透明）	4	1	7	2	8	9		表1 - 2 エチレン酢酸 <u>ビニル</u> ：（厚さ1mm、色：透明） <u>の品質規格</u>									
4	1	7	2	9	10		被覆材の品質規格は表1 - 3による。	4	1	7	2	9	10		被覆材の品質規格は表1 - 3による。									

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
4	1	7	2	10	11		4	1	7	2	10	11		4	1	7	2	10	11	表1-3 (補強布付き繊維性フェルト：厚さ10mm) の品質規格
4	1	7	2	11	12	(2)	4	1	7	2	11	12	(2)	4	1	7	2	11	12	遮水シートBは、以下の仕様によるものとする。
4	1	7	2	12	13		4	1	7	2	12	13		4	1	7	2	12	13	止水材は、十分な止水性を有するものとする。(ただし、規格値はシート幅2.0mを基準としており、2.0mを下回る場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定すること。)
4	1	7	2	13	14		4	1	7	2	13	14		4	1	7	2	13	14	止水材は、施工時及び施工後とも十分な強度と法面の変状に追従する屈撓性を有するものとする。
4	1	7	2	14	15		4	1	7	2	14	15		4	1	7	2	14	15	止水材は、堤防等の法面に対して、施工時及び施工後とも十分な滑り抵抗を有するものとする。
4	1	7	2	15	16		4	1	7	2	15	16		4	1	7	2	15	16	止水材は、十分な耐久性を有するものとし、請負者は、耐久性に係わる試験結果を監督職員に提出するものとする。
4	1	7	2	16	17		4	1	7	2	16	17		4	1	7	2	16	17	上記1)および3)は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。
4	1	7	2	17	18		4	1	7	2	17	18		4	1	7	2	17	18	止水材の品質規格は、表1-4によるものとする。
4	1	7	2	18	19		4	1	7	2	18	19		4	1	7	2	18	19	表1-4 止水材の品質規格
4	1	7	2	19	20		4	1	7	2	19	20		4	1	7	2	19	20	被覆材の品質規格は、1.(1).5)表1-3による。
4	1	7	2	20	21	(3)	4	1	7	2	20	21	(2)	4	1	7	2	20	21	品質管理
4	1	7	2	21	22		4	1	7	2	21	22		4	1	7	2	21	22	止水材とコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系またはスチレンブタジエンゴム系接着剤、ブチルゴムテープ等の内、接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。
4	1	7	2	22	23		4	1	7	2	22	23		4	1	7	2	22	23	請負者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質を証明する資料を監督職員に提出するものとする。
4	1	7	2	23	24	1)	4	1	7	2	23	24	1)	4	1	7	2	23	24	製品には、止水材および被覆材の各々に製造年月日および製造工場が明示されていること。(番号整理番号でもよい)
4	1	7	2	24	25	2)	4	1	7	2	24	25	2)	4	1	7	2	24	25	品質を証明する資料は、納入製品に該当する品質試験成績表であること。
4	1	7	2	25	26	3)	4	1	7	2	25	26	3)	4	1	7	2	25	26	品質成績表は、通常の生産過程において3日に1回の割合で行った品質試験成績表であること。
4	1	7	2	26	27	4)	4	1	7	2	26	27	4)	4	1	7	2	26	27	製品には、別に「公的試験機関による品質試験成績表」を添付するものとする。
4	1	7	2	27	28	5)	4	1	7	2	27	28	5)	4	1	7	2	27	28	「公的試験機関による品質試験成績表」は、製品の生産過程において20,000m ² に1回の割合で行ったもののうち、納入製品に該当するものとする。
4	1	7	3	0	1	1-7-3	4	1	7	3	0	1	1-7-3	4	1	7	3	0	1	コンクリートブロック工
4	1	7	3	1	2		4	1	7	3	1	2		4	1	7	3	1	2	コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
4	1	7	4	0	1	1 - 7 - 4	護岸付属物工	4	1	7	4	0	1	1 - 7 - 4	護岸付属物工					
4	1	7	4	1	1	1 .	横帯コンクリート、小口止、縦帯コンクリート、巻止コンクリート、平張コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	4	1	7	4	1	1	1 .	横帯コンクリート、小口止、縦帯コンクリート、巻止コンクリート、平張コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。					
4	1	7	4	2	1	2 .	小口止矢板の施工については、第3編2 - 3 - 4矢板工の規定による。	4	1	7	4	2	1	2 .	小口止矢板の施工については、第3編2 - 3 - 4矢板工の規定による。					
4	1	7	4	3	1	3 .	プレキャスト横帯コンクリート、プレキャスト小口止、プレキャスト縦帯コンクリート、プレキャスト巻止コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。	4	1	7	4	3	1	3 .	プレキャスト横帯コンクリート、プレキャスト小口止、プレキャスト縦帯コンクリート、プレキャスト巻止コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。					
4	1	7	5	0	1	1 - 7 - 5	緑化ブロック工	4	1	7	5	0	1	1 - 7 - 5	緑化ブロック工					
4	1	7	5	1	2		緑化ブロック工の施工については、第3編2 - 5 - 4緑化ブロック工の規定による。	4	1	7	5	1	2		緑化ブロック工の施工については、第3編2 - 5 - 4緑化ブロック工の規定による。					
4	1	7	6	0	1	1 - 7 - 6	環境護岸ブロック工	4	1	7	6	0	1	1 - 7 - 6	環境護岸ブロック工					
4	1	7	6	1	2		環境護岸ブロック工の施工については、第3編2 - 5 - 3コンクリートブロック工の規定による。	4	1	7	6	1	2		環境護岸ブロック工の施工については、第3編2 - 5 - 3コンクリートブロック工の規定による。					
4	1	7	7	0	1	1 - 7 - 7	石積(張)工	4	1	7	7	0	1	1 - 7 - 7	石積(張)工					
4	1	7	7	1	2		石積(張)工の施工については、第3編2 - 5 - 5石積(張)工の規定による。	4	1	7	7	1	2		石積(張)工の施工については、第3編2 - 5 - 5石積(張)工の規定による。					
4	1	7	8	0	1	1 - 7 - 8	法枠工	4	1	7	8	0	1	1 - 7 - 8	法枠工					
4	1	7	8	1	2		法枠工の施工については、第3編2 - 14 - 4法枠工の規定による。	4	1	7	8	1	2		法枠工の施工については、第3編2 - 14 - 4法枠工の規定による。					
4	1	7	9	0	1	1 - 7 - 9	多自然型護岸工	4	1	7	9	0	1	1 - 7 - 9	多自然型護岸工					
4	1	7	9	1	1		多自然型護岸工の施工については、第3編2 - 3 - 26多自然型護岸工の規定による。	4	1	7	9	1	1		多自然型護岸工の施工については、第3編2 - 3 - 26多自然型護岸工の規定による。					
4	1	7	10	0	1	1 - 7 - 10	吹付工	4	1	7	10	0	1	1 - 7 - 10	吹付工					
4	1	7	10	1	2		吹付工の施工については、第3編2 - 14 - 3吹付工の規定による。	4	1	7	10	1	2		吹付工の施工については、第3編2 - 14 - 3吹付工の規定による。					
4	1	7	11	0	1	1 - 7 - 11	植生工	4	1	7	11	0	1	1 - 7 - 11	植生工					
4	1	7	11	1	2		植生工の施工については、第3編2 - 14 - 2植生工の規定による。	4	1	7	11	1	2		植生工の施工については、第3編2 - 14 - 2植生工の規定による。					
4	1	7	12	0	1	1 - 7 - 12	覆土工	4	1	7	12	0	1	1 - 7 - 12	覆土工					
4	1	7	12	1	2		覆土工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。	4	1	7	12	1	2		覆土工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。					
4	1	7	13	0	1	1 - 7 - 13	羽口工	4	1	7	13	0	1	1 - 7 - 13	羽口工					
4	1	7	13	1	1		羽口工の施工については、第3編2 - 3 - 27羽口工の規定による。	4	1	7	13	1	1		羽口工の施工については、第3編2 - 3 - 27羽口工の規定による。					
4	1	8	0	0	1	第8節	擁壁護岸工	4	1	8	0	0	1	第8節	擁壁護岸工					
4	1	8	1	0	1	1 - 8 - 1	一般事項	4	1	8	1	0	1	1 - 8 - 1	一般事項					
4	1	8	1	1	2		本節は、擁壁護岸工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。	4	1	8	1	1	2		本節は、擁壁護岸工として作業土工(床掘り・埋戻し)、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。					
4	1	8	2	0	1	1 - 8 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	4	1	8	2	0	1	1 - 8 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)					
4	1	8	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工の規定による。	4	1	8	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。					

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	1	8	3	0	1	1 - 8 - 3	場所打擁壁工	4	1	8	3	0	1	1 - 8 - 3	場所打擁壁工	
4	1	8	3	1	2		場所打擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	4	1	8	3	1	2		場所打擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
4	1	8	4	0	1	1 - 8 - 4	プレキャスト擁壁工	4	1	8	4	0	1	1 - 8 - 4	プレキャスト擁壁工	
4	1	8	4	1	1		プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2 - 15 - 2プレキャスト擁壁工の規定による。	4	1	8	4	1	1		プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2 - 15 - 2プレキャスト擁壁工の規定による。	
4	1	9	0	0	1	第9節	根固め工	4	1	9	0	0	1	第9節	根固め工	
4	1	9	1	0	1	1 - 9 - 1	一般事項	4	1	9	1	0	1	1 - 9 - 1	一般事項	
4	1	9	1	1	1	1.	本節は、根固め工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。	4	1	9	1	1	1	1.	本節は、根固め工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。	
4	1	9	1	2	1	2.	請負者は、根固め工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。	4	1	9	1	2	1	2.	受注者は、根固め工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。	
4	1	9	2	0	1	1 - 9 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）	4	1	9	2	0	1	1 - 9 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）	
4	1	9	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工の規定による。	4	1	9	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工（ <u>床掘り・埋戻し</u> ）の規定による。	
4	1	9	3	0	1	1 - 9 - 3	根固めブロック工	4	1	9	3	0	1	1 - 9 - 3	根固めブロック工	
4	1	9	3	1	1		根固めブロック工の施工については、第3編2 - 3 - 17根固めブロック工の規定による。	4	1	9	3	1	1		根固めブロック工の施工については、第3編2 - 3 - 17根固めブロック工の規定による。	
4	1	9	4	0	1	1 - 9 - 4	間詰工	4	1	9	4	0	1	1 - 9 - 4	間詰工	
4	1	9	4	1	1	1.	間詰コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	4	1	9	4	1	1	1.	間詰コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
4	1	9	4	2	1	2.	請負者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。	4	1	9	4	2	1	2.	受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。	
4	1	9	5	0	1	1 - 9 - 5	沈床工	4	1	9	5	0	1	1 - 9 - 5	沈床工	
4	1	9	5	1	1		沈床工の施工については、第3編2 - 3 - 18沈床工の規定による。	4	1	9	5	1	1		沈床工の施工については、第3編2 - 3 - 18沈床工の規定による。	
4	1	9	6	0	1	1 - 9 - 6	捨石工	4	1	9	6	0	1	1 - 9 - 6	捨石工	
4	1	9	6	1	1		捨石工の施工については、第3編2 - 3 - 19捨石工の規定による。	4	1	9	6	1	1		捨石工の施工については、第3編2 - 3 - 19捨石工の規定による。	
4	1	9	7	0	1	1 - 9 - 7	かご工	4	1	9	7	0	1	1 - 9 - 7	かご工	
4	1	9	7	1	2		かご工の施工については、第3編2 - 14 - 7かご工の規定による。	4	1	9	7	1	2		かご工の施工については、第3編2 - 14 - 7かご工の規定による。	
4	1	10	0	0	1	第10節	水制工	4	1	10	0	0	1	第10節	水制工	
4	1	10	1	0	1	1 - 10 - 1	一般事項	4	1	10	1	0	1	1 - 10 - 1	一般事項	
4	1	10	1	1	1	1.	本節は、水制工として作業土工、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・枠工、杭出し水制工その他これらに類する工種について定める。	4	1	10	1	1	1	1.	本節は、水制工として作業土工（ <u>床掘り・埋戻し</u> ）、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・枠工、杭出し水制工その他これらに類する工種について定める。	
4	1	10	1	2	1	2.	請負者は、水制工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。	4	1	10	1	2	1	2.	受注者は、水制工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
4	1	10	1	3	1	3	請負者は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑止する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書において設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	1	10	1	3	1	3	受注者は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑止する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書において設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4	1	10	2	0	1	1 - 10 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）	4	1	10	2	0	1	1 - 10 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）	
4	1	10	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工の規定による。	4	1	10	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工（ <u>床掘り・埋戻し</u> ）の規定による。	
4	1	10	3	0	1	1 - 10 - 3	沈床工	4	1	10	3	0	1	1 - 10 - 3	沈床工	
4	1	10	3	1	2		沈床工の施工については、第3編2 - 3 - 18沈床工の規定による。	4	1	10	3	1	2		沈床工の施工については、第3編2 - 3 - 18沈床工の規定による。	
4	1	10	4	0	1	1 - 10 - 4	捨石工	4	1	10	4	0	1	1 - 10 - 4	捨石工	
4	1	10	4	1	2		捨石工の施工については、第3編2 - 3 - 19捨石工の規定による。	4	1	10	4	1	2		捨石工の施工については、第3編2 - 3 - 19捨石工の規定による。	
4	1	10	5	0	1	1 - 10 - 5	かご工	4	1	10	5	0	1	1 - 10 - 5	かご工	
4	1	10	5	1	2		かご工の施工については、第3編2 - 14 - 7かご工の規定による。	4	1	10	5	1	2		かご工の施工については、第3編2 - 14 - 7かご工の規定による。	
4	1	10	6	0	1	1 - 10 - 6	元付工	4	1	10	6	0	1	1 - 10 - 6	元付工	
4	1	10	6	1	2		元付工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	4	1	10	6	1	2		元付工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
4	1	10	7	0	1	1 - 10 - 7	牛・枠工	4	1	10	7	0	1	1 - 10 - 7	牛・枠工	
4	1	10	7	1	1	1	請負者は、牛・枠工の施工については、重なりかご及び尻押かごの鉄線じゃかごの施工を当日中に完了しなければならない。	4	1	10	7	1	1	1	受注者は、牛・枠工の施工については、重なりかご及び尻押かごの鉄線じゃかごの施工を当日中に完了しなければならない。	
4	1	10	7	2	1	2	請負者は、川倉、聖牛、合掌わくの施工を前項により施工しなければならない。	4	1	10	7	2	1	2	受注者は、川倉、聖牛、合掌わくの施工を前項により施工しなければならない。	
4	1	10	8	0	1	1 - 10 - 8	杭出し水制工	4	1	10	8	0	1	1 - 10 - 8	杭出し水制工	
4	1	10	8	1	1	1	請負者は、杭出し水制の施工については、縦横貫は設計図書に示す方向とし、取付け箇所はボルトにて緊結し、取付け終了後、ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。	4	1	10	8	1	1	1	受注者は、杭出し水制の施工については、縦横貫は設計図書に示す方向とし、取付け箇所はボルトにて緊結し、取付け終了後、ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。	
4	1	10	8	2	1	2	請負者は、杭出し水制の施工については、沈床、じゃかご等を下ばきとする場合には、下ばき部分を先に施工しなければならない。	4	1	10	8	2	1	2	受注者は、杭出し水制の施工については、沈床、じゃかご等を下ばきとする場合には、下ばき部分を先に施工しなければならない。	
4	1	11	0	0	1	第11節	付帯道路工	4	1	11	0	0	1	第11節	付帯道路工	
4	1	11	1	0	1	1 - 11 - 1	一般事項	4	1	11	1	0	1	1 - 11 - 1	一般事項	
4	1	11	1	1	2		本節は、付帯道路工として作業土工、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。	4	1	11	1	1	2		本節は、付帯道路工として作業土工（ <u>床掘り・埋戻し</u> ）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。	
4	1	11	2	0	1	1 - 11 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）	4	1	11	2	0	1	1 - 11 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）	
4	1	11	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工の規定による。	4	1	11	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工（ <u>床掘り・埋戻し</u> ）の規定による。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	1	11	3	0	1	1-11-3	路側防護柵工	4	1	11	3	0	1	1-11-3	路側防護柵工	
4	1	11	3	1	2		路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。	4	1	11	3	1	2		路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。	
4	1	11	4	0	1	1-11-4	舗装準備工	4	1	11	4	0	1	1-11-4	舗装準備工	
4	1	11	4	1	2		舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備工の規定による。	4	1	11	4	1	2		舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備工の規定による。	
4	1	11	5	0	1	1-11-5	アスファルト舗装工	4	1	11	5	0	1	1-11-5	アスファルト舗装工	
4	1	11	5	1	2		アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。	4	1	11	5	1	2		アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。	
4	1	11	6	0	1	1-11-6	コンクリート舗装工	4	1	11	6	0	1	1-11-6	コンクリート舗装工	
4	1	11	6	1	2		コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。	4	1	11	6	1	2		コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。	
4	1	11	7	0	1	1-11-7	薄層カラー舗装工	4	1	11	7	0	1	1-11-7	薄層カラー舗装工	
4	1	11	7	1	2		薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。	4	1	11	7	1	2		薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。	
4	1	11	8	0	1	1-11-8	ブロック舗装工	4	1	11	8	0	1	1-11-8	ブロック舗装工	
4	1	11	8	1	2		ブロック舗装工の施工については、第3編2-6-14ブロック舗装工の規定による。	4	1	11	8	1	2		ブロック舗装工の施工については、第3編2-6-14ブロック舗装工の規定による。	
4	1	11	9	0	1	1-11-9	側溝工	4	1	11	9	0	1	1-11-9	側溝工	
4	1	11	9	1	1		側溝工の施工については、第3編2-3-29側溝工の規定による。	4	1	11	9	1	1		側溝工の施工については、第3編2-3-29側溝工の規定による。	
4	1	11	10	0	1	1-11-10	集水樹工	4	1	11	10	0	1	1-11-10	集水樹工	
4	1	11	10	1	1		集水樹工の施工については、第3編2-3-30集水樹工の規定による。	4	1	11	10	1	1		集水樹工の施工については、第3編2-3-30集水樹工の規定による。	
4	1	11	11	0	1	1-11-11	縁石工	4	1	11	11	0	1	1-11-11	縁石工	
4	1	11	11	1	2		縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定による。	4	1	11	11	1	2		縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定による。	
4	1	11	12	0	1	1-11-12	区画線工	4	1	11	12	0	1	1-11-12	区画線工	
4	1	11	12	1	2		区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の規定による。	4	1	11	12	1	2		区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の規定による。	
4	1	12	0	0	1	第12節	付帯道路施設工	4	1	12	0	0	1	第12節	付帯道路施設工	
4	1	12	1	0	1	1-12-1	一般事項	4	1	12	1	0	1	1-12-1	一般事項	
4	1	12	1	1	2		本節は、付帯道路施設工として境界工、道路付属物工、標識工その他これらに類する工種について定めるものとする。	4	1	12	1	1	2		本節は、付帯道路施設工として境界工、道路付属物工、標識工その他これらに類する工種について定めるものとする。	
4	1	12	2	0	1	1-12-2	境界工	4	1	12	2	0	1	1-12-2	境界工	
4	1	12	2	1	1	1.	請負者は、境界杭の設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に連絡しなければならない。	4	1	12	2	1	1	1.	受注者は、境界杭の設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に連絡しなければならない。	
4	1	12	2	2	1	2.	請負者は、境界杭の埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	1	12	2	2	1	2.	受注者は、境界杭の埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
4	1	12	2	3	1		3. 請負者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	4	1	12	2	3	1		3. 受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	
4	1	12	3	0	1	1 - 12 - 3	道路付属物工	4	1	12	3	0	1	1 - 12 - 3	道路付属物工	
4	1	12	3	1	2		道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。	4	1	12	3	1	2		道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。	
4	1	12	4	0	1	1 - 12 - 4	標識工	4	1	12	4	0	1	1 - 12 - 4	標識工	
4	1	12	4	1	2		標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。	4	1	12	4	1	2		標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。	
4	1	13	0	0	1	第13節	光ケーブル配管工	4	1	13	0	0	1	第13節	光ケーブル配管工	
4	1	13	1	0	1	1 - 13 - 1	一般事項	4	1	13	1	0	1	1 - 13 - 1	一般事項	
4	1	13	1	1	2		本節は、光ケーブル配管工として作業土工、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定めるものとする。	4	1	13	1	1	2		本節は、光ケーブル配管工として作業土工（床掘り・埋戻し）、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定めるものとする。	
4	1	13	2	0	1	1 - 13 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）	4	1	13	2	0	1	1 - 13 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）	
4	1	13	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	4	1	13	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	
4	1	13	3	0	1	1 - 13 - 3	配管工	4	1	13	3	0	1	1 - 13 - 3	配管工	
4	1	13	3	1	1	1.	請負者は、配管工に使用する材料について、監督職員の承諾を得るものとする。また、多孔陶管を用いる場合には、ひび割れの有無を確認して施工しなければならない。	4	1	13	3	1	1	1.	受注者は、配管工に使用する材料について、監督職員の承諾を得るものとする。また、多孔陶管を用いる場合には、ひび割れの有無を確認して施工しなければならない。	
4	1	13	3	2	1	2.	請負者は、単管の場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	4	1	13	3	2	1	2.	受注者は、単管の場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	
4	1	13	3	3	1	3.	請負者は、多孔管の場合には、隣接する各ブロックに目違いが生じないように、かつ、上下左右の接合が平滑になるよう施工しなければならない。	4	1	13	3	3	1	3.	受注者は、多孔管の場合には、隣接する各ブロックに目違いが生じないように、かつ、上下左右の接合が平滑になるよう施工しなければならない。	
4	1	13	3	4	1	4.	請負者は、特殊部及び断面変化部等への管路材取付については、管路材相互の間隔を保ち、管路材の切口が同一垂直面になるよう取揃えて、管口及び管路材内部はケーブル引込み時にケーブルを傷つけないよう平滑に仕上げなければならない。	4	1	13	3	4	1	4.	受注者は、特殊部及び断面変化部等への管路材取付については、管路材相互の間隔を保ち、管路材の切口が同一垂直面になるよう取揃えて、管口及び管路材内部はケーブル引込み時にケーブルを傷つけないよう平滑に仕上げなければならない。	
4	1	13	3	5	1	5.	請負者は、配管工の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、添架配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確認しなければならない。	4	1	13	3	5	1	5.	受注者は、配管工の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、添架配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確認しなければならない。	
4	1	13	4	0	1	1 - 13 - 4	ハンドホール工	4	1	13	4	0	1	1 - 13 - 4	ハンドホール工	
4	1	13	4	1	1		ハンドホール工の施工については、第3編2-3-21ハンドホール工の規定による。	4	1	13	4	1	1		ハンドホール工の施工については、第3編2-3-21ハンドホール工の規定による。	
4	2	0	0	0	1	第2章	浚渫（河川）	4	2	0	0	0	1	第2章	浚渫（河川）	
4	2	1	0	0	1	第1節	適用	4	2	1	0	0	1	第1節	適用	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由
4	2	1	0	1	1	1.	本章は、河川工事における浚渫工（ポンプ浚渫船）、浚渫工（グラブ船）、浚渫工（バックホウ浚渫船）、浚渫土処理工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	4	2	1	0	1	1	1.	本章は、河川工事における浚渫工（ポンプ浚渫船）、浚渫工（グラブ船）、浚渫工（バックホウ浚渫船）、浚渫土処理工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。			
4	2	1	0	2	1	2.	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	4	2	1	0	2	1	2.	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。			
4	2	1	0	3	1	3.	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	4	2	1	0	3	1	3.	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。			
4	2	1	0	4	1	4.	請負者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	4	2	1	0	4	1	4.	受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。			
4	2	2	0	0	1	第2節	浚渫工（ポンプ浚渫船）	4	2	2	0	0	1	第2節	浚渫工（ポンプ浚渫船）			
4	2	2	1	0	1	2-2-1	一般事項	4	2	2	1	0	1	2-2-1	一般事項			
4	2	2	1	1	1	1.	本節は、浚渫工（ポンプ浚渫船）として浚渫船運転工（民船・官船）、作業船及び機械運転工、配土工その他これらに類する工種について定める。	4	2	2	1	1	1	1.	本節は、浚渫工（ポンプ浚渫船）として浚渫船運転工（民船・官船）、作業船及び機械運転工、配土工その他これらに類する工種について定める。			
4	2	2	1	2	1	2.	請負者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。	4	2	2	1	2	1	2.	受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。			
4	2	2	1	3	1	3.	請負者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 工事着手前 に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	4	2	2	1	3	1	3.	受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 施工前 に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。			
4	2	2	1	4	1	4.	請負者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、 直ちに監督職員に通報 するとともに、すみやかに取り除かなければならない。	4	2	2	1	4	1	4.	受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、 直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡 するとともに、すみやかに取り除かなければならない。			
4	2	2	1	5	1	5.	請負者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。	4	2	2	1	5	1	5.	受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。			
4	2	2	1	6	1	6.	請負者は、浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。	4	2	2	1	6	1	6.	受注者は、浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。			
4	2	2	1	7	1	7.	請負者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。	4	2	2	1	7	1	7.	受注者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。			
4	2	2	2	0	1	2-2-2	浚渫船運転工（民船・官船）	4	2	2	2	0	1	2-2-2	浚渫船運転工（民船・官船）			
4	2	2	2	1	1		浚渫船運転工（民船・官船）の施工については、第3編2-16-3浚渫船運転工の規定による。	4	2	2	2	1	1		浚渫船運転工（民船・官船）の施工については、第3編2-16-3浚渫船運転工の規定による。			
4	2	2	3	0	1	2-2-3	作業船及び機械運転工	4	2	2	3	0	1	2-2-3	作業船及び機械運転工			

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
4	2	2	3	1	2		請負者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業する場合は、台数、設置位置等を施工計画書に記載しなければならない。	4	2	2	3	1	2		受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業する場合は、台数、設置位置等を施工計画書に記載しなければならない。	
4	2	2	4	0	1	2 - 2 - 4	配土工	4	2	2	4	0	1	2 - 2 - 4	配土工	
4	2	2	4	1	1	1	配土工の施工については、第3編2 - 16 - 2 配土工の規定による。	4	2	2	4	1	1	1	配土工の施工については、第3編2 - 16 - 2 配土工の規定による。	
4	2	2	4	2	1	2	請負者は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響および付近への汚染が生じないようにしなければならない。	4	2	2	4	2	1	2	受注者は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響及び付近への汚染が生じないようにしなければならない。	
4	2	3	0	0	1	第3節	浚渫工（グラブ船）	4	2	3	0	0	1	第3節	浚渫工（グラブ船）	
4	2	3	1	0	1	2 - 3 - 1	一般事項	4	2	3	1	0	1	2 - 3 - 1	一般事項	
4	2	3	1	1	1	1	本節は、浚渫工（グラブ船）として、浚渫船運転工、作業船運転工、配土工その他これらに類する工種について定めるものとする。	4	2	3	1	1	1	1	本節は、浚渫工（グラブ船）として、浚渫船運転工、作業船運転工、配土工その他これらに類する工種について定めるものとする。	
4	2	3	1	2	1	2	請負者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。	4	2	3	1	2	1	2	受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。	
4	2	3	1	3	1	3	請負者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 工事着手前 に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	4	2	3	1	3	1	3	受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 施工前 に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	
4	2	3	1	4	1	4	請負者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、 直ちに監督職員に通報 するとともに、すみやかに取り除かなければならない。	4	2	3	1	4	1	4	受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、 直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡 するとともに、すみやかに取り除かなければならない。	
4	2	3	1	5	1	5	請負者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。	4	2	3	1	5	1	5	受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。	
4	2	3	1	6	1	6	請負者は、浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。	4	2	3	1	6	1	6	受注者は、浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。	
4	2	3	1	7	1	7	請負者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。	4	2	3	1	7	1	7	受注者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。	
4	2	3	2	0	1	2 - 3 - 2	浚渫船運転工	4	2	3	2	0	1	2 - 3 - 2	浚渫船運転工	
4	2	3	2	1	1		浚渫船運転工の施工については、第3編2 - 16 - 3 浚渫船運転工の規定による。	4	2	3	2	1	1		浚渫船運転工の施工については、第3編2 - 16 - 3 浚渫船運転工の規定による。	
4	2	3	3	0	1	2 - 3 - 3	作業船運転工	4	2	3	3	0	1	2 - 3 - 3	作業船運転工	
4	2	3	3	1	2		請負者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1 - 1 - 4 施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。	4	2	3	3	1	2		受注者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業するにあたり第1編1 - 1 - 4 施工計画書第1項の施工計画の記載内容に加えて以下の事項を記載しなければならない。	
4	2	3	3	1	3	(1)	台数	4	2	3	3	1	3	(1)	台数	
4	2	3	3	1	4	(2)	設置位置等	4	2	3	3	1	4	(2)	設置位置等	
4	2	3	4	0	1	2 - 3 - 4	配土工	4	2	3	4	0	1	2 - 3 - 4	配土工	
4	2	3	4	1	1		配土工の施工については、第3編2 - 16 - 2 配土工の規定による。	4	2	3	4	1	1		配土工の施工については、第3編2 - 16 - 2 配土工の規定による。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	2	4	0	0	1	第4節	浚渫工（バックホウ浚渫船）	4	2	4	0	0	1	第4節	浚渫工（バックホウ浚渫船）	
4	2	4	1	0	1	2-4-1	一般事項	4	2	4	1	0	1	2-4-1	一般事項	
4	2	4	1	1	1	1.	本節は、浚渫工（バックホウ浚渫船）として、浚渫船運転工、作業船運転工、揚土工その他これらに類する工種について定める。	4	2	4	1	1	1	1.	本節は、浚渫工（バックホウ浚渫船）として、浚渫船運転工、作業船運転工、揚土工その他これらに類する工種について定める。	
4	2	4	1	2	1	2.	請負者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。	4	2	4	1	2	1	2.	受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。	
4	2	4	1	3	1	3.	請負者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 工事着手前 に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	4	2	4	1	3	1	3.	受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 施工前 に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	
4	2	4	1	4	1	4.	請負者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに 監督職員に通報 するとともに、すみやかに取り除かなければならない。	4	2	4	1	4	1	4.	受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに 関係機関に通報及び監督職員に連絡 するとともに、すみやかに取り除かなければならない。	
4	2	4	1	5	1	5.	請負者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。	4	2	4	1	5	1	5.	受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。	
4	2	4	1	6	1	6.	請負者は、浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。	4	2	4	1	6	1	6.	受注者は、浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。	
4	2	4	1	7	1	7.	請負者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。	4	2	4	1	7	1	7.	受注者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。	
4	2	4	2	0	1	2-4-2	浚渫船運転工	4	2	4	2	0	1	2-4-2	浚渫船運転工	
4	2	4	2	1	2		浚渫船運転工の施工については、第3編2-16-3浚渫船運転工の規定による。	4	2	4	2	1	2		浚渫船運転工の施工については、第3編2-16-3浚渫船運転工の規定による。	
4	2	4	3	0	1	2-4-3	作業船運転工	4	2	4	3	0	1	2-4-3	作業船運転工	
4	2	4	3	1	2		作業船運転工の施工については、第6編2-3-3作業船運転工の規定による。	4	2	4	3	1	2		作業船運転工の施工については、第6編2-3-3作業船運転工の規定による。	
4	2	4	4	0	1	2-4-4	揚土工	4	2	4	4	0	1	2-4-4	揚土工	
4	2	4	4	1	2		揚土工の施工については、第3編2-16-2配土工の規定による。	4	2	4	4	1	2		揚土工の施工については、第3編2-16-2配土工の規定による。	
4	2	5	0	0	1	第5節	浚渫土処理工	4	2	5	0	0	1	第5節	浚渫土処理工	
4	2	5	1	0	1	2-5-1	一般事項	4	2	5	1	0	1	2-5-1	一般事項	
4	2	5	1	1	2		本節は、浚渫土処理工として、浚渫土処理工その他これらに類する工種について定める。	4	2	5	1	1	2		本節は、浚渫土処理工として、浚渫土処理工その他これらに類する工種について定める。	
4	2	5	2	0	1	2-5-2	浚渫土処理工	4	2	5	2	0	1	2-5-2	浚渫土処理工	
4	2	5	2	1	1	1.	請負者は、浚渫土砂を指定した浚渫土砂受入れ地に搬出し、運搬中において漏出等を起こしてはならない。	4	2	5	2	1	1	1.	受注者は、浚渫土砂を指定した浚渫土砂受入れ地に搬出し、運搬中において漏出等を起こしてはならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	2	5	2	2	1		2. 請負者は、浚渫土砂受入れ地に土砂の流出を防止する施設を設けなければならない。また、浚渫土砂受入れ地の状況、排出される土質を考慮し、土砂が流出しない構造としなければならない。	4	2	5	2	2	1		2. 受注者は、浚渫土砂受入れ地に土砂の流出を防止する施設を設けなければならない。また、浚渫土砂受入れ地の状況、排出される土質を考慮し、土砂が流出しない構造としなければならない。	
4	2	5	2	3	1		3. 請負者は、浚渫土砂受入れ地の計画埋立断面が示された場合において、作業進捗に伴いこれに満たないこと、もしくは、余剰土砂を生ずる見込みが判明した場合には、すみやかに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	2	5	2	3	1		3. 受注者は、浚渫土砂受入れ地の計画埋立断面が示された場合において、作業進捗に伴いこれに満たないこと、もしくは、余剰土砂を生ずる見込みが判明した場合には、すみやかに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4	2	5	2	4	1		4. 請負者は、浚渫土砂受入れ地の表面を不陸が生じないようにしなければならない。	4	2	5	2	4	1		4. 受注者は、浚渫土砂受入れ地の表面を不陸が生じないようにしなければならない。	
4	2	5	2	5	1		5. 請負者は、浚渫土砂受入れ地の作業区域に標識等を設置しなければならない。	4	2	5	2	5	1		5. 受注者は、浚渫土砂受入れ地の作業区域に標識等を設置しなければならない。	
4	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管	4	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管	
4	3	1	0	0	1	第1節	適用	4	3	1	0	0	1	第1節	適用	
4	3	1	0	1	1		1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、樋門・樋管本体内工、護床工、水路工、付属物設置工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	4	3	1	0	1	1		1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、樋門・樋管本体内工、護床工、水路工、付属物設置工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
4	3	1	0	2	1		2. 河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。	4	3	1	0	2	1		2. 河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。	
4	3	1	0	3	1		3. 構造物撤去工、仮設工は、第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による。	4	3	1	0	3	1		3. 構造物撤去工、仮設工は、第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による。	
4	3	1	0	4	1		4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	4	3	1	0	4	1		4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
4	3	1	0	5	1		5. 請負者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	4	3	1	0	5	1		5. 受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	
4	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
4	3	2	0	1	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	4	3	2	0	1	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
4	3	2	0	2	3		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）	4	3	2	0	2	3		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）	
4	3	2	0	3	4		建設省 河川砂防技術基準（案）（平成9年10月）	4	3	2	0	3	4		建設省 河川砂防技術基準（案）（平成9年10月）	
4	3	2	0	4	5		国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き（平成10年11月）	4	3	2	0	4	5		国土開発技術研究センター 柔構造樋門設計の手引き（平成10年11月）	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
4	3	2	0	5	6															
						国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (平成19年3月)														
4	3	2	0	6	7															
						国土交通省 機械工事施工管理基準(案) (平成22年4月)														
4	3	3	0	0	1	第3節	4	3	3	0	0	1	第3節	4	3	3	0	0	1	
						軽量盛土工														
4	3	3	1	0	1	3-3-1	4	3	3	1	0	1	3-3-1	4	3	3	1	0	1	
						一般事項														
4	3	3	1	1	2		4	3	3	1	1	2		4	3	3	1	1	2	
						本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。														
4	3	3	2	0	1	3-3-2	4	3	3	2	0	1	3-3-2	4	3	3	2	0	1	
						軽量盛土工														
4	3	3	2	1	2		4	3	3	2	1	2		4	3	3	2	1	2	
						軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。														
4	3	4	0	0	1	第4節	4	3	4	0	0	1	第4節	4	3	4	0	0	1	
						地盤改良工														
4	3	4	1	0	1	3-4-1	4	3	4	1	0	1	3-4-1	4	3	4	1	0	1	
						一般事項														
4	3	4	1	1	2		4	3	4	1	1	2		4	3	4	1	1	2	
						本節は、地盤改良工として、固結工その他これらに類する工種について定める。														
4	3	4	2	0	1	3-4-2	4	3	4	2	0	1	3-4-2	4	3	4	2	0	1	
						固結工														
4	3	4	2	1	2		4	3	4	2	1	2		4	3	4	2	1	2	
						固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。														
4	3	5	0	0	1	第5節	4	3	5	0	0	1	第5節	4	3	5	0	0	1	
						樋門・樋管本体工														
4	3	5	1	0	1	3-5-1	4	3	5	1	0	1	3-5-1	4	3	5	1	0	1	
						一般事項														
4	3	5	1	1	1	1.	4	3	5	1	1	1	1.	4	3	5	1	1	1	
						本節は、樋門・樋管本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、函渠工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。														
4	3	5	1	2	1	2.	4	3	5	1	2	1	2.	4	3	5	1	2	1	
						請負者は、樋門及び樋管の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書による。														
4	3	5	1	3	1	3.	4	3	5	1	3	1	3.	4	3	5	1	3	1	
						請負者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。														
4	3	5	1	4	1	4.	4	3	5	1	4	1	4.	4	3	5	1	4	1	
						請負者は、樋門・樋管の施工において、設計図書で定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。														
4	3	5	1	5	1	5.	4	3	5	1	5	1	5.	4	3	5	1	5	1	
						請負者は、均しコンクリートの打設終了後、均しコンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。														
4	3	5	1	6	1	6.	4	3	5	1	6	1	6.	4	3	5	1	6	1	
						請負者は、樋門・樋管の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるものとするが、変位の大きな場合にはゴム製止水板としなければならない。														

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	3	5	1	6	2		なお、 請負者 は、樋管本体の継手に設ける止水板は、修復可能なものを使用しなければならない。	4	3	5	1	6	2		なお、 受注者 は、樋管本体の継手に設ける止水板は、修復可能なものを使用しなければならない。	
4	3	5	2	0	1	3 - 5 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）	4	3	5	2	0	1	3 - 5 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）	
4	3	5	2	1	1	1	作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工の規定による。	4	3	5	2	1	1	1	作業土工（ 床掘り・埋戻し ）の規定による。	
4	3	5	2	2	1	2	請負者 は、基礎下面の土質及び地盤改良工法等が設計図書と異なる場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	3	5	2	2	1	2	受注者 は、基礎下面の土質及び地盤改良工法等が設計図書と異なる場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4	3	5	2	3	1	3	請負者 は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。	4	3	5	2	3	1	3	受注者 は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。	
4	3	5	2	4	1	4	地盤改良の施工については、第3編第2章第7節地盤改良工の規定による。	4	3	5	2	4	1	4	地盤改良の施工については、第3編第2章第7節地盤改良工の規定による。	
4	3	5	3	0	1	3 - 5 - 3	既製杭工	4	3	5	3	0	1	3 - 5 - 3	既製杭工	
4	3	5	3	1	2		既製杭工の施工については、第3編2 - 4 - 4既製杭工の規定による。	4	3	5	3	1	2		既製杭工の施工については、第3編2 - 4 - 4既製杭工の規定による。	
4	3	5	4	0	1	3 - 5 - 4	場所打杭工	4	3	5	4	0	1	3 - 5 - 4	場所打杭工	
4	3	5	4	1	2		場所打杭工の施工については、第3編2 - 4 - 5場所打杭工の規定による。	4	3	5	4	1	2		場所打杭工の施工については、第3編2 - 4 - 5場所打杭工の規定による。	
4	3	5	5	0	1	3 - 5 - 5	矢板工	4	3	5	5	0	1	3 - 5 - 5	矢板工	
4	3	5	5	1	1	1	矢板工の施工については、第3編2 - 3 - 4矢板工の規定による。	4	3	5	5	1	1	1	矢板工の施工については、第3編2 - 3 - 4矢板工の規定による。	
4	3	5	5	2	1	2	請負者 は、樋門及び樋管の施工において、矢板の継手を損傷しないよう施工しなければならない。	4	3	5	5	2	1	2	受注者 は、樋門及び樋管の施工において、矢板の継手を損傷しないよう施工しなければならない。	
4	3	5	5	3	1	3	可撓矢板とは、樋門及び樋管本体と矢板壁の接続部近辺の変位に追随する矢板をいうものとする。	4	3	5	5	3	1	3	可撓矢板とは、樋門及び樋管本体と矢板壁の接続部近辺の変位に追随する矢板をいうものとする。	
4	3	5	6	0	1	3 - 5 - 6	函渠工	4	3	5	6	0	1	3 - 5 - 6	函渠工	
4	3	5	6	1	1	1	請負者 は、函（管）渠工の施工にあたっては、基礎地盤の支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。	4	3	5	6	1	1	1	受注者 は、函（管）渠工の施工にあたっては、基礎地盤の支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。	
4	3	5	6	2	1	2	請負者 は、基礎地盤支持力の確認を設計図書で定められている場合は、基礎地盤の支持力を確認し監督職員に報告しなければならない。	4	3	5	6	2	1	2	受注者 は、基礎地盤支持力の確認を設計図書で定められている場合は、基礎地盤の支持力を確認し監督職員に報告しなければならない。	
4	3	5	6	3	1	3	請負者 は、函（管）渠工の施工にあたっては、施工中の躯体沈下を確認するため必要に応じて定期的に観測し、異常を発見した際は速やかに監督職員に連絡しなければならない。	4	3	5	6	3	1	3	受注者 は、函（管）渠工の施工にあたっては、施工中の躯体沈下を確認するため必要に応じて定期的に観測し、異常を発見した際は速やかに監督職員に連絡しなければならない。	
4	3	5	6	4	1	4	請負者 は、ヒューム管の施工にあたり 下記 の事項により施工しなければならない。	4	3	5	6	4	1	4	受注者 は、ヒューム管の施工にあたり 以下 の事項により施工しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由				
4	3	5	6	4	2	(1)	4	3	5	6	4	2	(1)	4	3	5	6	4	2	請負者は、管渠工の施工にあたっては、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないように施工しなければならない。	受注者は、管渠工の施工にあたっては、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないように施工しなければならない。	
4	3	5	6	4	3	(2)	4	3	5	6	4	3	(2)	4	3	5	6	4	3	請負者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。	受注者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。	
4	3	5	6	4	4	(3)	4	3	5	6	4	4	(3)	4	3	5	6	4	4	請負者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充填し、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。	受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充填し、空隙及び漏水が生じないように施工しなければならない。	
4	3	5	6	4	5	(4)	4	3	5	6	4	5	(4)	4	3	5	6	4	5	請負者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。	受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。	
4	3	5	6	5	1	5.	4	3	5	6	5	1	5.	4	3	5	6	5	1	請負者は、コルゲートパイプの布設にあたり下記の事項により施工しなければならない。	受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり以下の事項により施工しなければならない。	
4	3	5	6	5	2	(1)	4	3	5	6	5	2	(1)	4	3	5	6	5	2	布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。	布設するコルゲートパイプの基床及び裏込め土は、砂質土または砂とし、受注者は、パイプが不均等な外圧等により変形しないよう、十分な締め固めを行わなければならない。	
4	3	5	6	5	3	(2)	4	3	5	6	5	3	(2)	4	3	5	6	5	3	コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	
4	3	5	6	5	4	(3)	4	3	5	6	5	4	(3)	4	3	5	6	5	4	請負者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については設計図書によるものとし、予期しない沈下の恐れがあって、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	受注者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については設計図書によるものとし、予期しない沈下の恐れがあって、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4	3	5	6	6	1	6.	4	3	5	6	6	1	6.	4	3	5	6	6	1	請負者は、鉄筋コンクリート（RC）及びプレストレストコンクリート（PC）構造の樋門及び樋管について下記の事項によらなければならない。	受注者は、鉄筋コンクリート（RC）及びプレストレストコンクリート（PC）構造の樋門及び樋管について以下の事項によらなければならない。	
4	3	5	6	6	2	(1)	4	3	5	6	6	2	(1)	4	3	5	6	6	2	請負者は、弾性継手材を緊張材により圧縮することによって、函軸弾性構造とする場合には、緊張時における函体の自重による摩擦を軽減する措置を実施しなければならない。	受注者は、弾性継手材を緊張材により圧縮することによって、函軸弾性構造とする場合には、緊張時における函体の自重による摩擦を軽減する措置を実施しなければならない。	
4	3	5	6	6	3	(2)	4	3	5	6	6	3	(2)	4	3	5	6	6	3	請負者は、継手材にプレストレスを与えて弾性継手とする場合には、耐久性があり、弾性に富むゴム等の材料を用いなければならない。	受注者は、継手材にプレストレスを与えて弾性継手とする場合には、耐久性があり、弾性に富むゴム等の材料を用いなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
4	3	5	6	6	4	(3)	4	3	5	6	6	4	(3)							
						請負者は、プレキャストブロック工法における函体ブロックの接合部を、設計荷重作用時においてフルプレストレス状態に保持しなければならないものとし、端面をプレストレス力が良好に伝達できるように処理しなければならない。														
4	3	5	6	6	5	(4)	4	3	5	6	6	5	(4)							
						請負者は、函軸緊張方式におけるアンボンド工法の緊張材が定着部の1.0m以上を付着により函体コンクリートと一体化するようにしなければならない。														
4	3	5	6	6	6	(5)	4	3	5	6	6	6	(5)							
						請負者は、緊張材を1本ないし数本ずつ組にして順々に緊張する場合には各緊張段階において、コンクリート函体及びプレストレインドゴム継手等の弾性継手材に有害な応力、変位が生じないようにしなければならない。														
4	3	5	6	6	7	(6)	4	3	5	6	6	7	(6)							
						請負者は、摩擦減少層がプレストレス導入時の施工に大きな影響をおよぼすことから、使用材料、均しコンクリートの仕上げ等に注意しなければならない。														
4	3	5	6	6	8	(7)	4	3	5	6	6	8	(7)							
						請負者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることがさけられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。														
4	3	5	6	7	1	7.	4	3	5	6	7	1	7.							
						請負者は、鋼管の布設について下記の事項によらなければならない。														
4	3	5	6	7	2	(1)	4	3	5	6	7	2	(1)							
						請負者は、設計図書に明示した場合を除き、円形の函体断面を有し、継手がペローズタイプの鋼管を用いるものとし、管体の接合は溶接によらなければならない。														
4	3	5	6	7	3	(2)	4	3	5	6	7	3	(2)							
						請負者は、現場溶接を施工する前に、溶接に伴う収縮、変形、拘束等が全体や細部の構造に与える影響について検討しなければならない。														
4	3	5	6	7	4	(3)	4	3	5	6	7	4	(3)							
						請負者は、溶接部や溶接材料の汚れや乾燥状態に注意し、それらを良好な状態に保つのに必要な諸設備を現場に備え付けなければならない。														
4	3	5	6	7	5	(4)	4	3	5	6	7	5	(4)							
						請負者は、現場溶接に先立ち、開先の状態、材片の拘束状態について注意をはらわなければならない。														
4	3	5	6	7	6	(5)	4	3	5	6	7	6	(5)							
						請負者は、溶接材料、溶接検査等に関する溶接施工上の注意点は、設計図書によらなければならない。														
4	3	5	6	7	7	(6)	4	3	5	6	7	7	(6)							
						請負者は、下記の場合には、鋼製部材の現場塗装を行ってはならない。														

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	3	5	6	7	8		4	3	5	6	7	8		気温が5 以下のとき。	
4	3	5	6	7	9		4	3	5	6	7	9		湿度が85%以上のとき。	
4	3	5	6	7	10		4	3	5	6	7	10		塗膜の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。	塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。
4	3	5	6	7	11		4	3	5	6	7	11		炎天下で鋼材表面の温度が高く、塗膜に泡が生ずるおそれのあるとき。	炎天下で鋼材表面の温度が高く、塗膜に泡が生ずるおそれのあるとき。
4	3	5	6	7	12		4	3	5	6	7	12		鋼材表面が湿気を帯びているとき。	降雨等で表面が濡れているとき。 風が強いとき及び塵埃が多いとき。
4	3	5	6	7	13		4	3	5	6	7	13		その他、監督職員が不適当と認めるとき。	その他、監督職員が不適当と認めるとき。
4	3	5	6	7	14	(7)	4	3	5	6	7	14	(7)	請負者は、塗装作業に先立ち、鋼材表面のさびや黒皮、ごみ、油類その他の付着物を除去しなければならない。	受注者は、塗装作業に先立ち、鋼材表面のさびや黒皮、ごみ、油類その他の付着物を除去しなければならない。
4	3	5	6	7	15	(8)	4	3	5	6	7	15	(8)	請負者は、さび落としを完了した鋼材及び部材が塗装前にさびを生じるおそれのある場合には、プライマー等を塗布しておかなければならない。	受注者は、さび落としを完了した鋼材及び部材が塗装前にさびを生じるおそれのある場合には、プライマー等を塗布しておかなければならない。
4	3	5	6	7	16	(9)	4	3	5	6	7	16	(9)	請負者は、現場塗装に先立ち、塗装面を清掃しなければならない。	受注者は、現場塗装に先立ち、塗装面を清掃しなければならない。
4	3	5	6	7	17	(10)	4	3	5	6	7	17	(10)	請負者は、部材の運搬及び組立て中に工場塗装がはがれた部分について、工場塗装と同じ塗装で補修しなければならない。	受注者は、部材の運搬及び組立て中に工場塗装がはがれた部分について、工場塗装と同じ塗装で補修しなければならない。
4	3	5	6	7	18	(11)	4	3	5	6	7	18	(11)	請負者は、下層の塗料が完全に乾いた後でなければ上層の塗装を行ってはならない。	受注者は、下層の塗料が完全に乾いた後でなければ上層の塗装を行ってはならない。
4	3	5	6	8	1	8.	4	3	5	6	8	1	8.	請負者は、ダクトイル鋳鉄管の布設について下記の事項によらなければならない。	受注者は、ダクトイル鋳鉄管の布設について以下の事項によらなければならない。
4	3	5	6	8	2	(1)	4	3	5	6	8	2	(1)	請負者は、JIS G 5526 (ダクトイル鋳鉄管) 及びJIS G 5527 (ダクトイル鋳鉄異形管) に適合したダクトイル鋳鉄管を用いなければならない。	受注者は、JIS G 5526 (ダクトイル鋳鉄管) 及びJIS G 5527 (ダクトイル鋳鉄異形管) に適合したダクトイル鋳鉄管を用いなければならない。
4	3	5	6	8	3	(2)	4	3	5	6	8	3	(2)	請負者は、継手の構造については、設計図書に明示されたものを用いなければならない。	受注者は、継手の構造については、設計図書に明示されたものを用いなければならない。
4	3	5	6	8	4	(3)	4	3	5	6	8	4	(3)	請負者は、継手接合前に受口表示マークの管種を確認しなければならない。	受注者は、継手接合前に受口表示マークの管種を確認しなければならない。
4	3	5	6	8	5	(4)	4	3	5	6	8	5	(4)	請負者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを確認した上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。	受注者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを確認した上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。
4	3	5	6	8	6	(5)	4	3	5	6	8	6	(5)	請負者は、継手接合に従事する配管工にダクトイル鋳鉄管の配管経験が豊富で、使用する管の材質や継手の特性、構造等を熟知したものを配置しなければならない。	受注者は、継手接合に従事する配管工にダクトイル鋳鉄管の配管経験が豊富で、使用する管の材質や継手の特性、構造等を熟知したものを配置しなければならない。
4	3	5	6	8	7	(6)	4	3	5	6	8	7	(6)	請負者は、接合の結果をチェックシートに記録しなければならない。	受注者は、接合の結果をチェックシートに記録しなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文										改訂条文										改訂理由等
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
4	3	5	6	8	8	(7)	請負者は、塗装前に内外面のさび、その他の付着物を除去後、塗料に適合した方法で鉄管を塗装しなければならない。	4	3	5	6	8	8	(7)	受注者は、塗装前に内外面のさび、その他の付着物を除去後、塗料に適合した方法で鉄管を塗装しなければならない。					
4	3	5	6	8	9	(8)	請負者は、現場で切断した管の端面や、管の外面の塗膜に傷が付いた箇所について、さびやごみ等を落として清掃し、水分を除去してから合成樹脂系塗料で塗装しなければならない。	4	3	5	6	8	9	(8)	受注者は、現場で切断した管の端面や、管の外面の塗膜に傷が付いた箇所について、さびやごみ等を落として清掃し、水分を除去してから合成樹脂系塗料で塗装しなければならない。					
4	3	5	6	8	10	(9)	請負者は、塗装箇所が乾燥するまで現場で塗装した管を移動してはならない。	4	3	5	6	8	10	(9)	受注者は、塗装箇所が乾燥するまで現場で塗装した管を移動してはならない。					
4	3	5	7	0	1	3-5-7	翼壁工	4	3	5	7	0	1	3-5-7	翼壁工					
4	3	5	7	1	1	1.	翼壁工は、樋門及び樋管本体と分離させた構造とする。	4	3	5	7	1	1	1.	翼壁工は、樋門及び樋管本体と分離させた構造とする。	表現を整備局と整合				
4	3	5	7	2	1	2.	請負者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で本体との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。	4	3	5	7	2	1	2.	受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で本体との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。					
4	3	5	7	3	1	3.	請負者は、基礎の支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。	4	3	5	7	3	1	3.	受注者は、基礎の支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。					
4	3	5	8	0	1	3-5-8	水叩工	4	3	5	8	0	1	3-5-8	水叩工					
4	3	5	8	1	2		請負者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるように施工しなければならない。	4	3	5	8	1	2		受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるように施工しなければならない。					
4	3	6	0	0	1	第6節	護床工	4	3	6	0	0	1	第6節	護床工					
4	3	6	1	0	1	3-6-1	一般事項	4	3	6	1	0	1	3-6-1	一般事項					
4	3	6	1	1	2		本節は、護床工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。	4	3	6	1	1	2		本節は、護床工として作業土工(床掘り・埋戻し)、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。					
4	3	6	2	0	1	3-6-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	4	3	6	2	0	1	3-6-2	作業土工(床掘り・埋戻し)					
4	3	6	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	4	3	6	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。					
4	3	6	3	0	1	3-6-3	根固めブロック工	4	3	6	3	0	1	3-6-3	根固めブロック工					
4	3	6	3	1	2		根固めブロック工の施工については、第3編2-3-17根固めブロック工の規定による。	4	3	6	3	1	2		根固めブロック工の施工については、第3編2-3-17根固めブロック工の規定による。					
4	3	6	4	0	1	3-6-4	間詰工	4	3	6	4	0	1	3-6-4	間詰工					
4	3	6	4	1	1	1.	間詰コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	4	3	6	4	1	1	1.	間詰コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。					
4	3	6	4	2	1	2.	請負者は、吸出し防止材の施工については、平滑に施工しなければならない。	4	3	6	4	2	1	2.	受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に施工しなければならない。					
4	3	6	5	0	1	3-6-5	沈床工	4	3	6	5	0	1	3-6-5	沈床工					
4	3	6	5	1	2		沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。	4	3	6	5	1	2		沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。					
4	3	6	6	0	1	3-6-6	捨石工	4	3	6	6	0	1	3-6-6	捨石工					
4	3	6	6	1	2		捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。	4	3	6	6	1	2		捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。					

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
4	3	6	7	0	1	3 - 6 - 7	かご工	4	3	6	7	0	1	3 - 6 - 7	かご工					
4	3	6	7	1	1	1 .	かご工の施工については、第3編2 - 14 - 7 かご工の規定による。	4	3	6	7	1	1	1 .	かご工の施工については、第3編2 - 14 - 7 かご工の規定による。					
4	3	7	0	0	1	第7節	水路工	4	3	7	0	0	1	第7節	水路工					
4	3	7	1	0	1	3 - 7 - 1	一般事項	4	3	7	1	0	1	3 - 7 - 1	一般事項					
4	3	7	1	1	2		本節は、水路工として作業土工、側溝工、集水樹工、暗渠工、樋門接続暗渠工その他これらに類する工種について定める。	4	3	7	1	1	2		本節は、水路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、側溝工、集水樹工、暗渠工、樋門接続暗渠工その他これらに類する工種について定める。					
4	3	7	2	0	1	3 - 7 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）	4	3	7	2	0	1	3 - 7 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）					
4	3	7	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3 作業土工の規定による。	4	3	7	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。					
4	3	7	3	0	1	3 - 7 - 3	側溝工	4	3	7	3	0	1	3 - 7 - 3	側溝工					
4	3	7	3	1	2		側溝工の施工については、第3編2 - 3 - 29側溝工の規定による。	4	3	7	3	1	2		側溝工の施工については、第3編2 - 3 - 29側溝工の規定による。					
4	3	7	4	0	1	3 - 7 - 4	集水樹工	4	3	7	4	0	1	3 - 7 - 4	集水樹工					
4	3	7	4	1	2		集水樹工の施工については、第3編2 - 3 - 30集水樹工の規定による。	4	3	7	4	1	2		集水樹工の施工については、第3編2 - 3 - 30集水樹工の規定による。					
4	3	7	5	0	1	3 - 7 - 5	暗渠工	4	3	7	5	0	1	3 - 7 - 5	暗渠工					
4	3	7	5	1	1	1 .	暗渠工の施工については、第4編3 - 5 - 6 函渠工の規定による。	4	3	7	5	1	1	1 .	暗渠工の施工については、第4編3 - 5 - 6 函渠工の規定による。					
4	3	7	5	2	1	2 .	請負者は、地下排水のための暗渠の施工にあたっては、土質に応じた基礎の締固め後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。	4	3	7	5	2	1	2 .	受注者は、地下排水のための暗渠の施工にあたっては、土質に応じた基礎の締固め後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。					
4	3	7	5	2	2		透水管及び集水用のフィルター材の種類、規格については、設計図書による。	4	3	7	5	2	2		透水管及び集水用のフィルター材の種類、規格については、設計図書による。					
4	3	7	5	3	1	3 .	請負者は、フィルター材の施工の際に、粘性土が混入しないようにしなければならない。	4	3	7	5	3	1	3 .	受注者は、フィルター材の施工の際に、粘性土が混入しないようにしなければならない。					
4	3	7	6	0	1	3 - 7 - 6	樋門接続暗渠工	4	3	7	6	0	1	3 - 7 - 6	樋門接続暗渠工					
4	3	7	6	1	2		樋門接続暗渠工の施工については、第4編3 - 5 - 6 函渠工の規定による。	4	3	7	6	1	2		樋門接続暗渠工の施工については、第4編3 - 5 - 6 函渠工の規定による。					
4	3	8	0	0	1	第8節	付属物設置工	4	3	8	0	0	1	第8節	付属物設置工					
4	3	8	1	0	1	3 - 8 - 1	一般事項	4	3	8	1	0	1	3 - 8 - 1	一般事項					
4	3	8	1	1	2		本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。	4	3	8	1	1	2		本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り・埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。					
4	3	8	2	0	1	3 - 8 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）	4	3	8	2	0	1	3 - 8 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）					
4	3	8	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3 作業土工の規定による。	4	3	8	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。					
4	3	8	3	0	1	3 - 8 - 3	防止柵工	4	3	8	3	0	1	3 - 8 - 3	防止柵工					
4	3	8	3	1	2		防止柵工の施工については、第3編2 - 3 - 7 防止柵工の規定による。	4	3	8	3	1	2		防止柵工の施工については、第3編2 - 3 - 7 防止柵工の規定による。					
4	3	8	4	0	1	3 - 8 - 4	境界工	4	3	8	4	0	1	3 - 8 - 4	境界工					

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	3	8	4	1	1	1	1. 請負者は、境界杭（鉦）の設置位置については、監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に報告しなければならない。	4	3	8	4	1	1	1	1. 受注者は、境界杭（鉦）の設置位置については、監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に報告しなければならない。	
4	3	8	4	2	1	2	2. 請負者は、埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	3	8	4	2	1	2	2. 受注者は、埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4	3	8	4	3	1	3	3. 請負者は、杭（鉦）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	4	3	8	4	3	1	3	3. 受注者は、杭（鉦）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	
4	3	8	4	4	1	4	4. 請負者は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充てんしなければならない。	4	3	8	4	4	1	4	4. 受注者は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充填しなければならない。	
4	3	8	4	5	1	5	5. 請負者は、境界ブロックの目地間隙を10mm以下程度として施工しなければならない。	4	3	8	4	5	1	5	5. 受注者は、境界ブロックの目地間隙を10mm以下程度として施工しなければならない。	
4	3	8	5	0	1	3 - 8 - 5	銘板工	4	3	8	5	0	1	3 - 8 - 5	銘板工	
4	3	8	5	1	2		請負者は、銘板及び表示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付け場所、記載事項を設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	4	3	8	5	1	2		受注者は、銘板及び表示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付け場所、記載事項を設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	
4	3	8	6	0	1	3 - 8 - 6	点検施設工	4	3	8	6	0	1	3 - 8 - 6	点検施設工	
4	3	8	6	1	2		請負者は、点検施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	3	8	6	1	2		受注者は、点検施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4	3	8	7	0	1	3 - 8 - 7	階段工	4	3	8	7	0	1	3 - 8 - 7	階段工	
4	3	8	7	1	2		請負者は、階段工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	3	8	7	1	2		受注者は、階段工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4	3	8	8	0	1	3 - 8 - 8	観測施設工	4	3	8	8	0	1	3 - 8 - 8	観測施設工	
4	3	8	8	1	2		請負者は、観測施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	3	8	8	1	2		受注者は、観測施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4	3	8	9	0	1	3 - 8 - 9	グラウトホール工	4	3	8	9	0	1	3 - 8 - 9	グラウトホール工	
4	3	8	9	1	2		請負者は、グラウトホールを設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	3	8	9	1	2		受注者は、グラウトホールを設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4	4	0	0	0	1	第4章	水 門	4	4	0	0	0	1	第4章	水 門	
4	4	1	0	0	1	第1節	適 用	4	4	1	0	0	1	第1節	適 用	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由
4	4	1	0	1	1	4	4	1	0	1	1	4	4	1	0	1	1	
					1 .						1 .							
本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、水門本体工、護床工、付属物設置工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工（鋼管理橋）、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）、コンクリート管理橋上部工（PC橋）、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）、舗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。						本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、水門本体工、護床工、付属物設置工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工（鋼管理橋）、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）、コンクリート管理橋上部工（PC橋）、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）、舗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。												
4	4	1	0	2	1	4	4	1	0	2	1	4	4	1	0	2	1	
					2 .						2 .							
仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。						仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。												
4	4	1	0	3	1	4	4	1	0	3	1	4	4	1	0	3	1	
					3 .						3 .							
河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。						河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。												
4	4	2	0	0	1	4	4	2	0	0	1	4	4	2	0	0	1	
					第2節						第2節							
適用すべき諸基準						適用すべき諸基準												
4	4	2	0	1	2	4	4	2	0	1	2	4	4	2	0	1	2	
請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。						受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。												
4	4	2	0	2	3	4	4	2	0	2	3	4	4	2	0	2	3	
国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）						国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）												
4	4	2	0	3	4	4	4	2	0	3	4	4	4	2	0	3	4	
ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）（平成21年6月）						ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）（平成23年7月）												
4	4	2	0	4	5	4	4	2	0	4	5	4	4	2	0	4	5	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（共通編 鋼橋編）（平成14年3月）						日本道路協会 道路橋示方書・同解説（共通編 鋼橋編）（平成24年3月）												
4	4	2	0	5	6	4	4	2	0	5	6	4	4	2	0	5	6	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（共通編 コンクリート橋編）（平成14年3月）						日本道路協会 道路橋示方書・同解説（共通編 コンクリート橋編）（平成24年3月）												
4	4	2	0	7	8	4	4	2	0	7	8	4	4	2	0	7	8	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（共通編 下部構造編）（平成14年3月）						日本道路協会 道路橋示方書・同解説（共通編 下部構造編）（平成14年3月）												
4	4	2	0	9	10	4	4	2	0	9	10	4	4	2	0	9	10	
土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）						土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）												
4	4	2	0	10	11	4	4	2	0	10	11	4	4	2	0	10	11	
国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成22年4月）						国土交通省 機械工事施工管理基準（案）（平成22年4月）												
4	4	2	0	11	12	4	4	2	0	11	12	4	4	2	0	11	12	
国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説（平成13年9月）						国土交通省 機械工事塗装要領（案）・同解説（平成13年9月）												
4	4	2	0	12	13	4	4	2	0	12	13	4	4	2	0	12	13	
日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）						日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）												
4	4	3	0	0	1	4	4	3	0	0	1	4	4	3	0	0	1	
					第3節						第3節							
工場製作工						工場製作工												
4	4	3	1	0	1	4	4	3	1	0	1	4	4	3	1	0	1	
					4 - 3 - 1						4 - 3 - 1							
一般事項						一般事項												

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	4	3	1	1	2		本節は、工場製作工として桁製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、橋梁用防護柵製作工、鋳造費、仮設材製作工及び工場塗装工その他これらに類する工種について定める。	4	4	3	1	1	2		本節は、工場製作工として桁製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、橋梁用防護柵製作工、鋳造費、仮設材製作工及び工場塗装工その他これらに類する工種について定める。	
4	4	3	2	0	1	4 - 3 - 2	材 料	4	4	3	2	0	1	4 - 3 - 2	材 料	
4	4	3	2	1	1		材料については、第3編2 - 12 - 2材料の規定による。	4	4	3	2	1	1		材料については、第3編2 - 12 - 2材料の規定による。	
4	4	3	3	0	1	4 - 3 - 3	桁製作工	4	4	3	3	0	1	4 - 3 - 3	桁製作工	
4	4	3	3	1	2		桁製作工の施工については、第3編2 - 12 - 3桁製作工の規定による。	4	4	3	3	1	2		桁製作工の施工については、第3編2 - 12 - 3桁製作工の規定による。	
4	4	3	4	0	1	4 - 3 - 4	鋼製伸縮継手製作工	4	4	3	4	0	1	4 - 3 - 4	鋼製伸縮継手製作工	
4	4	3	4	1	1		鋼製伸縮継手製作工の施工については、第3編2 - 12 - 5鋼製伸縮継手製作工の規定による。	4	4	3	4	1	1		鋼製伸縮継手製作工の施工については、第3編2 - 12 - 5鋼製伸縮継手製作工の規定による。	
4	4	3	5	0	1	4 - 3 - 5	落橋防止装置製作工	4	4	3	5	0	1	4 - 3 - 5	落橋防止装置製作工	
4	4	3	5	1	1		落橋防止装置製作工の施工については、第3編2 - 12 - 6落橋防止装置製作工の規定による。	4	4	3	5	1	1		落橋防止装置製作工の施工については、第3編2 - 12 - 6落橋防止装置製作工の規定による。	
4	4	3	6	0	1	4 - 3 - 6	鋼製排水管製作工	4	4	3	6	0	1	4 - 3 - 6	鋼製排水管製作工	
4	4	3	6	1	1		1. 製作加工	4	4	3	6	1	1		1. 製作加工	
4	4	3	6	1	2	(1)	請負者は、排水管及び取付金具の防食については、設計図書によらなければならない。	4	4	3	6	1	2	(1)	受注者は、排水管及び取付金具の防食については、設計図書によらなければならない。	
4	4	3	6	1	3	(2)	請負者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。	4	4	3	6	1	3	(2)	受注者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。	
4	4	3	6	1	4	(3)	請負者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。	4	4	3	6	1	4	(3)	受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。	
4	4	3	6	2	1	2.	ボルト・ナットの施工については、第3編2 - 12 - 3桁製作工の規定による。	4	4	3	6	2	1	2.	ボルト・ナットの施工については、第3編2 - 12 - 3桁製作工の規定による。	
4	4	3	7	0	1	4 - 3 - 7	橋梁用防護柵製作工	4	4	3	7	0	1	4 - 3 - 7	橋梁用防護柵製作工	
4	4	3	7	1	1		橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2 - 12 - 7橋梁用防護柵製作工の規定による。	4	4	3	7	1	1		橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2 - 12 - 7橋梁用防護柵製作工の規定による。	
4	4	3	8	0	1	4 - 3 - 8	鋳造費	4	4	3	8	0	1	4 - 3 - 8	鋳造費	
4	4	3	8	1	2		請負者は、橋歴板の材質については、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) によらなければならない。	4	4	3	8	1	2		受注者は、橋歴板の材質については、JIS H 2202 (鋳物用銅合金地金) によらなければならない。	
4	4	3	9	0	1	4 - 3 - 9	仮設材製作工	4	4	3	9	0	1	4 - 3 - 9	仮設材製作工	
4	4	3	9	1	2		請負者は、製作・仮組・輸送・架設等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	4	4	3	9	1	2		受注者は、製作・仮組・輸送・架設等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	
4	4	3	10	0	1	4 - 3 - 10	工場塗装工	4	4	3	10	0	1	4 - 3 - 10	工場塗装工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
4	4	3	10	1	2		工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。	4	4	3	10	1	2		工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。	
4	4	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工	4	4	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工	
4	4	4	1	0	1	4-4-1	一般事項	4	4	4	1	0	1	4-4-1	一般事項	
4	4	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	4	4	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	
4	4	4	2	0	1	4-4-2	輸送工	4	4	4	2	0	1	4-4-2	輸送工	
4	4	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	4	4	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	
4	4	5	0	0	1	第5節	軽量盛土工	4	4	5	0	0	1	第5節	軽量盛土工	
4	4	5	1	0	1	4-5-1	一般事項	4	4	5	1	0	1	4-5-1	一般事項	
4	4	5	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	4	4	5	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	
4	4	5	2	0	1	4-5-2	軽量盛土工	4	4	5	2	0	1	4-5-2	軽量盛土工	
4	4	5	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	4	4	5	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	
4	4	6	0	0	1	第6節	水門本体工	4	4	6	0	0	1	第6節	水門本体工	
4	4	6	1	0	1	4-6-1	一般事項	4	4	6	1	0	1	4-6-1	一般事項	
4	4	6	1	1	1		1. 本節は、水門本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工(遮水矢板)、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、胸壁工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	4	4	6	1	1	1		1. 本節は、水門本体工として作業土工(床掘り・埋戻し)、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、胸壁工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	
4	4	6	1	2	1		2. 請負者は、水門工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	4	4	6	1	2	1		2. 受注者は、水門工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	
4	4	6	1	3	1		3. 請負者は、水門の施工における既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書に基づき施工しなければならない。	4	4	6	1	3	1		3. 受注者は、水門の施工における既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書に基づき施工しなければならない。	
4	4	6	1	4	1		4. 請負者は、河川堤防の開削に伴って設置する仮締切は堤防機能が保持できる構造物としなければならない。	4	4	6	1	4	1		4. 受注者は、河川堤防の開削に伴って設置する仮締切は堤防機能が保持できる構造物としなければならない。	
4	4	6	1	5	1		5. 請負者は、水門の施工において、設計図書に定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。	4	4	6	1	5	1		5. 受注者は、水門の施工において、設計図書に定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。	
4	4	6	2	0	1	4-6-2	材 料	4	4	6	2	0	1	4-6-2	材 料	
4	4	6	2	1	2		水門工の施工に使用する材料は設計図書に明示したものとし、記載ない材料を使用する場合には、監督職員と協議しなければならない。	4	4	6	2	1	2		水門工の施工に使用する材料は設計図書に明示したものとし、記載ない材料を使用する場合には、監督職員と協議しなければならない。	
4	4	6	3	0	1	4-6-3	作業土工(床掘り・埋戻し)	4	4	6	3	0	1	4-6-3	作業土工(床掘り・埋戻し)	
4	4	6	3	1	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	4	4	6	3	1	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
4	4	6	4	0	1	4-6-4	既製杭工	4	4	6	4	0	1	4-6-4	既製杭工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	4	6	4	1	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。	4	4	6	4	1	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。	
4	4	6	5	0	1	4-6-5	場所打杭工	4	4	6	5	0	1	4-6-5	場所打杭工	
4	4	6	5	1	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	4	4	6	5	1	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	
4	4	6	6	0	1	4-6-6	矢板工（遮水矢板）	4	4	6	6	0	1	4-6-6	矢板工（遮水矢板）	
4	4	6	6	1	2		矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。	4	4	6	6	1	2		矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。	
4	4	6	7	0	1	4-6-7	床版工	4	4	6	7	0	1	4-6-7	床版工	
4	4	6	7	1	1	1.	請負者は、床版工の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。	4	4	6	7	1	1	1.	受注者は、床版工の施工にあたっては、床付地盤と敷均しコンクリート、本体コンクリート、止水矢板との水密性を確保しなければならない。	
4	4	6	7	2	1	2.	請負者は、コンクリート打設にあたっては、床版工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は層打ちとしなければならない。	4	4	6	7	2	1	2.	受注者は、コンクリート打設にあたっては、床版工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は層打ちとしなければならない。	
4	4	6	7	3	1	3.	請負者は、埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、本体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、埋設鋼構造物がコンクリート打ち込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように、形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。	4	4	6	7	3	1	3.	受注者は、埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、本体コンクリートと同時施工しなければならない。その場合、埋設鋼構造物がコンクリート打ち込み圧、偏荷重、浮力、その他の荷重によって移動しないように据付架台、支保工その他の据付材で固定するほか、コンクリートが充填しやすいように、形鋼等の組合せ部に空気溜りが生じないようにしなければならない。	
4	4	6	7	3	2		なお、同時施工が困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議し箱抜き工法（二次コンクリート）とすることができる。その場合、本体（一次）コンクリートと二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチップング等の接合面の処理を行い水密性を確保しなければならない。	4	4	6	7	3	2		なお、同時施工が困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議し箱抜き工法（二次コンクリート）とすることができる。その場合、本体（一次）コンクリートと二次コンクリートの付着を確保するため、原則としてチップング等の接合面の処理を行い水密性を確保しなければならない。	
4	4	6	7	4	1	4.	請負者は、埋設鋼構造物周辺のコンクリートは、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティに富んだものとし、適切な施工方法で打ち込み、締め固めをしなければならない。	4	4	6	7	4	1	4.	受注者は、埋設鋼構造物周辺のコンクリートは、所定の強度、付着性、水密性を有するとともにワーカビリティに富んだものとし、適切な施工方法で打ち込み、締め固めをしなければならない。	
4	4	6	8	0	1	4-6-8	堰柱工	4	4	6	8	0	1	4-6-8	堰柱工	
4	4	6	8	1	1	1.	請負者は、端部堰柱の施工に際して、周辺埋め戻し土との水密性を確保しなければならない。	4	4	6	8	1	1	1.	受注者は、端部堰柱の施工に際して、周辺埋め戻し土との水密性を確保しなければならない。	
4	4	6	8	2	1	2.	請負者は、コンクリート打設にあたっては、原則として堰柱工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。	4	4	6	8	2	1	2.	受注者は、コンクリート打設にあたっては、原則として堰柱工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。	
4	4	6	8	3	1	3.	埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みについては、第4編4-6-7床版工第3項及び第4項の規定による。	4	4	6	8	3	1	3.	埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みについては、第4編4-6-7床版工第3項及び第4項の規定による。	表現を整備局と整合

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等															
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由			
4	4	6	9	0	1	4	4	6	9	0	1	4	4	6	9	0	1	4	4	6	9	0	1				
4	4	6	9	1	2		4	4	6	9	1	2		4	4	6	9	1	2		4	4	6	9	1	2	表現を整備局と整合
4	4	6	10	0	1	4	4	6	10	0	1	4	4	6	10	0	1	4	4	6	10	0	1				
4	4	6	10	1	1	1.	4	4	6	10	1	1	1.	4	4	6	10	1	1	1.	4	4	6	10	1	1	
4	4	6	10	2	1	2.	4	4	6	10	2	1	2.	4	4	6	10	2	1	2.	4	4	6	10	2	1	
4	4	6	11	0	1	4	4	6	11	0	1	4	4	6	11	0	1	4	4	6	11	0	1				
4	4	6	11	1	2		4	4	6	11	1	2		4	4	6	11	1	2		4	4	6	11	1	2	
4	4	6	12	0	1	4	4	6	12	0	1	4	4	6	12	0	1	4	4	6	12	0	1				
4	4	6	12	1	1	1.	4	4	6	12	1	1	1.	4	4	6	12	1	1	1.	4	4	6	12	1	1	
4	4	6	12	2	1	2.	4	4	6	12	2	1	2.	4	4	6	12	2	1	2.	4	4	6	12	2	1	
4	4	6	12	3	1	3.	4	4	6	12	3	1	3.	4	4	6	12	3	1	3.	4	4	6	12	3	1	
4	4	6	13	0	1	4	4	6	13	0	1	4	4	6	13	0	1	4	4	6	13	0	1				
4	4	6	13	1	2		4	4	6	13	1	2		4	4	6	13	1	2		4	4	6	13	1	2	
4	4	7	0	0	1	第7節	4	4	7	0	0	1	第7節	4	4	7	0	0	1	第7節	4	4	7	0	0	1	
4	4	7	1	0	1	4 - 7 - 1	4	4	7	1	0	1	4 - 7 - 1	4	4	7	1	0	1	4 - 7 - 1	4	4	7	1	0	1	
4	4	7	1	1	2		4	4	7	1	1	2		4	4	7	1	1	2		4	4	7	1	1	2	
4	4	7	2	0	1	4 - 7 - 2	4	4	7	2	0	1	4 - 7 - 2	4	4	7	2	0	1	4 - 7 - 2	4	4	7	2	0	1	
4	4	7	2	1	2		4	4	7	2	1	2		4	4	7	2	1	2		4	4	7	2	1	2	
4	4	7	3	0	1	4 - 7 - 3	4	4	7	3	0	1	4 - 7 - 3	4	4	7	3	0	1	4 - 7 - 3	4	4	7	3	0	1	
4	4	7	3	1	2		4	4	7	3	1	2		4	4	7	3	1	2		4	4	7	3	1	2	
4	4	7	4	0	1	4 - 7 - 4	4	4	7	4	0	1	4 - 7 - 4	4	4	7	4	0	1	4 - 7 - 4	4	4	7	4	0	1	
4	4	7	4	1	1	1.	4	4	7	4	1	1	1.	4	4	7	4	1	1	1.	4	4	7	4	1	1	
4	4	7	4	2	1	2.	4	4	7	4	2	1	2.	4	4	7	4	2	1	2.	4	4	7	4	2	1	
4	4	7	5	0	1	4 - 7 - 5	4	4	7	5	0	1	4 - 7 - 5	4	4	7	5	0	1	4 - 7 - 5	4	4	7	5	0	1	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	4	7	5	1	2		沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。	4	4	7	5	1	2		沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。	
4	4	7	6	0	1	4-7-6	捨石工	4	4	7	6	0	1	4-7-6	捨石工	
4	4	7	6	1	2		捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。	4	4	7	6	1	2		捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。	
4	4	7	7	0	1	4-7-7	かご工	4	4	7	7	0	1	4-7-7	かご工	
4	4	7	7	1	1	1.	かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。	4	4	7	7	1	1	1.	かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。	
4	4	8	0	0	1	第8節	付属物設置工	4	4	8	0	0	1	第8節	付属物設置工	
4	4	8	1	0	1	4-8-1	一般事項	4	4	8	1	0	1	4-8-1	一般事項	
4	4	8	1	1	2		本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、管理橋受台工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工その他これらに類する工種について定める。	4	4	8	1	1	2		本節は、付属物設置工として作業土工(床掘り・埋戻し)、防止柵工、境界工、管理橋受台工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工その他これらに類する工種について定める。	
4	4	8	2	0	1	4-8-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	4	4	8	2	0	1	4-8-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
4	4	8	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	4	4	8	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
4	4	8	3	0	1	4-8-3	防止柵工	4	4	8	3	0	1	4-8-3	防止柵工	
4	4	8	3	1	2		防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。	4	4	8	3	1	2		防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。	
4	4	8	4	0	1	4-8-4	境界工	4	4	8	4	0	1	4-8-4	境界工	
4	4	8	4	1	2		境界工の施工については、第4編3-8-4境界工の規定による。	4	4	8	4	1	2		境界工の施工については、第4編3-8-4境界工の規定による。	
4	4	8	5	0	1	4-8-5	管理橋受台工	4	4	8	5	0	1	4-8-5	管理橋受台工	
4	4	8	5	1	2		請負者は、現地の状況により設計図書に示された構造により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	4	8	5	1	2		受注者は、現地の状況により設計図書に示された構造により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4	4	8	6	0	1	4-8-6	銘板工	4	4	8	6	0	1	4-8-6	銘板工	
4	4	8	6	1	2		銘板工の施工については、第4編3-8-5銘板工の規定による。	4	4	8	6	1	2		銘板工の施工については、第4編3-8-5銘板工の規定による。	
4	4	8	7	0	1	4-8-7	点検施設工	4	4	8	7	0	1	4-8-7	点検施設工	
4	4	8	7	1	2		点検施設工の施工については、第4編3-8-6点検施設工の規定による。	4	4	8	7	1	2		点検施設工の施工については、第4編3-8-6点検施設工の規定による。	
4	4	8	8	0	1	4-8-8	階段工	4	4	8	8	0	1	4-8-8	階段工	
4	4	8	8	1	2		階段工の施工については、第4編3-8-7階段工の規定による。	4	4	8	8	1	2		階段工の施工については、第4編3-8-7階段工の規定による。	
4	4	8	9	0	1	4-8-9	観測施設工	4	4	8	9	0	1	4-8-9	観測施設工	
4	4	8	9	1	2		観測施設工の施工については、第4編3-8-8観測施設工の規定による。	4	4	8	9	1	2		観測施設工の施工については、第4編3-8-8観測施設工の規定による。	
4	4	9	0	0	1	第9節	鋼管理橋上部工	4	4	9	0	0	1	第9節	鋼管理橋上部工	
4	4	9	1	0	1	4-9-1	一般事項	4	4	9	1	0	1	4-9-1	一般事項	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	4	9	1	1	1	1	1 . 本節は、鋼管理橋上部工として地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）、支承工、現場継手工その他これらに類する工種について定める。	4	4	9	1	1	1	1	1 . 本節は、鋼管理橋上部工として地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）、支承工、現場継手工その他これらに類する工種について定める。	
4	4	9	1	2	1	2	2 . 請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	4	4	9	1	2	1	2	2 . 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	
4	4	9	1	3	1	3	3 . 請負者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを確認しておかなければならない。	4	4	9	1	3	1	3	3 . 受注者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを確認しておかなければならない。	
4	4	9	1	4	1	4	4 . 請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	4	4	9	1	4	1	4	4 . 受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	
4	4	9	1	5	1	5	5 . 請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	4	4	9	1	5	1	5	5 . 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	
4	4	9	2	0	1	4 - 9 - 2	材料	4	4	9	2	0	1	4 - 9 - 2	材料	
4	4	9	2	1	1	1	1 . 請負者は、設計図書に定めた仮設構造物の材料の選定にあたっては、次の各項目について調査し、材料の品質・性能を確認しなければならない。	4	4	9	2	1	1	1	1 . 受注者は、設計図書に定めた仮設構造物の材料の選定にあたっては、以下の各項目について調査し、材料の品質・性能を確認しなければならない。	
4	4	9	2	1	2	(1)	(1) 仮設物の設置条件（設置期間、荷重頻度等）	4	4	9	2	1	2	(1)	(1) 仮設物の設置条件（設置期間、荷重頻度等）	
4	4	9	2	1	3	(2)	(2) 関係法令	4	4	9	2	1	3	(2)	(2) 関係法令	
4	4	9	2	1	4	(3)	(3) 部材の腐食、変形等の有無に対する条件（既往の使用状態等）	4	4	9	2	1	4	(3)	(3) 部材の腐食、変形等の有無に対する条件（既往の使用状態等）	
4	4	9	2	2	1	2	2 . 請負者は、仮設構造物の変位は上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。	4	4	9	2	2	1	2	2 . 受注者は、仮設構造物の変位は上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。	
4	4	9	2	3	1	3	3 . 舗装工で以下の材料を使用する場合は、設計図書による。	4	4	9	2	3	1	3	3 . 舗装工で以下の材料を使用する場合は、設計図書による。	
4	4	9	2	3	2	(1)	(1) 表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類	4	4	9	2	3	2	(1)	(1) 表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類	
4	4	9	2	3	3	(2)	(2) 石粉以外のフィラーの品質	4	4	9	2	3	3	(2)	(2) 石粉以外のフィラーの品質	
4	4	9	2	4	1	4	4 . 請負者は、以下の材料を使用する場合は、試料及び試験結果を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督職員が承諾した場合には、請負者は、試験結果の提出を省略する事ができるものとする。	4	4	9	2	4	1	4	4 . 受注者は、以下の材料を使用する場合は、試料及び試験結果を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督職員が承諾を得て、試験結果の提出を省略する事ができる。	
4	4	9	2	4	2	(1)	(1) 基層及び表層に使用する骨材	4	4	9	2	4	2	(1)	(1) 基層及び表層に使用する骨材	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等																		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由						
4	4	9	2	5	1	5						4	4	9	2	5	1	5												
4	4	9	2	5	2	(1)						4	4	9	2	5	2	(1)												
4	4	9	2	5	3	(2)						4	4	9	2	5	3	(2)												
4	4	9	2	5	4							4	4	9	2	5	4													
4	4	9	2	6	1	6						4	4	9	2	6	1	6												
4	4	9	2	6	2	(1)						4	4	9	2	6	2	(1)												
4	4	9	2	7	1	7						4	4	9	2	7	1	7												
4	4	9	3	0	1	4-9-3						4	4	9	3	0	1	4-9-3												
4	4	9	3	1	1							4	4	9	3	1	1													
4	4	9	4	0	1	4-9-4						4	4	9	4	0	1	4-9-4												
4	4	9	4	1	1							4	4	9	4	1	1													
4	4	9	5	0	1	4-9-5						4	4	9	5	0	1	4-9-5												
4	4	9	5	1	1							4	4	9	5	1	1													
4	4	9	6	0	1	4-9-6						4	4	9	6	0	1	4-9-6												
4	4	9	6	1	1							4	4	9	6	1	1													
4	4	9	7	0	1	4-9-7						4	4	9	7	0	1	4-9-7												
4	4	9	7	1	1							4	4	9	7	1	1													
4	4	9	8	0	1	4-9-8						4	4	9	8	0	1	4-9-8												
4	4	9	8	1	1							4	4	9	8	1	1													
4	4	9	9	0	1	4-9-9						4	4	9	9	0	1	4-9-9												
4	4	9	9	1	1							4	4	9	9	1	1													
4	4	9	10	0	1	4-9-10						4	4	9	10	0	1	4-9-10												

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	4	9	10	1	2		請負者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）によらなければならない。	4	4	9	10	1	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）によらなければならない。	
4	4	9	11	0	1	4 - 9 - 11	現場継手工	4	4	9	11	0	1	4 - 9 - 11	現場継手工	
4	4	9	11	1	1		現場継手工の施工については、第3編2 - 3 - 23現場継手工の規定による。	4	4	9	11	1	1		現場継手工の施工については、第3編2 - 3 - 23現場継手工の規定による。	
4	4	10	0	0	1	第10節	橋梁現場塗装工	4	4	10	0	0	1	第10節	橋梁現場塗装工	
4	4	10	1	0	1	4 - 10 - 1	一般事項	4	4	10	1	0	1	4 - 10 - 1	一般事項	
4	4	10	1	1	2		本節は、橋梁現場塗装工として現場塗装工その他これらに類する工種について定める。	4	4	10	1	1	2		本節は、橋梁現場塗装工として現場塗装工その他これらに類する工種について定める。	
4	4	10	2	0	1	4 - 10 - 2	現場塗装工	4	4	10	2	0	1	4 - 10 - 2	現場塗装工	
4	4	10	2	1	1		現場塗装工の施工については、第3編2 - 3 - 31現場塗装工の規定による。	4	4	10	2	1	1		現場塗装工の施工については、第3編2 - 3 - 31現場塗装工の規定による。	
4	4	11	0	0	1	第11節	床版工	4	4	11	0	0	1	第11節	床版工	
4	4	11	1	0	1	4 - 11 - 1	一般事項	4	4	11	1	0	1	4 - 11 - 1	一般事項	
4	4	11	1	1	2		本節は、床版工として、床版工その他これらに類する工種について定める。	4	4	11	1	1	2		本節は、床版工として、床版工その他これらに類する工種について定める。	
4	4	11	2	0	1	4 - 11 - 2	床版工	4	4	11	2	0	1	4 - 11 - 2	床版工	
4	4	11	2	1	1		床版工の施工については、第3編2 - 18 - 2床版工の規定による。	4	4	11	2	1	1		床版工の施工については、第3編2 - 18 - 2床版工の規定による。	
4	4	12	0	0	1	第12節	橋梁付属物工（鋼管理橋）	4	4	12	0	0	1	第12節	橋梁付属物工（鋼管理橋）	
4	4	12	1	0	1	4 - 12 - 1	一般事項	4	4	12	1	0	1	4 - 12 - 1	一般事項	
4	4	12	1	1	2		本節は、橋梁付属物工（鋼管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	4	4	12	1	1	2		本節は、橋梁付属物工（鋼管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	
4	4	12	2	0	1	4 - 12 - 2	伸縮装置工	4	4	12	2	0	1	4 - 12 - 2	伸縮装置工	
4	4	12	2	1	1	1	伸縮装置工の施工については、第3編2 - 3 - 24の規定によるものとする。	4	4	12	2	1	1	1	伸縮装置工の施工については、第3編2 - 3 - 24伸縮装置工の規定によるものとする。	
4	4	12	3	0	1	4 - 12 - 3	排水装置工	4	4	12	3	0	1	4 - 12 - 3	排水装置工	
4	4	12	3	1	2		請負者は、排水樹の設置にあたっては、路面（高さ、勾配）及び排水樹水抜き孔と床版上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。	4	4	12	3	1	2		受注者は、排水樹の設置にあたっては、路面（高さ、勾配）及び排水樹水抜き孔と床版上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。	
4	4	12	4	0	1	4 - 12 - 4	地覆工	4	4	12	4	0	1	4 - 12 - 4	地覆工	
4	4	12	4	1	2		請負者は、地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。	4	4	12	4	1	2		受注者は、地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。	
4	4	12	5	0	1	4 - 12 - 5	橋梁用防護柵工	4	4	12	5	0	1	4 - 12 - 5	橋梁用防護柵工	
4	4	12	5	1	2		請負者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。	4	4	12	5	1	2		受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。	
4	4	12	6	0	1	4 - 12 - 6	橋梁用高欄工	4	4	12	6	0	1	4 - 12 - 6	橋梁用高欄工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	4	12	6	1	2		請負者は、鋼製高欄の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。また、原則として、橋梁上部工の支間の支保工をゆるめた後でなければ施工を行ってはならない。	4	4	12	6	1	2		受注者は、鋼製高欄の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。また、原則として、橋梁上部工の支間の支保工をゆるめた後でなければ施工を行ってはならない。	
4	4	12	7	0	1	4 - 12 - 7	検査路工	4	4	12	7	0	1	4 - 12 - 7	検査路工	
4	4	12	7	1	2		請負者は、検査路工の施工については、設計図書に従い、正しい位置に設置しなければならない。	4	4	12	7	1	2		受注者は、検査路工の施工については、設計図書に従い、正しい位置に設置しなければならない。	
4	4	12	8	0	1	4 - 12 - 8	銘板工	4	4	12	8	0	1	4 - 12 - 8	銘板工	
4	4	12	8	1	1		銘板工の施工については、第3編2-3-25銘板工の規定による。	4	4	12	8	1	1		銘板工の施工については、第3編2-3-25銘板工の規定による。	
4	4	13	0	0	1	第13節	橋梁足場等設置工（鋼管理橋）	4	4	13	0	0	1	第13節	橋梁足場等設置工（鋼管理橋）	
4	4	13	1	0	1	4 - 13 - 1	一般事項	4	4	13	1	0	1	4 - 13 - 1	一般事項	
4	4	13	1	1	2		本節は、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。	4	4	13	1	1	2		本節は、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。	
4	4	13	2	0	1	4 - 13 - 2	橋梁足場工	4	4	13	2	0	1	4 - 13 - 2	橋梁足場工	
4	4	13	2	1	2		請負者は、足場設備の設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。	4	4	13	2	1	2		受注者は、足場設備の設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。	
4	4	13	3	0	1	4 - 13 - 3	橋梁防護工	4	4	13	3	0	1	4 - 13 - 3	橋梁防護工	
4	4	13	3	1	2		請負者は、歩道あるいは供用道路上等に足場設備工を設置する場合には、必要に応じて交通の障害とならないよう、板張防護、シート張防護などを行わなければならない。	4	4	13	3	1	2		受注者は、歩道あるいは供用道路上等に足場設備工を設置する場合には、必要に応じて交通の障害とならないよう、板張防護、シート張防護などを行わなければならない。	
4	4	13	4	0	1	4 - 13 - 4	昇降用設備工	4	4	13	4	0	1	4 - 13 - 4	昇降用設備工	
4	4	13	4	1	2		請負者は、登り栈橋、工用エレベーターの設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。	4	4	13	4	1	2		受注者は、登り栈橋、工用エレベーターの設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。	
4	4	14	0	0	1	第14節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）	4	4	14	0	0	1	第14節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）	
4	4	14	1	0	1	4 - 14 - 1	一般事項	4	4	14	1	0	1	4 - 14 - 1	一般事項	
4	4	14	1	1	1	1 .	本節は、コンクリート管理橋上部工（PC橋）としてプレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工（購入工）、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	4	4	14	1	1	1	1 .	本節は、コンクリート管理橋上部工（PC橋）としてプレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工（購入工）、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	
4	4	14	1	2	1	2 .	請負者は、コンクリート管理橋の製作工については、次の事項を施工計画書に記載しなければならない。	4	4	14	1	2	1	2 .	受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	
4	4	14	1	2	2	(1)	使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）	4	4	14	1	2	2	(1)	使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	4	14	1	2	3	(2)	施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）	4	4	14	1	2	3	(2)	施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）	
4	4	14	1	2	4	(3)	主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）	4	4	14	1	2	4	(3)	主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）	
4	4	14	1	2	5	(4)	試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）	4	4	14	1	2	5	(4)	試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）	
4	4	14	1	3	1	3.	請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	4	4	14	1	3	1	3.	受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	
4	4	14	1	4	1	4.	請負者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	4	4	14	1	4	1	4.	受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	
4	4	14	1	5	1	5.	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4	4	14	1	5	1	5.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	
4	4	14	2	0	1	4-14-2	プレテンション桁製作工（購入工）	4	4	14	2	0	1	4-14-2	プレテンション桁製作工（購入工）	
4	4	14	2	1	1		プレテンション桁製作工（購入工）の施工については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。	4	4	14	2	1	1		プレテンション桁製作工（購入工）の施工については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。	
4	4	14	3	0	1	4-14-3	ポストテンション桁製作工	4	4	14	3	0	1	4-14-3	ポストテンション桁製作工	
4	4	14	3	1	1		ポストテンション桁製作工の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	4	4	14	3	1	1		ポストテンション桁製作工の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	
4	4	14	4	0	1	4-14-4	プレキャストセグメント製作工（購入工）	4	4	14	4	0	1	4-14-4	プレキャストセグメント製作工（購入工）	
4	4	14	4	1	2		プレキャストブロック購入については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。	4	4	14	4	1	2		プレキャストブロック購入については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。	
4	4	14	5	0	1	4-14-5	プレキャストセグメント主桁組立工	4	4	14	5	0	1	4-14-5	プレキャストセグメント主桁組立工	
4	4	14	5	1	1		プレキャストセグメント主桁組立工については、第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工の規定による。	4	4	14	5	1	1		プレキャストセグメント主桁組立工については、第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工の規定による。	
4	4	14	6	0	1	4-14-6	支承工	4	4	14	6	0	1	4-14-6	支承工	
4	4	14	6	4	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定によるものとする。	4	4	14	6	4	2		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定によるものとする。	
4	4	14	7	0	1	4-14-7	架設工（クレーン架設）	4	4	14	7	0	1	4-14-7	架設工（クレーン架設）	
4	4	14	7	1	1		架設工（クレーン架設）については、第3編2-13-3架設工（クレーン架設）の規定による。	4	4	14	7	1	1		架設工（クレーン架設）については、第3編2-13-3架設工（クレーン架設）の規定による。	
4	4	14	8	0	1	4-14-8	架設工（架設桁架設）	4	4	14	8	0	1	4-14-8	架設工（架設桁架設）	
4	4	14	8	2	2		桁架設については、第3編2-13-3架設工（クレーン架設）の規定による。	4	4	14	8	2	2		桁架設については、第3編2-13-3架設工（クレーン架設）の規定による。	
4	4	14	9	0	1	4-14-9	床版・横組工	4	4	14	9	0	1	4-14-9	床版・横組工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	4	14	9	2	2		横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	4	4	14	9	2	2		横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	
4	4	14	10	0	1	4-14-10	落橋防止装置工	4	4	14	10	0	1	4-14-10	落橋防止装置工	
4	4	14	10	2	2		請負者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	4	4	14	10	2	2		受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	
4	4	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	4	4	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	
4	4	15	1	0	1	4-15-1	一般事項	4	4	15	1	0	1	4-15-1	一般事項	
4	4	15	1	2	2		本節は、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）として架設支保工（固定）、支承工、落橋防止装置工、PCホロースラブ製作工その他これらに類する工種について定める。	4	4	15	1	2	2		本節は、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）として架設支保工（固定）、支承工、落橋防止装置工、PCホロースラブ製作工その他これらに類する工種について定める。	
4	4	15	2	0	1	4-15-2	架設支保工（固定）	4	4	15	2	0	1	4-15-2	架設支保工（固定）	
4	4	15	2	2	2		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編3章第8節型枠・支保の規定による。	4	4	15	2	2	2		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編3章第8節型枠・支保の規定による。	
4	4	15	3	0	1	4-15-3	支承工	4	4	15	3	0	1	4-15-3	支承工	
4	4	15	3	2	2		支承工の施工については、「道路橋支保便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	4	4	15	3	2	2		支承工の施工については、「道路橋支保便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
4	4	15	4	0	1	4-15-4	落橋防止装置工	4	4	15	4	0	1	4-15-4	落橋防止装置工	
4	4	15	4	2	2		請負者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	4	4	15	4	2	2		受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	
4	4	15	5	0	1	4-15-5	PCホロースラブ製作工	4	4	15	5	0	1	4-15-5	PCホロースラブ製作工	
4	4	15	5	1	1		PCホロースラブ製作工については、第3編2-3-15PCホロースラブ製作工の規定による。	4	4	15	5	1	1		PCホロースラブ製作工については、第3編2-3-15PCホロースラブ製作工の規定による。	
4	4	16	0	0	1	第16節	橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	4	4	16	0	0	1	第16節	橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	
4	4	16	1	0	1	4-16-1	一般事項	4	4	16	1	0	1	4-16-1	一般事項	
4	4	16	1	6	2		本節は、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	4	4	16	1	6	2		本節は、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	
4	4	16	2	0	1	4-16-2	伸縮装置工	4	4	16	2	0	1	4-16-2	伸縮装置工	
4	4	16	2	6	2		伸縮装置工の施工については、第4編4-12-2伸縮装置工の規定による。	4	4	16	2	6	2		伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24伸縮装置工の規定による。	
4	4	16	3	0	1	4-16-3	排水装置工	4	4	16	3	0	1	4-16-3	排水装置工	
4	4	16	3	6	2		排水装置工の施工については、第4編4-12-3排水装置工の規定による。	4	4	16	3	6	2		排水装置工の施工については、第4編4-12-3排水装置工の規定による。	
4	4	16	4	0	1	4-16-4	地覆工	4	4	16	4	0	1	4-16-4	地覆工	
4	4	16	4	6	2		地覆工の施工については、第4編4-12-4地覆工の規定による。	4	4	16	4	6	2		地覆工の施工については、第4編4-12-4地覆工の規定による。	
4	4	16	5	0	1	4-16-5	橋梁用防護柵工	4	4	16	5	0	1	4-16-5	橋梁用防護柵工	
4	4	16	5	6	2		橋梁用防護柵工の施工については、第4編4-12-5橋梁用防護柵工の規定による。	4	4	16	5	6	2		橋梁用防護柵工の施工については、第4編4-12-5橋梁用防護柵工の規定による。	
4	4	16	6	0	1	4-16-6	橋梁用高欄工	4	4	16	6	0	1	4-16-6	橋梁用高欄工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	4	16	6	6	2		橋梁用高欄工の施工については、第4編4-12-6橋梁用高欄工の規定による。	4	4	16	6	6	2		橋梁用高欄工の施工については、第4編4-12-6橋梁用高欄工の規定による。	
4	4	16	7	0	1	4-16-7	検査路工	4	4	16	7	0	1	4-16-7	検査路工	
4	4	16	7	6	2		検査路工の施工については、第4編4-12-7検査路工の規定による。	4	4	16	7	6	2		検査路工の施工については、第4編4-12-7検査路工の規定による。	
4	4	16	8	0	1	4-16-8	銘板工	4	4	16	8	0	1	4-16-8	銘板工	
4	4	16	8	6	2		銘板工の施工については、第3編2-3-25銘板工の規定による。	4	4	16	8	6	2		銘板工の施工については、第3編2-3-25銘板工の規定による。	
4	4	17	0	0	1	第17節	橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）	4	4	17	0	0	1	第17節	橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）	
4	4	17	1	0	1	4-17-1	一般事項	4	4	17	1	0	1	4-17-1	一般事項	
4	4	17	1	6	2		本節は、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。	4	4	17	1	6	2		本節は、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。	
4	4	17	2	0	1	4-17-2	橋梁足場工	4	4	17	2	0	1	4-17-2	橋梁足場工	
4	4	17	2	6	2		橋梁足場工の施工については、第4編4-13-2橋梁足場工の規定による。	4	4	17	2	6	2		橋梁足場工の施工については、第4編4-13-2橋梁足場工の規定による。	
4	4	17	3	0	1	4-17-3	橋梁防護工	4	4	17	3	0	1	4-17-3	橋梁防護工	
4	4	17	3	6	2		橋梁防護工の施工については、第4編4-13-3橋梁防護工の規定による。	4	4	17	3	6	2		橋梁防護工の施工については、第4編4-13-3橋梁防護工の規定による。	
4	4	17	4	0	1	4-17-4	昇降用設備工	4	4	17	4	0	1	4-17-4	昇降用設備工	
4	4	17	4	6	2		昇降用設備工の施工については、第4編4-13-4昇降用設備工の規定による。	4	4	17	4	6	2		昇降用設備工の施工については、第4編4-13-4昇降用設備工の規定による。	
4	4	18	0	0	1	第18節	舗装工	4	4	18	0	0	1	第18節	舗装工	
4	4	18	1	0	1	4-18-1	一般事項	4	4	18	1	0	1	4-18-1	一般事項	
4	4	18	1	1	1	1.	本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工の施工その他これらに類する工種について定める。	4	4	18	1	1	1	1.	本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工の施工その他これらに類する工種について定める。	
4	4	18	1	2	1	2.	請負者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施しなければならない。	4	4	18	1	2	1	2.	受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施しなければならない。	
4	4	18	1	3	1	3.	請負者は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	4	18	1	3	1	3.	受注者は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4	4	18	1	4	1	4.	請負者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。	4	4	18	1	4	1	4.	受注者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。	
4	4	18	2	0	1	4-18-2	材 料	4	4	18	2	0	1	4-18-2	材 料	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	4	18	2	1	1		材料については、第3編2-6-2材料の規定による。	4	4	18	2	1	1		材料については、第3編2-6-2材料の規定による。	
4	4	18	3	0	1	4-18-3	舗装準備工	4	4	18	3	0	1	4-18-3	舗装準備工	
4	4	18	3	6	2		舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備工の規定による。	4	4	18	3	6	2		舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備工の規定による。	
4	4	18	4	0	1	4-18-4	橋面防水工	4	4	18	4	0	1	4-18-4	橋面防水工	
4	4	18	4	1	1		橋面防水工の施工については、第3編2-6-6橋面防水工の規定による。	4	4	18	4	1	1		橋面防水工の施工については、第3編2-6-6橋面防水工の規定による。	
4	4	18	5	0	1	4-18-5	アスファルト舗装工	4	4	18	5	0	1	4-18-5	アスファルト舗装工	
4	4	18	5	5	2		アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。	4	4	18	5	5	2		アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。	
4	4	18	6	0	1	4-18-6	半たわみ性舗装工	4	4	18	6	0	1	4-18-6	半たわみ性舗装工	
4	4	18	6	1	1		半たわみ性舗装工の施工については、第3編2-6-8半たわみ性舗装工の規定による。	4	4	18	6	1	1		半たわみ性舗装工の施工については、第3編2-6-8半たわみ性舗装工の規定による。	
4	4	18	7	0	1	4-18-7	排水性舗装工	4	4	18	7	0	1	4-18-7	排水性舗装工	
4	4	18	7	1	1		排水性舗装工の施工については、第3編2-6-9排水性舗装工の規定による。	4	4	18	7	1	1		排水性舗装工の施工については、第3編2-6-9排水性舗装工の規定による。	
6	4	18	8	0	1	4-18-8	透水性舗装工	6	4	18	8	0	1	4-18-8	透水性舗装工	
6	4	18	8	1	1		透水性舗装工の施工については、第3編2-6-10透水性舗装工の規定による。	6	4	18	8	1	1		透水性舗装工の施工については、第3編2-6-10透水性舗装工の規定による。	
4	4	18	9	0	1	4-18-9	ゲースアスファルト舗装工	4	4	18	9	0	1	4-18-9	ゲースアスファルト舗装工	
4	4	18	9	1	1		ゲースアスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-11ゲースアスファルト舗装工の規定による。	4	4	18	9	1	1		ゲースアスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-11ゲースアスファルト舗装工の規定による。	
4	4	18	10	0	1	4-18-10	コンクリート舗装工	4	4	18	10	0	1	4-18-10	コンクリート舗装工	
4	4	18	10	1	1	1.	コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。	4	4	18	10	1	1	1.	コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。	
4	4	18	10	2	1	2.	現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならぬ。	4	4	18	10	2	1	2.	現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。	
4	4	18	10	3	1	3.	粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホーキ等で行うものとする。	4	4	18	10	3	1	3.	粗面仕上げは、フロート及びほうき等で行うものとする。	
4	4	18	10	4	1	4.	初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。	4	4	18	10	4	1	4.	初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うものとする。	
4	4	18	10	5	1	5.	目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ（路肩側低弾性タイプ）を使用するものとする。	4	4	18	10	5	1	5.	目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ（路肩側低弾性タイプ）を使用するものとする。	
4	4	18	10	6	1	6.	横収縮目地及び縦目地は、カット目地とし、横収縮目地は30mに1箇所程度打込み目地とする。	4	4	18	10	6	1	6.	横収縮目地及び縦目地は、カット目地とし、横収縮目地は30mに1箇所程度打込み目地とする。	
4	4	18	11	0	1	4-18-11	薄層カラー舗装工	4	4	18	11	0	1	4-18-11	薄層カラー舗装工	
4	4	18	11	7	2		薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。	4	4	18	11	7	2		薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。	
4	4	18	12	0	1	4-18-12	ブロック舗装工	4	4	18	12	0	1	4-18-12	ブロック舗装工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	4	18	12	7	2		ブロック舗装工の施工については、第3編2-6-14ブロック舗装工の規定によるものとする。	4	4	18	12	7	2		ブロック舗装工の施工については、第3編2-6-14ブロック舗装工の規定によるものとする。	
4	5	0	0	0	1	第5章	堰	4	5	0	0	0	1	第5章	堰	
4	5	1	0	0	1	第1節	適用	4	5	1	0	0	1	第1節	適用	
4	5	1	0	1	1	1.	本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、可動堰本体工、固定堰本体工、魚道工、管理橋下部工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工（鋼管理橋）、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）、コンクリート管理橋上部工（PC橋）、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）、コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）、付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	4	5	1	0	1	1	1.	本章は、河川工事における工場製作工、工場製品輸送工、河川土工、軽量盛土工、可動堰本体工、固定堰本体工、魚道工、管理橋下部工、鋼管理橋上部工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工（鋼管理橋）、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）、コンクリート管理橋上部工（PC橋）、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）、コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）、付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
4	5	1	0	2	1	2.	河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工、海岸土工、砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	4	5	1	0	2	1	2.	河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工、海岸土工、砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
4	5	1	0	3	1	3.	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	4	5	1	0	3	1	3.	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
4	5	1	0	4	1	4.	請負者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	4	5	1	0	4	1	4.	受注者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	
4	5	1	0	5	1	5.	請負者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは機械工事共通仕様書（案）の規定による。	4	5	1	0	5	1	5.	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは機械工事共通仕様書（案）の規定による。	
4	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
4	5	2	0	5	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	4	5	2	0	5	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
4	5	2	0	5	3		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）（平成21年6月）	4	5	2	0	5	3		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）（平成24年7月）	
4	5	2	0	5	4		国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準（案）（平成12年10月）	4	5	2	0	5	4		国土開発技術研究センター ゴム引布製起伏堰技術基準（案）（平成12年10月）	
4	5	2	0	5	5		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）	4	5	2	0	5	5		国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）	
4	5	2	0	5	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（共通編 鋼橋編）（平成14年3月）	4	5	2	0	5	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（共通編 鋼橋編）（平成24年3月）	
4	5	2	0	5	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（共通編 コンクリート橋編）（平成14年3月）	4	5	2	0	5	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説（共通編 コンクリート橋編）（平成24年3月）	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由				
4	5	2	0	5	9		4	5	2	0	5	9		4	5	2	0	5	9	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 下部構造編) (平成14年3月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 下部構造編) (平成24年3月)	
4	5	2	0	5	11		4	5	2	0	5	11		4	5	2	0	5	11	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)	
4	5	2	0	5	12		4	5	2	0	5	12		4	5	2	0	5	12	日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	
4	5	2	0	5	13		4	5	2	0	5	13		4	5	2	0	5	13	土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)	土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)	
4	5	3	0	0	1	第3節	4	5	3	0	0	1	第3節	4	5	3	0	0	1	工場製作工	工場製作工	
4	5	3	1	0	1	5-3-1	4	5	3	1	0	1	5-3-1	4	5	3	1	0	1	一般事項	一般事項	
4	5	3	1	1	1	1.	4	5	3	1	1	1	1.	4	5	3	1	1	1	本節は、工場製作工として、刃口金物製作工、桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、プレビーム用桁製作工、橋梁用防護柵製作工、鋳造費、アンカーフレーム製作工、仮設材製作工、工場塗装工、その他これらに類する工種について定める。	本節は、工場製作工として、刃口金物製作工、桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、プレビーム用桁製作工、橋梁用防護柵製作工、鋳造費、アンカーフレーム製作工、仮設材製作工、工場塗装工、その他これらに類する工種について定める。	
4	5	3	1	2	1	2.	4	5	3	1	2	1	2.	4	5	3	1	2	1	請負者は、原寸、工作、溶接および仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	受注者は、原寸、工作、溶接及び仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	
4	5	3	1	3	1	3.	4	5	3	1	3	1	3.	4	5	3	1	3	1	請負者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
4	5	3	1	4	1	4.	4	5	3	1	4	1	4.	4	5	3	1	4	1	請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたは著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。	受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたは著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。	
4	5	3	1	5	1	5.	4	5	3	1	5	1	5.	4	5	3	1	5	1	主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。	主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。	
4	5	3	2	0	1	5-3-2	4	5	3	2	0	1	5-3-2	4	5	3	2	0	1	材 料	材 料	
4	5	3	2	1	1		4	5	3	2	1	1		4	5	3	2	1	1	堰の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	堰の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	
4	5	3	3	0	1	5-3-3	4	5	3	3	0	1	5-3-3	4	5	3	3	0	1	刃口金物製作工	刃口金物製作工	
4	5	3	3	5	2		4	5	3	3	5	2		4	5	3	3	5	2	刃口金物製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	刃口金物製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	
4	5	3	4	0	1	5-3-4	4	5	3	4	0	1	5-3-4	4	5	3	4	0	1	桁製作工	桁製作工	
4	5	3	4	5	2		4	5	3	4	5	2		4	5	3	4	5	2	桁製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	桁製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	
4	5	3	5	0	1	5-3-5	4	5	3	5	0	1	5-3-5	4	5	3	5	0	1	検査路製作工	検査路製作工	
4	5	3	5	1	1		4	5	3	5	1	1		4	5	3	5	1	1	検査路製作工の施工については、第3編2-12-4検査路製作工の規定による。	検査路製作工の施工については、第3編2-12-4検査路製作工の規定による。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	5	3	6	0	1	5-3-6	鋼製伸縮継手製作工	4	5	3	6	0	1	5-3-6	鋼製伸縮継手製作工	
4	5	3	6	1	1		鋼製伸縮継手製作工については、第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工の規定による。	4	5	3	6	1	1		鋼製伸縮継手製作工については、第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工の規定による。	
4	5	3	7	0	1	5-3-7	落橋防止装置製作工	4	5	3	7	0	1	5-3-7	落橋防止装置製作工	
4	5	3	7	1	1		落橋防止装置製作工については、第3編2-12-6落橋防止装置製作工の規定による。	4	5	3	7	1	1		落橋防止装置製作工については、第3編2-12-6落橋防止装置製作工の規定による。	
4	5	3	8	0	1	5-3-8	鋼製排水管製作工	4	5	3	8	0	1	5-3-8	鋼製排水管製作工	
4	5	3	8	1	1		鋼製排水管製作工については、第3編2-12-10鋼製排水管製作工の規定による。	4	5	3	8	1	1		鋼製排水管製作工については、第3編2-12-10鋼製排水管製作工の規定による。	
4	5	3	9	0	1	5-3-9	プレビーム用桁製作工	4	5	3	9	0	1	5-3-9	プレビーム用桁製作工	
4	5	3	9	1	1		プレビーム用桁製作工については、第3編2-12-9プレビーム用桁製作工の規定による。	4	5	3	9	1	1		プレビーム用桁製作工については、第3編2-12-9プレビーム用桁製作工の規定による。	
4	5	3	10	0	1	5-3-10	橋梁用防護柵製作工	4	5	3	10	0	1	5-3-10	橋梁用防護柵製作工	
4	5	3	10	1	1		橋梁用防護柵製作工については、第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工の規定による。	4	5	3	10	1	1		橋梁用防護柵製作工については、第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工の規定による。	
4	5	3	11	0	1	5-3-11	鋳造費	4	5	3	11	0	1	5-3-11	鋳造費	
4	5	3	11	3	2		鋳造費については、第4編4-3-8鋳造費の規定による。	4	5	3	11	3	2		鋳造費については、第4編4-3-8鋳造費の規定による。	
4	5	3	12	0	1	5-3-12	アンカーフレーム製作工	4	5	3	12	0	1	5-3-12	アンカーフレーム製作工	
4	5	3	12	1	1		アンカーフレーム製作工については、第3編2-12-8アンカーフレーム製作工の規定による。	4	5	3	12	1	1		アンカーフレーム製作工については、第3編2-12-8アンカーフレーム製作工の規定による。	
4	5	3	13	0	1	5-3-13	仮設材製作工	4	5	3	13	0	1	5-3-13	仮設材製作工	
4	5	3	13	2	2		仮設材製作工については、第4編4-3-9仮設材製作工の規定による。	4	5	3	13	2	2		仮設材製作工については、第4編4-3-9仮設材製作工の規定による。	
4	5	3	14	0	1	5-3-14	工場塗装工	4	5	3	14	0	1	5-3-14	工場塗装工	
4	5	3	14	2	2		工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。	4	5	3	14	2	2		工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。	
4	5	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工	4	5	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工	
4	5	4	1	0	1	5-4-1	一般事項	4	5	4	1	0	1	5-4-1	一般事項	
4	5	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	4	5	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	
4	5	4	2	0	1	5-4-2	輸送工	4	5	4	2	0	1	5-4-2	輸送工	
4	5	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	4	5	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	
4	5	5	0	0	1	第5節	軽量盛土工	4	5	5	0	0	1	第5節	軽量盛土工	
4	5	5	1	0	1	5-5-1	一般事項	4	5	5	1	0	1	5-5-1	一般事項	
4	5	5	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	4	5	5	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	
4	5	5	2	0	1	5-5-2	軽量盛土工	4	5	5	2	0	1	5-5-2	軽量盛土工	
4	5	5	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	4	5	5	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	
4	5	6	0	0	1	第6節	可動堰本体工	4	5	6	0	0	1	第6節	可動堰本体工	
4	5	6	1	0	1	5-6-1	一般事項	4	5	6	1	0	1	5-6-1	一般事項	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	5	6	1	1	1		1. 本節は、可動堰本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、水叩工、閘門工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。	4	5	6	1	1	1		1. 本節は、可動堰本体工として作業土工（ 床掘り・埋戻し ）、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、水叩工、閘門工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。	
4	5	6	1	2	1		2. 請負者 は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）第6章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	4	5	6	1	2	1		2. 受注者 は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（ 基準解説編・マニュアル編 ）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
4	5	6	2	0	1	5 - 6 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）	4	5	6	2	0	1	5 - 6 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）	
4	5	6	2	2	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工の規定による。	4	5	6	2	2	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工（ 床掘り・埋戻し ）の規定による。	
4	5	6	3	0	1	5 - 6 - 3	既製杭工	4	5	6	3	0	1	5 - 6 - 3	既製杭工	
4	5	6	3	2	2		既製杭工の施工については、第3編2 - 4 - 4既製杭工の規定による。	4	5	6	3	2	2		既製杭工の施工については、第3編2 - 4 - 4既製杭工の規定による。	
4	5	6	4	0	1	5 - 6 - 4	場所打杭工	4	5	6	4	0	1	5 - 6 - 4	場所打杭工	
4	5	6	4	2	2		場所打杭工の施工については、第3編2 - 4 - 5場所打杭工の規定による。	4	5	6	4	2	2		場所打杭工の施工については、第3編2 - 4 - 5場所打杭工の規定による。	
4	5	6	5	0	1	5 - 6 - 5	オープンケーソン基礎工	4	5	6	5	0	1	5 - 6 - 5	オープンケーソン基礎工	
4	5	6	5	2	2		オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2 - 4 - 7オープンケーソン基礎工の規定による。	4	5	6	5	2	2		オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2 - 4 - 7オープンケーソン基礎工の規定による。	
4	5	6	6	0	1	5 - 6 - 6	ニューマチックケーソン基礎工	4	5	6	6	0	1	5 - 6 - 6	ニューマチックケーソン基礎工	
4	5	6	6	2	2		ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2 - 4 - 8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。	4	5	6	6	2	2		ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2 - 4 - 8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。	
4	5	6	7	0	1	5 - 6 - 7	矢板工	4	5	6	7	0	1	5 - 6 - 7	矢板工	
4	5	6	7	2	2		矢板工の施工については、第3編2 - 3 - 4矢板工の規定による。	4	5	6	7	2	2		矢板工の施工については、第3編2 - 3 - 4矢板工の規定による。	
4	5	6	8	0	1	5 - 6 - 8	床版工	4	5	6	8	0	1	5 - 6 - 8	床版工	
4	5	6	8	1	1		床版工の施工については、第4編4 - 6 - 7床版工の規定による。	4	5	6	8	1	1		床版工の施工については、第4編4 - 6 - 7床版工の規定による。	
4	5	6	9	0	1	5 - 6 - 9	堰柱工	4	5	6	9	0	1	5 - 6 - 9	堰柱工	
4	5	6	9	1	1		堰柱工については、第4編4 - 6 - 8堰柱工の規定による。	4	5	6	9	1	1		堰柱工については、第4編4 - 6 - 8堰柱工の規定による。	
4	5	6	10	0	1	5 - 6 - 10	門柱工	4	5	6	10	0	1	5 - 6 - 10	門柱工	
4	5	6	10	3	2		埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、第4編4 - 6 - 7床版工第3項及び第4項の規定による。	4	5	6	10	3	2		埋設される鋼構造物の周辺コンクリートの打ち込みは、第4編4 - 6 - 7床版工第3項及び第4項の規定による。	
4	5	6	11	0	1	5 - 6 - 11	ゲート操作台工	4	5	6	11	0	1	5 - 6 - 11	ゲート操作台工	
4	5	6	11	1	1		ゲート操作台工については、第4編4 - 6 - 10ゲート操作台工の規定による。	4	5	6	11	1	1		ゲート操作台工については、第4編4 - 6 - 10ゲート操作台工の規定による。	
4	5	6	12	0	1	5 - 6 - 12	水叩工	4	5	6	12	0	1	5 - 6 - 12	水叩工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等			
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由	
4	5	6	12	1	1	1	1. 請負者は、水叩工の施工にあたっては、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。	4	5	6	12	1	1	1.	受注者は、水叩工の施工にあたっては、床付地盤と均しコンクリート、本体コンクリート及び止水矢板との水密性を確保しなければならない。		
4	5	6	12	2	1	2.	2. 請負者は、コンクリート打設にあたっては、水叩工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。	4	5	6	12	2	1	2.	2.	受注者は、コンクリート打設にあたっては、水叩工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。	
4	5	6	13	0	1	5 - 6 - 13	閘門工	4	5	6	13	0	1	5 - 6 - 13	閘門工		
4	5	6	13	2	2		閘門工の施工については、第4編4 - 6 - 8堰柱工の規定による。	4	5	6	13	2	2		閘門工の施工については、第4編4 - 6 - 8堰柱工の規定による。		
4	5	6	14	0	1	5 - 6 - 14	土砂吐工	4	5	6	14	0	1	5 - 6 - 14	土砂吐工		
4	5	6	14	2	2		土砂吐工の施工については、第4編5 - 7 - 8堰本体工の規定による。	4	5	6	14	2	2		土砂吐工の施工については、第4編5 - 7 - 8堰本体工の規定による。		
4	5	6	15	0	1	5 - 6 - 15	取付擁壁工	4	5	6	15	0	1	5 - 6 - 15	取付擁壁工		
4	5	6	15	2	2		請負者は、取付擁壁の施工時期については、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。	4	5	6	15	2	2		受注者は、取付擁壁の施工時期については、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。		
4	5	7	0	0	1	第7節	固定堰本体工	4	5	7	0	0	1	第7節	固定堰本体工		
4	5	7	1	0	1	5 - 7 - 1	一般事項	4	5	7	1	0	1	5 - 7 - 1	一般事項		
4	5	7	1	1	1	1.	1. 本節は、固定堰本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、堰本体工、水叩工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。	4	5	7	1	1	1	1.	1. 本節は、固定堰本体工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、堰本体工、水叩工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。		
4	5	7	1	2	1	2.	2. 請負者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）第6章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	4	5	7	1	2	1	2.	2. 受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。		
4	5	7	2	0	1	5 - 7 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）	4	5	7	2	0	1	5 - 7 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）		
4	5	7	2	2	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工の規定による。	4	5	7	2	2	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。		
4	5	7	3	0	1	5 - 7 - 3	既製杭工	4	5	7	3	0	1	5 - 7 - 3	既製杭工		
4	5	7	3	2	2		既製杭工の施工については、第3編2 - 4 - 4既製杭工の規定による。	4	5	7	3	2	2		既製杭工の施工については、第3編2 - 4 - 4既製杭工の規定による。		
4	5	7	4	0	1	5 - 7 - 4	場所打杭工	4	5	7	4	0	1	5 - 7 - 4	場所打杭工		
4	5	7	4	2	2		場所打杭工の施工については、第3編2 - 4 - 5場所打杭工の規定による。	4	5	7	4	2	2		場所打杭工の施工については、第3編2 - 4 - 5場所打杭工の規定による。		
4	5	7	5	0	1	5 - 7 - 5	オープンケーソン基礎工	4	5	7	5	0	1	5 - 7 - 5	オープンケーソン基礎工		
4	5	7	5	2	2		オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2 - 4 - 7オープンケーソン基礎工の規定による。	4	5	7	5	2	2		オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2 - 4 - 7オープンケーソン基礎工の規定による。		
4	5	7	6	0	1	5 - 7 - 6	ニューマチックケーソン基礎工	4	5	7	6	0	1	5 - 7 - 6	ニューマチックケーソン基礎工		
4	5	7	6	2	2		ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2 - 4 - 8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。	4	5	7	6	2	2		ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2 - 4 - 8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。		
4	5	7	7	0	1	5 - 7 - 7	矢板工	4	5	7	7	0	1	5 - 7 - 7	矢板工		

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
4	5	7	7	2	2							4	5	7	7	2	2		
4	5	7	8	0	1	5 - 7 - 8						4	5	7	8	0	1	5 - 7 - 8	
4	5	7	8	1	1	1 .						4	5	7	8	1	1	1 .	
4	5	7	8	2	1	2 .						4	5	7	8	2	1	2 .	
4	5	7	9	0	1	5 - 7 - 9						4	5	7	9	0	1	5 - 7 - 9	
4	5	7	9	2	2							4	5	7	9	2	2		
4	5	7	10	0	1	5 - 7 - 10						4	5	7	10	0	1	5 - 7 - 10	
4	5	7	10	2	2							4	5	7	10	2	2		
4	5	7	11	0	1	5 - 7 - 11						4	5	7	11	0	1	5 - 7 - 11	
4	5	7	11	2	2							4	5	7	11	2	2		
4	5	8	0	0	1	第8節						4	5	8	0	0	1	第8節	
4	5	8	1	0	1	5 - 8 - 1						4	5	8	1	0	1	5 - 8 - 1	
4	5	8	1	1	1	1 .						4	5	8	1	1	1	1 .	
4	5	8	1	2	1	2 .						4	5	8	1	2	1	2 .	
4	5	8	2	0	1	5 - 8 - 2						4	5	8	2	0	1	5 - 8 - 2	
4	5	8	2	2	2							4	5	8	2	2	2		
4	5	8	3	0	1	5 - 8 - 3						4	5	8	3	0	1	5 - 8 - 3	
4	5	8	3	2	2							4	5	8	3	2	2		
4	5	9	0	0	1	第9節						4	5	9	0	0	1	第9節	
4	5	9	1	0	1	5 - 9 - 1						4	5	9	1	0	1	5 - 9 - 1	
4	5	9	1	2	2							4	5	9	1	2	2		
4	5	9	2	0	1	5 - 9 - 2						4	5	9	2	0	1	5 - 9 - 2	
4	5	9	2	2	2							4	5	9	2	2	2		
4	5	10	0	0	1	第10節						4	5	10	0	0	1	第10節	
4	5	10	1	0	1	5 - 10 - 1						4	5	10	1	0	1	5 - 10 - 1	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	5	10	1	1	1	1	1 . 本節は、鋼管理橋上部工として地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）、支承工、現場継手工その他これらに類する工種について定める。	4	5	10	1	1	1	1	1 . 本節は、鋼管理橋上部工として地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）、支承工、現場継手工その他これらに類する工種について定める。	
4	5	10	1	2	1	2	2 . 請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	4	5	10	1	2	1	2	2 . 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	
4	5	10	1	3	1	3	3 . 請負者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを確認しておかなければならない。	4	5	10	1	3	1	3	3 . 受注者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを確認しておかなければならない。	
4	5	10	1	4	1	4	4 . 請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	4	5	10	1	4	1	4	4 . 受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	
4	5	10	1	5	1	5	5 . 請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	4	5	10	1	5	1	5	5 . 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	
4	5	10	2	0	1	5 - 10 - 2	材 料	4	5	10	2	0	1	5 - 10 - 2	材 料	
4	5	10	2	5	2		鋼管理橋上部工材料については、第4編4 - 9 - 2材料の規定による。	4	5	10	2	5	2		鋼管理橋上部工材料については、第4編4 - 9 - 2材料の規定による。	
4	5	10	3	0	1	5 - 10 - 3	地組工	4	5	10	3	0	1	5 - 10 - 3	地組工	
4	5	10	3	5	2		地組工の施工については、第3編2 - 13 - 2地組工の規定による。	4	5	10	3	5	2		地組工の施工については、第3編2 - 13 - 2地組工の規定による。	
4	5	10	4	0	1	5 - 10 - 4	架設工（クレーン架設）	4	5	10	4	0	1	5 - 10 - 4	架設工（クレーン架設）	
4	5	10	4	5	2		架設工（クレーン架設）の施工については、第3編2 - 13 - 3架設工（クレーン架設）の規定による。	4	5	10	4	5	2		架設工（クレーン架設）の施工については、第3編2 - 13 - 3架設工（クレーン架設）の規定による。	
4	5	10	5	0	1	5 - 10 - 5	架設工（ケーブルクレーン架設）	4	5	10	5	0	1	5 - 10 - 5	架設工（ケーブルクレーン架設）	
4	5	10	5	5	2		架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、第3編2 - 13 - 4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定による。	4	5	10	5	5	2		架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、第3編2 - 13 - 4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定による。	
4	5	10	6	0	1	5 - 10 - 6	架設工（ケーブルエレクション架設）	4	5	10	6	0	1	5 - 10 - 6	架設工（ケーブルエレクション架設）	
4	5	10	6	5	2		架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、第3編2 - 13 - 5架設工（ケーブルエレクション架設）の規定による。	4	5	10	6	5	2		架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、第3編2 - 13 - 5架設工（ケーブルエレクション架設）の規定による。	
4	5	10	7	0	1	5 - 10 - 7	架設工（架設桁架設）	4	5	10	7	0	1	5 - 10 - 7	架設工（架設桁架設）	
4	5	10	7	5	2		架設工（架設桁架設）の施工については、第3編2 - 13 - 6架設工（架設桁架設）の規定による。	4	5	10	7	5	2		架設工（架設桁架設）の施工については、第3編2 - 13 - 6架設工（架設桁架設）の規定による。	
4	5	10	8	0	1	5 - 10 - 8	架設工（送出し架設）	4	5	10	8	0	1	5 - 10 - 8	架設工（送出し架設）	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	5	10	8	5	2		架設工（送出し架設）の施工については、第3編2-13-7架設工（送出し架設）の規定による。	4	5	10	8	5	2		架設工（送出し架設）の施工については、第3編2-13-7架設工（送出し架設）の規定による。	
4	5	10	9	0	1	5-10-9	架設工（トラベラークレーン架設）	4	5	10	9	0	1	5-10-9	架設工（トラベラークレーン架設）	
4	5	10	9	5	2		架設工（トラベラークレーン架設）の施工については、第3編2-13-8架設工（トラベラークレーン架設）の規定による。	4	5	10	9	5	2		架設工（トラベラークレーン架設）の施工については、第3編2-13-8架設工（トラベラークレーン架設）の規定による。	
4	5	10	10	0	1	5-10-10	支承工	4	5	10	10	0	1	5-10-10	支承工	
4	5	10	10	5	2		請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工 によらなければならない。	4	5	10	10	5	2		受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工 によらなければならない。	
4	5	10	11	0	1	5-10-11	現場継手工	4	5	10	11	0	1	5-10-11	現場継手工	
4	5	10	11	5	2		現場継手工の施工については、第4編4-9-11現場継手工の規定による。	4	5	10	11	5	2		現場継手工の施工については、第3編2-3-23現場継手工の規定による。	
4	5	11	0	0	1	第11節	橋梁現場塗装工	4	5	11	0	0	1	第11節	橋梁現場塗装工	
4	5	11	1	0	1	5-11-1	一般事項	4	5	11	1	0	1	5-11-1	一般事項	
4	5	11	1	5	2		本節は、橋梁現場塗装工として現場塗装工その他これらに類する工種について定める。	4	5	11	1	5	2		本節は、橋梁現場塗装工として現場塗装工その他これらに類する工種について定める。	
4	5	11	2	0	1	5-11-2	現場塗装工	4	5	11	2	0	1	5-11-2	現場塗装工	
4	5	11	2	5	2		現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。	4	5	11	2	5	2		現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。	
4	5	12	0	0	1	第12節	床版工	4	5	12	0	0	1	第12節	床版工	
4	5	12	1	0	1	5-12-1	一般事項	4	5	12	1	0	1	5-12-1	一般事項	
4	5	12	1	5	2		本節は、床版工として、床版工その他これらに類する工種について定める。	4	5	12	1	5	2		本節は、床版工として、床版工その他これらに類する工種について定める。	
4	5	12	2	0	1	5-12-2	床版工	4	5	12	2	0	1	5-12-2	床版工	
4	5	12	2	5	2		床版工の施工については、第3編2-18-2床版工の規定による。	4	5	12	2	5	2		床版工の施工については、第3編2-18-2床版工の規定による。	
4	5	13	0	0	1	第13節	橋梁付属物工（鋼管理橋）	4	5	13	0	0	1	第13節	橋梁付属物工（鋼管理橋）	
4	5	13	1	0	1	5-13-1	一般事項	4	5	13	1	0	1	5-13-1	一般事項	
4	5	13	1	5	2		本節は、橋梁付属物工（鋼管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	4	5	13	1	5	2		本節は、橋梁付属物工（鋼管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	
4	5	13	2	0	1	5-13-2	伸縮装置工	4	5	13	2	0	1	5-13-2	伸縮装置工	
4	5	13	2	5	2		伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24伸縮装置工の規定による。	4	5	13	2	5	2		伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24伸縮装置工の規定による。	
4	5	13	3	0	1	5-13-3	排水装置工	4	5	13	3	0	1	5-13-3	排水装置工	
4	5	13	3	5	2		排水装置工の施工については、第4編4-12-3排水装置工の規定による。	4	5	13	3	5	2		排水装置工の施工については、第4編4-12-3排水装置工の規定による。	
4	5	13	4	0	1	5-13-4	地覆工	4	5	13	4	0	1	5-13-4	地覆工	
4	5	13	4	5	2		地覆工の施工については、第4編4-12-4地覆工の規定による。	4	5	13	4	5	2		地覆工の施工については、第4編4-12-4地覆工の規定による。	
4	5	13	5	0	1	5-13-5	橋梁用防護柵工	4	5	13	5	0	1	5-13-5	橋梁用防護柵工	
4	5	13	5	5	2		橋梁用防護柵工の施工については、第4編4-12-5橋梁用防護柵工の規定による。	4	5	13	5	5	2		橋梁用防護柵工の施工については、第4編4-12-5橋梁用防護柵工の規定による。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文											改訂条文											改訂理由等
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成				編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成				改訂理由
4	5	13	6	0	1	5 - 13 - 6	橋梁用高欄工				4	5	13	6	0	1	5 - 13 - 6	橋梁用高欄工				
4	5	13	6	5	2		橋梁用高欄工の施工については、第4編4 - 12 - 6橋梁用高欄工の規定による。				4	5	13	6	5	2		橋梁用高欄工の施工については、第4編4 - 12 - 6橋梁用高欄工の規定による。				
4	5	13	7	0	1	5 - 13 - 7	検査路工				4	5	13	7	0	1	5 - 13 - 7	検査路工				
4	5	13	7	5	2		検査路工の施工については、第4編4 - 12 - 7検査路工の規定による。				4	5	13	7	5	2		検査路工の施工については、第4編4 - 12 - 7検査路工の規定による。				
4	5	13	8	0	1	5 - 13 - 8	銘板工				4	5	13	8	0	1	5 - 13 - 8	銘板工				
4	5	13	8	5	2		銘板工の施工については、第3編2 - 3 - 25銘板工の規定による。				4	5	13	8	5	2		銘板工の施工については、第3編2 - 3 - 25銘板工の規定による。				
4	5	14	0	0	1	第14節	橋梁足場等設置工（鋼管理橋）				4	5	14	0	0	1	第14節	橋梁足場等設置工（鋼管理橋）				
4	5	14	1	0	1	5 - 14 - 1	一般事項				4	5	14	1	0	1	5 - 14 - 1	一般事項				
4	5	14	1	5	2		本節は、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。				4	5	14	1	5	2		本節は、橋梁足場等設置工（鋼管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。				
4	5	14	2	0	1	5 - 14 - 2	橋梁足場工				4	5	14	2	0	1	5 - 14 - 2	橋梁足場工				
4	5	14	2	5	2		橋梁足場工の施工については、第4編4 - 13 - 2橋梁足場工の規定による。				4	5	14	2	5	2		橋梁足場工の施工については、第4編4 - 13 - 2橋梁足場工の規定による。				
4	5	14	3	0	1	5 - 14 - 3	橋梁防護工				4	5	14	3	0	1	5 - 14 - 3	橋梁防護工				
4	5	14	3	5	2		橋梁防護工の施工については、第4編4 - 13 - 3橋梁防護工の規定による。				4	5	14	3	5	2		橋梁防護工の施工については、第4編4 - 13 - 3橋梁防護工の規定による。				
4	5	14	4	0	1	5 - 14 - 4	昇降用設備工				4	5	14	4	0	1	5 - 14 - 4	昇降用設備工				
4	5	14	4	5	2		昇降用設備工の施工については、第4編4 - 13 - 4昇降用設備工の規定による。				4	5	14	4	5	2		昇降用設備工の施工については、第4編4 - 13 - 4昇降用設備工の規定による。				
4	5	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）				4	5	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工（PC橋）				
4	5	15	1	0	1	5 - 15 - 1	一般事項				4	5	15	1	0	1	5 - 15 - 1	一般事項				
4	5	15	1	1	1	1 .	本節は、コンクリート管理橋上部工（PC橋）としてプレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工（購入工）、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。				4	5	15	1	1	1 .	本節は、コンクリート管理橋上部工（PC橋）としてプレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工（購入工）、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。					
4	5	15	1	2	1	2 .	請負者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。				4	5	15	1	2	1	2 .	受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。				
4	5	15	1	2	2	(1)	使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）				4	5	15	1	2	2	(1)	使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）				
4	5	15	1	2	3	(2)	施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）				4	5	15	1	2	3	(2)	施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）				
4	5	15	1	2	4	(3)	主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）				4	5	15	1	2	4	(3)	主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）				
4	5	15	1	2	5	(4)	試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）				4	5	15	1	2	5	(4)	試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）				

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	5	15	1	3	1	3	請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	4	5	15	1	3	1	3	受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	
4	5	15	1	4	1	4	請負者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたP C鋼材が JISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	4	5	15	1	4	1	4	受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたP C鋼材が JISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	
4	5	15	1	5	1	5	請負者は、P C鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合するを使用しなければならない。	4	5	15	1	5	1	5	受注者は、P C鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合するを使用しなければならない。	
4	5	15	2	0	1	5 - 15 - 2	プレテンション桁製作工（購入工）	4	5	15	2	0	1	5 - 15 - 2	プレテンション桁製作工（購入工）	
4	5	15	2	5	2		プレテンション桁製作工（購入工）の施工については、第3編2 - 3 - 12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。	4	5	15	2	5	2		プレテンション桁製作工（購入工）の施工については、第3編2 - 3 - 12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。	
4	5	15	3	0	1	5 - 15 - 3	ポストテンション桁製作工	4	5	15	3	0	1	5 - 15 - 3	ポストテンション桁製作工	
4	5	15	3	5	2		ポストテンション桁製作工の施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定による。	4	5	15	3	5	2		ポストテンション桁製作工の施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定による。	
4	5	15	4	0	1	5 - 15 - 4	プレキャストセグメント製作工（購入工）	4	5	15	4	0	1	5 - 15 - 4	プレキャストセグメント製作工（購入工）	
4	5	15	4	5	2		プレキャストブロック購入については、第3編2 - 3 - 12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。	4	5	15	4	5	2		プレキャストブロック購入については、第3編2 - 3 - 12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。	
4	5	15	5	0	1	5 - 15 - 5	プレキャストセグメント主桁組立工	4	5	15	5	0	1	5 - 15 - 5	プレキャストセグメント主桁組立工	
4	5	15	5	5	2		プレキャストセグメント主桁組立工については、第3編2 - 3 - 14プレキャストセグメント主桁組立工の規定による。	4	5	15	5	5	2		プレキャストセグメント主桁組立工については、第3編2 - 3 - 14プレキャストセグメント主桁組立工の規定による。	
4	5	15	6	0	1	5 - 15 - 6	支承工	4	5	15	6	0	1	5 - 15 - 6	支承工	
4	5	15	6	5	2		支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工の規定による。	4	5	15	6	5	2		支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工の規定による。	
4	5	15	7	0	1	5 - 15 - 7	架設工（クレーン架設）	4	5	15	7	0	1	5 - 15 - 7	架設工（クレーン架設）	
4	5	15	7	5	2		プレキャスト桁の運搬については、第3編第2章第8節工場製品輸送工の規定による。	4	5	15	7	5	2		プレキャスト桁の運搬については、第3編第2章第8節工場製品輸送工の規定による。	
4	5	15	8	0	1	5 - 15 - 8	架設工（架設桁架設）	4	5	15	8	0	1	5 - 15 - 8	架設工（架設桁架設）	
4	5	15	8	5	2		桁架設については、第3編2 - 13 - 6架設工（架設桁架設）の規定による。	4	5	15	8	5	2		桁架設については、第3編2 - 13 - 6架設工（架設桁架設）の規定による。	
4	5	15	9	0	1	5 - 15 - 9	床版・横組工	4	5	15	9	0	1	5 - 15 - 9	床版・横組工	
4	5	15	9	5	2		横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定による。	4	5	15	9	5	2		横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定による。	
4	5	15	10	0	1	5 - 15 - 10	落橋防止装置工	4	5	15	10	0	1	5 - 15 - 10	落橋防止装置工	
4	5	15	10	5	2		落橋防止装置工の施工については、第4編4 - 14 - 10落橋防止装置工の規定による。	4	5	15	10	5	2		落橋防止装置工の施工については、第4編4 - 14 - 10落橋防止装置工の規定による。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	5	16	0	0	1	第16節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	4	5	16	0	0	1	第16節	コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）	
4	5	16	1	0	1	5 - 16 - 1	一般事項	4	5	16	1	0	1	5 - 16 - 1	一般事項	
4	5	16	1	1	1	1 .	本節は、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）として架設支保工（固定）、支承工、落橋防止装置工、PCホロースラブ製作工その他これらに類する工種について定める。	4	5	16	1	1	1	1 .	本節は、コンクリート管理橋上部工（PCホロースラブ橋）として架設支保工（固定）、支承工、落橋防止装置工、PCホロースラブ製作工その他これらに類する工種について定める。	
4	5	16	1	2	1	2 .	請負者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	4	5	16	1	2	1	2 .	受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。	
4	5	16	1	2	2	(1)	使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）	4	5	16	1	2	2	(1)	使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）	
4	5	16	1	2	3	(2)	施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）	4	5	16	1	2	3	(2)	施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）	
4	5	16	1	2	4	(3)	主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）	4	5	16	1	2	4	(3)	主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）	
4	5	16	1	2	5	(4)	試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）	4	5	16	1	2	5	(4)	試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）	
4	5	16	1	3	1	3 .	請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	4	5	16	1	3	1	3 .	受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	
4	5	16	1	4	1	4 .	請負者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	4	5	16	1	4	1	4 .	受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	
4	5	16	1	5	1	5 .	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4	5	16	1	5	1	5 .	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	
4	5	16	2	0	1	5 - 16 - 2	架設支保工（固定）	4	5	16	2	0	1	5 - 16 - 2	架設支保工（固定）	
4	5	16	2	5	2		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	4	5	16	2	5	2		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
4	5	16	3	0	1	5 - 16 - 3	支承工	4	5	16	3	0	1	5 - 16 - 3	支承工	
4	5	16	3	5	2		支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工の規定による。	4	5	16	3	5	2		支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工の規定による。	
4	5	16	4	0	1	5 - 16 - 4	落橋防止装置工	4	5	16	4	0	1	5 - 16 - 4	落橋防止装置工	
4	5	16	4	5	2		落橋防止装置工の施工については、第4編4 - 14 - 10落橋防止装置工の規定による。	4	5	16	4	5	2		落橋防止装置工の施工については、第4編4 - 14 - 10落橋防止装置工の規定による。	
4	5	16	5	0	1	5 - 16 - 5	PCホロースラブ製作工	4	5	16	5	0	1	5 - 16 - 5	PCホロースラブ製作工	
4	5	16	5	5	2		PCホロースラブ製作工の施工については、第3編2 - 3 - 15PCホロースラブ製作工の規定による。	4	5	16	5	5	2		PCホロースラブ製作工の施工については、第3編2 - 3 - 15PCホロースラブ製作工の規定による。	
4	5	17	0	0	1	第17節	コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）	4	5	17	0	0	1	第17節	コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）	
4	5	17	1	0	1	5 - 17 - 1	一般事項	4	5	17	1	0	1	5 - 17 - 1	一般事項	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	5	17	1	1	1	1	1. 本節は、コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）として架設支保工（固定）、支承工、PC箱桁製作工、落橋防止装置工、その他これらに類する工種について定める。	4	5	17	1	1	1	1	1. 本節は、コンクリート管理橋上部工（PC箱桁橋）として架設支保工（固定）、支承工、PC箱桁製作工、落橋防止装置工、その他これらに類する工種について定める。	
4	5	17	1	2	1	2	2. 請負者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	4	5	17	1	2	1	2	2. 受注者は、コンクリート管理橋の製作工については、施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。	
4	5	17	1	2	2	2	(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）	4	5	17	1	2	2	(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）		
4	5	17	1	2	3	3	(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）	4	5	17	1	2	3	(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）		
4	5	17	1	2	4	4	(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）	4	5	17	1	2	4	(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）		
4	5	17	1	2	5	5	(4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）	4	5	17	1	2	5	(4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）		
4	5	17	1	3	1	3	3. 請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	4	5	17	1	3	1	3	3. 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	
4	5	17	1	4	1	4	4. 請負者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	4	5	17	1	4	1	4	4. 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	
4	5	17	1	5	1	5	5. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	4	5	17	1	5	1	5	5. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	
4	5	17	2	0	1	5-17-2	架設支保工（固定）	4	5	17	2	0	1	5-17-2	架設支保工（固定）	
4	5	17	2	5	2		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。	4	5	17	2	5	2		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。	
4	5	17	3	0	1	5-17-3	支承工	4	5	17	3	0	1	5-17-3	支承工	
4	5	17	3	5	2		支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工の規定による。	4	5	17	3	5	2		支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工の規定による。	
4	5	17	4	0	1	5-17-4	PC箱桁製作工	4	5	17	4	0	1	5-17-4	PC箱桁製作工	
4	5	17	4	1	1		PC箱桁製作工については、第3編2-3-16PC箱桁製作工の規定による。	4	5	17	4	1	1		PC箱桁製作工については、第3編2-3-16PC箱桁製作工の規定による。	
4	5	17	5	0	1	5-17-5	落橋防止装置工	4	5	17	5	0	1	5-17-5	落橋防止装置工	
4	5	17	5	4	2		落橋防止装置工の施工については、第4編4-14-10落橋防止装置工の規定による。	4	5	17	5	4	2		落橋防止装置工の施工については、第4編4-14-10落橋防止装置工の規定による。	
4	5	18	0	0	1	第18節	橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	4	5	18	0	0	1	第18節	橋梁付属物工（コンクリート管理橋）	
4	5	18	1	0	1	5-18-1	一般事項	4	5	18	1	0	1	5-18-1	一般事項	
4	5	18	1	4	2		本節は、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	4	5	18	1	4	2		本節は、橋梁付属物工（コンクリート管理橋）として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	5	18	2	0	1	5 - 18 - 2	伸縮装置工	4	5	18	2	0	1	5 - 18 - 2	伸縮装置工	
4	5	18	2	4	2		伸縮装置工の施工については、第3編2 - 3 - 24伸縮装置工の規定による。	4	5	18	2	4	2		伸縮装置工の施工については、第3編2 - 3 - 24伸縮装置工の規定による。	
4	5	18	3	0	1	5 - 18 - 3	排水装置工	4	5	18	3	0	1	5 - 18 - 3	排水装置工	
4	5	18	3	4	2		排水装置工の施工については、第4編4 - 12 - 3排水装置工の規定による。	4	5	18	3	4	2		排水装置工の施工については、第4編4 - 12 - 3排水装置工の規定による。	
4	5	18	4	0	1	5 - 18 - 4	地覆工	4	5	18	4	0	1	5 - 18 - 4	地覆工	
4	5	18	4	4	2		地覆工の施工については、第4編4 - 12 - 4地覆工の規定による。	4	5	18	4	4	2		地覆工の施工については、第4編4 - 12 - 4地覆工の規定による。	
4	5	18	5	0	1	5 - 18 - 5	橋梁用防護柵工	4	5	18	5	0	1	5 - 18 - 5	橋梁用防護柵工	
4	5	18	5	4	2		橋梁用防護柵工の施工については、第4編4 - 12 - 5橋梁用防護柵工の規定による。	4	5	18	5	4	2		橋梁用防護柵工の施工については、第4編4 - 12 - 5橋梁用防護柵工の規定による。	
4	5	18	6	0	1	5 - 18 - 6	橋梁用高欄工	4	5	18	6	0	1	5 - 18 - 6	橋梁用高欄工	
4	5	18	6	4	2		橋梁用高欄工の施工については、第4編4 - 12 - 6橋梁用高欄工の規定による。	4	5	18	6	4	2		橋梁用高欄工の施工については、第4編4 - 12 - 6橋梁用高欄工の規定による。	
4	5	18	7	0	1	5 - 18 - 7	検査路工	4	5	18	7	0	1	5 - 18 - 7	検査路工	
4	5	18	7	4	2		検査路工の施工については、第4編4 - 12 - 7検査路工の規定による。	4	5	18	7	4	2		検査路工の施工については、第4編4 - 12 - 7検査路工の規定による。	
4	5	18	8	0	1	5 - 18 - 8	銘板工	4	5	18	8	0	1	5 - 18 - 8	銘板工	
4	5	18	8	4	2		銘板工の施工については、第3編2 - 3 - 25銘板工の規定による。	4	5	18	8	4	2		銘板工の施工については、第3編2 - 3 - 25銘板工の規定による。	
4	5	19	0	0	1	第19節	橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）	4	5	19	0	0	1	第19節	橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）	
4	5	19	1	0	1	5 - 19 - 1	一般事項	4	5	19	1	0	1	5 - 19 - 1	一般事項	
4	5	19	1	4	2		本節は、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。	4	5	19	1	4	2		本節は、橋梁足場等設置工（コンクリート管理橋）として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。	
4	5	19	2	0	1	5 - 19 - 2	橋梁足場工	4	5	19	2	0	1	5 - 19 - 2	橋梁足場工	
4	5	19	2	4	2		橋梁足場工の施工については、第4編4 - 13 - 2橋梁足場工の規定による。	4	5	19	2	4	2		橋梁足場工の施工については、第4編4 - 13 - 2橋梁足場工の規定による。	
4	5	19	3	0	1	5 - 19 - 3	橋梁防護工	4	5	19	3	0	1	5 - 19 - 3	橋梁防護工	
4	5	19	3	4	2		橋梁防護工の施工については、第4編4 - 13 - 3橋梁防護工の規定による。	4	5	19	3	4	2		橋梁防護工の施工については、第4編4 - 13 - 3橋梁防護工の規定による。	
4	5	19	4	0	1	5 - 19 - 4	昇降用設備工	4	5	19	4	0	1	5 - 19 - 4	昇降用設備工	
4	5	19	4	4	2		昇降用設備工の施工については、第4編4 - 13 - 4昇降用設備工の規定による。	4	5	19	4	4	2		昇降用設備工の施工については、第4編4 - 13 - 4昇降用設備工の規定による。	
4	5	20	0	0	1	第20節	付属物設置工	4	5	20	0	0	1	第20節	付属物設置工	
4	5	20	1	0	1	5 - 20 - 1	一般事項	4	5	20	1	0	1	5 - 20 - 1	一般事項	
4	5	20	1	4	2		本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。	4	5	20	1	4	2		本節は、付属物設置工として作業土工（ <u>床掘り・埋戻し</u> ）、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。	
4	5	20	2	0	1	5 - 20 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）	4	5	20	2	0	1	5 - 20 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）	
4	5	20	2	4	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工の規定による。	4	5	20	2	4	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工（ <u>床掘り・埋戻し</u> ）の規定による。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
4	5	20	3	0	1	5 - 20 - 3	防止柵工	4	5	20	3	0	1	5 - 20 - 3	防止柵工					
4	5	20	3	4	2		防止柵工の施工については、第3編2 - 3 - 7防止柵工の規定による。	4	5	20	3	4	2		防止柵工の施工については、第3編2 - 3 - 7防止柵工の規定による。					
4	5	20	4	0	1	5 - 20 - 4	境界工	4	5	20	4	0	1	5 - 20 - 4	境界工					
4	5	20	4	4	2		境界工の施工については、第4編3 - 8 - 4境界工の規定による。	4	5	20	4	4	2		境界工の施工については、第4編3 - 8 - 4境界工の規定による。					
4	5	20	5	0	1	5 - 20 - 5	銘板工	4	5	20	5	0	1	5 - 20 - 5	銘板工					
4	5	20	5	4	2		銘板工の施工については、第4編3 - 8 - 5銘板工の規定による。	4	5	20	5	4	2		銘板工の施工については、第4編3 - 8 - 5銘板工の規定による。					
4	5	20	6	0	1	5 - 20 - 6	点検施設工	4	5	20	6	0	1	5 - 20 - 6	点検施設工					
4	5	20	6	4	2		点検施設工の施工については、第4編3 - 8 - 6点検施設工の規定による。	4	5	20	6	4	2		点検施設工の施工については、第4編3 - 8 - 6点検施設工の規定による。					
4	5	20	7	0	1	5 - 20 - 7	階段工	4	5	20	7	0	1	5 - 20 - 7	階段工					
4	5	20	7	4	2		階段工の施工については、第4編3 - 8 - 7階段工の規定による。	4	5	20	7	4	2		階段工の施工については、第4編3 - 8 - 7階段工の規定による。					
4	5	20	8	0	1	5 - 20 - 8	観測施設工	4	5	20	8	0	1	5 - 20 - 8	観測施設工					
4	5	20	8	4	2		観測施設工の施工については、第4編3 - 8 - 8観測施設工の規定による。	4	5	20	8	4	2		観測施設工の施工については、第4編3 - 8 - 8観測施設工の規定による。					
4	5	20	9	0	1	5 - 20 - 9	グラウトホール工	4	5	20	9	0	1	5 - 20 - 9	グラウトホール工					
4	5	20	9	4	2		グラウトホール工の施工については、第4編3 - 8 - 9グラウトホール工の規定による。	4	5	20	9	4	2		グラウトホール工の施工については、第4編3 - 8 - 9グラウトホール工の規定による。					
4	6	0	0	0	1	第6章	排水機場	4	6	0	0	0	1	第6章	排水機場					
4	6	1	0	0	1	第1節	適用	4	6	1	0	0	1	第1節	適用					
4	6	1	0	1	1	1.	本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、機場本体工、沈砂池工、吐出水槽工、仮設工その他これら類する工事について適用する。	4	6	1	0	1	1	1.	本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、機場本体工、沈砂池工、吐出水槽工、仮設工その他これら類する工事について適用する。					
4	6	1	0	2	1	2.	河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	4	6	1	0	2	1	2.	河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。					
4	6	1	0	3	1	3.	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	4	6	1	0	3	1	3.	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。					
4	6	1	0	4	1	4.	請負者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	4	6	1	0	4	1	4.	受注者は、河川工事においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。					
4	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
4	6	2	0	4	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	4	6	2	0	4	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。					
4	6	2	0	4	3		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (同解説) (平成21年6月)	4	6	2	0	4	3		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案) (基準解説編・マニュアル編) (平成23年7月)					

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由	
4	6	2	0	4	4		4	6	2	0	4	4		4	6	2	0	4	
						国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）													国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）
4	6	2	0	4	5		4	6	2	0	4	5		4	6	2	0	4	
						河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成13年）													河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説（平成13年）
4	6	2	0	4	7		4	6	2	0	4	7		4	6	2	0	4	
						河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備設計指針（案）同解説（平成13年）													河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備設計指針（案）同解説（平成13年）
4	6	3	0	0	1	第3節	4	6	3	0	0	1	第3節	4	6	3	0	0	1
						軽量盛土工													軽量盛土工
4	6	3	1	0	1	6-3-1	4	6	3	1	0	1	6-3-1	4	6	3	1	0	1
						一般事項													一般事項
4	6	3	1	1	2		4	6	3	1	1	2		4	6	3	1	1	2
						本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。													本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。
4	6	3	2	0	1	6-3-2	4	6	3	2	0	1	6-3-2	4	6	3	2	0	1
						軽量盛土工													軽量盛土工
4	6	3	2	1	2		4	6	3	2	1	2		4	6	3	2	1	2
						軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。													軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。
4	6	4	0	0	1	第4節	4	6	4	0	0	1	第4節	4	6	4	0	0	1
						機場本体工													機場本体工
4	6	4	1	0	1	6-4-1	4	6	4	1	0	1	6-4-1	4	6	4	1	0	1
						一般事項													一般事項
4	6	4	1	1	1	1.	4	6	4	1	1	1	1.	4	6	4	1	1	1
						本節は、機場本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工、燃料貯油槽工その他これらに類する工種について定める。													本節は、機場本体工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工、燃料貯油槽工その他これらに類する工種について定める。
4	6	4	1	2	1	2.	4	6	4	1	2	1	2.	4	6	4	1	2	1
						請負者は、機場本体工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書による。													受注者は、機場本体工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書による。
4	6	4	1	3	1	3.	4	6	4	1	3	1	3.	4	6	4	1	3	1
						請負者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。													受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。
4	6	4	1	4	1	4.	4	6	4	1	4	1	4.	4	6	4	1	4	1
						請負者は、機場本体工の施工に必要な仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。													受注者は、機場本体工の施工に必要な仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。
4	6	4	2	0	1	6-4-2	4	6	4	2	0	1	6-4-2	4	6	4	2	0	1
						作業土工（床掘り・埋戻し）													作業土工（床掘り・埋戻し）
4	6	4	2	1	1	1.	4	6	4	2	1	1	1.	4	6	4	2	1	1
						作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。													作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。
4	6	4	2	2	1	2.	4	6	4	2	2	1	2.	4	6	4	2	2	1
						請負者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。													受注者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
4	6	4	2	3	1	3.	4	6	4	2	3	1	3.	4	6	4	2	3	1
						請負者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。													受注者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。
4	6	4	3	0	1	6-4-3	4	6	4	3	0	1	6-4-3	4	6	4	3	0	1
						既製杭工													既製杭工

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
4	6	4	3	3	2														
						既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。													
4	6	4	4	0	1	6-4-4	場所打杭工	4	6	4	4	0	1	6-4-4	場所打杭工				
4	6	4	4	3	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	4	6	4	4	3	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。				
4	6	4	5	0	1	6-4-5	矢板工	4	6	4	5	0	1	6-4-5	矢板工				
4	6	4	5	3	2		矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。	4	6	4	5	3	2		矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。				
4	6	4	6	0	1	6-4-6	本體工	4	6	4	6	0	1	6-4-6	本體工				
4	6	4	6	1	1	1.	請負者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。	4	6	4	6	1	1	1.	受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。				
4	6	4	6	2	1	2.	請負者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。	4	6	4	6	2	1	2.	受注者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。				
4	6	4	6	3	1	3.	請負者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。	4	6	4	6	3	1	3.	受注者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。				
4	6	4	6	4	1	4.	請負者は、硬化した本體コンクリートに二次コンクリートを打継ぐ場合、ハンドプレーカー、たがね等により打継ぎ面に目荒らし、チップングを行い、清掃、吸水等の適切な処理を施さなければならない。	4	6	4	6	4	1	4.	受注者は、硬化した本體コンクリートに二次コンクリートを打継ぐ場合、ハンドプレーカー、たがね等により打継ぎ面に目荒らし、チップングを行い、清掃、吸水等の適切な処理を施さなければならない。				
4	6	4	6	5	1	5.	請負者は、二次コンクリートの打設にあたり、材料の分離が生じないよう適切な方法により施工し、1作業区画内の二次コンクリートについては、これを完了するまで連続して打設しなければならない。	4	6	4	6	5	1	5.	受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、材料の分離が生じないよう適切な方法により施工し、1作業区画内の二次コンクリートについては、これを完了するまで連続して打設しなければならない。				
4	6	4	6	6	1	6.	請負者は、二次コンクリートの打設にあたり、天候、設備能力等を検討して、構造物の強度、耐久性及び外観を損なわないような、打設順序、締固め方法で施工しなければならない。	4	6	4	6	6	1	6.	受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、天候、設備能力等を検討して、構造物の強度、耐久性及び外観を損なわないような、打設順序、締固め方法で施工しなければならない。				
4	6	4	6	7	1	7.	請負者は、目地材の施工位置については、設計図書によらなければならない。	4	6	4	6	7	1	7.	受注者は、目地材の施工位置については、設計図書によらなければならない。				
4	6	4	6	8	1	8.	請負者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。	4	6	4	6	8	1	8.	受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。				
4	6	4	7	0	1	6-4-7	燃料貯油槽工	4	6	4	7	0	1	6-4-7	燃料貯油槽工				
4	6	4	7	1	1	1.	請負者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。	4	6	4	7	1	1	1.	受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。				

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	6	4	7	2	1	2	請負者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。	4	6	4	7	2	1	2	受注者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。	
4	6	4	7	3	1	3	請負者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。	4	6	4	7	3	1	3	受注者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。	
4	6	4	7	4	1	4	請負者は、硬化した本体コンクリートに二次コンクリートを打継ぐ場合、ハンドブレイカー、たがね等により打継ぎ面に目荒らし、チップングを行い、清掃、吸水等の適切な処理を施さなければならない。	4	6	4	7	4	1	4	受注者は、硬化した本体コンクリートに二次コンクリートを打継ぐ場合、ハンドブレイカー、たがね等により打継ぎ面に目荒らし、チップングを行い、清掃、吸水等の適切な処理を施さなければならない。	
4	6	4	7	5	1	5	請負者は、二次コンクリートの打設にあたり、材料の分離が生じないよう適切な方法により施工し、1作業区画内の二次コンクリートについては、これを完了するまで連続して打設しなければならない。	4	6	4	7	5	1	5	受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、材料の分離が生じないよう適切な方法により施工し、1作業区画内の二次コンクリートについては、これを完了するまで連続して打設しなければならない。	
4	6	4	7	6	1	6	請負者は、二次コンクリートの打設にあたり、天候、設備能力等を検討して、構造物の強度、耐久性及び外観を損なわないような、打設順序、締固め方法で施工しなければならない。	4	6	4	7	6	1	6	受注者は、二次コンクリートの打設にあたり、天候、設備能力等を検討して、構造物の強度、耐久性及び外観を損なわないような、打設順序、締固め方法で施工しなければならない。	
4	6	4	7	7	1	7	請負者は、防水モルタルの施工にあたっては、設計図書に基づき燃料貯油槽に外部から雨水等が進入しないよう施工しなければならない。	4	6	4	7	7	1	7	受注者は、防水モルタルの施工にあたっては、設計図書に基づき燃料貯油槽に外部から雨水等が進入しないよう施工しなければならない。	
4	6	4	7	8	1	8	請負者は、充填砂を施工する場合は、タンクと燃料貯油槽の間に充填砂が十分いきわたるよう施工しなければならない。なお、充填砂は、特に指定のない場合は、乾燥した砂でなければならない。	4	6	4	7	8	1	8	受注者は、充填砂を施工する場合は、タンクと燃料貯油槽の間に充填砂が十分いきわたるよう施工しなければならない。なお、充填砂は、特に指定のない場合は、乾燥した砂でなければならない。	
4	6	4	7	9	1	9	請負者は、アンカーボルトの施工にあたっては、アンカーボルトが、コンクリートの打込みにより移動することがないように設置しなければならない。	4	6	4	7	9	1	9	受注者は、アンカーボルトの施工にあたっては、アンカーボルトが、コンクリートの打込みにより移動することがないように設置しなければならない。	
4	6	4	7	10	1	10	請負者は、目地材の施工位置については、設計図書によらなければならない。	4	6	4	7	10	1	10	受注者は、目地材の施工位置については、設計図書によらなければならない。	
4	6	5	0	0	1	第5節	沈砂池工	4	6	5	0	0	1	第5節	沈砂池工	
4	6	5	1	0	1	6-5-1	一般事項	4	6	5	1	0	1	6-5-1	一般事項	
4	6	5	1	1	1	1	本節は、沈砂池工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、場所打擁壁工、コンクリート床版工、ブロック床版工、場所打水路工その他これらに類する工事について定める。	4	6	5	1	1	1	1	本節は、沈砂池工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、矢板工、場所打擁壁工、コンクリート床版工、ブロック床版工、場所打水路工その他これらに類する工事について定める。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項 以下	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項 以下	新・条文構成	改訂理由
4	6	5	1	2	1	2	請負者は、沈砂池工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書によらなければならない。	4	6	5	1	2	1	2	受注者は、沈砂池工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書によらなければならない。	
4	6	5	1	3	1	3	請負者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	4	6	5	1	3	1	3	受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	
4	6	5	1	4	1	4	請負者は、沈砂池工の施工に必要な仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。	4	6	5	1	4	1	4	受注者は、沈砂池工の施工に必要な仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。	
4	6	5	2	0	1	6-5-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	4	6	5	2	0	1	6-5-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	
4	6	5	2	1	1	1	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	4	6	5	2	1	1	1	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	
4	6	5	2	2	1	2	請負者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	6	5	2	2	1	2	受注者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4	6	5	2	3	1	3	請負者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。	4	6	5	2	3	1	3	受注者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。	
4	6	5	3	0	1	6-5-3	既製杭工	4	6	5	3	0	1	6-5-3	既製杭工	
4	6	5	3	3	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。	4	6	5	3	3	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。	
4	6	5	4	0	1	6-5-4	場所打杭工	4	6	5	4	0	1	6-5-4	場所打杭工	
4	6	5	4	3	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	4	6	5	4	3	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	
4	6	5	5	0	1	6-5-5	矢板工	4	6	5	5	0	1	6-5-5	矢板工	
4	6	5	5	3	2		矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。	4	6	5	5	3	2		矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。	
4	6	5	6	0	1	6-5-6	場所打擁壁工	4	6	5	6	0	1	6-5-6	場所打擁壁工	
4	6	5	6	3	2		場所打擁壁工の施工については、第6編6-4-6本体工の規定による。	4	6	5	6	3	2		場所打擁壁工の施工については、第6編6-4-6本体工の規定による。	
4	6	5	7	0	1	6-5-7	コンクリート床版工	4	6	5	7	0	1	6-5-7	コンクリート床版工	
4	6	5	7	3	2		コンクリート床版工の施工については、第6編6-4-6本体工の規定による。	4	6	5	7	3	2		コンクリート床版工の施工については、第6編6-4-6本体工の規定による。	
4	6	5	8	0	1	6-5-8	ブロック床版工	4	6	5	8	0	1	6-5-8	ブロック床版工	
4	6	5	8	1	1	1	請負者は、根固めブロック製作後、製作数量等が確認できるように記号を付けなければならない。	4	6	5	8	1	1	1	受注者は、根固めブロック製作後、製作数量等が確認できるように記号を付けなければならない。	
4	6	5	8	2	1	2	請負者は、根固めブロックの運搬及び据付けについては、根固めブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。	4	6	5	8	2	1	2	受注者は、根固めブロックの運搬及び据付けについては、根固めブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	6	5	8	3	1	3	請負者は、根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。	4	6	5	8	3	1	3	受注者は、根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。	
4	6	5	8	4	1	4	請負者は、根固めブロック、場所打ブロックのコンクリートの打込みについては、打継目を設けてはならない。	4	6	5	8	4	1	4	受注者は、根固めブロック、場所打ブロックのコンクリートの打込みについては、打継目を設けてはならない。	
4	6	5	8	5	1	5	請負者は、場所打ブロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行ってはならない。	4	6	5	8	5	1	5	受注者は、場所打ブロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行ってはならない。	
4	6	5	8	6	1	6	間詰コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	4	6	5	8	6	1	6	間詰コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。	
4	6	5	8	7	1	7	請負者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。	4	6	5	8	7	1	7	受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。	
4	6	5	9	0	1	6 - 5 - 9	場所打水路工	4	6	5	9	0	1	6 - 5 - 9	場所打水路工	
4	6	5	9	1	1	1	請負者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。	4	6	5	9	1	1	1	受注者は、基礎材の敷均し、締固めにあたり、支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。	
4	6	5	9	2	1	2	請負者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。	4	6	5	9	2	1	2	受注者は、均しコンクリートの施工については不陸が生じないようにしなければならない。	
4	6	5	9	3	1	3	請負者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。	4	6	5	9	3	1	3	受注者は、均しコンクリートの打設終了後、コンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。	
4	6	5	9	4	1	4	請負者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。	4	6	5	9	4	1	4	受注者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。	
4	6	5	9	5	1	5	請負者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。	4	6	5	9	5	1	5	受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるよう施工しなければならない。	
4	6	6	0	0	1	第6節	吐出水槽工	4	6	6	0	0	1	第6節	吐出水槽工	
4	6	6	1	0	1	6 - 6 - 1	一般事項	4	6	6	1	0	1	6 - 6 - 1	一般事項	
4	6	6	1	1	1	1	本節は、吐出水槽工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工その他これらに類する工種について定める。	4	6	6	1	1	1	1	本節は、吐出水槽工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工その他これらに類する工種について定める。	
4	6	6	1	2	1	2	請負者は、吐出水槽工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については設計図書によらなければならない。	4	6	6	1	2	1	2	受注者は、吐出水槽工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については設計図書によらなければならない。	
4	6	6	1	3	1	3	請負者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	4	6	6	1	3	1	3	受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由		
4	6	6	1	4	1	4	6	6	1	4	1	4	6	6	1	4	1	4 . 請負者は、吐出水槽工の施工に必要な仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。	4 . 受注者は、吐出水槽工の施工に必要な仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。	
4	6	6	2	0	1	6 - 6 - 2	4	6	6	2	0	1	6 - 6 - 2	4	6	6	2	0	1	作業土工（床掘り・埋戻し）
4	6	6	2	1	1	1 .	4	6	6	2	1	1	1 .	4	6	6	2	1	1	作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。
4	6	6	2	2	1	2 .	4	6	6	2	2	1	2 .	4	6	6	2	2	1	請負者は、基礎下面の土質が設計図書と異なる場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
4	6	6	2	3	1	3 .	4	6	6	2	3	1	3 .	4	6	6	2	3	1	請負者は、設計図書に定めた仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、当該仮締切内に予期しない湧水のある場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
4	6	6	3	0	1	6 - 6 - 3	4	6	6	3	0	1	6 - 6 - 3	4	6	6	3	0	1	既製杭工
4	6	6	3	3	2		4	6	6	3	3	2		4	6	6	3	3	2	既製杭工の施工については、第3編2 - 4 - 4 既製杭工の規定による。
4	6	6	4	0	1	6 - 6 - 4	4	6	6	4	0	1	6 - 6 - 4	4	6	6	4	0	1	場所打杭工
4	6	6	4	3	2		4	6	6	4	3	2		4	6	6	4	3	2	場所打杭工の施工については、第3編2 - 4 - 5 場所打杭工の規定による。
4	6	6	5	0	1	6 - 6 - 5	4	6	6	5	0	1	6 - 6 - 5	4	6	6	5	0	1	矢板工
4	6	6	5	3	2		4	6	6	5	3	2		4	6	6	5	3	2	矢板工の施工については、第3編2 - 3 - 4 矢板工の規定による。
4	6	6	6	0	1	6 - 6 - 6	4	6	6	6	0	1	6 - 6 - 6	4	6	6	6	0	1	本体工
4	6	6	6	3	2		4	6	6	6	3	2		4	6	6	6	3	2	本体工の施工については、第6編6 - 4 - 6 本体工の規定による。
4	7	0	0	0	1	第7章	4	7	0	0	0	1	第7章	4	7	0	0	0	1	床止め・床固め
4	7	1	0	0	1	第1節	4	7	1	0	0	1	第1節	4	7	1	0	0	1	適用
4	7	1	0	1	1	1 .	4	7	1	0	1	1	1 .	4	7	1	0	1	1	本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、床止め工、床固め工、山留擁壁工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
4	7	1	0	2	1	2 .	4	7	1	0	2	1	2 .	4	7	1	0	2	1	河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。
4	7	1	0	3	1	3 .	4	7	1	0	3	1	3 .	4	7	1	0	3	1	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。
4	7	1	0	4	1	4 .	4	7	1	0	4	1	4 .	4	7	1	0	4	1	請負者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。
4	7	2	0	0	1	第2節	4	7	2	0	0	1	第2節	4	7	2	0	0	1	適用すべき諸基準

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等														
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
4	7	2	0	4	2							4	7	2	0	4	2								請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、 下記 の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 以下 の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
4	7	2	0	4	3							4	7	2	0	4	3								国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）	国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月一部改正）
4	7	3	0	0	1	第3節						4	7	3	0	0	1	第3節							軽量盛土工	軽量盛土工
4	7	3	1	0	1	7-3-1						4	7	3	1	0	1	7-3-1							一般事項	一般事項
4	7	3	1	1	2							4	7	3	1	1	2								本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。
4	7	3	2	0	1	7-3-2						4	7	3	2	0	1	7-3-2							軽量盛土工	軽量盛土工
4	7	3	2	1	2							4	7	3	2	1	2								軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。
4	7	4	0	0	1	第4節						4	7	4	0	0	1	第4節							床止め工	床止め工
4	7	4	1	0	1	7-4-1						4	7	4	1	0	1	7-4-1							一般事項	一般事項
4	7	4	1	1	1							4	7	4	1	1	1								1. 本節は、床止め工として、作業土工、既製杭工、矢板工、本体工、取付擁壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定める。	1. 本節は、床止め工として、作業土工（ 床掘り・埋戻し ）、既製杭工、矢板工、本体工、取付擁壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定める。
4	7	4	1	2	1							4	7	4	1	2	1								2. 請負者は、床止め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準（案）及び各々の条・項の規定による。	2. 受注者は、床止め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準（案）及び各々の条・項の規定による。
4	7	4	1	3	1							4	7	4	1	3	1								3. 請負者は、床止め工の施工にあたって、仮締切を行う場合、確実な施工に努めるとともに、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	3. 受注者は、床止め工の施工にあたって、仮締切を行う場合、確実な施工に努めるとともに、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。
4	7	4	1	4	1							4	7	4	1	4	1								4. 請負者は、床止め工の施工にあたって、自然浸透した水の排水及び地下水位を低下させるなどの排水工を行う場合、現場の土質条件、地下水位、工事環境などを調査し、条件の変化に対処しうるようにしなければならない。	4. 受注者は、床止め工の施工にあたって、自然浸透した水の排水及び地下水位を低下させるなどの排水工を行う場合、現場の土質条件、地下水位、工事環境などを調査し、条件の変化に対処しうるようにしなければならない。
4	7	4	1	5	1							4	7	4	1	5	1								5. 請負者は、床止め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。	5. 受注者は、床止め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。
4	7	4	1	6	1							4	7	4	1	6	1								6. 請負者は、本体工または、取付擁壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。	6. 受注者は、本体工または、取付擁壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。
4	7	4	1	6	2							4	7	4	1	6	2								また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、剥離等のないように施工しなければならない。	また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、剥離等のないように施工しなければならない。
4	7	4	2	0	1	7-4-2						4	7	4	2	0	1	7-4-2							材 料	材 料

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	7	4	2	0	2		床止め工の材料については、第4編1-7-2材料の規定による。	4	7	4	2	0	2		床止め工の材料については、第4編1-7-2材料の規定による。	
4	7	4	3	0	1	7-4-3	作業土工(床掘り・埋戻し)	4	7	4	3	0	1	7-4-3	作業土工(床掘り・埋戻し)	
4	7	4	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	4	7	4	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
4	7	4	4	0	1	7-4-4	既製杭工	4	7	4	4	0	1	7-4-4	既製杭工	
4	7	4	4	0	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。	4	7	4	4	0	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。	
4	7	4	5	0	1	7-4-5	矢板工	4	7	4	5	0	1	7-4-5	矢板工	
4	7	4	5	0	2		矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。	4	7	4	5	0	2		矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。	
4	7	4	6	0	1	7-4-6	本土工	4	7	4	6	0	1	7-4-6	本土工	
4	7	4	6	1	1	1.	本土工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	4	7	4	6	1	1	1.	本土工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
4	7	4	6	1	2		また、河川が本来有している生物の良好な生育環境、自然環境に配慮して計画された多自然型河川工法による本土工の施工については、工法の主旨を踏まえ施工しなければならない。	4	7	4	6	1	2		また、河川が本来有している生物の良好な生育環境、自然環境に配慮して計画された多自然型河川工法による本土工の施工については、工法の主旨を踏まえ施工しなければならない。	
4	7	4	6	2	1	2.	請負者は、本土工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。	4	7	4	6	2	1	2.	受注者は、本土工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。	
4	7	4	6	3	1	3.	植石張りの施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。	4	7	4	6	3	1	3.	植石張りの施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。	
4	7	4	6	4	1	4.	請負者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。	4	7	4	6	4	1	4.	受注者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。	
4	7	4	6	5	1	5.	請負者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計強度を確認後、ブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。	4	7	4	6	5	1	5.	受注者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計強度を確認後、ブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。	
4	7	4	6	6	1	6.	請負者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。	4	7	4	6	6	1	6.	受注者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。	
4	7	4	6	7	1	7.	間詰工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。	4	7	4	6	7	1	7.	間詰工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。	
4	7	4	6	8	1	8.	請負者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。	4	7	4	6	8	1	8.	受注者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
4	7	4	6	9	1	9	4	7	4	6	9	9	4	7	4	6	9	1	
4	7	4	6	10	1	10	4	7	4	6	10	10	4	7	4	6	10	1	
4	7	4	7	0	1	7-4-7	4	7	4	7	0	1	4	7	4	7	0	1	
4	7	4	7	10	2		4	7	4	7	10	2	4	7	4	7	10	2	
4	7	4	8	0	1	7-4-8	4	7	4	8	0	1	4	7	4	8	0	1	
4	7	4	8	1	1	1	4	7	4	8	1	1	4	7	4	8	1	1	
4	7	4	8	2	1	2	4	7	4	8	2	1	4	7	4	8	2	1	
4	7	4	8	3	1	3	4	7	4	8	3	1	4	7	4	8	3	1	
4	7	4	8	4	1	4	4	7	4	8	4	1	4	7	4	8	4	1	
4	7	4	8	5	1	5	4	7	4	8	5	1	4	7	4	8	5	1	
4	7	4	8	6	1	6	4	7	4	8	6	1	4	7	4	8	6	1	
4	7	4	8	7	1	7	4	7	4	8	7	1	4	7	4	8	7	1	
4	7	4	8	8	1	8	4	7	4	8	8	1	4	7	4	8	8	1	
4	7	4	8	9	1	9	4	7	4	8	9	1	4	7	4	8	9	1	
4	7	5	0	0	1	第5節	4	7	5	0	0	1	4	7	5	0	0	1	
4	7	5	1	0	1	7-5-1	4	7	5	1	0	1	4	7	5	1	0	1	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由			
4	7	5	1	1	1	1	4	7	5	1	1	1	4	7	5	1	1	1	本節は、床固め工として、作業土工、本堤工、垂直壁工、側壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定める。	本節は、床固め工として、作業土工(床掘り・埋戻し)、本堤工、垂直壁工、側壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定める。	
4	7	5	1	2	1	2	4	7	5	1	2	1	4	7	5	1	2	1	請負者は、床固め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準(案)及び各々の条・項の規定によらなければならない。	受注者は、床固め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準(案)及び各々の条・項の規定によらなければならない。	
4	7	5	1	3	1	3	4	7	5	1	3	1	4	7	5	1	3	1	請負者は、床固め工の施工にあたって、仮締切を行う場合、確実な施工に努めるとともに、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	受注者は、床固め工の施工にあたって、仮締切を行う場合、確実な施工に努めるとともに、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	
4	7	5	1	4	1	4	4	7	5	1	4	1	4	7	5	1	4	1	請負者は、床固め工の施工にあたって、自然浸透した水の排水及び地下水位を低下させるなどの排水工を行う場合、現場の土質条件、地下水位、工事環境などを調査し、条件の変化に対処しうるようにしなければならない。	受注者は、床固め工の施工にあたって、自然浸透した水の排水及び地下水位を低下させるなどの排水工を行う場合、現場の土質条件、地下水位、工事環境などを調査し、条件の変化に対処しうるようにしなければならない。	
4	7	5	1	5	1	5	4	7	5	1	5	1	4	7	5	1	5	1	請負者は、床固め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。	受注者は、床固め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。	
4	7	5	1	6	1	6	4	7	5	1	6	1	4	7	5	1	6	1	請負者は、本体工及び側壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。	受注者は、本体工及び側壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。	
4	7	5	1	6	2	6	4	7	5	1	6	2	4	7	5	1	6	2	また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、剥離等のないように施工しなければならない。	また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、剥離等のないように施工しなければならない。	
4	7	5	2	0	1	7-5-2	4	7	5	2	0	1	4	7	5	2	0	1	材 料	材 料	
4	7	5	2	6	2	7-5-2	4	7	5	2	6	2	4	7	5	2	6	2	床固め工の材料については、第4編1-7-2材料の規定による。	床固め工の材料については、第4編1-7-2材料の規定による。	
4	7	5	3	0	1	7-5-3	4	7	5	3	0	1	4	7	5	3	0	1	作業土工(床掘り・埋戻し)	作業土工(床掘り・埋戻し)	
4	7	5	3	6	2	7-5-3	4	7	5	3	6	2	4	7	5	3	6	2	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
4	7	5	4	0	1	7-5-4	4	7	5	4	0	1	4	7	5	4	0	1	本堤工	本堤工	
4	7	5	4	1	1	7-5-4	4	7	5	4	1	1	4	7	5	4	1	1	本堤工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	本堤工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
4	7	5	4	2	1	7-5-4	4	7	5	4	2	1	4	7	5	4	2	1	請負者は、本堤工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。	受注者は、本堤工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。	
4	7	5	4	3	1	7-5-4	4	7	5	4	3	1	4	7	5	4	3	1	植石張りの施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。	植石張りの施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	7	5	4	4	1	4	請負者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所 で直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できる よう記号を付さなければならない。	4	7	5	4	4	1	4	受注者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所 で直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できる よう記号を付さなければならない。	
4	7	5	4	5	1	5	請負者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計 強度を確認後、ブロックに損傷を与えないように施工しな なければならない。	4	7	5	4	5	1	5	受注者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計 強度を確認後、ブロックに損傷を与えないように施工しな なければならない。	
4	7	5	4	6	1	6	請負者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを 連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつ ぶさなければならない。	4	7	5	4	6	1	6	受注者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを 連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつ ぶさなければならない。	
4	7	5	4	7	1	7	間詰工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工 の規定による。	4	7	5	4	7	1	7	間詰工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工 の規定による。	
4	7	5	4	8	1	8	請負者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置につ いては設計図書に従って施工しなければならない。	4	7	5	4	8	1	8	受注者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置につ いては設計図書に従って施工しなければならない。	
4	7	5	5	0	1	7-5-5	垂直壁工	4	7	5	5	0	1	7-5-5	垂直壁工	
4	7	5	5	1	1	1	垂直壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンク リートの規定による。	4	7	5	5	1	1	1	垂直壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンク リートの規定による。	
4	7	5	5	2	1	2	植石張りの施工については、第3編2-5-5石積(張) 工の規定による。	4	7	5	5	2	1	2	植石張りの施工については、第3編2-5-5石積(張) 工の規定による。	
4	7	5	5	3	1	3	請負者は、垂直壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じ ず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければ ならない。	4	7	5	5	3	1	3	受注者は、垂直壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じ ず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければ ならない。	
4	7	5	6	0	1	7-5-6	側壁工	4	7	5	6	0	1	7-5-6	側壁工	
4	7	5	6	1	1	1	側壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンク リートの規定による。	4	7	5	6	1	1	1	側壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンク リートの規定による。	
4	7	5	6	2	1	2	植石張りの施工については、第3編2-5-5石積(張) 工の規定による。	4	7	5	6	2	1	2	植石張りの施工については、第3編2-5-5石積(張) 工の規定による。	
4	7	5	6	3	1	3	請負者は、側壁工の施工において水抜パイプの施工位置に ついては、設計図書に従って施工しなければならない。	4	7	5	6	3	1	3	受注者は、側壁工の施工において水抜パイプの施工位置に ついては、設計図書に従って施工しなければならない。	
4	7	5	6	4	1	4	請負者は、側壁工の施工に際して、裏込工を施工する場 合、設計図書に示す厚さに栗石または、砕石を敷均し、締 め固めを行わなければならない。	4	7	5	6	4	1	4	受注者は、側壁工の施工に際して、裏込工を施工する場 合、設計図書に示す厚さに栗石または、砕石を敷均し、締 め固めを行わなければならない。	
4	7	5	6	5	1	5	請負者は、側壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じ ず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければ ならない。	4	7	5	6	5	1	5	受注者は、側壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じ ず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければ ならない。	
4	7	5	7	0	1	7-5-7	水叩工	4	7	5	7	0	1	7-5-7	水叩工	
4	7	5	7	5	2		水叩工の施工については、第4編7-4-8水叩工の規定 による。	4	7	5	7	5	2		水叩工の施工については、第4編7-4-8水叩工の規定 による。	
4	7	6	0	0	1	第6節	山留擁壁工	4	7	6	0	0	1	第6節	山留擁壁工	
4	7	6	1	0	1	7-6-1	一般事項	4	7	6	1	0	1	7-6-1	一般事項	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	7	6	1	1	1		1. 本節は、山留擁壁工として作業土工、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、山留擁壁基礎工その他これらに類する工種について定める。	4	7	6	1	1	1		1. 本節は、山留擁壁工として作業土工(床掘り・埋戻し)、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、山留擁壁基礎工その他これらに類する工種について定める。	
4	7	6	1	2	1		2. 請負者は、山留擁壁工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。	4	7	6	1	2	1		2. 受注者は、山留擁壁工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。	
4	7	6	2	0	1	7-6-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	4	7	6	2	0	1	7-6-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
4	7	6	2	2	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	4	7	6	2	2	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
4	7	6	3	0	1	7-6-3	コンクリート擁壁工	4	7	6	3	0	1	7-6-3	コンクリート擁壁工	
4	7	6	3	1	1		1. 請負者は、コンクリート擁壁工の施工に先だって設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシャーランを敷設し、締め固めを行わなければならない。	4	7	6	3	1	1		1. 受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先だって設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、または、クラッシャーランを敷設し、締め固めを行わなければならない。	
4	7	6	3	2	1		2. コンクリート擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	4	7	6	3	2	1		2. コンクリート擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
4	7	6	3	3	1		3. 請負者は、コンクリート擁壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。	4	7	6	3	3	1		3. 受注者は、コンクリート擁壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。	
4	7	6	4	0	1	7-6-4	ブロック積擁壁工	4	7	6	4	0	1	7-6-4	ブロック積擁壁工	
4	7	6	4	3	2		ブロック積擁壁工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。	4	7	6	4	3	2		ブロック積擁壁工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。	
4	7	6	5	0	1	7-6-5	石積擁壁工	4	7	6	5	0	1	7-6-5	石積擁壁工	
4	7	6	5	3	2		石積擁壁工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。	4	7	6	5	3	2		石積擁壁工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。	
4	7	6	6	0	1	7-6-6	山留擁壁基礎工	4	7	6	6	0	1	7-6-6	山留擁壁基礎工	
4	7	6	6	3	2		山留擁壁基礎工の施工については、第3編2-4-3基礎工(護岸)の規定による。	4	7	6	6	3	2		山留擁壁基礎工の施工については、第3編2-4-3基礎工(護岸)の規定による。	
4	8	0	0	0	1	第8章	河川維持	4	8	0	0	0	1	第8章	河川維持	
4	8	1	0	0	1	第1節	適用	4	8	1	0	0	1	第1節	適用	
4	8	1	0	1	1		1. 本章は、河川工事における巡視・巡回工、除草工、堤防養生工、構造物補修工、路面補修工、付属物復旧工、付属物設置工、光ケーブル配管工、清掃工、植栽維持工、応急処理工、撤去物処理工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	4	8	1	0	1	1		1. 本章は、河川工事における巡視・巡回工、除草工、堤防養生工、構造物補修工、路面補修工、付属物復旧工、付属物設置工、光ケーブル配管工、清掃工、植栽維持工、応急処理工、撤去物処理工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
4	8	1	0	2	1		2. 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	4	8	1	0	2	1		2. 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
4	8	1	0	3	1		3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編、及び本編第1章～7章の規定による。	4	8	1	0	3	1		3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編、及び本編第1章～7章の規定による。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
4	8	1	0	4	1	4	8	1	0	4	1	4	8	1	0	4	1			
					4 .													4 .		
4	8	2	0	0	1	4	8	2	0	0	1	4	8	2	0	0	1			
					第2節													第2節		
4	8	2	0	4	2	4	8	2	0	4	2	4	8	2	0	4	2			
4	8	2	0	4	3	4	8	2	0	4	3	4	8	2	0	4	3			
4	8	3	0	0	1	4	8	3	0	0	1	4	8	3	0	0	1			
					第3節													第3節		
4	8	3	1	0	1	4	8	3	1	0	1	4	8	3	1	0	1			
					8 - 3 - 1													8 - 3 - 1		
4	8	3	1	4	2	4	8	3	1	4	2	4	8	3	1	4	2			
4	8	3	2	0	1	4	8	3	2	0	1	4	8	3	2	0	1			
					8 - 3 - 2													8 - 3 - 2		
4	8	3	2	1	1	4	8	3	2	1	1	4	8	3	2	1	1			
					1 .													1 .		
4	8	3	2	2	1	4	8	3	2	2	1	4	8	3	2	2	1			
					2 .													2 .		
4	8	3	2	3	1	4	8	3	2	3	1	4	8	3	2	3	1			
					3 .													3 .		
4	8	3	2	4	1	4	8	3	2	4	1	4	8	3	2	4	1			
					4 .													4 .		
4	8	3	2	5	1	4	8	3	2	5	1	4	8	3	2	5	1			
					5 .													5 .		
4	8	3	2	6	1	4	8	3	2	6	1	4	8	3	2	6	1			
					6 .													6 .		
4	8	4	0	0	1	4	8	4	0	0	1	4	8	4	0	0	1			
					第4節													第4節		
4	8	4	1	0	1	4	8	4	1	0	1	4	8	4	1	0	1			
					8 - 4 - 1													8 - 4 - 1		
4	8	4	1	6	2	4	8	4	1	6	2	4	8	4	1	6	2			
4	8	4	2	0	1	4	8	4	2	0	1	4	8	4	2	0	1			
					8 - 4 - 2													8 - 4 - 2		
4	8	4	2	1	1	4	8	4	2	1	1	4	8	4	2	1	1			
					1 .													1 .		
4	8	4	2	2	1	4	8	4	2	2	1	4	8	4	2	2	1			
					2 .													2 .		
4	8	4	2	3	1	4	8	4	2	3	1	4	8	4	2	3	1			
					3 .													3 .		

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	8	4	2	3	2	3	ただし、機械施工において現地盤の不陸及び法肩等で草の刈取り高10cm以下で施工できない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	8	4	2	3	2	3	ただし、機械施工において現地盤の不陸及び法肩等で草の刈取り高10cm以下で施工できない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4	8	4	2	4	1	4	請負者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。	4	8	4	2	4	1	4	受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。	
4	8	4	2	5	1	5	請負者は、除草区域の集草を実施する場合には刈草が残らないように施工しなければならない。	4	8	4	2	5	1	5	受注者は、除草区域の集草を実施する場合には刈草が残らないように施工しなければならない。	
4	8	5	0	0	1	第5節	堤防養生工	4	8	5	0	0	1	第5節	堤防養生工	
4	8	5	1	0	1	8-5-1	一般事項	4	8	5	1	0	1	8-5-1	一般事項	
4	8	5	1	5	2		本節は、堤防養生工として芝養生工、伐木除根工その他これらに類する工種について定める。	4	8	5	1	5	2		本節は、堤防養生工として芝養生工、伐木除根工その他これらに類する工種について定める。	
4	8	5	2	0	1	8-5-2	芝養生工	4	8	5	2	0	1	8-5-2	芝養生工	
4	8	5	2	1	1	1	請負者は、抜き取りした草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。	4	8	5	2	1	1	1	受注者は、抜き取りした草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。	
4	8	5	2	2	1	2	請負者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。また、肥料については、施工前に監督職員に確認を得なければならない。	4	8	5	2	2	1	2	受注者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。また、肥料については、施工前に監督職員に確認を得なければならない。	
4	8	5	2	2	2		なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	8	5	2	2	2		なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4	8	5	2	3	1	3	請負者は、人力により雑草の抜き取りを施工するものとする。	4	8	5	2	3	1	3	受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工しなければならない。	
4	8	5	3	0	1	8-5-3	伐木除根工	4	8	5	3	0	1	8-5-3	伐木除根工	
4	8	5	3	1	1	1	請負者は、伐木及び除根した木等をすべて適正に処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。	4	8	5	3	1	1	1	受注者は、伐木及び除根した木等をすべて適正に処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督職員の指示した場合はこの限りではない。	
4	8	5	3	2	1	2	請負者は、河川管理施設を傷めないように施工しなければならない。また、除根後の凹部には、同等の材料で補修しなければならない。	4	8	5	3	2	1	2	受注者は、河川管理施設を傷めないように施工しなければならない。また、除根後の凹部には、同等の材料で補修しなければならない。	
4	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工	4	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工	
4	8	6	1	0	1	8-6-1	一般事項	4	8	6	1	0	1	8-6-1	一般事項	
4	8	6	1	2	2		本節は、構造物補修工としてクラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工その他これに類する工種について定める。	4	8	6	1	2	2		本節は、構造物補修工としてクラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工その他これに類する工種について定める。	
4	8	6	2	0	1	8-6-2	材 料	4	8	6	2	0	1	8-6-2	材 料	
4	8	6	2	2	2		クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルクについては設計図書によらなければならない。	4	8	6	2	2	2		クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルクについては設計図書によらなければならない。	
4	8	6	3	0	1	8-6-3	クラック補修工	4	8	6	3	0	1	8-6-3	クラック補修工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
4	8	6	3	1	1	4	8	6	3	1	1	4	8	6	3	1	1		
					1.													1.	請負者は、クラック補修の施工については、水中施工を行っては いけ ない。 受注者は、クラック補修の施工については、水中施工を行っては なら ない。
4	8	6	3	2	1	4	8	6	3	2	1	4	8	6	3	2	1		
					2.													2.	請負者は、下地処理及び清掃により不純物の除去を行なった後、クラック補修の施工に着手しなければならない。 受注者は、下地処理及び清掃により不純物の除去を行なった後、クラック補修の施工に着手しなければならない。
4	8	6	3	3	1	4	8	6	3	3	1	4	8	6	3	3	1		
					3.													3.	請負者は、クラック補修箇所への充填材料は、確実に充填しなければならない。 受注者は、クラック補修箇所への充填材料は、確実に充填しなければならない。
4	8	6	3	4	1	4	8	6	3	4	1	4	8	6	3	4	1		
					4.													4.	請負者は、使用材料及び施工方法については、設計図書及び監督職員の指示によらなければならない。 受注者は、使用材料及び施工方法については、設計図書及び監督職員の指示によらなければならない。
4	8	6	4	0	1	4	8	6	4	0	1	4	8	6	4	0	1		
					8 - 6 - 4														
4	8	6	4	1	1	4	8	6	4	1	1	4	8	6	4	1	1		
					1.													1.	請負者は、施工にあたっては、水中施工を行っては いけ ない。 受注者は、施工にあたっては、水中施工を行っては いけ ない。
4	8	6	4	2	1	4	8	6	4	2	1	4	8	6	4	2	1		
					2.													2.	請負者は、グラウト材料等を、確実に充填しなければならない。 受注者は、グラウト材料等を、確実に充填しなければならない。
4	8	6	4	3	1	4	8	6	4	3	1	4	8	6	4	3	1		
					3.													3.	請負者は、設計図書に示す仕様のせん孔機械を使用しなければならない。 受注者は、設計図書に示す仕様のせん孔機械を使用しなければならない。
4	8	6	4	4	1	4	8	6	4	4	1	4	8	6	4	4	1		
					4.													4.	請負者は、設計図書に示す順序でせん孔しなければならない。 受注者は、設計図書に示す順序でせん孔しなければならない。
4	8	6	4	5	1	4	8	6	4	5	1	4	8	6	4	5	1		
					5.													5.	請負者は、監督職員が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。 受注者は、監督職員が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。
4	8	6	4	6	1	4	8	6	4	6	1	4	8	6	4	6	1		
					6.													6.	請負者は、設計図書に示す所定の深度までせん孔した後は、圧力水により孔内のスライムを除去し、洗浄しなければならない。 受注者は、設計図書に示す所定の深度までせん孔した後は、圧力水により孔内のスライムを除去し、洗浄しなければならない。
4	8	6	4	7	1	4	8	6	4	7	1	4	8	6	4	7	1		
					7.													7.	請負者は、設計図書に示す仕様の注入機械を使用しなければならない。 受注者は、設計図書に示す仕様の注入機械を使用しなければならない。
4	8	6	4	8	1	4	8	6	4	8	1	4	8	6	4	8	1		
					8.													8.	請負者は、グラウチング用配管の配管方式について、設計図書によらなければならない。 受注者は、グラウチング用配管の配管方式について、設計図書によらなければならない。
4	8	6	4	9	1	4	8	6	4	9	1	4	8	6	4	9	1		
					9.													9.	請負者は、設計図書に示す方法により、セメントミルクを製造し、輸送しなければならない。 受注者は、設計図書に示す方法により、セメントミルクを製造し、輸送しなければならない。
4	8	6	4	10	1	4	8	6	4	10	1	4	8	6	4	10	1		
					10.													10.	請負者は、水及びセメントの計量にあたっては、監督職員の承諾を得た計量方法によらなければならない。ただし、これに以外の場合、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、監督職員の承諾を得た計量方法によらなければならない。ただし、これに以外の場合、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
4	8	6	4	11	1	4	8	6	4	11	1	4	8	6	4	11	1		
					11.													11.	請負者は、製造されたセメントミルクの濃度を設計図書に従い管理しなければならない。 受注者は、製造されたセメントミルクの濃度を設計図書に従い管理しなければならない。
4	8	6	4	12	1	4	8	6	4	12	1	4	8	6	4	12	1		
					12.													12.	請負者は、注入の開始及び完了にあたっては、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 受注者は、注入の開始及び完了にあたっては、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
4	8	6	4	13	1	4	8	6	4	13	1	4	8	6	4	13	1		
					13.													13.	請負者は、注入中に異状が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 受注者は、注入中に異状が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
4	8	6	4	14	1	14	4	8	6	4	14	1	4	8	6	4	14	1		
4	8	6	4	15	1	15	4	8	6	4	15	1	4	8	6	4	15	1		
4	8	6	4	15	2		4	8	6	4	15	2	4	8	6	4	15	2		
4	8	6	5	0	1	8 - 6 - 5	4	8	6	5	0	1	4	8	6	5	0	1		
4	8	6	5	1	1	1	4	8	6	5	1	1	4	8	6	5	1	1		
4	8	6	5	2	1	2	4	8	6	5	2	1	4	8	6	5	2	1		
4	8	7	0	0	1	第7節	4	8	7	0	0	1	4	8	7	0	0	1		
4	8	7	1	0	1	8 - 7 - 1	4	8	7	1	0	1	4	8	7	1	0	1		
4	8	7	1	2	2		4	8	7	1	2	2	4	8	7	1	2	2		
4	8	7	2	0	1	8 - 7 - 2	4	8	7	2	0	1	4	8	7	2	0	1		
4	8	7	2	1	1	1	4	8	7	2	1	1	4	8	7	2	1	1		
4	8	7	2	2	1	2	4	8	7	2	2	1	4	8	7	2	2	1		
4	8	7	2	3	1	3	4	8	7	2	3	1	4	8	7	2	3	1		
4	8	7	2	4	1	4	4	8	7	2	4	1	4	8	7	2	4	1		
4	8	7	3	0	1	8 - 7 - 3	4	8	7	3	0	1	4	8	7	3	0	1		
4	8	7	3	1	1	1	4	8	7	3	1	1	4	8	7	3	1	1		
4	8	7	3	2	1	2	4	8	7	3	2	1	4	8	7	3	2	1		
4	8	7	4	0	1	8 - 7 - 4	4	8	7	4	0	1	4	8	7	4	0	1		

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	8	7	4	1	1		コンクリート舗装補修工の施工については、第3編2-6-19コンクリート舗装補修工の規定による。	4	8	7	4	1	1		コンクリート舗装補修工の施工については、第3編2-6-19コンクリート舗装補修工の規定による。	
4	8	7	5	0	1	8-7-5	アスファルト舗装補修工	4	8	7	5	0	1	8-7-5	アスファルト舗装補修工	
4	8	7	5	1	1		アスファルト舗装補修工の施工については、第3編2-6-18アスファルト舗装補修工の規定による。	4	8	7	5	1	1		アスファルト舗装補修工の施工については、第3編2-6-18アスファルト舗装補修工の規定による。	
4	8	8	0	0	1	第8節	付属物復旧工	4	8	8	0	0	1	第8節	付属物復旧工	
4	8	8	1	0	1	8-8-1	一般事項	4	8	8	1	0	1	8-8-1	一般事項	
4	8	8	1	12	2		本節は、付属物復旧工として付属物復旧工その他これらに類する工種について定める。	4	8	8	1	12	2		本節は、付属物復旧工として付属物復旧工その他これらに類する工種について定める。	
4	8	8	2	0	1	8-8-2	付属物復旧工	4	8	8	2	0	1	8-8-2	付属物復旧工	
4	8	8	2	1	1	1.	請負者は、付属物復旧については、時期、箇所、材料、方法等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後速やかに復旧数量等を監督職員に報告しなければならない。	4	8	8	2	1	1	1.	受注者は、付属物復旧については、時期、箇所、材料、方法等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後速やかに復旧数量等を監督職員に報告しなければならない。	
4	8	8	2	2	1	2.	請負者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合請負者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。	4	8	8	2	2	1	2.	受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。	
4	8	8	2	3	1	3.	請負者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかななければならない。	4	8	8	2	3	1	3.	受注者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかななければならない。	
4	8	8	2	4	1	4.	請負者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書によるものとするがその位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	8	8	2	4	1	4.	受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書によるものとするがその位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
4	8	8	2	5	1	5.	請負者は、ガードレールのビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。	4	8	8	2	5	1	5.	受注者は、ガードレールのビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。	
4	8	9	0	0	1	第9節	付属物設置工	4	8	9	0	0	1	第9節	付属物設置工	
4	8	9	1	0	1	8-9-1	一般事項	4	8	9	1	0	1	8-9-1	一般事項	
4	8	9	1	5	2		本節は、付属物設置工として防護柵工、境界杭工、作業土工、付属物設置工その他これらに類する工種について定める。	4	8	9	1	5	2		本節は、付属物設置工として防護柵工、境界杭工、作業土工(床掘り・埋戻し)、付属物設置工その他これらに類する工種について定める。	
4	8	9	2	0	1	8-9-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	4	8	9	2	0	1	8-9-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
4	8	9	2	5	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	4	8	9	2	5	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
4	8	9	3	0	1	8-9-3	防護柵工	4	8	9	3	0	1	8-9-3	防護柵工	
4	8	9	3	5	2		防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。	4	8	9	3	5	2		防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由		
4	8	9	4	0	1	8 - 9 - 4	境界杭工	4	8	9	4	0	1	8 - 9 - 4	境界杭工					
4	8	9	4	5	2		境界杭工の施工については、第4編3-8-4境界工の規定による。	4	8	9	4	5	2		境界杭工の施工については、第4編3-8-4境界工の規定による。					
4	8	9	5	0	1	8 - 9 - 5	付属物設置工	4	8	9	5	0	1	8 - 9 - 5	付属物設置工					
4	8	9	5	5	2		付属物設置工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。	4	8	9	5	5	2		付属物設置工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。					
4	8	10	0	0	1	第10節	光ケーブル配管工	4	8	10	0	0	1	第10節	光ケーブル配管工					
4	8	10	1	0	1	8 - 10 - 1	一般事項	4	8	10	1	0	1	8 - 10 - 1	一般事項					
4	8	10	1	5	2		本節は、光ケーブル配管工として作業土工、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。	4	8	10	1	5	2		本節は、光ケーブル配管工として作業土工、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。					
4	8	10	2	0	1	8 - 10 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）	4	8	10	2	0	1	8 - 10 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）					
4	8	10	2	5	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	4	8	10	2	5	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。					
4	8	10	3	0	1	8 - 10 - 3	配管工	4	8	10	3	0	1	8 - 10 - 3	配管工					
4	8	10	3	5	2		配管の設置については、第4編1-13-3配管工の規定による。	4	8	10	3	5	2		配管の設置については、第4編1-13-3配管工の規定による。					
4	8	10	4	0	1	8 - 10 - 4	ハンドホール工	4	8	10	4	0	1	8 - 10 - 4	ハンドホール工					
4	8	10	4	5	2		ハンドホール工の施工については、第3編2-3-21ハンドホール工の規定による。	4	8	10	4	5	2		ハンドホール工の施工については、第3編2-3-21ハンドホール工の規定による。					
4	8	11	0	0	1	第11節	清掃工	4	8	11	0	0	1	第11節	清掃工					
4	8	11	1	0	1	8 - 11 - 1	一般事項	4	8	11	1	0	1	8 - 11 - 1	一般事項					
4	8	11	1	5	2		本節は、清掃工として塵芥処理工、水面清掃工その他これらに類する工種について定める。	4	8	11	1	5	2		本節は、清掃工として塵芥処理工、水面清掃工その他これらに類する工種について定める。					
4	8	11	2	0	1	8 - 11 - 2	材 料	4	8	11	2	0	1	8 - 11 - 2	材 料					
4	8	11	2	5	2		塵芥処理工及び水面清掃工に使用する材料については、設計図書によらなければならない。	4	8	11	2	5	2		塵芥処理工及び水面清掃工に使用する材料については、設計図書によらなければならない。					
4	8	11	3	0	1	8 - 11 - 3	塵芥処理工	4	8	11	3	0	1	8 - 11 - 3	塵芥処理工					
4	8	11	3	5	2		請負者は、塵芥処理工の施工については、設計図書に示す以外の施工方法による場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	8	11	3	5	2		受注者は、塵芥処理工の施工については、設計図書に示す以外の施工方法による場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。					
4	8	11	4	0	1	8 - 11 - 4	水面清掃工	4	8	11	4	0	1	8 - 11 - 4	水面清掃工					
4	8	11	4	5	2		請負者は、水面清掃工の施工については、設計図書に示す以外の施工方法による場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4	8	11	4	5	2		受注者は、水面清掃工の施工については、設計図書に示す以外の施工方法による場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。					
4	8	12	0	0	1	第12節	植栽維持工	4	8	12	0	0	1	第12節	植栽維持工					
4	8	12	1	0	1	8 - 12 - 1	一般事項	4	8	12	1	0	1	8 - 12 - 1	一般事項					
4	8	12	1	5	2		本節は、植栽維持工として樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定める。	4	8	12	1	5	2		本節は、植栽維持工として樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定める。					
4	8	12	2	0	1	8 - 12 - 2	材 料	4	8	12	2	0	1	8 - 12 - 2	材 料					
4	8	12	2	1	1		材料の規定については、第3編2-17-2材料の規定による。	4	8	12	2	1	1		材料の規定については、第3編2-17-2材料の規定による。					
4	8	12	3	0	1	8 - 12 - 3	樹木・芝生管理工	4	8	12	3	0	1	8 - 12 - 3	樹木・芝生管理工					

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	8	12	3	1	1		樹木・芝生管理工の施工については、第3編2-17-3樹木・芝生管理工の規定による。	4	8	12	3	1	1		樹木・芝生管理工の施工については、第3編2-17-3樹木・芝生管理工の規定による。	
4	8	13	0	0	1	第13節	応急処理工	4	8	13	0	0	1	第13節	応急処理工	
4	8	13	1	0	1	8-13-1	一般事項	4	8	13	1	0	1	8-13-1	一般事項	
4	8	13	1	23	2		本節は、応急処理工として応急処理作業工その他これらに類する工種について定める。	4	8	13	1	23	2		本節は、応急処理工として応急処理作業工その他これらに類する工種について定める。	
4	8	13	2	0	1	8-13-2	応急処理作業工	4	8	13	2	0	1	8-13-2	応急処理作業工	
4	8	13	2	23	2		請負者は、応急処理作業工の施工完了後は、監督職員に報告しなければならない。	4	8	13	2	23	2		受注者は、応急処理作業工の施工完了後は、監督職員に報告しなければならない。	
4	8	14	0	0	1	第14節	撤去物処理工	4	8	14	0	0	1	第14節	撤去物処理工	
4	8	14	1	0	1	8-14-1	一般事項	4	8	14	1	0	1	8-14-1	一般事項	
4	8	14	1	23	2		本節は、撤去物処理工として運搬処理工その他これに類する工種について定める。	4	8	14	1	23	2		本節は、撤去物処理工として運搬処理工その他これに類する工種について定める。	
4	8	14	1	0	1	8-14-2	運搬処理工	4	8	14	1	0	1	8-14-2	運搬処理工	
4	8	14	1	1	1	1.	請負者は、殻運搬処理及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないようしなければならない。	4	8	14	1	1	1	1.	受注者は、殻運搬処理及び発生材運搬を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。	
4	8	14	1	2	1	2.	請負者は、殻及び発生材の受入れ場所及び時間について、設計図書に定めのない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。	4	8	14	1	2	1	2.	受注者は、殻及び発生材の受入れ場所及び時間について、設計図書に定めのない場合は、監督職員の指示を受けなければならない。	
4	9	0	0	0	1	第9章	河川修繕	4	9	0	0	0	1	第9章	河川修繕	
4	9	1	0	0	1	第1節	適用	4	9	1	0	0	1	第1節	適用	
4	9	1	0	1	1	1.	本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、腹付工、側帯工、堤脚保護工、管理用通路工、現場塗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	4	9	1	0	1	1	1.	本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、腹付工、側帯工、堤脚保護工、管理用通路工、現場塗装工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
4	9	1	0	2	1	2.	河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	4	9	1	0	2	1	2.	河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
4	9	1	0	3	1	3.	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び本編第1章～7章の規定による。	4	9	1	0	3	1	3.	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び本編第1章～7章の規定による。	
4	9	1	0	4	1	4.	請負者は、河川修繕の施工にあたって、河道及び河川管理施設の機能を確保し施工しなければならない。	4	9	1	0	4	1	4.	受注者は、河川修繕の施工にあたって、河道及び河川管理施設の機能を確保し施工しなければならない。	
4	9	1	0	5	1	5.	請負者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	4	9	1	0	5	1	5.	受注者は、河川工事において、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	
4	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
4	9	2	0	5	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の関係基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	4	9	2	0	5	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の関係基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等				
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成		編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成		改訂理由
4	9	2	0	5	3			日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)	4	9	2	0	5	3			日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)	
4	9	2	0	5	4			日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)	4	9	2	0	5	4			日本道路協会 道路維持修繕要綱 (昭和53年7月)	
4	9	2	0	5	5			ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(同解説) (平成21年6月)	4	9	2	0	5	5			ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(同解説) (平成23年7月)	
4	9	2	0	5	6			河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説 (平成13年)	4	9	2	0	5	6			河川ポンプ施設技術協会 揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説 (平成13年)	
4	9	3	0	0	1	第3節		軽量盛土工	4	9	3	0	0	1	第3節		軽量盛土工	
4	9	3	1	0	1	9-3-1		一般事項	4	9	3	1	0	1	9-3-1		一般事項	
4	9	3	1	1	2			本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	4	9	3	1	1	2			本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	
4	9	3	2	0	1	9-3-2		軽量盛土工	4	9	3	2	0	1	9-3-2		軽量盛土工	
4	9	3	2	1	2			軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	4	9	3	2	1	2			軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	
4	9	4	0	0	1	第4節		腹付工	4	9	4	0	0	1	第4節		腹付工	
4	9	4	1	0	1	9-4-1		一般事項	4	9	4	1	0	1	9-4-1		一般事項	
4	9	4	1	5	2			本節は、腹付工として覆土工、植生工その他これらに類する工種について定める。	4	9	4	1	5	2			本節は、腹付工として覆土工、植生工その他これらに類する工種について定める。	
4	9	4	2	0	1	9-4-2		覆土工	4	9	4	2	0	1	9-4-2		覆土工	
4	9	4	2	5	2			作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	4	9	4	2	5	2			作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
4	9	4	3	0	1	9-4-3		植生工	4	9	4	3	0	1	9-4-3		植生工	
4	9	4	3	5	2			植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。	4	9	4	3	5	2			植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。	
4	9	5	0	0	1	第5節		側帯工	4	9	5	0	0	1	第5節		側帯工	
4	9	5	1	0	1	9-5-1		一般事項	4	9	5	1	0	1	9-5-1		一般事項	
4	9	5	1	5	2			本節は、側帯工として縁切工、植生工その他これに類する工種について定める。	4	9	5	1	5	2			本節は、側帯工として縁切工、植生工その他これに類する工種について定める。	
4	9	5	2	0	1	9-5-2		縁切工	4	9	5	2	0	1	9-5-2		縁切工	
4	9	5	2	1	1		1.	縁切工のうち、吸出し防止材の敷設については、設計図書によらなければならない。	4	9	5	2	1	1		1.	縁切工のうち、吸出し防止材の敷設については、設計図書によらなければならない。	
4	9	5	2	2	1		2.	縁切工のうち、じゃかごの施工については、第3編2-3-27羽口工の規定による。	4	9	5	2	2	1		2.	縁切工のうち、じゃかごの施工については、第3編2-3-27羽口工の規定による。	
4	9	5	2	3	1		3.	縁切工のうち、連節ブロック張り、コンクリートブロック張りの施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。	4	9	5	2	3	1		3.	縁切工のうち、連節ブロック張り、コンクリートブロック張りの施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。	
4	9	5	2	4	1		4.	縁切工のうち、石張りの施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。	4	9	5	2	4	1		4.	縁切工のうち、石張りの施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。	
4	9	5	2	5	1		5.	請負者は、縁切工を施工する場合は、堤防定規断面外に設置しなければならない。	4	9	5	2	5	1		5.	受注者は、縁切工を施工する場合は、堤防定規断面外に設置しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
4	9	5	3	0	1	9 - 5 - 3	植生工	4	9	5	3	0	1	9 - 5 - 3	植生工					
4	9	5	3	5	2		植生工の施工については、第3編2 - 14 - 2 植生工の規定による。	4	9	5	3	5	2		植生工の施工については、第3編2 - 14 - 2 植生工の規定による。					
4	9	6	0	0	1	第6節	堤脚保護工	4	9	6	0	0	1	第6節	堤脚保護工					
4	9	6	1	0	1	9 - 6 - 1	一般事項	4	9	6	1	0	1	9 - 6 - 1	一般事項					
4	9	6	1	5	2		本節は、堤脚保護工として作業土工、石積工、コンクリートブロック工その他これに類する工種について定める。	4	9	6	1	5	2		本節は、堤脚保護工として作業土工(床掘り・埋戻し)、石積工、コンクリートブロック工その他これに類する工種について定める。					
4	9	6	2	0	1	9 - 6 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	4	9	6	2	0	1	9 - 6 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)					
4	9	6	2	5	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3 作業土工の規定による。	4	9	6	2	5	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3 作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。					
4	9	6	3	0	1	9 - 6 - 3	石積工	4	9	6	3	0	1	9 - 6 - 3	石積工					
4	9	6	3	5	2		石積工の施工については、第3編2 - 5 - 5 石積(張)工の規定による。	4	9	6	3	5	2		石積工の施工については、第3編2 - 5 - 5 石積(張)工の規定による。					
4	9	6	4	0	1	9 - 6 - 4	コンクリートブロック工	4	9	6	4	0	1	9 - 6 - 4	コンクリートブロック工					
4	9	6	4	5	2		コンクリートブロック工の施工については、第3編2 - 5 - 3 コンクリートブロック工の規定による。	4	9	6	4	5	2		コンクリートブロック工の施工については、第3編2 - 5 - 3 コンクリートブロック工の規定による。					
4	9	7	0	0	1	第7節	管理用通路工	4	9	7	0	0	1	第7節	管理用通路工					
4	9	7	1	0	1	9 - 7 - 1	一般事項	4	9	7	1	0	1	9 - 7 - 1	一般事項					
4	9	7	1	5	2		本節は、管理用通路工として防護柵工、作業土工、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、排水構造物工、道路付属物工その他これに類する工種について定める。	4	9	7	1	5	2		本節は、管理用通路工として防護柵工、作業土工、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、排水構造物工、道路付属物工その他これに類する工種について定める。					
4	9	7	2	0	1	9 - 7 - 2	防護柵工	4	9	7	2	0	1	9 - 7 - 2	防護柵工					
4	9	7	2	1	1	1.	防護柵工のうち、ガードレール、ガードパイプ等の防護柵については、第3編2 - 3 - 8 路側防護柵工の規定による。	4	9	7	2	1	1	1.	防護柵工のうち、ガードレール、ガードパイプ等の防護柵については、第3編2 - 3 - 8 路側防護柵工の規定による。					
4	9	7	2	2	1	2.	防護柵工のうち、殻及び発生材の運搬処理方法については、第3編第2章第9節構造物撤去工の規定による。	4	9	7	2	2	1	2.	防護柵工のうち、殻及び発生材の運搬処理方法については、第3編第2章第9節構造物撤去工の規定による。					
4	9	7	2	3	1	3.	請負者は、施工に際して堤防定規断面を侵しては いけない 。	4	9	7	2	3	1	3.	受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵しては ならない 。					
4	9	7	3	0	1	9 - 7 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し)	4	9	7	3	0	1	9 - 7 - 3	作業土工(床掘り・埋戻し)					
4	9	7	3	3	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3 作業土工の規定による。	4	9	7	3	3	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3 作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。					
4	9	7	4	0	1	9 - 7 - 4	路面切削工	4	9	7	4	0	1	9 - 7 - 4	路面切削工					
4	9	7	4	3	2		路面切削工の施工については、第3編2 - 6 - 15路面切削工の規定による。	4	9	7	4	3	2		路面切削工の施工については、第3編2 - 6 - 15路面切削工の規定による。					
4	9	7	5	0	1	9 - 7 - 5	舗装打換え工	4	9	7	5	0	1	9 - 7 - 5	舗装打換え工					
4	9	7	5	1	1		舗装打換え工の施工については、第3編2 - 6 - 16舗装打換え工の規定による。	4	9	7	5	1	1		舗装打換え工の施工については、第3編2 - 6 - 16舗装打換え工の規定による。					
4	9	7	6	0	1	9 - 7 - 6	オーバーレイ工	4	9	7	6	0	1	9 - 7 - 6	オーバーレイ工					

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
4	9	7	6	1	1		オーバーレイ工の施工については、第3編2-6-17オーバーレイ工の規定による。	4	9	7	6	1	1		オーバーレイ工の施工については、第3編2-6-17オーバーレイ工の規定による。	
4	9	7	7	0	1	9-7-7	排水構造物工	4	9	7	7	0	1	9-7-7	排水構造物工	
4	9	7	7	1	1	1	排水構造物工のうち、プレキャストU型側溝、側溝蓋、管渠の施工については、第3編2-3-29側溝工の規定による。	4	9	7	7	1	1	1	排水構造物工のうち、プレキャストU型側溝、側溝蓋、管渠の施工については、第3編2-3-29側溝工の規定による。	
4	9	7	7	2	1	2	排水構造物工のうち、集水樹工、人孔、蓋の施工については、第3編2-3-30集水樹工の規定による。	4	9	7	7	2	1	2	排水構造物工のうち、集水樹工、人孔、蓋の施工については、第3編2-3-30集水樹工の規定による。	
4	9	7	8	0	1	9-7-8	道路付属物工	4	9	7	8	0	1	9-7-8	道路付属物工	
4	9	7	8	1	1	1	道路付属物工のうち、ブロック撤去、歩車道境界ブロック等の付属物については、第3編2-3-5縁石工の規定による。	4	9	7	8	1	1	1	道路付属物工のうち、ブロック撤去、歩車道境界ブロック等の付属物については、第3編2-3-5縁石工の規定による。	
4	9	7	8	2	1	2	道路付属物工のうち、殻及び発生材の運搬処理方法については、第3編第2章第9節構造物撤去工の規定による。	4	9	7	8	2	1	2	道路付属物工のうち、殻及び発生材の運搬処理方法については、第3編第2章第9節構造物撤去工の規定による。	
4	9	7	8	3	1	3	請負者は、施工に際して堤防定規断面を侵しては <u>いけない</u> 。	4	9	7	8	3	1	3	受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵しては <u>ならない</u> 。	
4	9	8	0	0	1	第8節	現場塗装工	4	9	8	0	0	1	第8節	現場塗装工	
4	9	8	1	0	1	9-8-1	一般事項	4	9	8	1	0	1	9-8-1	一般事項	
4	9	8	1	1	1	1	本節は、現場塗装工として付属物塗装工、コンクリート面塗装工、その他これに類する工種について定める。	4	9	8	1	1	1	1	本節は、現場塗装工として付属物塗装工、コンクリート面塗装工、その他これに類する工種について定める。	
4	9	8	1	2	1	2	請負者は、現場塗装の施工管理区分については、設計図書によらなければならない。	4	9	8	1	2	1	2	受注者は、現場塗装の施工管理区分については、設計図書によらなければならない。	
4	9	8	1	3	1	3	請負者は、塗装仕様については、設計図書によらなければならない。	4	9	8	1	3	1	3	受注者は、塗装仕様については、設計図書によらなければならない。	
4	9	8	1	4	1	4	請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	4	9	8	1	4	1	4	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	
4	9	8	2	0	1	9-8-2	材 料	4	9	8	2	0	1	9-8-2	材 料	
4	9	8	2	4	2		現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	4	9	8	2	4	2		現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	
4	9	8	3	0	1	9-8-3	付属物塗装工	4	9	8	3	0	1	9-8-3	付属物塗装工	
4	9	8	3	1	1	1	請負者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の使用を適用しなければならない。	4	9	8	3	1	1	1	受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の使用を適用しなければならない。	
4	9	8	3	1	2		表9-1 素地調整程度と作業内容	4	9	8	3	1	2		表9-1 素地調整程度と作業内容	
4	9	8	3	2	1	2	請負者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m ² 以上の時は水洗い <u>するものとする</u> 。	4	9	8	3	2	1	2	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m ² 以上の時は水洗い <u>しなければならない</u> 。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
4	9	8	3	3	1	3	4	9	8	3	3	3	4	9	8	3	3	1	素地調整程度1種の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定によるものとする。
4	9	8	3	4	1	4	9	8	3	4	1	4	9	8	3	4	1	請負者は、素地調整程度1種以外の素地調整を終了したときは、被塗膜面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。	
4	9	8	3	5	1	5	4	9	8	3	5	1	5	4	9	8	3	5	素地調整程度1種を行った場合の下塗りの施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。
4	9	8	3	6	1	6	4	9	8	3	6	1	6	4	9	8	3	6	中塗り、上塗りの施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。
4	9	8	3	7	1	7	4	9	8	3	7	1	7	4	9	8	3	7	施工管理の記録については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。
4	9	8	4	0	1	9-8-4	4	9	8	4	0	1	9-8-4	4	9	8	4	0	コンクリート面塗装工
4	9	8	4	7	2		4	9	8	4	7	2		4	9	8	4	7	コンクリート面塗装工の施工については、第3編2-3-11コンクリート面塗装工の規定による。
5	0	0	0	0	1	第5編	5	0	0	0	0	1	第5編	5	0	0	0	0	河川海岸編
5	1	0	0	0	1	第1章	5	1	0	0	0	1	第1章	5	1	0	0	0	堤防・護岸
5	1	1	0	0	1	第1節	5	1	1	0	0	1	第1節	5	1	1	0	0	適用
5	1	1	0	1	1	1	5	1	1	0	1	1	5	1	1	0	1	1	本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、護岸工、擁壁工、天端被覆工、波返工、裏法被覆工、カルバート工、排水構造物工、付属物設置工、構造物撤去工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
5	1	1	0	2	1	2	5	1	1	0	2	1	5	1	1	0	2	1	海岸土工は第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、構造物撤去工は第3編第2章第9節構造物撤去工、仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。
5	1	1	0	3	1	3	5	1	1	0	3	1	5	1	1	0	3	1	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。
5	1	1	0	4	1	4	5	1	1	0	4	1	5	1	1	0	4	1	請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。
5	1	1	0	5	1	5	5	1	1	0	5	1	5	1	1	0	5	1	請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
5	1	1	0	6	1	6	5	1	1	0	6	1	5	1	1	0	6	1	請負者は、設計図書に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等避けるような施工をしなければならない。
5	1	2	0	0	1	第2節	5	1	2	0	0	1	第2節	5	1	2	0	0	適用すべき諸基準

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
5	1	2	0	0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>下記</u> の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	5	1	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 <u>以下</u> の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
5	1	2	0	0	3		土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月）	5	1	2	0	0	3		土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月）	
5	1	2	0	0	4		土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月）	5	1	2	0	0	4		土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月）	
5	1	2	0	0	5		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年3月）	5	1	2	0	0	5		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年3月）	
5	1	3	0	0	1	第3節	軽量盛土工	5	1	3	0	0	1	第3節	軽量盛土工	
5	1	3	1	0	1	1-3-1	一般事項	5	1	3	1	0	1	1-3-1	一般事項	
5	1	3	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	5	1	3	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	
5	1	3	2	0	1	1-3-2	軽量盛土工	5	1	3	2	0	1	1-3-2	軽量盛土工	
5	1	3	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	5	1	3	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	
5	1	4	0	0	1	第4節	地盤改良工	5	1	4	0	0	1	第4節	地盤改良工	
5	1	4	1	0	1	1-4-1	一般事項	5	1	4	1	0	1	1-4-1	一般事項	
5	1	4	1	1	2		本節は、地盤改良工として、表層安定処理工、パイルネット工、パーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。	5	1	4	1	1	2		本節は、地盤改良工として、表層安定処理工、パイルネット工、パーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。	
5	1	4	2	0	1	1-4-2	表層安定処理工	5	1	4	2	0	1	1-4-2	表層安定処理工	
5	1	4	2	1	2		表層安定処理工の施工については、第3編2-7-4表層安定処理工の規定による。	5	1	4	2	1	2		表層安定処理工の施工については、第3編2-7-4表層安定処理工の規定による。	
5	1	4	3	0	1	1-4-3	パイルネット工	5	1	4	3	0	1	1-4-3	パイルネット工	
5	1	4	3	1	2		パイルネット工の施工については、第3編2-7-5パイルネット工の規定による。	5	1	4	3	1	2		パイルネット工の施工については、第3編2-7-5パイルネット工の規定による。	
5	1	4	4	0	1	1-4-4	パーチカルドレーン工	5	1	4	4	0	1	1-4-4	パーチカルドレーン工	
5	1	4	4	1	2		パーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7-7パーチカルドレーン工の規定による。	5	1	4	4	1	2		パーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7-7パーチカルドレーン工の規定による。	
5	1	4	5	0	1	1-4-5	締固め改良工	5	1	4	5	0	1	1-4-5	締固め改良工	
5	1	4	5	1	2		締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め改良工の規定による。	5	1	4	5	1	2		締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め改良工の規定による。	
5	1	4	6	0	1	1-4-6	固結工	5	1	4	6	0	1	1-4-6	固結工	
5	1	4	6	1	2		固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。	5	1	4	6	1	2		固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。	
5	1	5	0	0	1	第5節	護岸基礎工	5	1	5	0	0	1	第5節	護岸基礎工	
5	1	5	1	0	1	1-5-1	一般事項	5	1	5	1	0	1	1-5-1	一般事項	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
5	1	5	1	1	1		1. 本節は、護岸基礎工として作業土工、捨石工、場所打コンクリート工、海岸コンクリートブロック工、笠コンクリート工、基礎工、矢板工その他これらに類する工種について定める。	5	1	5	1	1	1		1. 本節は、護岸基礎工として作業土工(床掘り・埋戻し)、捨石工、場所打コンクリート工、海岸コンクリートブロック工、笠コンクリート工、基礎工、矢板工その他これらに類する工種について定める。	
5	1	5	1	2	1		2. 請負者は、護岸基礎のコンクリート施工にあたっては、原則として水中打込みを行ってはならない。	5	1	5	1	2	1		2. 受注者は、護岸基礎のコンクリート施工にあたっては、原則として水中打込みを行ってはならない。	
5	1	5	1	3	1		3. 請負者は、護岸基礎の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。	5	1	5	1	3	1		3. 受注者は、護岸基礎の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。	
5	1	5	1	4	1		4. 請負者は、護岸基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。	5	1	5	1	4	1		4. 受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。	
5	1	5	1	5	1		5. 請負者は、護岸基礎の施工にあたっては、上部構造物との継目から背面土砂の流出を防止するため、水密性を確保するよう施工しなければならない。また、施工に際して遮水シート等を使用する場合は設計図書によらなければならない。	5	1	5	1	5	1		5. 受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、上部構造物との継目から背面土砂の流出を防止するため、水密性を確保するよう施工しなければならない。また、施工に際して遮水シート等を使用する場合は設計図書によらなければならない。	
5	1	5	1	6	1		6. 請負者は、護岸基礎の施工にあたっては、裏込め材は締固め機械を用いて施工しなければならない。	5	1	5	1	6	1		6. 受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、裏込め材は締固め機械を用いて施工しなければならない。	
5	1	5	2	0	1	1 - 5 - 2	材 料	5	1	5	2	0	1	1 - 5 - 2	材 料	
5	1	5	2	1	1		1. 護岸基礎に使用する捨石の寸法及び質量ならびに比重は、設計図書に <u>よらなければならない</u> 。	5	1	5	2	1	1		1. 護岸基礎に使用する捨石の寸法及び質量ならびに比重は、設計図書に <u>よるものとする</u> 。	
5	1	5	2	2	1		2. 護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006 (割ぐり石) に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、使用にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。	5	1	5	2	2	1		2. 護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006 (割ぐり石) に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、使用にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。	
5	1	5	2	3	1		3. 護岸基礎に使用する捨石は扁平細長ではなく、堅硬、緻密、耐久で風化または凍壊のおそれのないものとする。	5	1	5	2	3	1		3. 護岸基礎に使用する捨石は扁平細長ではなく、堅硬、緻密、耐久で風化または凍壊のおそれのないものとする。	
5	1	5	3	0	1	1 - 5 - 3	作業土工 (床掘り・埋戻し)	5	1	5	3	0	1	1 - 5 - 3	作業土工 (床掘り・埋戻し)	
5	1	5	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3 作業土工の規定による。	5	1	5	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3 作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
5	1	5	4	0	1	1 - 5 - 4	捨石工	5	1	5	4	0	1	1 - 5 - 4	捨石工	
5	1	5	4	1	1		捨石工の施工については、第3編2 - 3 - 19 捨石工の規定による。	5	1	5	4	1	1		捨石工の施工については、第3編2 - 3 - 19 捨石工の規定による。	
5	1	5	5	0	1	1 - 5 - 5	場所打コンクリート工	5	1	5	5	0	1	1 - 5 - 5	場所打コンクリート工	
5	1	5	5	1	1		1. 請負者は、場所打コンクリートの施工にあたっては、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定に <u>よる</u> 。	5	1	5	5	1	1		1. 受注者は、場所打コンクリートの施工にあたっては、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定に <u>よらなければならない</u> 。	
5	1	5	5	2	1		2. 請負者は、場所打コンクリート基礎の施工にあたっては、基礎地盤の締固めを行い平滑に整形しなければならない。	5	1	5	5	2	1		2. 受注者は、場所打コンクリート基礎の施工にあたっては、基礎地盤の締固めを行い平滑に整形しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
5	1	5	5	3	1		3. 請負者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書によるものとする。なお、これにより難い場合には設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	5	1	5	5	3	1		3. 受注者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書によらなければならない。なお、これにより難い場合には設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
5	1	5	5	4	1		4. 請負者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	5	1	5	5	4	1		4. 受注者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
5	1	5	5	5	1		5. 請負者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。	5	1	5	5	5	1		5. 受注者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。	
5	1	5	5	6	1		6. コンクリート打設後の施工については、第1編3-6-9養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。	5	1	5	5	6	1		6. コンクリート打設後の施工については、第1編3-6-9養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。	
5	1	5	5	7	1		7. 請負者は、場所打コンクリート基礎の目地は、上部構造物の目地と一致するように施工しなければならない。	5	1	5	5	7	1		7. 受注者は、場所打コンクリート基礎の目地は、上部構造物の目地と一致するように施工しなければならない。	
5	1	5	5	8	1		8. 請負者は、場所打コンクリート基礎と上部構造物との継手部の施工は鍵型としなければならない。	5	1	5	5	8	1		8. 受注者は、場所打コンクリート基礎と上部構造物との継手部の施工は鍵型としなければならない。	
5	1	5	6	0	1	1-5-6	海岸コンクリートブロック工	5	1	5	6	0	1	1-5-6	海岸コンクリートブロック工	
5	1	5	6	1	1		1. 請負者は、製作にあたっては、型枠が損傷・変形しているものを使用してはならない。	5	1	5	6	1	1		1. 受注者は、製作にあたっては、型枠が損傷・変形しているものを使用してはならない。	
5	1	5	6	2	1		2. 請負者は、製作にあたっては、はく離材はムラなく塗布し、型枠組立て時には余分なはく離材が型枠内部に残存しないようにしなければならない。	5	1	5	6	2	1		2. 受注者は、製作にあたっては、はく離材はムラなく塗布し、型枠組立て時には余分なはく離材が型枠内部に残存しないようにしなければならない。	
5	1	5	6	3	1		3. 請負者は、型枠の組立てにあたっては、締付け金具をもって堅固に組立てなければならない。	5	1	5	6	3	1		3. 受注者は、型枠の組立てにあたっては、締付け金具をもって堅固に組立てなければならない。	
5	1	5	6	4	1		4. 請負者は、コンクリートの打込みにあたっては、打継目を設けてはならない。	5	1	5	6	4	1		4. 受注者は、コンクリートの打込みにあたっては、打継目を設けてはならない。	
5	1	5	6	5	1		5. 請負者は、製作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠自重及び製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで行ってはならない。	5	1	5	6	5	1		5. 受注者は、製作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠自重及び製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで行ってはならない。	
5	1	5	6	6	1		6. コンクリート打設後の施工については、第1編3-6-9養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。	5	1	5	6	6	1		6. コンクリート打設後の施工については、第1編3-6-9養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。	
5	1	5	6	7	1		7. 請負者は、コンクリートブロック脱型後の横置き、仮置きは強度がでてから行うものとし、吊り上げの際、急激な衝撃や力がかからないよう取扱わなければならない。	5	1	5	6	7	1		7. 受注者は、コンクリートブロック脱型後の横置き、仮置きは強度がでてから行うものとし、吊り上げの際、急激な衝撃や力がかからないよう取扱わなければならない。	
5	1	5	6	8	1		8. 請負者は、コンクリートブロック製作完了後、製作番号を表示しなければならない。	5	1	5	6	8	1		8. 受注者は、コンクリートブロック製作完了後、製作番号を表示しなければならない。	
5	1	5	6	9	1		9. 請負者は、仮置き場所の不陸を均さなければならない。	5	1	5	6	9	1		9. 受注者は、仮置き場所の不陸を均さなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
5	1	5	6	10	1	10.	請負者は、コンクリートブロックの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないように施工しなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	5	1	5	6	10	1	10.	受注者は、コンクリートブロックの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないように施工しなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	
5	1	5	6	11	1	11.	請負者は、コンクリートブロックの据付けにあたっては、コンクリートブロック相互の接合部において段差が生じないように施工しなければならない。	5	1	5	6	11	1	11.	受注者は、コンクリートブロックの据付けにあたっては、コンクリートブロック相互の接合部において段差が生じないように施工しなければならない。	
5	1	5	6	12	1	12.	請負者は、据付けにあたって、ブロック層における自然空隙に、間詰石の挿入をしてはならない。	5	1	5	6	12	1	12.	受注者は、据付けにあたって、ブロック層における自然空隙に、間詰石の挿入をしてはならない。	
5	1	5	6	13	1	13.	請負者は、据付けにあたって、基礎面とブロックの間または、ブロックとブロックの間に噛み合せ石等をしてはならない。	5	1	5	6	13	1	13.	受注者は、据付けにあたって、基礎面とブロックの間または、ブロックとブロックの間に噛み合せ石等をしてはならない。	
5	1	5	6	14	1	14.	請負者は、コンクリートブロックを海中に一旦仮置きし据付ける場合は、ブロックの接合面に付着している貝、海藻等の異物を取り除き施工しなければならない。	5	1	5	6	14	1	14.	受注者は、コンクリートブロックを海中に一旦仮置きし据付ける場合は、ブロックの接合面に付着している貝、海藻等の異物を取り除き施工しなければならない。	
5	1	5	7	0	1	1 - 5 - 7	笠コンクリート工	5	1	5	7	0	1	1 - 5 - 7	笠コンクリート工	
5	1	5	7	1	1		笠コンクリートの施工については、第3編2 - 3 - 20笠コンクリート工の規定による。	5	1	5	7	1	1		笠コンクリートの施工については、第3編2 - 3 - 20笠コンクリート工の規定による。	
5	1	5	8	0	1	1 - 5 - 8	基礎工	5	1	5	8	0	1	1 - 5 - 8	基礎工	
5	1	5	8	1	1	1.	基礎の施工については、第3編2 - 4 - 3基礎工（護岸）の規定による。	5	1	5	8	1	1	1.	基礎の施工については、第3編2 - 4 - 3基礎工（護岸）の規定による。	
5	1	5	8	2	1	2.	請負者は、プレキャスト基礎の運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	5	1	5	8	2	1	2.	受注者は、プレキャスト基礎の運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	
5	1	5	9	0	1	1 - 5 - 9	矢板工	5	1	5	9	0	1	1 - 5 - 9	矢板工	
5	1	5	9	0	2		矢板工の施工については、第3編2 - 3 - 4矢板工の規定による。	5	1	5	9	0	2		矢板工の施工については、第3編2 - 3 - 4矢板工の規定による。	
5	1	6	0	0	1	第6節	護岸工	5	1	6	0	0	1	第6節	護岸工	
5	1	6	1	0	1	1 - 6 - 1	一般事項	5	1	6	1	0	1	1 - 6 - 1	一般事項	
5	1	6	1	1	1	1.	本節は、護岸工として石積（張）工、海岸コンクリートブロック工、コンクリート被覆工その他これらに類する工種について定める。	5	1	6	1	1	1	1.	本節は、護岸工として石積（張）工、海岸コンクリートブロック工、コンクリート被覆工その他これらに類する工種について定める。	
5	1	6	1	2	1	2.	請負者は、護岸の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。	5	1	6	1	2	1	2.	受注者は、護岸の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。	
5	1	6	1	3	1	3.	請負者は、護岸のコンクリート施工にあたっては、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、第5編1 - 5 - 5場所打コンクリート工の規定によらなければならない。	5	1	6	1	3	1	3.	受注者は、護岸のコンクリート施工にあたっては、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、第5編1 - 5 - 5場所打コンクリート工の規定によらなければならない。	
5	1	6	1	4	1	4.	請負者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。	5	1	6	1	4	1	4.	受注者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
5	1	6	1	5	1	5	5 . 請負者は、表法被覆の基層（裏込め）の施工にあたっては、沈下や吸出しによる空洞の発生を防ぐため、締固め機械等を用いて施工しなければならない。	5	1	6	1	5	1	5	5 . 受注者は、表法被覆の基層（裏込め）の施工にあたっては、沈下や吸出しによる空洞の発生を防ぐため、締固め機械等を用いて施工しなければならない。	
5	1	6	1	6	1	6	6 . 請負者は、護岸と基層（裏込め）との間に吸出防止材を敷設するにあたっては、設計図書によるものとする。また、敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を確認しなければならない。	5	1	6	1	6	1	6	6 . 受注者は、護岸と基層（裏込め）との間に吸出防止材を敷設するにあたっては、設計図書によるものとする。また、敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を確認しなければならない。	
5	1	6	2	0	1	1 - 6 - 2	材 料	5	1	6	2	0	1	1 - 6 - 2	材 料	
5	1	6	2	1	1	1	1 . 吸出し防止材として使用する材料は、次に掲げるものとする。	5	1	6	2	1	1	1	1 . 吸出し防止材として使用する材料は、以下に掲げるものとする。	
5	1	6	2	1	2	(1)	(1) アスファルトマット	5	1	6	2	1	2	(1)	(1) アスファルトマット	
5	1	6	2	1	3	(2)	(2) 合成繊維マット	5	1	6	2	1	3	(2)	(2) 合成繊維マット	
5	1	6	2	1	4	(3)	(3) 合成樹脂系マット	5	1	6	2	1	4	(3)	(3) 合成樹脂系マット	
5	1	6	2	1	5	(4)	(4) 帆布	5	1	6	2	1	5	(4)	(4) 帆布	
5	1	6	2	2	1	2	2 . アスファルトマットの形状寸法、構造、強度、補強材の種類及びアスファルト合材の配合は設計図書によるものとする。	5	1	6	2	2	1	2	2 . アスファルトマットの形状寸法、構造、強度、補強材の種類及びアスファルト合材の配合は設計図書によるものとする。	
5	1	6	2	3	1	3	3 . アスファルトマット吊上げ用ワイヤーロープは、径6～12mmで脱油処理されたものとし、滑止め金具を取付けるものとする。	5	1	6	2	3	1	3	3 . アスファルトマット吊上げ用ワイヤーロープは、径6～12mmで脱油処理されたものとし、滑止め金具を取付けるものとする。	
5	1	6	2	4	1	4	4 . アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書及び図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	5	1	6	2	4	1	4	4 . アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書及び図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
5	1	6	2	5	1	5	5 . 合成繊維マット及び帆布は、耐腐食性に富むものを使用するものとする。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び縫製部の引張強度は設計図書によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	5	1	6	2	5	1	5	5 . 合成繊維マット及び帆布は、耐腐食性に富むものを使用するものとする。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び縫製部の引張強度は設計図書によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
5	1	6	2	6	1	6	6 . 合成樹脂系マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造については、設計図書によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	5	1	6	2	6	1	6	6 . 合成樹脂系マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造については、設計図書によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
5	1	6	2	7	1	7	7 . 請負者はアスファルトマット、合成繊維マットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は50cm以上としなければならない。	5	1	6	2	7	1	7	7 . 受注者はアスファルトマット、合成繊維マットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は50cm以上としなければならない。	
5	1	6	2	8	1	8	8 . 護岸の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によるものとする。	5	1	6	2	8	1	8	8 . 護岸の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によるものとする。	
5	1	6	3	0	1	1 - 6 - 3	石積（張）工	5	1	6	3	0	1	1 - 6 - 3	石積（張）工	
5	1	6	3	0	2		石積（張）工の施工については、第3編2 - 5 - 5 石積（張）工の規定による。	5	1	6	3	0	2		石積（張）工の施工については、第3編2 - 5 - 5 石積（張）工の規定による。	
5	1	6	4	0	1	1 - 6 - 4	海岸コンクリートブロック工	5	1	6	4	0	1	1 - 6 - 4	海岸コンクリートブロック工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
5	1	6	4	0	2		海岸コンクリートブロック工の施工については、第5編1-5-6海岸コンクリートブロック工の規定による。	5	1	6	4	0	2		海岸コンクリートブロック工の施工については、第5編1-5-6海岸コンクリートブロック工の規定による。	
5	1	6	5	0	1	1-6-5	コンクリート被覆工	5	1	6	5	0	1	1-6-5	コンクリート被覆工	
5	1	6	5	1	1	1.	請負者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないようにまた、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	5	1	6	5	1	1	1.	受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないように設置しなければならない。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	
5	1	6	5	2	1	2.	請負者は、ダウエルバーを施工するにあたっては、ダウエルバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。	5	1	6	5	2	1	2.	受注者は、ダウエルバーを施工するにあたっては、ダウエルバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。	
5	1	6	5	3	1	3.	請負者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、設計図書に示す位置以外の場所に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	5	1	6	5	3	1	3.	受注者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、設計図書に示す位置以外の場所に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
5	1	6	5	4	1	4.	請負者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合は、法面に対して直角になるように施工しなければならない。	5	1	6	5	4	1	4.	受注者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合は、法面に対して直角になるように施工しなければならない。	
5	1	6	5	5	1	5.	請負者は、コンクリート被覆が階段式の場合、階段のけあげ部に吊り型枠を用いて、天端までコンクリートを打設しなければならない。	5	1	6	5	5	1	5.	受注者は、コンクリート被覆が階段式の場合、階段のけあげ部に吊り型枠を用いて、天端までコンクリートを打設しなければならない。	
5	1	6	5	6	1	6.	請負者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐり石またはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。	5	1	6	5	6	1	6.	受注者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐり石またはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。	
5	1	7	0	0	1	第7節	擁壁工	5	1	7	0	0	1	第7節	擁壁工	
5	1	7	1	0	1	1-7-1	一般事項	5	1	7	1	0	1	1-7-1	一般事項	
5	1	7	1	0	2		本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工その他これらに類する工種について定める。	5	1	7	1	0	2		本節は、擁壁工として作業土工(床掘り・埋戻し)、場所打擁壁工その他これらに類する工種について定める。	
5	1	7	2	0	1	1-7-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	5	1	7	2	0	1	1-7-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
5	1	7	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	5	1	7	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
5	1	7	3	0	1	1-7-3	場所打擁壁工	5	1	7	3	0	1	1-7-3	場所打擁壁工	
5	1	7	3	1	1	1.	場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	5	1	7	3	1	1	1.	場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
5	1	7	3	2	1	2.	請負者は、堤体が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。	5	1	7	3	2	1	2.	受注者は、堤体が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。	
5	1	7	3	3	1	3.	現場打擁壁に打継目及び目地を施工する場合については、第5編1-6-5コンクリート被覆工の規定による。	5	1	7	3	3	1	3.	現場打擁壁に打継目及び目地を施工する場合については、第5編1-6-5コンクリート被覆工の規定による。	
5	1	7	3	4	1	4.	請負者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐりまたはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。	5	1	7	3	4	1	4.	受注者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐりまたはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。	
5	1	8	0	0	1	第8節	天端被覆工	5	1	8	0	0	1	第8節	天端被覆工	
5	1	8	1	0	1	1-8-1	一般事項	5	1	8	1	0	1	1-8-1	一般事項	
5	1	8	1	1	1	1.	本節は、天端被覆工としてコンクリート被覆工その他これらに類する工種について定める。	5	1	8	1	1	1	1.	本節は、天端被覆工としてコンクリート被覆工その他これらに類する工種について定める。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
5	1	8	1	2	1	2	請負者は、基礎材（路盤）及び天端被覆の施工にあたっては、路床面及び基礎材面（路盤面）に異常を発見した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	5	1	8	1	2	1	2	受注者は、基礎材（路盤）及び天端被覆の施工にあたっては、路床面及び基礎材面（路盤面）に異常を発見した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
5	1	8	2	0	1	1-8-2	コンクリート被覆工	5	1	8	2	0	1	1-8-2	コンクリート被覆工	
5	1	8	2	1	1	1	コンクリート被覆を車道として供用する場合には、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。	5	1	8	2	1	1	1	コンクリート被覆を車道として供用する場合には、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。	
5	1	8	2	2	1	2	請負者は、コンクリート被覆の目地の間隔は、3～5mに1ヶ所とし、1つおきに表法被覆の目地と一致させなければならない。	5	1	8	2	2	1	2	受注者は、コンクリート被覆の目地の間隔は、3～5mに1ヶ所とし、1つおきに表法被覆の目地と一致させなければならない。	
5	1	9	0	0	1	第9節	波返工	5	1	9	0	0	1	第9節	波返工	
5	1	9	1	0	1	1-9-1	一般事項	5	1	9	1	0	1	1-9-1	一般事項	
5	1	9	1	0	2		本節は、波返工として波返工、その他これらに類する工種について定める。	5	1	9	1	0	2		本節は、波返工として波返工、その他これらに類する工種について定める。	
5	1	9	2	0	1	1-9-2	材 料	5	1	9	2	0	1	1-9-2	材 料	
5	1	9	2	0	2		波返工の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書に <u>よらなければならない</u> 。	5	1	9	2	0	2		波返工の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書に <u>よるものとする</u> 。	
5	1	9	3	0	1	1-9-3	波返工	5	1	9	3	0	1	1-9-3	波返工	
5	1	9	3	1	1	1	請負者は、波返と護岸が一体となるように施工しなければならない。また、波返と堤体（表法被覆）との接続部分は滑らかな曲線となるように施工しなければならない。	5	1	9	3	1	1	1	受注者は、波返と護岸が一体となるように施工しなければならない。また、波返と堤体（表法被覆）との接続部分は滑らかな曲線となるように施工しなければならない。	
5	1	9	3	2	1	2	請負者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないようにまた、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	5	1	9	3	2	1	2	受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないように <u>設置しなければならない</u> 。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	
5	1	9	3	3	1	3	請負者は、ダウエルバーを施工するにあたっては、ダウエルバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。	5	1	9	3	3	1	3	受注者は、ダウエルバーを施工するにあたっては、ダウエルバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。	
5	1	9	3	4	1	4	請負者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、設計図書に示す位置以外の場所に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	5	1	9	3	4	1	4	受注者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、設計図書に示す位置以外の場所に打継目を設けてはならない。やむを得ず設計図書に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
5	1	9	3	5	1	5	請負者は、波返と護岸との打継目は法面に対して直角になるように施工しなければならない。	5	1	9	3	5	1	5	受注者は、波返と護岸との打継目は法面に対して直角になるように施工しなければならない。	
5	1	10	0	0	1	第10節	裏法被覆工	5	1	10	0	0	1	第10節	裏法被覆工	
5	1	10	1	0	1	1-10-1	一般事項	5	1	10	1	0	1	1-10-1	一般事項	
5	1	10	1	1	1	1	本節は、裏法被覆工として石積（張）工、コンクリートブロック工、コンクリート被覆工、法枠工その他これらに類する工種について定める。	5	1	10	1	1	1	1	本節は、裏法被覆工として石積（張）工、コンクリートブロック工、コンクリート被覆工、法枠工その他これらに類する工種について定める。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
5	1	10	1	2	1	2	請負者は、裏法被覆の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。なお、裏法被覆の目地は、表法被覆の目地と一致させなければならない。	5	1	10	1	2	1	2	受注者は、裏法被覆の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。なお、裏法被覆の目地は、表法被覆の目地と一致させるものとする。	
5	1	10	1	3	1	3	請負者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。	5	1	10	1	3	1	3	受注者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。	
5	1	10	1	4	1	4	請負者は、裏法被覆の基層（裏込め）の施工にあたっては、沈下や吸出しによる空洞の発生を防ぐため、締固め機械等を用いて施工しなければならない。	5	1	10	1	4	1	4	受注者は、裏法被覆の基層（裏込め）の施工にあたっては、沈下や吸出しによる空洞の発生を防ぐため、締固め機械等を用いて施工しなければならない。	
5	1	10	1	5	1	5	請負者は、基礎材の施工にあたっては、裏法面及び基礎材面に異常を発見した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	5	1	10	1	5	1	5	受注者は、基礎材の施工にあたっては、裏法面及び基礎材面に異常を発見した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
5	1	10	2	0	1	1 - 10 - 2	石積（張）工	5	1	10	2	0	1	1 - 10 - 2	石積（張）工	
5	1	10	2	0	2		石積（張）工の施工については、第3編2 - 5 - 5石積（張）工の規定による。	5	1	10	2	0	2		石積（張）工の施工については、第3編2 - 5 - 5石積（張）工の規定による。	
5	1	10	3	0	1	1 - 10 - 3	コンクリートブロック工	5	1	10	3	0	1	1 - 10 - 3	コンクリートブロック工	
5	1	10	3	0	2		コンクリートブロック工の施工については、第3編2 - 5 - 3コンクリートブロック工の規定による。	5	1	10	3	0	2		コンクリートブロック工の施工については、第3編2 - 5 - 3コンクリートブロック工の規定による。	
5	1	10	4	0	1	1 - 10 - 4	コンクリート被覆工	5	1	10	4	0	1	1 - 10 - 4	コンクリート被覆工	
5	1	10	4	0	2		請負者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合は、法面に対して直角になるように施工しなければならない。	5	1	10	4	0	2		受注者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合は、法面に対して直角になるように施工しなければならない。	
5	1	10	5	0	1	1 - 10 - 5	法枠工	5	1	10	5	0	1	1 - 10 - 5	法枠工	
5	1	10	5	0	2		法枠工の施工については、第3編2 - 14 - 4法枠工の規定による。	5	1	10	5	0	2		法枠工の施工については、第3編2 - 14 - 4法枠工の規定による。	
5	1	11	0	0	1	第11節	カルバート工	5	1	11	0	0	1	第11節	カルバート工	
5	1	11	1	0	1	1 - 11 - 1	一般事項	5	1	11	1	0	1	1 - 11 - 1	一般事項	
5	1	11	1	1	1	1	本節は、カルバート工としてプレキャストカルバート工その他これらに類する工種について定める。	5	1	11	1	1	1	1	本節は、カルバート工としてプレキャストカルバート工その他これらに類する工種について定める。	
5	1	11	1	2	1	2	請負者は、カルバートの施工にあたっては、道路土工 - カルバート工指針7 - 1 基本方針、道路土工要綱 2 - 7 排水施設の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	5	1	11	1	2	1	2	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工 - カルバート工指針7 - 1 基本方針、道路土工要綱 2 - 7 排水施設の施工」（日本道路協会、平成22年3月）の規定によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
5	1	11	1	3	1	3	本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（PC管））をいうものとする。	5	1	11	1	3	1	3	本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（PC管））をいうものとする。	
5	1	11	2	0	1	1 - 11 - 2	材 料	5	1	11	2	0	1	1 - 11 - 2	材 料	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
5	1	11	2	0	2		請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、道路土工・カルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	5	1	11	2	0	2		受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、「道路土工・カルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
5	1	11	3	0	1	1-11-3	プレキャストカルバート工	5	1	11	3	0	1	1-11-3	プレキャストカルバート工	
5	1	11	3	1	1		プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。	5	1	11	3	1	1		プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。	
5	1	12	0	0	1	第12節	排水構造物工	5	1	12	0	0	1	第12節	排水構造物工	
5	1	12	1	0	1	1-12-1	一般事項	5	1	12	1	0	1	1-12-1	一般事項	
5	1	12	1	0	2		本節は、排水構造物工として作業土工、側溝工、集水樹工、管渠工、場所打水路工その他これらに類する工種について定めるものとする。	5	1	12	1	0	2		本節は、排水構造物工として作業土工(床掘り・埋戻し)、側溝工、集水樹工、管渠工、場所打水路工その他これらに類する工種について定めるものとする。	
5	1	12	2	0	1	1-12-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	5	1	12	2	0	1	1-12-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
5	1	12	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	5	1	12	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
5	1	12	3	0	1	1-12-3	側溝工	5	1	12	3	0	1	1-12-3	側溝工	
5	1	12	3	0	2		請負者は、側溝及び側溝蓋の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	5	1	12	3	0	2		受注者は、側溝及び側溝蓋の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	
5	1	12	4	0	1	1-12-4	集水樹工	5	1	12	4	0	1	1-12-4	集水樹工	
5	1	12	4	0	2		集水樹工の施工については、第3編2-3-30集水樹工の規定による。	5	1	12	4	0	2		集水樹工の施工については、第3編2-3-30集水樹工の規定による。	
5	1	12	5	0	1	1-12-5	管渠工	5	1	12	5	0	1	1-12-5	管渠工	
5	1	12	5	1	1	1.	請負者は、管渠工の施工にあたっては、管渠の種類と埋設形式(突出型、溝型)の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないよう施工しなければならない。	5	1	12	5	1	1	1.	受注者は、管渠工の施工にあたっては、管渠の種類と埋設形式(突出型、溝型)の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないよう施工しなければならない。	
5	1	12	5	2	1	2.	請負者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管の施工にあたっては、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。	5	1	12	5	2	1	2.	受注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管の施工にあたっては、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。	
5	1	12	5	3	1	3.	請負者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工にあたっては、管渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないように左右均等に層状に締固めなければならない。	5	1	12	5	3	1	3.	受注者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工にあたっては、管渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないように左右均等に層状に締固めなければならない。	
5	1	12	5	4	1	4.	請負者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。	5	1	12	5	4	1	4.	受注者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由		
5	1	12	5	5	1	5	1	12	5	5	1	5	1	12	5	5	1			
					5 .													5 .		
					請負者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充填し、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。													受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充填し、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。		
5	1	12	5	6	1	5	1	12	5	6	1	5	1	12	5	6	1			
					6 .													6 .		
					請負者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は取換えなければならない。													受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は取換えなければならない。		
5	1	12	5	7	1	5	1	12	5	7	1	5	1	12	5	7	1			
					7 .													7 .		
					請負者は、コルゲートパイプの布設にあたり次の事項により施工しなければならない。													受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり以下の事項により施工しなければならない。		
5	1	12	5	7	2	5	1	12	5	7	2	5	1	12	5	7	2			
					(1)													(1)		
					布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。													布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。		
5	1	12	5	7	3	5	1	12	5	7	3	5	1	12	5	7	3			
					(2)													(2)		
					コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。														受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	
5	1	12	5	7	4	5	1	12	5	7	4	5	1	12	5	7	4			
					(3)													(3)		
					請負者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については設計図書によるものとし、予期しない沈下の恐れがあてあげこしが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。													受注者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については設計図書によるものとし、予期しない沈下の恐れがあてあげこしが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		
5	1	12	5	8	1	5	1	12	5	8	1	5	1	12	5	8	1			
					8 .													8 .		
					請負者は、ダクタイル鋳鉄管の布設について次の事項により施工しなければならない。													受注者は、ダクタイル鋳鉄管の布設について以下の事項により施工しなければならない。		
5	1	12	5	8	2	5	1	12	5	8	2	5	1	12	5	8	2			
					(1)													(1)		
					請負者は、JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）及びJIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）に適したダクタイル鋳鉄管を用いなければならない。													受注者は、JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）及びJIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）に適したダクタイル鋳鉄管を用いなければならない。		
5	1	12	5	8	3	5	1	12	5	8	3	5	1	12	5	8	3			
					(2)													(2)		
					請負者は、設計図書に明示した場合を除き、伸縮性と可撓性を持つメカニカルタイプで離脱防止を具備したU型またはUF型の継手を用いなければならない。													受注者は、設計図書に明示した場合を除き、伸縮性と可撓性を持つメカニカルタイプで離脱防止を具備したU型またはUF型の継手を用いなければならない。		
5	1	12	5	8	4	5	1	12	5	8	4	5	1	12	5	8	4			
					(3)													(3)		
					請負者は、継手接合部に受口表示マークの管種を確認し、設計図書と照合しなければならない。													受注者は、継手接合部に受口表示マークの管種を確認し、設計図書と照合しなければならない。		
5	1	12	5	8	5	5	1	12	5	8	5	5	1	12	5	8	5			
					(4)													(4)		
					請負者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを確認した上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。													受注者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを確認した上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。		
5	1	12	5	8	6	5	1	12	5	8	6	5	1	12	5	8	6			
					(5)													(5)		
					請負者は、継手接合に従事する配管工にダクタイル鋳鉄管の配管経験が豊富で、使用する管の材質や継手の特性、構造等を熟知したものを配置しなければならない。													受注者は、継手接合に従事する配管工にダクタイル鋳鉄管の配管経験が豊富で、使用する管の材質や継手の特性、構造等を熟知したものを配置しなければならない。		

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
5	1	12	5	8	7	(6)	請負者は、接合の結果をチェックシートに記録しなければならない。	5	1	12	5	8	7	(6)	受注者は、接合の結果をチェックシートに記録しなければならない。	
5	1	12	5	8	8	(7)	請負者は、鑄鉄管の塗装にあたって使用材料は設計図書に明示したものとし、塗装前に内外面のさび、その他の付着物を除去した後に施工しなければならない。	5	1	12	5	8	8	(7)	受注者は、鑄鉄管の塗装にあたって使用材料は設計図書に明示したものとし、塗装前に内外面のさび、その他の付着物を除去した後に施工しなければならない。	
5	1	12	5	8	9	(8)	請負者は、現場で切断した管の切断面や塗装面に傷、はがれが生じた場合は、さびやその他の付着物、水分を除去した後に塗装しなければならない。	5	1	12	5	8	9	(8)	受注者は、現場で切断した管の切断面や塗装面に傷、はがれが生じた場合は、さびやその他の付着物、水分を除去した後に塗装しなければならない。	
5	1	12	5	8	10	(9)	請負者は、現場塗装した箇所が乾燥するまで鑄鉄管を移動させてはならない。	5	1	12	5	8	10	(9)	受注者は、現場塗装した箇所が乾燥するまで鑄鉄管を移動させてはならない。	
5	1	12	6	0	1	1 - 12 - 6	場所打水路工	5	1	12	6	0	1	1 - 12 - 6	場所打水路工	
5	1	12	6	1	1	1.	場所打水路工の施工にあたっては、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	5	1	12	6	1	1	1.	場所打水路工の施工にあたっては、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	表現を整備局と整合
5	1	12	6	2	1	2.	請負者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書の施工条件明示によるものとする。なお、これにより難い場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	5	1	12	6	2	1	2.	受注者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書の施工条件明示によるものとする。なお、これにより難い場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
5	1	12	6	3	1	3.	請負者は、コンクリートの打込みは、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	5	1	12	6	3	1	3.	受注者は、コンクリートの打込みは、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
5	1	12	6	4	1	4.	請負者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。	5	1	12	6	4	1	4.	受注者は、コンクリート打込みにあたっては、設計図書で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。	
5	1	12	6	5	1	5.	請負者は、コンクリート打設後、設計図書に示す期間、水の流動を防がなければならない。	5	1	12	6	5	1	5.	受注者は、コンクリート打設後、設計図書に示す期間、水の流動を防がなければならない。	
5	1	12	6	6	1	6.	請負者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないようまた、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	5	1	12	6	6	1	6.	受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないよう設置しなければならない。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	
5	1	13	0	0	1	第13節	付属物設置工	5	1	13	0	0	1	第13節	付属物設置工	
5	1	13	1	0	1	1 - 13 - 1	一般事項	5	1	13	1	0	1	1 - 13 - 1	一般事項	
5	1	13	1	0	2		本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、階段工その他これらに類する工種について定める。	5	1	13	1	0	2		本節は、付属物設置工として作業土工(床掘り・埋戻し)、防止柵工、境界工、銘板工、階段工その他これらに類する工種について定める。	
5	1	13	2	0	1	1 - 13 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	5	1	13	2	0	1	1 - 13 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
5	1	13	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	5	1	13	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
5	1	13	3	0	1	1 - 13 - 3	防止柵工	5	1	13	3	0	1	1 - 13 - 3	防止柵工	
5	1	13	3	0	2		防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。	5	1	13	3	0	2		防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等			
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由	
5	1	13	4	0	1	1 - 13 - 4	境界工	5	1	13	4	0	1	1 - 13 - 4	境界工		
5	1	13	4	1	1	1	請負者は、境界杭の設置位置については、監督職員の指示によらなければならない。また、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に報告しなければならない。	5	1	13	4	1	1	1	1	受注者は、境界杭の設置位置については、監督職員の指示によらなければならない。また、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に報告しなければならない。	
5	1	13	4	2	1	2	請負者は、埋設箇所が岩盤等で境界杭の設置が困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	5	1	13	4	2	1	2	2	受注者は、埋設箇所が岩盤等で境界杭の設置が困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
5	1	13	4	3	1	3	請負者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	5	1	13	4	3	1	3	3	受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	
5	1	13	5	0	1	1 - 13 - 5	銘板工	5	1	13	5	0	1	1 - 13 - 5	銘板工		
5	1	13	5	0	2		銘板工の施工については、第6編3 - 8 - 5銘板工の規定による。	5	1	13	5	0	2		銘板工の施工については、第6編3 - 8 - 5銘板工の規定による。		
5	1	13	6	0	1	1 - 13 - 6	階段工	5	1	13	6	0	1	1 - 13 - 6	階段工		
5	1	13	6	0	2		階段工の施工については、第3編2 - 3 - 22階段工の規定による。	5	1	13	6	0	2		階段工の施工については、第3編2 - 3 - 22階段工の規定による。		
5	1	14	0	0	1	第14節	付帯道路工	5	1	14	0	0	1	第14節	付帯道路工		
5	1	14	1	0	1	1 - 14 - 1	一般事項	5	1	14	1	0	1	1 - 14 - 1	一般事項		
5	1	14	1	0	2		本節は、付帯道路工として作業土工、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。	5	1	14	1	0	2		本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。		
5	1	14	2	0	1	1 - 14 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）	5	1	14	2	0	1	1 - 14 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）		
5	1	14	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工の規定による。	5	1	14	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。		
5	1	14	3	0	1	1 - 14 - 3	路側防護柵工	5	1	14	3	0	1	1 - 14 - 3	路側防護柵工		
5	1	14	3	0	2		防護柵工の施工については、第3編2 - 3 - 8路側防護柵工の規定による。	5	1	14	3	0	2		防護柵工の施工については、第3編2 - 3 - 8路側防護柵工の規定による。		
5	1	14	4	0	1	1 - 14 - 4	舗装準備工	5	1	14	4	0	1	1 - 14 - 4	舗装準備工		
5	1	14	4	0	2		舗装準備工の施工については、第3編2 - 6 - 5舗装準備工の規定による。	5	1	14	4	0	2		舗装準備工の施工については、第3編2 - 6 - 5舗装準備工の規定による。		
5	1	14	5	0	1	1 - 14 - 5	アスファルト舗装工	5	1	14	5	0	1	1 - 14 - 5	アスファルト舗装工		
5	1	14	5	0	2		アスファルト舗装工の施工については、第3編2 - 6 - 7アスファルト舗装工の規定による。	5	1	14	5	0	2		アスファルト舗装工の施工については、第3編2 - 6 - 7アスファルト舗装工の規定による。		
5	1	14	6	0	1	1 - 14 - 6	コンクリート舗装工	5	1	14	6	0	1	1 - 14 - 6	コンクリート舗装工		
5	1	14	6	0	2		コンクリート舗装工の施工については、第3編2 - 6 - 12コンクリート舗装工の規定による。	5	1	14	6	0	2		コンクリート舗装工の施工については、第3編2 - 6 - 12コンクリート舗装工の規定による。		
5	1	14	7	0	1	1 - 14 - 7	薄層カラー舗装工	5	1	14	7	0	1	1 - 14 - 7	薄層カラー舗装工		
5	1	14	7	0	2		薄層カラー舗装工の施工については、第3編2 - 6 - 13薄層カラー舗装工の規定による。	5	1	14	7	0	2		薄層カラー舗装工の施工については、第3編2 - 6 - 13薄層カラー舗装工の規定による。		

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文										改訂条文										改訂理由等
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成			編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成			改訂理由
5	1	14	8	0	1	1 - 14 - 8	側溝工			5	1	14	8	0	1	1 - 14 - 8	側溝工			
5	1	14	8	0	2		側溝工の施工については、第5編1-12-3側溝工の規定による。			5	1	14	8	0	2		側溝工の施工については、第5編1-12-3側溝工の規定による。			
5	1	14	9	0	1	1 - 14 - 9	集水樹工			5	1	14	9	0	1	1 - 14 - 9	集水樹工			
5	1	14	9	0	2		集水樹工の施工については、第3編2-3-30集水樹工の規定による。			5	1	14	9	0	2		集水樹工の施工については、第3編2-3-30集水樹工の規定による。			
5	1	14	10	0	1	1 - 14 - 10	縁石工			5	1	14	10	0	1	1 - 14 - 10	縁石工			
5	1	14	10	0	2		縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定による。			5	1	14	10	0	2		縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定による。			
5	1	14	11	0	1	1 - 14 - 11	区画線工			5	1	14	11	0	1	1 - 14 - 11	区画線工			
5	1	14	11	0	2		区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の規定による。			5	1	14	11	0	2		区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の規定による。			
5	1	15	0	0	1	第15節	付帯道路施設工			5	1	15	0	0	1	第15節	付帯道路施設工			
5	1	15	1	0	1	1 - 15 - 1	一般事項			5	1	15	1	0	1	1 - 15 - 1	一般事項			
5	1	15	1	0	2		本節は、付帯道路施設工として境界工、道路付属物工、小型標識工その他これらに類する工種について定める。			5	1	15	1	0	2		本節は、付帯道路施設工として境界工、道路付属物工、小型標識工その他これらに類する工種について定める。			
5	1	15	2	0	1	1 - 15 - 2	境界工			5	1	15	2	0	1	1 - 15 - 2	境界工			
5	1	15	2	0	2		境界工の施工については、第5編1-13-4境界工の規定による。			5	1	15	2	0	2		境界工の施工については、第5編1-13-4境界工の規定による。			
5	1	15	3	0	1	1 - 15 - 3	道路付属物工			5	1	15	3	0	1	1 - 15 - 3	道路付属物工			
5	1	15	3	0	2		道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。			5	1	15	3	0	2		道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。			
5	1	15	4	0	1	1 - 15 - 4	小型標識工			5	1	15	4	0	1	1 - 15 - 4	小型標識工			
5	1	15	4	0	2		小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。			5	1	15	4	0	2		小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。			
5	2	0	0	0	1	第2章	突堤・人工岬			5	2	0	0	0	1	第2章	突堤・人工岬			
5	2	1	0	0	1	第1節	適用			5	2	1	0	0	1	第1節	適用			
5	2	1	0	1	1	1.	本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、突堤基礎工、突堤本体工、根固め工、消波工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。			5	2	1	0	1	1	1.	本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、突堤基礎工、突堤本体工、根固め工、消波工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。			
5	2	1	0	2	1	2.	海岸土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。			5	2	1	0	2	1	2.	海岸土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。			
5	2	1	0	3	1	3.	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。			5	2	1	0	3	1	3.	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。			
5	2	1	0	4	1	4.	請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。			5	2	1	0	4	1	4.	受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。			
5	2	1	0	5	1	5.	請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。			5	2	1	0	5	1	5.	受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。			

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
5	2	1	0	6	1	6	請負者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	5	2	1	0	6	1	6	受注者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	
5	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	5	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
5	2	2	0	0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	5	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
5	2	2	0	0	3		土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月）	5	2	2	0	0	3		土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月）	
5	2	2	0	0	4		土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月）	5	2	2	0	0	4		土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月）	
5	2	2	0	0	5		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年4月）	5	2	2	0	0	5		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年4月）	
5	2	3	0	0	1	第3節	軽量盛土工	5	2	3	0	0	1	第3節	軽量盛土工	
5	2	3	1	0	1	2-3-1	一般事項	5	2	3	1	0	1	2-3-1	一般事項	
5	2	3	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	5	2	3	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	
5	2	3	2	0	1	2-3-2	軽量盛土工	5	2	3	2	0	1	2-3-2	軽量盛土工	
5	2	3	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	5	2	3	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	
5	2	4	0	0	1	第4節	突堤基礎工	5	2	4	0	0	1	第4節	突堤基礎工	
5	2	4	1	0	1	2-4-1	一般事項	5	2	4	1	0	1	2-4-1	一般事項	
5	2	4	1	1	1	1	本節は、突堤基礎工として作業土工、捨石工、吸出し防止工その他これらに類する工種について定める。	5	2	4	1	1	1	1	本節は、突堤基礎工として作業土工（床掘り・埋戻し）、捨石工、吸出し防止工その他これらに類する工種について定める。	
5	2	4	1	2	1	2	請負者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。	5	2	4	1	2	1	2	受注者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。	
5	2	4	1	3	1	3	請負者は、突堤基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。	5	2	4	1	3	1	3	受注者は、突堤基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。	
5	2	4	2	0	1	2-4-2	材 料	5	2	4	2	0	1	2-4-2	材 料	
5	2	4	2	1	1	1	突堤基礎工に使用する捨石は、第5編1-5-2材料の規定による。	5	2	4	2	1	1	1	突堤基礎工に使用する捨石は、第5編1-5-2材料の規定による。	
5	2	4	2	2	1	2	吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石は、おおむね15～25cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用する。	5	2	4	2	2	1	2	吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石は、おおむね15～25cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用する。	
5	2	4	2	3	1	3	吸出し防止工にアスファルトマット、合成繊維マットを使用する場合は、第5編1-6-2材料の規定による。	5	2	4	2	3	1	3	吸出し防止工にアスファルトマット、合成繊維マットを使用する場合は、第5編1-6-2材料の規定による。	
5	2	4	3	0	1	2-4-3	作業土工（床掘り・埋戻し）	5	2	4	3	0	1	2-4-3	作業土工（床掘り・埋戻し）	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
5	2	4	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	5	2	4	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
5	2	4	4	0	1	2-4-4	捨石工	5	2	4	4	0	1	2-4-4	捨石工	
5	2	4	4	0	2		捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。	5	2	4	4	0	2		捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。	
5	2	4	5	0	1	2-4-5	吸出し防止工	5	2	4	5	0	1	2-4-5	吸出し防止工	
5	2	4	5	1	1	1.	請負者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さ約60cm毎に連柴締金を用いて締付け、垂鉛引鉄線または、棕侶なわ等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。	5	2	4	5	1	1	1.	受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さ約60cm毎に連柴締金を用いて締付け、垂鉛引鉄線または、棕侶なわ等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。	
5	2	4	5	2	1	2.	請負者は、連柴及び敷粗朶を縦横ともそれぞれ梢を海岸に平行と沖合に向けて組立てなければならない。	5	2	4	5	2	1	2.	受注者は、連柴及び敷粗朶を縦横ともそれぞれ梢を海岸に平行と沖合に向けて組立てなければならない。	
5	2	4	5	3	1	3.	請負者は、粗朶沈床の上下部の連柴を上格子組立て完了後、完全に結束しなければならない。	5	2	4	5	3	1	3.	受注者は、粗朶沈床の上下部の連柴を上格子組立て完了後、完全に結束しなければならない。	
5	2	4	5	4	1	4.	請負者は、粗朶沈床の設置にあたって、潮流による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。	5	2	4	5	4	1	4.	受注者は、粗朶沈床の設置にあたって、潮流による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。	
5	2	4	5	5	1	5.	請負者は、沈石の施工にあたって、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。	5	2	4	5	5	1	5.	受注者は、沈石の施工にあたって、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。	
5	2	4	5	6	1	6.	請負者は、粗朶沈床の設置にあたっては、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。	5	2	4	5	6	1	6.	受注者は、粗朶沈床の設置にあたっては、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。	
5	2	4	5	7	1	7.	請負者は、ふとんかごの詰石にあたっては、ふとんかごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。	5	2	4	5	7	1	7.	受注者は、ふとんかごの詰石にあたっては、ふとんかごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。	
5	2	4	5	8	1	8.	請負者は、ふとんかごの連結にあたっては、ふとんかご用鉄線と同一の規格の鉄線で緊結しなければならない。	5	2	4	5	8	1	8.	受注者は、ふとんかごの連結にあたっては、ふとんかご用鉄線と同一の規格の鉄線で緊結しなければならない。	
5	2	4	5	9	1	9.	請負者は、ふとんかごの開口部を詰石後、かごを形成するものと同じの規格の鉄線をもって緊結しなければならない。	5	2	4	5	9	1	9.	受注者は、ふとんかごの開口部を詰石後、かごを形成するものと同じの規格の鉄線をもって緊結しなければならない。	
5	2	4	5	10	1	10.	請負者は、アスファルトマット、合成繊維マットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は50cm以上としなければならない。	5	2	4	5	10	1	10.	受注者は、アスファルトマット、合成繊維マットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は50cm以上としなければならない。	
5	2	5	0	0	1	第5節	突堤本体工	5	2	5	0	0	1	第5節	突堤本体工	
5	2	5	1	0	1	2-5-1	一般事項	5	2	5	1	0	1	2-5-1	一般事項	
5	2	5	1	1	1	1.	本節は、突堤本体工として捨石工、被覆石工、被覆ブロック工、海岸コンクリートブロック工、既製杭工、詰杭工、矢板工、石棹工、場所打コンクリート工、ケーソン工、セルラー工その他これらに類する工種について定める。	5	2	5	1	1	1	1.	本節は、突堤本体工として捨石工、被覆石工、被覆ブロック工、海岸コンクリートブロック工、既製杭工、詰杭工、矢板工、石棹工、場所打コンクリート工、ケーソン工、セルラー工その他これらに類する工種について定める。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由			
5	2	5	1	2	1	2	5	2	5	1	2	1	5	2	5	1	2	1	請負者は、突堤本体のコンクリート施工にあたっては、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	受注者は、突堤本体のコンクリート施工にあたっては、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
5	2	5	1	3	1	3	5	2	5	1	3	1	5	2	5	1	3	1	請負者は、堤体工が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。	受注者は、堤体工が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。	
5	2	5	1	4	1	4	5	2	5	1	4	1	5	2	5	1	4	1	請負者は、堤体工が階段式の場合、階段のけ込み部の型枠は吊り型枠を用いて、天端までコンクリートを打設しなければならない。	受注者は、堤体工が階段式の場合、階段のけ込み部の型枠は吊り型枠を用いて、天端までコンクリートを打設しなければならない。	
5	2	5	1	5	1	5	5	2	5	1	5	1	5	2	5	1	5	1	請負者は、中詰について、本体施工後すみやかに施工しなければならない。	受注者は、中詰について、本体施工後すみやかに施工しなければならない。	
5	2	5	1	6	1	6	5	2	5	1	6	1	5	2	5	1	6	1	請負者は、中詰の施工方法について、ケーソン及びセルラーの各室の中詰量の差が極力生じないように行わなければならない。	受注者は、中詰の施工方法について、ケーソン及びセルラーの各室の中詰量の差が極力生じないように行わなければならない。	
5	2	5	2	0	1	2-5-2	5	2	5	2	0	1	5	2	5	2	0	1	捨石工	捨石工	
5	2	5	2	0	2		5	2	5	2	0	2	5	2	5	2	0	2	捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。	捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。	
5	2	5	3	0	1	2-5-3	5	2	5	3	0	1	5	2	5	3	0	1	被覆石工	被覆石工	
5	2	5	3	0	2		5	2	5	3	0	2	5	2	5	3	0	2	請負者は、被覆石の施工にあたっては、大小の石で噛み合わせ良く、均し面に緩みがないよう施工しなければならない。	受注者は、被覆石の施工にあたっては、大小の石で噛み合わせ良く、均し面に緩みがないよう施工しなければならない。	
5	2	5	4	0	1	2-5-4	5	2	5	4	0	1	5	2	5	4	0	1	被覆ブロック工	被覆ブロック工	
5	2	5	4	1	1	1	5	2	5	4	1	1	5	2	5	4	1	1	請負者は、施工箇所における海水汚濁防止につとめなければならない。	受注者は、施工箇所における海水汚濁防止につとめなければならない。	
5	2	5	4	2	1	2	5	2	5	4	2	1	5	2	5	4	2	1	請負者は、被覆ブロックの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないように施工しなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	受注者は、被覆ブロックの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないように施工しなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。	
5	2	5	4	3	1	3	5	2	5	4	3	1	5	2	5	4	3	1	請負者は、被覆ブロックの据付けにあたっては、被覆ブロック相互の接合部において段差が生じないように施工しなければならない。	受注者は、被覆ブロックの据付けにあたっては、被覆ブロック相互の接合部において段差が生じないように施工しなければならない。	
5	2	5	5	0	1	2-5-5	5	2	5	5	0	1	5	2	5	5	0	1	海岸コンクリートブロック工	海岸コンクリートブロック工	
5	2	5	5	0	2		5	2	5	5	0	2	5	2	5	5	0	2	海岸コンクリートブロック工の施工については、第5編1-5-6海岸コンクリートブロック工の規定による。	海岸コンクリートブロック工の施工については、第5編1-5-6海岸コンクリートブロック工の規定による。	
5	2	5	6	0	1	2-5-6	5	2	5	6	0	1	5	2	5	6	0	1	既製杭工	既製杭工	
5	2	5	6	0	2		5	2	5	6	0	2	5	2	5	6	0	2	既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。	既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。	
5	2	5	7	0	1	2-5-7	5	2	5	7	0	1	5	2	5	7	0	1	詰杭工	詰杭工	
5	2	5	7	1	1	1	5	2	5	7	1	1	5	2	5	7	1	1	コンクリート杭の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。	コンクリート杭の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由			
5	2	5	7	2	1	2	5	2	5	7	2	2	5	2	5	7	2	1	請負者は、コンクリートパネルの設置については、パネル相互間に中詰石の挿入や転落石のはまり込みがないよう施工しなければならない。	受注者は、コンクリートパネルの設置については、パネル相互間に中詰石の挿入や転落石のはまり込みがないよう施工しなければならない。	
5	2	5	7	3	1	3	5	2	5	7	3	3	5	2	5	7	3	1	請負者は、基礎面とブロックの間またはブロック相互の間に、かみ合せ石等をしてはならない。	受注者は、基礎面とブロックの間またはブロック相互の間に、かみ合せ石等をしてはならない。	
5	2	5	7	4	1	4	5	2	5	7	4	4	5	2	5	7	4	1	請負者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。	受注者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。	
5	2	5	8	0	1	2 - 5 - 8	5	2	5	8	0	1	2 - 5 - 8	5	2	5	8	0	1	矢板工	矢板工
5	2	5	8	0	2		5	2	5	8	0	2		5	2	5	8	0	2	矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。	矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。
5	2	5	9	0	1	2 - 5 - 9	5	2	5	9	0	1	2 - 5 - 9	5	2	5	9	0	1	石枠工	石枠工
5	2	5	9	1	1	1	5	2	5	9	1	1	1	5	2	5	9	1	1	請負者は、コンクリート枠の製作に使用する型枠は、所定の形状のものとし、変形、破損等のないもので整備されたものを使用しなければならない。	受注者は、コンクリート枠の製作に使用する型枠は、所定の形状のものとし、変形、破損等のないもので整備されたものを使用しなければならない。
5	2	5	9	2	1	2	5	2	5	9	2	1	2	5	2	5	9	2	1	請負者は、コンクリート枠製作完了後、製作番号を表示しなければならない。	受注者は、コンクリート枠製作完了後、製作番号を表示しなければならない。
5	2	5	9	3	1	3	5	2	5	9	3	1	3	5	2	5	9	3	1	コンクリート枠の仮置き場所は、突起等の不陸は均すものとする。	コンクリート枠の仮置き場所は、突起等の不陸は均すものとする。
5	2	5	9	4	1	4	5	2	5	9	4	1	4	5	2	5	9	4	1	請負者は、コンクリートパネルの設置については、パネル相互間に中詰石の挿入や転落石のはまり込みがないよう施工しなければならない。	受注者は、コンクリートパネルの設置については、パネル相互間に中詰石の挿入や転落石のはまり込みがないよう施工しなければならない。
5	2	5	9	5	1	5	5	2	5	9	5	1	5	5	2	5	9	5	1	請負者は、基礎面とブロックの間またはブロック相互の間に、かみ合わせ石等をしてはならない。	受注者は、基礎面とブロックの間またはブロック相互の間に、かみ合わせ石等をしてはならない。
5	2	5	9	6	1	6	5	2	5	9	6	1	6	5	2	5	9	6	1	請負者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。	受注者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。
5	2	5	10	0	1	2 - 5 - 10	5	2	5	10	0	1	2 - 5 - 10	5	2	5	10	0	1	場所打コンクリート工	場所打コンクリート工
5	2	5	10	0	2		5	2	5	10	0	2		5	2	5	10	0	2	請負者は、場所打コンクリート工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	受注者は、場所打コンクリート工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
5	2	5	11	0	1	2 - 5 - 11	5	2	5	11	0	1	2 - 5 - 11	5	2	5	11	0	1	ケーソン工	ケーソン工
5	2	5	11	1	1	1	5	2	5	11	1	1	1	5	2	5	11	1	1	ケーソンと函台は、絶縁する。	ケーソンと函台は、絶縁するものとする。
5	2	5	11	2	1	2	5	2	5	11	2	1	2	5	2	5	11	2	1	請負者は、海上コンクリート打設については、打継面が、海水に洗われることのない状態において施工しなければならない。	受注者は、海上コンクリート打設については、打継面が、海水に洗われることのない状態において施工しなければならない。
5	2	5	11	3	1	3	5	2	5	11	3	1	3	5	2	5	11	3	1	請負者は、2函以上のケーソンを同一函台で製作する場合は、ケーソン相互間に支障が生じないように配置しなければならない。	受注者は、2函以上のケーソンを同一函台で製作する場合は、ケーソン相互間に支障が生じないように配置しなければならない。
5	2	5	11	4	1	4	5	2	5	11	4	1	4	5	2	5	11	4	1	請負者は、フローティングドックの作業面を施工に先立ち水平かつ平坦になるよう調整しなければならない。	受注者は、フローティングドックの作業面を施工に先立ち水平かつ平坦になるよう調整しなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由	
5	2	5	11	18	1	18.	請負者は、ケーソン仮置きに先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。	5	2	5	11	18	1	18.	受注者は、ケーソン仮置きに先立ち、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。				
5	2	5	11	19	1	19.	請負者は、ケーソンの仮置き及び据付け方法、曳航方法、寄港地、避難場所、回航経路、連絡体制等については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	5	2	5	11	19	1	19.	受注者は、ケーソンの仮置き及び据付け方法、曳航方法、寄港地、避難場所、回航経路、連絡体制等については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。				
5	2	5	11	20	1	20.	請負者は、ケーソン仮置き及び据付けの際、注水時に各室の水位差は、1 m以内としなければならない。	5	2	5	11	20	1	20.	受注者は、ケーソン仮置き及び据付けの際、注水時に各室の水位差は、1 m以内としなければならない。				
5	2	5	11	21	1	21.	請負者は、ケーソン仮置き完了後、ケーソンが所定の位置に異常なく仮置きされたことを確認しなければならない。	5	2	5	11	21	1	21.	受注者は、ケーソン仮置き完了後、ケーソンが所定の位置に異常なく仮置きされたことを確認しなければならない。				
5	2	5	11	22	1	22.	請負者は、ケーソンの仮置き期間中、気象及び海象に十分注意し管理しなければならない。	5	2	5	11	22	1	22.	受注者は、ケーソンの仮置き期間中、気象及び海象に十分注意し管理しなければならない。				
5	2	5	11	23	1	23.	請負者は、曳航、回航に先立ち監督職員に報告しなければならない。	5	2	5	11	23	1	23.	受注者は、曳航、回航に先立ち監督職員に報告しなければならない。				
5	2	5	11	24	1	24.	請負者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止につとめなければならない。	5	2	5	11	24	1	24.	受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止につとめなければならない。				
5	2	5	11	25	1	25.	請負者は、ケーソンの曳航中、回航中は、ケーソンの安定に留意しなければならない。	5	2	5	11	25	1	25.	受注者は、ケーソンの曳航中、回航中は、ケーソンの安定に留意しなければならない。				
5	2	5	11	25	2		また、ケーソンを吊上げて曳航する場合には、ケーソンが振れ、回転をしない処置を講ずるものとする。	5	2	5	11	25	2		また、ケーソンを吊上げて曳航する場合には、ケーソンが振れ、回転をしない処置を講ずるものとする。				
5	2	5	11	26	1	26.	請負者は、曳航、回航完了後ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。	5	2	5	11	26	1	26.	受注者は、曳航、回航完了後ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。				
5	2	5	11	27	1	27.	請負者は、回航中、寄港または避難した場合は、ただちにケーソンの異常の有無を監督職員に連絡しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻及び異常の有無を同様に連絡しなければならない。	5	2	5	11	27	1	27.	受注者は、回航中、寄港または避難した場合は、ただちにケーソンの異常の有無を監督職員に連絡しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻及び異常の有無を同様に連絡しなければならない。				
5	2	5	11	28	1	28.	アスファルトマットを摩擦増大マットとして使用する場合は突合せ目地とする。	5	2	5	11	28	1	28.	アスファルトマットを摩擦増大マットとして使用する場合は突合せ目地とする。				
5	2	5	11	29	1	29.	請負者は、ケーソン据付けに先立ち気象及び海象をあらかじめ調査し、据付けに適切な時期を選定しケーソン据付けしなければならない。	5	2	5	11	29	1	29.	受注者は、ケーソン据付けに先立ち気象及び海象をあらかじめ調査し、据付けに適切な時期を選定しケーソン据付けしなければならない。				
5	2	5	11	30	1	30.	請負者は、海中に仮置きされたケーソンを据付ける場合は、ケーソンの接触面に付着している貝、海藻等を据付けに支障がない程度に取り除かなければならない。	5	2	5	11	30	1	30.	受注者は、海中に仮置きされたケーソンを据付ける場合は、ケーソンの接触面に付着している貝、海藻等を据付けに支障がない程度に取り除かなければならない。				

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文											改訂条文											改訂理由等
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成				編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成				改訂理由
5	2	5	11	31	1	31.	請負者は、ケーソン据付け完了後は、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。				5	2	5	11	31	1	31.	受注者は、ケーソン据付け完了後は、ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。				
5	2	5	12	0	1	2 - 5 - 12	セルラー工				5	2	5	12	0	1	2 - 5 - 12	セルラー工				
5	2	5	12	1	1	1.	請負者は、セルラー製作完了後は、製作番号を表示しなければならない。				5	2	5	12	1	1	1.	受注者は、セルラー製作完了後は、製作番号を表示しなければならない。				
5	2	5	12	2	1	2.	セルラー仮置き場所については、突起等の不陸は、均さなければならない。				5	2	5	12	2	1	2.	セルラー仮置き場所については、突起等の不陸は、均さなければならない。				
5	2	5	12	3	1	3.	請負者は、海中に仮置きされたセルラーを据付ける場合は、セルラーの接触面に付着している貝、海草等を据付けに支障がない程度に取り除かなければならない。				5	2	5	12	3	1	3.	受注者は、海中に仮置きされたセルラーを据付ける場合は、セルラーの接触面に付着している貝、海草等を据付けに支障がない程度に取り除かなければならない。				
5	2	6	0	0	1	第6節	根固め工				5	2	6	0	0	1	第6節	根固め工				
5	2	6	1	0	1	2 - 6 - 1	一般事項				5	2	6	1	0	1	2 - 6 - 1	一般事項				
5	2	6	1	1	1	1.	本節は、根固め工として捨石工、根固めブロック工その他これらに類する工種について定める。				5	2	6	1	1	1	1.	本節は、根固め工として捨石工、根固めブロック工その他これらに類する工種について定める。				
5	2	6	1	2	1	2.	請負者は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。				5	2	6	1	2	1	2.	受注者は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。				
5	2	6	2	0	1	2 - 6 - 2	捨石工				5	2	6	2	0	1	2 - 6 - 2	捨石工				
5	2	6	2	0	2		捨石工の施工については、第3編2 - 3 - 19捨石工の規定による。				5	2	6	2	0	2		捨石工の施工については、第3編2 - 3 - 19捨石工の規定による。				
5	2	6	3	0	1	2 - 6 - 3	根固めブロック工				5	2	6	3	0	1	2 - 6 - 3	根固めブロック工				
5	2	6	3	0	2		根固めブロック工の施工については、第5編1 - 5 - 6海岸コンクリートブロック工の規定による。				5	2	6	3	0	2		根固めブロック工の施工については、第5編1 - 5 - 6海岸コンクリートブロック工の規定による。				
5	2	7	0	0	1	第7節	消波工				5	2	7	0	0	1	第7節	消波工				
5	2	7	1	0	1	2 - 7 - 1	一般事項				5	2	7	1	0	1	2 - 7 - 1	一般事項				
5	2	7	1	1	1	1.	本節は、消波工として捨石工、消波ブロック工その他これらに類する工種について定める。				5	2	7	1	1	1	1.	本節は、消波工として捨石工、消波ブロック工その他これらに類する工種について定める。				
5	2	7	1	2	1	2.	請負者は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。				5	2	7	1	2	1	2.	受注者は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。				
5	2	7	2	0	1	2 - 7 - 2	捨石工				5	2	7	2	0	1	2 - 7 - 2	捨石工				
5	2	7	2	0	2		捨石工の施工については、第3編2 - 3 - 19捨石工の規定による。				5	2	7	2	0	2		捨石工の施工については、第3編2 - 3 - 19捨石工の規定による。				
5	2	7	3	0	1	2 - 7 - 3	消波ブロック工				5	2	7	3	0	1	2 - 7 - 3	消波ブロック工				
5	2	7	3	0	2		消波ブロック工の施工については、第5編1 - 5 - 6海岸コンクリートブロック工の規定による。				5	2	7	3	0	2		消波ブロック工の施工については、第5編1 - 5 - 6海岸コンクリートブロック工の規定による。				
5	3	0	0	0	1	第3章	海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）				5	3	0	0	0	1	第3章	海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）				
5	3	1	0	0	1	第1節	適用				5	3	1	0	0	1	第1節	適用				
5	3	1	0	1	1	1.	本章は、海岸工事における海域堤基礎工、海域堤本体工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。				5	3	1	0	1	1	1.	本章は、海岸工事における海域堤基礎工、海域堤本体工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。				

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
5	3	1	0	2	1	2	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	5	3	1	0	2	1	2	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
5	3	1	0	3	1	3	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	5	3	1	0	3	1	3	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
5	3	1	0	4	1	4	請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	5	3	1	0	4	1	4	受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	
5	3	1	0	5	1	5	請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	5	3	1	0	5	1	5	受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	
5	3	1	0	6	1	6	請負者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	5	3	1	0	6	1	6	受注者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	
5	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	5	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
5	3	2	0	0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	5	3	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
5	3	2	0	0	3		土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月）	5	3	2	0	0	3		土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月）	
5	3	2	0	0	4		土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月）	5	3	2	0	0	4		土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月）	
5	3	2	0	0	5		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年4月）	5	3	2	0	0	5		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年4月）	
5	3	3	0	0	1	第3節	海域堤基礎工	5	3	3	0	0	1	第3節	海域堤基礎工	
5	3	3	1	0	1	3-3-1	一般事項	5	3	3	1	0	1	3-3-1	一般事項	
5	3	3	1	1	1	1	本節は、海域堤基礎工として捨石工、吸出し防止工、その他これらに類する工種について定める。	5	3	3	1	1	1	1	本節は、海域堤基礎工として捨石工、吸出し防止工、その他これらに類する工種について定める。	
5	3	3	1	2	1	2	請負者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。	5	3	3	1	2	1	2	受注者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。	
5	3	3	1	3	1	3	請負者は、突堤基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。	5	3	3	1	3	1	3	受注者は、突堤基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。	
5	3	3	2	0	1	3-3-2	材 料	5	3	3	2	0	1	3-3-2	材 料	
5	3	3	2	1	1	1	海域堤基礎工に使用する捨石は、第5編1-5-2材料の規定によるものとする。	5	3	3	2	1	1	1	海域堤基礎工に使用する捨石は、第5編1-5-2材料の規定によるものとする。	
5	3	3	2	2	1	2	吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石はおおむね15～25cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用するものとする。	5	3	3	2	2	1	2	吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石はおおむね15～25cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用するものとする。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
5	3	3	2	3	1	3	吸出し防止工にアスファルトマット、合成繊維マット、合成樹脂系マット、帆布を使用する場合は、第5編1-6-2材料の規定による。	5	3	3	2	3	1	3	吸出し防止工にアスファルトマット、合成繊維マット、合成樹脂系マット、帆布を使用する場合は、第5編1-6-2材料の規定による。	
5	3	3	3	0	1	3-3-3	捨石工	5	3	3	3	0	1	3-3-3	捨石工	
5	3	3	3	0	2		捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。	5	3	3	3	0	2		捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。	
5	3	3	4	0	1	3-3-4	吸出し防止工	5	3	3	4	0	1	3-3-4	吸出し防止工	
5	3	3	4	1	1	1	請負者は、ふとんかごの詰石にあたっては、ふとんかごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。	5	3	3	4	1	1	1	受注者は、ふとんかごの詰石にあたっては、ふとんかごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。	
5	3	3	4	2	1	2	請負者は、ふとんかごの連結にあたっては、ふとんかご用鉄線と同一の規格の鉄線で緊結しなければならない。	5	3	3	4	2	1	2	受注者は、ふとんかごの連結にあたっては、ふとんかご用鉄線と同一の規格の鉄線で緊結しなければならない。	
5	3	3	4	3	1	3	請負者は、ふとんかごの開口部を詰石後、かごを形成するものと同じの規格の鉄線をもって緊結しなければならない。	5	3	3	4	3	1	3	受注者は、ふとんかごの開口部を詰石後、かごを形成するものと同じの規格の鉄線をもって緊結しなければならない。	
5	3	3	4	4	1	4	請負者は、アスファルトマットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は50cm以上としなければならない。	5	3	3	4	4	1	4	受注者は、アスファルトマットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は50cm以上としなければならない。	
5	3	4	0	0	1	第4節	海域堤本体工	5	3	4	0	0	1	第4節	海域堤本体工	
5	3	4	1	0	1	3-4-1	一般事項	5	3	4	1	0	1	3-4-1	一般事項	
5	3	4	1	1	1	1	本節は、海域堤本体工として捨石工、海岸コンクリートブロック工、ケーソン工、セルラー工、場所打コンクリート工その他これらに類する工種について定める。	5	3	4	1	1	1	1	本節は、海域堤本体工として捨石工、海岸コンクリートブロック工、ケーソン工、セルラー工、場所打コンクリート工その他これらに類する工種について定める。	
5	3	4	1	2	1	2	海域堤本体工の施工については、第5編2-5-1一般事項の規定による。	5	3	4	1	2	1	2	海域堤本体工の施工については、第5編2-5-1一般事項の規定による。	
5	3	4	2	0	1	3-4-2	捨石工	5	3	4	2	0	1	3-4-2	捨石工	
5	3	4	2	0	2		捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。	5	3	4	2	0	2		捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。	
5	3	4	3	0	1	3-4-3	海岸コンクリートブロック工	5	3	4	3	0	1	3-4-3	海岸コンクリートブロック工	
5	3	4	3	0	2		海岸コンクリートブロック工の施工については、第5編1-5-6海岸コンクリートブロック工の規定による。	5	3	4	3	0	2		海岸コンクリートブロック工の施工については、第5編1-5-6海岸コンクリートブロック工の規定による。	
5	3	4	4	0	1	3-4-4	ケーソン工	5	3	4	4	0	1	3-4-4	ケーソン工	
5	3	4	4	0	2		ケーソン工の施工については、第5編2-5-11ケーソン工の規定による。	5	3	4	4	0	2		ケーソン工の施工については、第5編2-5-11ケーソン工の規定による。	
5	3	4	5	0	1	3-4-5	セルラー工	5	3	4	5	0	1	3-4-5	セルラー工	
5	3	4	5	0	2		セルラー工の施工については、第5編2-5-12セルラー工の規定による。	5	3	4	5	0	2		セルラー工の施工については、第5編2-5-12セルラー工の規定による。	
5	3	4	6	0	1	3-4-6	場所打コンクリート工	5	3	4	6	0	1	3-4-6	場所打コンクリート工	
5	3	4	6	0	2		請負者は、場所打コンクリート工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	5	3	4	6	0	2		受注者は、場所打コンクリート工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
5	4	0	0	0	1	第4章	浚渫（海岸）	5	4	0	0	0	1	第4章	浚渫（海岸）	
5	4	1	0	0	1	第1節	適用	5	4	1	0	0	1	第1節	適用	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
5	4	1	0	1	1	1	5	4	1	0	1	1	5	4	1	0	1	1		
						1.													1.	本章は、海岸工事における浚渫工（ポンプ浚渫船）、浚渫工（グラブ船）、浚渫土処理工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。
5	4	1	0	2	1	2.	5	4	1	0	2	1	5	4	1	0	2	1	2.	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。
5	4	1	0	3	1	3.	5	4	1	0	3	1	5	4	1	0	3	1	3.	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。
5	4	1	0	4	1	4.	5	4	1	0	4	1	5	4	1	0	4	1	4.	請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。
5	4	2	0	0	1	第2節	5	4	2	0	0	1	5	4	2	0	0	1	第2節	浚渫工（ポンプ浚渫船）
5	4	2	1	0	1	4-2-1	5	4	2	1	0	1	5	4	2	1	0	1	4-2-1	一般事項
5	4	2	1	1	1	1.	5	4	2	1	1	1	5	4	2	1	1	1	1.	本節は、浚渫工（ポンプ浚渫船）として浚渫船運転工、作業船及び機械運転工、配土工、その他これらに類する工種について定める。
5	4	2	1	2	1	2.	5	4	2	1	2	1	5	4	2	1	2	1	2.	請負者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。
5	4	2	1	3	1	3.	5	4	2	1	3	1	5	4	2	1	3	1	3.	請負者は、浚渫の施工については、施工前に台風等の異常気象に備えて作業船及び作業に使用する機械の避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
5	4	2	1	4	1	4.	5	4	2	1	4	1	5	4	2	1	4	1	4.	請負者は、浚渫の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡するとともに、すみやかに取り除かなければならない。
5	4	2	1	5	1	5.	5	4	2	1	5	1	5	4	2	1	5	1	5.	請負者は、浚渫の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。
5	4	2	1	6	1	6.	5	4	2	1	6	1	5	4	2	1	6	1	6.	請負者は浚渫の施工において、潮位及び潮流、波浪、風浪等の海象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査しなければならない。
5	4	2	1	7	1	7.	5	4	2	1	7	1	5	4	2	1	7	1	7.	請負者は、浚渫の施工において、船の固定、浚渫時の海水汚濁等についての対策を講じなければならない。
5	4	2	2	0	1	4-2-2	5	4	2	2	0	1	5	4	2	2	0	1	4-2-2	浚渫船運転工
5	4	2	2	1	1		5	4	2	2	1	1	5	4	2	2	1	1		浚渫船運転工の施工については、第3編2-16-3浚渫船運転工の規定による。
5	4	2	3	0	1	4-2-3	5	4	2	3	0	1	5	4	2	3	0	1	4-2-3	作業船及び機械運転工
5	4	2	3	0	2		5	4	2	3	0	2	5	4	2	3	0	2		請負者は、浚渫にあたり揚錨船、交通船、警戒船等の作業する場合は、第6編2-2-3作業船及び機械運転工の規定による。
5	4	2	4	0	1	4-2-4	5	4	2	4	0	1	5	4	2	4	0	1	4-2-4	配土工

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由			
5	4	2	4	0	2	1	5	4	2	4	0	2	1	5	4	2	4	0	2		
						1.															
5	4	2	4	3	1	2.	5	4	2	4	3	1	2.	5	4	2	4	3	1		
5	4	3	0	0	1	第3節	5	4	3	0	0	1	第3節	5	4	3	0	0	1		
5	4	3	1	0	1	4-3-1	5	4	3	1	0	1	4-3-1	5	4	3	1	0	1		
5	4	3	1	1	1	1.	5	4	3	1	1	1	1.	5	4	3	1	1	1		
5	4	3	1	2	1	2.	5	4	3	1	2	1	2.	5	4	3	1	2	1		
5	4	3	1	3	1	3.	5	4	3	1	3	1	3.	5	4	3	1	3	1		
5	4	3	1	4	1	4.	5	4	3	1	4	1	4.	5	4	3	1	4	1		
5	4	3	1	5	1	5.	5	4	3	1	5	1	5.	5	4	3	1	5	1		
5	4	3	1	6	1	6.	5	4	3	1	6	1	6.	5	4	3	1	6	1		
5	4	3	1	7	1	7.	5	4	3	1	7	1	7.	5	4	3	1	7	1		
5	4	3	2	0	1	4-3-2	5	4	3	2	0	1	4-3-2	5	4	3	2	0	1		
5	4	3	2	1	1		5	4	3	2	1	1		5	4	3	2	1	1		
5	4	3	3	0	1	4-3-3	5	4	3	3	0	1	4-3-3	5	4	3	3	0	1		
5	4	3	3	0	2		5	4	3	3	0	2		5	4	3	3	0	2		
5	4	3	4	0	1	4-3-4	5	4	3	4	0	1	4-3-4	5	4	3	4	0	1		
5	4	3	4	1	1		5	4	3	4	1	1		5	4	3	4	1	1		
5	4	4	0	0	1	第4節	5	4	4	0	0	1	第4節	5	4	4	0	0	1		
5	4	4	1	0	1	4-4-1	5	4	4	1	0	1	4-4-1	5	4	4	1	0	1		
5	4	4	1	0	2		5	4	4	1	0	2		5	4	4	1	0	2		
5	4	4	2	0	1	4-4-2	5	4	4	2	0	1	4-4-2	5	4	4	2	0	1		

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
5	4	4	2	1	1		請負者は、浚渫土処理工にあたっては、第6編2-5-2浚渫土処理工の規定による。	5	4	4	2	1	1		受注者は、浚渫土処理工にあたっては、第6編2-5-2浚渫土処理工の規定による。	
5	5	0	0	0	1	第5章	養 浜	5	5	0	0	0	1	第5章	養 浜	
5	5	1	0	0	1	第1節	適 用	5	5	1	0	0	1	第1節	適 用	
5	5	1	0	1	1		1. 本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、砂止工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。	5	5	1	0	1	1		1. 本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、砂止工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。	
5	5	1	0	2	1		2. 海岸土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	5	5	1	0	2	1		2. 海岸土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
5	5	1	0	3	1		3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	5	5	1	0	3	1		3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
5	5	1	0	4	1		4. 請負者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	5	5	1	0	4	1		4. 受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。	
5	5	1	0	5	1		5. 請負者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	5	5	1	0	5	1		5. 受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	
5	5	1	0	6	1		6. 請負者は、設計図書に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	5	5	1	0	6	1		6. 受注者は、設計図書に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。	
5	5	1	0	7	1		7. 請負者は養浜の数量においては、養浜施工断面の実測結果によらなければならない。	5	5	1	0	7	1		7. 受注者は養浜の数量においては、養浜施工断面の実測結果によらなければならない。	
5	5	1	0	8	1		8. 請負者は養浜済みの箇所に浸食があった場合は、監督職員の出来高確認済みの部分を除き、再施工しなければならない。	5	5	1	0	8	1		8. 受注者は養浜済みの箇所に浸食があった場合は、監督職員の出来高確認済みの部分を除き、再施工しなければならない。	
5	5	2	0	0	1	第2節	軽量盛土工	5	5	2	0	0	1	第2節	軽量盛土工	
5	5	2	1	0	1	5-2-1	一般事項	5	5	2	1	0	1	5-2-1	一般事項	
5	5	2	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	5	5	2	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	
5	5	2	2	0	1	5-2-2	軽量盛土工	5	5	2	2	0	1	5-2-2	軽量盛土工	
5	5	2	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	5	5	2	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	
5	5	3	0	0	1	第3節	砂止工	5	5	3	0	0	1	第3節	砂止工	
5	5	3	1	0	1	5-3-1	一般事項	5	5	3	1	0	1	5-3-1	一般事項	
5	5	3	1	1	1		1. 本節は、砂止工として根固めブロック工その他これらに類する工種について定める。	5	5	3	1	1	1		1. 本節は、砂止工として根固めブロック工その他これらに類する工種について定める。	
5	5	3	1	2	1		2. 請負者は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。	5	5	3	1	2	1		2. 受注者は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。	
5	5	3	2	0	1	5-3-2	根固めブロック工	5	5	3	2	0	1	5-3-2	根固めブロック工	
5	5	3	2	0	2		根固めブロック工の施工については、第5編1-5-6海岸コンクリートブロック工の規定による。	5	5	3	2	0	2		根固めブロック工の施工については、第5編1-5-6海岸コンクリートブロック工の規定による。	
6	0	0	0	0	1	第6編	砂 防 編	6	0	0	0	0	1	第6編	砂 防 編	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由
6	1	0	0	0	1	6	1	0	0	0	1	6	1	0	0	0	1	
6	1	1	0	0	1	6	1	1	0	0	1	6	1	1	0	0	1	
6	1	1	0	1	1	6	1	1	0	1	1	6	1	1	0	1	1	
6	1	1	0	2	1	6	1	1	0	2	1	6	1	1	0	2	1	
6	1	1	0	3	1	6	1	1	0	3	1	6	1	1	0	3	1	
6	1	1	0	4	1	6	1	1	0	4	1	6	1	1	0	4	1	
6	1	1	0	5	1	6	1	1	0	5	1	6	1	1	0	5	1	
6	1	2	0	0	1	6	1	2	0	0	1	6	1	2	0	0	1	
6	1	2	0	0	2	6	1	2	0	0	2	6	1	2	0	0	2	
6	1	2	0	0	3	6	1	2	0	0	3	6	1	2	0	0	3	
6	1	2	0	0	4	6	1	2	0	0	4	6	1	2	0	0	4	
6	1	2	0	0	5	6	1	2	0	0	5	6	1	2	0	0	5	
6	1	2	0	0	6	6	1	2	0	0	6	6	1	2	0	0	6	
6	1	3	0	0	1	6	1	3	0	0	1	6	1	3	0	0	1	
6	1	3	1	0	1	6	1	3	1	0	1	6	1	3	1	0	1	
6	1	3	1	1	1	6	1	3	1	1	1	6	1	3	1	1	1	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
6	1	3	1	2	1	2	請負者は、原寸、工作、溶接に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	6	1	3	1	2	1	2	受注者は、原寸、工作、溶接に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	
6	1	3	1	3	1	3	請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。	6	1	3	1	3	1	3	受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。	
6	1	3	2	0	1	1-3-2	材 料	6	1	3	2	0	1	1-3-2	材 料	
6	1	3	2	1	2		工場製作工の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	6	1	3	2	1	2		工場製作工の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	
6	1	3	3	0	1	1-3-3	鋼製堰堤製作工	6	1	3	3	0	1	1-3-3	鋼製堰堤製作工	
6	1	3	3	0	2		鋼製堰堤製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	6	1	3	3	0	2		鋼製堰堤製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	
6	1	3	4	0	1	1-3-4	鋼製堰堤仮設材製作工	6	1	3	4	0	1	1-3-4	鋼製堰堤仮設材製作工	
6	1	3	4	0	2		製作・仮組・輸送・組立て等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保出来る規模と強度を有することを確認しなければならない。	6	1	3	4	0	2		製作・仮組・輸送・組立て等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保出来る規模と強度を有することを確認しなければならない。	
6	1	3	5	0	1	1-3-5	工場塗装工	6	1	3	5	0	1	1-3-5	工場塗装工	
6	1	3	5	0	2		工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。	6	1	3	5	0	2		工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。	
6	1	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工	6	1	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工	
6	1	4	1	0	1	1-4-1	一般事項	6	1	4	1	0	1	1-4-1	一般事項	
6	1	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	6	1	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	
6	1	4	2	0	1	1-4-2	輸送工	6	1	4	2	0	1	1-4-2	輸送工	
6	1	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	6	1	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	
6	1	5	0	0	1	第5節	軽量盛土工	6	1	5	0	0	1	第5節	軽量盛土工	
6	1	5	1	0	1	1-5-1	一般事項	6	1	5	1	0	1	1-5-1	一般事項	
6	1	5	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	6	1	5	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	
6	1	5	2	0	1	1-5-2	軽量盛土工	6	1	5	2	0	1	1-5-2	軽量盛土工	
6	1	5	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	6	1	5	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	
6	1	6	0	0	1	第6節	法面工	6	1	6	0	0	1	第6節	法面工	
6	1	6	1	0	1	1-6-1	一般事項	6	1	6	1	0	1	1-6-1	一般事項	
6	1	6	1	1	1	1	本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。	6	1	6	1	1	1	1	本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等			
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由	
6	1	6	1	2	1	2	請負者は、法面の施工にあたって、「道路土工 のり面工・斜面安定工指針3設計と施工」（日本道路協会、平成21年6月）、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」（全国特定法面保護協会、平成15年3月）、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成12年3月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	6	1	6	1	2	1	2	2	受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工 のり面工・斜面安定工指針3設計と施工」（日本道路協会、平成21年6月）、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」（全国特定法面保護協会、平成18年3月）、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年3月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
6	1	6	2	0	1	1-6-2	植生工	6	1	6	2	0	1	1-6-2	植生工		
6	1	6	2	0	1		植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。	6	1	6	2	0	1		植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。		
6	1	6	3	0	1	1-6-3	法面吹付工	6	1	6	3	0	1	1-6-3	法面吹付工		
6	1	6	3	0	1		法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定による。	6	1	6	3	0	1		法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定による。		
6	1	6	4	0	1	1-6-4	法枠工	6	1	6	4	0	1	1-6-4	法枠工		
6	1	6	4	0	1		法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。	6	1	6	4	0	1		法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。		
6	1	6	5	0	1	1-6-5	法面施肥工	6	1	6	5	0	1	1-6-5	法面施肥工		
6	1	6	5	0	2		法面施肥工の施工については、第3編2-14-5法面施肥工の規定による。	6	1	6	5	0	2		法面施肥工の施工については、第3編2-14-5法面施肥工の規定による。		
6	1	6	6	0	1	1-6-6	アンカー工	6	1	6	6	0	1	1-6-6	アンカー工		
6	1	6	6	0	2		アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー工の規定による。	6	1	6	6	0	2		アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー工の規定による。		
6	1	6	7	0	1	1-6-7	かご工	6	1	6	7	0	1	1-6-7	かご工		
6	1	6	7	0	2		かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。	6	1	6	7	0	2		かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。		
6	1	7	0	0	1	第7節	仮締切工	6	1	7	0	0	1	第7節	仮締切工		
6	1	7	1	0	1	1-7-1	一般事項	6	1	7	1	0	1	1-7-1	一般事項		
6	1	7	1	0	2		本節は、仮締切工として土砂・土のう締切工、コンクリート締切工その他これらに類する工種について定める。	6	1	7	1	0	2		本節は、仮締切工として土砂・土のう締切工、コンクリート締切工その他これらに類する工種について定める。		
6	1	7	2	0	1	1-7-2	土砂・土のう締切工	6	1	7	2	0	1	1-7-2	土砂・土のう締切工		
6	1	7	2	0	2		土砂・土のう締切工の施工については、第3編2-10-6砂防仮締切工の規定による。	6	1	7	2	0	2		土砂・土のう締切工の施工については、第3編2-10-6砂防仮締切工の規定による。		
6	1	7	3	0	1	1-7-3	コンクリート締切工	6	1	7	3	0	1	1-7-3	コンクリート締切工		
6	1	7	3	0	2		コンクリート締切工の施工については、第3編2-10-6砂防仮締切工の規定による。	6	1	7	3	0	2		コンクリート締切工の施工については、第3編2-10-6砂防仮締切工の規定による。		
6	1	8	0	0	1	第8節	コンクリート堰堤工	6	1	8	0	0	1	第8節	コンクリート堰堤工		
6	1	8	1	0	1	1-8-1	一般事項	6	1	8	1	0	1	1-8-1	一般事項		

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
6	1	8	1	1	1		1. 本節は、コンクリート堰堤工として作業土工、埋戻し工、コンクリート堰堤本体工、コンクリート側壁工、コンクリート副堰堤工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	6	1	8	1	1	1		1. 本節は、コンクリート堰堤工として作業土工(床掘り・埋戻し)、埋戻し工、コンクリート堰堤本体工、コンクリート側壁工、コンクリート副堰堤工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	
6	1	8	1	2	1		2. 請負者は、破碎帯、断層及び局部的な不良岩の処理について、監督職員に報告し、指示によらなければならない。	6	1	8	1	2	1		2. 受注者は、破碎帯、断層及び局部的な不良岩の処理について、監督職員に報告し、指示によらなければならない。	
6	1	8	1	3	1		3. 請負者は、基礎面における湧水の処理について、コンクリートの施工前までに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	6	1	8	1	3	1		3. 受注者は、基礎面における湧水の処理について、コンクリートの施工前までに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
6	1	8	1	4	1		4. 請負者は、機械の故障、天候の変化その他の理由で、やむを得ず打継ぎ目を設けなければならない場合には、打継ぎ目の完全な結合を図るため、その処置について施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	6	1	8	1	4	1		4. 受注者は、機械の故障、天候の変化その他の理由で、やむを得ず打継ぎ目を設けなければならない場合には、打継ぎ目の完全な結合を図るため、その処置について施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
6	1	8	1	5	1		5. 請負者は、旧コンクリートの材令が0.75m以上～1.0m未満リフトの場合は3日(中2日)、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は4日(中3日)1.5m以上2.0m以下のリフトの場合は5日(中4日)に達した後に新コンクリートを打継がなければならない。これにより難い場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	6	1	8	1	5	1		5. 受注者は、旧コンクリートの材令が0.75m以上～1.0m未満リフトの場合は3日(中2日)、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は4日(中3日)1.5m以上2.0m以下のリフトの場合は5日(中4日)に達した後に新コンクリートを打継がなければならない。これにより難い場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
6	1	8	1	6	1		6. 請負者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4 を超え25 以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。	6	1	8	1	6	1		6. 受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4 を超え25 以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。 なお、以下の事項に該当する場合はコンクリートの打込みについて、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
6	1	8	1	6	2		(1) コンクリート打設現場の日平均気温が4 以下になるおそれのある場合。	6	1	8	1	6	2		(1) コンクリート打設現場の日平均気温が4 以下になるおそれのある場合。	
6	1	8	1	6	3		(2) 打込むコンクリートの温度が25 以上になるおそれのある場合。	6	1	8	1	6	3		(2) 打込むコンクリートの温度が25 以上になるおそれのある場合。	
6	1	8	1	6	4		(3) 降雨・降雪の場合。	6	1	8	1	6	4		(3) 降雨・降雪の場合。	
6	1	8	1	6	5		(4) 強風その他、コンクリート打込みが不適当な状況になった場合。	6	1	8	1	6	5		(4) 強風その他、コンクリート打込みが不適当な状況になった場合。	
6	1	8	1	7	1		7. 請負者は、本条6項の場合は、養生の方法及び期間について、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	6	1	8	1	7	1		7. 受注者は、本条6項の場合は、養生の方法及び期間について、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
6	1	8	2	0	1	1 - 8 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	6	1	8	2	0	1	1 - 8 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
6	1	8	2	1	1		1. 作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工の規定による。	6	1	8	2	1	1		1. 作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
6	1	8	2	2	1	2	請負者は、岩盤掘削等において、基礎岩盤をゆるめるような大規模な発破を行ってはならない。	6	1	8	2	2	1	2	受注者は、岩盤掘削等において、基礎岩盤をゆるめるような大規模な発破を行ってはならない。	
6	1	8	2	3	1	3	請負者は、掘削にあたって、基礎面をゆるめないように施工するものとし、浮石などは除去しなければならない。	6	1	8	2	3	1	3	受注者は、掘削にあたって、基礎面をゆるめないように施工するものとし、浮石などは除去しなければならない。	
6	1	8	2	4	1	4	請負者は、基礎面を著しい凹凸のないように整形しなければならない。	6	1	8	2	4	1	4	受注者は、基礎面を著しい凹凸のないように整形しなければならない。	
6	1	8	2	5	1	5	請負者は、設計図書により、建設発生土を指定された建設発生土受入れ地に運搬し、流出、崩壊が生じないように排水、法面処理を行わなければならない。	6	1	8	2	5	1	5	受注者は、設計図書により、建設発生土を指定された建設発生土受入れ地に運搬し、流出、崩壊が生じないように排水、法面処理を行わなければならない。	
6	1	8	3	0	1	1 - 8 - 3	埋戻し工	6	1	8	3	0	1	1 - 8 - 3	埋戻し工	
6	1	8	3	1	1	1	請負者は、監督職員の承諾を得ないで掘削した掘削土量の増加分は処理しなければならない。	6	1	8	3	1	1	1	受注者は、監督職員の承諾を得ないで掘削した掘削土量の増加分は処理しなければならない。	
6	1	8	3	2	1	2	請負者は、本条1項の埋戻しをコンクリートで行わなければならない。	6	1	8	3	2	1	2	受注者は、本条1項の埋戻しをコンクリートで行わなければならない。	
6	1	8	4	0	1	1 - 8 - 4	コンクリート堰堤本体工	6	1	8	4	0	1	1 - 8 - 4	コンクリート堰堤本体工	
6	1	8	4	1	1	1	請負者は、コンクリート打込み前にあらかじめ基礎岩盤面の浮石、堆積物、油及び岩片等を除去したうえで、圧力水等により清掃し、溜水、砂等を除去しなければならない。	6	1	8	4	1	1	1	受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ基礎岩盤面の浮石、堆積物、油及び岩片等を除去したうえで、圧力水等により清掃し、溜水、砂等を除去しなければならない。	
6	1	8	4	2	1	2	請負者は、コンクリートを打込む基礎岩盤及び水平打継目のコンクリートについては、あらかじめ吸水させ、湿潤状態にしたうえで、モルタルを塗り込むように敷均さなければならない。	6	1	8	4	2	1	2	受注者は、コンクリートを打込む基礎岩盤及び水平打継目のコンクリートについては、あらかじめ吸水させ、湿潤状態にしたうえで、モルタルを塗り込むように敷均さなければならない。	
6	1	8	4	3	1	3	モルタルの配合は本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。また、敷き込むモルタルの厚さは平均厚で、岩盤では2cm程度、水平打継目では1.5cm程度とするものとする。	6	1	8	4	3	1	3	モルタルの配合は本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。また、敷き込むモルタルの厚さは平均厚で、岩盤では2cm程度、水平打継目では1.5cm程度とするものとする。	
6	1	8	4	4	1	4	請負者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除くと共に清掃しなければならない。	6	1	8	4	4	1	4	受注者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除くと共に清掃しなければならない。	
6	1	8	4	5	1	5	請負者は、コンクリート打込み用バケットを、その下端が打込み面上1m以下に達するまで降ろし、打込み箇所のできるだけ近くに、コンクリートを排出しなければならない。	6	1	8	4	5	1	5	受注者は、コンクリート打込み用バケットを、その下端が打込み面上1m以下に達するまで降ろし、打込み箇所のできるだけ近くに、コンクリートを排出しなければならない。	
6	1	8	4	6	1	6	請負者は、コンクリートを、打込み箇所に運搬後、ただちに振動機で締固めなければならない。	6	1	8	4	6	1	6	受注者は、コンクリートを、打込み箇所に運搬後、ただちに振動機で締固めなければならない。	
6	1	8	4	7	1	7	請負者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40～50cm以下を標準となるように打込まなければならない。	6	1	8	4	7	1	7	受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40～50cm以下を標準となるように打込まなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
6	1	8	4	8	1	8	1 リフトの高さは0.75m以上2.0m以下とし、同一区画内は、連続して打込むものとする。	6	1	8	4	8	1	8	1 リフトの高さは0.75m以上2.0m以下とし、同一区画内は、連続して打込むものとする。	
6	1	8	4	9	1	9	請負者は、コンクリートの養生を散水等により行わなければならない。コンクリートの養生方法については、外気温、配合、構造物の大きさを考慮して適切に行わなければならない。	6	1	8	4	9	1	9	受注者は、コンクリートの養生を散水等により行わなければならない。コンクリートの養生方法については、外気温、配合、構造物の大きさを考慮して適切に行わなければならない。	
6	1	8	4	10	1	10	請負者は、止水板の接合において合成樹脂製の止水板を使用する場合は、突合わせ接合としなければならない。	6	1	8	4	10	1	10	受注者は、止水板の接合において合成樹脂製の止水板を使用する場合は、突合わせ接合としなければならない。	
6	1	8	4	11	1	11	請負者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督職員の確認を受けなければならない。	6	1	8	4	11	1	11	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督職員の確認を受けなければならない。	
6	1	8	4	12	1	12	請負者は、吸出し防止材の施工については、吸出し防止材を施工面に平滑に設置しなければならない。	6	1	8	4	12	1	12	受注者は、吸出し防止材の施工については、吸出し防止材を施工面に平滑に設置しなければならない。	
6	1	8	5	0	1	1 - 8 - 5	コンクリート副堰堤工	6	1	8	5	0	1	1 - 8 - 5	コンクリート副堰堤工	
6	1	8	5	0	2		コンクリート副堰堤工の施工については、第8編1 - 8 - 4コンクリート堰堤本体工の規定による。	6	1	8	5	0	2		コンクリート副堰堤工の施工については、第8編1 - 8 - 4コンクリート堰堤本体工の規定による。	
6	1	8	6	0	1	1 - 8 - 6	コンクリート側壁工	6	1	8	6	0	1	1 - 8 - 6	コンクリート側壁工	
6	1	8	6	1	1	1	均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第6編1 - 8 - 4コンクリート堰堤本体工の規定による。なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	6	1	8	6	1	1	1	均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第6編1 - 8 - 4コンクリート堰堤本体工の規定による。なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
6	1	8	6	2	1	2	請負者は、植石張りを、堤体と分離しないように施工しなければならない。	6	1	8	6	2	1	2	受注者は、植石張りを、堤体と分離しないように施工しなければならない。	
6	1	8	6	3	1	3	請負者は、植石を、その長手を流水方向に平行におかなければならない。	6	1	8	6	3	1	3	受注者は、植石を、その長手を流水方向に平行におかなければならない。	
6	1	8	6	4	1	4	請負者は、植石張りの目地モルタルについては、植石張り付け後ただちに施工するものとし、目地は押目地仕上げとしなければならない。	6	1	8	6	4	1	4	受注者は、植石張りの目地モルタルについては、植石張り付け後ただちに施工するものとし、目地は押目地仕上げとしなければならない。	
6	1	8	7	0	1	1 - 8 - 7	間詰工	6	1	8	7	0	1	1 - 8 - 7	間詰工	
6	1	8	7	0	2		間詰工の施工については、第6編1 - 8 - 4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとし、本体と同時に打設するものとする。なお、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	6	1	8	7	0	2		間詰工の施工については、第6編1 - 8 - 4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとし、本体と同時に打設するものとする。なお、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
6	1	8	8	0	1	1 - 8 - 8	水叩工	6	1	8	8	0	1	1 - 8 - 8	水叩工	
6	1	8	8	1	1	1	請負者は、コンクリートの施工については、水平打継ぎをしてはならない。これにより難しい場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	6	1	8	8	1	1	1	受注者は、コンクリートの施工については、水平打継ぎをしてはならない。これにより難しい場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
6	1	8	8	2	1		2 . コンクリート、止水板または吸出防止材の施工については、第6編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。なお、これにより難い場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	6	1	8	8	2	1		2 . コンクリート、止水板または吸出防止材の施工については、第6編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。なお、これにより難い場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
6	1	9	0	0	1	第9節	鋼製堰堤工	6	1	9	0	0	1	第9節	鋼製堰堤工	
6	1	9	1	0	1	1-9-1	一般事項	6	1	9	1	0	1	1-9-1	一般事項	
6	1	9	1	1	1		1 . 本節は、鋼製堰堤工として作業土工、埋戻し工、鋼製堰堤本体工、鋼製側壁工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。	6	1	9	1	1	1		1 . 本節は、鋼製堰堤工として作業土工(床掘り・埋戻し)、埋戻し工、鋼製堰堤本体工、鋼製側壁工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。	
6	1	9	1	2	1		2 . 請負者は、現場塗装工については、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	6	1	9	1	2	1		2 . 受注者は、現場塗装工については、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	
6	1	9	2	0	1	1-9-2	材 料	6	1	9	2	0	1	1-9-2	材 料	
6	1	9	2	0	2		現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	6	1	9	2	0	2		現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	
6	1	9	3	0	1	1-9-3	作業土工(床掘り・埋戻し)	6	1	9	3	0	1	1-9-3	作業土工(床掘り・埋戻し)	
6	1	9	3	0	2		作業土工の施工については、第6編1-8-2作業土工の規定による。	6	1	9	3	0	2		作業土工の施工については、第6編1-8-2作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
6	1	9	4	0	1	1-9-4	埋戻し工	6	1	9	4	0	1	1-9-4	埋戻し工	
6	1	9	4	0	2		埋戻し工の施工については、第6編1-8-3埋戻し工の規定による。	6	1	9	4	0	2		埋戻し工の施工については、第6編1-8-3埋戻し工の規定による。	
6	1	9	5	0	1	1-9-5	鋼製堰堤本体工	6	1	9	5	0	1	1-9-5	鋼製堰堤本体工	
6	1	9	5	1	1		1 . 請負者は、鋼製枠の吊り込みにあたっては、塗装面に損傷を与えないようにしなければならない。	6	1	9	5	1	1		1 . 受注者は、鋼製枠の吊り込みにあたっては、塗装面に損傷を与えないようにしなければならない。	
6	1	9	5	2	1		2 . 隔壁コンクリート基礎、均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第6編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。	6	1	9	5	2	1		2 . 隔壁コンクリート基礎、均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第6編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。	
6	1	9	5	3	1		3 . 請負者は、枠内中詰材施工前の倒れ防止については、堤長方向に切梁等によるおさえ等を施工しなければならない。	6	1	9	5	3	1		3 . 受注者は、枠内中詰材施工前の倒れ防止については、堤長方向に切梁等によるおさえ等を施工しなければならない。	
6	1	9	5	4	1		4 . 請負者は、枠内中詰材投入の際には、鋼製枠に直接詰石、建設機械等が衝突しないようにしなければならない。	6	1	9	5	4	1		4 . 受注者は、枠内中詰材投入の際には、鋼製枠に直接詰石、建設機械等が衝突しないようにしなければならない。	
6	1	9	5	5	1		5 . 請負者は、作業土工(埋戻し)の際に、鋼製枠に敷均しまたは締固め機械が直接乗らないようにしなければならない。	6	1	9	5	5	1		5 . 受注者は、作業土工(埋戻し)の際に、鋼製枠に敷均しまたは締固め機械が直接乗らないようにしなければならない。	
6	1	9	6	0	1	1-9-6	鋼製側壁工	6	1	9	6	0	1	1-9-6	鋼製側壁工	
6	1	9	6	0	2		鋼製側壁工の施工については、第6編1-9-5鋼製堰堤本体工の規定による。	6	1	9	6	0	2		鋼製側壁工の施工については、第6編1-9-5鋼製堰堤本体工の規定による。	
6	1	9	7	0	1	1-9-7	コンクリート側壁工	6	1	9	7	0	1	1-9-7	コンクリート側壁工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
6	1	9	7	0	2		コンクリート側壁工の施工については、第6編1-8-6コンクリート側壁工の規定による。	6	1	9	7	0	2		コンクリート側壁工の施工については、第6編1-8-6コンクリート側壁工の規定による。	
6	1	9	8	0	1	1-9-8	間詰工	6	1	9	8	0	1	1-9-8	間詰工	
6	1	9	8	0	2		間詰工の施工については、第6編1-8-7間詰工の規定による。	6	1	9	8	0	2		間詰工の施工については、第6編1-8-7間詰工の規定による。	
6	1	9	9	0	1	1-9-9	水叩工	6	1	9	9	0	1	1-9-9	水叩工	
6	1	9	9	0	2		水叩工の施工については、第6編1-8-8水叩工の規定による。	6	1	9	9	0	2		水叩工の施工については、第6編1-8-8水叩工の規定による。	
6	1	9	10	0	1	1-9-10	現場塗装工	6	1	9	10	0	1	1-9-10	現場塗装工	
6	1	9	10	0	2		現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。	6	1	9	10	0	2		現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。	
6	1	10	0	0	1	第10節	護床工・根固め工	6	1	10	0	0	1	第10節	護床工・根固め工	
6	1	10	1	0	1	1-10-1	一般事項	6	1	10	1	0	1	1-10-1	一般事項	
6	1	10	1	0	2		本節は、護床工・根固め工として作業土工、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。	6	1	10	1	0	2		本節は、護床工・根固め工として作業土工(床掘り・埋戻し)、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。	
6	1	10	2	0	1	1-10-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	6	1	10	2	0	1	1-10-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
6	1	10	2	0	2		作業土工の施工については、第6編1-8-2作業土工の規定による。	6	1	10	2	0	2		作業土工の施工については、第6編1-8-2作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
6	1	10	3	0	1	1-10-3	埋戻し工	6	1	10	3	0	1	1-10-3	埋戻し工	
6	1	10	3	0	2		埋戻し工の施工については、第6編1-8-3埋戻し工の規定による。	6	1	10	3	0	2		埋戻し工の施工については、第6編1-8-3埋戻し工の規定による。	
6	1	10	4	0	1	1-10-4	根固めブロック工	6	1	10	4	0	1	1-10-4	根固めブロック工	
6	1	10	4	0	2		根固めブロック工の施工については、第3編2-3-17根固めブロック工の規定による。	6	1	10	4	0	2		根固めブロック工の施工については、第3編2-3-17根固めブロック工の規定による。	
6	1	10	5	0	1	1-10-5	間詰工	6	1	10	5	0	1	1-10-5	間詰工	
6	1	10	5	0	2		間詰工の施工については、第6編1-8-7間詰工の規定による。	6	1	10	5	0	2		間詰工の施工については、第6編1-8-7間詰工の規定による。	
6	1	10	6	0	1	1-10-6	沈床工	6	1	10	6	0	1	1-10-6	沈床工	
6	1	10	6	0	2		沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。	6	1	10	6	0	2		沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。	
6	1	10	7	0	1	1-10-7	かご工	6	1	10	7	0	1	1-10-7	かご工	
6	1	10	7	0	2		かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。	6	1	10	7	0	2		かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。	
6	1	10	8	0	1	1-10-8	元付工	6	1	10	8	0	1	1-10-8	元付工	
6	1	10	8	0	2		元付工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	6	1	10	8	0	2		元付工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
6	1	11	0	0	1	第11節	砂防堰堤付属物設置工	6	1	11	0	0	1	第11節	砂防堰堤付属物設置工	
6	1	11	1	0	1	1-11-1	一般事項	6	1	11	1	0	1	1-11-1	一般事項	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
6	1	11	1	0	2		本節は、砂防堰堤付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、その他これらに類する工種について定める。	6	1	11	1	0	2		本節は、砂防堰堤付属物設置工として作業土工（ 床掘り・埋戻し ）、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、その他これらに類する工種について定める。	
6	1	11	2	0	1	1 - 11 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）	6	1	11	2	0	1	1 - 11 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）	
6	1	11	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工の規定による。	6	1	11	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工（ 床掘り・埋戻し ）の規定による。	
6	1	11	3	0	1	1 - 11 - 3	防止柵工	6	1	11	3	0	1	1 - 11 - 3	防止柵工	
6	1	11	3	0	2		防止柵工の施工については、第3編2 - 3 - 7防止柵工の規定による。	6	1	11	3	0	2		防止柵工の施工については、第3編2 - 3 - 7防止柵工の規定による。	
6	1	11	4	0	1	1 - 11 - 4	境界工	6	1	11	4	0	1	1 - 11 - 4	境界工	
6	1	11	4	1	1	1 .	請負者 は、境界杭（鉄）の設置位置については、監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に報告しなければならない。	6	1	11	4	1	1	1 .	受注者 は、境界杭（鉄）の設置位置については、監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に報告しなければならない。	
6	1	11	4	2	1	2 .	請負者 は、埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	6	1	11	4	2	1	2 .	受注者 は、埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
6	1	11	4	3	1	3 .	請負者 は、杭（鉄）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	6	1	11	4	3	1	3 .	受注者 は、杭（鉄）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」が内側（官地側）になるようにしなければならない。	
6	1	11	4	4	1	4 .	請負者 は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充てんしなければならない。	6	1	11	4	4	1	4 .	受注者 は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充てんしなければならない。	
6	1	11	4	5	1	5 .	請負者 は、境界ブロックの目地間隙を10mm以下程度として施工しなければならない。	6	1	11	4	5	1	5 .	受注者 は、境界ブロックの目地間隙を10mm以下程度として施工しなければならない。	
6	1	11	5	0	1	1 - 11 - 5	銘板工	6	1	11	5	0	1	1 - 11 - 5	銘板工	
6	1	11	5	0	2		銘板工の施工については、第4編3 - 8 - 5銘板工の規定による。	6	1	11	5	0	2		銘板工の施工については、第4編3 - 8 - 5銘板工の規定による。	
6	1	11	6	0	1	1 - 11 - 6	点検施設工	6	1	11	6	0	1	1 - 11 - 6	点検施設工	
6	1	11	6	0	2		請負者 は、点検施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	6	1	11	6	0	2		受注者 は、点検施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
6	1	12	0	0	1	第12節	付帯道路工	6	1	12	0	0	1	第12節	付帯道路工	
6	1	12	1	0	1	1 - 12 - 1	一般事項	6	1	12	1	0	1	1 - 12 - 1	一般事項	
6	1	12	1	0	2		本節は、付帯道路工として作業土工、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。	6	1	12	1	0	2		本節は、付帯道路工として作業土工（ 床掘り・埋戻し ）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。	
6	1	12	2	0	1	1 - 12 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）	6	1	12	2	0	1	1 - 12 - 2	作業土工（床掘り・埋戻し）	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
6	1	12	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	6	1	12	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
6	1	12	3	0	1	1-12-3	路側防護柵工	6	1	12	3	0	1	1-12-3	路側防護柵工	
6	1	12	3	0	2		路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。	6	1	12	3	0	2		路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。	
6	1	12	4	0	1	1-12-4	舗装準備工	6	1	12	4	0	1	1-12-4	舗装準備工	
6	1	12	4	0	2		舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備工の規定による。	6	1	12	4	0	2		舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備工の規定による。	
6	1	12	5	0	1	1-12-5	アスファルト舗装工	6	1	12	5	0	1	1-12-5	アスファルト舗装工	
6	1	12	5	0	2		アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。	6	1	12	5	0	2		アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。	
6	1	12	6	0	1	1-12-6	コンクリート舗装工	6	1	12	6	0	1	1-12-6	コンクリート舗装工	
6	1	12	6	0	2		コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。	6	1	12	6	0	2		コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。	
6	1	12	7	0	1	1-12-7	薄層カラー舗装工	6	1	12	7	0	1	1-12-7	薄層カラー舗装工	
6	1	12	7	0	2		薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。	6	1	12	7	0	2		薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。	
6	1	12	8	0	1	1-12-8	側溝工	6	1	12	8	0	1	1-12-8	側溝工	
6	1	12	8	0	2		側溝工の施工については、第3編2-3-29側溝工の規定による。	6	1	12	8	0	2		側溝工の施工については、第3編2-3-29側溝工の規定による。	
6	1	12	9	0	1	1-12-9	集水柵工	6	1	12	9	0	1	1-12-9	集水柵工	
6	1	12	9	0	2		集水柵工の施工については、第3編2-3-30集水柵工の規定による。	6	1	12	9	0	2		集水柵工の施工については、第3編2-3-30集水柵工の規定による。	
6	1	12	10	0	1	1-12-10	縁石工	6	1	12	10	0	1	1-12-10	縁石工	
6	1	12	10	0	2		縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定による。	6	1	12	10	0	2		縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定による。	
6	1	12	11	0	1	1-12-11	区画線工	6	1	12	11	0	1	1-12-11	区画線工	
6	1	12	11	0	2		区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の規定による。	6	1	12	11	0	2		区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の規定による。	
6	1	13	0	0	1	第13節	付帯道路施設工	6	1	13	0	0	1	第13節	付帯道路施設工	
6	1	13	1	0	1	1-13-1	一般事項	6	1	13	1	0	1	1-13-1	一般事項	
6	1	13	1	0	2		本節は、付帯道路施設工として境界工、道路付属物工、小型標識工その他これらに類する工種について定める。	6	1	13	1	0	2		本節は、付帯道路施設工として境界工、道路付属物工、小型標識工その他これらに類する工種について定める。	
6	1	13	2	0	1	1-13-2	境界工	6	1	13	2	0	1	1-13-2	境界工	
6	1	13	2	0	2		境界工の施工については、第6編1-11-4境界工の規定による。	6	1	13	2	0	2		境界工の施工については、第6編1-11-4境界工の規定による。	
6	1	13	3	0	1	1-13-3	道路付属物工	6	1	13	3	0	1	1-13-3	道路付属物工	
6	1	13	3	0	2		道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。	6	1	13	3	0	2		道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
6	1	13	4	0	1	1 - 13 - 4	小型標識工	6	1	13	4	0	1	1 - 13 - 4	小型標識工	
6	1	13	4	0	2		小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。	6	1	13	4	0	2		小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。	
6	2	0	0	0	1	第2章	流路	6	2	0	0	0	1	第2章	流路	
6	2	1	0	0	1	第1節	適用	6	2	1	0	0	1	第1節	適用	
6	2	1	0	1	1	1.	本章は、砂防工事における砂防土工、軽量盛土工、流路護岸工、床固め工、根固め・水制工、流路付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	6	2	1	0	1	1	1.	本章は、砂防工事における砂防土工、軽量盛土工、流路護岸工、床固め工、根固め・水制工、流路付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
6	2	1	0	2	1	2.	砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。	6	2	1	0	2	1	2.	砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。	
6	2	1	0	4	1	3.	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	6	2	1	0	4	1	3.	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
6	2	1	0	5	1	4.	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	6	2	1	0	5	1	4.	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
6	2	1	0	6	1	5.	請負者は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	6	2	1	0	6	1	5.	受注者は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	
6	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	2	2	0	0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
6	2	2	0	0	3		日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成11年3月)	6	2	2	0	0	3		日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成24年3月)	
6	2	2	0	0	4		日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年3月)	6	2	2	0	0	4		日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年3月)	
6	2	2	0	0	5		日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)	6	2	2	0	0	5		日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)	
6	2	3	0	0	1	第3節	軽量盛土工	6	2	3	0	0	1	第3節	軽量盛土工	
6	2	3	1	0	1	2-3-1	一般事項	6	2	3	1	0	1	2-3-1	一般事項	
6	2	3	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	6	2	3	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	
6	2	3	2	0	1	2-3-2	軽量盛土工	6	2	3	2	0	1	2-3-2	軽量盛土工	
6	2	3	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	6	2	3	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	
6	2	4	0	0	1	第4節	流路護岸工	6	2	4	0	0	1	第4節	流路護岸工	
6	2	4	1	0	1	2-4-1	一般事項	6	2	4	1	0	1	2-4-1	一般事項	
6	2	4	1	0	2		本節は、流路護岸工として作業土工、埋戻し工、基礎工(護岸)、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、護岸付属物工、植生工その他これらに類する工種について定める。	6	2	4	1	0	2		本節は、流路護岸工として作業土工(床掘り・埋戻し)、埋戻し工、基礎工(護岸)、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、護岸付属物工、植生工その他これらに類する工種について定める。	
6	2	4	2	0	1	2-4-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	6	2	4	2	0	1	2-4-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
6	2	4	2	0	2		作業土工の施工については、第6編1-8-2作業土工の規定による。	6	2	4	2	0	2		作業土工の施工については、第6編1-8-2作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
6	2	4	3	0	1	2-4-3	埋戻し工	6	2	4	3	0	1	2-4-3	埋戻し工	
6	2	4	3	0	2		埋戻し工の施工については、第6編1-8-3埋戻し工の規定による。	6	2	4	3	0	2		埋戻し工の施工については、第6編1-8-3埋戻し工の規定による。	
6	2	4	4	0	1	2-4-4	基礎工(護岸)	6	2	4	4	0	1	2-4-4	基礎工(護岸)	
6	2	4	4	0	2		基礎工(護岸)の施工については、第3編2-4-3基礎工(護岸)の規定による。	6	2	4	4	0	2		基礎工(護岸)の施工については、第3編2-4-3基礎工(護岸)の規定による。	
6	2	4	5	0	1	2-4-5	コンクリート擁壁工	6	2	4	5	0	1	2-4-5	コンクリート擁壁工	
6	2	4	5	0	2		コンクリート擁壁工の施工については、第6編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。	6	2	4	5	0	2		コンクリート擁壁工の施工については、第6編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。	
6	2	4	6	0	1	2-4-6	ブロック積擁壁工	6	2	4	6	0	1	2-4-6	ブロック積擁壁工	
6	2	4	6	0	2		ブロック積擁壁工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。	6	2	4	6	0	2		ブロック積擁壁工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。	
6	2	4	7	0	1	2-4-7	石積擁壁工	6	2	4	7	0	1	2-4-7	石積擁壁工	
6	2	4	7	0	2		石積擁壁工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。	6	2	4	7	0	2		石積擁壁工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。	
6	2	4	8	0	1	2-4-8	護岸付属物工	6	2	4	8	0	1	2-4-8	護岸付属物工	
6	2	4	8	1	1	1.	横帯コンクリートの施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。	6	2	4	8	1	1	1.	横帯コンクリートの施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。	
6	2	4	8	2	1	2.	プレキャスト横帯コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。	6	2	4	8	2	1	2.	プレキャスト横帯コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。	
6	2	4	9	0	1	2-4-9	植生工	6	2	4	9	0	1	2-4-9	植生工	
6	2	4	9	0	2		植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。	6	2	4	9	0	2		植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。	
6	2	5	0	0	1	第5節	床固め工	6	2	5	0	0	1	第5節	床固め工	
6	2	5	1	0	1	2-5-1	一般事項	6	2	5	1	0	1	2-5-1	一般事項	
6	2	5	1	0	2		本節は、床固め工として作業土工、埋戻し工、床固め本体工、垂直壁工、側壁工、水叩工、魚道工その他これらに類する工種について定める。	6	2	5	1	0	2		本節は、床固め工として作業土工(床掘り・埋戻し)、埋戻し工、床固め本体工、垂直壁工、側壁工、水叩工、魚道工その他これらに類する工種について定める。	
6	2	5	2	0	1	2-5-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	6	2	5	2	0	1	2-5-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
6	2	5	2	0	2		作業土工の施工については、第6編1-8-2作業土工の規定による。	6	2	5	2	0	2		作業土工の施工については、第6編1-8-2作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
6	2	5	3	0	1	2-5-3	埋戻し工	6	2	5	3	0	1	2-5-3	埋戻し工	
6	2	5	3	0	2		埋戻し工の施工については、第6編1-8-3埋戻し工の規定による。	6	2	5	3	0	2		埋戻し工の施工については、第6編1-8-3埋戻し工の規定による。	
6	2	5	4	0	1	2-5-4	床固め本体工	6	2	5	4	0	1	2-5-4	床固め本体工	
6	2	5	4	0	2		床固め本体工の施工については、第6編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。	6	2	5	4	0	2		床固め本体工の施工については、第6編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文											改訂条文											改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由
6	2	5	5	0	1	2-5-5	垂直壁工	垂直壁工の施工については、第6編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。	6	2	5	5	0	1	2-5-5	垂直壁工	垂直壁工の施工については、第6編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。							
6	2	5	5	0	2				6	2	5	5	0	2										
6	2	5	6	0	1	2-5-6	側壁工	側壁工の施工については、第6編1-8-6コンクリート側壁工の規定による。	6	2	5	6	0	1	2-5-6	側壁工	側壁工の施工については、第6編1-8-6コンクリート側壁工の規定による。							
6	2	5	6	0	2				6	2	5	6	0	2										
6	2	5	7	0	1	2-5-7	水叩工	水叩工の施工については、第6編1-8-8水叩工の規定による。	6	2	5	7	0	1	2-5-7	水叩工	水叩工の施工については、第6編1-8-8水叩工の規定による。							
6	2	5	7	0	2				6	2	5	7	0	2										
6	2	5	8	0	1	2-5-8	魚道工	魚道工の施工については、第6編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。	6	2	5	8	0	1	2-5-8	魚道工	魚道工の施工については、第6編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。							
6	2	5	8	0	2				6	2	5	8	0	2										
6	2	6	0	0	1	第6節	根固め・水制工		6	2	6	0	0	1	第6節	根固め・水制工								
6	2	6	1	0	1	2-6-1	一般事項		6	2	6	1	0	1	2-6-1	一般事項								
6	2	6	1	0	2		本節は、根固め・水制工として作業土工、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、捨石工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。		6	2	6	1	0	2		本節は、根固め・水制工として作業土工(床掘り・埋戻し)、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、捨石工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。								
6	2	6	2	0	1	2-6-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	作業土工の施工については、第6編1-8-2作業土工の規定による。	6	2	6	2	0	1	2-6-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	作業土工の施工については、第6編1-8-2作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。							
6	2	6	2	0	2				6	2	6	2	0	2										
6	2	6	3	0	1	2-6-3	埋戻し工	埋戻し工の施工については、第6編1-8-3埋戻し工の規定による。	6	2	6	3	0	1	2-6-3	埋戻し工	埋戻し工の施工については、第6編1-8-3埋戻し工の規定による。							
6	2	6	3	0	2				6	2	6	3	0	2										
6	2	6	4	0	1	2-6-4	根固めブロック工	根固めブロック工の施工については、第3編2-3-17根固めブロック工の規定による。	6	2	6	4	0	1	2-6-4	根固めブロック工	根固めブロック工の施工については、第3編2-3-17根固めブロック工の規定による。							
6	2	6	4	0	2				6	2	6	4	0	2										
6	2	6	5	0	1	2-6-5	間詰工	間詰コンクリートの施工については、第6編1-8-7間詰工の規定による。	6	2	6	5	0	1	2-6-5	間詰工	間詰コンクリートの施工については、第6編1-8-7間詰工の規定による。							
6	2	6	5	0	2				6	2	6	5	0	2										
6	2	6	6	0	1	2-6-6	捨石工	捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。	6	2	6	6	0	1	2-6-6	捨石工	捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。							
6	2	6	6	0	2				6	2	6	6	0	2										
6	2	6	7	0	1	2-6-7	かご工	かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。	6	2	6	7	0	1	2-6-7	かご工	かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。							
6	2	6	7	0	2				6	2	6	7	0	2										
6	2	6	8	0	1	2-6-8	元付工	元付工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	6	2	6	8	0	1	2-6-8	元付工	元付工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。							
6	2	6	8	0	2				6	2	6	8	0	2										
6	2	7	0	0	1	第7節	流路付属物設置工		6	2	7	0	0	1	第7節	流路付属物設置工								
6	2	7	1	0	1	2-7-1	一般事項		6	2	7	1	0	1	2-7-1	一般事項								
6	2	7	1	0	2		本節は、流路付属物設置工として階段工、防止柵工、境界工その他これらに類する工種について定める。		6	2	7	1	0	2		本節は、流路付属物設置工として階段工、防止柵工、境界工その他これらに類する工種について定める。								

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等											
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由					
6	2	7	2	0	1	2 - 7 - 2	階段工	6	2	7	2	0	1	2 - 7 - 2	階段工	6	2	7	2	0	2	階段工の施工については、第3編2 - 3 - 22階段工の規定による。	
6	2	7	3	0	1	2 - 7 - 3	防止柵工	6	2	7	3	0	1	2 - 7 - 3	防止柵工	6	2	7	3	0	2	防止柵工の施工については、第3編2 - 3 - 7防止柵工の規定による。	
6	2	7	4	0	1	2 - 7 - 4	境界工	6	2	7	4	0	1	2 - 7 - 4	境界工	6	2	7	4	0	2	境界工の施工については、第6編1 - 11 - 4境界工の規定による。	
6	3	0	0	0	1	第3章	斜面对策	6	3	0	0	0	1	第3章	斜面对策	6	3	1	0	0	1	適用	
6	3	1	0	0	1	第1節	適用	6	3	1	0	0	1	第1節	適用	6	3	1	0	1	1	1 . 本章は、砂防工事における砂防土工、軽量盛土工、法面工、擁壁工、山腹水路工、地下水排除工、地下水遮断工、抑止杭工、斜面对策付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
6	3	1	0	2	1	2 .	砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。	6	3	1	0	2	1	2 .	砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。	6	3	1	0	3	1	3 . 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
6	3	1	0	3	1	3 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	6	3	1	0	3	1	3 .	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	6	3	1	0	4	1	4 . 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
6	3	1	0	4	1	4 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	6	3	1	0	4	1	4 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	3	2	0	0	2	請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
6	3	2	0	0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	3	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	3	2	0	0	3	全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (平成19年9月)	
6	3	2	0	0	3		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (平成19年9月)	6	3	2	0	0	3		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (平成19年9月)	6	3	2	0	0	4	全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針 (平成18年11月)	
6	3	2	0	0	4		全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針 (平成18年11月)	6	3	2	0	0	4		全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針 (平成18年11月)	6	3	2	0	0	5	日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成11年3月)	
6	3	2	0	0	5		日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成11年3月)	6	3	2	0	0	5		日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成24年3月)	6	3	2	0	0	6	日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年3月)	
6	3	2	0	0	6		日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年3月)	6	3	2	0	0	6		日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年3月)	6	3	2	0	0	7	日本道路協会 道路土工指針 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)	
6	3	2	0	0	7		日本道路協会 道路土工指針 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)	6	3	2	0	0	7		日本道路協会 道路土工指針 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)								

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文										改訂条文										改訂理由等
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成			編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成			改訂理由
6	3	2	0	0	8		土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル（平成15年11月）			6	3	2	0	0	8		土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル（平成15年11月）			
6	3	2	0	0	10		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成12年3月）			6	3	2	0	0	10		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成26年6月）			
6	3	2	0	0	11		PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き（平成17年7月）			6	3	2	0	0	11		PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き（平成17年7月）			
6	3	2	0	0	13		斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領（平成20年5月）			6	3	2	0	0	13		斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領（平成20年5月）			
6	3	2	0	0	14		斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領（平成19年12月）			6	3	2	0	0	14		斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領（平成19年12月）			
6	3	3	0	0	1	第3節	軽量盛土工			6	3	3	0	0	1	第3節	軽量盛土工			
6	3	3	1	0	1	3-3-1	一般事項			6	3	3	1	0	1	3-3-1	一般事項			
6	3	3	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。			6	3	3	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。			
6	3	3	2	0	1	3-3-2	軽量盛土工			6	3	3	2	0	1	3-3-2	軽量盛土工			
6	3	3	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。			6	3	3	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。			
6	3	4	0	0	1	第4節	法面工			6	3	4	0	0	1	第4節	法面工			
6	3	4	1	0	1	3-4-1	一般事項			6	3	4	1	0	1	3-4-1	一般事項			
6	3	4	1	0	2		本節は、法面工として植生工、吹付工、法砕工、かご工、アンカー工、抑止アンカー工その他これらに類する工種について定める。			6	3	4	1	0	2		本節は、法面工として植生工、吹付工、法砕工、かご工、アンカー工、抑止アンカー工その他これらに類する工種について定める。			
6	3	4	2	0	1	3-4-2	植生工			6	3	4	2	0	1	3-4-2	植生工			
6	3	4	2	0	2		植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。			6	3	4	2	0	2		植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。			
6	3	4	3	0	1	3-4-3	吹付工			6	3	4	3	0	1	3-4-3	吹付工			
6	3	4	3	0	2		吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定による。			6	3	4	3	0	2		吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定による。			
6	3	4	4	0	1	3-4-4	法砕工			6	3	4	4	0	1	3-4-4	法砕工			
6	3	4	4	0	2		法砕工の施工については、第3編2-14-4法砕工の規定による。			6	3	4	4	0	2		法砕工の施工については、第3編2-14-4法砕工の規定による。			
6	3	4	5	0	1	3-4-5	かご工			6	3	4	5	0	1	3-4-5	かご工			
6	3	4	5	0	2		かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。			6	3	4	5	0	2		かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。			
6	3	4	6	0	1	3-4-6	アンカー工（プレキャストコンクリート板）			6	3	4	6	0	1	3-4-6	アンカー工（プレキャストコンクリート板）			
6	3	4	6	1	1	1.	請負者は、PC法砕工の施工については第1編1-1-4施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。			6	3	4	6	1	1	1.	受注者は、PC法砕工の施工については第1編1-1-4施工計画書第1項の記載内容に加えて、施工順序を記載しなければならない。			

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
6	3	4	6	2	1	2	請負者は、PC法枠工を掘削面に施工するにあたり、切土面を平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場合には、整形しなければならない。	6	3	4	6	2	1	2	受注者は、PC法枠工を掘削面に施工するにあたり、切土面を平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場合には、整形しなければならない。	
6	3	4	6	3	1	3	請負者は、PC法枠工の基面処理の施工において、緩んだ転石・岩塊等が表われた場合には、基面の安定のために除去しなければならない。なお、転石等の除去が困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	6	3	4	6	3	1	3	受注者は、PC法枠工の基面処理の施工において、緩んだ転石・岩塊等が表われた場合には、基面の安定のために除去しなければならない。なお、転石等の除去が困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
6	3	4	6	4	1	4	請負者は、基面とPC法枠の間の不陸を整えるために裏込工を施工する場合には、PC法枠にがたつきがないように施工しなければならない。	6	3	4	6	4	1	4	受注者は、基面とPC法枠の間の不陸を整えるために裏込工を施工する場合には、PC法枠にがたつきがないように施工しなければならない。	
6	3	4	6	5	1	5	アンカーの施工については、第6編3-4-7抑止アンカー工の規定による。	6	3	4	6	5	1	5	アンカーの施工については、第6編3-4-7抑止アンカー工の規定による。	
6	3	4	6	6	1	6	請負者は、PCフレーム板の中に納まるアンカー頭部は、錆や腐食に対して十分な防食処理をしなければならない。	6	3	4	6	6	1	6	受注者は、PCフレーム板の中に納まるアンカー頭部は、錆や腐食に対して十分な防食処理をしなければならない。	
6	3	4	6	7	1	7	請負者は、設計図書に示す場合を除き、アンカー頭部が露出しないように施工しなければならない。	6	3	4	6	7	1	7	受注者は、設計図書に示す場合を除き、アンカー頭部が露出しないように施工しなければならない。	
6	3	4	6	8	1	8	請負者は、PC法枠のジョイント部の接続または目地工を施工する場合は、アンカーの緊張定着後に施工しなければならない。	6	3	4	6	8	1	8	受注者は、PC法枠のジョイント部の接続または目地工を施工する場合は、アンカーの緊張定着後に施工しなければならない。	
6	3	4	6	9	1	9	請負者は、PC法枠工の施工にあたっては、PCフレーム工法設計・施工の手引き4章施工の規定による。	6	3	4	6	9	1	9	受注者は、PC法枠工の施工にあたっては、PCフレーム工法設計・施工の手引き4章施工の規定による。	
6	3	4	7	0	1	3-4-7	抑止アンカー工	6	3	4	7	0	1	3-4-7	抑止アンカー工	
6	3	4	7	1	1	1	請負者は、材料を保管する場合は、保管場所を水平で平らな所を選び、地表面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらぬようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。	6	3	4	7	1	1	1	受注者は、材料を保管する場合は、保管場所を水平で平らな所を選び、地表面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらぬようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。	
6	3	4	7	2	1	2	請負者は、アンカーの削孔に際しては、周囲の地盤を乱すことのないように十分注意して施工しなければならない。	6	3	4	7	2	1	2	受注者は、アンカーの削孔に際しては、周囲の地盤を乱すことのないように十分注意して施工しなければならない。	
6	3	4	7	3	1	3	請負者は、削孔水は清水を使用することを原則とし、定着グラウトに悪影響を及ぼす物質を含まないものを使用しなければならない。また、周辺地盤、アンカー定着地盤に影響を及ぼす恐れのある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	6	3	4	7	3	1	3	受注者は、削孔水は清水を使用することを原則とし、定着グラウトに悪影響を及ぼす物質を含まないものを使用しなければならない。また、周辺地盤、アンカー定着地盤に影響を及ぼす恐れのある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
6	3	4	7	4	1	4	請負者は、設計図書に示された延長に達する前に削孔が不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して、監督職員と協議しなければならない。	6	3	4	7	4	1	4	受注者は、設計図書に示された延長に達する前に削孔が不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して、監督職員と協議しなければならない。	
6	3	4	7	5	1	5	請負者は、削孔にあたり、アンカー定着部の位置が設計図書に示された位置に達したことを、削孔延長、削孔土砂等により確認するとともに、確認結果を監督職員に提出しなければならない。	6	3	4	7	5	1	5	受注者は、削孔にあたり、アンカー定着部の位置が設計図書に示された位置に達したことを、削孔延長、削孔土砂等により確認するとともに、確認結果を監督職員に提出しなければならない。	
6	3	4	7	6	1	6	請負者は、削孔が終了した場合は、原則として孔内を清水により十分洗浄し、スライム等を除去しなければならない。	6	3	4	7	6	1	6	受注者は、削孔が終了した場合は、原則として孔内を清水により十分洗浄し、スライム等を除去しなければならない。	
6	3	4	7	7	1	7	請負者は、テンドンにグラウトとの付着を害するさび、油、泥等が付着しないよう注意して取扱うものとし、万一付着した場合は、これらを取り除いてから組立加工を行わなければならない。	6	3	4	7	7	1	7	受注者は、テンドンにグラウトとの付着を害するさび、油、泥等が付着しないよう注意して取扱うものとし、万一付着した場合は、これらを取り除いてから組立加工を行わなければならない。	
6	3	4	7	8	1	8	請負者は、グラウト注入にあたり、削孔内の排水、排気を円滑に行うため、アンカーの最低部より開始する。なお、グラウトが孔口から排出されるまで注入作業を中断してはならない。	6	3	4	7	8	1	8	受注者は、グラウト注入にあたり、削孔内の排水、排気を円滑に行うため、アンカーの最低部より開始する。なお、グラウトが孔口から排出されるまで注入作業を中断してはならない。	
6	3	4	7	9	1	9	請負者は、グラウト注入終了後、テンダンの挿入について有害な損傷や変形を与えない方法を用いて所定の位置に正確に行い、グラウトが硬化するまでテンドンが動かないように保持しなければならない。	6	3	4	7	9	1	9	受注者は、グラウト注入終了後、テンダンの挿入について有害な損傷や変形を与えない方法を用いて所定の位置に正確に行い、グラウトが硬化するまでテンドンが動かないように保持しなければならない。	
6	3	4	7	10	1	10	請負者は、注入されたグラウトが設計図書に示された強度に達した後、設計図書に示された残存引張り力が得られるよう初期緊張力を与えなければならない。	6	3	4	7	10	1	10	受注者は、注入されたグラウトが設計図書に示された強度に達した後、設計図書に示された残存引張り力が得られるよう初期緊張力を与えなければならない。	
6	3	5	0	0	1	第5節	擁壁工	6	3	5	0	0	1	第5節	擁壁工	
6	3	5	1	0	1	3-5-1	一般事項	6	3	5	1	0	1	3-5-1	一般事項	
6	3	5	1	0	2		本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。	6	3	5	1	0	2		本節は、擁壁工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。	
6	3	5	2	0	1	3-5-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	6	3	5	2	0	1	3-5-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
6	3	5	2	1	1	1	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	6	3	5	2	1	1	1	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
6	3	5	2	2	1	2	請負者は、擁壁工の作業土工にあたっては、地山の変動に注意し、地すべり等を誘発させないよう施工しなければならない。	6	3	5	2	2	1	2	受注者は、擁壁工の作業土工にあたっては、地山の変動に注意し、地すべり等を誘発させないよう施工しなければならない。	
6	3	5	3	0	1	3-5-3	既製杭工	6	3	5	3	0	1	3-5-3	既製杭工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
6	3	5	3	0	2		6	3	5	3	0	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。	
6	3	5	4	0	1	3-5-4	6	3	5	4	0	1	3-5-4	場所打擁壁工	
6	3	5	4	0	2		6	3	5	4	0	2		現場打擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
6	3	5	5	0	1	3-5-5	6	3	5	5	0	1	3-5-5	プレキャスト擁壁工	
6	3	5	5	0	2		6	3	5	5	0	2		プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。	
6	3	5	6	0	1	3-5-6	6	3	5	6	0	1	3-5-6	補強土壁工	
6	3	5	6	0	2		6	3	5	6	0	2		補強土壁工の施工については、第3編2-15-3補強土壁工の規定による。	
6	3	5	7	0	1	3-5-7	6	3	5	7	0	1	3-5-7	井桁ブロック工	
6	3	5	7	0	2		6	3	5	7	0	2		井桁ブロック工の施工については、第3編2-15-4井桁ブロック工の規定による。	
6	3	5	8	0	1	3-5-8	6	3	5	8	0	1	3-5-8	落石防護工	
6	3	5	8	1	1	1.	6	3	5	8	1	1	1.	受注者は、落石防護工の支柱基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう定着させなければならない。	
6	3	5	8	2	1	2.	6	3	5	8	2	1	2.	受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	
6	3	5	8	3	1	3.	6	3	5	8	3	1	3.	受注者は、H鋼式の緩衝材設置にあたっては、落石による衝撃に対してエネルギーが吸収されるよう設置しなければならない。	
6	3	6	0	0	1	第6節	6	3	6	0	0	1	第6節	山腹水路工	
6	3	6	1	0	1	3-6-1	6	3	6	1	0	1	3-6-1	一般事項	
6	3	6	1	1	1	1.	6	3	6	1	1	1	1.	本節は、山腹水路工として作業土工(床掘り・埋戻し)、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、集水樹工、現場打水路工その他これらに類する工種について定める。	
6	3	6	1	2	1	2.	6	3	6	1	2	1	2.	受注者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちに監督職員に連絡しなければならない。	
6	3	6	2	0	1	3-6-2	6	3	6	2	0	1	3-6-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
6	3	6	2	0	2		6	3	6	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由				
6	3	6	3	0	1	3 - 6 - 3	6	3	6	3	0	1	3 - 6 - 3	6	3	6	3	0	1	山腹集水路・排水路工	山腹集水路・排水路工	
6	3	6	3	1	1	1 .	6	3	6	3	1	1	1 .	6	3	6	3	1	1	請負者は、水路工の施工において、法面より浮き上がらないよう施工しなければならない。	受注者は、水路工の施工において、法面より浮き上がらないよう施工しなければならない。	
6	3	6	3	2	1	2 .	6	3	6	3	2	1	2 .	6	3	6	3	2	1	請負者は、野面石水路においては、石材は長手を流路方向に置き、中央部及び両端部には大石を使用しなければならない。	受注者は、野面石水路においては、石材は長手を流路方向に置き、中央部及び両端部には大石を使用しなければならない。	
6	3	6	3	3	1	3 .	6	3	6	3	3	1	3 .	6	3	6	3	3	1	請負者は、コルゲートフリユームの組立てにあたっては、上流側または高い側のセクションを、下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリユーム断面の両側で行うものとし、底部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの締結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	受注者は、コルゲートフリユームの組立てにあたっては、上流側または高い側のセクションを、下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリユーム断面の両側で行うものとし、底部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの締結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	
6	3	6	4	0	1	3 - 6 - 4	6	3	6	4	0	1	3 - 6 - 4	6	3	6	4	0	1	山腹明暗渠工	山腹明暗渠工	
6	3	6	4	1	1	1 .	6	3	6	4	1	1	1 .	6	3	6	4	1	1	山腹明暗渠工の施工については、第6編3 - 6 - 3山腹集水路・排水路工の規定による。	山腹明暗渠工の施工については、第6編3 - 6 - 3山腹集水路・排水路工の規定による。	
6	3	6	4	2	1	2 .	6	3	6	4	2	1	2 .	6	3	6	4	2	1	請負者は、排水路の両側を良質な土砂で埋戻し、水路工に損傷を与えないよう締固め、排水路に表流水が流れ込むようにしなければならない。	受注者は、排水路の両側を良質な土砂で埋戻し、水路工に損傷を与えないよう締固め、排水路に表流水が流れ込むようにしなければならない。	
6	3	6	4	3	1	3 .	6	3	6	4	3	1	3 .	6	3	6	4	3	1	請負者は、水路の肩及び切取法面が、流出または崩壊しないよう、保護しなければならない。	受注者は、水路の肩及び切取法面が、流出または崩壊しないよう、保護しなければならない。	
6	3	6	4	4	1	4 .	6	3	6	4	4	1	4 .	6	3	6	4	4	1	請負者は、地下水排除のための暗渠の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。	受注者は、地下水排除のための暗渠の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。	
6	3	6	5	0	1	3 - 6 - 5	6	3	6	5	0	1	3 - 6 - 5	6	3	6	5	0	1	山腹暗渠工	山腹暗渠工	
6	3	6	5	0	2		6	3	6	5	0	2		6	3	6	5	0	2	請負者は、地下水排除のための暗渠の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。透水管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。	受注者は、地下水排除のための暗渠の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。透水管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。	
6	3	6	6	0	1	3 - 6 - 6	6	3	6	6	0	1	3 - 6 - 6	6	3	6	6	0	1	現場打水路工	現場打水路工	
6	3	6	6	1	1	1 .	6	3	6	6	1	1	1 .	6	3	6	6	1	1	請負者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	
6	3	6	6	2	1	2 .	6	3	6	6	2	1	2 .	6	3	6	6	2	1	請負者は、柵渠の施工については、くい、板、かさ石及びはりに隙間が生じないように注意して施工しなければならない。	受注者は、柵渠の施工については、くい、板、かさ石及びはりに隙間が生じないように注意して施工しなければならない。	
6	3	6	7	0	1	3 - 6 - 7	6	3	6	7	0	1	3 - 6 - 7	6	3	6	7	0	1	集水樹工	集水樹工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
6	3	6	7	0	2															
						集水桝工の施工については、第3編2-3-30集水桝工の規定による。														
6	3	7	0	0	1	第7節	6	3	7	0	0	1	第7節	6	3	7	0	0	1	地下水排除工
6	3	7	1	0	1	3-7-1	6	3	7	1	0	1	3-7-1	6	3	7	1	0	1	一般事項
6	3	7	1	1	1	1.	6	3	7	1	1	1	1.	6	3	7	1	1	1	本節は、地下水排除工として作業土工、井戸中詰工、集排水ボーリング工、集水井工その他これらに類する工種について定める。
6	3	7	1	2	1	2.	6	3	7	1	2	1	2.	6	3	7	1	2	1	本節は、地下水排除工として作業土工(床掘り・埋戻し)、井戸中詰工、集排水ボーリング工、集水井工その他これらに類する工種について定める。
6	3	7	1	3	1	3.	6	3	7	1	3	1	3.	6	3	7	1	3	1	請負者は、せん孔中、多量の湧水があった場合、または予定深度まで掘進した後においても排水の目的を達しない場合には、すみやかに監督職員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。
6	3	7	1	4	1	4.	6	3	7	1	4	1	4.	6	3	7	1	4	1	請負者は、せん孔中、断層、き裂により、湧水等に变化を認めた場合、直ちに監督職員に連絡しなければならない。
6	3	7	1	5	1	5.	6	3	7	1	5	1	5.	6	3	7	1	5	1	請負者は、検尺を受ける場合は、監督職員立会のうえでロッドの引拔を行い、その延長を計測しなければならない。ただし、検尺の方法について監督職員が、請負者に指示した場合にはこの限りではない。
6	3	7	1	6	1	6.	6	3	7	1	6	1	6.	6	3	7	1	6	1	請負者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に湧水があった場合、または予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、すみやかに監督職員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。
6	3	7	1	6	1	6.	6	3	7	1	6	1	6.	6	3	7	1	6	1	請負者は、集水井の施工にあたっては、常に移動計画等にて地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、すみやかに監督職員に報告しなければならない。
6	3	7	2	0	1	3-7-2	6	3	7	2	0	1	3-7-2	6	3	7	2	0	1	作業土工(床掘り・埋戻し)
6	3	7	2	0	2		6	3	7	2	0	2		6	3	7	2	0	2	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。
6	3	7	3	0	1	3-7-3	6	3	7	3	0	1	3-7-3	6	3	7	3	0	1	作業土工(床掘り・埋戻し)
6	3	7	3	0	2		6	3	7	3	0	2		6	3	7	3	0	2	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。
6	3	7	3	0	1	3-7-3	6	3	7	3	0	1	3-7-3	6	3	7	3	0	1	井戸中詰工
6	3	7	3	0	2		6	3	7	3	0	2		6	3	7	3	0	2	井戸中詰工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。
6	3	7	4	0	1	3-7-4	6	3	7	4	0	1	3-7-4	6	3	7	4	0	1	井戸中詰工
6	3	7	4	1	1	1.	6	3	7	4	1	1	1.	6	3	7	4	1	1	集排水ボーリング工
6	3	7	4	1	1	1.	6	3	7	4	1	1	1.	6	3	7	4	1	1	集排水ボーリング工の施工に先立ち、孔口の法面を整形し、完成後の土砂崩壊が起きないようにしなければならない。
6	3	7	4	2	1	2.	6	3	7	4	2	1	2.	6	3	7	4	2	1	保孔管は、削孔全長に挿入するものとし、設計図書に指定するものを除き、硬質塩化ビニール管とするものとする。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由
6	3	7	4	3	1	3	保孔管のストレーナー加工は、設計図書による。	6	3	7	4	3	1	3	保孔管のストレーナー加工は、設計図書による。			
6	3	7	4	4	1	4	請負者は、せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した標示板を立てなければならない。	6	3	7	4	4	1	4	受注者は、せん孔完了後、各箇所ごとに、せん孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した標示板を立てなければならない。			
6	3	7	5	0	1	3-7-5	集水井工	6	3	7	5	0	1	3-7-5	集水井工			
6	3	7	5	0	2		請負者は、集水井の設置位置及び深度について、現地の状況により設計図書に定めた設置位置及び深度に支障のある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	6	3	7	5	0	2		受注者は、集水井の設置位置及び深度について、現地の状況により設計図書に定めた設置位置及び深度に支障のある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。			
6	3	8	0	0	1	第8節	地下水遮断工	6	3	8	0	0	1	第8節	地下水遮断工			
6	3	8	1	0	1	3-8-1	一般事項	6	3	8	1	0	1	3-8-1	一般事項			
6	3	8	1	0	2		本節は、地下水遮断工として作業土工、場所打擁壁工、固結工、矢板工その他これらに類する工種について定める。	6	3	8	1	0	2		本節は、地下水遮断工として作業土工(床掘り・埋戻し)、場所打擁壁工、固結工、矢板工その他これらに類する工種について定める。			
6	3	8	2	0	1	3-8-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	6	3	8	2	0	1	3-8-2	作業土工(床掘り・埋戻し)			
6	3	8	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	6	3	8	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。			
6	3	8	3	0	1	3-8-3	場所打擁壁工	6	3	8	3	0	1	3-8-3	場所打擁壁工			
6	3	8	3	0	2		現場打擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	6	3	8	3	0	2		現場打擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。			
6	3	8	4	0	1	3-8-4	固結工	6	3	8	4	0	1	3-8-4	固結工			
6	3	8	4	0	2		固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。	6	3	8	4	0	2		固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。			
6	3	8	5	0	1	3-8-5	矢板工	6	3	8	5	0	1	3-8-5	矢板工			
6	3	8	5	0	2		矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。	6	3	8	5	0	2		矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。			
6	3	9	0	0	1	第9節	抑止杭工	6	3	9	0	0	1	第9節	抑止杭工			
6	3	9	1	0	1	3-9-1	一般事項	6	3	9	1	0	1	3-9-1	一般事項			
6	3	9	1	1	1	1	本節は、抑止杭工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、シャフト工(深礎工)、合成杭工、その他これらに類する工種について定める。	6	3	9	1	1	1	1	本節は、抑止杭工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、シャフト工(深礎工)、合成杭工、その他これらに類する工種について定める。			
6	3	9	1	2	1	2	請負者は、杭の施工については第1編1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。	6	3	9	1	2	1	2	受注者は、杭の施工については第1編1-1-4第1項の施工計画書の記載内容に加えて杭の施工順序について、施工計画書に記載しなければならない。			
6	3	9	1	3	1	3	請負者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。	6	3	9	1	3	1	3	受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。			

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
6	3	9	1	4	1	4	6	3	9	1	4	1	6	3	9	1	4	1		
6	3	9	2	0	1	3-9-2	6	3	9	2	0	1	6	3	9	2	0	1		
6	3	9	2	0	2		6	3	9	2	0	2	6	3	9	2	0	2		
6	3	9	3	0	1	3-9-3	6	3	9	3	0	1	6	3	9	3	0	1		
6	3	9	3	1	1	1	6	3	9	3	1	1	6	3	9	3	1	1	表現を整備局と整合	
6	3	9	3	2	1	2	6	3	9	3	2	1	6	3	9	3	2	1		
6	3	9	3	3	1	3	6	3	9	3	3	1	6	3	9	3	3	1		
6	3	9	3	4	1	4	6	3	9	3	4	1	6	3	9	3	4	1		
6	3	9	3	5	1	5	6	3	9	3	5	1	6	3	9	3	5	1		
6	3	9	3	6	1	6	6	3	9	3	6	1	6	3	9	3	6	1		
6	3	9	4	0	1	3-9-4	6	3	9	4	0	1	6	3	9	4	0	1		
6	3	9	4	0	2		6	3	9	4	0	2	6	3	9	4	0	2		
6	3	9	5	0	1	3-9-5	6	3	9	5	0	1	6	3	9	5	0	1		
6	3	9	5	0	2		6	3	9	5	0	2	6	3	9	5	0	2		
6	3	9	6	0	1	3-9-6	6	3	9	6	0	1	6	3	9	6	0	1		
6	3	9	6	0	2		6	3	9	6	0	2	6	3	9	6	0	2		
6	3	10	0	0	1	第10節	6	3	10	0	0	1	6	3	10	0	0	1		
6	3	10	1	0	1	3-10-1	6	3	10	1	0	1	6	3	10	1	0	1		
6	3	10	1	0	2		6	3	10	1	0	2	6	3	10	1	0	2		
6	3	10	2	0	1	3-10-2	6	3	10	2	0	1	6	3	10	2	0	1		
6	3	10	2	0	2		6	3	10	2	0	2	6	3	10	2	0	2		
7	0	0	0	0	1	第7編	7	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	1		
7	1	0	0	0	1	第1章	7	1	0	0	0	1	7	1	0	0	0	1		

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
7	1	1	0	0	1	第1節	適用	7	1	1	0	0	1	第1節	適用	
7	1	1	0	1	1	1.	本章は、ダム工事における掘削工、ダムコンクリート工、型枠工、表面仕上げ工、埋設物設置工、パイプクーリング工、プレクーリング工、継目グラウチング工、閉塞コンクリート工、排水及び雨水等の処理その他これらに類する工種について適用する。	7	1	1	0	1	1	1.	本章は、ダム工事における掘削工、ダムコンクリート工、型枠工、表面仕上げ工、埋設物設置工、パイプクーリング工、プレクーリング工、継目グラウチング工、閉塞コンクリート工、排水及び雨水等の処理その他これらに類する工種について適用する。	
7	1	1	0	2	1	2.	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	7	1	1	0	2	1	2.	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
7	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	7	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
7	1	2	0	0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	7	1	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
7	1	2	0	0	3		土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成20年3月）	7	1	2	0	0	3		土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成20年3月）	
7	1	3	0	0	1	第3節	掘削工	7	1	3	0	0	1	第3節	掘削工	
7	1	3	1	0	1	1-3-1	一般事項	7	1	3	1	0	1	1-3-1	一般事項	
7	1	3	1	0	2		本節は、掘削工として掘削分類、過掘の処理、発破制限、岩盤面処理、不良岩等の処理、建設発生土の処理、基礎岩盤の確認、岩盤確認後の再処理その他これらに類する工種について定める。	7	1	3	1	0	2		本節は、掘削工として掘削分類、過掘の処理、発破制限、岩盤面処理、不良岩等の処理、建設発生土の処理、基礎岩盤の確認、岩盤確認後の再処理その他これらに類する工種について定める。	
7	1	3	2	0	1	1-3-2	掘削分類	7	1	3	2	0	1	1-3-2	掘削分類	
7	1	3	2	0	2		掘削は、次の2種類に分類し、その判定は監督職員が行うものとする。	7	1	3	2	0	2		掘削は、次の2種類に分類し、その判定は監督職員が行うものとする。	
7	1	3	2	0	3	(1)	土石掘削	7	1	3	2	0	3	(1)	土石掘削	
7	1	3	2	0	4	(2)	岩石掘削	7	1	3	2	0	4	(2)	岩石掘削	
7	1	3	2	0	5		ただし、第9編1-3-5岩盤面処理の3項に示す仕上げ掘削は、岩石掘削に含むものとする。	7	1	3	2	0	5		ただし、第9編1-3-5岩盤面処理の3項に示す仕上げ掘削は、岩石掘削に含むものとする。	
7	1	3	3	0	1	1-3-3	過掘の処理	7	1	3	3	0	1	1-3-3	過掘の処理	
7	1	3	3	1	1	1.	請負者は、過掘のない様に施工しなければならない。	7	1	3	3	1	1	1.	受注者は、過掘のない様に施工しなければならない。	
7	1	3	3	2	1	2.	請負者は、本条1項の埋戻しはコンクリートで埋戻さなければならない。	7	1	3	3	2	1	2.	受注者は、本条1項の埋戻しはコンクリートで埋戻さなければならない。	
7	1	3	4	0	1	1-3-4	発破制限	7	1	3	4	0	1	1-3-4	発破制限	
7	1	3	4	0	2		請負者は、仕上げ掘削の直上部で掘削を行うときは、自然の基礎岩盤に乱れや弛みが生じるのを防止するため、使用する火薬類の種類及び使用量を制限しなければならない。	7	1	3	4	0	2		受注者は、仕上げ掘削の直上部で掘削を行うときは、自然の基礎岩盤に乱れや弛みが生じるのを防止するため、使用する火薬類の種類及び使用量を制限しなければならない。	
7	1	3	5	0	1	1-3-5	岩盤面処理	7	1	3	5	0	1	1-3-5	岩盤面処理	
7	1	3	5	1	1	1.	基礎岩盤とは、設計図書に示す予定掘削線以下の岩盤で、コンクリートダムの基礎となる岩盤をいうものとする。	7	1	3	5	1	1	1.	基礎岩盤とは、設計図書に示す予定掘削線以下の岩盤で、コンクリートダムの基礎となる岩盤をいうものとする。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
7	1	3	5	1	2		なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督職員が変更する場合があるものとする。	7	1	3	5	1	2		なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督職員が変更する場合があるものとする。	
7	1	3	5	2	1	2.	請負者は、本条第3項及び第4項の作業完了後、監督職員の確認を受けなければならない。	7	1	3	5	2	1	2.	受注者は、本条第3項及び第4項の作業完了後、監督職員の確認を受けなければならない。	
7	1	3	5	3	1	3.	仕上げ掘削	7	1	3	5	3	1	3.	仕上げ掘削	
7	1	3	5	3	2	(1)	仕上げ掘削とは、コンクリート打設前に掘削作業により弛んだ岩盤を火薬類を使用しないで掘削除去し、基礎岩盤面を仕上げる作業をいうものとする。	7	1	3	5	3	2	(1)	仕上げ掘削とは、コンクリート打設前に掘削作業により弛んだ岩盤を火薬類を使用しないで掘削除去し、基礎岩盤面を仕上げる作業をいうものとする。	
7	1	3	5	3	3	(2)	請負者は、仕上げ掘削を行うときは、ピックハンマー及び手掘り工具等を用いて、基礎岩盤に乱れや弛みが生じないように仕上げなければならない。	7	1	3	5	3	3	(2)	受注者は、仕上げ掘削を行うときは、ピックハンマー及び手掘り工具等を用いて、基礎岩盤に乱れや弛みが生じないように仕上げなければならない。	
7	1	3	5	4	1	4.	岩盤清掃	7	1	3	5	4	1	4.	岩盤清掃	
7	1	3	5	4	2		請負者は、コンクリート打設直前に基礎岩盤面上の浮石、堆積物、油及び岩片等を除去したうえで圧力水、圧縮空気、ワイヤーブラシ等により清掃し、溜水、砂等を除去しなければならない。	7	1	3	5	4	2		受注者は、コンクリート打設直前に基礎岩盤面上の浮石、堆積物、油及び岩片等を除去したうえで圧力水、圧縮空気、ワイヤーブラシ等により清掃し、溜水、砂等を除去しなければならない。	
7	1	3	6	0	1	1-3-6	不良岩等の処理	7	1	3	6	0	1	1-3-6	不良岩等の処理	
7	1	3	6	1	1	1.	請負者は、局部的不良岩及び破碎帯、断層の処理にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	7	1	3	6	1	1	1.	受注者は、局部的不良岩及び破碎帯、断層の処理にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
7	1	3	6	2	1	2.	請負者は、基礎岩盤から湧水がある場合の処理にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	7	1	3	6	2	1	2.	受注者は、基礎岩盤から湧水がある場合の処理にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
7	1	3	7	0	1	1-3-7	建設発生土の処理	7	1	3	7	0	1	1-3-7	建設発生土の処理	
7	1	3	7	1	1	1.	請負者は、建設発生土を設計図書に示す建設発生土受入れ地に運搬し、処理しなければならない。	7	1	3	7	1	1	1.	受注者は、建設発生土を設計図書に示す建設発生土受入れ地に運搬し、処理しなければならない。	
7	1	3	7	2	1	2.	請負者は、建設発生土を処理するときは、降雨等による崩壊及び土砂や雨水の流出による災害を起こすことがないように施工しなければならない。	7	1	3	7	2	1	2.	受注者は、建設発生土を処理するときは、降雨等による崩壊及び土砂や雨水の流出による災害を起こすことがないように施工しなければならない。	
7	1	3	7	3	1	3.	請負者は、建設発生土を再生資源として利用する場合には、その利用先について設計図書によらなければならない。	7	1	3	7	3	1	3.	受注者は、建設発生土を再生資源として利用する場合には、その利用先について設計図書によらなければならない。	
7	1	3	8	0	1	1-3-8	基礎岩盤の確認	7	1	3	8	0	1	1-3-8	基礎岩盤の確認	
7	1	3	8	1	1	1.	請負者は、岩盤清掃が完了したときには、基礎岩盤としての適否について、監督職員の確認を受けなければならない。	7	1	3	8	1	1	1.	受注者は、岩盤清掃が完了したときには、基礎岩盤としての適否について、監督職員の確認を受けなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
7	1	3	8	2	1	2	請負者は、確認に際しては、設計図書に示す資料を監督職員に提出しなければならない。	7	1	3	8	2	1	2	受注者は、確認に際しては、設計図書に示す資料を監督職員に提出しなければならない。	
7	1	3	9	0	1	1 - 3 - 9	岩盤確認後の再処理	7	1	3	9	0	1	1 - 3 - 9	岩盤確認後の再処理	
7	1	3	9	0	2		請負者は、次の場合には、監督職員の指示に従い第9編1 - 3 - 5岩盤面処理4項の岩盤清掃を行い、コンクリート打設直前に監督職員の再確認を受けなければならない。	7	1	3	9	0	2		受注者は、以下の場合には、監督職員の指示に従い第9編1 - 3 - 5岩盤面処理4項の岩盤清掃を行い、コンクリート打設直前に監督職員の再確認を受けなければならない。	
7	1	3	9	0	3	(1)	基礎岩盤の確認終了後の岩盤を、長期間放置した場合。	7	1	3	9	0	3	(1)	基礎岩盤の確認終了後の岩盤を、長期間放置した場合。	
7	1	3	9	0	4	(2)	基礎岩盤の確認後、岩盤の状況が著しく変化した場合。	7	1	3	9	0	4	(2)	基礎岩盤の確認後、岩盤の状況が著しく変化した場合。	
7	1	4	0	0	1	第4節	ダムコンクリート工	7	1	4	0	0	1	第4節	ダムコンクリート工	
7	1	4	1	0	1	1 - 4 - 1	一般事項	7	1	4	1	0	1	1 - 4 - 1	一般事項	
7	1	4	1	1	1	1	本節は、ダムコンクリート工として原石骨材、天然骨材、配合、材料の計量、練りませ、コンクリートの運搬、打込み開始、コンクリートの打込み、締固め、継目、養生その他これらに類する工種について定める。	7	1	4	1	1	1	1	本節は、ダムコンクリート工として原石骨材、天然骨材、配合、材料の計量、練りませ、コンクリートの運搬、打込み開始、コンクリートの打込み、締固め、継目、養生その他これらに類する工種について定める。	
7	1	4	1	2	1	2	本節は、有スランプコンクリートを用いて施工するブロック工法及びレヤー工法の場合に適用する。	7	1	4	1	2	1	2	本節は、有スランプコンクリートを用いて施工するブロック工法及びレヤー工法の場合に適用する。	
7	1	4	1	3	1	3	請負者は、設計図書に基づいて骨材の製造を行い、骨材を使用しなければならない。	7	1	4	1	3	1	3	受注者は、設計図書に基づいて骨材の製造を行い、骨材を使用しなければならない。	
7	1	4	1	4	1	4	請負者は、監督職員の指示または承諾なしに、骨材をダム本体コンクリート工事以外に使用してはならない。	7	1	4	1	4	1	4	受注者は、監督職員の指示または承諾なしに、骨材をダム本体コンクリート工事以外に使用してはならない。	
7	1	4	2	0	1	1 - 4 - 2	原石骨材	7	1	4	2	0	1	1 - 4 - 2	原石骨材	
7	1	4	2	1	1	1	表土処理	7	1	4	2	1	1	1	表土処理	
7	1	4	2	1	2		請負者は、表土の取り除きが完了したときには、原石としての適否について、監督職員の確認を受けなければならない。	7	1	4	2	1	2		受注者は、表土の取り除きが完了したときには、原石としての適否について、監督職員の確認を受けなければならない。	
7	1	4	2	2	1	2	原石採取	7	1	4	2	2	1	2	原石採取	
7	1	4	2	2	2	(1)	請負者は、原石の採取にあたっては、草木、泥土、その他有害物が混入しないようにしなければならない。	7	1	4	2	2	2	(1)	受注者は、原石の採取にあたっては、草木、泥土、その他有害物が混入しないようにしなければならない。	
7	1	4	2	2	3	(2)	請負者は、原石採取中に破砕帯、風化層等に遭遇した場合には監督職員と協議しなければならない。監督職員が品質試験等の結果から骨材として不相当と認めた場合には、監督職員の指示に従わなければならない。	7	1	4	2	2	3	(2)	受注者は、原石採取中に破砕帯、風化層等に遭遇した場合には監督職員と協議しなければならない。監督職員が品質試験等の結果から骨材として不相当と認めた場合には、監督職員の指示に従わなければならない。	
7	1	4	2	2	4	(3)	請負者は、原石の採取にあたっては、設計図書に定められた法面勾配等に基づき施工する。ただし、浮石等の存在によりこれにより難い場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	7	1	4	2	2	4	(3)	受注者は、原石の採取にあたっては、設計図書に定められた法面勾配等に基づき施工する。ただし、浮石等の存在によりこれにより難い場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
7	1	4	3	0	1	1 - 4 - 3	天然骨材	7	1	4	3	0	1	1 - 4 - 3	天然骨材	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
7	1	4	3	0	2		請負者は、骨材を採取する場合には、治水、利水及び河川工作物等に悪影響をおよぼさないように、設計図書に従い採取しなければならない。	7	1	4	3	0	2		受注者は、骨材を採取する場合には、治水、利水及び河川工作物等に悪影響をおよぼさないように、設計図書に従い採取しなければならない。	
7	1	4	4	0	1	1 - 4 - 4	配合	7	1	4	4	0	1	1 - 4 - 4	配合	
7	1	4	4	1	1	1.	請負者は、設計図書に示すコンクリートの示方配合を、現場試験の結果に基づいて現場配合に直し、設計図書に示す資料により監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	4	4	1	1	1.	受注者は、設計図書に示すコンクリートの示方配合を、現場試験の結果に基づいて現場配合に直し、設計図書に示す資料により監督職員の承諾を得なければならない。	
7	1	4	4	2	1	2.	請負者は、現場試験の結果、配合の修正が必要と認められる場合には、設計図書に示す資料を提示し監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	4	4	2	1	2.	受注者は、現場試験の結果、配合の修正が必要と認められる場合には、設計図書に示す資料を提示し監督職員の承諾を得なければならない。	
7	1	4	5	0	1	1 - 4 - 5	材料の計量	7	1	4	5	0	1	1 - 4 - 5	材料の計量	
7	1	4	5	1	1	1.	請負者は、骨材の表面水量の試験及び骨材が乾燥している場合の有効吸水量の試験にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。	7	1	4	5	1	1	1.	受注者は、骨材の表面水量の試験及び骨材が乾燥している場合の有効吸水量の試験にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。	
7	1	4	5	2	1	2.	請負者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよいものとする。	7	1	4	5	2	1	2.	受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよいものとする。	
7	1	4	5	3	1	3.	混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤を薄めるのに用いた水は、単位水量の一部とするものとする。	7	1	4	5	3	1	3.	混和剤を溶かすのに用いた水または混和剤を薄めるのに用いた水は、単位水量の一部とするものとする。	
7	1	4	5	4	1	4.	請負者は、設計図書に従い計量装置を所定の精度を確保するため定期的に検査し、その結果を監督職員に提出するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、検査の結果異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告する。	7	1	4	5	4	1	4.	受注者は、設計図書に従い計量装置を所定の精度を確保するため定期的に検査し、その結果を監督職員に提出するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、検査の結果異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	
7	1	4	6	0	1	1 - 4 - 6	練りませ	7	1	4	6	0	1	1 - 4 - 6	練りませ	
7	1	4	6	1	1	1.	請負者は、水、セメント、骨材、混和材、混和剤が均一に練り混ぜられた状態になるまで、コンクリートを練りませなければならない。	7	1	4	6	1	1	1.	受注者は、水、セメント、骨材、混和材、混和剤が均一に練り混ぜられた状態になるまで、コンクリートを練りませなければならない。	
7	1	4	6	2	1	2.	請負者は、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は監督職員に提出するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	7	1	4	6	2	1	2.	受注者は、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は監督職員に提出するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	
7	1	4	6	3	1	3.	請負者は、コンクリートの練りませにあたっては、バッチミキサを用いなければならない。	7	1	4	6	3	1	3.	受注者は、コンクリートの練りませにあたっては、バッチミキサを用いなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
7	1	4	6	4	1		4 . ミキサは、練り上がりコンクリートを排出するときに、材料の分離を起こさないものとする。	7	1	4	6	4	1		4 . ミキサは、練り上がりコンクリートを排出するときに、材料の分離を起こさないものとする。	
7	1	4	6	5	1		5 . 請負者 は、1練りの量及び練りませ時間を、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。	7	1	4	6	5	1		5 . 受注者 は、1練りの量及び練りませ時間を、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。	
7	1	4	6	5	2		(1) 可傾式ミキサの練りませ時間は、ミキサ内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入したときからとし、その最小時間は表1-1を標準とする。	7	1	4	6	5	2		(1) 可傾式ミキサの練りませ時間は、ミキサ内にセメント、混和材、混和剤及び骨材を全部投入したときからとし、その最小時間は表1-1を標準とする。	表現を整備局と整合
7	1	4	6	5	3		表1-1 ミキサの標準最小練りませ時間	7	1	4	6	5	3		表1-1 ミキサの標準最小練りませ時間	
7	1	4	6	5	4		(2) 請負者 は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果を監督職員に提出するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	7	1	4	6	5	4		(2) 受注者 は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果を監督職員に提出するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	県独自で表現変更
7	1	4	6	6	1		6 . 練りませ時間は、本条5項で決定した時間の3倍以下とするものとする。	7	1	4	6	6	1		6 . 練りませ時間は、本条5項で決定した時間の3倍以下とするものとする。	
7	1	4	6	7	1		7 . 請負者 は、ミキサ内のコンクリートを全部排出した後でなければ、新たに材料を投入してはならない。	7	1	4	6	7	1		7 . 受注者 は、ミキサ内のコンクリートを全部排出した後でなければ、新たに材料を投入してはならない。	
7	1	4	6	8	1		8 . 請負者 は、コンクリートの打込み作業開始前及び打込み作業終了後にはミキサを清掃し、ミキサ内に付着したコンクリート及び雑物を除去しなければならない。	7	1	4	6	8	1		8 . 受注者 は、コンクリートの打込み作業開始前及び打込み作業終了後にはミキサを清掃し、ミキサ内に付着したコンクリート及び雑物を除去しなければならない。	
7	1	4	6	9	1		9 . 請負者 は、コンクリート製造設備の故障や計量の誤りにより、次に示す配合とならなかった場合、及び監督職員が廃棄を指示したコンクリートについては、適切に運搬し、処分しなければならない。	7	1	4	6	9	1		9 . 受注者 は、コンクリート製造設備の故障や計量の誤りにより、次に示す配合とならなかった場合、及び監督職員が廃棄を指示したコンクリートについては、適切に運搬し、処分しなければならない。	
7	1	4	6	9	2		(1) 第9編1-4-4配合に示すコンクリートの配合	7	1	4	6	9	2		(1) 第9編1-4-4配合に示すコンクリートの配合	
7	1	4	6	9	3		(2) 第9編1-4-8打込み開始の5項に示すモルタルの配合	7	1	4	6	9	3		(2) 第9編1-4-8打込み開始の5項に示すモルタルの配合	
7	1	4	7	0	1		1-4-7 コンクリートの運搬	7	1	4	7	0	1		1-4-7 コンクリートの運搬	
7	1	4	7	1	1		1 . 請負者 は、練り上がりコンクリートを材料の分離が生じないよう、すみやかに打込み場所に運搬しなければならない。	7	1	4	7	1	1		1 . 受注者 は、練り上がりコンクリートを材料の分離が生じないよう、すみやかに打込み場所に運搬しなければならない。	
7	1	4	7	2	1		2 . 請負者 は、コンクリートの運搬を始める前に、運搬装置の内部に付着しているコンクリート及び雑物を取り除かなければならない。	7	1	4	7	2	1		2 . 受注者 は、コンクリートの運搬を始める前に、運搬装置の内部に付着しているコンクリート及び雑物を取り除かなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
7	1	4	7	3	1		3. 請負者は、コンクリートの運搬にあたっては、バケツによらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	4	7	3	1		3. 受注者は、コンクリートの運搬にあたっては、バケツによらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7	1	4	7	4	1		4. バケツの構造は、コンクリートの投入及び排出の際に材料の分離を起こさないものであり、また、バケツからのコンクリートの排出が容易でかつ、すみやかなものとする。	7	1	4	7	4	1		4. バケツの構造は、コンクリートの投入及び排出の際に材料の分離を起こさないものであり、また、バケツからのコンクリートの排出が容易でかつ、すみやかなものとする。	
7	1	4	8	0	1	1 - 4 - 8	打込み開始	7	1	4	8	0	1	1 - 4 - 8	打込み開始	
7	1	4	8	1	1		1. 請負者は、コンクリートの打込みにあたっては、事前に打込みブロックの工程計画を作成し、施工計画書へ記載する。	7	1	4	8	1	1		1. 受注者は、コンクリートの打込みにあたっては、事前に打込みブロックの工程計画を作成し、施工計画書へ記載する。	
7	1	4	8	2	1		2. 請負者は、コンクリートの打込みに先立ち、打継目の処理及び清掃、型枠、鉄筋、各種埋設物の設置について、監督職員の確認を受けなければならない。	7	1	4	8	2	1		2. 受注者は、コンクリートの打込みに先立ち、打継目の処理及び清掃、型枠、鉄筋、各種埋設物の設置について、監督職員の確認を受けなければならない。	
7	1	4	8	3	1		3. 請負者は、コンクリートの打込み時には、設計図書に示す資格と経験を有する技術者を現場に常駐させなければならない。	7	1	4	8	3	1		3. 受注者は、コンクリートの打込み時には、設計図書に示す資格と経験を有する技術者を現場に常駐させなければならない。	
7	1	4	8	4	1		4. 請負者は、コンクリートの打込み前に、コンクリートを打込む基礎岩盤面及び水平打継目のコンクリート面を、湿潤にして吸水させたうえで表面の水を除いた後、モルタルを塗込み、ただちにコンクリートの打込みを開始しなければならない。	7	1	4	8	4	1		4. 受注者は、コンクリートの打込み前に、コンクリートを打込む基礎岩盤面及び水平打継目のコンクリート面を、湿潤にして吸水させたうえで表面の水を除いた後、モルタルを塗込み、ただちにコンクリートの打込みを開始しなければならない。	
7	1	4	8	5	1		5. 請負者は、設計図書に示す配合のモルタルをコンクリート打込み面に均等に塗り込まなければならない。	7	1	4	8	5	1		5. 受注者は、設計図書に示す配合のモルタルをコンクリート打込み面に均等に塗り込まなければならない。	
7	1	4	8	6	1		6. 請負者は、基礎岩盤面にコンクリートを打込む場合、モルタルのつきにくい部分には、セメントペーストを塗り込まなければならない。	7	1	4	8	6	1		6. 受注者は、基礎岩盤面にコンクリートを打込む場合、モルタルのつきにくい部分には、セメントペーストを塗り込まなければならない。	
7	1	4	8	7	1		7. モルタルの厚さは平均厚で、岩盤では2 cm程度、水平打継目では1.5cm程度とする。	7	1	4	8	7	1		7. モルタルの厚さは平均厚で、岩盤では2 cm程度、水平打継目では1.5cm程度とする。	
7	1	4	9	0	1	1 - 4 - 9	コンクリートの打込み	7	1	4	9	0	1	1 - 4 - 9	コンクリートの打込み	
7	1	4	9	1	1		1. 請負者は、コンクリートを運搬後、ただちに打込むとともに、一区画内のコンクリートは、打込みが完了するまで連続して打込まなければならない。	7	1	4	9	1	1		1. 受注者は、コンクリートを運搬後、ただちに打込むとともに、一区画内のコンクリートは、打込みが完了するまで連続して打込まなければならない。	
7	1	4	9	2	1		2. 請負者は、第9編1 - 4 - 10締固め5項に示す状態が確保されないコンクリートを用いてはならない。	7	1	4	9	2	1		2. 受注者は、第9編1 - 4 - 10締固め5項に示す状態が確保されないコンクリートを用いてはならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由
7	1	4	9	3	1	3	請負者は、コンクリート打込み用バケツを、その下端が打込み面上1m程度に達するまでおろし、打込み場所にコンクリートを排出し、コンクリートを移動させる必要がないようにしなければならない。	7	1	4	9	3	3	受注者は、コンクリート打込み用バケツを、その下端が打込み面上1m程度に達するまでおろし、打込み場所にコンクリートを排出し、コンクリートを移動させる必要がないようにしなければならない。				
7	1	4	9	4	1	4	1リフトの高さは、設計図書に <u>よらなければならない</u> 。	7	1	4	9	4	4	1リフトの高さは、設計図書に <u>よる</u> 。				
7	1	4	9	5	1	5	請負者は、次の場合には、ハーフリフト高さとしなければならない。	7	1	4	9	5	5	受注者は、次の場合には、ハーフリフト高さとしなければならない。				
7	1	4	9	5	2	(1)	基礎岩盤面より打ち上がる時	7	1	4	9	5	2	(1)	基礎岩盤面より打ち上がる時			
7	1	4	9	5	3	(2)	長期間打止めしたリフト面より打継ぐ時	7	1	4	9	5	3	(2)	長期間打止めしたリフト面より打継ぐ時			
7	1	4	9	5	4	(3)	その他監督職員が指示するとき	7	1	4	9	5	4	(3)	その他監督職員が指示するとき			
7	1	4	9	6	1	6	請負者は、コンクリートの打ち上がり速度については、 <u>次</u> によらなければならない。	7	1	4	9	6	1	6	受注者は、コンクリートの打ち上がり速度 <u>等</u> については、 <u>以下</u> によらなければならない。			
7	1	4	9	6	2	(1)	請負者は、打ち上がり速度を、各リフトのコンクリートの露出日数が少なくなるよう定め、打ち上がり速度について施工計画書へ記載する。	7	1	4	9	6	2	(1)	受注者は、打ち上がり速度を、各リフトのコンクリートの露出日数が少なくなるよう定め、打ち上がり速度について施工計画書へ記載する。			
7	1	4	9	6	3	(2)	旧コンクリートが0.75m以上～1.0m未満のリフトの場合は材 <u>令</u> 3日、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は材 <u>令</u> 4日、1.5m以上～2.0m以下のリフトの場合は材 <u>令</u> 5日に達した後にコンクリートを打継ぐものとする。	7	1	4	9	6	3	(2)	旧コンクリートが0.75m以上～1.0m未満のリフトの場合は材 <u>令</u> 3日、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は材 <u>令</u> 4日、1.5m以上～2.0m以下のリフトの場合は材 <u>令</u> 5日に達した後にコンクリートを打継ぐものとする。			
7	1	4	9	6	4	(3)	隣接ブロックの高低差は、上下流方向で4リフト、ダム軸方向で8リフト以内とする。	7	1	4	9	6	4	(3)	隣接ブロックの高低差は、上下流方向で4リフト、ダム軸方向で8リフト以内とする。			
7	1	4	9	7	1	7	請負者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40～50cmになるように打込まなければならない。	7	1	4	9	7	1	7	受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40～50cmになるように打込まなければならない。			
7	1	4	9	8	1	8	請負者は、異なったコンクリートを打継ぐ場合には、その移り目で、配合の急変をさけるようコンクリートを打込まなければならない。	7	1	4	9	8	1	8	受注者は、異なったコンクリートを打継ぐ場合には、その移り目で、配合の急変をさけるようコンクリートを打込まなければならない。			
7	1	4	9	9	1	9	請負者は、機械の故障、天候の変化その他の理由でやむを得ず一区内にコールドジョイントを設けなければならない場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て施工面を仕上げ、打継目の完全な接合を図らなければならない。	7	1	4	9	9	1	9	受注者は、機械の故障、天候の変化その他の理由でやむを得ず一区内にコールドジョイントを設けなければならない場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て施工面を仕上げ、打継目の完全な接合を図らなければならない。			
7	1	4	9	10	1	10	請負者は、水中コンクリートを打ってはならない。	7	1	4	9	10	1	10	受注者は、水中コンクリートを打ってはならない。			
7	1	4	9	11	1	11	請負者は、暑中のコンクリート打込みにあたっては、打継面が乾燥しないよう常に湿潤状態に保たなければならない。	7	1	4	9	11	1	11	受注者は、暑中のコンクリート打込みにあたっては、打継面が乾燥しないよう常に湿潤状態に保たなければならない。			

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由			
7	1	4	9	12	1	12.	7	1	4	9	12	1	12.	7	1	4	9	12	1		
						請負者は、次の事項に該当する場合には、コンクリートの打込みについて、監督職員の承諾を得なければならない。							受注者は、以下の事項に該当する場合には、コンクリートの打込みについて、監督職員の承諾を得なければならない。								
7	1	4	9	12	2	(1)	7	1	4	9	12	2	(1)	7	1	4	9	12	2		
						コンクリート打設現場の平均日気温が4 以下になるおそれのある場合							コンクリート打設現場の平均日気温が4 以下になるおそれのある場合								
7	1	4	9	12	3	(2)	7	1	4	9	12	3	(2)	7	1	4	9	12	3		
						コンクリートの打込み温度が25 以上になるおそれのある場合							コンクリートの打込み温度が25 以上になるおそれのある場合								
7	1	4	9	12	4	(3)	7	1	4	9	12	4	(3)	7	1	4	9	12	4		
						降雨、降雪の場合							降雨、降雪の場合								
7	1	4	9	12	5	(4)	7	1	4	9	12	5	(4)	7	1	4	9	12	5		
						その他コンクリートの品質に悪影響を及ぼすおそれがある事象がある場合							その他コンクリートの品質に悪影響を及ぼすおそれがある事象がある場合								
7	1	4	9	13	1	13.	7	1	4	9	13	1	13.	7	1	4	9	13	1		
						請負者は、各リフトの上面を平らに仕上げなければならない。ただし、排水のために勾配をつける場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。							受注者は、各リフトの上面を平らに仕上げなければならない。ただし、排水のために勾配をつける場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。								
7	1	4	9	14	1	14.	7	1	4	9	14	1	14.	7	1	4	9	14	1		
						請負者は、内部コンクリートと外部コンクリートの接合、コールドジョイントの処理を考慮して打込み途中のコンクリートの露出面積が小さくなるようなコンクリートの打込み順序としなければならない。							受注者は、内部コンクリートと外部コンクリートの接合、コールドジョイントの処理を考慮して打込み途中のコンクリートの露出面積が小さくなるようなコンクリートの打込み順序としなければならない。								
7	1	4	10	0	1	1 - 4 - 10	7	1	4	10	0	1	1 - 4 - 10	7	1	4	10	0	1		
						締固め							締固め								
7	1	4	10	1	1	1.	7	1	4	10	1	1	1.	7	1	4	10	1	1		
						請負者は、バケットから排出後のコンクリートをただちに締固めなければならない。							受注者は、バケットから排出後のコンクリートをただちに締固めなければならない。								
7	1	4	10	2	1	2.	7	1	4	10	2	1	2.	7	1	4	10	2	1		
						請負者は、コンクリートの締固めにあたっては、手持ち式内部振動機またはショベル系の機械に搭載した内部振動機を用いなければならない。							受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、手持ち式内部振動機またはショベル系の機械に搭載した内部振動機を用いなければならない。								
7	1	4	10	3	1	3.	7	1	4	10	3	1	3.	7	1	4	10	3	1		
						請負者は、設計図書に示す性能を有する内部振動機を用いなければならない。							受注者は、設計図書に示す性能を有する内部振動機を用いなければならない。								
7	1	4	10	4	1	4.	7	1	4	10	4	1	4.	7	1	4	10	4	1		
						請負者は、内部振動機を鉛直に差込み、コンクリート全体が一様に締固められるようにし、層打ちの場合には、内部振動機が下層に入るようにしなければならない。							受注者は、内部振動機を鉛直に差込み、コンクリート全体が一様に締固められるようにし、層打ちの場合には、内部振動機が下層に入るようにしなければならない。								
7	1	4	10	4	2		7	1	4	10	4	2		7	1	4	10	4	2		
						また、内部振動機を用いてコンクリートを横移動させてはならない。							また、内部振動機を用いてコンクリートを横移動させてはならない。								
7	1	4	10	5	1	5.	7	1	4	10	5	1	5.	7	1	4	10	5	1		
						請負者は、コンクリートの体積の減少が認められなくなり、空気あわがはず、水が表面に現れて、コンクリート全体が均一に溶け合ったように見えるまで、内部振動を行わなければならない。							受注者は、コンクリートの体積の減少が認められなくなり、空気あわがはず、水が表面に現れて、コンクリート全体が均一に溶け合ったように見えるまで、内部振動を行わなければならない。								
7	1	4	10	5	2		7	1	4	10	5	2		7	1	4	10	5	2		
						また、内部振動機は、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。							また、内部振動機は、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。								
7	1	4	10	6	1	6.	7	1	4	10	6	1	6.	7	1	4	10	6	1		
						請負者は、各層の締固め面上昇してくる水を取り除かななければならない。							受注者は、各層の締固め面上昇してくる水を取り除かななければならない。								

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
7	1	4	11	0	1	1 - 4 - 11	継目	7	1	4	11	0	1	1 - 4 - 11	継目	
7	1	4	11	1	1	1.	請負者は、ダムの安定性、水密性等を害しないように継目を施工しなければならない。	7	1	4	11	1	1	1.	受注者は、ダムの安定性、水密性等を害しないように継目を施工しなければならない。	
7	1	4	11	2	1	2.	請負者は、設計図書に定められていない打継目または施工上必要と認められていない打継目をやむを得ず設ける場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	4	11	2	1	2.	受注者は、設計図書に定められていない打継目または施工上必要と認められていない打継目をやむを得ず設ける場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7	1	4	11	3	1	3.	請負者は、各リフトの上層に上昇してくる水によって品質の悪いコンクリートにならないようにしなければならない。水平打継目に品質の悪いコンクリートができた場合には、この部分のコンクリートを取り除かなければならない。	7	1	4	11	3	1	3.	受注者は、各リフトの上層に上昇してくる水によって品質の悪いコンクリートにならないようにしなければならない。水平打継目に品質の悪いコンクリートができた場合には、この部分のコンクリートを取り除かなければならない。	
7	1	4	11	4	1	4.	請負者は、設計図書に示す水平打継目の処理にあたっては、レイタンス、浮き石を確実に除去するものとし、その時期については、監督職員と協議しなければならない。	7	1	4	11	4	1	4.	受注者は、設計図書に示す水平打継目の処理にあたっては、レイタンス、浮き石を確実に除去するものとし、その時期については、監督職員と協議しなければならない。	
7	1	4	11	4	2		やむを得ずチップングを行わなければならない場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	4	11	4	2		やむを得ずチップングを行わなければならない場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7	1	4	11	5	1	5.	請負者は、横継目及び縦継目等の収縮継目の処理にあたっては、突起、モルタル等の付着物、その他の汚れ、雑物を取除き、圧力水等により清掃しなければならない。	7	1	4	11	5	1	5.	受注者は、横継目及び縦継目等の収縮継目の処理にあたっては、突起、モルタル等の付着物、その他の汚れ、雑物を取除き、圧力水等により清掃しなければならない。	
7	1	4	11	6	1	6.	請負者は、長期間打止めした水平打継目の処理にあたっては、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	4	11	6	1	6.	受注者は、長期間打止めした水平打継目の処理にあたっては、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7	1	4	12	0	1	1 - 4 - 12	養生	7	1	4	12	0	1	1 - 4 - 12	養生	
7	1	4	12	1	1	1.	請負者は、コンクリートの打込み後、凍害や乾燥等の有害な作用の影響を受けないように、連続して養生しなければならない。	7	1	4	12	1	1	1.	受注者は、コンクリートの打込み後、凍害や乾燥等の有害な作用の影響を受けないように、連続して養生しなければならない。	
7	1	4	12	2	1	2.	請負者は、養生にあたっては、コンクリート打込み直後は湛水または表面をシート等で覆わなければならない。また、コンクリートが養生作業によって害を受けない程度に硬化した後は、常に湿潤状態に保つものとし、その方法、期間については設計図書によらなければならない。	7	1	4	12	2	1	2.	受注者は、養生にあたっては、コンクリート打込み直後は湛水または表面をシート等で覆わなければならない。また、コンクリートが養生作業によって害を受けない程度に硬化した後は、常に湿潤状態に保つものとし、その方法、期間については設計図書によらなければならない。	
7	1	4	12	3	1	3.	請負者は、通廊、堤内仮排水路等の開口部において、その両端部をシート等で完全に覆い、開口部周囲のコンクリートの温度が急変しないようにしなければならない。	7	1	4	12	3	1	3.	受注者は、通廊、堤内仮排水路等の開口部において、その両端部をシート等で完全に覆い、開口部周囲のコンクリートの温度が急変しないようにしなければならない。	
7	1	4	12	4	1	4.	請負者は、打継面を長期間放置する場合には、油脂類の付着防止や表面の保護等について、監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	4	12	4	1	4.	受注者は、打継面を長期間放置する場合には、油脂類の付着防止や表面の保護等について、監督職員の承諾を得なければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
7	1	5	0	0	1		第5節	7	1	5	0	0	1	第5節	型枠工	
7	1	5	1	0	1		1-5-1	7	1	5	1	0	1	1-5-1	一般事項	
7	1	5	1	1	1		1. 本節は、型枠工としてせき板、型枠の組立て取りはずし移動、型枠の取りはずし後の処理その他これらに類する工種について定める。	7	1	5	1	1	1	1.	本節は、型枠工としてせき板、型枠の組立て取りはずし移動、型枠の取りはずし後の処理その他これらに類する工種について定める。	
7	1	5	1	2	1		2. 型枠は、鋼製型枠とするものとする。ただし、これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。	7	1	5	1	2	1	2.	型枠は、鋼製型枠とするものとする。受注者は、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。	
7	1	5	1	3	1		3. 請負者は、型枠の構造及び使用方法については、設計図書によるものとし、製作前に構造図について監督職員と協議しなければならない。	7	1	5	1	3	1	3.	受注者は、型枠の構造及び使用方法については、設計図書によるものとし、製作前に構造図について監督職員と協議しなければならない。	
7	1	5	1	4	1		4. 請負者は、モルタルが漏れない構造の型枠を使用しなければならない。	7	1	5	1	4	1	4.	受注者は、モルタルが漏れない構造の型枠を使用しなければならない。	
7	1	5	2	0	1		1-5-2	7	1	5	2	0	1	1-5-2	せき板	
7	1	5	2	1	1		1. 請負者は、支保工によって堅固に支持される構造のせき板を使用しなければならない。	7	1	5	2	1	1	1.	受注者は、支保工によって堅固に支持される構造のせき板を使用しなければならない。	
7	1	5	2	2	1		2. 請負者は、せき板を使用する前に、破損箇所を修理し、コンクリート面に接するモルタル、その他の付着物を取り除き清掃のうえはく離材を塗布しなければならない。	7	1	5	2	2	1	2.	受注者は、せき板を使用する前に、破損箇所を修理し、コンクリート面に接するモルタル、その他の付着物を取り除き清掃のうえはく離材を塗布しなければならない。	
7	1	5	2	3	1		3. せき板内面に塗布するはく離材は、コンクリートに悪影響を与えず、また、汚色を残さないものでなければならない。	7	1	5	2	3	1	3.	せき板内面に塗布するはく離材は、コンクリートに悪影響を与えず、また、汚色を残さないものとする。	
7	1	5	3	0	1		1-5-3	7	1	5	3	0	1	1-5-3	型枠の組立て取りはずし移動	
7	1	5	3	1	1		1. 請負者は、型枠の組立てにあたっては、鋼製材料を用いるものとし、仕上げコンクリート面からこれらの支持材が突出してはならない。	7	1	5	3	1	1	1.	受注者は、型枠の組立てにあたっては、鋼製材料を用いるものとし、仕上げコンクリート面からこれらの支持材が突出してはならない。	
7	1	5	3	1	2		ただし、これ以外の場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	5	3	1	2		ただし、これ以外の場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7	1	5	3	2	1		2. 請負者は、型枠の取りはずしにあたっては、コンクリート面が損傷しないように行わなければならない。	7	1	5	3	2	1	2.	受注者は、型枠の取りはずしにあたっては、コンクリート面が損傷しないように行わなければならない。	
7	1	5	3	3	1		3. 請負者は、型枠の取りはずし時期及び順序については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	5	3	3	1	3.	受注者は、型枠の取りはずし時期及び順序については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7	1	5	4	0	1		1-5-4	7	1	5	4	0	1	1-5-4	型枠の取りはずし後の処理	
7	1	5	4	1	1		1. 請負者は、やむを得ずコンクリート表面に生じた豆板、ボルトの穴、型枠取りはずしによって生じた損傷部及び型枠の不完全によってできた不陸等の処置にあたっては、あらかじめ処置方法を定め施工計画書へ記載することとする。	7	1	5	4	1	1	1.	受注者は、やむを得ずコンクリート表面に生じた豆板、ボルトの穴、型枠取りはずしによって生じた損傷部及び型枠の不完全によってできた不陸等の処置にあたっては、あらかじめ処置方法を定め施工計画書へ記載することとする。	
7	1	5	4	2	1		2. 請負者は、ボルト、棒鋼、パイプ等をコンクリート表面から2.5cm以内に残してはならない。	7	1	5	4	2	1	2.	受注者は、ボルト、棒鋼、パイプ等をコンクリート表面から2.5cm以内に残してはならない。	
7	1	6	0	0	1		第6節	7	1	6	0	0	1	第6節	表面仕上げ工	
7	1	6	1	0	1		1-6-1	7	1	6	1	0	1	1-6-1	一般事項	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由	
7	1	6	1	0	2														
7	1	6	2	0	1	1 - 6 - 2						7	1	6	2	0	1	1 - 6 - 2	
7	1	6	2	1	1	1.						7	1	6	2	1	1	1.	
7	1	6	2	2	1	2.						7	1	6	2	2	1	2.	
7	1	6	2	3	1	3.						7	1	6	2	3	1	3.	
7	1	7	0	0	1	第7節						7	1	7	0	0	1	第7節	
7	1	7	1	0	1	1 - 7 - 1						7	1	7	1	0	1	1 - 7 - 1	
7	1	7	1	1	1	1.						7	1	7	1	1	1	1.	
7	1	7	1	2	1	2.						7	1	7	1	2	1	2.	
7	1	7	2	0	1	1 - 7 - 2						7	1	7	2	0	1	1 - 7 - 2	
7	1	7	2	1	1	1.						7	1	7	2	1	1	1.	
7	1	7	2	2	1	2.						7	1	7	2	2	1	2.	
7	1	7	2	3	1	3.						7	1	7	2	3	1	3.	
7	1	7	2	4	1	4.						7	1	7	2	4	1	4.	
7	1	7	2	5	1	5.						7	1	7	2	5	1	5.	
7	1	7	3	0	1	1 - 7 - 3						7	1	7	3	0	1	1 - 7 - 3	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
7	1	7	3	1	1	1	1. 請負者は、継目グラウチング設備の設置が完了したときには、監督職員の確認を受けなければならない。	7	1	7	3	1	1	1	1. 受注者は、継目グラウチング設備の設置が完了したときには、監督職員の確認を受けなければならない。	
7	1	7	3	2	1	2	2. 請負者は、サプライ、リターン等に標識板を取付け、パイプづまりのないようにしなければならない。	7	1	7	3	2	1	2	2. 受注者は、サプライ、リターン等に標識板を取付け、パイプづまりのないようにしなければならない。	
7	1	7	3	3	1	3	3. 請負者は、コンクリートの打込み完了後には、通気または通水試験を行い、パイプづまり等がないようにしなければならない。	7	1	7	3	3	1	3	3. 受注者は、コンクリートの打込み完了後には、通気または通水試験を行い、パイプづまり等がないようにしなければならない。	
7	1	7	4	0	1	1-7-4	止水板	7	1	7	4	0	1	1-7-4	止水板	
7	1	7	4	1	1	1	1. 請負者は、次に示す方法により止水板の接合を行わなければならない。	7	1	7	4	1	1	1	1. 受注者は、次に示す方法により止水板の接合を行わなければならない。	
7	1	7	4	1	2	(1)	(1) 鋼製止水板を使用する場合は、両面溶接とする。	7	1	7	4	1	2	(1)	(1) 鋼製止水板を使用する場合は、両面溶接とする。	
7	1	7	4	1	3	(2)	(2) 鋼製止水板を使用する場合は、両面をろう付けする。	7	1	7	4	1	3	(2)	(2) 鋼製止水板を使用する場合は、両面をろう付けする。	
7	1	7	4	1	4	(3)	(3) 合成樹脂製の止水板を使用する場合は、突き合せ接合とする。	7	1	7	4	1	4	(3)	(3) 合成樹脂製の止水板を使用する場合は、突き合せ接合とする。	
7	1	7	4	2	1	2	2. 請負者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督職員の確認を受けなければならない。	7	1	7	4	2	1	2	2. 受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督職員の確認を受けなければならない。	
7	1	7	5	0	1	1-7-5	観測計器埋設	7	1	7	5	0	1	1-7-5	観測計器埋設	
7	1	7	5	1	1	1	1. 請負者は、観測計器の設置前に計器の動作確認を行い、その結果を監督職員に報告するとともに、観測計器製造者の計器の品質または性能に関する資料を保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	7	1	7	5	1	1	1	1. 受注者は、観測計器の設置前に計器の動作確認を行い、その結果を監督職員に報告するとともに、観測計器製造者の計器の品質または性能に関する資料を保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
7	1	7	5	2	1	2	2. 請負者は、観測計器の設置にあたっては、計器の精度を損なわないように設置しなければならない。	7	1	7	5	2	1	2	2. 受注者は、観測計器の設置にあたっては、計器の精度を損なわないように設置しなければならない。	
7	1	8	0	0	1	第8節	パイプクーリング工	7	1	8	0	0	1	第8節	パイプクーリング工	
7	1	8	1	0	1	1-8-1	一般事項	7	1	8	1	0	1	1-8-1	一般事項	
7	1	8	1	0	2		本節は、パイプクーリング工としてクーリングの種類、冷却用設備、冷却工その他これらに類する工種について定める。	7	1	8	1	0	2		本節は、パイプクーリング工としてクーリングの種類、冷却用設備、冷却工その他これらに類する工種について定める。	
7	1	8	2	0	1	1-8-2	クーリングの種類	7	1	8	2	0	1	1-8-2	クーリングの種類	
7	1	8	2	0	2		クーリングは、打込んだコンクリートの温度上昇を抑制する一次クーリングと、コンクリートを所定の温度まで冷却する二次クーリングの2種類とするものとする。	7	1	8	2	0	2		クーリングは、打込んだコンクリートの温度上昇を抑制する一次クーリングと、コンクリートを所定の温度まで冷却する二次クーリングの2種類とするものとする。	
7	1	8	3	0	1	1-8-3	冷却用設備	7	1	8	3	0	1	1-8-3	冷却用設備	
7	1	8	3	1	1	1	1. 請負者は、冷却用設備の設置にあたっては、次の事項に基づき設置計画図を提示し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	8	3	1	1	1	1. 受注者は、冷却用設備の設置にあたっては、以下の事項に基づき設置計画図を提示し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
7	1	8	3	1	2	(1)	7	1	8	3	1	2	(1)	7	1	8	3	1	2	冷却設備は、一次クーリング及び二次クーリングの冷却作業が行えるように管類を配置するものとする。
7	1	8	3	1	3	(2)	7	1	8	3	1	3	(2)	7	1	8	3	1	3	堤外管と堤内管との接続にあたっては、各コイルを通る冷却水の流れが、他のコイルの流れに影響されることなく、常に調整できるようにするものとする。
7	1	8	3	1	4	(3)	7	1	8	3	1	4	(3)	7	1	8	3	1	4	堤外管には、冷却水の方向を切替えることができる水流切替装置を設けるものとする。
7	1	8	3	1	5	(4)	7	1	8	3	1	5	(4)	7	1	8	3	1	5	堤外管は、断熱材を用いて被覆し、冷却水の温度上昇及び凍結を防止するものとする。
7	1	8	3	1	6	(5)	7	1	8	3	1	6	(5)	7	1	8	3	1	6	堤外管系統には、排水装置を設けるものとする。
7	1	8	3	1	7	(6)	7	1	8	3	1	7	(6)	7	1	8	3	1	7	堤内管の出入口及び堤外管沿いには、クーリング設備を管理するための作業用の歩廊階段を設けるものとする。
7	1	8	3	1	8	(7)	7	1	8	3	1	8	(7)	7	1	8	3	1	8	堤外管には、設計図書に示す冷却作業の管理に必要な計器を取付けるものとする。
7	1	8	3	2	1	2.	7	1	8	3	2	1	2.	7	1	8	3	2	1	請負者は、冷却用設備を連続して使用できるように設置し、常時その機能が発揮できる状態に維持しなければならない。
7	1	8	4	0	1	1 - 8 - 4	7	1	8	4	0	1	1 - 8 - 4	7	1	8	4	0	1	冷却工
7	1	8	4	1	1	1.	7	1	8	4	1	1	1.	7	1	8	4	1	1	通水
7	1	8	4	1	2		7	1	8	4	1	2		7	1	8	4	1	2	請負者は、設計図書に示す方法により、コイル内の流量を調整しなければならない。
7	1	8	4	2	1	2.	7	1	8	4	2	1	2.	7	1	8	4	2	1	一次クーリング
7	1	8	4	2	2		7	1	8	4	2	2		7	1	8	4	2	2	請負者は、コンクリートの打込み開始に先立ち通水を開始し、設計図書に示す期間まで連続してクーリングを実施しなければならない。
7	1	8	4	3	1	3.	7	1	8	4	3	1	3.	7	1	8	4	3	1	二次クーリング
7	1	8	4	3	2		7	1	8	4	3	2		7	1	8	4	3	2	請負者は、継目グラウチングに先立ち、二次クーリングの通水を開始するものとし、ダムコンクリートの温度が、設計図書に示す温度に達するまで連続してクーリングを行わなければならない。
7	1	8	4	4	1	4.	7	1	8	4	4	1	4.	7	1	8	4	4	1	冷却完了後の処置
7	1	8	4	4	2	(1)	7	1	8	4	4	2	(1)	7	1	8	4	4	2	請負者は、冷却完了後には、施工計画に基づき外部配管等を撤去しなければならない。
7	1	8	4	4	3	(2)	7	1	8	4	4	3	(2)	7	1	8	4	4	3	請負者は、継目グラウチングを行った後、監督職員の立会いのもとに冷却管内にセメントミルクを充てんしなければならない。
7	1	8	4	4	4	(3)	7	1	8	4	4	4	(3)	7	1	8	4	4	4	請負者は、セメントミルクの充てんに先立ち冷却管に圧さく空気を送り込み、管内に残る水を排出しなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等														
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
7	1	8	4	4	5	(4)	7	1	8	4	4	5	(4)	7	1	8	4	4	5	7	1	8	4	4	5	受注者は、冷却管充填後には、箱抜き部をモルタルで詰めなければならない。
7	1	9	0	0	1	第9節	7	1	9	0	0	1	第9節	7	1	9	0	0	1	7	1	9	0	0	1	プレクーリング工
7	1	9	1	0	1	1-9-1	7	1	9	1	0	1	1-9-1	7	1	9	1	0	1	7	1	9	1	0	1	一般事項
7	1	9	1	0	2		7	1	9	1	0	2		7	1	9	1	0	2	7	1	9	1	0	2	本節は、プレクーリング工としてプレクーリングその他これらに類する工種について定める。
7	1	9	2	0	1	1-9-2	7	1	9	2	0	1	1-9-2	7	1	9	2	0	1	7	1	9	2	0	1	プレクーリング
7	1	9	2	1	1	1.	7	1	9	2	1	1	1.	7	1	9	2	1	1	7	1	9	2	1	1	受注者は、設計図書に示す練上りコンクリートの温度になるよう、冷却する材料を均等に冷却しなければならない。
7	1	9	2	2	1	2.	7	1	9	2	2	1	2.	7	1	9	2	2	1	7	1	9	2	2	1	受注者は、練りまぜに用いる水の一部として氷を用いる場合には、コンクリートが練上るまでに氷が完全に溶けているものでなければならない。
7	1	10	0	0	1	第10節	7	1	10	0	0	1	第10節	7	1	10	0	0	1	7	1	10	0	0	1	継目グラウチング工
7	1	10	1	0	1	1-10-1	7	1	10	1	0	1	1-10-1	7	1	10	1	0	1	7	1	10	1	0	1	一般事項
7	1	10	1	0	2		7	1	10	1	0	2		7	1	10	1	0	2	7	1	10	1	0	2	本節は、継目グラウチング工として施工方法、施工設備等、施工その他これらに類する工種について定める。
7	1	10	2	0	1	1-10-2	7	1	10	2	0	1	1-10-2	7	1	10	2	0	1	7	1	10	2	0	1	施工方法
7	1	10	2	1	1	1.	7	1	10	2	1	1	1.	7	1	10	2	1	1	7	1	10	2	1	1	受注者は、設計図書に示す順序で注入を行わなければならない。
7	1	10	2	2	1	2.	7	1	10	2	2	1	2.	7	1	10	2	2	1	7	1	10	2	2	1	注入時における継目の動きの限度は、設計図書による。
7	1	10	2	3	1	3.	7	1	10	2	3	1	3.	7	1	10	2	3	1	7	1	10	2	3	1	受注者は、設計図書に示す時期にグラウチングを行わなければならない。
7	1	10	2	4	1	4.	7	1	10	2	4	1	4.	7	1	10	2	4	1	7	1	10	2	4	1	受注者は、以下に示す順序でグラウチングを行わなければならない。
7	1	10	2	4	2	(1)	7	1	10	2	4	2	(1)	7	1	10	2	4	2	7	1	10	2	4	2	洗浄及び水押しテスト
7	1	10	2	4	3	(2)	7	1	10	2	4	3	(2)	7	1	10	2	4	3	7	1	10	2	4	3	コーキング
7	1	10	2	4	4	(3)	7	1	10	2	4	4	(3)	7	1	10	2	4	4	7	1	10	2	4	4	充水
7	1	10	2	4	5	(4)	7	1	10	2	4	5	(4)	7	1	10	2	4	5	7	1	10	2	4	5	注入
7	1	10	3	0	1	1-10-3	7	1	10	3	0	1	1-10-3	7	1	10	3	0	1	7	1	10	3	0	1	施工設備等
7	1	10	3	1	1	1.	7	1	10	3	1	1	1.	7	1	10	3	1	1	7	1	10	3	1	1	グラウトポンプ
7	1	10	3	1	2		7	1	10	3	1	2		7	1	10	3	1	2	7	1	10	3	1	2	受注者は、設計図書に示す仕様のグラウトポンプを使用しなければならない。
7	1	10	3	2	1	2.	7	1	10	3	2	1	2.	7	1	10	3	2	1	7	1	10	3	2	1	圧力計
7	1	10	3	2	2		7	1	10	3	2	2		7	1	10	3	2	2	7	1	10	3	2	2	受注者は、設計図書に示す仕様の圧力計を使用するものとし、使用前には検査を行い、使用する圧力計について監督職員の確認を得なければならない。
7	1	10	3	2	3		7	1	10	3	2	3		7	1	10	3	2	3	7	1	10	3	2	3	また、圧力計の設置箇所は、監督職員の承諾を得なければならない。
7	1	10	3	3	1	3.	7	1	10	3	3	1	3.	7	1	10	3	3	1	7	1	10	3	3	1	充水用水槽

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
7	1	10	3	3	2		請負者は、充水の圧力変動を少なくするため、水槽を設けなければならない。	7	1	10	3	3	2		受注者は、充水の圧力変動を少なくするため、水槽を設けなければならない。	
7	1	10	3	3	3		ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	10	3	3	3		ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7	1	10	3	4	1	4 .	水及びセメント等の計量	7	1	10	3	4	1	4 .	水及びセメント等の計量	
7	1	10	3	4	2		請負者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、監督職員に協議しなければならない。	7	1	10	3	4	2		受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、監督職員に協議しなければならない。	
7	1	10	4	0	1	1 - 10 - 4	施工	7	1	10	4	0	1	1 - 10 - 4	施工	
7	1	10	4	1	1	1 .	洗浄及び水押しテスト	7	1	10	4	1	1	1 .	洗浄及び水押しテスト	
7	1	10	4	1	2		請負者は、埋設管のパイプ詰まりの有無、継目面の洗浄、漏えい箇所の検出のため、洗浄及び水押しテストを行い、監督職員の確認を得なければならない。	7	1	10	4	1	2		受注者は、埋設管のパイプ詰まりの有無、継目面の洗浄、漏えい箇所の検出のため、洗浄及び水押しテストを行い、監督職員の確認を得なければならない。	
7	1	10	4	1	3	(1)	請負者は、設計図書に示す圧力で水が清水になるまで洗浄しなければならない。	7	1	10	4	1	3	(1)	受注者は、設計図書に示す圧力で水が清水になるまで洗浄しなければならない。	
7	1	10	4	1	4	(2)	請負者は、パイプ内及び継目の洗浄が完了した後は、設計図書に示す規定圧力で水押しテストを行い、漏水の有無について点検しなければならない。	7	1	10	4	1	4	(2)	受注者は、パイプ内及び継目の洗浄が完了した後は、設計図書に示す規定圧力で水押しテストを行い、漏水の有無について点検しなければならない。	
7	1	10	4	1	5	(3)	請負者は、水押しテストにあたっては、監督職員の承諾を得た染料を使用し、圧力の測定は、本条5項によらなければならない。	7	1	10	4	1	5	(3)	受注者は、水押しテストにあたっては、監督職員の承諾を得た染料を使用し、圧力の測定は、本条5項によらなければならない。	
7	1	10	4	1	6	(4)	請負者は、水押しテストの作業が完了したときには、継目及びパイプ内の水を抜かななければならない。	7	1	10	4	1	6	(4)	受注者は、水押しテストの作業が完了したときには、継目及びパイプ内の水を抜かななければならない。	
7	1	10	4	2	1	2 .	コーキング	7	1	10	4	2	1	2 .	コーキング	
7	1	10	4	2	2	(1)	請負者は、水押しテストの結果、漏えい箇所が検出されたときには糸鉛、綿糸、モルタル急硬剤によりコーキングを行わなければならない。	7	1	10	4	2	2	(1)	受注者は、水押しテストの結果、漏えい箇所が検出されたときには糸鉛、綿糸、モルタル急硬剤によりコーキングを行わなければならない。	
7	1	10	4	2	3		ただし、これ以外の材料による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	10	4	2	3		ただし、これ以外の材料による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7	1	10	4	2	4	(2)	請負者は、注入中においても漏えい箇所が検出されたときは、本条2項(1)によりコーキングを行わなければならない。	7	1	10	4	2	4	(2)	受注者は、注入中においても漏えい箇所が検出されたときは、本条2項(1)によりコーキングを行わなければならない。	
7	1	10	4	3	1	3 .	充水	7	1	10	4	3	1	3 .	充水	
7	1	10	4	3	2	(1)	注入前の充水	7	1	10	4	3	2	(1)	注入前の充水	
7	1	10	4	3	3		請負者は、セメントミルクの注入に先立ち注入しようとする継目、直上リフト及び隣接の継目には、規定圧で充水し、異常がなければ各継目の水を抜かななければならない。	7	1	10	4	3	3		受注者は、セメントミルクの注入に先立ち注入しようとする継目、直上リフト及び隣接の継目には、規定圧で充水し、異常がなければ各継目の水を抜かななければならない。	
7	1	10	4	3	4	(2)	注入中の充水	7	1	10	4	3	4	(2)	注入中の充水	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
7	1	10	4	3	5														
						請負者は、セメントミルクの注入開始と同時に、直上リフト及び隣接の各継目に、規定圧で充水しなければならない。													
7	1	10	4	3	6														
						また、注入完了後、水を抜かなければならない。													
7	1	10	4	4	1														
						4. 注入													
7	1	10	4	4	2	(1) 請負者は、すべての準備が完了し、監督職員の確認を受けた後、注入を開始しなければならない。	7	1	10	4	4	2	(1) 受注者は、すべての準備が完了し、監督職員の確認を受けた後、注入を開始しなければならない。						
7	1	10	4	4	3	(2) 請負者は、規定の注入圧で、注入を行わなければならない。	7	1	10	4	4	3	(2) 受注者は、規定の注入圧で、注入を行わなければならない。						
7	1	10	4	4	4	(3) 請負者は、セメントミルクの配合及び切替えについては、設計図書によらなければならない。	7	1	10	4	4	4	(3) 受注者は、セメントミルクの配合及び切替えについては、設計図書によらなければならない。						
7	1	10	4	4	5	(4) 請負者は、次の手順を経て注入を完了する。	7	1	10	4	4	5	(4) 受注者は、以下の手順を経て注入を完了する。						
7	1	10	4	4	6	ベントより排出するセメントミルクの比重が、最終配合の比重と同じになるまで注入を行う。	7	1	10	4	4	6	ベントより排出するセメントミルクの比重が、最終配合の比重と同じになるまで注入を行う。						
7	1	10	4	4	7	上記 の状態が30分以上変わらないことを確かめる。	7	1	10	4	4	7	上記 の状態が30分以上変わらないことを確かめる。						
7	1	10	4	4	8	各バルブを全閉するとともに、注入を中止する。	7	1	10	4	4	8	各バルブを全閉するとともに、注入を中止する。						
7	1	10	4	4	9	注入終了後30分以上、圧力低下がないことを確かめて注入完了とする。	7	1	10	4	4	9	注入終了後30分以上、圧力低下がないことを確かめて注入完了とする。						
7	1	10	4	4	10	(5) 請負者は、注入中ベントより排出するミルク及び注入完了後廃棄するミルクが、堤体等を汚さぬよう常に水で洗浄しなければならない。	7	1	10	4	4	10	(5) 受注者は、注入中ベントより排出するミルク及び注入完了後廃棄するミルクが、堤体等を汚さぬよう常に水で洗浄しなければならない。						
7	1	10	4	4	11	(6) 請負者は、注入完了後の各ヘッダ管口部及びダイヤルゲージ取付金物等の存置、撤去にあたっては、施工計画によらなければならない。	7	1	10	4	4	11	(6) 受注者は、注入完了後の各ヘッダ管口部及びダイヤルゲージ取付金物等の存置、撤去にあたっては、施工計画によらなければならない。						
7	1	10	4	5	1	5. 測定	7	1	10	4	5	1	5. 測定						
7	1	10	4	5	2	請負者は、注入水開始と同時に、次の各項の測定を行わなければならない。	7	1	10	4	5	2	受注者は、注入水開始と同時に、以下の各項の測定を行わなければならない。						
7	1	10	4	5	3	(1) 注入圧力の測定は、圧力計で行うものとし、測定結果を記録しなければならない。	7	1	10	4	5	3	(1) 注入圧力の測定は、圧力計で行うものとし、測定結果を記録しなければならない。						
7	1	10	4	5	4	(2) 継目の動きの測定は、堤体内に埋設された継目計またはダイヤルゲージで行い、動きの状況は、自動計測記録装置を使用し記録しなければならない。	7	1	10	4	5	4	(2) 継目の動きの測定は、堤体内に埋設された継目計またはダイヤルゲージで行い、動きの状況は、自動計測記録装置を使用し記録しなければならない。						
7	1	10	4	5	5	また、これらの型式、規格、設置場所等については監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	10	4	5	5	また、これらの型式、規格、設置場所等については監督職員の承諾を得なければならない。						

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由		
7	1	10	4	5	6	(3)	7	1	10	4	5	6	(3)	7	1	10	4	5	6	
7	1	11	0	0	1	第11節	7	1	11	0	0	1	第11節	7	1	11	0	0	1	
7	1	11	1	0	1	1-11-1	7	1	11	1	0	1	1-11-1	7	1	11	1	0	1	
7	1	11	1	1	1	1.	7	1	11	1	1	1	1.	7	1	11	1	1	1	
7	1	11	1	2	1	2.	7	1	11	1	2	1	2.	7	1	11	1	2	1	
7	1	11	2	0	1	1-11-2	7	1	11	2	0	1	1-11-2	7	1	11	2	0	1	
7	1	11	2	1	1	1.	7	1	11	2	1	1	1.	7	1	11	2	1	1	
7	1	11	2	2	1	2.	7	1	11	2	2	1	2.	7	1	11	2	2	1	
7	1	11	2	2	2		7	1	11	2	2	2	3.	7	1	11	2	2	2	
7	1	11	2	3	1	3.	7	1	11	2	3	1		7	1	11	2	3	1	
7	1	11	2	4	1	4.	7	1	11	2	4	1	4.	7	1	11	2	4	1	
7	1	12	0	0	1	第12節	7	1	12	0	0	1	第12節	7	1	12	0	0	1	
7	1	12	1	0	1	1-12-1	7	1	12	1	0	1	1-12-1	7	1	12	1	0	1	
7	1	12	1	0	2		7	1	12	1	0	2		7	1	12	1	0	2	
7	1	12	2	0	1	1-12-2	7	1	12	2	0	1	1-12-2	7	1	12	2	0	1	
7	1	12	2	0	2		7	1	12	2	0	2		7	1	12	2	0	2	
7	1	12	3	0	1	1-12-3	7	1	12	3	0	1	1-12-3	7	1	12	3	0	1	
7	1	12	3	0	2		7	1	12	3	0	2		7	1	12	3	0	2	
7	2	0	0	0	1	第2章	7	2	0	0	0	1	第2章	7	2	0	0	0	1	
7	2	1	0	0	1	第1節	7	2	1	0	0	1	第1節	7	2	1	0	0	1	
7	2	1	0	1	1	1.	7	2	1	0	1	1	1.	7	2	1	0	1	1	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
7	2	1	0	2	1	2	7	2	1	0	2	1	2	洪水吐きは、第9編第1章コンクリートダムの規定による。	
7	2	1	0	3	1	3	7	2	1	0	3	1	3	排水及び雨水等の処理は、第9編第1章第12節排水及び雨水等の処理の規定による。	
7	2	1	0	4	1	4	7	2	1	0	4	1	4	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
7	2	2	0	0	1	第2節	7	2	2	0	0	1	第2節	掘削工	
7	2	2	1	0	1	2-2-1	7	2	2	1	0	1	2-2-1	一般事項	
7	2	2	1	0	2		7	2	2	1	0	2		本節は、掘削工として掘削分類、過掘の処理、発破制限、基礎地盤面及び基礎岩盤面処理、不良岩等の処理、建設発生土の処理、基礎地盤及び基礎岩盤確認、基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理その他これらに類する工種について定める。	
7	2	2	2	0	1	2-2-2	7	2	2	2	0	1	2-2-2	掘削分類	
7	2	2	2	0	2		7	2	2	2	0	2		掘削は、次の2種類に分類し、その判定は監督職員が行うものとする。	
7	2	2	2	0	3	(1)	7	2	2	2	0	3	(1)	土石掘削	
7	2	2	2	0	4	(2)	7	2	2	2	0	4	(2)	岩石掘削	
7	2	2	2	0	5		7	2	2	2	0	5		ただし、第9編2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理の4項に示す仕上げ掘削は、岩石掘削に含むものとする。	
7	2	2	3	0	1	2-2-3	7	2	2	3	0	1	2-2-3	過掘の処理	
7	2	2	3	1	1	1	7	2	2	3	1	1	1	受注者は、過掘のない様に施工しなければならない。	
7	2	2	3	2	1	2	7	2	2	3	2	1	2	受注者は、過掘をした場合は、その処理について監督職員と協議しなければならない。	
7	2	2	4	0	1	2-2-4	7	2	2	4	0	1	2-2-4	発破制限	
7	2	2	4	0	2		7	2	2	4	0	2		発破制限については、第9編1-3-4発破制限の規定による。	
7	2	2	5	0	1	2-2-5	7	2	2	5	0	1	2-2-5	基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	
7	2	2	5	1	1	1	7	2	2	5	1	1	1	基礎地盤とは、設計図書に示す予定掘削線以下の土石で、フィルダムの基礎となる土石部をいうものとする。	
7	2	2	5	2	1	2	7	2	2	5	2	1	2	基礎岩盤とは、設計図書に示す予定掘削線以下の岩盤で、フィルダムの基礎となる岩盤部をいうものとする。	
7	2	2	5	2	2		7	2	2	5	2	2		なお、設計図書に示す予定掘削線は岩質の状況により監督職員が変更する場合があるものとする。	
7	2	2	5	3	1	3	7	2	2	5	3	1	3	請負者は、基礎地盤及び基礎岩盤の整形については、監督職員の立会を受けなければならない。	
7	2	2	5	4	1	4	7	2	2	5	4	1	4	仕上げ掘削	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由				
7	2	2	5	4	2	(1)	7	2	2	5	4	2	(1)	7	2	2	5	4	2			
7	2	2	5	4	3	(2)	7	2	2	5	4	3	(2)	7	2	2	5	4	3			
7	2	2	5	4	4	(3)	7	2	2	5	4	4	(3)	7	2	2	5	4	4			
7	2	2	5	5	1	5.	7	2	2	5	5	1	5.	7	2	2	5	5	1			
7	2	2	5	5	2		7	2	2	5	5	2		7	2	2	5	5	2			
7	2	2	5	6	1	6.	7	2	2	5	6	1	6.	7	2	2	5	6	1			
7	2	2	5	6	2		7	2	2	5	6	2		7	2	2	5	6	2			
7	2	2	6	0	1	2-2-6	7	2	2	6	0	1	2-2-6	7	2	2	6	0	1			
7	2	2	6	0	2		7	2	2	6	0	2		7	2	2	6	0	2			
7	2	2	7	0	1	2-2-7	7	2	2	7	0	1	2-2-7	7	2	2	7	0	1			
7	2	2	7	0	2		7	2	2	7	0	2		7	2	2	7	0	2			
7	2	2	8	0	1	2-2-8	7	2	2	8	0	1	2-2-8	7	2	2	8	0	1			
7	2	2	8	1	1	1.	7	2	2	8	1	1	1.	7	2	2	8	1	1			
7	2	2	8	2	1	2.	7	2	2	8	2	1	2.	7	2	2	8	2	1			
7	2	2	8	3	1	3.	7	2	2	8	3	1	3.	7	2	2	8	3	1			
7	2	2	9	0	1	2-2-9	7	2	2	9	0	1	2-2-9	7	2	2	9	0	1			
7	2	2	9	0	2		7	2	2	9	0	2		7	2	2	9	0	2			
7	2	2	9	0	3	(1)	7	2	2	9	0	3	(1)	7	2	2	9	0	3			
7	2	2	9	0	4	(2)	7	2	2	9	0	4	(2)	7	2	2	9	0	4			
7	2	3	0	0	1	第3節	7	2	3	0	0	1	第3節	7	2	3	0	0	1			
7	2	3	1	0	1	2-3-1	7	2	3	1	0	1	2-3-1	7	2	3	1	0	1			

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
7	2	3	1	1	1		1. 本節は、盛立工として材料採取、着岩材の盛立、中間材の盛立、コアの盛立、フィルターの盛立、ロックの盛立、堤体法面保護工その他これらに類する工種について定める。	7	2	3	1	1	1		1. 本節は、盛立工として材料採取、着岩材の盛立、中間材の盛立、コアの盛立、フィルターの盛立、ロックの盛立、堤体法面保護工その他これらに類する工種について定める。	
7	2	3	1	2	1		2. 盛立工とは、フィルダムの構成部分であるロック、フィルター、コア盛立及び堤体法面保護の諸工種をいうものとする。	7	2	3	1	2	1		2. 盛立工とは、フィルダムの構成部分であるロック、フィルター、コア盛立及び堤体法面保護の諸工種をいうものとする。	
7	2	3	1	3	1		3. 隣接ゾーンとの盛立	7	2	3	1	3	1		3. 隣接ゾーンとの盛立	
7	2	3	1	3	2		(1) 請負者は、フィル堤体部のコアゾーンとフィルターゾーンをほぼ同標高で盛立てるものとし、その許容高低差は設計図書によらなければならない。	7	2	3	1	3	2		(1) 受注者は、フィル堤体部のコアゾーンとフィルターゾーンをほぼ同標高で盛立てるものとし、その許容高低差は設計図書によらなければならない。	
7	2	3	1	3	3		(2) 請負者は、フィル堤体部のロックゾーンの一部を先行して盛立てる場合は、ゾーン境界側ののり面の傾斜は、1:2.0より急勾配にしてはならない。	7	2	3	1	3	3		(2) 受注者は、フィル堤体部のロックゾーンの一部を先行して盛立てる場合は、ゾーン境界側ののり面の傾斜は、1:2.0より急勾配にしてはならない。	
7	2	3	1	4	1		4. 運搬路等	7	2	3	1	4	1		4. 運搬路等	
7	2	3	1	4	2		(1) 請負者は、コアゾーン及びフィルターゾーンを横断する運搬路を設ける場合は、盛立面を保護する構造のものとし、その構造、及び位置については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	7	2	3	1	4	2		(1) 受注者は、コアゾーン及びフィルターゾーンを横断する運搬路を設ける場合は、盛立面を保護する構造のものとし、その構造、及び位置については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7	2	3	1	4	3		(2) 請負者は、運搬路の跡地等で過転圧となっている部分は、かき起こして、再転圧をしなければならない。	7	2	3	1	4	3		(2) 受注者は、運搬路の跡地等で過転圧となっている部分は、かき起こして、再転圧をしなければならない。	
7	2	3	1	5	1		5. 請負者は、長期間にわたって盛立を中止し、その後盛立を再開する場合は、表層部のかき起こし、締め直しなど盛立材に応じた方法で新旧の盛立部分が一体となるように盛立面を処理し、監督職員の確認を受けなければならない。	7	2	3	1	5	1		5. 受注者は、長期間にわたって盛立を中止し、その後盛立を再開する場合は、表層部のかき起こし、締め直しなど盛立材に応じた方法で新旧の盛立部分が一体となるように盛立面を処理し、監督職員の確認を受けなければならない。	
7	2	3	1	6	1		6. 請負者は、まき出し時のコア材及びフィルター材のオーバーサイズ等は、除去しなければならない。	7	2	3	1	6	1		6. 受注者は、まき出し時のコア材及びフィルター材のオーバーサイズ等は、除去しなければならない。	
7	2	3	1	7	1		7. 請負者は、基礎面に湧水がある場合、または流水が流下する場合のコア材等の材料の盛立てにあたっては、監督職員と協議した方法により湧水や流水の影響を除いて盛立てなければならない。	7	2	3	1	7	1		7. 受注者は、基礎面に湧水がある場合、または流水が流下する場合のコア材等の材料の盛立てにあたっては、監督職員と協議した方法により湧水や流水の影響を除いて盛立てなければならない。	
7	2	3	2	0	1		2-3-2 材料採取	7	2	3	2	0	1		2-3-2 材料採取	
7	2	3	2	1	1		1. 請負者は、設計図書に示す場所より材料を採取するとともに、次の事項を満足するものでなければならない。	7	2	3	2	1	1		1. 受注者は、設計図書に示す場所より材料を採取するとともに、以下の事項を満足するものでなければならない。	
7	2	3	2	1	2		(1) ダム盛立面に搬入した材料が、設計図書に示す粒度、含水比であること。	7	2	3	2	1	2		(1) ダム盛立面に搬入した材料が、設計図書に示す粒度、含水比であること。	
7	2	3	2	1	3		(2) 材料の品質は、施工期間を通じて設計図書に示す規格値以内であること。	7	2	3	2	1	3		(2) 材料の品質は、施工期間を通じて設計図書に示す規格値以内であること。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由				
7	2	3	2	2	1	2	7	2	3	2	2	2	7	2	3	2	2	1	2	請負者は、監督職員の設計図書に関する指示または承諾なしに、材料を本工事以外の工事に使用してはならない。	受注者は、監督職員の設計図書に関する指示または承諾なしに、材料を本工事以外の工事に使用してはならない。	
7	2	3	2	3	1	3	7	2	3	2	3	1	7	2	3	2	3	1	3	表土処理	表土処理	
7	2	3	2	3	2		7	2	3	2	3	2	7	2	3	2	3	2		請負者は、表土の取り除きが完了したときは、材料の適否について、監督職員の確認を受けなければならない。	受注者は、表土の取り除きが完了したときは、材料の適否について、監督職員の確認を受けなければならない。	
7	2	3	2	4	1	4	7	2	3	2	4	1	7	2	3	2	4	1	4	採取	採取	
7	2	3	2	4	2	(1)	7	2	3	2	4	2	7	2	3	2	4	2	(1)	請負者は、材料の採取にあたっては、草木、泥土、その他有害物が混入しないようにしなければならない。	受注者は、材料の採取にあたっては、草木、泥土、その他有害物が混入しないようにしなければならない。	
7	2	3	2	4	3	(2)	7	2	3	2	4	3	7	2	3	2	4	3	(2)	請負者は、材料採取中に監督職員が材料として品質試験の結果から不適当と認めた場合は、監督職員の指示に従わなければならない。	受注者は、材料採取中に監督職員が材料として品質試験の結果から不適当と認めた場合は、監督職員の指示に従わなければならない。	
7	2	3	2	4	4	(3)	7	2	3	2	4	4	7	2	3	2	4	4	(3)	請負者は、原石の採取にあたっては、設計図書に定められた法面勾配等に基づき施工するものとする。ただし、浮石等の存在によりこれにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	受注者は、原石の採取にあたっては、設計図書に定められた法面勾配等に基づき施工するものとする。ただし、浮石等の存在によりこれにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
7	2	3	3	0	1	2-3-3	7	2	3	3	0	1	7	2	3	3	0	1	2-3-3	着岩材の盛立	着岩材の盛立	
7	2	3	3	1	1	1	7	2	3	3	1	1	7	2	3	3	1	1	1	請負者は、コアの施工に先立ち、コンクリート及び岩盤の接着面には、設計図書に示す細粒の材料（以下、「着岩材」という）を使用しなければならない。	受注者は、コアの施工に先立ち、コンクリート及び岩盤の接着面には、設計図書に示す細粒の材料（以下、「着岩材」という）を使用しなければならない。	
7	2	3	3	2	1	2	7	2	3	3	2	1	7	2	3	3	2	1	2	請負者は、着岩材の盛立にあたっては、接着面を湿らせ、さらに監督職員が必要と認めた場合には、クレイサラリーを塗布しなければならない。	受注者は、着岩材の盛立にあたっては、接着面を湿らせ、さらに監督職員が必要と認めた場合には、クレイサラリーを塗布しなければならない。	
7	2	3	3	3	1	3	7	2	3	3	3	1	7	2	3	3	3	1	3	請負者は、設計図書に示す方法により着岩材を施工しなければならない。	受注者は、設計図書に示す方法により着岩材を施工しなければならない。	
7	2	3	3	4	1	4	7	2	3	3	4	1	7	2	3	3	4	1	4	請負者は、着岩材の施工にあたっては、施工後表面が乾燥しないように処置しなければならない。	受注者は、着岩材の施工にあたっては、施工後表面が乾燥しないように処置しなければならない。	
7	2	3	4	0	1	2-3-4	7	2	3	4	0	1	7	2	3	4	0	1	2-3-4	中間材の盛立	中間材の盛立	
7	2	3	4	0	2		7	2	3	4	0	2	7	2	3	4	0	2		請負者は、コア盛立前に、着岩材より粗粒の中間材を施工する場合は、設計図書に示す方法で締固めなければならない。	受注者は、コア盛立前に、着岩材より粗粒の中間材を施工する場合は、設計図書に示す方法で締固めなければならない。	
7	2	3	5	0	1	2-3-5	7	2	3	5	0	1	7	2	3	5	0	1	2-3-5	コアの盛立	コアの盛立	
7	2	3	5	1	1	1	7	2	3	5	1	1	7	2	3	5	1	1	1	請負者は、盛立にあたっては、水平に施工しなければならない。ただし、雨水の排水等を考慮して盛立面に勾配を付ける場合は、設計図書によらなければならない。	受注者は、盛立にあたっては、水平に施工しなければならない。ただし、雨水の排水等を考慮して盛立面に勾配を付ける場合は、設計図書によらなければならない。	
7	2	3	5	2	1	2	7	2	3	5	2	1	7	2	3	5	2	1	2	請負者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	受注者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	
7	2	3	5	3	1	3	7	2	3	5	3	1	7	2	3	5	3	1	3	請負者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	受注者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
7	2	3	5	4	1	4	請負者は、まき出された材料が、設計図書に示す含水比を確保できない場合には、設計図書に関して、監督職員の指示に従い処置しなければならない。	7	2	3	5	4	1	4	受注者は、まき出された材料が、設計図書に示す含水比を確保できない場合には、設計図書に関して、監督職員の指示に従い処置しなければならない。	
7	2	3	5	5	1	5	請負者は、既に締固めた層の表面が過度に乾燥、湿潤または平滑となっており上層との密着が確保できない場合には、監督職員の指示に従い、散水あるいはスカリファイヤー等の方法で処置し、この部分の締固め完了後にまき出しを行わなければならない。	7	2	3	5	5	1	5	受注者は、既に締固めた層の表面が過度に乾燥、湿潤または平滑となっており上層との密着が確保できない場合には、監督職員の指示に従い、散水あるいはスカリファイヤー等の方法で処置し、この部分の締固め完了後にまき出しを行わなければならない。	
7	2	3	5	6	1	6	請負者は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平行に走行させるものとし、締固め面を乱すことのないようにしなければならない。	7	2	3	5	6	1	6	受注者は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平行に走行させるものとし、締固め面を乱すことのないようにしなければならない。	
7	2	3	5	7	1	7	請負者は、締固め中に降雨等で作業を中断する場合には、既に締固められた面及び締固められていない面について、設計図書に関して監督職員の承諾を得た方法で雨水の浸透を防ぐ措置を講じなければならない。	7	2	3	5	7	1	7	受注者は、締固め中に降雨等で作業を中断する場合には、既に締固められた面及び締固められていない面について、設計図書に関して監督職員の承諾を得た方法で雨水の浸透を防ぐ措置を講じなければならない。	
7	2	3	6	0	1	2-3-6	フィルターの盛立	7	2	3	6	0	1	2-3-6	フィルターの盛立	
7	2	3	6	1	1	1	請負者は、盛立にあたっては、水平に施工しなければならない。	7	2	3	6	1	1	1	受注者は、盛立にあたっては、水平に施工しなければならない。	
7	2	3	6	1	2		ただし、雨水の排水等を考慮して盛立面に勾配を付ける場合は、設計図書によらなければならない。	7	2	3	6	1	2		ただし、雨水の排水等を考慮して盛立面に勾配を付ける場合は、設計図書によらなければならない。	
7	2	3	6	2	1	2	請負者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	7	2	3	6	2	1	2	受注者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	
7	2	3	6	3	1	3	請負者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	7	2	3	6	3	1	3	受注者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	
7	2	3	6	4	1	4	請負者は、まき出された材料が、設計図書に示す粒度と合致していない場合には、監督職員の指示に従い処置しなければならない。	7	2	3	6	4	1	4	受注者は、まき出された材料が、設計図書に示す粒度と合致していない場合には、監督職員の指示に従い処置しなければならない。	
7	2	3	6	5	1	5	請負者は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平行に走行させなければならない。	7	2	3	6	5	1	5	受注者は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平行に走行させなければならない。	
7	2	3	6	5	2		ただし、斜面付近では、監督職員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させるものとする。	7	2	3	6	5	2		ただし、斜面付近では、監督職員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させることができるものとする。	
7	2	3	7	0	1	2-3-7	ロックの盛立	7	2	3	7	0	1	2-3-7	ロックの盛立	
7	2	3	7	1	1	1	請負者は、盛立にあたっては、水平に施工しなければならない。	7	2	3	7	1	1	1	受注者は、盛立にあたっては、水平に施工しなければならない。	
7	2	3	7	2	1	2	請負者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	7	2	3	7	2	1	2	受注者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由			
7	2	3	7	3	1	3	7	2	3	7	3	7	2	3	7	3	1		3. 請負者 は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	3. 受注者 は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	
7	2	3	7	4	1	4	7	2	3	7	4	7	2	3	7	4	1		4. 請負者 は、小塊を基礎地盤または基礎岩盤及びフィルター側にまき出さなければならない。また、大塊は、堤体外周側になるようにまき出さなければならない。	4. 受注者 は、小塊を基礎地盤または基礎岩盤及びフィルター側にまき出さなければならない。また、大塊は、堤体外周側になるようにまき出さなければならない。	
7	2	3	7	5	1	5	7	2	3	7	5	7	2	3	7	5	1		5. 請負者 は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平行に走行させなければならない。	5. 受注者 は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平行に走行させなければならない。	
7	2	3	7	5	2		7	2	3	7	5	7	2	3	7	5	2		ただし、斜面付近では、監督職員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させる ものとする 。	ただし、斜面付近では、監督職員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させる ことができるものとする 。	
7	2	3	8	0	1	2 - 3 - 8	7	2	3	8	0	7	2	3	8	0	1		堤体法面保護工	堤体法面保護工	
7	2	3	8	1	1	1	7	2	3	8	1	7	2	3	8	1	1		1. 請負者 は、設計図書に示す種類及び品質の材料を使用しなければならない。	1. 受注者 は、設計図書に示す種類及び品質の材料を使用しなければならない。	
7	2	3	8	2	1	2	7	2	3	8	2	7	2	3	8	2	1		2. 請負者 は、堤体法面保護材が移動しないように、相互にかみ合わせを良くし、大塊の隙間には小塊が充填されるよう積上げなければならない。	2. 受注者 は、堤体法面保護材が移動しないように、相互にかみ合わせを良くし、大塊の隙間には小塊が充填されるよう積上げなければならない。	
7	2	3	8	3	1	3	7	2	3	8	3	7	2	3	8	3	1		3. 請負者 は、設計図書に示す法面に沿って、堤体法面保護の表面に凹凸が生じないように施工しなければならない。	3. 受注者 は、設計図書に示す法面に沿って、堤体法面保護の表面に凹凸が生じないように施工しなければならない。	
7	3	0	0	0	1	第3章	7	3	0	0	0	7	3	0	0	0	1		基礎グラウチング	基礎グラウチング	
7	3	1	0	0	1	第1節	7	3	1	0	0	7	3	1	0	0	1		適用	適用	
7	3	1	0	1	1	1	7	3	1	0	1	7	3	1	0	1	1		1. 本章は、ダム工事におけるボーリング工、グラウチング工その他これらに類する工種に適用する。	1. 本章は、ダム工事におけるボーリング工、グラウチング工その他これらに類する工種に適用する。	
7	3	1	0	2	1	2	7	3	1	0	2	7	3	1	0	2	1		2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
7	3	1	0	3	1	3	7	3	1	0	3	7	3	1	0	3	1		3. 請負者 は、 次の 順序で基礎グラウチングの施工を行わなければならない。	3. 受注者 は、 以下の 順序で基礎グラウチングの施工を行わなければならない。	
7	3	1	0	3	2	(1)	7	3	1	0	3	7	3	1	0	3	2		(1) せん孔	(1) せん孔	
7	3	1	0	3	3	(2)	7	3	1	0	3	7	3	1	0	3	3		(2) 水洗	(2) 水洗	
7	3	1	0	3	4	(3)	7	3	1	0	3	7	3	1	0	3	4		(3) ルジオンテストまたは水押しテスト	(3) ルジオンテストまたは水押しテスト	
7	3	1	0	3	5	(4)	7	3	1	0	3	7	3	1	0	3	5		(4) 注入	(4) 注入	
7	3	2	0	0	1	第2節	7	3	2	0	0	7	3	2	0	0	1		適用すべき諸基準	適用すべき諸基準	
7	3	2	0	0	2		7	3	2	0	0	7	3	2	0	0	2		請負者 は、設計図書において特に定めのない事項については、 下記の 基準類等による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	受注者 は、設計図書において特に定めのない事項については、 以下の 基準類等による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
7	3	2	0	0	3		7	3	2	0	0	7	3	2	0	0	3		国土技術研究センター グ라우チング技術指針・同解説 (平成15年7月)	国土技術研究センター グ라우チング技術指針・同解説 (平成15年7月)	
7	3	3	0	0	1	第3節	7	3	3	0	0	7	3	3	0	0	1		ボーリング工	ボーリング工	
7	3	3	1	0	1	3 - 3 - 1	7	3	3	1	0	7	3	3	1	0	1		一般事項	一般事項	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
7	3	3	1	0	2		本節は、ボーリング工としてせん孔機械、せん孔、コア採取及び保管その他これらに類する工種について定める。	7	3	3	1	0	2		本節は、ボーリング工としてせん孔機械、せん孔、コア採取及び保管その他これらに類する工種について定める。	
7	3	3	2	0	1	3 - 3 - 2	せん孔機械	7	3	3	2	0	1	3 - 3 - 2	せん孔機械	
7	3	3	2	0	2		請負者は、設計図書に示す仕様のせん孔機械を使用しなければならない。	7	3	3	2	0	2		受注者は、設計図書に示す仕様のせん孔機械を使用しなければならない。	
7	3	3	3	0	1	3 - 3 - 3	せん孔	7	3	3	3	0	1	3 - 3 - 3	せん孔	
7	3	3	3	1	1	1.	請負者は、設計図書に示す順序、せん孔径でせん孔しなければならない。	7	3	3	3	1	1	1.	受注者は、設計図書に示す順序、せん孔径でせん孔しなければならない。	
7	3	3	3	2	1	2.	請負者は、監督職員が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。	7	3	3	3	2	1	2.	受注者は、監督職員が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。	
7	3	3	3	3	1	3.	請負者は、コンクリートを通してせん孔する場合には、堤体内に埋設されたクーリングパイプ、各種観測計器、リード線等の埋設物に損傷を与えないようにしなければならない。	7	3	3	3	3	1	3.	受注者は、コンクリートを通してせん孔する場合には、堤体内に埋設されたクーリングパイプ、各種観測計器、リード線等の埋設物に損傷を与えないようにしなければならない。	
7	3	3	3	4	1	4.	請負者は、せん孔中は常にその岩質の変化、断層や破碎帯の状況、湧水、漏水の有無等に注意を払い、これらに変化が認められた場合には、記録するとともに監督職員の指示を受けなければならない。	7	3	3	3	4	1	4.	受注者は、せん孔中は常にその岩質の変化、断層や破碎帯の状況、湧水、漏水の有無等に注意を払い、これらに変化が認められた場合には、記録するとともに監督職員の指示を受けなければならない。	
7	3	3	3	5	1	5.	請負者は、設計図書に示す所定の深度までせん孔した後は、圧力水により孔内のスライムを除去し、洗浄しなければならない。	7	3	3	3	5	1	5.	受注者は、設計図書に示す所定の深度までせん孔した後は、圧力水により孔内のスライムを除去し、洗浄しなければならない。	
7	3	3	3	6	1	6.	請負者は、ボーリングの完了後には、孔口維持のために、孔番号を書いた木杭等で孔口をふさがなければならない。	7	3	3	3	6	1	6.	受注者は、ボーリングの完了後には、孔口維持のために、孔番号を書いた木杭等で孔口をふさがなければならない。	
7	3	3	4	0	1	3 - 3 - 4	コア採取及び保管	7	3	3	4	0	1	3 - 3 - 4	コア採取及び保管	
7	3	3	4	1	1	1.	請負者は、設計図書に示す孔について、コアを採取しなければならない。	7	3	3	4	1	1	1.	受注者は、設計図書に示す孔について、コアを採取しなければならない。	
7	3	3	4	2	1	2.	請負者は、採取したコアを孔毎にコア箱に整理し、監督職員が指示する場所に納入しなければならない。	7	3	3	4	2	1	2.	受注者は、採取したコアを孔毎にコア箱に整理し、監督職員が連絡する場所に納品しなければならない。	
7	3	3	5	0	1	3 - 3 - 5	水押しテスト	7	3	3	5	0	1	3 - 3 - 5	水押しテスト	
7	3	3	5	0	2		請負者は、注入に先立ち設計図書に基づきルジオンテスト、または水押しテストを行い、その結果を記録しなければならない。	7	3	3	5	0	2		受注者は、注入に先立ち設計図書に基づきルジオンテスト、または水押しテストを行い、その結果を記録しなければならない。	
7	3	4	0	0	1	第4節	グラウチング工	7	3	4	0	0	1	第4節	グラウチング工	
7	3	4	1	0	1	3 - 4 - 1	一般事項	7	3	4	1	0	1	3 - 4 - 1	一般事項	
7	3	4	1	0	2		本節は、グラウチング工として注入機械、グラウチング用配管、セメントミルクの製造及び輸送、注入管理、配合及びその切替え、水押しテスト、注入、注入効果の判定その他これらに類する工種について定める。	7	3	4	1	0	2		本節は、グラウチング工として注入機械、グラウチング用配管、セメントミルクの製造及び輸送、注入管理、配合及びその切替え、水押しテスト、注入、注入効果の判定その他これらに類する工種について定める。	
7	3	4	2	0	1	3 - 4 - 2	注入機械	7	3	4	2	0	1	3 - 4 - 2	注入機械	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由			
7	3	4	2	0	2							7	3	4	2	0	2		請負者は、設計図書に示す仕様の注入機械を使用しなければならない。	受注者は、設計図書に示す仕様の注入機械を使用しなければならない。	
7	3	4	3	0	1	3 - 4 - 3						7	3	4	3	0	1	3 - 4 - 3	グラウチング用配管	グラウチング用配管	
7	3	4	3	0	2							7	3	4	3	0	2		グラウチング用配管の配管方式は、設計図書によらなければならない。	グラウチング用配管の配管方式は、設計図書によらなければならない。	
7	3	4	4	0	1	3 - 4 - 4						7	3	4	4	0	1	3 - 4 - 4	セメントミルクの製造及び輸送	セメントミルクの製造及び輸送	
7	3	4	4	1	1	1 .						7	3	4	4	1	1	1 .	請負者は、設計図書に示す方法により、セメントミルクを製造及び輸送しなければならない。	受注者は、設計図書に示す方法により、セメントミルクを製造及び輸送しなければならない。	
7	3	4	4	2	1	2 .						7	3	4	4	2	1	2 .	請負者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7	3	4	4	2	2							7	3	4	4	2	2		なお、計量装置は設計図書に従い定期的に検査し、検査結果を監督職員に提出するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	なお、計量装置は設計図書に従い定期的に検査し、検査結果を監督職員に提出するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
7	3	4	4	3	1	3 .						7	3	4	4	3	1	3 .	請負者は、製造されたセメントミルクの比重を設計図書に従い管理しなければならない。	受注者は、製造されたセメントミルクの比重を設計図書に従い管理しなければならない。	
7	3	4	5	0	1	3 - 4 - 5						7	3	4	5	0	1	3 - 4 - 5	注入管理	注入管理	
7	3	4	5	0	2							7	3	4	5	0	2		請負者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7	3	4	5	0	3							7	3	4	5	0	3		また、グラウチング工の結果を整理して、すみやかに監督職員へ提出しなければならない。	また、グラウチング工の結果を整理して、すみやかに監督職員へ提出しなければならない。	
7	3	4	6	0	1	3 - 4 - 6						7	3	4	6	0	1	3 - 4 - 6	配合及びその切替え	配合及びその切替え	
7	3	4	6	0	2							7	3	4	6	0	2		請負者は、セメントミルクの配合及びその切替えについては、設計図書によらなければならない。	受注者は、セメントミルクの配合及びその切替えについては、設計図書によらなければならない。	
7	3	4	7	0	1	3 - 4 - 7						7	3	4	7	0	1	3 - 4 - 7	注入	注入	
7	3	4	7	1	1	1 .						7	3	4	7	1	1	1 .	注入方法及びステージ長は設計図書による。	注入方法及びステージ長は設計図書による。	
7	3	4	7	2	1	2 .						7	3	4	7	2	1	2 .	請負者は、注入の開始及び完了にあたっては、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、注入の開始及び完了にあたっては、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7	3	4	7	3	1	3 .						7	3	4	7	3	1	3 .	請負者は、注入圧力、注入速度、完了基準及び注入中断基準については設計図書によらなければならない。	受注者は、注入圧力、注入速度、完了基準及び注入中断基準については設計図書によらなければならない。	
7	3	4	7	4	1	4 .						7	3	4	7	4	1	4 .	請負者は、注入中に設計図書に示す観測方法により堤体コンクリート及び基礎岩盤の変位を観測しなければならない。	受注者は、注入中に設計図書に示す観測方法により堤体コンクリート及び基礎岩盤の変位を観測しなければならない。	
7	3	4	7	5	1	5 .						7	3	4	7	5	1	5 .	請負者は、注入中のステージが完了するまで、連続して注入しなければならない。	受注者は、注入中のステージが完了するまで、連続して注入しなければならない。	
7	3	4	7	6	1	6 .						7	3	4	7	6	1	6 .	請負者は、注入中に注入圧、注入量、注入速度について常に設計図書の規定に合致するよう管理しなければならない。	受注者は、注入中に注入圧、注入量、注入速度について常に設計図書の規定に合致するよう管理しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
7	3	4	7	7	1	7	7. 請負者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	7	3	4	7	7	1	7	7. 受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7	3	4	7	8	1	7	8. 請負者は、注入中に設計図書に示す許容変位量を超える堤体コンクリート及び基礎岩盤の変位を認めた場合には、注入を中断し監督職員の指示を受けなければならない。	7	3	4	7	8	1	7	8. 受注者は、注入中に設計図書に示す許容変位量を超える堤体コンクリート及び基礎岩盤の変位を認めた場合には、注入を中断し監督職員の指示を受けなければならない。	
7	3	4	7	9	1	7	9. 請負者は、同一のステージ長の場合において、隣接する孔の同時注入を行ってはならない。	7	3	4	7	9	1	7	9. 受注者は、同一のステージ長の場合において、隣接する孔の同時注入を行ってはならない。	
7	3	4	7	9	2	7	ただし、これ以外の場合は、監督職員の指示によらなければならない。	7	3	4	7	9	2	7	ただし、これ以外の場合は、監督職員の指示によらなければならない。	
7	3	4	7	10	1	7	10. 請負者は、注入中、岩盤表面等へのミルクの漏えい等に注意を払い、ミルクの漏えいを認めたときには、糸鉛、綿糸、モルタルによりコーキングを行わなければならない。	7	3	4	7	10	1	7	10. 受注者は、注入中、岩盤表面等へのミルクの漏えい等に注意を払い、ミルクの漏えいを認めたときには、糸鉛、綿糸、モルタルによりコーキングを行わなければならない。	
7	3	4	7	10	2	7	ただし、これ以外の材料による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	7	3	4	7	10	2	7	ただし、これ以外の材料による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7	3	4	8	0	1	3 - 4 - 8	注入効果の判定	7	3	4	8	0	1	3 - 4 - 8	注入効果の判定	
7	3	4	8	1	1	7	1. チェック孔	7	3	4	8	1	1	7	1. チェック孔	
7	3	4	8	1	2	7	請負者は、グラウチングにおいて、グラウチングの効果を確認するため設計図書に基づいてチェック孔をせん孔し、コア採取、透水試験を行わなければならない。	7	3	4	8	1	2	7	受注者は、グラウチングにおいて、グラウチングの効果を確認するため設計図書に基づいてチェック孔をせん孔し、コア採取、透水試験を行わなければならない。	
7	3	4	8	1	3	7	なお、チェック孔の位置、方向、深度及びそのチェック孔の処理方法等は、設計図書によらなければならない。	7	3	4	8	1	3	7	なお、チェック孔の位置、方向、深度及びそのチェック孔の処理方法等は、設計図書によらなければならない。	
7	3	4	8	2	1	7	2. 追加グラウチング	7	3	4	8	2	1	7	2. 追加グラウチング	
7	3	4	8	2	2	7	請負者は、グラウチングの施工によって所要の改良効果が得られない場合は設計図書に基づいて追加グラウチングを行わなければならない。	7	3	4	8	2	2	7	受注者は、グラウチングの施工によって所要の改良効果が得られない場合は設計図書に基づいて追加グラウチングを行わなければならない。	
7	3	4	8	2	3	7	なお、追加孔の位置、方向、深度、注入仕様等については、事前に監督職員の承諾を受けなければならない。	7	3	4	8	2	3	7	なお、追加孔の位置、方向、深度、注入仕様等については、事前に監督職員の承諾を受けなければならない。	
8	0	0	0	0	1	第8編	道路編	8	0	0	0	0	1	第8編	道路編	
8	1	0	0	0	1	第1章	道路改良	8	1	0	0	0	1	第1章	道路改良	
8	1	1	0	0	1	第1節	適用	8	1	1	0	0	1	第1節	適用	
8	1	1	0	1	1	8	1. 本章は、道路工事における道路土工、工場製作工、地盤改良工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、排水構造物工（小型水路工）、落石雪害防止工、遮音壁工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	8	1	1	0	1	1	8	1. 本章は、道路工事における道路土工、工場製作工、地盤改良工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、排水構造物工（小型水路工）、落石雪害防止工、遮音壁工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
8	1	1	0	2	1	8	2. 道路土工、構造物撤去工、仮設工は、第1編第2章第4節道路土工、第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による。	8	1	1	0	2	1	8	2. 道路土工、構造物撤去工、仮設工は、第1編第2章第4節道路土工、第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
8	1	1	0	3	1	3	8	1	1	0	3	1	8	1	1	0	3	1	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。
8	1	2	0	0	1	第2節	8	1	2	0	0	1	8	1	2	0	0	1	適用すべき諸基準
8	1	2	0	0	2		8	1	2	0	0	2	8	1	2	0	0	2	請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
8	1	2	0	0	3		8	1	2	0	0	3	8	1	2	0	0	3	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成12年3月）
8	1	2	0	0	4		8	1	2	0	0	4	8	1	2	0	0	4	日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）
8	1	2	0	0	5		8	1	2	0	0	5	8	1	2	0	0	5	日本道路協会 道路土工 切土工・斜面安定工指針（平成21年6月）
8	1	2	0	0	6		8	1	2	0	0	6	8	1	2	0	0	6	日本道路協会 道路土工 盛土工指針（平成22年6月）
8	1	2	0	0	7		8	1	2	0	0	7	8	1	2	0	0	7	日本道路協会 道路土工 擁壁工指針（平成11年3月）
8	1	2	0	0	8		8	1	2	0	0	8	8	1	2	0	0	8	日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針（平成22年3月）
8	1	2	0	0	9		8	1	2	0	0	9	8	1	2	0	0	9	日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針（平成11年3月）
8	1	2	0	0	10		8	1	2	0	0	10	8	1	2	0	0	10	全日本建設技術協会 土木構造物標準設計 第2巻（平成12年9月）
8	1	2	0	0	11		8	1	2	0	0	11	8	1	2	0	0	11	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針（平成18年11月）
8	1	2	0	0	12		8	1	2	0	0	12	8	1	2	0	0	12	日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）
8	1	2	0	0	13		8	1	2	0	0	13	8	1	2	0	0	13	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成17年12月）
8	1	2	0	0	14		8	1	2	0	0	14	8	1	2	0	0	14	土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル（平成12年2月）
8	1	2	0	0	15		8	1	2	0	0	15	8	1	2	0	0	15	土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル（平成15年11月）
8	1	2	0	0	17		8	1	2	0	0	17	8	1	2	0	0	17	土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル（平成14年10月）
8	1	2	0	0	18		8	1	2	0	0	18	8	1	2	0	0	18	日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）
8	1	2	0	0	19		8	1	2	0	0	19	8	1	2	0	0	19	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）
8	1	2	0	0	20		8	1	2	0	0	20	8	1	2	0	0	20	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	1	3	0	0	1	第3節	工場製作工	8	1	3	0	0	1	第3節	工場製作工	
8	1	3	1	0	1	1-3-1	一般事項	8	1	3	1	0	1	1-3-1	一般事項	
8	1	3	1	1	1	1.	本節は、工場製作工として遮音壁支柱製作工その他これらに類する工種について定める。	8	1	3	1	1	1	1.	本節は、工場製作工として遮音壁支柱製作工その他これらに類する工種について定める。	
8	1	3	1	2	1	2.	工場製作については、第3編第2章第12節工場製作工（共通）の規定による。	8	1	3	1	2	1	2.	工場製作については、第3編第2章第12節工場製作工（共通）の規定による。	
8	1	3	2	0	1	1-3-2	遮音壁支柱製作工	8	1	3	2	0	1	1-3-2	遮音壁支柱製作工	
8	1	3	2	1	1	1.	請負者は、支柱の製作加工にあたっては、設計図書によるものとするが、特に製作加工図を必要とする場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	1	3	2	1	1	1.	受注者は、支柱の製作加工にあたっては、設計図書によるものとするが、特に製作加工図を必要とする場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	1	3	2	2	1	2.	請負者は、部材の切断をガス切断により行うものとするが、これ以外の切断の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	1	3	2	2	1	2.	受注者は、部材の切断をガス切断により行うものとするが、これ以外の切断の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
8	1	3	2	3	1	3.	請負者は、孔あけについては、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。	8	1	3	2	3	1	3.	受注者は、孔あけについては、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。	
8	1	3	2	3	2		なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは、削り取らなければならない。	8	1	3	2	3	2		なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは、削り取らなければならない。	
8	1	3	2	4	1	4.	工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。	8	1	3	2	4	1	4.	工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。	
8	1	4	0	0	1	第4節	地盤改良工	8	1	4	0	0	1	第4節	地盤改良工	
8	1	4	1	0	1	1-4-1	一般事項	8	1	4	1	0	1	1-4-1	一般事項	
8	1	4	1	1	2		本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工、サンドマット工、パーチカドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。	8	1	4	1	1	2		本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工、サンドマット工、パーチカドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。	
8	1	4	2	0	1	1-4-2	路床安定処理工	8	1	4	2	0	1	1-4-2	路床安定処理工	
8	1	4	2	1	2		路床安定処理工の施工については、第3編2-7-2路床安定処理工の規定による。	8	1	4	2	1	2		路床安定処理工の施工については、第3編2-7-2路床安定処理工の規定による。	
8	1	4	3	0	1	1-4-3	置換工	8	1	4	3	0	1	1-4-3	置換工	
8	1	4	3	1	2		置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定による。	8	1	4	3	1	2		置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定による。	
8	1	4	4	0	1	1-4-4	サンドマット工	8	1	4	4	0	1	1-4-4	サンドマット工	
8	1	4	4	1	2		サンドマット工の施工については、第3編2-7-6サンドマット工の規定による。	8	1	4	4	1	2		サンドマット工の施工については、第3編2-7-6サンドマット工の規定による。	
8	1	4	5	0	1	1-4-5	パーチカドレーン工	8	1	4	5	0	1	1-4-5	パーチカドレーン工	
8	1	4	5	1	2		パーチカドレーン工の施工については、第3編2-7-7パーチカドレーン工の規定による。	8	1	4	5	1	2		パーチカドレーン工の施工については、第3編2-7-7パーチカドレーン工の規定による。	
8	1	4	6	0	1	1-4-6	締固め改良工	8	1	4	6	0	1	1-4-6	締固め改良工	
8	1	4	6	1	2		締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め改良工の規定による。	8	1	4	6	1	2		締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め改良工の規定による。	
8	1	4	7	0	1	1-4-7	固結工	8	1	4	7	0	1	1-4-7	固結工	
8	1	4	7	1	2		固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。	8	1	4	7	1	2		固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	1	5	0	0	1	第5節	法面工	8	1	5	0	0	1	第5節	法面工	
8	1	5	1	0	1	1-5-1	一般事項	8	1	5	1	0	1	1-5-1	一般事項	
8	1	5	1	1	1	1.	本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。	8	1	5	1	1	1	1.	本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。	
8	1	5	1	2	1	2.	請負者は法面の施工にあたって、「道路土工 切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工-盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」（全国特定法面保護協会、平成15年3月）および「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成12年3月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	1	5	1	2	1	2.	受注者は法面の施工にあたって、「道路土工 切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工-盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」（全国特定法面保護協会、平成15年3月）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
8	1	5	2	0	1	1-5-2	植生工	8	1	5	2	0	1	1-5-2	植生工	
8	1	5	2	0	2		植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。	8	1	5	2	0	2		植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。	
8	1	5	3	0	1	1-5-3	法面吹付工	8	1	5	3	0	1	1-5-3	法面吹付工	
8	1	5	3	0	2		法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定による。	8	1	5	3	0	2		法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定による。	
8	1	5	4	0	1	1-5-4	法枠工	8	1	5	4	0	1	1-5-4	法枠工	
8	1	5	4	0	2		法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。	8	1	5	4	0	2		法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。	
8	1	5	5	0	1	1-5-5	法面施肥工	8	1	5	5	0	1	1-5-5	法面施肥工	
8	1	5	5	1	1		法面施肥工の施工については、第3編2-14-5法面施肥工の規定による。	8	1	5	5	1	1		法面施肥工の施工については、第3編2-14-5法面施肥工の規定による。	
8	1	5	6	0	1	1-5-6	アンカー工	8	1	5	6	0	1	1-5-6	アンカー工	
8	1	5	6	0	2		アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー工の規定による。	8	1	5	6	0	2		アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー工の規定による。	
8	1	5	7	0	1	1-5-7	かご工	8	1	5	7	0	1	1-5-7	かご工	
							かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。								かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。	
8	1	6	0	0	1	第6節	軽量盛土工	8	1	6	0	0	1	第6節	軽量盛土工	
8	1	6	1	0	1	1-6-1	一般事項	8	1	6	1	0	1	1-6-1	一般事項	
8	1	6	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	8	1	6	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	
8	1	6	2	0	1	1-6-2	軽量盛土工	8	1	6	2	0	1	1-6-2	軽量盛土工	
8	1	6	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	8	1	6	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	
8	1	7	0	0	1	第7節	擁壁工	8	1	7	0	0	1	第7節	擁壁工	
8	1	7	1	0	1	1-7-1	一般事項	8	1	7	1	0	1	1-7-1	一般事項	
8	1	7	1	1	1	1.	本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定める。	8	1	7	1	1	1	1.	本節は、擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定める。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	1	7	1	2	1	2	請負者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工 擁壁工指針 2-5-3-4 施工一般」(日本道路協会、平成11年3月)および「土木構造物標準設計 第2巻解説書 4.3 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	1	7	1	2	1	2	受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工 擁壁工指針 5-11-6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書 4.3 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	1	7	2	0	1	1-7-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	1	7	2	0	1	1-7-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
8	1	7	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	8	1	7	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
8	1	7	3	0	1	1-7-3	既製杭工	8	1	7	3	0	1	1-7-3	既製杭工	
8	1	7	3	0	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。	8	1	7	3	0	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。	
8	1	7	4	0	1	1-7-4	場所打杭工	8	1	7	4	0	1	1-7-4	場所打杭工	
8	1	7	4	0	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	8	1	7	4	0	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	
8	1	7	5	0	1	1-7-5	場所打擁壁工	8	1	7	5	0	1	1-7-5	場所打擁壁工	
8	1	7	5	0	2		場所打擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	8	1	7	5	0	2		場所打擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
8	1	7	6	0	1	1-7-6	プレキャスト擁壁工	8	1	7	6	0	1	1-7-6	プレキャスト擁壁工	
8	1	7	6	1	1		プレキャスト擁壁工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。	8	1	7	6	1	1		プレキャスト擁壁工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。	
8	1	7	7	0	1	1-7-7	補強土壁工	8	1	7	7	0	1	1-7-7	補強土壁工	
8	1	7	7	1	1		補強土壁工については、第3編2-15-3補強土壁工の規定による。	8	1	7	7	1	1		補強土壁工については、第3編2-15-3補強土壁工の規定による。	
10	1	7	8	0	1	1-7-8	井桁ブロック工	10	1	7	8	0	1	1-7-8	井桁ブロック工	
10	1	7	8	1	1		井桁ブロック工については、第3編2-15-4井桁ブロック工の規定による。	10	1	7	8	1	1		井桁ブロック工については、第3編2-15-4井桁ブロック工の規定による。	
8	1	8	0	0	1	第8節	石・ブロック積(張)工	8	1	8	0	0	1	第8節	石・ブロック積(張)工	
8	1	8	1	0	1	1-8-1	一般事項	8	1	8	1	0	1	1-8-1	一般事項	
8	1	8	1	1	1	1	本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工、コンクリートブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。	8	1	8	1	1	1	1	本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工(床掘り・埋戻し)、コンクリートブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。	
8	1	8	1	2	1	2	一般事項については、第3編2-5-1一般事項による。	8	1	8	1	2	1	2	一般事項については、第3編2-5-1一般事項による。	
8	1	8	2	0	1	1-8-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	1	8	2	0	1	1-8-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
8	1	8	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	8	1	8	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
8	1	8	3	0	1	1-8-3	コンクリートブロック工	8	1	8	3	0	1	1-8-3	コンクリートブロック工	
8	1	8	3	0	2		コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。	8	1	8	3	0	2		コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。	
8	1	8	4	0	1	1-8-4	石積(張)工	8	1	8	4	0	1	1-8-4	石積(張)工	
8	1	8	4	0	2		石積(張)工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。	8	1	8	4	0	2		石積(張)工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。	
8	1	9	0	0	1	第9節	カルバート工	8	1	9	0	0	1	第9節	カルバート工	
8	1	9	1	0	1	1-9-1	一般事項	8	1	9	1	0	1	1-9-1	一般事項	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	1	9	1	1	1		1. 本節は、カルバート工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。	8	1	9	1	1	1		1. 本節は、カルバート工として作業土工（ 床掘り・埋戻し ）、既製杭工、場所打杭工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。	
8	1	9	1	2	1		2. 請負者 は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工 - カルバート工指針 7 - 1 基本方針」（日本道路協会、平成22年3月）および「道路土工要綱 2 - 7 排水施設の施工」（日本道路協会、平成21年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	1	9	1	2	1		2. 受注者 は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工 - カルバート工指針 7 - 1 基本方針」（日本道路協会、平成22年3月）及び「道路土工要綱 2 - 7 排水施設の施工」（日本道路協会、平成21年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	1	9	1	3	1		3. 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（PC管））をいうものとする。	8	1	9	1	3	1		3. 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（PC管））をいうものとする。	
8	1	9	2	0	1	1 - 9 - 2	材 料	8	1	9	2	0	1	1 - 9 - 2	材 料	
8	1	9	2	0	2		請負者 は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、「道路土工 - カルバート工指針 4 - 4 使用材料、4 - 5 許容応力度」（日本道路協会、平成22年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	1	9	2	0	2		受注者 は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、「道路土工 - カルバート工指針 4 - 4 使用材料、4 - 5 許容応力度」（日本道路協会、平成22年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	1	9	3	0	1	1 - 9 - 3	作業土工（床掘り・埋戻し）	8	1	9	3	0	1	1 - 9 - 3	作業土工（床掘り・埋戻し）	
8	1	9	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工の規定による。	8	1	9	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工（ 床掘り・埋戻し ）の規定による。	
8	1	9	4	0	1	1 - 9 - 4	既製杭工	8	1	9	4	0	1	1 - 9 - 4	既製杭工	
8	1	9	4	0	2		既製杭工の施工については、第3編2 - 4 - 4既製杭工の規定による。	8	1	9	4	0	2		既製杭工の施工については、第3編2 - 4 - 4既製杭工の規定による。	
8	1	9	5	0	1	1 - 9 - 5	場所打杭工	8	1	9	5	0	1	1 - 9 - 5	場所打杭工	
8	1	9	5	0	2		場所打杭工の施工については、第3編2 - 4 - 5場所打杭工の規定による。	8	1	9	5	0	2		場所打杭工の施工については、第3編2 - 4 - 5場所打杭工の規定による。	
8	1	9	6	0	1	1 - 9 - 6	場所打函渠工	8	1	9	6	0	1	1 - 9 - 6	場所打函渠工	
8	1	9	6	1	1		1. 請負者 は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。	8	1	9	6	1	1		1. 受注者 は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。	
8	1	9	6	2	1		2. 請負者 は、1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。また、 請負者 は、これを変更する場合には、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。	8	1	9	6	2	1		2. 受注者 は、1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。また、 受注者 は、これを変更する場合には、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。	
8	1	9	6	3	1		3. 請負者 は、海岸部での施工にあたって、塩害について第1編第3章第2節適用すべき諸基準第3項により施工しなければならない。	8	1	9	6	3	1		3. 受注者 は、海岸部での施工にあたって、塩害について第1編第3章第2節適用すべき諸基準第3項により施工しなければならない。	
8	1	9	6	4	1		4. 請負者 は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。	8	1	9	6	4	1		4. 受注者 は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。	
8	1	9	7	0	1	1 - 9 - 7	プレキャストカルバート工	8	1	9	7	0	1	1 - 9 - 7	プレキャストカルバート工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
8	1	9	7	1	1		プレキャストカルバート工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。	8	1	9	7	1	1		プレキャストカルバート工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。	
8	1	9	8	0	1	1-9-8	防水工	8	1	9	8	0	1	1-9-8	防水工	
8	1	9	8	1	1	1.	請負者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	8	1	9	8	1	1	1.	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	
8	1	9	8	2	1	2.	請負者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。	8	1	9	8	2	1	2.	受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。	
8	1	10	0	0	1	第10節	排水構造物工（小型水路工）	8	1	10	0	0	1	第10節	排水構造物工（小型水路工）	
8	1	10	1	0	1	1-10-1	一般事項	8	1	10	1	0	1	1-10-1	一般事項	
8	1	10	1	1	1	1.	本節は排水構造物工（小型水路工）として、作業土工、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工（小段排水・縦排水）その他これらに類する工種について定める。	8	1	10	1	1	1	1.	本節は排水構造物工（小型水路工）として、作業土工（ <u>床掘り・埋戻し</u> ）、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工（小段排水・縦排水）その他これらに類する工種について定める。	
8	1	10	1	2	1	2.	請負者は、排水構造物工（小型水路工）の施工にあたっては、「道路土工要綱 2-7排水施設の施工」（日本道路協会、平成21年6月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	1	10	1	2	1	2.	受注者は、排水構造物工（小型水路工）の施工にあたっては、「道路土工要綱 2-7排水施設の施工」（日本道路協会、平成21年6月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	1	10	1	3	1	3.	請負者は、排水構造物工（小型水路工）の施工にあたっては、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から道路に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び、地下水から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。	8	1	10	1	3	1	3.	受注者は、排水構造物工（小型水路工）の施工にあたっては、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から道路に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び、地下水から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。	
8	1	10	2	0	1	1-10-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	8	1	10	2	0	1	1-10-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	
8	1	10	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	8	1	10	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（ <u>床掘り・埋戻し</u> ）の規定による。	
8	1	10	3	0	1	1-10-3	側溝工	8	1	10	3	0	1	1-10-3	側溝工	
8	1	10	3	1	1	1.	請負者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	8	1	10	3	1	1	1.	受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	
8	1	10	3	2	1	2.	請負者は、プレキャストU型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。	8	1	10	3	2	1	2.	受注者は、プレキャストU型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。	
8	1	10	3	3	1	3.	請負者は、コルゲートフリュームの布設にあたって、予期できなかった砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	1	10	3	3	1	3.	受注者は、コルゲートフリュームの布設にあたって、予期できなかった砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	1	10	3	4	1	4.	請負者は、コルゲートフリュームの組立てにあたっては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。	8	1	10	3	4	1	4.	受注者は、コルゲートフリュームの組立てにあたっては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	1	10	3	4	2		また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	8	1	10	3	4	2		また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	
8	1	10	3	5	1	5	請負者は、コルゲートフリーユムの布設条件（地盤条件・出来形等）については設計図書によるものとし、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	1	10	3	5	1	5	受注者は、コルゲートフリーユムの布設条件（地盤条件・出来形等）については設計図書によるものとし、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	1	10	3	6	1	6	請負者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	1	10	3	6	1	6	受注者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	1	10	3	7	1	7	請負者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工しなければならない。	8	1	10	3	7	1	7	受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工しなければならない。	
8	1	10	4	0	1	1 - 10 - 4	管渠工	8	1	10	4	0	1	1 - 10 - 4	管渠工	
8	1	10	4	1	1	1	請負者は、現地の状況により設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	8	1	10	4	1	1	1	受注者は、現地の状況により設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	
8	1	10	4	2	1	2	管渠工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。	8	1	10	4	2	1	2	管渠工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。	
8	1	10	4	3	1	3	請負者は、継目部の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。	8	1	10	4	3	1	3	受注者は、継目部の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。	
8	1	10	5	0	1	1 - 10 - 5	集水樹・マンホール工	8	1	10	5	0	1	1 - 10 - 5	集水樹・マンホール工	
8	1	10	5	1	1	1	請負者は、集水樹及びマンホール工の施工については、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。	8	1	10	5	1	1	1	受注者は、集水樹及びマンホール工の施工については、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。	
8	1	10	5	2	1	2	請負者は、集水樹及びマンホール工の施工については、小型水路工との接続部は漏水が生じないように施工しなければならない。	8	1	10	5	2	1	2	受注者は、集水樹及びマンホール工の施工については、小型水路工との接続部は漏水が生じないように施工しなければならない。	
8	1	10	5	3	1	3	請負者は、集水樹及びマンホール工の施工について、路面との高さ調整が必要な場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	1	10	5	3	1	3	受注者は、集水樹及びマンホール工の施工について、路面との高さ調整が必要な場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
8	1	10	5	4	1	4	請負者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工しなければならない。	8	1	10	5	4	1	4	受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工しなければならない。	
8	1	10	6	0	1	1 - 10 - 6	地下排水工	8	1	10	6	0	1	1 - 10 - 6	地下排水工	
8	1	10	6	1	1	1	請負者は、地下排水工の施工については、設計図書で示された位置に施工しなければならない。なお、新たに地下水脈を発見した場合は、直ちに監督職員に連絡し、その対策について監督職員の指示によらなければならない。	8	1	10	6	1	1	1	受注者は、地下排水工の施工については、設計図書で示された位置に施工しなければならない。なお、新たに地下水脈を発見した場合は、直ちに監督職員に連絡し、その対策について監督職員の指示によらなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等														
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
8	1	10	6	2	1	2.						2.														
						請負者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。																				
8	1	10	7	0	1	1 - 10 - 7	場所打水路工	8	1	10	7	0	1	1 - 10 - 7	場所打水路工											
8	1	10	7	1	1	1.	請負者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	8	1	10	7	1	1	1.	受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。											
8	1	10	7	2	1	2.	請負者は、側溝蓋の設置については、路面または水路との段差が生じないように施工しなければならない。	8	1	10	7	2	1	2.	受注者は、側溝蓋の設置については、路面または水路との段差が生じないように施工しなければならない。											
8	1	10	7	3	1	3.	請負者は、柵渠の施工については、くい、板、かさ石及びはりに隙間が生じないように注意して施工しなければならない。	8	1	10	7	3	1	3.	受注者は、柵渠の施工については、くい、板、かさ石及びはりに隙間が生じないように注意して施工しなければならない。											
8	1	10	8	0	1	1 - 10 - 8	排水工（小段排水・縦排水）	8	1	10	8	0	1	1 - 10 - 8	排水工（小段排水・縦排水）											
8	1	10	8	1	1	1.	請負者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	8	1	10	8	1	1	1.	受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。											
8	1	10	8	2	1	2.	請負者は、U型側溝の縦目地の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。	8	1	10	8	2	1	2.	受注者は、U型側溝の縦目地の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。											
8	1	11	0	0	1	第11節	落石雪害防止工	8	1	11	0	0	1	第11節	落石雪害防止工											
8	1	11	1	0	1	1 - 11 - 1	一般事項	8	1	11	1	0	1	1 - 11 - 1	一般事項											
8	1	11	1	1	1	1.	本節は、落石雪害防止工として作業土工、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。	8	1	11	1	1	1	1.	本節は、落石雪害防止工として作業土工（床掘り・埋戻し）、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。											
8	1	11	1	2	1	2.	請負者は、落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちに監督職員に連絡しなければならない。	8	1	11	1	2	1	2.	受注者は、落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちに監督職員に連絡しなければならない。											
8	1	11	1	3	1	3.	請負者は、工事着手前及び工事中に設計図書に示すほかに、当該斜面内において新たな落石箇所を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員の指示を受けなければならない。	8	1	11	1	3	1	3.	受注者は、工事着手前及び工事中に設計図書に示すほかに、当該斜面内において新たな落石箇所を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員の指示を受けなければならない。											
8	1	11	2	0	1	1 - 11 - 2	材 料	8	1	11	2	0	1	1 - 11 - 2	材 料											
8	1	11	2	0	2		請負者は、落石雪害防止工の施工に使用する材料で、設計図書に記載のないものについては、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	1	11	2	0	2		受注者は、落石雪害防止工の施工に使用する材料で、設計図書に記載のないものについては、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。											
8	1	11	3	0	1	1 - 11 - 3	作業土工（床掘り・埋戻し）	8	1	11	3	0	1	1 - 11 - 3	作業土工（床掘り・埋戻し）											
8	1	11	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工の規定による。	8	1	11	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。											

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	1	11	4	0	1	1 - 11 - 4	落石防止網工	8	1	11	4	0	1	1 - 11 - 4	落石防止網工	
8	1	11	4	1	1	1	請負者は、落石防止網工の施工については、アンカーピンの打込みが岩盤で不可能な場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	1	11	4	1	1	1	受注者は、落石防止網工の施工については、アンカーピンの打込みが岩盤で不可能な場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	1	11	4	2	1	2	請負者は、現地の状況により、設計図書に示された設置方法により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	1	11	4	2	1	2	受注者は、現地の状況により、設計図書に示された設置方法により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	1	11	5	0	1	1 - 11 - 5	落石防護柵工	8	1	11	5	0	1	1 - 11 - 5	落石防護柵工	
8	1	11	5	1	1	1	請負者は、落石防護柵工の支柱基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう定着しなければならない。	8	1	11	5	1	1	1	受注者は、落石防護柵工の支柱基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう定着しなければならない。	
8	1	11	5	2	1	2	請負者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	8	1	11	5	2	1	2	受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。	
8	1	11	5	3	1	3	請負者は、H鋼式の緩衝材設置にあたっては、設計図書に基づき設置しなければならない。	8	1	11	5	3	1	3	受注者は、H鋼式の緩衝材設置にあたっては、設計図書に基づき設置しなければならない。	
8	1	11	6	0	1	1 - 11 - 6	防雪柵工	8	1	11	6	0	1	1 - 11 - 6	防雪柵工	
8	1	11	6	1	1	1	請負者は、防雪柵のアンカー及び支柱基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう固定しなければならない。	8	1	11	6	1	1	1	受注者は、防雪柵のアンカー及び支柱基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう固定しなければならない。	
8	1	11	6	2	1	2	請負者は、吹溜式防雪柵及び吹払式防雪柵（仮設式）の施工については、控ワイヤロープは支柱及びアンカーと連結し、固定しなければならない。	8	1	11	6	2	1	2	受注者は、吹溜式防雪柵及び吹払式防雪柵（仮設式）の施工については、控ワイヤロープは支柱及びアンカーと連結し、固定しなければならない。	
8	1	11	6	3	1	3	請負者は、吹払式防雪柵（固定式）の施工については、コンクリート基礎と支柱及び控柱は転倒しないよう固定しなければならない。	8	1	11	6	3	1	3	受注者は、吹払式防雪柵（固定式）の施工については、コンクリート基礎と支柱及び控柱は転倒しないよう固定しなければならない。	
8	1	11	6	4	1	4	請負者は、雪崩予防柵のバーの設置にあたっては、バーの間隙から雪が抜け落ちないようにバーを設置しなければならない。	8	1	11	6	4	1	4	受注者は、雪崩予防柵のバーの設置にあたっては、バーの間隙から雪が抜け落ちないようにバーを設置しなければならない。	
8	1	11	7	0	1	1 - 11 - 7	雪崩予防柵工	8	1	11	7	0	1	1 - 11 - 7	雪崩予防柵工	
8	1	11	7	1	1	1	請負者は、雪崩予防柵の固定アンカー及びコンクリート基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう固定しなければならない。	8	1	11	7	1	1	1	受注者は、雪崩予防柵の固定アンカー及びコンクリート基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう固定しなければならない。	
8	1	11	7	2	1	2	請負者は、雪崩予防柵とコンクリート基礎との固定は、雪崩による衝撃に耐えるよう堅固にしなければならない。	8	1	11	7	2	1	2	受注者は、雪崩予防柵とコンクリート基礎との固定は、雪崩による衝撃に耐えるよう堅固にしなければならない。	
8	1	11	7	3	1	3	請負者は、雪崩予防柵と固定アンカーとをワイヤで連結を行う場合は、雪崩による変形を生じないよう緊張し施工しなければならない。	8	1	11	7	3	1	3	受注者は、雪崩予防柵と固定アンカーとをワイヤで連結を行う場合は、雪崩による変形を生じないよう緊張し施工しなければならない。	
8	1	11	7	4	1	4	請負者は、雪崩予防柵のバーの設置にあたっては、バーの間隙から雪が抜け落ちないようにバーを設置しなければならない。	8	1	11	7	4	1	4	受注者は、雪崩予防柵のバーの設置にあたっては、バーの間隙から雪が抜け落ちないようにバーを設置しなければならない。	
8	1	12	0	0	1	第12節	遮音壁工	8	1	12	0	0	1	第12節	遮音壁工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	1	12	1	0	1	1 - 12 - 1	一般事項	8	1	12	1	0	1	1 - 12 - 1	一般事項	
8	1	12	1	1	1	1	本節は、遮音壁工として作業土工、遮音壁基礎工、遮音壁本体工その他これらに類する工種について定める。	8	1	12	1	1	1	1	本節は、遮音壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、遮音壁基礎工、遮音壁本体工その他これらに類する工種について定める。	
8	1	12	1	2	1	2	請負者は、遮音壁工の設置にあたっては、遮音効果が図れるように設置しなければならない。	8	1	12	1	2	1	2	受注者は、遮音壁工の設置にあたっては、遮音効果が図れるように設置しなければならない。	
8	1	12	2	0	1	1 - 12 - 2	材 料	8	1	12	2	0	1	1 - 12 - 2	材 料	
8	1	12	2	1	1	1	遮音壁に使用する吸音パネルは、設計図書に明示したものを除き、本条によるものとする。	8	1	12	2	1	1	1	遮音壁に使用する吸音パネルは、設計図書に明示したものを除き、本条によるものとする。	
8	1	12	2	2	1	2	前面板（音源側）の材料は、JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に規定するアルミニウム合金 A5052P または、これと同等以上の品質を有するものとする。	8	1	12	2	2	1	2	前面板（音源側）の材料は、JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に規定するアルミニウム合金 A5052P または、これと同等以上の品質を有するものとする。	
8	1	12	2	3	1	3	背面板（受音板）の材料は、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SPG 3S または、これと同等以上の品質を有するものとする。	8	1	12	2	3	1	3	背面板（受音板）の材料は、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SPG 3S または、これと同等以上の品質を有するものとする。	
8	1	12	2	4	1	4	吸音材の材料は、JIS A 6301（吸音材料）に規定するグラスウール吸音ボード 2号32Kまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。	8	1	12	2	4	1	4	吸音材の材料は、JIS A 6301（吸音材料）に規定するグラスウール吸音ボード 2号32Kまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。	
8	1	12	2	5	1	5	請負者は、遮音壁付属物に使用する材料は、設計図書に明示したものとし、これ以外については設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	1	12	2	5	1	5	受注者は、遮音壁付属物に使用する材料は、設計図書に明示したものとし、これ以外については設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	1	12	3	0	1	1 - 12 - 3	作業土工（床掘り・埋戻し）	8	1	12	3	0	1	1 - 12 - 3	作業土工（床掘り・埋戻し）	
8	1	12	3	0	2		作業土工の施工については、第3編 2 - 3 - 3 作業土工の規定による。	8	1	12	3	0	2		作業土工の施工については、第3編 2 - 3 - 3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	
8	1	12	4	0	1	1 - 12 - 4	遮音壁基礎工	8	1	12	4	0	1	1 - 12 - 4	遮音壁基礎工	
8	1	12	4	0	2		請負者は、支柱アンカーボルトの設置について、設計図書によるものとし、これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	1	12	4	0	2		受注者は、支柱アンカーボルトの設置について、設計図書によるものとし、これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
8	1	12	5	0	1	1 - 12 - 5	遮音壁本体工	8	1	12	5	0	1	1 - 12 - 5	遮音壁本体工	
8	1	12	5	1	1	1	遮音壁本体の支柱の施工については、支柱間隔について、設計図書によるものとし、ずれ、ねじれ、倒れ、天端の不揃いがないように設置しなければならない。	8	1	12	5	1	1	1	遮音壁本体の支柱の施工については、支柱間隔について、設計図書によるものとし、ずれ、ねじれ、倒れ、天端の不揃いがないように設置しなければならない。	
8	1	12	5	2	1	2	請負者は、遮音壁付属物の施工については、水切板、クッションゴム、落下防止策、下段パネル、外装板の各部材は、ずれが生じないように注意して施工しなければならない。	8	1	12	5	2	1	2	受注者は、遮音壁付属物の施工については、水切板、クッションゴム、落下防止策、下段パネル、外装板の各部材は、ずれが生じないように注意して施工しなければならない。	
8	2	0	0	0	1	第2章	舗装	8	2	0	0	0	1	第2章	舗装	
8	2	1	0	0	1	第1節	適 用	8	2	1	0	0	1	第1節	適 用	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
8	2	1	0	1	1	1	8	2	1	0	1	1	8	2	1	0	1	1		
						1 .													1 .	本章は、道路工事における道路土工、地盤改良工、舗装工、排水構造物工、縁石工、踏掛版工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、橋梁付属物工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。
8	2	1	0	2	1	2 .	8	2	1	0	2	1	8	2	1	0	2	1	2 .	道路土工、地盤改良工、仮設工は、第1編第2章第4節道路土工、第3編第2章第7節地盤改良工及び第10節仮設工の規定による。
8	2	1	0	3	1	3 .	8	2	1	0	3	1	8	2	1	0	3	1	3 .	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。
8	2	2	0	0	1	第2節	8	2	2	0	0	1	8	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
8	2	2	0	0	2		8	2	2	0	0	2	8	2	2	0	0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
8	2	2	0	0	3		8	2	2	0	0	3	8	2	2	0	0	3		日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月)
8	2	2	0	0	4		8	2	2	0	0	4	8	2	2	0	0	4		日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)
8	2	2	0	0	5		8	2	2	0	0	5	8	2	2	0	0	5		日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (昭和63年12月)
8	2	2	0	0	6		8	2	2	0	0	6	8	2	2	0	0	6		日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年12月)
8	2	2	0	0	7		8	2	2	0	0	7	8	2	2	0	0	7		日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)
8	2	2	0	0	8		8	2	2	0	0	8	8	2	2	0	0	8		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)
8	2	2	0	0	9		8	2	2	0	0	9	8	2	2	0	0	9		日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月)
8	2	2	0	0	10		8	2	2	0	0	10	8	2	2	0	0	10		日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月)
8	2	2	0	0	11		8	2	2	0	0	11	8	2	2	0	0	11		国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成16年3月)
8	2	2	0	0	12		8	2	2	0	0	12	8	2	2	0	0	12		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)
8	2	2	0	0	13		8	2	2	0	0	13	8	2	2	0	0	13		日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)
8	2	2	0	0	14		8	2	2	0	0	14	8	2	2	0	0	14		日本道路協会 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説 (昭和60年9月)

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
8	2	2	0	0	15		8	2	2	0	0	15		8	2	2	0	0	15	日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月)
8	2	2	0	0	16		8	2	2	0	0	16		8	2	2	0	0	16	建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年7月)
8	2	2	0	0	17		8	2	2	0	0	17		8	2	2	0	0	17	日本道路協会 アスファルト混合所便覧 (平成8年度版) (平成8年10月)
8	2	2	0	0	19		8	2	2	0	0	19		8	2	2	0	0	19	日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)
8	2	2	0	0	20		8	2	2	0	0	20		8	2	2	0	0	20	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)
8	2	2	0	0	21		8	2	2	0	0	21		8	2	2	0	0	21	日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)
8	2	2	0	0	22		8	2	2	0	0	22		8	2	2	0	0	22	日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)
8	2	2	0	0	23		8	2	2	0	0	23		8	2	2	0	0	23	土木学会 舗装標準示方書 (平成19年3月)
8	2	3	0	0	1	第3節	8	2	3	0	0	1	第3節	8	2	3	0	0	1	地盤改良工
8	2	3	1	0	1	2-3-1	8	2	3	1	0	1	2-3-1	8	2	3	1	0	1	一般事項
8	2	3	1	1	2		8	2	3	1	1	2		8	2	3	1	1	2	本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工その他これらに類する工種について定める。
8	2	3	2	0	1	2-3-2	8	2	3	2	0	1	2-3-2	8	2	3	2	0	1	路床安定処理工
8	2	3	2	1	2		8	2	3	2	1	2		8	2	3	2	1	2	路床安定処理工の施工については、第3編2-7-2路床安定処理工の規定による。
8	2	3	3	0	1	2-3-3	8	2	3	3	0	1	2-3-3	8	2	3	3	0	1	置換工
8	2	3	3	1	2		8	2	3	3	1	2		8	2	3	3	1	2	置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定による。
8	2	4	0	0	1	第4節	8	2	4	0	0	1	第4節	8	2	4	0	0	1	舗装工
8	2	4	1	0	1	2-4-1	8	2	4	1	0	1	2-4-1	8	2	4	1	0	1	一般事項
8	2	4	1	1	1	1.	8	2	4	1	1	1	1.	8	2	4	1	1	1	本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工その他これらに類する工種について定める。
8	2	4	1	2	1	2.	8	2	4	1	2	1	2.	8	2	4	1	2	1	本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工その他これらに類する工種について定める。
8	2	4	1	2	1	2.	8	2	4	1	2	1	2.	8	2	4	1	2	1	本節は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の規定に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
8	2	4	1	3	1	3.	8	2	4	1	3	1	3.	8	2	4	1	3	1	本節は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)の規定に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
8	2	4	1	3	1	3.	8	2	4	1	3	1	3.	8	2	4	1	3	1	本節は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
8	2	4	1	5	1	4.	8	2	4	1	5	1	4.	8	2	4	1	5	1	本節は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。
8	2	4	2	0	1	2-4-2	8	2	4	2	0	1	2-4-2	8	2	4	2	0	1	材料

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	2	4	2	1	1		舗装工で使用する材料については、第3編2-6-2材料の規定による。	8	2	4	2	1	1		舗装工で使用する材料については、第3編2-6-2材料の規定による。	
8	2	4	3	0	1	2-4-3	舗装準備工	8	2	4	3	0	1	2-4-3	舗装準備工	
8	2	4	3	0	2		舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備工の規定による。	8	2	4	3	0	2		舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備工の規定による。	
8	2	4	4	0	1	2-4-4	橋面防水工	8	2	4	4	0	1	2-4-4	橋面防水工	
8	2	4	4	1	1		橋面防水工の施工については、第3編2-6-6橋面防水工の規定による。	8	2	4	4	1	1		橋面防水工の施工については、第3編2-6-6橋面防水工の規定による。	
8	2	4	5	0	1	2-4-5	アスファルト舗装工	8	2	4	5	0	1	2-4-5	アスファルト舗装工	
8	2	4	5	0	2		アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。	8	2	4	5	0	2		アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。	
8	2	4	6	0	1	2-4-6	半たわみ性舗装工	8	2	4	6	0	1	2-4-6	半たわみ性舗装工	
8	2	4	6	1	1		半たわみ性舗装工の施工については、第3編2-6-8半たわみ性舗装工の規定による。	8	2	4	6	1	1		半たわみ性舗装工の施工については、第3編2-6-8半たわみ性舗装工の規定による。	
8	2	4	7	0	1	2-4-7	排水性舗装工	8	2	4	7	0	1	2-4-7	排水性舗装工	
8	2	4	7	1	1		排水性舗装工の施工については、第3編2-6-9排水性舗装工の規定による。	8	2	4	7	1	1		排水性舗装工の施工については、第3編2-6-9排水性舗装工の規定による。	
8	2	4	8	0	1	2-4-8	透水性舗装工	8	2	4	8	0	1	2-4-8	透水性舗装工	
8	2	4	8	1	1		透水性舗装工の施工については、第3編2-6-10透水性舗装工の規定による。	8	2	4	8	1	1		透水性舗装工の施工については、第3編2-6-10透水性舗装工の規定による。	
8	2	4	9	0	1	2-4-9	ゲースアスファルト舗装工	8	2	4	9	0	1	2-4-9	ゲースアスファルト舗装工	
8	2	4	9	1	1		ゲースアスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-11ゲースアスファルト舗装工の規定による。	8	2	4	9	1	1		ゲースアスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-11ゲースアスファルト舗装工の規定による。	
8	2	4	10	0	1	2-4-10	コンクリート舗装工	8	2	4	10	0	1	2-4-10	コンクリート舗装工	
8	2	4	10	1	1	1.	コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。	8	2	4	10	1	1	1.	コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。	
8	2	4	10	2	1	2.	現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	2	4	10	2	1	2.	現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
8	2	4	10	3	1	3.	粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホーキ等で行うものとする。	8	2	4	10	3	1	3.	粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホーキ等で行うものとする。	
8	2	4	10	4	1	4.	初期養生において、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。	8	2	4	10	4	1	4.	初期養生において、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。	
8	2	4	10	5	1	5.	目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ（路肩側低弾性タイプ）を使用するものとする。	8	2	4	10	5	1	5.	目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ（路肩側低弾性タイプ）を使用するものとする。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	2	4	10	6	1		6 . 横収縮目地はダウエルバーを用いたダミー目地を標準とし、目地間隔は、表2-1を標準とする。縦目地の設置は、2車線幅員で同一横断勾配の場合には、できるだけ2車線を同時舗設し、縦目地位置に径22mm、長さ1mのタイバーを使ったダミー目地を設ける。やむを得ず車線ごとに舗設する場合は、径22mm、長さ1mのネジ付きタイバーを使った突き合わせ目地とする。	8	2	4	10	6	1		6 . 横収縮目地はダウエルバーを用いたダミー目地を標準とし、目地間隔は、表2-1を標準とする。縦目地の設置は、2車線幅員で同一横断勾配の場合には、できるだけ2車線を同時舗設し、縦目地位置に径22mm、長さ1mのタイバーを使ったダミー目地を設ける。やむを得ず車線ごとに舗設する場合は、径22mm、長さ1mのネジ付きタイバーを使った突き合わせ目地とする。	
8	2	4	10	6	2		表2-1 横収縮目地間隔	8	2	4	10	6	2		表2-1 横収縮目地間隔	
8	2	4	11	0	1	2-4-11	薄層カラー舗装工	8	2	4	11	0	1	2-4-11	薄層カラー舗装工	
8	2	4	11	0	2		薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。	8	2	4	11	0	2		薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。	
8	2	4	12	0	1	2-4-12	ブロック舗装工	8	2	4	12	0	1	2-4-12	ブロック舗装工	
8	2	4	12	0	2		ブロック舗装工の施工については、第3編2-6-14ブロック舗装工の規定による。	8	2	4	12	0	2		ブロック舗装工の施工については、第3編2-6-14ブロック舗装工の規定による。	
8	2	5	0	0	1	第5節	排水構造物工（路面排水工）	8	2	5	0	0	1	第5節	排水構造物工（路面排水工）	
8	2	5	1	0	1	2-5-1	一般事項	8	2	5	1	0	1	2-5-1	一般事項	
8	2	5	1	1	1	1 .	本節は、排水構造物工（路面排水工）として、作業土工、側溝工、管渠工、集水樹（街渠樹）・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工（小段排水・縦排水）、排水性舗装用路肩排水工その他これらに類する工種について定める。	8	2	5	1	1	1	1 .	本節は、排水構造物工（路面排水工）として、作業土工（ 床掘り・埋戻し ）、側溝工、管渠工、集水樹（街渠樹）・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工（小段排水・縦排水）、排水性舗装用路肩排水工その他これらに類する工種について定める。	
8	2	5	1	2	1	2 .	排水構造物工（路面排水工）の施工については、道路土工要綱の排水施設の施工の規定及び本編2-5-3側溝工、2-5-5集水樹（街渠樹）・マンホール工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	2	5	1	2	1	2 .	排水構造物工（路面排水工）の施工については、道路土工要綱の排水施設の施工の規定及び本編2-5-3側溝工、2-5-5集水樹（街渠樹）・マンホール工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	2	5	2	0	1	2-5-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	8	2	5	2	0	1	2-5-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	
8	2	5	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	8	2	5	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	
8	2	5	3	0	1	2-5-3	側溝工	8	2	5	3	0	1	2-5-3	側溝工	
8	2	5	3	1	1	1 .	請負者 は、L型側溝またはL0型側溝、プレキャストU型側溝の設置については、設計図書に示す勾配で下流側または、低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。	8	2	5	3	1	1	1 .	受注者 は、L型側溝またはL0型側溝、プレキャストU型側溝の設置については、設計図書に示す勾配で下流側または、低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。	
8	2	5	3	2	1	2 .	請負者 は、L型側溝及びL0型側溝、プレキャストU型側溝のコンクリート製品の接合部について、取付部は、特に指定しない限り、セメントと砂の比が1：3の配合のモルタル等を用い、漏水のないように入念に施工しなければならない。	8	2	5	3	2	1	2 .	受注者 は、L型側溝及びL0型側溝、プレキャストU型側溝のコンクリート製品の接合部について、取付部は、特に指定しない限り、セメントと砂の比が1：3の配合のモルタル等を用い、漏水のないように入念に施工しなければならない。	
8	2	5	3	3	1	3 .	請負者 は、側溝蓋の施工にあたって材料が破損しないよう丁寧に施工しなければならない。	8	2	5	3	3	1	3 .	受注者 は、側溝蓋の施工にあたって材料が破損しないよう丁寧に施工しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由				
8	2	5	4	0	1	2 - 5 - 4	8	2	5	4	0	1	2 - 5 - 4	8	2	5	4	0	1	管渠工	管渠工	
8	2	5	4	1	1	1.	8	2	5	4	1	1	1.	8	2	5	4	1	1	管渠の設置については、第8編2 - 5 - 3側溝工の規定による。	管渠の設置については、第8編2 - 5 - 3側溝工の規定による。	
8	2	5	4	2	1	2.	8	2	5	4	2	1	2.	8	2	5	4	2	1	請負者は、管渠のコンクリート製品の接合部については、第8編2 - 5 - 3側溝工の規定による。	受注者は、管渠のコンクリート製品の接合部については、第8編2 - 5 - 3側溝工の規定による。	
8	2	5	4	3	1	3.	8	2	5	4	3	1	3.	8	2	5	4	3	1	請負者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。	受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。	
8	2	5	5	0	1	2 - 5 - 5	8	2	5	5	0	1	2 - 5 - 5	8	2	5	5	0	1	集水樹（街渠樹）・マンホール工	集水樹（街渠樹）・マンホール工	
8	2	5	5	1	1	1.	8	2	5	5	1	1	1.	8	2	5	5	1	1	請負者は、街渠樹の施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。	受注者は、街渠樹の施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。	
8	2	5	5	2	1	2.	8	2	5	5	2	1	2.	8	2	5	5	2	1	請負者は、街渠樹及びマンホール工の施工にあたっては、管渠等との接合部において、特に指定しない限りセメントと砂の比が1：3の配合のモルタル等を用いて漏水の生じないように施工しなければならない。	受注者は、街渠樹及びマンホール工の施工にあたっては、管渠等との接合部において、特に指定しない限りセメントと砂の比が1：3の配合のモルタル等を用いて漏水の生じないように施工しなければならない。	
8	2	5	5	3	1	3.	8	2	5	5	3	1	3.	8	2	5	5	3	1	請負者は、マンホール工の施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。	受注者は、マンホール工の施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。	
8	2	5	5	4	1	4.	8	2	5	5	4	1	4.	8	2	5	5	4	1	請負者は、蓋の施工にあたっては、蓋のずれ、跳ね上がり、浮き上がり等のないようにしなければならない。	受注者は、蓋の施工にあたっては、蓋のずれ、跳ね上がり、浮き上がり等のないようにしなければならない。	
8	2	5	6	0	1	2 - 5 - 6	8	2	5	6	0	1	2 - 5 - 6	8	2	5	6	0	1	地下排水工	地下排水工	
8	2	5	6	0	2		8	2	5	6	0	2		8	2	5	6	0	2	地下排水工の施工については、第8編1 - 10 - 6地下排水工の規定による。	地下排水工の施工については、第8編1 - 10 - 6地下排水工の規定による。	
8	2	5	7	0	1	2 - 5 - 7	8	2	5	7	0	1	2 - 5 - 7	8	2	5	7	0	1	場所打水路工	場所打水路工	
8	2	5	7	0	2		8	2	5	7	0	2		8	2	5	7	0	2	場所打水路工の施工については、第8編1 - 10 - 7場所打水路工の規定による。	場所打水路工の施工については、第8編1 - 10 - 7場所打水路工の規定による。	
8	2	5	8	0	1	2 - 5 - 8	8	2	5	8	0	1	2 - 5 - 8	8	2	5	8	0	1	排水工（小段排水・縦排水）	排水工（小段排水・縦排水）	
8	2	5	8	0	2		8	2	5	8	0	2		8	2	5	8	0	2	排水工（小段排水・縦排水）の施工については、第8編1 - 10 - 8排水工（小段排水・縦排水）の規定による。	排水工（小段排水・縦排水）の施工については、第8編1 - 10 - 8排水工（小段排水・縦排水）の規定による。	
8	2	5	9	0	1	2 - 5 - 9	8	2	5	9	0	1	2 - 5 - 9	8	2	5	9	0	1	排水性舗装用路肩排水工	排水性舗装用路肩排水工	
8	2	5	9	1	1	1.	8	2	5	9	1	1	1.	8	2	5	9	1	1	請負者は、排水性舗装用路肩排水工の施工にあたって底面は滑らかで不陸を生じないように施工するものとする。	受注者は、排水性舗装用路肩排水工の施工にあたって底面は滑らかで不陸を生じないように施工するものとする。	
8	2	5	9	2	1	2.	8	2	5	9	2	1	2.	8	2	5	9	2	1	請負者は、排水性舗装用路肩排水工の集水管の施工にあたっては浮き上がり防止措置を講ずるものとする。	受注者は、排水性舗装用路肩排水工の集水管の施工にあたっては浮き上がり防止措置を講ずるものとする。	
8	2	6	0	0	1	第6節	8	2	6	0	0	1	第6節	8	2	6	0	0	1	縁石工	縁石工	
8	2	6	1	0	1	2 - 6 - 1	8	2	6	1	0	1	2 - 6 - 1	8	2	6	1	0	1	一般事項	一般事項	
8	2	6	1	1	1	1.	8	2	6	1	1	1	1.	8	2	6	1	1	1	本節は、縁石工として作業土工、縁石工その他これらに類する工種について定める。	本節は、縁石工として作業土工（床掘り・埋戻し）、縁石工その他これらに類する工種について定める。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	2	6	1	2	1	2	請負者は、縁石工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	2	6	1	2	1	2	受注者は、縁石工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	2	6	1	3	1	3	請負者は、縁石工の施工にあたって、「道路土工・盛土工指針」（日本道路協会、平成22年4月）の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	2	6	1	3	1	3	受注者は、縁石工の施工にあたって、「道路土工・盛土工指針」（日本道路協会、平成22年4月）の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	2	6	2	0	1	2-6-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	8	2	6	2	0	1	2-6-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	
8	2	6	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	8	2	6	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	
8	2	6	3	0	1	2-6-3	縁石工	8	2	6	3	0	1	2-6-3	縁石工	
8	2	6	3	0	2		縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定による。	8	2	6	3	0	2		縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定による。	
8	2	7	0	0	1	第7節	踏掛版工	8	2	7	0	0	1	第7節	踏掛版工	
8	2	7	1	0	1	2-7-1	一般事項	8	2	7	1	0	1	2-7-1	一般事項	
8	2	7	1	1	1	1	本節は、踏掛版工として作業土工、踏掛版工その他これらに類する工種について定める。	8	2	7	1	1	1	1	本節は、踏掛版工として作業土工（床掘り・埋戻し）、踏掛版工その他これらに類する工種について定める。	
8	2	7	1	2	1	2	請負者は、踏掛版工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	2	7	1	2	1	2	受注者は、踏掛版工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	2	7	1	3	1	3	請負者は、踏掛版工の施工については、「道路土工・盛土工指針」（日本道路協会、平成22年4月）の踏掛版及び施工の規定、第8編2-7-4踏掛版工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	2	7	1	3	1	3	受注者は、踏掛版工の施工については、「道路土工・盛土工指針」（日本道路協会、平成22年4月）の踏掛版及び施工の規定、第8編2-7-4踏掛版工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	2	7	2	0	1	2-7-2	材 料	8	2	7	2	0	1	2-7-2	材 料	
8	2	7	2	1	1	1	踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の規定による。	8	2	7	2	1	1	1	踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の規定による。	
8	2	7	2	2	1	2	踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、設計図書によらなければならない。	8	2	7	2	2	1	2	踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、設計図書によらなければならない。	
8	2	7	3	0	1	2-7-3	作業土工（床掘り・埋戻し）	8	2	7	3	0	1	2-7-3	作業土工（床掘り・埋戻し）	
8	2	7	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	8	2	7	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	
8	2	7	4	0	1	2-7-4	踏掛版工	8	2	7	4	0	1	2-7-4	踏掛版工	
8	2	7	4	1	1	1	床掘り・埋戻しを行う場合は、第3編2-3-3作業土工の規定による。	8	2	7	4	1	1	1	床掘り・埋戻しを行う場合は、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	
8	2	7	4	2	1	2	踏掛版の施工にあたり、縦目地及び横目地の設置については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。	8	2	7	4	2	1	2	踏掛版の施工にあたり、縦目地及び横目地の設置については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。	
8	2	7	4	3	1	3	請負者は、ラバーシューの設置にあたり、既設構造物と一体となるように設置しなければならない。	8	2	7	4	3	1	3	受注者は、ラバーシューの設置にあたり、既設構造物と一体となるように設置しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	2	7	4	4	1	4	請負者は、アンカーボルトの設置にあたり、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。	8	2	7	4	4	1	4	受注者は、アンカーボルトの設置にあたり、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。	
8	2	8	0	0	1	第8節	防護柵工	8	2	8	0	0	1	第8節	防護柵工	
8	2	8	1	0	1	2-8-1	一般事項	8	2	8	1	0	1	2-8-1	一般事項	
8	2	8	1	1	1	1	本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。	8	2	8	1	1	1	1	本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工(床掘り・埋戻し)、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。	
8	2	8	1	2	1	2	請負者は、防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	2	8	1	2	1	2	受注者は、防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	2	8	1	3	1	3	請負者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1.施工の規定」(日本道路協会、平成20年1月改訂)、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定および第3編2-3-8路側防護柵工、2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	2	8	1	3	1	3	受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1.施工の規定」(日本道路協会、平成20年1月改訂)、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定および第3編2-3-8路側防護柵工、2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	2	8	2	0	1	2-8-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	2	8	2	0	1	2-8-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
8	2	8	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	8	2	8	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
8	2	8	3	0	1	2-8-3	路側防護柵工	8	2	8	3	0	1	2-8-3	路側防護柵工	
8	2	8	3	1	1	1	路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。	8	2	8	3	1	1	1	路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。	
8	2	8	3	2	1	2	請負者は、防護柵に視線誘導標を取り付ける場合は、「視線誘導標設置基準・同解説」(日本道路協会、昭和59年10月)により取付ける。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。防護柵の規格は、設計図書によらなければならない。	8	2	8	3	2	1	2	受注者は、防護柵に視線誘導標を取り付ける場合は、「視線誘導標設置基準・同解説」(日本道路協会、昭和59年10月)により取付ける。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。防護柵の規格は、設計図書によらなければならない。	
8	2	8	4	0	1	2-8-4	防止柵工	8	2	8	4	0	1	2-8-4	防止柵工	
8	2	8	4	0	2		防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。	8	2	8	4	0	2		防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。	
8	2	8	5	0	1	2-8-5	ボックスビーム工	8	2	8	5	0	1	2-8-5	ボックスビーム工	
8	2	8	5	1	1	1	請負者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合請負者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。	8	2	8	5	1	1	1	受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。	
8	2	8	5	2	1	2	請負者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかなければならない。	8	2	8	5	2	1	2	受注者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
8	2	8	5	3	1	3	8	2	8	5	3	3	8	2	8	5	3	1	請負者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中にボックスビームを設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議して定めなければならない。	受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中にボックスビームを設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議して定めなければならない。
8	2	8	5	4	1	4	8	2	8	5	4	4	8	2	8	5	4	1	請負者は、ボックスビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。	受注者は、ボックスビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。
8	2	8	6	0	1	2 - 8 - 6	8	2	8	6	0	1	8	2	8	6	0	1	車止めポスト工	車止めポスト工
8	2	8	6	1	1	1	8	2	8	6	1	1	8	2	8	6	1	1	請負者は、車止めポストを設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合には、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	受注者は、車止めポストを設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合には、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
8	2	8	6	2	1	2	8	2	8	6	2	1	8	2	8	6	2	1	請負者は、車止めポストの施工にあたって、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。	受注者は、車止めポストの施工にあたって、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。
8	2	8	7	0	1	2 - 8 - 7	8	2	8	7	0	1	8	2	8	7	0	1	防護柵基礎工	防護柵基礎工
8	2	8	7	1	1	1	8	2	8	7	1	1	8	2	8	7	1	1	防護柵基礎工の施工については、第1編3章の無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	防護柵基礎工の施工については、第1編3章の無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
8	2	8	7	2	1	2	8	2	8	7	2	1	8	2	8	7	2	1	請負者は、防護柵基礎工の施工にあたっては、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。	受注者は、防護柵基礎工の施工にあたっては、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
8	2	9	0	0	1	第9節	8	2	9	0	0	1	8	2	9	0	0	1	標識工	標識工
8	2	9	1	0	1	2 - 9 - 1	8	2	9	1	0	1	8	2	9	1	0	1	一般事項	一般事項
8	2	9	1	1	1	1	8	2	9	1	1	1	8	2	9	1	1	1	本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。	本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。
8	2	9	1	2	1	2	8	2	9	1	2	1	8	2	9	1	2	1	請負者は、設計図書により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して、監督職員と協議しなければならない。	受注者は、設計図書により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して、監督職員と協議しなければならない。
8	2	9	1	3	1	3	8	2	9	1	3	1	8	2	9	1	3	1	請負者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」（日本道路協会、昭和62年1月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編2 - 3 - 6小型標識工の規定、2 - 3 - 3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定2 - 10 - 5土留・仮締切工の規定及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、平成16年8月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」（日本道路協会、昭和62年1月）の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編2 - 3 - 6小型標識工の規定、2 - 3 - 3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定2 - 10 - 5土留・仮締切工の規定及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、平成16年8月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
8	2	9	2	0	1	2 - 9 - 2	8	2	9	2	0	1	8	2	9	2	0	1	材 料	材 料
8	2	9	2	1	1	1	8	2	9	2	1	1	8	2	9	2	1	1	標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2 - 12 - 1道路標識の規定による。	標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2 - 12 - 1道路標識の規定による。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
8	2	9	2	2	1	2	8	2	9	2	2	2	8	2	9	2	2	1	標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用さび止めペイント）からJIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するものを用いるものとする。
8	2	9	2	3	1	3	8	2	9	2	3	1	8	2	9	2	3	1	標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管ぐい）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合する。
8	2	9	2	4	1	4	8	2	9	2	4	1	8	2	9	2	4	1	請負者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。
8	2	9	2	5	1	5	8	2	9	2	5	1	8	2	9	2	5	1	請負者は、標識板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。
8	2	9	2	6	1	6	8	2	9	2	6	1	8	2	9	2	6	1	請負者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
8	2	9	3	0	1	2-9-3	8	2	9	3	0	1	8	2	9	3	0	1	小型標識工
8	2	9	3	0	2		8	2	9	3	0	2	8	2	9	3	0	2	小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。
8	2	9	4	0	1	2-9-4	8	2	9	4	0	1	8	2	9	4	0	1	大型標識工
8	2	9	4	0	2		8	2	9	4	0	2	8	2	9	4	0	2	請負者は、支柱建て込みについては、標示板の向き、角度、標示板との支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。
8	2	10	0	0	1	第10節	8	2	10	0	0	1	8	2	10	0	0	1	区画線工
8	2	10	1	0	1	2-10-1	8	2	10	1	0	1	8	2	10	1	0	1	一般事項
8	2	10	1	1	1	1	8	2	10	1	1	1	8	2	10	1	1	1	本節は、区画線工として、区画線工その他これらに類する工種について定める。
8	2	10	1	2	1	2	8	2	10	1	2	1	8	2	10	1	2	1	請負者は、区画線工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
8	2	10	1	3	1	3	8	2	10	1	3	1	8	2	10	1	3	1	請負者は、区画線工の施工にあたって、道路標識・区画線及び道路表示に関する命令、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、および第3編2-3-9区画線工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
8	2	10	2	0	1	2-10-2	8	2	10	2	0	1	8	2	10	2	0	1	区画線工
8	2	10	2	1	1	1	8	2	10	2	1	1	8	2	10	2	1	1	区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の規定による。
8	2	10	2	2	1	2	8	2	10	2	2	1	8	2	10	2	2	1	区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により施工する。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	2	10	2	3	1	3	路面表示の抹消にあたっては、既設表示を何らかの乳剤で塗りつぶす工法を取ってはならない。	8	2	10	2	3	1	3	路面表示の抹消にあたっては、既設表示を何らかの乳剤で塗りつぶす工法を取ってはならない。	
8	2	10	2	4	1	4	ペイント式（常温式）に使用するシンナーの使用量は10%以下とする。	8	2	10	2	4	1	4	ペイント式（常温式）に使用するシンナーの使用量は10%以下とする。	
8	2	11	0	0	1	第11節	道路植栽工	8	2	11	0	0	1	第11節	道路植栽工	
8	2	11	1	0	1	2 - 11 - 1	一般事項	8	2	11	1	0	1	2 - 11 - 1	一般事項	
8	2	11	1	1	1	1	本節は、道路植栽工として、道路植栽工その他これらに類する工種について定めるものとする。	8	2	11	1	1	1	1	本節は、道路植栽工として、道路植栽工その他これらに類する工種について定めるものとする。	
8	2	11	1	2	1	2	請負者 は、道路植栽工の施工にあたり、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	2	11	1	2	1	2	受注者 は、道路植栽工の施工にあたり、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	2	11	1	3	1	3	請負者 は、道路植栽工の施工については、「道路緑化技術基準・同解説第4章設計・施工」（日本道路協会、昭和63年12月）の規定、「道路土工要綱」（日本道路協会、平成21年6月）の規定および本編2 - 11 - 3道路植栽工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	2	11	1	3	1	3	受注者 は、道路植栽工の施工については、「道路緑化技術基準・同解説第4章設計・施工」（日本道路協会、昭和63年12月）の規定、「道路土工要綱」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び本編2 - 11 - 3道路植栽工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	2	11	2	0	1	2 - 11 - 2	材料	8	2	11	2	0	1	2 - 11 - 2	材料	
8	2	11	2	1	1	1	道路植栽工で使用する客土は、植物の生育に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入していない現場発生土または、購入土とするものとする。	8	2	11	2	1	1	1	道路植栽工で使用する客土は、植物の生育に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入していない現場発生土または、購入土とするものとする。	
8	2	11	2	2	1	2	道路植栽工で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んな栽培品とし、設計図書に定められた形状寸法を有するものとする。	8	2	11	2	2	1	2	道路植栽工で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んな栽培品とし、設計図書に定められた形状寸法を有するものとする。	
8	2	11	2	4	1	3	請負者 は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。	8	2	11	2	4	1	3	受注者 は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。	
8	2	11	2	4	2		また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。	8	2	11	2	4	2		また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。	
8	2	11	2	5	1	4	樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類の特殊樹にあって「幹高」とする場合は幹部の垂直高とする。	8	2	11	2	5	1	4	樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類の特殊樹にあって「幹高」とする場合は幹部の垂直高とする。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	2	11	2	6	1	5	枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とし、測定方法により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値であって、一部の突き出し枝は含まないものとする。周長は、樹木の幹の周長とし、根鉢の上端より1.2m上りの位置を測定するものとし、この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定するものとする。また、幹が2本以上の樹木の場合においては、おのおのの幹周の総和の70%をもって幹周とする。なお、株立樹木の幹が、指定本数以上あった場合は、個々の幹周の太い順に順次指定数まで測定し、その総和の70%の値を幹長とする。	8	2	11	2	6	1	5	枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とし、測定方法により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値であって、一部の突き出し枝は含まないものとする。周長は、樹木の幹の周長とし、根鉢の上端より1.2m上りの位置を測定するものとし、この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定するものとする。また、幹が2本以上の樹木の場合においては、おのおのの幹周の総和の70%をもって幹周とする。なお、株立樹木の幹が、指定本数以上あった場合は、個々の幹周の太い順に順次指定数まで測定し、その総和の70%の値を幹長とする。	
8	2	11	2	7	1	6	道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。	8	2	11	2	7	1	6	道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。	
8	2	11	2	7	2		なお、施工前に監督職員に品質証明等の確認を受けなければならない。	8	2	11	2	7	2		なお、施工前に監督職員に品質証明等の確認を受けなければならない。	
8	2	11	2	8	1	7	道路植栽工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、設計図書によらなければならない。	8	2	11	2	8	1	7	道路植栽工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、設計図書によらなければならない。	
8	2	11	3	0	1	2 - 11 - 3	道路植栽工	8	2	11	3	0	1	2 - 11 - 3	道路植栽工	
8	2	11	3	1	1	1	請負者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、はちくずれ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。	8	2	11	3	1	1	1	受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、はちくずれ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。	
8	2	11	3	1	2		また、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、じん速かつ入念に行わなければならない。	8	2	11	3	1	2		また、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、じん速かつ入念に行わなければならない。	
8	2	11	3	1	3		なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えするかまたは、根部に覆土するとともに、樹木全体をシート等で被覆して、乾燥や凍結を防ぎ、品質管理に万全を期さなければならない。	8	2	11	3	1	3		なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えするかまたは、根部に覆土するとともに、樹木全体をシート等で被覆して、乾燥や凍結を防ぎ、品質管理に万全を期さなければならない。	
8	2	11	3	2	1	2	請負者は、植栽帯盛土の施工にあたり、植栽帯盛土の施工はローラ等で転圧し、客土の施工は客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。	8	2	11	3	2	1	2	受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、植栽帯盛土の施工はローラ等で転圧し、客土の施工は客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。	
8	2	11	3	3	1	3	請負者は、植樹施工にあたり、設計図書及び監督職員の指示する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦礫などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。	8	2	11	3	3	1	3	受注者は、植樹施工にあたり、設計図書及び監督職員の指示する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦礫などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。	
8	2	11	3	4	1	4	請負者は、植栽地の土壌に問題があった場合は監督職員に速やかに連絡し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。	8	2	11	3	4	1	4	受注者は、植栽地の土壌に問題があった場合は監督職員に速やかに連絡し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
8	2	11	3	4	2														
8	2	11	3	5	1	5.						5.							
8	2	11	3	6	1	6.						6.							
8	2	11	3	6	2	(1)						(1)							
8	2	11	3	6	3	(2)						(2)							
8	2	11	3	6	4	(3)						(3)							
8	2	11	3	6	5	(4)						(4)							
8	2	11	3	6	5	(5)						(5)							
8	2	11	3	7	1	7.						7.							
8	2	11	3	8	1	8.						8.							
8	2	11	3	9	1	9.						9.							
8	2	11	3	10	1	10.						10.							
8	2	11	3	11	1	11.						11.							

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
8	2	11	3	12	1	12.	8	2	11	3	12	12.	8	2	11	3	12	1	
						底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。													
8	2	11	3	13	1	13.	8	2	11	3	13	13.	8	2	11	3	13	1	
						請負者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。													
8	2	11	3	14	1	14.	8	2	11	3	14	14.	8	2	11	3	14	1	
						請負者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。													
8	2	11	3	15	1	15.	8	2	11	3	15	15.	8	2	11	3	15	1	表現を整備局と整合
						請負者は、施肥、灌水の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するとともに、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。													
8	2	11	3	16	1	16.	8	2	11	3	16	16.	8	2	11	3	16	1	
						請負者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。													
8	2	11	3	17	1	17.	8	2	11	3	17	17.	8	2	11	3	17	1	
						請負者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、肥料のための溝堀り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。													
8	2	11	3	18	1	18.	8	2	11	3	18	18.	8	2	11	3	18	1	
						植栽植樹の植替え													
8	2	11	3	18	2	(1)	8	2	11	3	18	(1)	8	2	11	3	18	2	
						請負者は、植栽樹木等が工事完成引渡し後、1年以内に枯死または形姿不足となった場合には、当初植栽した樹木等と同等または、それ以上の規格のものに請負者の負担において植替えなければならない。													
8	2	11	3	18	3	(2)	8	2	11	3	18	(2)	8	2	11	3	18	3	
						植栽等の形姿不良とは、枯死が樹冠部の2/3以上となったもの、及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね1/3以上の主幹が枯れたものとする。この場合枯枝の判定については、確実に前記同様の状態となることが想定されるものも含むものとする。													
8	2	11	3	18	4	(3)	8	2	11	3	18	(3)	8	2	11	3	18	4	
						枯死または、形姿不良の判定は、発注者と請負者が立会の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と協議するものとする。													
8	2	11	3	18	5	(4)	8	2	11	3	18	(4)	8	2	11	3	18	5	
						暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災により流失、折損、倒木した場合にはこの限りではない。													
8	2	12	0	0	1	第12節	8	2	12	0	0	1	8	2	12	0	0	1	
						道路付属施設工													
8	2	12	1	0	1	2 - 12 - 1	8	2	12	1	0	1	8	2	12	1	0	1	
						一般事項													

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
8	2	12	1	1	1		1. 本節は、道路付属施設工として、境界工、道路付属物工、ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種について定める。	8	2	12	1	1	1		1. 本節は、道路付属施設工として、境界工、道路付属物工、ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種について定める。	
8	2	12	1	2	1		2. 請負者は、道路付属施設工の設置にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	2	12	1	2	1		2. 受注者は、道路付属施設工の設置にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	2	12	1	3	1		3. 請負者は、道路付属施設工の施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説第5章の施工」(日本道路協会、昭和59年10月)の規定、「道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工」(日本道路協会、平成19年10月改訂)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定および「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定および第5章施工」(日本道路協会、昭和55年12月)の規定、第3編2-3-10道路付属物工の規定、本編2-12-3境界工、2-12-5ケーブル配管工および2-12-6照明工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	2	12	1	3	1		3. 受注者は、道路付属施設工の施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説第5章の施工」(日本道路協会、昭和59年10月)の規定、「道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工」(日本道路協会、平成19年10月改訂)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定および第5章施工」(日本道路協会、昭和55年12月)の規定、第3編2-3-10道路付属物工の規定、本編2-5-3側溝工、2-5-5集水樹(街渠樹)・マンホール工、2-12-3境界工及び2-12-6照明工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	2	12	2	0	1	2-12-2	材 料	8	2	12	2	0	1	2-12-2	材 料	
8	2	12	2	1	1		境界工で使用する境界杭の材質は、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定による。	8	2	12	2	1	1		境界工で使用する境界杭の材質は、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定による。	
8	2	12	3	0	1	2-12-3	境界工	8	2	12	3	0	1	2-12-3	境界工	
8	2	12	3	1	1		1. 請負者は、境界杭及び境界鉄の施工にあたっては、原則として、杭の中心線が境界線と一致するよう施工しなければならない。	8	2	12	3	1	1		1. 受注者は、境界杭及び境界鉄の施工にあたっては、原則として、杭の中心線が境界線と一致するよう施工しなければならない。	
8	2	12	3	2	1		2. 請負者は、境界杭及び境界鉄の施工にあたっては、設置後動かないよう突固め等の処理を行わなければならない。	8	2	12	3	2	1		2. 受注者は、境界杭及び境界鉄の施工にあたっては、設置後動かないよう突固め等の処理を行わなければならない。	
8	2	12	3	3	1		3. 請負者は境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認を行うものとし、その結果を監督職員に報告しなければならない。	8	2	12	3	3	1		3. 受注者は境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認を行うものとし、その結果を監督職員に報告しなければならない。	
8	2	12	3	4	1		4. 請負者は、施工に際して近接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡し、その処置について協議しなければならない。	8	2	12	3	4	1		4. 受注者は、施工に際して近接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡し、その処置について協議しなければならない。	
8	2	12	4	0	1	2-12-4	道路付属物工	8	2	12	4	0	1	2-12-4	道路付属物工	
8	2	12	4	0	2		道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。	8	2	12	4	0	2		道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。	
8	2	12	5	0	1	2-12-5	ケーブル配管工	8	2	12	5	0	1	2-12-5	ケーブル配管工	
8	2	12	5	0	2		ケーブル配管及びハンドホールの設置については、第8編2-5-3側溝工、2-5-5集水樹(街渠樹)・マンホール工の規定による。	8	2	12	5	0	2		ケーブル配管及びハンドホールの設置については、第8編2-5-3側溝工、2-5-5集水樹(街渠樹)・マンホール工の規定による。	
8	2	12	6	0	1	2-12-6	照明工	8	2	12	6	0	1	2-12-6	照明工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	2	12	6	1	1	1	1. 請負者は、照明柱基礎の施工に際し、アースオーガにより掘削する場合は、掘削穴の偏心及び傾斜に注意しながら掘削を行わなければならない。	8	2	12	6	1	1	1	1. 受注者は、照明柱基礎の施工に際し、アースオーガにより掘削する場合は、掘削穴の偏心及び傾斜に注意しながら掘削を行わなければならない。	
8	2	12	6	2	1	2	2. 請負者は、アースオーガにより掘削する場合は、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、直ちに応急措置を行い、関係機関への通報を行なうとともに、監督職員に連絡し指示を受けなければならない。	8	2	12	6	2	1	2	2. 受注者は、アースオーガにより掘削する場合は、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、直ちに応急措置を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督職員に連絡し指示を受けなければならない。	
8	2	12	6	3	1	3	3. 請負者は、照明柱の建込みについては、支柱の傾斜の有無に注意して施工しなければならない。	8	2	12	6	3	1	3	3. 受注者は、照明柱の建込みについては、支柱の傾斜の有無に注意して施工しなければならない。	
8	2	13	0	0	1	第13節	橋梁付属物工	8	2	13	0	0	1	第13節	橋梁付属物工	
8	2	13	1	0	1	2 - 13 - 1	一般事項	8	2	13	1	0	1	2 - 13 - 1	一般事項	
8	2	13	1	0	2		本節は、橋梁付属物工として、伸縮装置工その他これらに類する工種について定める。	8	2	13	1	0	2		本節は、橋梁付属物工として、伸縮装置工その他これらに類する工種について定める。	
8	2	13	2	0	1	2 - 13 - 2	伸縮装置工	8	2	13	2	0	1	2 - 13 - 2	伸縮装置工	
8	2	13	2	1	1	1	1. 伸縮装置工の施工については、第3編2 - 3 - 2 4 伸縮装置工の規定による。	8	2	13	2	1	1	1	1. 伸縮装置工の施工については、第3編2 - 3 - 2 4 伸縮装置工の規定による。	
8	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	8	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	
8	3	1	0	0	1	第1節	適用	8	3	1	0	0	1	第1節	適用	
8	3	1	0	1	1	1	1. 本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、軽量盛土工、橋台工、RC橋脚工、鋼製橋脚工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	8	3	1	0	1	1	1	1. 本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、軽量盛土工、橋台工、RC橋脚工、鋼製橋脚工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
8	3	1	0	2	1	2	2. 道路土工、仮設工は、第1編第2章第4節道路土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	8	3	1	0	2	1	2	2. 道路土工、仮設工は、第1編第2章第4節道路土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
8	3	1	0	3	1	3	3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	8	3	1	0	3	1	3	3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
8	3	1	0	4	1	4	4. コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、 <u>次</u> によるものとする。	8	3	1	0	4	1	4	4. コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、 <u>以下</u> によるものとする。	
8	3	1	0	4	2	(1)	請負者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。	8	3	1	0	4	2	(1)	受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。	
8	3	1	0	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)（以下、「要領(案)」という。）」に従い行うものとする。	8	3	1	0	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行うものとする。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由				
8	3	1	0	4	4	(3)	8	3	1	0	4	4	(3)	8	3	1	0	4	4	本試験に関する資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、 遅滞なく 提示するとともに検査時までに監督職員へ提出しなければならない。	本試験に関する資料を整備 及び 保管し、監督職員の請求があった場合は、 速やかに 提示するとともに検査時までに監督職員へ提出しなければならない。	
8	3	1	0	4	5	(4)	8	3	1	0	4	5	(4)	8	3	1	0	4	5	要領(案)により難い場合は、監督職員と協議 するものとする 。	要領により難い場合は、監督職員と協議 しなければならない 。	
8	3	2	0	0	1	第2節	8	3	2	0	0	1	第2節	8	3	2	0	0	1	適用すべき諸基準	適用すべき諸基準	
8	3	2	0	0	2		8	3	2	0	0	2		8	3	2	0	0	2	請負者 は、設計図書において特に定めのない事項については、 下記 の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	受注者 は、設計図書において特に定めのない事項については、 以下 の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
8	3	2	0	0	3		8	3	2	0	0	3		8	3	2	0	0	3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋編) (平成14年3月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 鋼橋編) (平成24年3月)	
8	3	2	0	0	4		8	3	2	0	0	4		8	3	2	0	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 下部構造編) (平成14年3月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 下部構造編) (平成24年3月)	
8	3	2	0	0	5		8	3	2	0	0	5		8	3	2	0	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編) (平成14年3月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編) (平成24年3月)	
8	3	2	0	0	6		8	3	2	0	0	6		8	3	2	0	0	6	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)	
8	3	2	0	0	7		8	3	2	0	0	7		8	3	2	0	0	7	日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)	
8	3	2	0	0	8		8	3	2	0	0	8		8	3	2	0	0	8	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)	
8	3	2	0	0	9		8	3	2	0	0	9		8	3	2	0	0	9	日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月)	日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月)	
8	3	2	0	0	10		8	3	2	0	0	10		8	3	2	0	0	10	日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成19年1月)	日本道路協会 杭基礎施工便覧 (平成19年1月)	
8	3	2	0	0	11		8	3	2	0	0	11		8	3	2	0	0	11	日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成19年1月)	日本道路協会 杭基礎設計便覧 (平成19年1月)	
8	3	2	0	0	12		8	3	2	0	0	12		8	3	2	0	0	12	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)	日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (平成9年12月)	
8	3	2	0	0	13		8	3	2	0	0	13		8	3	2	0	0	13	日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)	日本道路協会 道路土工要綱 (平成21年6月)	
8	3	2	0	0	14		8	3	2	0	0	14		8	3	2	0	0	14	日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成11年3月)	日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成24年7月)	
8	3	2	0	0	15		8	3	2	0	0	15		8	3	2	0	0	15	日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年3月)	日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年3月)	
8	3	2	0	0	16		8	3	2	0	0	16		8	3	2	0	0	16	日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)	日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)	
8	3	3	0	0	1	第3節	8	3	3	0	0	1	第3節	8	3	3	0	0	1	工場製作工	工場製作工	
8	3	3	1	0	1	3-3-1	8	3	3	1	0	1	3-3-1	8	3	3	1	0	1	一般事項	一般事項	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
8	3	3	1	1	1		1. 本節は、工場製作工として、刃口金物製作工、鋼製橋脚製作工、アンカーフレーム製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。	8	3	3	1	1	1		1. 本節は、工場製作工として、刃口金物製作工、鋼製橋脚製作工、アンカーフレーム製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。	
8	3	3	1	2	1		2. 請負者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	8	3	3	1	2	1		2. 受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	
8	3	3	1	3	1		3. 請負者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	8	3	3	1	3	1		3. 受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
8	3	3	1	4	1		4. 請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズおよび著しいひずみ並びに内部欠陥がないものを使用しなければならない。	8	3	3	1	4	1		4. 受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズ及び著しいひずみ並びに内部欠陥がないものを使用しなければならない。	
8	3	3	1	5	1		5. 主要部材とは主構造と床組、二次部材とは主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。	8	3	3	1	5	1		5. 主要部材とは主構造と床組、二次部材とは主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。	
8	3	3	2	0	1	3 - 3 - 2	刃口金物製作工	8	3	3	2	0	1	3 - 3 - 2	刃口金物製作工	
8	3	3	2	0	2		刃口金物製作工の施工については、第3編2 - 12 - 3桁製作工の規定による。	8	3	3	2	0	2		刃口金物製作工の施工については、第3編2 - 12 - 3桁製作工の規定による。	
8	3	3	3	0	1	3 - 3 - 3	鋼製橋脚製作工	8	3	3	3	0	1	3 - 3 - 3	鋼製橋脚製作工	
8	3	3	3	1	1		1. 鋼製橋脚製作工の施工については、第3編2 - 12 - 3桁製作工の規定による。	8	3	3	3	1	1		1. 鋼製橋脚製作工の施工については、第3編2 - 12 - 3桁製作工の規定による。	
8	3	3	3	2	1		2. 請負者は、アンカーフレームと本体部（ベースプレート）との接合部の製作にあたっては、両者の関連を確認して行わなければならない。	8	3	3	3	2	1		2. 受注者は、アンカーフレームと本体部（ベースプレート）との接合部の製作にあたっては、両者の関連を確認して行わなければならない。	
8	3	3	3	3	1		3. 製品として購入するボルト・ナットについては、第2編2 - 5 - 6ボルト用鋼材の規定によるものとする。また、工場にて製作するボルト・ナットの施工については、設計図書によらなければならない。	8	3	3	3	3	1		3. 製品として購入するボルト・ナットについては、第2編2 - 5 - 6ボルト用鋼材の規定によるものとする。また、工場にて製作するボルト・ナットの施工については、設計図書によらなければならない。	
8	3	3	4	0	1	3 - 3 - 4	アンカーフレーム製作工	8	3	3	4	0	1	3 - 3 - 4	アンカーフレーム製作工	
8	3	3	4	1	1		アンカーフレーム製作工の施工については、第3編2 - 12 - 8アンカーフレーム製作工の規定による。	8	3	3	4	1	1		アンカーフレーム製作工の施工については、第3編2 - 12 - 8アンカーフレーム製作工の規定による。	
8	3	3	5	0	1	3 - 3 - 5	工場塗装工	8	3	3	5	0	1	3 - 3 - 5	工場塗装工	
8	3	3	5	0	2		工場塗装工の施工については、第3編2 - 12 - 11工場塗装工の規定による。	8	3	3	5	0	2		工場塗装工の施工については、第3編2 - 12 - 11工場塗装工の規定による。	
8	3	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工	8	3	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工	
8	3	4	1	0	1	3 - 4 - 1	一般事項	8	3	4	1	0	1	3 - 4 - 1	一般事項	
8	3	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	8	3	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	3	4	2	0	1	3-4-2	輸送工	8	3	4	2	0	1	3-4-2	輸送工	
8	3	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	8	3	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	
8	3	5	0	0	1	第5節	軽量盛土工	8	3	5	0	0	1	第5節	軽量盛土工	
8	3	5	1	0	1	3-5-1	一般事項	8	3	5	1	0	1	3-5-1	一般事項	
8	3	5	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	8	3	5	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	
8	3	5	2	0	1	3-5-2	軽量盛土工	8	3	5	2	0	1	3-5-2	軽量盛土工	
8	3	5	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	8	3	5	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	
8	3	6	0	0	1	第6節	橋台工	8	3	6	0	0	1	第6節	橋台工	
8	3	6	1	0	1	3-6-1	一般事項	8	3	6	1	0	1	3-6-1	一般事項	
8	3	6	1	0	2		本節は、橋台工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、橋台躯体工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について定める。	8	3	6	1	0	2		本節は、橋台工として、作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、橋台躯体工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について定める。	
8	3	6	2	0	1	3-6-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	3	6	2	0	1	3-6-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
8	3	6	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	8	3	6	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
8	3	6	3	0	1	3-6-3	既製杭工	8	3	6	3	0	1	3-6-3	既製杭工	
8	3	6	3	0	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。	8	3	6	3	0	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。	
8	3	6	4	0	1	3-6-4	場所打杭工	8	3	6	4	0	1	3-6-4	場所打杭工	
8	3	6	4	0	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	8	3	6	4	0	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	
8	3	6	5	0	1	3-6-5	深礎工	8	3	6	5	0	1	3-6-5	深礎工	
8	3	6	5	0	2		深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。	8	3	6	5	0	2		深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。	
8	3	6	6	0	1	3-6-6	オープンケーソン基礎工	8	3	6	6	0	1	3-6-6	オープンケーソン基礎工	
8	3	6	6	0	2		オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-7オープンケーソン基礎工の規定による。	8	3	6	6	0	2		オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-7オープンケーソン基礎工の規定による。	
8	3	6	7	0	1	3-6-7	ニューマチックケーソン基礎工	8	3	6	7	0	1	3-6-7	ニューマチックケーソン基礎工	
8	3	6	7	0	2		ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。	8	3	6	7	0	2		ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。	
8	3	6	8	0	1	3-6-8	橋台躯体工	8	3	6	8	0	1	3-6-8	橋台躯体工	
8	3	6	8	1	1	1.	請負者は、基礎材の施工については、設計図書に従って、床掘り完了後(割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの間隙充填材を加え)締固めなければならない。	8	3	6	8	1	1	1.	受注者は、基礎材の施工については、設計図書に従って、床掘り完了後(割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの間隙充填材を加え)締固めなければならない。	
8	3	6	8	2	1	2.	請負者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。	8	3	6	8	2	1	2.	受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
8	3	6	8	3	1	3	8	3	6	8	3	3	8	3	6	8	3	1	請負者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
8	3	6	8	4	1	4	8	3	6	8	4	4	8	3	6	8	4	1	請負者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
8	3	6	8	5	1	5	8	3	6	8	5	5	8	3	6	8	5	1	請負者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。	受注者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。
8	3	6	8	6	1	6	8	3	6	8	6	6	8	3	6	8	6	1	請負者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
8	3	6	8	7	1	7	8	3	6	8	7	7	8	3	6	8	7	1	請負者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。	受注者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。
8	3	6	8	8	1	8	8	3	6	8	8	8	8	3	6	8	8	1	請負者は、水抜きパイプの施工については、設計図書に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜孔の有効性を確認しなければならない。	受注者は、水抜きパイプの施工については、設計図書に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜孔の有効性を確認しなければならない。
8	3	6	8	9	1	9	8	3	6	8	9	9	8	3	6	8	9	1	請負者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから橋台背面の土が流失しないように施工しなければならない。	受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから橋台背面の土が流失しないように施工しなければならない。
8	3	6	8	10	1	10	8	3	6	8	10	10	8	3	6	8	10	1	請負者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。	受注者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。
8	3	6	9	0	1	3 - 6 - 9	8	3	6	9	0	1	8	3	6	9	0	1	地下水位低下工	地下水位低下工
8	3	6	9	0	2		8	3	6	9	0	2	8	3	6	9	0	2	地下水位低下工の施工については、第3編2 - 10 - 8地下水位低下工の規定による。	地下水位低下工の施工については、第3編2 - 10 - 8地下水位低下工の規定による。
8	3	7	0	0	1	第7節	8	3	7	0	0	1	8	3	7	0	0	1	R C 橋脚工	R C 橋脚工
8	3	7	1	0	1	3 - 7 - 1	8	3	7	1	0	1	8	3	7	1	0	1	一般事項	一般事項
8	3	7	1	0	2		8	3	7	1	0	2	8	3	7	1	0	2	本節は、R C 橋脚工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚躯体工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。	本節は、R C 橋脚工として、作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚躯体工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由
8	3	7	2	0	1	3-7-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	3	7	2	0	1	3-7-2	作業土工(床掘り・埋戻し)			
8	3	7	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	8	3	7	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。			
8	3	7	3	0	1	3-7-3	既製杭工	8	3	7	3	0	1	3-7-3	既製杭工			
8	3	7	3	0	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。	8	3	7	3	0	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。			
8	3	7	4	0	1	3-7-4	場所打杭工	8	3	7	4	0	1	3-7-4	場所打杭工			
8	3	7	4	0	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	8	3	7	4	0	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。			
8	3	7	5	0	1	3-7-5	深礎工	8	3	7	5	0	1	3-7-5	深礎工			
8	3	7	5	0	2		深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。	8	3	7	5	0	2		深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。			
8	3	7	6	0	1	3-7-6	オープンケーソン基礎工	8	3	7	6	0	1	3-7-6	オープンケーソン基礎工			
8	3	7	6	0	2		オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-7オープンケーソン基礎工の規定による。	8	3	7	6	0	2		オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-7オープンケーソン基礎工の規定による。			
8	3	7	7	0	1	3-7-7	ニューマチックケーソン基礎工	8	3	7	7	0	1	3-7-7	ニューマチックケーソン基礎工			
8	3	7	7	0	2		ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。	8	3	7	7	0	2		ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。			
8	3	7	8	0	1	3-7-8	鋼管矢板基礎工	8	3	7	8	0	1	3-7-8	鋼管矢板基礎工			
8	3	7	8	0	2		鋼管矢板基礎工の施工については、第3編2-4-9鋼管矢板基礎工の規定による。	8	3	7	8	0	2		鋼管矢板基礎工の施工については、第3編2-4-9鋼管矢板基礎工の規定による。			
8	3	7	9	0	1	3-7-9	橋脚躯体工	8	3	7	9	0	1	3-7-9	橋脚躯体工			
8	3	7	9	0	2		RC躯体工の施工については、第8編3-6-8橋脚躯体工の規定による。	8	3	7	9	0	2		RC躯体工の施工については、第8編3-6-8橋脚躯体工の規定による。			
8	3	7	1	0	1	3-7-10	地下水位低下工	8	3	7	1	0	1	3-7-10	地下水位低下工			
8	3	7	1	0	2		地下水位低下工の施工については、第3編2-10-8地下水位低下工の規定による。	8	3	7	1	0	2		地下水位低下工の施工については、第3編2-10-8地下水位低下工の規定による。			
8	3	8	0	0	1	第8節	鋼製橋脚工	8	3	8	0	0	1	第8節	鋼製橋脚工			
8	3	8	1	0	1	3-8-1	一般事項	8	3	8	1	0	1	3-8-1	一般事項			
8	3	8	1	1	1	1.	本節は、鋼製橋脚工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚フーチング工、橋脚架設工、現場継手工、現場塗装工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。	8	3	8	1	1	1	1.	本節は、鋼製橋脚工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚フーチング工、橋脚架設工、現場継手工、現場塗装工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。			
8	3	8	1	2	1	2.	本節は、陸上での鋼製橋脚工について定めるものとし、海上での施工については、設計図書の規定による。	8	3	8	1	2	1	2.	本節は、陸上での鋼製橋脚工について定めるものとし、海上での施工については、設計図書の規定による。			
8	3	8	2	0	1	3-8-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	3	8	2	0	1	3-8-2	作業土工(床掘り・埋戻し)			
8	3	8	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	8	3	8	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。			
8	3	8	3	0	1	3-8-3	既製杭工	8	3	8	3	0	1	3-8-3	既製杭工			

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由			
8	3	8	3	0	2																
8	3	8	4	0	1	3 - 8 - 4	8	3	8	4	0	1	3 - 8 - 4	8	3	8	4	0	1		
8	3	8	4	0	2		8	3	8	4	0	2		8	3	8	4	0	2		
8	3	8	5	0	1	3 - 8 - 5	8	3	8	5	0	1	3 - 8 - 5	8	3	8	5	0	1		
8	3	8	5	0	2		8	3	8	5	0	2		8	3	8	5	0	2		
8	3	8	6	0	1	3 - 8 - 6	8	3	8	6	0	1	3 - 8 - 6	8	3	8	6	0	1		
8	3	8	6	0	2		8	3	8	6	0	2		8	3	8	6	0	2		
8	3	8	7	0	1	3 - 8 - 7	8	3	8	7	0	1	3 - 8 - 7	8	3	8	7	0	1		
8	3	8	7	0	2		8	3	8	7	0	2		8	3	8	7	0	2		
8	3	8	8	0	1	3 - 8 - 8	8	3	8	8	0	1	3 - 8 - 8	8	3	8	8	0	1		
8	3	8	8	0	2		8	3	8	8	0	2		8	3	8	8	0	2		
8	3	8	9	0	1	3 - 8 - 9	8	3	8	9	0	1	3 - 8 - 9	8	3	8	9	0	1		
8	3	8	9	1	1	1.	8	3	8	9	1	1	1.	8	3	8	9	1	1		
8	3	8	9	2	1	2.	8	3	8	9	2	1	2.	8	3	8	9	2	1		
8	3	8	9	3	1	3.	8	3	8	9	3	1	3.	8	3	8	9	3	1		
8	3	8	9	4	1	4.	8	3	8	9	4	1	4.	8	3	8	9	4	1		
8	3	8	9	4	2		8	3	8	9	4	2		8	3	8	9	4	2		
8	3	8	9	5	1	5.	8	3	8	9	5	1	5.	8	3	8	9	5	1		

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
8	3	8	9	5	2														
8	3	8	9	6	1	6 .						6 .							
						請負者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支保便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。						受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支保便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。							
8	3	8	9	7	1	7 .						7 .							
						請負者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。						受注者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。							
8	3	8	10	0	1	3 - 8 - 10	橋脚架設工	8	3	8	10	0	1	3 - 8 - 10	橋脚架設工				
8	3	8	10	1	1	1 .	請負者は、橋脚架設工の施工については、第3編2 - 13 - 3架設工(クレーン架設)、「道路橋示方書・同解説(鋼橋編)第17章施工」(日本道路協会、平成14年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	3	8	10	1	1	1 .	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編2 - 13 - 3架設工(クレーン架設)、「道路橋示方書・同解説(鋼橋編)第18章施工」(日本道路協会、平成24年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。				
8	3	8	10	2	1	2 .	請負者は、部材の組立てに使用する仮締めボルトとドリフトピンの合計をその箇所の連結ボルト数の1/2以上とし、架設応力に耐えるだけの仮締めボルトとドリフトピンを用いなければならない。	8	3	8	10	2	1	2 .	受注者は、部材の組立てに使用する仮締めボルトとドリフトピンの合計をその箇所の連結ボルト数の1/2以上とし、架設応力に耐えるだけの仮締めボルトとドリフトピンを用いなければならない。				
8	3	8	10	3	1	3 .	請負者は、組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督職員に連絡した後、取換えまたは補修等の処置を講じなければならない。	8	3	8	10	3	1	3 .	受注者は、組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督職員に連絡した後、取換えまたは補修等の処置を講じなければならない。				
8	3	8	10	4	1	4 .	請負者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。	8	3	8	10	4	1	4 .	受注者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。				
8	3	8	10	5	1	5 .	請負者は、架設用吊金具の処理方法として、鋼製橋脚の橋脚梁天端に設置した架設用吊金具及び外から見える架設用吊金具は切断後、平滑に仕上げなければならない。その他の橋脚内面等に設置した架設用吊金具はそのまま残すものとする。	8	3	8	10	5	1	5 .	受注者は、架設用吊金具の処理方法として、鋼製橋脚の橋脚梁天端に設置した架設用吊金具及び外から見える架設用吊金具は切断後、平滑に仕上げなければならない。その他の橋脚内面等に設置した架設用吊金具はそのまま残すものとする。				
8	3	8	10	6	1	6 .	請負者は、中込コンクリート打設後、水抜孔の有効性を確認しなければならない。	8	3	8	10	6	1	6 .	受注者は、中込コンクリート打設後、水抜孔の有効性を確認しなければならない。				
8	3	8	10	7	1	7 .	請負者は、ベースプレート下面に無収縮モルタルを充填しなければならない。使用する無収縮モルタルはプレミックスタイプとし、無収縮モルタルの品質は設計図書によるものとする。	8	3	8	10	7	1	7 .	受注者は、ベースプレート下面に無収縮モルタルを充填しなければならない。使用する無収縮モルタルはプレミックスタイプとし、無収縮モルタルの品質は設計図書によるものとする。				
8	3	8	11	0	1	3 - 8 - 11	現場継手工	8	3	8	11	0	1	3 - 8 - 11	現場継手工				
8	3	8	11	1	1	1 .	現場継手工の施工については、第8編4 - 5 - 11現場継手工の規定による。	8	3	8	11	1	1	1 .	現場継手工の施工については、第8編4 - 5 - 11現場継手工の規定による。				

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	3	8	11	2	1	2 . 請負者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（鋼橋編）17章施工」（日本道路協会、平成14年3月）、「鋼道路橋施工便覧 架設編第2章架設工事」（日本道路協会、昭和60年2月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	3	8	11	2	1	2 . 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（鋼橋編）18章施工」（日本道路協会、平成24年3月）、「鋼道路橋施工便覧 架設編第2章架設工事」（日本道路協会、昭和60年2月）の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。		
8	3	8	11	3	1	3 . 請負者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	8	3	8	11	3	1	3 . 受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。		
8	3	8	12	0	1	3 - 8 - 12 現場塗装工	8	3	8	12	0	1	3 - 8 - 12 現場塗装工		
8	3	8	12	0	2	現場塗装工の施工については、第3編2 - 3 - 31現場塗装工の規定による。	8	3	8	12	0	2	現場塗装工の施工については、第3編2 - 3 - 31現場塗装工の規定による。		
8	3	8	13	0	1	3 - 8 - 13 地下水位低下工	8	3	8	13	0	1	3 - 8 - 13 地下水位低下工		
8	3	8	13	0	2	地下水位低下工の施工については、第3編2 - 10 - 8地下水位低下工の規定による。	8	3	8	13	0	2	地下水位低下工の施工については、第3編2 - 10 - 8地下水位低下工の規定による。		
8	3	9	0	0	1	第9節 護岸基礎工	8	3	9	0	0	1	第9節 護岸基礎工		
8	3	9	1	0	1	3 - 9 - 1 一般事項	8	3	9	1	0	1	3 - 9 - 1 一般事項		
8	3	9	1	1	1	1 . 本節は、護岸基礎工として作業土工、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。	8	3	9	1	1	1	1 . 本節は、護岸基礎工として作業土工（床掘り・埋戻し）、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。		
8	3	9	1	2	1	2 . 請負者は、護岸基礎工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	8	3	9	1	2	1	2 . 受注者は、護岸基礎工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。		
8	3	9	2	0	1	3 - 9 - 2 作業土工（床掘り・埋戻し）	8	3	9	2	0	1	3 - 9 - 2 作業土工（床掘り・埋戻し）		
8	3	9	2	0	2	作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工の規定による。	8	3	9	2	0	2	作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。		
8	3	9	3	0	1	3 - 9 - 3 基礎工	8	3	9	3	0	1	3 - 9 - 3 基礎工		
8	3	9	3	0	2	基礎工の施工については、第3編2 - 4 - 3基礎工（護岸）の規定による。	8	3	9	3	0	2	基礎工の施工については、第3編2 - 4 - 3基礎工（護岸）の規定による。		
8	3	9	4	0	1	3 - 9 - 4 矢板工	8	3	9	4	0	1	3 - 9 - 4 矢板工		
8	3	9	4	0	2	矢板工の施工については、第3編2 - 3 - 4矢板工の規定による。	8	3	9	4	0	2	矢板工の施工については、第3編2 - 3 - 4矢板工の規定による。		
8	3	9	5	0	1	3 - 9 - 5 土台基礎工	8	3	9	5	0	1	3 - 9 - 5 土台基礎工		
8	3	9	5	0	2	土台基礎工の施工については、第3編2 - 4 - 2土台基礎工の規定による。	8	3	9	5	0	2	土台基礎工の施工については、第3編2 - 4 - 2土台基礎工の規定による。		
8	3	10	0	0	1	第10節 矢板護岸工	8	3	10	0	0	1	第10節 矢板護岸工		
8	3	10	1	0	1	3 - 10 - 1 一般事項	8	3	10	1	0	1	3 - 10 - 1 一般事項		
8	3	10	1	1	1	1 . 本節は、矢板護岸工として作業土工、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。	8	3	10	1	1	1	1 . 本節は、矢板護岸工として作業土工（床掘り・埋戻し）、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。		
8	3	10	1	2	1	2 . 請負者は、矢板護岸工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	8	3	10	1	2	1	2 . 受注者は、矢板護岸工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。		
8	3	10	2	0	1	3 - 10 - 2 作業土工（床掘り・埋戻し）	8	3	10	2	0	1	3 - 10 - 2 作業土工（床掘り・埋戻し）		
8	3	10	2	0	2	作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工の規定による。	8	3	10	2	0	2	作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。		
8	3	10	3	0	1	3 - 10 - 3 笠コンクリート工	8	3	10	3	0	1	3 - 10 - 3 笠コンクリート工		

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	3	10	3	1	1		笠コンクリートの施工については、第3編2-3-20笠コンクリート工の規定による。	8	3	10	3	1	1		笠コンクリートの施工については、第3編2-3-20笠コンクリート工の規定による。	
8	3	10	4	0	1	3-10-4	矢板工	8	3	10	4	0	1	3-10-4	矢板工	
8	3	10	4	0	2		矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。	8	3	10	4	0	2		矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。	
8	3	11	0	0	1	第11節	法覆護岸工	8	3	11	0	0	1	第11節	法覆護岸工	
8	3	11	1	0	1	3-11-1	一般事項	8	3	11	1	0	1	3-11-1	一般事項	
8	3	11	1	1	1	1.	本節は、法覆護岸工としてコンクリートブロック工、護岸付属物工、緑化ブロック工、環境護岸ブロック工、石積(張)工、法枠工、多自然型護岸工、吹付工、植生工、覆土工、羽口工その他これらに類する工種について定める。	8	3	11	1	1	1.	本節は、法覆護岸工としてコンクリートブロック工、護岸付属物工、緑化ブロック工、環境護岸ブロック工、石積(張)工、法枠工、多自然型護岸工、吹付工、植生工、覆土工、羽口工その他これらに類する工種について定める。		
8	3	11	1	2	1	2.	請負者は、法覆護岸工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	8	3	11	1	2	1	2.	受注者は、法覆護岸工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。	
8	3	11	2	0	1	3-11-2	コンクリートブロック工	8	3	11	2	0	1	3-11-2	コンクリートブロック工	
8	3	11	2	0	2		コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。	8	3	11	2	0	2		コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。	
8	3	11	3	0	1	3-11-3	護岸付属物工	8	3	11	3	0	1	3-11-3	護岸付属物工	
8	3	11	3	1	1	1.	横帯コンクリート、小口止、縦帯コンクリート、巻止コンクリート、平張コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	8	3	11	3	1	1	1.	横帯コンクリート、小口止、縦帯コンクリート、巻止コンクリート、平張コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
8	3	11	3	2	1	2.	小口止矢板の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。	8	3	11	3	2	1	2.	小口止矢板の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。	
8	3	11	3	3	1	3.	プレキャスト横帯コンクリート、プレキャスト小口止、プレキャスト縦帯コンクリート、プレキャスト巻止コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。	8	3	11	3	3	1	3.	プレキャスト横帯コンクリート、プレキャスト小口止、プレキャスト縦帯コンクリート、プレキャスト巻止コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。	
8	3	11	4	0	1	3-11-4	緑化ブロック工	8	3	11	4	0	1	3-11-4	緑化ブロック工	
8	3	11	4	0	2		緑化ブロック工の施工については、第3編2-5-4緑化ブロック工の規定による。	8	3	11	4	0	2		緑化ブロック工の施工については、第3編2-5-4緑化ブロック工の規定による。	
8	3	11	5	0	1	3-11-5	環境護岸ブロック工	8	3	11	5	0	1	3-11-5	環境護岸ブロック工	
8	3	11	5	0	2		環境護岸ブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。	8	3	11	5	0	2		環境護岸ブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。	
8	3	11	6	0	1	3-11-6	石積(張)工	8	3	11	6	0	1	3-11-6	石積(張)工	
8	3	11	6	0	2		石積(張)工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。	8	3	11	6	0	2		石積(張)工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。	
8	3	11	7	0	1	3-11-7	法枠工	8	3	11	7	0	1	3-11-7	法枠工	
8	3	11	7	0	2		法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。	8	3	11	7	0	2		法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。	
8	3	11	8	0	1	3-11-8	多自然型護岸工	8	3	11	8	0	1	3-11-8	多自然型護岸工	
8	3	11	8	1	1		多自然型護岸工の施工については、第3編2-3-26多自然型護岸工の規定による。	8	3	11	8	1	1		多自然型護岸工の施工については、第3編2-3-26多自然型護岸工の規定による。	
8	3	11	9	0	1	3-11-9	吹付工	8	3	11	9	0	1	3-11-9	吹付工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
8	3	11	9	0	2															
8	3	11	10	0	1	3 - 11 - 10	8	3	11	10	0	1	3 - 11 - 10	8	3	11	10	0	1	
8	3	11	10	0	2		8	3	11	10	0	2		8	3	11	10	0	2	
8	3	11	11	0	1	3 - 11 - 11	8	3	11	11	0	1	3 - 11 - 11	8	3	11	11	0	1	
8	3	11	11	0	2		8	3	11	11	0	2		8	3	11	11	0	2	
8	3	11	12	0	1	3 - 11 - 12	8	3	11	12	0	1	3 - 11 - 12	8	3	11	12	0	1	
8	3	11	12	1	1		8	3	11	12	1	1		8	3	11	12	1	1	
8	3	12	0	0	1	第12節	8	3	12	0	0	1	第12節	8	3	12	0	0	1	
8	3	12	1	0	1	3 - 12 - 1	8	3	12	1	0	1	3 - 12 - 1	8	3	12	1	0	1	
8	3	12	1	1	1	1 .	8	3	12	1	1	1	1 .	8	3	12	1	1	1	
8	3	12	1	2	1	2 .	8	3	12	1	2	1	2 .	8	3	12	1	2	1	
8	3	12	2	0	1	3 - 12 - 2	8	3	12	2	0	1	3 - 12 - 2	8	3	12	2	0	1	
8	3	12	2	0	2		8	3	12	2	0	2		8	3	12	2	0	2	
8	3	12	3	0	1	3 - 12 - 3	8	3	12	3	0	1	3 - 12 - 3	8	3	12	3	0	1	
8	3	12	3	1	1		8	3	12	3	1	1		8	3	12	3	1	1	
8	3	12	4	0	1	3 - 12 - 4	8	3	12	4	0	1	3 - 12 - 4	8	3	12	4	0	1	
8	3	12	4	1	1		8	3	12	4	1	1		8	3	12	4	1	1	
8	4	0	0	0	1	第4章	8	4	0	0	0	1	第4章	8	4	0	0	0	1	
8	4	1	0	0	1	第1節	8	4	1	0	0	1	第1節	8	4	1	0	0	1	
8	4	1	0	1	1	1 .	8	4	1	0	1	1	1 .	8	4	1	0	1	1	
8	4	1	0	2	1	2 .	8	4	1	0	2	1	2 .	8	4	1	0	2	1	
8	4	1	0	3	1	3 .	8	4	1	0	3	1	3 .	8	4	1	0	3	1	
8	4	2	0	0	1	第2節	8	4	2	0	0	1	第2節	8	4	2	0	0	1	
8	4	2	0	0	2		8	4	2	0	0	2		8	4	2	0	0	2	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等												
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由
8	4	2	0	0	3		8	4	2	0	0	3		8	4	2	0	0	3					
						日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編 鋼橋編) (平成14年3月)																		日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (共通編 鋼橋編) (平成24年3月)
8	4	2	0	0	4		8	4	2	0	0	4		8	4	2	0	0	4					
						日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (耐震設計編) (平成14年3月)																		日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (耐震設計編) (平成24年3月)
8	4	2	0	0	5		8	4	2	0	0	5		8	4	2	0	0	5					
						日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)																		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧 (昭和60年2月)
8	4	2	0	0	6		8	4	2	0	0	6		8	4	2	0	0	6					
						日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年8月)																		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年8月)
8	4	2	0	0	7		8	4	2	0	0	7		8	4	2	0	0	7					
						日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)																		日本道路協会 道路橋支承便覧 (平成16年4月)
8	4	2	0	0	8		8	4	2	0	0	8		8	4	2	0	0	8					
						日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)																		日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)
8	4	2	0	0	9		8	4	2	0	0	9		8	4	2	0	0	9					
						日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)																		日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)
8	4	2	0	0	10		8	4	2	0	0	10		8	4	2	0	0	10					
						日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)																		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)
8	4	2	0	0	11		8	4	2	0	0	11		8	4	2	0	0	11					
						日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)																		日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)
8	4	2	0	0	12		8	4	2	0	0	12		8	4	2	0	0	12					
						日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)																		日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)
8	4	2	0	0	13		8	4	2	0	0	13		8	4	2	0	0	13					
						日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月)																		日本道路協会 道路橋床版防水便覧 (平成19年3月)
8	4	2	0	0	15		8	4	2	0	0	15		8	4	2	0	0	15					
						日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成14年3月)																		日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成14年3月)
8	4	3	0	0	1	第3節	8	4	3	0	0	1	第3節	8	4	3	0	0	1	第3節				
						工場製作工																		工場製作工
8	4	3	1	0	1	4-3-1	8	4	3	1	0	1	4-3-1	8	4	3	1	0	1	4-3-1				
						一般事項																		一般事項
8	4	3	1	1	1	1.	8	4	3	1	1	1	1.	8	4	3	1	1	1	1.				
						本節は、工場製作工として桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、橋梁用防護柵製作工、橋梁用高柵製作工、横断歩道橋製作工、鑄造費、アンカーフレーム製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。																	本節は、工場製作工として桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、橋梁用防護柵製作工、橋梁用高柵製作工、横断歩道橋製作工、鑄造費、アンカーフレーム製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。	
8	4	3	1	2	1	2.	8	4	3	1	2	1	2.	8	4	3	1	2	1	2.				
						請負者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。																		受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。
8	4	3	1	3	1	3.	8	4	3	1	3	1	3.	8	4	3	1	3	1	3.				
						請負者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。																		受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
8	4	3	1	4	1	4	4 . 請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたは著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。	8	4	3	1	4	1	4	4 . 受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたは著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。	
8	4	3	1	5	1	5	5 . 主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。	8	4	3	1	5	1	5	5 . 主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。	
8	4	3	2	0	1	4-3-2	材 料	8	4	3	2	0	1	4-3-2	材 料	
8	4	3	2	0	2		材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	8	4	3	2	0	2		材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	
8	4	3	3	0	1	4-3-3	桁製作工	8	4	3	3	0	1	4-3-3	桁製作工	
8	4	3	3	0	2		桁製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	8	4	3	3	0	2		桁製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	
8	4	3	4	0	1	4-3-4	検査路製作工	8	4	3	4	0	1	4-3-4	検査路製作工	
8	4	3	4	0	2		検査路製作工の施工については、第3編2-12-4検査路製作工の規定による。	8	4	3	4	0	2		検査路製作工の施工については、第3編2-12-4検査路製作工の規定による。	
8	4	3	5	0	1	4-3-5	鋼製伸縮継手製作工	8	4	3	5	0	1	4-3-5	鋼製伸縮継手製作工	
8	4	3	5	0	2		鋼製伸縮継手製作工の施工については、第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工の規定による。	8	4	3	5	0	2		鋼製伸縮継手製作工の施工については、第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工の規定による。	
8	4	3	6	0	1	4-3-6	落橋防止装置製作工	8	4	3	6	0	1	4-3-6	落橋防止装置製作工	
8	4	3	6	0	2		落橋防止装置製作工の施工については、第3編2-12-6落橋防止装置製作工の規定による。	8	4	3	6	0	2		落橋防止装置製作工の施工については、第3編2-12-6落橋防止装置製作工の規定による。	
8	4	3	7	0	1	4-3-7	鋼製排水管製作工	8	4	3	7	0	1	4-3-7	鋼製排水管製作工	
8	4	3	7	0	2		鋼製排水管製作工の施工については、第3編2-12-10鋼製排水管製作工の規定による。	8	4	3	7	0	2		鋼製排水管製作工の施工については、第3編2-12-10鋼製排水管製作工の規定による。	
8	4	3	8	0	1	4-3-8	橋梁用防護柵製作工	8	4	3	8	0	1	4-3-8	橋梁用防護柵製作工	
8	4	3	8	0	2		橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工の規定による。	8	4	3	8	0	2		橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工の規定による。	
8	4	3	9	0	1	4-3-9	橋梁用高欄製作工	8	4	3	9	0	1	4-3-9	橋梁用高欄製作工	
8	4	3	9	0	2		橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工の規定による。	8	4	3	9	0	2		橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工の規定による。	
8	4	3	10	0	1	4-3-10	横断歩道橋製作工	8	4	3	10	0	1	4-3-10	横断歩道橋製作工	
8	4	3	10	0	2		横断歩道橋製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	8	4	3	10	0	2		横断歩道橋製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	
8	4	3	11	0	1	4-3-11	鋳造費	8	4	3	11	0	1	4-3-11	鋳造費	
8	4	3	11	0	2		橋歴板は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）、JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）の規定による。	8	4	3	11	0	2		橋歴板は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）、JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）の規定による。	
8	4	3	12	0	1	4-3-12	アンカーフレーム製作工	8	4	3	12	0	1	4-3-12	アンカーフレーム製作工	
8	4	3	12	0	2		アンカーフレーム製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	8	4	3	12	0	2		アンカーフレーム製作工の施工については、第3編2-12-8アンカーフレーム製作工の規定による。	
8	4	3	13	0	1	4-3-13	工場塗装工	8	4	3	13	0	1	4-3-13	工場塗装工	
8	4	3	13	0	2		工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。	8	4	3	13	0	2		工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。	
8	4	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工	8	4	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工	
8	4	4	1	0	1	4-4-1	一般事項	8	4	4	1	0	1	4-4-1	一般事項	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	4	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	8	4	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	
8	4	4	2	0	1	4 - 4 - 2	輸送工	8	4	4	2	0	1	4 - 4 - 2	輸送工	
8	4	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2 - 8 - 2 輸送工の規定による。	8	4	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2 - 8 - 2 輸送工の規定による。	
8	4	5	0	0	1	第5節	鋼橋架設工	8	4	5	0	0	1	第5節	鋼橋架設工	
8	4	5	1	0	1	4 - 5 - 1	一般事項	8	4	5	1	0	1	4 - 5 - 1	一般事項	
8	4	5	1	1	1		1. 本節は鋼橋架設工として地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）、支承工、現場継手工その他これらに類する工種について定める。	8	4	5	1	1	1		1. 本節は鋼橋架設工として地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）、支承工、現場継手工その他これらに類する工種について定める。	
8	4	5	1	2	1		2. 請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	8	4	5	1	2	1		2. 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	
8	4	5	1	3	1		3. 請負者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを確認しておかなければならない。	8	4	5	1	3	1		3. 受注者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを確認しておかなければならない。	
8	4	5	1	4	1		4. 請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事的品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	8	4	5	1	4	1		4. 受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事的品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	
8	4	5	2	0	1	4 - 5 - 2	材 料	8	4	5	2	0	1	4 - 5 - 2	材 料	
8	4	5	2	1	1		1. 請負者は、設計図書に定めた仮設構造物の材料の選定にあたっては、次の各項目について調査し、材料の品質・性能を確認しなければならない。	8	4	5	2	1	1		1. 受注者は、設計図書に定めた仮設構造物の材料の選定にあたっては、以下の各項目について調査し、材料の品質・性能を確認しなければならない。	
8	4	5	2	1	2	(1)	仮設物の設置条件（設置期間、荷重頻度等）	8	4	5	2	1	2	(1)	仮設物の設置条件（設置期間、荷重頻度等）	
8	4	5	2	1	3	(2)	関係法令	8	4	5	2	1	3	(2)	関係法令	
8	4	5	2	1	4	(3)	部材の腐食、変形等の有無に対する条件（既往の使用状態等）	8	4	5	2	1	4	(3)	部材の腐食、変形等の有無に対する条件（既往の使用状態等）	
8	4	5	2	2	1		2. 請負者は、仮設構造物の変位が上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。	8	4	5	2	2	1		2. 受注者は、仮設構造物の変位が上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。	
8	4	5	3	0	1	4 - 5 - 3	地組工	8	4	5	3	0	1	4 - 5 - 3	地組工	
8	4	5	3	0	2		地組工の施工については、第3編2 - 13 - 2 地組工の規定による。	8	4	5	3	0	2		地組工の施工については、第3編2 - 13 - 2 地組工の規定による。	
8	4	5	4	0	1	4 - 5 - 4	架設工（クレーン架設）	8	4	5	4	0	1	4 - 5 - 4	架設工（クレーン架設）	
8	4	5	4	0	2		架設工（クレーン架設）の施工については、第3編2 - 13 - 3 架設工（クレーン架設）の規定による。	8	4	5	4	0	2		架設工（クレーン架設）の施工については、第3編2 - 13 - 3 架設工（クレーン架設）の規定による。	
8	4	5	5	0	1	4 - 5 - 5	架設工（ケーブルクレーン架設）	8	4	5	5	0	1	4 - 5 - 5	架設工（ケーブルクレーン架設）	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	4	5	5	0	2		架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、第3編2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定による。	8	4	5	5	0	2		架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、第3編2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定による。	
8	4	5	6	0	1	4-5-6	架設工（ケーブルエレクション架設）	8	4	5	6	0	1	4-5-6	架設工（ケーブルエレクション架設）	
8	4	5	6	0	2		架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、第3編2-13-5架設工（ケーブルエレクション架設）の規定による。	8	4	5	6	0	2		架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、第3編2-13-5架設工（ケーブルエレクション架設）の規定による。	
8	4	5	7	0	1	4-5-7	架設工（架設桁架設）	8	4	5	7	0	1	4-5-7	架設工（架設桁架設）	
8	4	5	7	0	2		架設工（架設桁架設）の施工については、第3編2-13-6架設工（架設桁架設）の規定による。	8	4	5	7	0	2		架設工（架設桁架設）の施工については、第3編2-13-6架設工（架設桁架設）の規定による。	
8	4	5	8	0	1	4-5-8	架設工（送出し架設）	8	4	5	8	0	1	4-5-8	架設工（送出し架設）	
8	4	5	8	0	2		架設工（送出し架設）の施工については、第3編2-13-7架設工（送出し架設）の規定による。	8	4	5	8	0	2		架設工（送出し架設）の施工については、第3編2-13-7架設工（送出し架設）の規定による。	
8	4	5	9	0	1	4-5-9	架設工（トラベラークレーン架設）	8	4	5	9	0	1	4-5-9	架設工（トラベラークレーン架設）	
8	4	5	9	0	2		架設工（トラベラークレーン架設）の施工については、第3編2-13-8架設工（トラベラークレーン架設）の規定による。	8	4	5	9	0	2		架設工（トラベラークレーン架設）の施工については、第3編2-13-8架設工（トラベラークレーン架設）の規定による。	
8	4	5	10	0	1	4-5-10	支承工	8	4	5	10	0	1	4-5-10	支承工	
8	4	5	10	0	2		請負者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	4	5	10	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	4	5	11	0	1	4-5-11	現場継手工	8	4	5	11	0	1	4-5-11	現場継手工	
8	4	5	11	0	2		現場継手工の施工については、第3編2-3-23現場継手工の規定による。	8	4	5	11	0	2		現場継手工の施工については、第3編2-3-23現場継手工の規定による。	
8	4	6	0	0	1	第6節	橋梁現場塗装工	8	4	6	0	0	1	第6節	橋梁現場塗装工	
8	4	6	1	0	1	4-6-1	一般事項	8	4	6	1	0	1	4-6-1	一般事項	
8	4	6	1	1	1	1.	本節は、橋梁現場塗装工として現場塗装工その他これらに類する工種について定める。	8	4	6	1	1	1	1.	本節は、橋梁現場塗装工として現場塗装工その他これらに類する工種について定める。	
8	4	6	1	2	1	2.	請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	8	4	6	1	2	1	2.	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	
8	4	6	1	3	1	3.	請負者は、作業中に鉄道・道路・河川等に塗料等が落下しないようにしなければならない。	8	4	6	1	3	1	3.	受注者は、作業中に鉄道・道路・河川等に塗料等が落下しないようにしなければならない。	
8	4	6	2	0	1	4-6-2	材 料	8	4	6	2	0	1	4-6-2	材 料	
8	4	6	2	0	2		現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	8	4	6	2	0	2		現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	
8	4	6	3	0	1	4-6-3	現場塗装工	8	4	6	3	0	1	4-6-3	現場塗装工	
8	4	6	3	0	2		現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。	8	4	6	3	0	2		現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。	
8	4	7	0	0	1	第7節	床版工	8	4	7	0	0	1	第7節	床版工	
8	4	7	1	0	1	4-7-1	一般事項	8	4	7	1	0	1	4-7-1	一般事項	
8	4	7	1	0	2		本節は、床版工として床版工その他これらに類する工種について定める。	8	4	7	1	0	2		本節は、床版工として床版工その他これらに類する工種について定める。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	4	7	2	0	1	4-7-2	床版工	8	4	7	2	0	1	4-7-2	床版工	
8	4	7	2	0	2		床版工の施工については、第3編2-18-2床版工の規定による。	8	4	7	2	0	2		床版工の施工については、第3編2-18-2床版工の規定による。	
8	4	8	0	0	1	第8節	橋梁付属物工	8	4	8	0	0	1	第8節	橋梁付属物工	
8	4	8	1	0	1	4-8-1	一般事項	8	4	8	1	0	1	4-8-1	一般事項	
8	4	8	1	0	2		本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、落橋防止装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	8	4	8	1	0	2		本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、落橋防止装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	
8	4	8	2	0	1	4-8-2	伸縮装置工	8	4	8	2	0	1	4-8-2	伸縮装置工	
8	4	8	2	1	1		伸縮装置工の施工については、第3編2-3-2伸縮装置工の規定による。	8	4	8	2	1	1		伸縮装置工の施工については、第3編2-3-2伸縮装置工の規定による。	
8	4	8	3	0	1	4-8-3	落橋防止装置工	8	4	8	3	0	1	4-8-3	落橋防止装置工	
8	4	8	3	1	1		請負者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	8	4	8	3	1	1		受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	
8	4	8	4	0	1	4-8-4	排水装置工	8	4	8	4	0	1	4-8-4	排水装置工	
8	4	8	4	0	2		請負者は、排水柵の設置にあたっては、路面（高さ、勾配）及び排水柵水抜き孔と床版上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。	8	4	8	4	0	2		受注者は、排水柵の設置にあたっては、路面（高さ、勾配）及び排水柵水抜き孔と床版上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。	
8	4	8	5	0	1	4-8-5	地覆工	8	4	8	5	0	1	4-8-5	地覆工	
8	4	8	5	0	2		請負者は、地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。	8	4	8	5	0	2		受注者は、地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。	
8	4	8	6	0	1	4-8-6	橋梁用防護柵工	8	4	8	6	0	1	4-8-6	橋梁用防護柵工	
8	4	8	6	0	2		請負者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。	8	4	8	6	0	2		受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。	
8	4	8	7	0	1	4-8-7	橋梁用高欄工	8	4	8	7	0	1	4-8-7	橋梁用高欄工	
8	4	8	7	0	2		請負者は、鋼製高欄の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。また、原則として、橋梁上部工の支間の支保工をゆるめた後でなければ施工を行ってはならない。	8	4	8	7	0	2		受注者は、鋼製高欄の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。また、原則として、橋梁上部工の支間の支保工をゆるめた後でなければ施工を行ってはならない。	
8	4	8	8	0	1	4-8-8	検査路工	8	4	8	8	0	1	4-8-8	検査路工	
8	4	8	8	0	2		請負者は、検査路工の施工については、設計図書に従い、正しい位置に設置しなければならない。	8	4	8	8	0	2		受注者は、検査路工の施工については、設計図書に従い、正しい位置に設置しなければならない。	
8	4	8	9	0	1	4-8-9	銘板工	8	4	8	9	0	1	4-8-9	銘板工	
8	4	8	9	0	2		銘板工の施工は、第3編2-3-25銘板工の規定による。	8	4	8	9	0	2		銘板工の施工は、第3編2-3-25銘板工の規定による。	
8	4	9	0	0	1	第9節	歩道橋本体工	8	4	9	0	0	1	第9節	歩道橋本体工	
8	4	9	1	0	1	4-9-1	一般事項	8	4	9	1	0	1	4-9-1	一般事項	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
8	4	9	1	0	2		8	4	9	1	0	2		8	4	9	1	0	2	本節は、歩道橋本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、橋脚フーチング工、歩道橋（側道橋）架設工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。
8	4	9	2	0	1	4 - 9 - 2	8	4	9	2	0	1	4 - 9 - 2	8	4	9	2	0	1	作業土工（床掘り・埋戻し）
8	4	9	2	0	2		8	4	9	2	0	2		8	4	9	2	0	2	作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工の規定による。
8	4	9	3	0	1	4 - 9 - 3	8	4	9	3	0	1	4 - 9 - 3	8	4	9	3	0	1	既製杭工
8	4	9	3	0	2		8	4	9	3	0	2		8	4	9	3	0	2	既製杭工の施工については、第3編2 - 4 - 4既製杭工の規定による。
8	4	9	4	0	1	4 - 9 - 4	8	4	9	4	0	1	4 - 9 - 4	8	4	9	4	0	1	場所打杭工
8	4	9	4	0	2		8	4	9	4	0	2		8	4	9	4	0	2	場所打杭工の施工については、第3編2 - 4 - 5場所打杭工の規定による。
8	4	9	5	0	1	4 - 9 - 5	8	4	9	5	0	1	4 - 9 - 5	8	4	9	5	0	1	橋脚フーチング工
8	4	9	5	0	2		8	4	9	5	0	2		8	4	9	5	0	2	橋脚フーチング工の施工については、第8編3 - 8 - 9橋脚フーチング工の規定による。
8	4	9	6	0	1	4 - 9 - 6	8	4	9	6	0	1	4 - 9 - 6	8	4	9	6	0	1	歩道橋（側道橋）架設工
8	4	9	6	1	1	1 .	8	4	9	6	1	1	1 .	8	4	9	6	1	1	請負者は、歩道橋の架設にあたって、現地架設条件を踏まえ、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、歩道橋本体に悪影響がないことを確認しておかなければならない。
8	4	9	6	2	1	2 .	8	4	9	6	2	1	2 .	8	4	9	6	2	1	請負者は、部材の組立ては組立て記号、所定の組立て順序に従って正確に行わなければならない。
8	4	9	6	3	1	3 .	8	4	9	6	3	1	3 .	8	4	9	6	3	1	請負者は、組立て中の部材については、入念に取扱って損傷のないように注意しなければならない。
8	4	9	6	4	1	4 .	8	4	9	6	4	1	4 .	8	4	9	6	4	1	請負者は、部材の接触面については、組立てに先立って清掃しなければならない。
8	4	9	6	5	1	5 .	8	4	9	6	5	1	5 .	8	4	9	6	5	1	請負者は、部材の組立てに使用する仮締めボルトとドリフトピンについては、その架設応力に十分耐えるだけの組み合わせ及び数量を用いなければならない。
8	4	9	6	6	1	6 .	8	4	9	6	6	1	6 .	8	4	9	6	6	1	請負者は、仮締めボルトが終了したときは、本締めに先立って橋の形状が設計に適合するかどうか確認しなければならない。
8	4	9	6	7	1	7 .	8	4	9	6	7	1	7 .	8	4	9	6	7	1	側道橋の架設については、第8編第4章第5節鋼橋架設工の規定による。
8	4	9	7	0	1	4 - 9 - 7	8	4	9	7	0	1	4 - 9 - 7	8	4	9	7	0	1	現場塗装工
8	4	9	7	0	2		8	4	9	7	0	2		8	4	9	7	0	2	請負者は現場塗装工の施工については、第3編2 - 3 - 31現場塗装工の規定による。
8	4	10	0	0	1	第10節	8	4	10	0	0	1	第10節	8	4	10	0	0	1	鋼橋足場等設置工
8	4	10	1	0	1	4 - 10 - 1	8	4	10	1	0	1	4 - 10 - 1	8	4	10	1	0	1	一般事項
8	4	10	1	0	2		8	4	10	1	0	2		8	4	10	1	0	2	本節は、鋼橋足場等設置工として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等																	
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由					
8	4	10	2	0	1	4 - 10 - 2	8	4	10	2	0	1	4 - 10 - 2	8	4	10	2	0	1	4 - 10 - 2	8	4	10	2	0	2			
						橋梁足場工 請負者は、足場設備の設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。							橋梁足場工 受注者は、足場設備の設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。																
8	4	10	3	0	1	4 - 10 - 3	8	4	10	3	0	1	4 - 10 - 3	8	4	10	3	0	1	4 - 10 - 3	8	4	10	3	0	2			
						橋梁防護工 請負者は、歩道あるいは供用道路上等に足場設備工を設置する場合には、必要に応じて交通の障害とならないよう、板張防護、シート張防護などを行わなければならない。							橋梁防護工 受注者は、歩道あるいは供用道路上等に足場設備工を設置する場合には、必要に応じて交通の障害とならないよう、板張防護、シート張防護などを行わなければならない。																
8	4	10	4	0	1	4 - 10 - 4	8	4	10	4	0	1	4 - 10 - 4	8	4	10	4	0	1	4 - 10 - 4	8	4	10	4	0	2			
						昇降用設備工 請負者は、登り栈橋、工用エレベーターの設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。							昇降用設備工 受注者は、登り栈橋、工用エレベーターの設置について、設計図書において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。																
8	5	0	0	0	1	第5章	8	5	0	0	0	1	第5章	8	5	0	0	0	1	第5章	8	5	0	0	0	1			
						コンクリート橋上部							コンクリート橋上部																
8	5	1	0	0	1	第1節	8	5	1	0	0	1	第1節	8	5	1	0	0	1	第1節	8	5	1	0	0	1			
						適用							適用																
8	5	1	0	1	1	1.	8	5	1	0	1	1	1.	8	5	1	0	1	1	1.	8	5	1	0	1	1			
						本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、PC橋工、プレキャスト橋工、PCホロースラブ橋工、RCホロースラブ橋工、PC版橋工、PC箱橋工、PC片持箱橋工、PC押し箱橋工、橋梁付属物工、コンクリート橋足場等設備工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。							本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、PC橋工、プレキャスト橋工、PCホロースラブ橋工、RCホロースラブ橋工、PC版橋工、PC箱橋工、PC片持箱橋工、PC押し箱橋工、橋梁付属物工、コンクリート橋足場等設備工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。																
8	5	1	0	2	1	2.	8	5	1	0	2	1	2.	8	5	1	0	2	1	2.	8	5	1	0	2	1			
						仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。							仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。																
8	5	1	0	3	1	3.	8	5	1	0	3	1	3.	8	5	1	0	3	1	3.	8	5	1	0	3	1			
						本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。							本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。																
8	5	1	0	4	1	4.	8	5	1	0	4	1	4.	8	5	1	0	4	1	4.	8	5	1	0	4	1			
						コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、 <u>次</u> による。							コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、 <u>以下</u> による。																
8	5	1	0	5	2	(1)	8	5	1	0	5	2	(1)	8	5	1	0	5	2	(1)	8	5	1	0	5	2			
						請負者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。							受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。																
8	5	1	0	5	3	(2)	8	5	1	0	5	3	(2)	8	5	1	0	5	3	(2)	8	5	1	0	5	3			
						非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)（以下、「要領(案)」という。）」に従い行 <u>うものとする</u> 。							非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。）」に従い行 <u>わなければならない</u> 。																
8	5	1	0	5	4	(3)	8	5	1	0	5	4	(3)	8	5	1	0	5	4	(3)	8	5	1	0	5	4			
						本試験に関する資料を整備 <u>および</u> 保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時まで監督職員へ提出しなければならない。							本試験に関する資料を整備 <u>及び</u> 保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時まで監督職員へ提出しなければならない。																

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等																																						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由																										
8	5	1	0	5	5	(4)	8	5	1	0	5	5	(4)	8	5	1	0	5	5	5																														
						要領(案)により難い場合は、監督職員と協議するものとする。												要領により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。																																
8	5	2	0	0	1	第2節	8	5	2	0	0	1	第2節	8	5	2	0	0	1	第2節	8	5	2	0	0	1	第2節	8	5	2	0	0	1	第2節	8	5	2	0	0	1	第2節	8	5	2	0	0	1	第2節		
						適用すべき諸基準												適用すべき諸基準																																
8	5	2	0	0	2		8	5	2	0	0	2		8	5	2	0	0	2		8	5	2	0	0	2		8	5	2	0	0	2		8	5	2	0	0	2		8	5	2	0	0	2			
						請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。												受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。																																
8	5	2	0	0	3		8	5	2	0	0	3		8	5	2	0	0	3		8	5	2	0	0	3		8	5	2	0	0	3		8	5	2	0	0	3		8	5	2	0	0	3			
						日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 コンクリート橋編) (平成14年3月)												日本道路協会 道路橋示方書・同解説(共通編 コンクリート橋編) (平成24年3月)																																
8	5	2	0	0	5		8	5	2	0	0	5		8	5	2	0	0	5		8	5	2	0	0	5		8	5	2	0	0	5		8	5	2	0	0	5		8	5	2	0	0	5			
						日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編) (平成14年3月)												日本道路協会 道路橋示方書・同解説(耐震設計編) (平成24年3月)																																
8	5	2	0	0	6		8	5	2	0	0	6		8	5	2	0	0	6		8	5	2	0	0	6		8	5	2	0	0	6		8	5	2	0	0	6		8	5	2	0	0	6			
						日本道路協会 道路橋支保便覧 (平成16年4月)												日本道路協会 道路橋支保便覧 (平成16年4月)																																
8	5	2	0	0	7		8	5	2	0	0	7		8	5	2	0	0	7		8	5	2	0	0	7		8	5	2	0	0	7		8	5	2	0	0	7		8	5	2	0	0	7			
						土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)												土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (平成3年3月)																																
8	5	2	0	0	8		8	5	2	0	0	8		8	5	2	0	0	8		8	5	2	0	0	8		8	5	2	0	0	8		8	5	2	0	0	8		8	5	2	0	0	8			
						日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)												日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 (平成6年2月)																																
8	5	2	0	0	9		8	5	2	0	0	9		8	5	2	0	0	9		8	5	2	0	0	9		8	5	2	0	0	9		8	5	2	0	0	9		8	5	2	0	0	9			
						日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成10年1月)												日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 (平成10年1月)																																
8	5	2	0	0	10		8	5	2	0	0	10		8	5	2	0	0	10		8	5	2	0	0	10		8	5	2	0	0	10		8	5	2	0	0	10		8	5	2	0	0	10			
						日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)												日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)																																
8	5	2	0	0	11		8	5	2	0	0	11		8	5	2	0	0	11		8	5	2	0	0	11		8	5	2	0	0	11		8	5	2	0	0	11		8	5	2	0	0	11			
						日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)												日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)																																
8	5	2	0	0	12		8	5	2	0	0	12		8	5	2	0	0	12		8	5	2	0	0	12		8	5	2	0	0	12		8	5	2	0	0	12		8	5	2	0	0	12			
						建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針(案) (平成7年12月)												建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針(案) (平成7年12月)																																
8	5	2	0	0	13		8	5	2	0	0	13		8	5	2	0	0	13		8	5	2	0	0	13		8	5	2	0	0	13		8	5	2	0	0	13		8	5	2	0	0	13			
						国土開発技術研究センター プレベーム合成げた橋設計施工指針 (平成9年7月)												国土開発技術研究センター プレベーム合成げた橋設計施工指針 (平成9年7月)																																
8	5	3	0	0	1	第3節	8	5	3	0	0	1	第3節	8	5	3	0	0	1	第3節	8	5	3	0	0	1	第3節	8	5	3	0	0	1	第3節	8	5	3	0	0	1	第3節	8	5	3	0	0	1	第3節		
						工場製作工												工場製作工																																
8	5	3	1	0	1	5-3-1	8	5	3	1	0	1	5-3-1	8	5	3	1	0	1	5-3-1	8	5	3	1	0	1	5-3-1	8	5	3	1	0	1	5-3-1	8	5	3	1	0	1	5-3-1	8	5	3	1	0	1	5-3-1		
						一般事項												一般事項																																
8	5	3	1	1	1	1.	8	5	3	1	1	1	1.	8	5	3	1	1	1	1.	8	5	3	1	1	1	1.	8	5	3	1	1	1	1.	8	5	3	1	1	1	1.	8	5	3	1	1	1	1.		
						本節は、工場製作工としてプレベーム用桁製作工、橋梁用防護柵製作工、鋼製伸縮継手製作工、検査路製作工、工場塗装工、鋳造費その他これらに類する工種について定めるものとする。												本節は、工場製作工としてプレベーム用桁製作工、橋梁用防護柵製作工、鋼製伸縮継手製作工、検査路製作工、工場塗装工、鋳造費その他これらに類する工種について定めるものとする。																																
8	5	3	1	2	1	2.	8	5	3	1	2	1	2.	8	5	3	1	2	1	2.	8	5	3	1	2	1	2.	8	5	3	1	2	1	2.	8	5	3	1	2	1	2.	8	5	3	1	2	1	2.		
						請負者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。第1項の施工計画書への記載内容に加えて、それぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示されている場合、または設計図書について監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または、一部を省略することができる。												受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。第1項の施工計画書への記載内容に加えて、それぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示されている場合、または設計図書について監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または、一部を省略することができる。																																

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	5	3	1	3	1	3	請負者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書について監督職員の承諾を得るものとする。	8	5	3	1	3	1	3	受注者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書について監督職員の承諾を得るものとする。	
8	5	3	1	4	1	4	請負者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。	8	5	3	1	4	1	4	受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。	
8	5	3	2	0	1	5-3-2	プレビーム用桁製作工	8	5	3	2	0	1	5-3-2	プレビーム用桁製作工	
8	5	3	2	0	2		プレビーム用桁製作工については、第3編2-12-9プレビーム用桁製作工の規定による。	8	5	3	2	0	2		プレビーム用桁製作工については、第3編2-12-9プレビーム用桁製作工の規定による。	
8	5	3	3	0	1	5-3-3	橋梁用防護柵製作工	8	5	3	3	0	1	5-3-3	橋梁用防護柵製作工	
8	5	3	3	0	2		橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工の規定による。	8	5	3	3	0	2		橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工の規定による。	
8	5	3	4	0	1	5-3-4	鋼製伸縮継手製作工	8	5	3	4	0	1	5-3-4	鋼製伸縮継手製作工	
8	5	3	4	0	2		鋼製伸縮継手製作工の施工については、第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工の規定による。	8	5	3	4	0	2		鋼製伸縮継手製作工の施工については、第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工の規定による。	
8	5	3	5	0	1	5-3-5	検査路製作工	8	5	3	5	0	1	5-3-5	検査路製作工	
8	5	3	5	0	2		検査路製作工の施工については、第3編2-12-4検査路製作工の規定による。	8	5	3	5	0	2		検査路製作工の施工については、第3編2-12-4検査路製作工の規定による。	
8	5	3	6	0	1	5-3-6	工場塗装工	8	5	3	6	0	1	5-3-6	工場塗装工	
8	5	3	6	0	2		工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。	8	5	3	6	0	2		工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。	
8	5	3	7	0	1	5-3-7	鋳造費	8	5	3	7	0	1	5-3-7	鋳造費	
8	5	3	7	0	2		橋歴板は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）、JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）の規定による。	8	5	3	7	0	2		橋歴板は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）、JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）の規定による。	
8	5	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工	8	5	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工	
8	5	4	1	0	1	5-4-1	一般事項	8	5	4	1	0	1	5-4-1	一般事項	
8	5	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	8	5	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	
8	5	4	2	0	1	5-4-2	輸送工	8	5	4	2	0	1	5-4-2	輸送工	
8	5	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	8	5	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	
8	5	5	0	0	1	第5節	PC橋工	8	5	5	0	0	1	第5節	PC橋工	
8	5	5	1	0	1	5-5-1	一般事項	8	5	5	1	0	1	5-5-1	一般事項	
8	5	5	1	1	1	1	本節は、PC橋工としてプレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工（購入工）、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	8	5	5	1	1	1	1	本節は、PC橋工としてプレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工（購入工）、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	
8	5	5	1	2	1	2	請負者は、コンクリート管理橋の製作工について、施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	8	5	5	1	2	1	2	受注者は、コンクリート管理橋の製作工について、施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	5	5	1	2	2	(1)	使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)	8	5	5	1	2	2	(1)	使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)	
8	5	5	1	2	3	(2)	施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)	8	5	5	1	2	3	(2)	施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)	
8	5	5	1	2	4	(3)	主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)	8	5	5	1	2	4	(3)	主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)	
8	5	5	1	2	5	(4)	試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)	8	5	5	1	2	5	(4)	試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)	
8	5	5	1	3	1	3.	請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	8	5	5	1	3	1	3.	受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	
8	5	5	1	4	1	4.	請負者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	8	5	5	1	4	1	4.	受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	
8	5	5	1	5	1	5.	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	8	5	5	1	5	1	5.	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	
8	5	5	1	6	1	6.	請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	8	5	5	1	6	1	6.	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	
8	5	5	1	7	1	7.	請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	8	5	5	1	7	1	7.	受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	
8	5	5	2	0	1	5-5-2	プレテンション桁製作工(購入工)	8	5	5	2	0	1	5-5-2	プレテンション桁製作工(購入工)	
8	5	5	2	0	2		プレテンション桁製作工(購入工)の施工については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	8	5	5	2	0	2		プレテンション桁製作工(購入工)の施工については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	
8	5	5	3	0	1	5-5-3	ポストテンション桁製作工	8	5	5	3	0	1	5-5-3	ポストテンション桁製作工	
8	5	5	3	0	2		ポストテンション桁製作工の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	8	5	5	3	0	2		ポストテンション桁製作工の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	
8	5	5	4	0	1	5-5-4	プレキャストセグメント製作工(購入工)	8	5	5	4	0	1	5-5-4	プレキャストセグメント製作工(購入工)	
8	5	5	4	0	2		プレキャストブロック購入については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	8	5	5	4	0	2		プレキャストセグメント製作工(購入工)については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	
8	5	5	5	0	1	5-5-5	プレキャストセグメント主桁組立工	8	5	5	5	0	1	5-5-5	プレキャストセグメント主桁組立工	
8	5	5	5	0	2		プレキャストセグメント主桁組立工の施工については、第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工の規定による。	8	5	5	5	0	2		プレキャストセグメント主桁組立工の施工については、第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工の規定による。	
8	5	5	6	0	1	5-5-6	支承工	8	5	5	6	0	1	5-5-6	支承工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
8	5	5	6	0	2							8	5	5	6	0	2		請負者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
8	5	5	7	0	1	5-5-7						8	5	5	7	0	1		架設工(クレーン架設)
8	5	5	7	0	2							8	5	5	7	0	2		架設工(クレーン架設)の施工については、第3編2-13-3架設工(クレーン架設)の規定による。
8	5	5	8	0	1	5-5-8						8	5	5	8	0	1		架設工(架設桁架設)
8	5	5	8	0	2							8	5	5	8	0	2		桁架設については、第3編2-13-6架設工(架設桁架設)の規定による。
8	5	5	9	0	1	5-5-9						8	5	5	9	0	1		床版・横組工
8	5	5	9	0	2							8	5	5	9	0	2		横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。
8	5	5	10	0	1	5-5-10						8	5	5	10	0	1		落橋防止装置工
8	5	5	10	0	2							8	5	5	10	0	2		請負者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。
8	5	6	0	0	1	第6節						8	5	6	0	0	1	第6節	プレビーム桁橋工
8	5	6	1	0	1	5-6-1						8	5	6	1	0	1		一般事項
8	5	6	1	1	1	1.						8	5	6	1	1	1		本節は、プレビーム桁橋工としてプレビーム桁製作工(現場)、支承工、架設工(クレーン架設)、架設工(架設桁架設)、床版・横組工、局部(部分)プレストレス工、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。
8	5	6	1	2	1	2.						8	5	6	1	2	1		請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
8	5	6	1	3	1	3.						8	5	6	1	3	1		請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。
8	5	6	1	4	1	4.						8	5	6	1	4	1		請負者は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。
8	5	6	1	4	2	(1)						8	5	6	1	4	2		使用材料(セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量)
8	5	6	1	4	3	(2)						8	5	6	1	4	3		施工方法(鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等)
8	5	6	1	4	4	(3)						8	5	6	1	4	4		主桁製作設備(機種、性能、使用期間等)
8	5	6	1	4	5	(4)						8	5	6	1	4	5		試験ならびに品質管理計画(作業中の管理、検査等)

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	5	6	1	5	1	5	請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	8	5	6	1	5	1	5	受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	
8	5	6	1	6	1	6	請負者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	8	5	6	1	6	1	6	受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	
8	5	6	1	7	1	7	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	8	5	6	1	7	1	7	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	
8	5	6	2	0	1	5 - 6 - 2	プレビーム桁製作工（現場）	8	5	6	2	0	1	5 - 6 - 2	プレビーム桁製作工（現場）	
8	5	6	2	1	1	1	プレフレクション（応力導入）の施工については、下記の規定による。	8	5	6	2	1	1	1	プレフレクション（応力導入）の施工については、下記の規定による。	
8	5	6	2	1	2	(1)	鋼桁のプレフレクションにあたっては、鋼桁の鉛直度を測定の上、ねじれが生じないようにする。	8	5	6	2	1	2	(1)	鋼桁のプレフレクションにあたっては、鋼桁の鉛直度を測定の上、ねじれが生じないようにする。	
8	5	6	2	1	3	(2)	鋼桁のプレフレクションの管理を、荷重計の示度及び鋼桁のたわみ量によって行うものとする。なお、このときの荷重及びたわみ量の規格値は、表5 - 1の値とするものとする。	8	5	6	2	1	3	(2)	鋼桁のプレフレクションの管理を、荷重計の示度及び鋼桁のたわみ量によって行うものとする。なお、このときの荷重及びたわみ量の規格値は、表5 - 1の値とするものとする。	
8	5	6	2	1	4		表5 - 1	8	5	6	2	1	4		表5 - 1	
8	5	6	2	1	5	(3)	請負者は、プレフレクション管理計画を施工計画書へ記載するとともに、プレフレクションに先立ち、載荷装置のキャリブレーションを実施しなければならない。	8	5	6	2	1	5	(3)	受注者は、プレフレクション管理計画を施工計画書へ記載するとともに、プレフレクションに先立ち、載荷装置のキャリブレーションを実施しなければならない。	
8	5	6	2	2	1	2	リリース（応力解放）の施工については、下記の規定による。	8	5	6	2	2	1	2	リリース（応力解放）の施工については、下記の規定による。	
8	5	6	2	2	2	(1)	リリースを行うときの下フランジコンクリートの圧縮強度は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上で、かつ設計基準強度の90%以上であることを確認するものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。	8	5	6	2	2	2	(1)	リリースを行うときの下フランジコンクリートの圧縮強度は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上で、かつ設計基準強度の90%以上であることを確認するものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。	
8	5	6	2	2	3	(2)	リリース時のコンクリートの材令は、5日以上とするものとする。ただし、蒸気養生等特別な養生を行う場合は、請負者は、その養生方法等を施工計画書に記載の上、最低3日以上確保しなければならない。	8	5	6	2	2	3	(2)	リリース時のコンクリートの材令は、5日以上とするものとする。ただし、蒸気養生等特別な養生を行う場合は、受注者は、その養生方法等を施工計画書に記載の上、最低3日以上確保しなければならない。	
8	5	6	2	2	4	(3)	請負者は、リリース時導入応力の管理は、プレビーム桁のたわみ量により行わなければならない。なお、たわみ量の許容値は、設計値に対して±10%で管理するものとする。	8	5	6	2	2	4	(3)	受注者は、リリース時導入応力の管理は、プレビーム桁のたわみ量により行わなければならない。なお、たわみ量の許容値は、設計値に対して±10%で管理するものとする。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
8	5	6	2	3	1		3. 請負者は、ブロック工法において主桁を解体する場合は、適切な方法で添接部を無応力とした上で行わなければならない。	8	5	6	2	3	1		3. 受注者は、ブロック工法において主桁を解体する場合は、適切な方法で添接部を無応力とした上で行わなければならない。	
8	5	6	2	4	1		4. 地組工の施工については、第3編2-13-2地組工の規定によるものとする。	8	5	6	2	4	1		4. 地組工の施工については、第3編2-13-2地組工の規定によるものとする。	
8	5	6	2	5	1		5. 横桁部材の連結に使用する高力ボルトについては、第3編2-3-23現場継手工の規定による。	8	5	6	2	5	1		5. 横桁部材の連結に使用する高力ボルトについては、第3編2-3-23現場継手工の規定による。	
8	5	6	2	6	1		6. 請負者は、主桁製作設備の施工については、下記の規定による。	8	5	6	2	6	1		6. 受注者は、主桁製作設備の施工については、下記の規定による。	
8	5	6	2	6	2	(1)	主桁製作設備については、設計図書に示された固定点間距離に従って設けるものとする。	8	5	6	2	6	2	(1)	主桁製作設備については、設計図書に示された固定点間距離に従って設けるものとする。	
8	5	6	2	6	3	(2)	支持台の基礎については、ベースコンクリートの設置等により有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。	8	5	6	2	6	3	(2)	支持台の基礎については、ベースコンクリートの設置等により有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。	
8	5	6	3	0	1	5-6-3	支承工	8	5	6	3	0	1	5-6-3	支承工	
8	5	6	3	0	2		請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	5	6	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	5	6	4	0	1	5-6-4	架設工（クレーン架設）	8	5	6	4	0	1	5-6-4	架設工（クレーン架設）	
8	5	6	4	0	2		架設工（クレーン架設）の施工については、第3編2-13-3架設工（クレーン架設）の規定による。	8	5	6	4	0	2		架設工（クレーン架設）の施工については、第3編2-13-3架設工（クレーン架設）の規定による。	
8	5	6	5	0	1	5-6-5	架設工（架設桁架設）	8	5	6	5	0	1	5-6-5	架設工（架設桁架設）	
8	5	6	5	0	2		桁架設については、第3編2-13-6架設工（架設桁架設）の規定による。	8	5	6	5	0	2		桁架設については、第3編2-13-6架設工（架設桁架設）の規定による。	
8	5	6	6	0	1	5-6-6	床版・横組工	8	5	6	6	0	1	5-6-6	床版・横組工	
8	5	6	6	0	2		横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	8	5	6	6	0	2		横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	
8	5	6	7	0	1	5-6-7	局部（部分）プレストレス工	8	5	6	7	0	1	5-6-7	局部（部分）プレストレス工	
8	5	6	7	0	2		部分プレストレスの施工については、下記の規定による。	8	5	6	7	0	2		部分プレストレスの施工については、下記の規定による。	
8	5	6	7	0	3	(1)	ブロック工法における部分プレストレスは、設計図書によるものとするが、施工時期が設計と異なる場合は、監督職員の指示による。	8	5	6	7	0	3	(1)	ブロック工法における部分プレストレスは、設計図書によるものとするが、施工時期が設計と異なる場合は、監督職員の指示による。	
8	5	6	7	0	4	(2)	ブロック工法の添接部下フランジコンクリートには、膨張コンクリートを使用しなければならない。また、コンクリート打継面はレイタンス、ごみ、油など、付着に対して有害なものを取り除き施工するものとする。	8	5	6	7	0	4	(2)	ブロック工法の添接部下フランジコンクリートには、膨張コンクリートを使用しなければならない。また、コンクリート打継面はレイタンス、ごみ、油など、付着に対して有害なものを取り除き施工するものとする。	
8	5	6	8	0	1	5-6-8	床版・横桁工	8	5	6	8	0	1	5-6-8	床版・横桁工	
8	5	6	8	1	1	1.	請負者は、横桁部材の連結の施工については、高力ボルトを使用することとし、第3編2-3-23現場継手工の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	5	6	8	1	1	1.	受注者は、横桁部材の連結の施工については、高力ボルトを使用することとし、第3編2-3-23現場継手工の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
8	5	6	8	2	1		2. 請負者は、床版および横桁のコンクリートの施工については、主桁の横倒れ座屈に注意し施工しなければならない。	8	5	6	8	2	1		2. 受注者は、床版及び横桁のコンクリートの施工については、主桁の横倒れ座屈に注意し施工しなければならない。	
8	5	6	9	0	1	5 - 6 - 9	落橋防止装置工	8	5	6	9	0	1	5 - 6 - 9	落橋防止装置工	
8	5	6	9	0	2		落橋防止装置工の施工については、第3編2 - 12 - 6落橋防止装置工の規定による。	8	5	6	9	0	2		落橋防止装置工の施工については、第3編2 - 12 - 6落橋防止装置工の規定による。	
8	5	7	0	0	1	第7節	PCホロースラブ橋工	8	5	7	0	0	1	第7節	PCホロースラブ橋工	
8	5	7	1	0	1	5 - 7 - 1	一般事項	8	5	7	1	0	1	5 - 7 - 1	一般事項	
8	5	7	1	1	1		1. 本節は、PCホロースラブ橋工として架設支保工（固定）、支保工、PCホロースラブ製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	8	5	7	1	1	1		1. 本節は、PCホロースラブ橋工として架設支保工（固定）、支保工、PCホロースラブ製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	
8	5	7	1	2	1		2. 請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	8	5	7	1	2	1		2. 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	
8	5	7	1	3	1		3. 請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	8	5	7	1	3	1		3. 受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	
8	5	7	1	4	1		4. 請負者は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	8	5	7	1	4	1		4. 受注者は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。	
8	5	7	1	4	2	(1)	使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）	8	5	7	1	4	2	(1)	使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）	
8	5	7	1	4	3	(2)	施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）	8	5	7	1	4	3	(2)	施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）	
8	5	7	1	4	4	(3)	主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）	8	5	7	1	4	4	(3)	主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）	
8	5	7	1	4	5	(4)	試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）	8	5	7	1	4	5	(4)	試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）	
8	5	7	1	5	1		5. 請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	8	5	7	1	5	1		5. 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	
8	5	7	1	6	1		6. 請負者は、定着具及び接続具伸しようについては、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	8	5	7	1	6	1		6. 受注者は、定着具及び接続具伸しようについては、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	
8	5	7	1	7	1		7. 請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	8	5	7	1	7	1		7. 受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	
8	5	7	2	0	1	5 - 7 - 2	架設支保工（固定）	8	5	7	2	0	1	5 - 7 - 2	架設支保工（固定）	
8	5	7	2	0	2		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。	8	5	7	2	0	2		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。	
8	5	7	3	0	1	5 - 7 - 3	支保工	8	5	7	3	0	1	5 - 7 - 3	支保工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
8	5	7	3	0	2							8	5	7	3	0	2		請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
8	5	7	4	0	1	5 - 7 - 4						8	5	7	4	0	1	5 - 7 - 4	PCホロースラブ製作工	PCホロースラブ製作工
8	5	7	4	0	2							8	5	7	4	0	2		PCホロースラブ製作工の施工については、第3編2 - 3 - 15 PCホロースラブ製作工の規定による。	PCホロースラブ製作工の施工については、第3編2 - 3 - 15 PCホロースラブ製作工の規定による。
8	5	7	5	0	1	5 - 7 - 5						8	5	7	5	0	1	5 - 7 - 5	落橋防止装置工	落橋防止装置工
8	5	7	5	0	2							8	5	7	5	0	2		落橋防止装置工の施工については、第3編2 - 12 - 6 落橋防止装置製作工の規定による。	落橋防止装置工の施工については、第3編2 - 12 - 6 落橋防止装置製作工の規定による。
8	5	8	0	0	1	第8節						8	5	8	0	0	1	第8節	RCホロースラブ橋工	RCホロースラブ橋工
8	5	8	1	0	1	5 - 8 - 1						8	5	8	1	0	1	5 - 8 - 1	一般事項	一般事項
8	5	8	1	1	1	1 .						8	5	8	1	1	1	1 .	本節は、RCホロースラブ橋工として架設支保工（固定）、支承工、RC場所打ホロースラブ製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	本節は、RCホロースラブ橋工として架設支保工（固定）、支承工、RC場所打ホロースラブ製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。
8	5	8	1	2	1	2 .						8	5	8	1	2	1	2 .	請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。
8	5	8	1	3	1	3 .						8	5	8	1	3	1	3 .	請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。
8	5	8	1	4	1	4 .						8	5	8	1	4	1	4 .	請負者は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	受注者は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。
8	5	8	1	4	2	(1)						8	5	8	1	4	2	(1)	使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）	使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）
8	5	8	1	4	3	(2)						8	5	8	1	4	3	(2)	施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）	施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）
8	5	8	1	4	4	(3)						8	5	8	1	4	4	(3)	主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）	主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）
8	5	8	1	4	5	(4)						8	5	8	1	4	5	(4)	試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）	試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）
8	5	8	1	5	1	5 .						8	5	8	1	5	1	5 .	請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。
8	5	8	1	6	1	6 .						8	5	8	1	6	1	6 .	請負者は、定着具及び接続具伸しようについては、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	5	8	1	7	1	7	請負者は、P C 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	8	5	8	1	7	1	7	受注者は、P C 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	
8	5	8	2	0	1	5 - 8 - 2	架設支保工（固定）	8	5	8	2	0	1	5 - 8 - 2	架設支保工（固定）	
8	5	8	2	0	2		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。	8	5	8	2	0	2		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。	
8	5	8	3	0	1	5 - 8 - 3	支承工	8	5	8	3	0	1	5 - 8 - 3	支承工	
8	5	8	3	0	2		請負者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	5	8	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	5	8	4	0	1	5 - 8 - 4	R C 場所打ホロースラブ製作工	8	5	8	4	0	1	5 - 8 - 4	R C 場所打ホロースラブ製作工	
8	5	8	4	0	2		円筒型枠の施工については、第3編2 - 3 - 15 P C ホロースラブ製作工の規定による。	8	5	8	4	0	2		円筒型枠の施工については、第3編2 - 3 - 15 P C ホロースラブ製作工の規定による。	
8	5	8	5	0	1	5 - 8 - 5	落橋防止装置工	8	5	8	5	0	1	5 - 8 - 5	落橋防止装置工	
8	5	8	5	0	2		落橋防止装置工の施工については、第3編2 - 12 - 6 落橋防止装置製作工の規定による。	8	5	8	5	0	2		落橋防止装置工の施工については、第3編2 - 12 - 6 落橋防止装置製作工の規定による。	
8	5	9	0	0	1	第9節	P C 版桁橋工	8	5	9	0	0	1	第9節	P C 版桁橋工	
8	5	9	1	0	1	5 - 9 - 1	一般事項	8	5	9	1	0	1	5 - 9 - 1	一般事項	
8	5	9	1	1	1	1	本節は、P C 版桁橋工としてP C 版桁製作工その他これらに類する工種について定める。	8	5	9	1	1	1	1	本節は、P C 版桁橋工としてP C 版桁製作工その他これらに類する工種について定める。	
8	5	9	1	2	1	2	請負者は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	8	5	9	1	2	1	2	受注者は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。	
8	5	9	1	2	2	(1)	使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）	8	5	9	1	2	2	(1)	使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）	
8	5	9	1	2	3	(2)	施工方法（鉄筋工、型枠工、P C 工、コンクリート工等）	8	5	9	1	2	3	(2)	施工方法（鉄筋工、型枠工、P C 工、コンクリート工等）	
8	5	9	1	2	4	(3)	主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）	8	5	9	1	2	4	(3)	主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）	
8	5	9	1	2	5	(4)	試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）	8	5	9	1	2	5	(4)	試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）	
8	5	9	1	3	1	3	請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	8	5	9	1	3	1	3	受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	
8	5	9	1	4	1	4	請負者は、定着具及び接続具伸しようについては、定着または接続されたP C 鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	8	5	9	1	4	1	4	受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたP C 鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	
8	5	9	1	5	1	5	請負者は、P C 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	8	5	9	1	5	1	5	受注者は、P C 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
8	5	9	2	0	1	5 - 9 - 2	P C 版桁製作工	8	5	9	2	0	1	5 - 9 - 2	P C 版桁製作工	
8	5	9	2	0	2		P C 版桁製作工の施工については、第3編2 - 3 - 16 P C 箱桁製作工の規定による。	8	5	9	2	0	2		P C 版桁製作工の施工については、第3編2 - 3 - 16 P C 箱桁製作工の規定による。	
8	5	10	0	0	1	第10節	P C 箱桁橋工	8	5	10	0	0	1	第10節	P C 箱桁橋工	
8	5	10	1	0	1	5 - 10 - 1	一般事項	8	5	10	1	0	1	5 - 10 - 1	一般事項	
8	5	10	1	1	1		1 . 本節は、P C 箱桁橋工として架設支保工（固定）、支承工、P C 箱桁製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	8	5	10	1	1	1		1 . 本節は、P C 箱桁橋工として架設支保工（固定）、支承工、P C 箱桁製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。	
8	5	10	1	2	1		2 . 請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	8	5	10	1	2	1		2 . 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	
8	5	10	1	3	1		3 . 請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	8	5	10	1	3	1		3 . 受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	
8	5	10	1	4	1		4 . 請負者は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	8	5	10	1	4	1		4 . 受注者は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。	
8	5	10	1	4	2	(1)	使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）	8	5	10	1	4	2	(1)	使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）	
8	5	10	1	4	3	(2)	施工方法（鉄筋工、型枠工、P C 工、コンクリート工等）	8	5	10	1	4	3	(2)	施工方法（鉄筋工、型枠工、P C 工、コンクリート工等）	
8	5	10	1	4	4	(3)	主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）	8	5	10	1	4	4	(3)	主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）	
8	5	10	1	4	5	(4)	試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）	8	5	10	1	4	5	(4)	試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）	
8	5	10	1	5	1		5 . 請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	8	5	10	1	5	1		5 . 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	
8	5	10	1	6	1		6 . 請負者は、定着具及び接続具伸しようについては、定着または接続された P C 鋼材が JIS または設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	8	5	10	1	6	1		6 . 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続された P C 鋼材が JIS または設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	
8	5	10	1	7	1		7 . 請負者は、P C 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	8	5	10	1	7	1		7 . 受注者は、P C 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	
8	5	10	2	0	1	5 - 10 - 2	架設支保工（固定）	8	5	10	2	0	1	5 - 10 - 2	架設支保工（固定）	
8	5	10	2	0	2		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。	8	5	10	2	0	2		支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。	
8	5	10	3	0	1	5 - 10 - 3	支承工	8	5	10	3	0	1	5 - 10 - 3	支承工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	5	10	3	0	2		請負者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	5	10	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	5	10	4	0	1	5 - 10 - 4	P C箱桁製作工	8	5	10	4	0	1	5 - 10 - 4	P C箱桁製作工	
8	5	10	4	0	2		P C箱桁製作工の施工については、第3編2 - 3 - 16 P C箱桁製作工の規定による。	8	5	10	4	0	2		P C箱桁製作工の施工については、第3編2 - 3 - 16 P C箱桁製作工の規定による。	
8	5	10	5	0	1	5 - 10 - 5	落橋防止装置工	8	5	10	5	0	1	5 - 10 - 5	落橋防止装置工	
8	5	10	5	0	2		落橋防止装置工の施工については、第3編2 - 12 - 6落橋防止装置製作工の規定による。	8	5	10	5	0	2		落橋防止装置工の施工については、第3編2 - 12 - 6落橋防止装置製作工の規定による。	
8	5	11	0	0	1	第11節	P C片持箱桁橋工	8	5	11	0	0	1	第11節	P C片持箱桁橋工	
8	5	11	1	0	1	5 - 11 - 1	一般事項	8	5	11	1	0	1	5 - 11 - 1	一般事項	
8	5	11	1	1	1	1 .	本節は、P C片持箱桁橋工としてP C版桁製作工、支承工、架設工（片持架設）その他これらに類する工種について定める。	8	5	11	1	1	1	1 .	本節は、P C片持箱桁橋工としてP C版桁製作工、支承工、架設工（片持架設）その他これらに類する工種について定める。	
8	5	11	1	2	1	2 .	請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	8	5	11	1	2	1	2 .	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	
8	5	11	1	3	1	3 .	請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	8	5	11	1	3	1	3 .	受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	
8	5	11	1	4	1	4 .	請負者は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	8	5	11	1	4	1	4 .	受注者は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。	
8	5	11	1	4	2	(1)	使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）	8	5	11	1	4	2	(1)	使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）	
8	5	11	1	4	3	(2)	施工方法（鉄筋工、型枠工、P C工、コンクリート工等）	8	5	11	1	4	3	(2)	施工方法（鉄筋工、型枠工、P C工、コンクリート工等）	
8	5	11	1	4	4	(3)	主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）	8	5	11	1	4	4	(3)	主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）	
8	5	11	1	4	5	(4)	試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）	8	5	11	1	4	5	(4)	試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）	
8	5	11	1	5	1	5 .	請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	8	5	11	1	5	1	5 .	受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	
8	5	11	1	6	1	6 .	請負者は、定着具及び接続具伸しようについては、定着または接続されたP C鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	8	5	11	1	6	1	6 .	受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたP C鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	5	11	1	7	1	7	請負者は、P C鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	8	5	11	1	7	1	7	受注者は、P C鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	JIS規格との整合
8	5	11	2	0	1	5 - 11 - 2	P C片持箱桁製作工	8	5	11	2	0	1	5 - 11 - 2	P C片持箱桁製作工	
8	5	11	2	1	1	1	コンクリート・P C鋼材・P C緊張の施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定による。	8	5	11	2	1	1	1	コンクリート・P C鋼材・P C緊張の施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定による。	
8	5	11	2	2	1	2	P CケーブルのP C固定・P C継手の施工については、第3編2 - 3 - 15P Cホロースラブ製作工の規定による。	8	5	11	2	2	1	2	P CケーブルのP C固定・P C継手の施工については、第3編2 - 3 - 15P Cホロースラブ製作工の規定による。	
8	5	11	2	3	1	3	請負者は、P C鋼棒のP C固定及びP C継手（普通継手・緊張端継手）がある場合は「プレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章施工」（土木学会、平成3年3月）の規定により施工しなければならない。	8	5	11	2	3	1	3	受注者は、P C鋼棒のP C固定及びP C継手（普通継手・緊張端継手）がある場合は「プレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章施工」（土木学会、平成3年3月）の規定により施工しなければならない。	
8	5	11	2	4	1	4	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウト等がある場合の施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定による。	8	5	11	2	4	1	4	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウト等がある場合の施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定による。	
8	5	11	3	0	1	5 - 11 - 3	支承工	8	5	11	3	0	1	5 - 11 - 3	支承工	
8	5	11	3	0	2		請負者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	5	11	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	5	11	4	0	1	5 - 11 - 4	架設工（片持架設）	8	5	11	4	0	1	5 - 11 - 4	架設工（片持架設）	
8	5	11	4	1	1	1	作業車の移動については、第3編2 - 13 - 3架設工（クレーン架設）の規定による。	8	5	11	4	1	1	1	作業車の移動については、第3編2 - 13 - 3架設工（クレーン架設）の規定による。	
8	5	11	4	2	1	2	請負者は、仮支柱が必要な場合、有害な変形等が生じないものを使用しなければならない。	8	5	11	4	2	1	2	受注者は、仮支柱が必要な場合、有害な変形等が生じないものを使用しなければならない。	
8	5	11	4	3	1	3	支保工基礎の施工については、第1編3 - 8 - 2構造の規定による。	8	5	11	4	3	1	3	支保工基礎の施工については、第1編3 - 8 - 2構造の規定による。	
8	5	12	0	0	1	第12節	P C押出し箱桁橋工	8	5	12	0	0	1	第12節	P C押出し箱桁橋工	
8	5	12	1	0	1	5 - 12 - 1	一般事項	8	5	12	1	0	1	5 - 12 - 1	一般事項	
8	5	12	1	1	1	1	本節は、P C押出し箱桁橋工としてP C押出し箱桁製作工、架設工（押し出し架設）その他これらに類する工種について定める。	8	5	12	1	1	1	1	本節は、P C押出し箱桁橋工としてP C押出し箱桁製作工、架設工（押し出し架設）その他これらに類する工種について定める。	
8	5	12	1	2	1	2	請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	8	5	12	1	2	1	2	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	5	12	1	3	1	3	請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	8	5	12	1	3	1	3	受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	
8	5	12	1	4	1	4	請負者は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	8	5	12	1	4	1	4	受注者は、コンクリート橋の製作工について、施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。	
8	5	12	1	4	2	(1)	使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）	8	5	12	1	4	2	(1)	使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）	
8	5	12	1	4	3	(2)	施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）	8	5	12	1	4	3	(2)	施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）	
8	5	12	1	4	4	(3)	主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）	8	5	12	1	4	4	(3)	主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）	
8	5	12	1	4	5	(4)	試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）	8	5	12	1	4	5	(4)	試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）	
8	5	12	1	5	1	5	請負者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	8	5	12	1	5	1	5	受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。	
8	5	12	1	6	1	6	請負者は、定着具及び接続具伸しようについては、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	8	5	12	1	6	1	6	受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは設計図書に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。	
8	5	12	1	7	1	7	請負者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	8	5	12	1	7	1	7	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。	
8	5	12	2	0	1	5 - 12 - 2	PC押出し箱桁製作工	8	5	12	2	0	1	5 - 12 - 2	PC押出し箱桁製作工	
8	5	12	2	1	1	1	コンクリート・PC鋼材・PC緊張の施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定による。	8	5	12	2	1	1	1	コンクリート・PC鋼材・PC緊張の施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定による。	
8	5	12	2	2	1	2	PCケーブルのPC固定・PC継手の施工については、第3編2 - 3 - 15PCホロースラブ製作工の規定による。	8	5	12	2	2	1	2	PCケーブルのPC固定・PC継手の施工については、第3編2 - 3 - 15PCホロースラブ製作工の規定による。	
8	5	12	2	3	1	3	PC鋼棒のPC固定及びPC継手（普通継手・緊張端継手）の施工については、第8編5 - 11 - 2PC片持箱桁製作工の規定による。	8	5	12	2	3	1	3	PC鋼棒のPC固定及びPC継手（普通継手・緊張端継手）の施工については、第8編5 - 11 - 2PC片持箱桁製作工の規定による。	
8	5	12	2	4	1	4	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトがある場合施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定による。	8	5	12	2	4	1	4	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトがある場合施工については、第3編2 - 3 - 13ポストテンション桁製作工の規定による。	
8	5	12	2	5	1	5	主桁製作設備の施工については、下記の規定による。	8	5	12	2	5	1	5	主桁製作設備の施工については、下記の規定による。	
8	5	12	2	5	2	(1)	主桁製作台の製作については、円滑な主桁の押し出しができるような構造とする。	8	5	12	2	5	2	(1)	主桁製作台の製作については、円滑な主桁の押し出しができるような構造とする。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	5	12	2	5	3	(2)	主桁製作台を効率よく回転するために、主桁製作台の後方に、鋼材組立台を設置するものとする。主桁製作台に対する鋼材組立台の配置については、設計図書によるが、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	5	12	2	5	3	(2)	主桁製作台を効率よく回転するために、主桁製作台の後方に、鋼材組立台を設置するものとする。主桁製作台に対する鋼材組立台の配置については、設計図書によるが、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	5	12	3	0	1	5 - 12 - 3	架設工（押し架設）	8	5	12	3	0	1	5 - 12 - 3	架設工（押し架設）	
8	5	12	3	1	1	1.	請負者は、手延べ桁と主桁との連結部の施工については、有害な変形等が生じないことを確認しなければならない。	8	5	12	3	1	1	1.	受注者は、手延べ桁と主桁との連結部の施工については、有害な変形等が生じないことを確認しなければならない。	
8	5	12	3	2	1	2.	請負者は、仮支柱が必要な場合は、鉛直反力と同時に水平反力が作用する事を考慮して、有害な変形等が生じないものを使用しなければならない。	8	5	12	3	2	1	2.	受注者は、仮支柱が必要な場合は、鉛直反力と同時に水平反力が作用する事を考慮して、有害な変形等が生じないものを使用しなければならない。	
8	5	12	3	3	1	3.	請負者は、各滑り装置の高さについて、入念に管理を行わなければならない。	8	5	12	3	3	1	3.	受注者は、各滑り装置の高さについて、入念に管理を行わなければならない。	
8	5	13	0	0	1	第13節	橋梁付属物工	8	5	13	0	0	1	第13節	橋梁付属物工	
8	5	13	1	0	1	5 - 13 - 1	一般事項	8	5	13	1	0	1	5 - 13 - 1	一般事項	
8	5	13	1	0	2		本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種ついて定める。	8	5	13	1	0	2		本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種ついて定める。	
8	5	13	2	0	1	5 - 13 - 2	伸縮装置工	8	5	13	2	0	1	5 - 13 - 2	伸縮装置工	
8	5	13	2	0	2		伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24伸縮装置工の規定による。	8	5	13	2	0	2		伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24伸縮装置工の規定による。	
8	5	13	3	0	1	5 - 13 - 3	排水装置工	8	5	13	3	0	1	5 - 13 - 3	排水装置工	
8	5	13	3	0	2		排水装置工の施工については、第8編4-8-4排水装置工の規定による。	8	5	13	3	0	2		排水装置工の施工については、第8編4-8-4排水装置工の規定による。	
8	5	13	4	0	1	5 - 13 - 4	地覆工	8	5	13	4	0	1	5 - 13 - 4	地覆工	
8	5	13	4	0	2		地覆工の施工については、第8編4-8-5地覆工の規定による。	8	5	13	4	0	2		地覆工の施工については、第8編4-8-5地覆工の規定による。	
8	5	13	5	0	1	5 - 13 - 5	橋梁用防護柵工	8	5	13	5	0	1	5 - 13 - 5	橋梁用防護柵工	
8	5	13	5	0	2		橋梁用防護柵工の施工については、第8編4-8-6橋梁用防護柵工の規定による。	8	5	13	5	0	2		橋梁用防護柵工の施工については、第8編4-8-6橋梁用防護柵工の規定による。	
8	5	13	6	0	1	5 - 13 - 6	橋梁用高欄工	8	5	13	6	0	1	5 - 13 - 6	橋梁用高欄工	
8	5	13	6	0	2		橋梁用高欄工の施工については、第8編4-8-7橋梁用高欄工の規定による。	8	5	13	6	0	2		橋梁用高欄工の施工については、第8編4-8-7橋梁用高欄工の規定による。	
8	5	13	7	0	1	5 - 13 - 7	検査路工	8	5	13	7	0	1	5 - 13 - 7	検査路工	
8	5	13	7	0	2		検査路工の施工については、第10編4-8-8検査路工の規定による。	8	5	13	7	0	2		検査路工の施工については、第10編4-8-8検査路工の規定による。	
8	5	13	8	0	1	5 - 13 - 8	銘板工	8	5	13	8	0	1	5 - 13 - 8	銘板工	
8	5	13	8	0	2		銘板工の施工については、第3編2-3-25銘板工の規定による。	8	5	13	8	0	2		銘板工の施工については、第3編2-3-25銘板工の規定による。	
8	5	14	0	0	1	第14節	コンクリート橋足場等設置工	8	5	14	0	0	1	第14節	コンクリート橋足場等設置工	
8	5	14	1	0	1	5 - 14 - 1	一般事項	8	5	14	1	0	1	5 - 14 - 1	一般事項	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	5	14	1	0	2		本節は、コンクリート橋足場等設置工として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。	8	5	14	1	0	2		本節は、コンクリート橋足場等設置工として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。	
8	5	14	2	0	1	5 - 14 - 2	橋梁足場工	8	5	14	2	0	1	5 - 14 - 2	橋梁足場工	
8	5	14	2	0	2		橋梁足場工の施工については、第8編4 - 10 - 2 橋梁足場工の規定による。	8	5	14	2	0	2		橋梁足場工の施工については、第8編4 - 10 - 2 橋梁足場工の規定による。	
8	5	14	3	0	1	5 - 14 - 3	橋梁防護工	8	5	14	3	0	1	5 - 14 - 3	橋梁防護工	
8	5	14	3	0	2		橋梁防護工の施工については、第8編4 - 10 - 3 橋梁防護工の規定による。	8	5	14	3	0	2		橋梁防護工の施工については、第8編4 - 10 - 3 橋梁防護工の規定による。	
8	5	14	4	0	1	5 - 14 - 4	昇降用設備工	8	5	14	4	0	1	5 - 14 - 4	昇降用設備工	
8	5	14	4	0	2		昇降用設備工の施工については、第8編4 - 10 - 4 昇降用設備工の規定による。	8	5	14	4	0	2		昇降用設備工の施工については、第8編4 - 10 - 4 昇降用設備工の規定による。	
8	6	0	0	0	1	第6章	トンネル（NATM）	8	6	0	0	0	1	第6章	トンネル（NATM）	
8	6	1	0	0	1	第1節	適用	8	6	1	0	0	1	第1節	適用	
8	6	1	0	1	1		1. 本章は、道路工事における道路土工、トンネル掘削工、支保工、覆工、インバート工、坑内付帯工、坑門工、掘削補助工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	8	6	1	0	1	1		1. 本章は、道路工事における道路土工、トンネル掘削工、支保工、覆工、インバート工、坑内付帯工、坑門工、掘削補助工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
8	6	1	0	2	1		2. 道路土工は、第1編第2章第4節道路土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	8	6	1	0	2	1		2. 道路土工は、第1編第2章第4節道路土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
8	6	1	0	3	1		3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	8	6	1	0	3	1		3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
8	6	1	0	4	1		4. 請負者は、トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認の上、坑口付近に中心線及び施工面の基準となる基準点を設置しなければならない。	8	6	1	0	4	1		4. 受注者は、トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認の上、坑口付近に中心線及び施工面の基準となる基準点を設置しなければならない。	
8	6	1	0	5	1		5. 請負者は、測点をトンネルの掘削進行に伴って工事中に移動しないよう坑内に測点を設置しなければならない。	8	6	1	0	5	1		5. 受注者は、測点をトンネルの掘削進行に伴って工事中に移動しないよう坑内に測点を設置しなければならない。	
8	6	1	0	6	1		6. 請負者は、坑内に設置された測点のうち、請負者があらかじめ定めた測点において掘削進行に従い、坑外の基準点から検測を行わなければならない。	8	6	1	0	6	1		6. 受注者は、坑内に設置された測点のうち、受注者があらかじめ定めた測点において掘削進行に従い、坑外の基準点から検測を行わなければならない。	
8	6	1	0	7	1		7. 請負者は、施工中の地質、湧水、その他の自然現象、支保工覆工の変状の有無を観察するとともに、その記録を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	8	6	1	0	7	1		7. 受注者は、施工中の地質、湧水、その他の自然現象、支保工覆工の変状の有無を観察するとともに、その記録を整備し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等												
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由
8	6	1	0	8	1	8	6	1	0	8	1	8	6	1	0	8	1	8	6	1	0	8	1	表現を整備局と整合
						8	6	1	0	8	1													
						8	6	1	0	9	1	8	6	1	0	9	1	8	6	1	0	9	1	
						8	6	1	0	10	1	8	6	1	0	10	1	8	6	1	0	10	1	
						8	6	2	0	0	1	8	6	2	0	0	1	8	6	2	0	0	1	
						8	6	2	0	0	2	8	6	2	0	0	2	8	6	2	0	0	2	
						8	6	2	0	0	3	8	6	2	0	0	3	8	6	2	0	0	3	
						8	6	2	0	0	4	8	6	2	0	0	4	8	6	2	0	0	4	
						8	6	2	0	0	5	8	6	2	0	0	5	8	6	2	0	0	5	
						8	6	2	0	0	6	8	6	2	0	0	6	8	6	2	0	0	6	
						8	6	2	0	0	7	8	6	2	0	0	7	8	6	2	0	0	7	
						8	6	2	0	0	8	8	6	2	0	0	8	8	6	2	0	0	8	
						8	6	2	0	0	9	8	6	2	0	0	9	8	6	2	0	0	9	
						8	6	2	0	0	10	8	6	2	0	0	10	8	6	2	0	0	10	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由			
8	6	2	0	0	12		8	6	2	0	0	12		8	6	2	0	0	12	建設省 道路トンネル非常用施設設置基準 (昭和56年4月)	
8	6	2	0	0	13		8	6	2	0	0	13		8	6	2	0	0	13	日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針 (平成11年3月)	
8	6	2	0	0	14		8	6	2	0	0	14		8	6	2	0	0	14	日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針 (平成22年3月)	
8	6	2	0	0	15		8	6	2	0	0	15		8	6	2	0	0	15	日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針 (平成11年3月)	
8	6	2	0	0	16		8	6	2	0	0	16		8	6	2	0	0	16	建設労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (設計及び粉じん等の測定) (平成17年6月)	
8	6	2	0	0	17		8	6	2	0	0	17		8	6	2	0	0	17	日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月)	
8	6	2	0	0	18		8	6	2	0	0	18		8	6	2	0	0	18	厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成20年3月)	
8	6	3	0	0	1	第3節	8	6	3	0	0	1	第3節	8	6	3	0	0	1	トンネル掘削工	
8	6	3	1	0	1	6-3-1	8	6	3	1	0	1	6-3-1	8	6	3	1	0	1	一般事項	
8	6	3	1	0	2		8	6	3	1	0	2		8	6	3	1	0	2	本節は、トンネル掘削として掘削工その他これらに類する工種について定める。	
8	6	3	2	0	1	6-3-2	8	6	3	2	0	1	6-3-2	8	6	3	2	0	1	掘削工	
8	6	3	2	1	1	1.	8	6	3	2	1	1	1.	8	6	3	2	1	1	1.	請負者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破をさけ、余掘を少なくするよう施工しなければならない。
8	6	3	2	1	2		8	6	3	2	1	2		8	6	3	2	1	2	また、余掘が生じた場合は、 請負者 はこれに対する適切な処理を行うものとする。	
8	6	3	2	2	1	2.	8	6	3	2	2	1	2.	8	6	3	2	2	1	2.	請負者は、爆破を行った後のトンネル掘削面のゆるんだ部分や浮石を除去しなければならない。
8	6	3	2	3	1	3.	8	6	3	2	3	1	3.	8	6	3	2	3	1	3.	請負者は、爆破に際して、既設構造物に損傷を与えるおそれがある場合は、防護施設を設けなければならない。
8	6	3	2	4	1	4.	8	6	3	2	4	1	4.	8	6	3	2	4	1	4.	請負者は、電気雷管を使用する場合は、爆破に先立って迷走電流の有無を調査し、迷走電流があるときは、その原因を取り除かねばならない。
8	6	3	2	5	1	5.	8	6	3	2	5	1	5.	8	6	3	2	5	1	5.	請負者は、設計図書に示された設計断面が確保されるまでトンネル掘削を行わなければならない。ただし、堅固な地山における吹付けコンクリートの部分的突出(原則として、覆工の設計巻厚の1/3以内。ただし、変形が収束したものに限り。)、鋼アーチ支保工及びロックボルトの突出に限り、設計図書に関して監督職員の承諾を得て、設計巻厚線内にいれることができるものとする。
																					受注者は、設計図書に示された設計断面が確保されるまでトンネル掘削を行わなければならない。ただし、堅固な地山における吹付けコンクリートの部分的突出(原則として、覆工の設計巻厚の1/3以内。ただし、変形が収束したものに限り。)、鋼アーチ支保工及びロックボルトの突出に限り、設計図書に関して監督職員の承諾を得て、設計巻厚線内にいれることができるものとする。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	6	3	2	6	1	6	請負者は、トンネル掘削によって生じたずりを、設計図書または監督職員の指示に従い処理しなければならない。	8	6	3	2	6	1	6	受注者は、トンネル掘削によって生じたずりを、設計図書または監督職員の指示に従い処理しなければならない。	
8	6	3	2	7	1	7	請負者は、設計図書における岩区分（支保パターン含む）の境界を確認し、監督職員の確認を受けなければならない。また、請負者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員と協議する。	8	6	3	2	7	1	7	受注者は、設計図書における岩区分（支保パターン含む）の境界を確認し、監督職員の確認を受けなければならない。また、受注者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員と協議する。	
8	6	4	0	0	1	第4節	支保工	8	6	4	0	0	1	第4節	支保工	
8	6	4	1	0	1	6-4-1	一般事項	8	6	4	1	0	1	6-4-1	一般事項	
8	6	4	1	1	1	1	本節は、支保工として吹付工、ロックボルト工、鋼製支保工、金網工、その他これらに類する工種について定める。	8	6	4	1	1	1	1	本節は、支保工として吹付工、ロックボルト工、鋼製支保工、金網工、その他これらに類する工種について定める。	
8	6	4	1	2	1	2	請負者は、施工中、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に連絡しなければならない。	8	6	4	1	2	1	2	受注者は、施工中、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に連絡しなければならない。	
8	6	4	1	3	1	3	請負者は、支保パターンについては、設計図書によらなければならない。ただし、地山条件により、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	6	4	1	3	1	3	受注者は、支保パターンについては、設計図書によらなければならない。ただし、地山条件により、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	6	4	2	0	1	6-4-2	材 料	8	6	4	2	0	1	6-4-2	材 料	
8	6	4	2	1	1	1	吹付コンクリートの配合は、設計図書によらなければならない。	8	6	4	2	1	1	1	吹付コンクリートの配合は、設計図書によらなければならない。	
8	6	4	2	2	1	2	ロックボルトの種類、規格は、設計図書によらなければならない。	8	6	4	2	2	1	2	ロックボルトの種類、規格は、設計図書によらなければならない。	
8	6	4	2	3	1	3	鋼製支保工に使用する鋼材の種類は、S S 400材相当品以上のものとする。なお、鋼材の材質は、JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）または、JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の規格による。	8	6	4	2	3	1	3	鋼製支保工に使用する鋼材の種類は、S S 400材相当品以上のものとする。なお、鋼材の材質は、JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）または、JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の規格による。	
8	6	4	2	4	1	4	金網工に使用する材料は、JIS G 3551（溶接金網）で150mm×150mm×径5mmの規格による。	8	6	4	2	4	1	4	金網工に使用する材料は、JIS G 3551（溶接金網）で150mm×150mm×径5mmの規格による。	
8	6	4	3	0	1	6-4-3	吹付工	8	6	4	3	0	1	6-4-3	吹付工	
8	6	4	3	1	1	1	請負者は、吹付コンクリートの施工については、湿式方式としなければならない。	8	6	4	3	1	1	1	受注者は、吹付コンクリートの施工については、湿式方式としなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由				
8	6	4	3	2	1	2	8	6	4	3	2	2	8	6	4	3	2	1	2 . 請負者は、吹付けコンクリートを浮石等を取り除いた後に、吹付けコンクリートと地山が密着するようにすみやかに一層の厚さが15cm以下で施工しなければならない。ただし、坑口部及び地山分類に応じた標準的な組合わせ以外の支保構造においてはこの限りでないものとする。	2 . 受注者は、吹付けコンクリートを浮石等を取り除いた後に、吹付けコンクリートと地山が密着するようにすみやかに一層の厚さが15cm以下で施工しなければならない。ただし、坑口部及び地山分類に応じた標準的な組合わせ以外の支保構造においてはこの限りでないものとする。		
8	6	4	3	3	1	3	8	6	4	3	3	1	3	8	6	4	3	3	1	3 . 請負者は、吹付けコンクリートの施工については、はね返りをできるだけ少なくするために、吹付けノズルを吹付け面に直角に保ち、ノズルと吹付け面との距離及び衝突速度が適正になるように行わなければならない。また、材料の閉塞を生じないように行わなければならない。	3 . 受注者は、吹付けコンクリートの施工については、はね返りをできるだけ少なくするために、吹付けノズルを吹付け面に直角に保ち、ノズルと吹付け面との距離及び衝突速度が適正になるように行わなければならない。また、材料の閉塞を生じないように行わなければならない。	
8	6	4	3	4	1	4	8	6	4	3	4	1	4	8	6	4	3	4	1	4 . 請負者は、吹付けコンクリートの施工については、仕上がりが平滑になるように行わなければならない。鋼製支保工がある場合には、吹付けコンクリートと鋼製支保工とが一体になるように吹付けるものとする。また、鋼製支保工の背面に空隙が残らないように吹付けるものとする。	4 . 受注者は、吹付けコンクリートの施工については、仕上がりが平滑になるように行わなければならない。鋼製支保工がある場合には、吹付けコンクリートと鋼製支保工とが一体になるように吹付けるものとする。また、鋼製支保工の背面に空隙が残らないように吹付けるものとする。	
8	6	4	3	5	1	5	8	6	4	3	5	1	5	8	6	4	3	5	1	5 . 請負者は、打継ぎ部に吹付ける場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤にして施工しなければならない。	5 . 受注者は、打継ぎ部に吹付ける場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤にして施工しなければならない。	
8	6	4	4	0	1	6 - 4 - 4	8	6	4	4	0	1	6 - 4 - 4	8	6	4	4	0	1	ロックボルト工	ロックボルト工	
8	6	4	4	1	1	1	8	6	4	4	1	1	1	8	6	4	4	1	1	1 . 請負者は、吹付けコンクリート完了後、すみやかに掘進サイクル毎に削孔し、ボルト挿入前にくり粉が残らないように清掃しロックボルトを挿入しなければならない。	1 . 受注者は、吹付けコンクリート完了後、すみやかに掘進サイクル毎に削孔し、ボルト挿入前にくり粉が残らないように清掃しロックボルトを挿入しなければならない。	
8	6	4	4	2	1	2	8	6	4	4	2	1	2	8	6	4	4	2	1	2 . 請負者は、設計図書に示す定着長が得られるように、ロックボルトを施工しなければならない。なお、地山条件や穿孔の状態、湧水状況により、設計図書に示す定着長が得られない場合には、定着材料や定着方式等について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	2 . 受注者は、設計図書に示す定着長が得られるように、ロックボルトを施工しなければならない。なお、地山条件や穿孔の状態、湧水状況により、設計図書に示す定着長が得られない場合には、定着材料や定着方式等について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	6	4	4	3	1	3	8	6	4	4	3	1	3	8	6	4	4	3	1	3 . 請負者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレートが掘削面や吹付けコンクリート面に密着するようにナットで緊結しなければならない。	3 . 受注者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレートが掘削面や吹付けコンクリート面に密着するようにナットで緊結しなければならない。	
8	6	4	4	3	2		8	6	4	4	3	2		8	6	4	4	3	2	プレストレスを導入する場合には、設計図書に示す軸力が導入できるように施工するものとする。	プレストレスを導入する場合には、設計図書に示す軸力が導入できるように施工するものとする。	
8	6	4	4	4	1	4	8	6	4	4	4	1	4	8	6	4	4	4	1	4 . 請負者は、ロックボルトを定着する場合の定着方式は、全面接着方式とし、定着材は、ドライモルタルとしなければならない。なお、地山の岩質・地質・穿孔の状態等からこれにより難しい場合は、定着方式・定着材について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	4 . 受注者は、ロックボルトを定着する場合の定着方式は、全面接着方式とし、定着材は、ドライモルタルとしなければならない。なお、地山の岩質・地質・穿孔の状態等からこれにより難しい場合は、定着方式・定着材について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	6	4	4	5	1	5	請負者は、ロックボルトの使用前に、有害な錆、油その他の異物が残らないように清掃してから使用しなければならない。	8	6	4	4	5	1	5	受注者は、ロックボルトの使用前に、有害な錆、油その他の異物が残らないように清掃してから使用しなければならない。	
8	6	4	5	0	1	6 - 4 - 5	鋼製支保工	8	6	4	5	0	1	6 - 4 - 5	鋼製支保工	
8	6	4	5	1	1	1	請負者は、鋼製支保工を使用する場合は、施工前に加工図を作成して設計図書との確認をしなければならない。なお、曲げ加工は、冷間加工により正確に行うものとし、他の方法による場合には監督職員の承諾を得るものとする。また、溶接、穴あけ等にあたっては素材の材質を害さないようにする。	8	6	4	5	1	1	1	受注者は、鋼製支保工を使用する場合は、施工前に加工図を作成して設計図書との確認をしなければならない。なお、曲げ加工は、冷間加工により正確に行うものとし、他の方法による場合には監督職員の承諾を得るものとする。また、溶接、穴あけ等にあたっては素材の材質を害さないようにする。	
8	6	4	5	2	1	2	請負者は、鋼製支保工を余吹吹付けコンクリート施工後すみやかに所定の位置に建て込み、一体化させ、地山を安定させなければならない。	8	6	4	5	2	1	2	受注者は、鋼製支保工を余吹吹付けコンクリート施工後すみやかに所定の位置に建て込み、一体化させ、地山を安定させなければならない。	
8	6	4	5	3	1	3	請負者は、鋼製支保工を切羽近くにトンネル掘削後すみやかに建て込まなければならない。	8	6	4	5	3	1	3	受注者は、鋼製支保工を切羽近くにトンネル掘削後すみやかに建て込まなければならない。	
8	6	4	5	4	1	4	請負者は、鋼製支保工の転倒を防止するために、設計図書に示されたつなぎ材を設け、締付けなければならない。	8	6	4	5	4	1	4	受注者は、鋼製支保工の転倒を防止するために、設計図書に示されたつなぎ材を設け、締付けなければならない。	
8	6	4	6	0	1	6 - 4 - 6	金網工	8	6	4	6	0	1	6 - 4 - 6	金網工	
8	6	4	6	0	2		請負者は、金網を設置する場合は吹付けコンクリート第1層の施工後に、吹付けコンクリートに定着するように配置し、吹付け作業によって移動、振動等が起こらないよう固定しなければならない。また、金網の継目は15cm（一目以上）以上重ね合わせなければならない。	8	6	4	6	0	2		受注者は、金網を設置する場合は吹付けコンクリート第1層の施工後に、吹付けコンクリートに定着するように配置し、吹付け作業によって移動、振動等が起こらないよう固定しなければならない。また、金網の継目は15cm（一目以上）以上重ね合わせなければならない。	
8	6	5	0	0	1	第5節	覆工	8	6	5	0	0	1	第5節	覆工	
8	6	5	1	0	1	6 - 5 - 1	一般事項	8	6	5	1	0	1	6 - 5 - 1	一般事項	
8	6	5	1	1	1	1	本節は、覆工として覆工コンクリート工、側壁コンクリート工、床版コンクリート工、トンネル防水工その他これらに類する工種について定める。	8	6	5	1	1	1	1	本節は、覆工として覆工コンクリート工、側壁コンクリート工、床版コンクリート工、トンネル防水工その他これらに類する工種について定める。	
8	6	5	1	2	1	2	請負者は、覆工の施工時期について、地山、支保工の挙動等を考慮し、決定するものとし、覆工開始の判定要領を施工計画書に記載するとともに判定資料を整備保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	8	6	5	1	2	1	2	受注者は、覆工の施工時期について、地山、支保工の挙動等を考慮し、決定するものとし、覆工開始の判定要領を施工計画書に記載するとともに判定資料を整備保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
8	6	5	1	3	1	3	請負者は、覆工厚の変化箇所には設計覆工厚を刻示するものとし、取付位置は起点より終点に向かって左側に設置しなければならない。なお、覆工厚が設計図書に示されていない場合は監督職員の指示により設置しなければならない。刻示方法は、図6 - 1を標準とする。	8	6	5	1	3	1	3	受注者は、覆工厚の変化箇所には設計覆工厚を刻示するものとし、取付位置は起点より終点に向かって左側に設置しなければならない。なお、覆工厚が設計図書に示されていない場合は監督職員の指示により設置しなければならない。刻示方法は、図6 - 1を標準とする。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改定理由
8	6	5	1	4	1	4	請負者は、覆工厚が同一の場合は、起点及び終点に刻示しなければならない。	8	6	5	1	4	1	4	受注者は、覆工厚が同一の場合は、起点及び終点に刻示しなければならない。	
8	6	5	1	4	2		図6-1	8	6	5	1	4	2		図6-1	
8	6	5	2	0	1	6-5-2	材 料	8	6	5	2	0	1	6-5-2	材 料	
8	6	5	2	1	1	1	防水工に使用する防水シートは、設計図書によらなければならない。	8	6	5	2	1	1	1	防水工に使用する防水シートは、設計図書によらなければならない。	
8	6	5	2	2	1	2	防水工に使用する透水性緩衝材は、設計図書によらなければならない。	8	6	5	2	2	1	2	防水工に使用する透水性緩衝材は、設計図書によらなければならない。	
8	6	5	2	3	1	3	覆工コンクリートに使用するコンクリートの規格は、設計図書によらなければならない。	8	6	5	2	3	1	3	覆工コンクリートに使用するコンクリートの規格は、設計図書によらなければならない。	
8	6	5	3	0	1	6-5-3	覆工コンクリート工	8	6	5	3	0	1	6-5-3	覆工コンクリート工	
8	6	5	3	1	1	1	請負者は、トラックミキサーまたはアジテーター付き運搬機を用いてコンクリートを運搬するものとする。これ以外の場合は、異物の混入、コンクリートの材料分離が生じない方法としなければならない。	8	6	5	3	1	1	1	受注者は、トラックミキサーまたはアジテーター付き運搬機を用いてコンクリートを運搬するものとする。これ以外の場合は、異物の混入、コンクリートの材料分離が生じない方法としなければならない。	
8	6	5	3	2	1	2	請負者は、コンクリートの打込みにあたり、コンクリートが分離を起こさないように施工するものとし、左右対称に水平に打設し、型枠に偏圧を与えないようにしなければならない。	8	6	5	3	2	1	2	受注者は、コンクリートの打込みにあたり、コンクリートが分離を起こさないように施工するものとし、左右対称に水平に打設し、型枠に偏圧を与えないようにしなければならない。	
8	6	5	3	3	1	3	請負者は、コンクリートの締固めにあたっては、内部振動機を用い、打込み後すみやかに締め固めなければならない。	8	6	5	3	3	1	3	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、内部振動機を用い、打込み後すみやかに締め固めなければならない。	
8	6	5	3	4	1	4	請負者は、レイタンス等を取り除くために覆工コンクリートの打継目を十分清掃し、新旧コンクリートの密着を図らなければならない。	8	6	5	3	4	1	4	受注者は、レイタンス等を取り除くために覆工コンクリートの打継目を十分清掃し、新旧コンクリートの密着を図らなければならない。	
8	6	5	3	5	1	5	請負者は、妻型枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。	8	6	5	3	5	1	5	受注者は、妻型枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。	
8	6	5	3	6	1	6	請負者は、覆工コンクリートの施工にあたっては、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	8	6	5	3	6	1	6	受注者は、覆工コンクリートの施工にあたっては、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	
8	6	5	3	7	1	7	請負者は、打込んだコンクリートが必要な強度に達するまで型枠を取りはずしてはならない。	8	6	5	3	7	1	7	受注者は、打込んだコンクリートが必要な強度に達するまで型枠を取りはずしてはならない。	
8	6	5	3	8	1	8	請負者は、型枠の施工にあたり、トンネル断面の確保と表面仕上げに特に留意し、覆工コンクリート面に段違いを生じないように仕上げなければならない。	8	6	5	3	8	1	8	受注者は、型枠の施工にあたり、トンネル断面の確保と表面仕上げに特に留意し、覆工コンクリート面に段違いを生じないように仕上げなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	6	5	3	9	1	9	請負者は、覆工コンクリートを補強するための鉄筋の施工にあたっては、防水工を破損しないように取り付けるとともに、所定のかぶりを確保し、自重や打ち込まれたコンクリートの圧力により変形しないよう堅固に固定しなければならない。	8	6	5	3	9	1	9	受注者は、覆工コンクリートを補強するための鉄筋の施工にあたっては、防水工を破損しないように取り付けるとともに、所定のかぶりを確保し、自重や打ち込まれたコンクリートの圧力により変形しないよう堅固に固定しなければならない。	
8	6	5	3	10	1	10	請負者は、型枠は、メタルフォームまたはスキンプレートを使用した鋼製移動式のものを使用しなければならない。	8	6	5	3	10	1	10	受注者は、型枠は、メタルフォームまたはスキンプレートを使用した鋼製移動式のものを使用しなければならない。	
8	6	5	3	11	1	11	請負者は、覆工のコンクリートの打設時期を計測（A）の結果に基づき、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	6	5	3	11	1	11	受注者は、覆工のコンクリートの打設時期を計測（A）の結果に基づき、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	6	5	4	0	1	6-5-4	側壁コンクリート工	8	6	5	4	0	1	6-5-4	側壁コンクリート工	
8	6	5	4	0	2		逆巻の場合において、側壁コンクリートの打継目とアーチコンクリートの打継目は同一線上に設けてはならない。	8	6	5	4	0	2		逆巻の場合において、側壁コンクリートの打継目とアーチコンクリートの打継目は同一線上に設けてはならない。	
8	6	5	5	0	1	6-5-5	床版コンクリート工	8	6	5	5	0	1	6-5-5	床版コンクリート工	
8	6	5	5	0	2		請負者は、避難通路等の床版コンクリート工の施工については、非常時における利用者等の進入、脱出に支障のないように、本坑との接続部において段差を小さくするようにしなければならない。また、排水に考慮し可能な限り緩い勾配としなければならない。	8	6	5	5	0	2		受注者は、避難通路等の床版コンクリート工の施工については、非常時における利用者等の進入、脱出に支障のないように、本坑との接続部において段差を小さくするようにしなければならない。また、排水に考慮し可能な限り緩い勾配としなければならない。	
8	6	5	6	0	1	6-5-6	トンネル防水工	8	6	5	6	0	1	6-5-6	トンネル防水工	
8	6	5	6	1	1	1	防水工の材料・規格等については、設計図書の規定による。	8	6	5	6	1	1	1	防水工の材料・規格等については、設計図書の規定による。	
8	6	5	6	2	1	2	請負者は、防水工に止水シートを使用する場合には、止水シートが破れないように、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行わなければならない。なお防水工に止水シートを使用する場合の固定は、ピン等により固定させなければならない。また、シートの接合面は、漏水のないように接合させるものとする。	8	6	5	6	2	1	2	受注者は、防水工に止水シートを使用する場合には、止水シートが破れないように、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行わなければならない。なお防水工に止水シートを使用する場合の固定は、ピン等により固定させなければならない。また、シートの接合面は、漏水のないように接合させるものとする。	
8	6	6	0	0	1	第6節	インパート工	8	6	6	0	0	1	第6節	インパート工	
8	6	6	1	0	1	6-6-1	一般事項	8	6	6	1	0	1	6-6-1	一般事項	
8	6	6	1	0	2		本節は、インパート工としてインパート掘削工、インパート本土工その他これらに類する工種について定める。	8	6	6	1	0	2		本節は、インパート工としてインパート掘削工、インパート本土工その他これらに類する工種について定める。	
8	6	6	2	0	1	6-6-2	材 料	8	6	6	2	0	1	6-6-2	材 料	
8	6	6	2	0	2		インパートコンクリートに使用するコンクリートの規格は、設計図書によらなければならない。	8	6	6	2	0	2		インパートコンクリートに使用するコンクリートの規格は、設計図書による。	
8	6	6	3	0	1	6-6-3	インパート掘削工	8	6	6	3	0	1	6-6-3	インパート掘削工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	6	6	3	1	1		1. 請負者は、インバートの施工にあたり設計図書に示す掘削線を越えて掘りすぎないように注意し、掘りすぎた場合には、インバートと同質のコンクリートで充てんしなければならない。	8	6	6	3	1	1		1. 受注者は、インバートの施工にあたり設計図書に示す掘削線を越えて掘りすぎないように注意し、掘りすぎた場合には、インバートと同質のコンクリートで充填しなければならない。	
8	6	6	3	2	1		2. 請負者は、インバート掘削の施工時期について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	6	6	3	2	1		2. 受注者は、インバート掘削の施工時期について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	6	6	4	0	1	6 - 6 - 4	インバート本体工	8	6	6	4	0	1	6 - 6 - 4	インバート本体工	
8	6	6	4	1	1		1. 請負者は、インバート部を掘削した後、すみやかにインバートコンクリートを打込まなければならない。	8	6	6	4	1	1		1. 受注者は、インバート部を掘削した後、すみやかにインバートコンクリートを打込まなければならない。	
8	6	6	4	2	1		2. 請負者は、コンクリート仕上げ面の傾斜が急で、打設したコンクリートが移動するおそれのある場合のコンクリートの打設にあたっては、型枠を使用して行わなければならない。また、側壁コンクリートの打設後、インバートを施工する場合には、打継目にコンクリートが十分充てんされるよう施工するものとする。	8	6	6	4	2	1		2. 受注者は、コンクリート仕上げ面の傾斜が急で、打設したコンクリートが移動するおそれのある場合のコンクリートの打設にあたっては、型枠を使用して行わなければならない。また、側壁コンクリートの打設後、インバートを施工する場合には、打継目にコンクリートが十分充填されるよう施工するものとする。	
8	6	6	4	3	1		3. 請負者は、レイトンス等を取り除くためにコンクリートの打継目を清掃し、新旧コンクリートの密着を図らなければならない。	8	6	6	4	3	1		3. 受注者は、レイトンス等を取り除くためにコンクリートの打継目を清掃し、新旧コンクリートの密着を図らなければならない。	
8	6	6	4	4	1		4. 請負者は、インバートコンクリートの縦方向打継目を設ける場合は、中央部に1ヵ所としなければならない。	8	6	6	4	4	1		4. 受注者は、インバートコンクリートの縦方向打継目を設ける場合は、中央部に1ヵ所としなければならない。	
8	6	6	4	4	1		5. インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-23施工管理第8項の規定による。	8	6	6	4	4	1		5. インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-23施工管理第8項の規定による。	
8	6	7	0	0	1	第7節	坑内付帯工	8	6	7	0	0	1	第7節	坑内付帯工	
8	6	7	1	0	1	6 - 7 - 1	一般事項	8	6	7	1	0	1	6 - 7 - 1	一般事項	
8	6	7	1	0	2		本節は、坑内付帯工として、箱抜工、裏面排水工、地下排水工その他これらに類する工種について定める。	8	6	7	1	0	2		本節は、坑内付帯工として、箱抜工、裏面排水工、地下排水工その他これらに類する工種について定める。	
8	6	7	2	0	1	6 - 7 - 2	材 料	8	6	7	2	0	1	6 - 7 - 2	材 料	
8	6	7	2	0	2		地下排水工に使用する排水管は、JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）及びJIS K 6922-1（プラスチック-ポリエチレン（PE）成形用及び押出用材料-第1部：呼び方のシステム及び仕様表記の基礎）に規定する管に孔をあけたものとする。また、フィルター材は、透水性のよい単粒度碎石を使用するものとする。	8	6	7	2	0	2		地下排水工に使用する排水管は、JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）及びJIS K 6922-1（プラスチック-ポリエチレン（PE）成形用及び押出用材料-第1部：呼び方のシステム及び仕様表記の基礎）に規定する管に孔をあけたものとする。また、フィルター材は、透水性のよい単粒度碎石を使用するものとする。	
8	6	7	3	0	1	6 - 7 - 3	箱抜工	8	6	7	3	0	1	6 - 7 - 3	箱抜工	
8	6	7	3	0	2		請負者は、箱抜工の施工に際して、設計図書により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	6	7	3	0	2		受注者は、箱抜工の施工に際して、設計図書により難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	6	7	4	0	1	6 - 7 - 4	裏面排水工	8	6	7	4	0	1	6 - 7 - 4	裏面排水工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	6	7	4	1	1	1	1. 請負者は、裏面排水工の施工については、覆工背面にフィルター材及び排水管を、土砂等により目詰まりしないように施工しなければならない。	8	6	7	4	1	1	1	1. 受注者は、裏面排水工の施工については、覆工背面にフィルター材及び排水管を、土砂等により目詰まりしないように施工しなければならない。	
8	6	7	4	2	1	2	2. 請負者は、裏面排水工の湧水処理については、湧水をトンネル下部または排水口に導き、湧水をコンクリートにより閉塞することのないように処理しなければならない。	8	6	7	4	2	1	2	2. 受注者は、裏面排水工の湧水処理については、湧水をトンネル下部または排水口に導き、湧水をコンクリートにより閉塞することのないように処理しなければならない。	
8	6	7	5	0	1	6 - 7 - 5	地下排水工	8	6	7	5	0	1	6 - 7 - 5	地下排水工	
8	6	7	5	0	2		請負者は、地下排水工における横断排水の施工については、設計図書により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	6	7	5	0	2		受注者は、地下排水工における横断排水の施工については、設計図書により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	6	8	0	0	1	第8節	坑門工	8	6	8	0	0	1	第8節	坑門工	
8	6	8	1	0	1	6 - 8 - 1	一般事項	8	6	8	1	0	1	6 - 8 - 1	一般事項	
8	6	8	1	0	2		本節は、坑門工として坑口付工、作業土工、坑門本体工、明り巻工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	8	6	8	1	0	2		本節は、坑門工として坑口付工、作業土工（床掘り・埋戻し）、坑門本体工、明り巻工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	
8	6	8	2	0	1	6 - 8 - 2	坑口付工	8	6	8	2	0	1	6 - 8 - 2	坑口付工	
8	6	8	2	0	2		請負者は、坑口周辺工事の施工前及び施工途中において、第1編1 - 1 - 3設計図書の照査等に関する処置を行わなければならない。	8	6	8	2	0	2		受注者は、坑口周辺工事の施工前及び施工途中において、第1編1 - 1 - 3設計図書の照査等に関する処置を行わなければならない。	
8	6	8	3	0	1	6 - 8 - 3	作業土工（床掘り・埋戻し）	8	6	8	3	0	1	6 - 8 - 3	作業土工（床掘り・埋戻し）	
8	6	8	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工の規定による。	8	6	8	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	
8	6	8	4	0	1	6 - 8 - 4	坑門本体工	8	6	8	4	0	1	6 - 8 - 4	坑門本体工	
8	6	8	4	1	1	1	1. 請負者は、坑門と覆工が一体となるように施工しなければならない。	8	6	8	4	1	1	1	1. 受注者は、坑門と覆工が一体となるように施工しなければならない。	
8	6	8	4	2	1	2	2. 請負者は、坑門の盛土を施工するにあたって、排水をよくし、できあがった構造物に過大な圧力が作用しないよう注意しなければならない。	8	6	8	4	2	1	2	2. 受注者は、坑門の盛土を施工するにあたって、排水をよくし、できあがった構造物に過大な圧力が作用しないよう注意しなければならない。	
8	6	8	5	0	1	6 - 8 - 5	明り巻工	8	6	8	5	0	1	6 - 8 - 5	明り巻工	
8	6	8	5	0	2		請負者は、明り巻工の施工については、特に温度変化の激しい冬期・夏期については、施工方法について施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	6	8	5	0	2		受注者は、明り巻工の施工については、特に温度変化の激しい冬期・夏期については、施工方法について施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	6	8	6	0	1	6 - 8 - 6	銘板工	8	6	8	6	0	1	6 - 8 - 6	銘板工	
8	6	8	6	1	1		請負者は、銘板をトンネル両坑門正面に、設計図書に示されていない場合は、監督職員の指示する位置及び仕様により設置しなければならない。	8	6	8	6	1	1		受注者は、銘板をトンネル両坑門正面に、設計図書に示されていない場合は、監督職員の指示する位置及び仕様により設置しなければならない。	
8	6	8	6	2	1		請負者は、標示板の材質はJIS H 2202（鋳物用黄銅合金地金）とし、両坑口に図6 - 2を標準として取付けなければならない。	8	6	8	6	2	1		受注者は、標示板の材質はJIS H 2202（鋳物用黄銅合金地金）とし、両坑口に図6 - 2を標準として取付けなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	6	8	6	3	1		請負者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。	8	6	8	6	3	1		受注者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。	
8	6	8	6	3	2		図6-2	8	6	8	6	3	2		図6-2	
8	6	9	0	0	1	第9節	掘削補助工	8	6	9	0	0	1	第9節	掘削補助工	
8	6	9	1	0	1	6-9-1	一般事項	8	6	9	1	0	1	6-9-1	一般事項	
8	6	9	1	0	2		本節は、トンネル掘削の補助的工法としての掘削補助工として、掘削補助工A、掘削補助工Bその他これらに類する工種について定める。	8	6	9	1	0	2		本節は、トンネル掘削の補助的工法としての掘削補助工として、掘削補助工A、掘削補助工Bその他これらに類する工種について定める。	
8	6	9	2	0	1	6-9-2	材 料	8	6	9	2	0	1	6-9-2	材 料	
8	6	9	2	0	2		請負者は、掘削補助工法に使用する材料については、関連法規に適合する材料とし、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。なお、協議の結果については、施工計画書に記載しなければならない。	8	6	9	2	0	2		受注者は、掘削補助工法に使用する材料については、関連法規に適合する材料とし、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。なお、協議の結果については、施工計画書に記載しなければならない。	
8	6	9	3	0	1	6-9-3	掘削補助工A	8	6	9	3	0	1	6-9-3	掘削補助工A	
8	6	9	3	0	2		請負者は、掘削補助工Aの施工については、設計図書に基づきフォアパイリング、先受け矢板、岩盤固結、増し吹付、増しロックボルト、鏡吹付、鏡ロックボルト、仮インバート、ミニパイプルーフ等の掘削補助工法Aをすみやかに施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、掘削補助工Aの範囲については、地山状態を計測等で確認して、設計図書に関して監督職員と協議し、必要最小限としなければならない。	8	6	9	3	0	2		受注者は、掘削補助工Aの施工については、設計図書に基づきフォアパイリング、先受け矢板、岩盤固結、増し吹付、増しロックボルト、鏡吹付、鏡ロックボルト、仮インバート、ミニパイプルーフ等の掘削補助工法Aをすみやかに施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、掘削補助工Aの範囲については、地山状態を計測等で確認して、設計図書に関して監督職員と協議し、必要最小限としなければならない。	
8	6	9	4	0	1	6-9-4	掘削補助工B	8	6	9	4	0	1	6-9-4	掘削補助工B	
8	6	9	4	1	1	1.	請負者は、掘削補助工Bの施工については、設計図書に基づき水抜きボーリング、垂直縫地、パイプルーフ、押え盛土、薬液注入、ディーブウエル、ウエルポイント、トンネル仮巻コンクリート等の掘削補助工法Bを速やかに施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、掘削補助工Bの範囲については、地山状態を計測等で確認して、設計図書に関して監督職員と協議し、必要最小限としなければならない。また、その範囲により周辺環境に影響を与える恐れがあるため、関連法規や周辺環境を調査して、施工計画書に記載しなければならない。	8	6	9	4	1	1	1.	受注者は、掘削補助工Bの施工については、設計図書に基づき水抜きボーリング、垂直縫地、パイプルーフ、押え盛土、薬液注入、ディーブウエル、ウエルポイント、トンネル仮巻コンクリート等の掘削補助工法Bを速やかに施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、掘削補助工Bの範囲については、地山状態を計測等で確認して、設計図書に関して監督職員と協議し、必要最小限としなければならない。また、その範囲により周辺環境に影響を与える恐れがあるため、関連法規や周辺環境を調査して、施工計画書に記載しなければならない。	表現を整備局と整合
8	6	9	4	2	1	2.	請負者は、周辺環境に悪影響が出ることが予想される場合は、すみやかに中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	6	9	4	2	1	2.	受注者は、周辺環境に悪影響が出ることが予想される場合は、すみやかに中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	7	0	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド	8	7	0	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド	
8	7	1	0	0	1	第1節	適 用	8	7	1	0	0	1	第1節	適 用	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
8	7	1	0	1	1	1	8	7	1	0	1	1	8	7	1	0	1	1		
						1 .						1 .								
						本章は、道路工事における道路土工、プレキャストシェッド下部工、プレキャストシェッド上部工、RCシェッド工、シェッド付属物工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。						1 .								
8	7	1	0	2	1	2 .	8	7	1	0	2	1	2 .	8	7	1	0	2	1	
						道路土工は、第1編第2章第4節道路土工の規定による。						2 .								
8	7	1	0	3	1	3 .	8	7	1	0	3	1	3 .	8	7	1	0	3	1	
						仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。						3 .								
8	7	1	0	4	1	4 .	8	7	1	0	4	1	4 .	8	7	1	0	4	1	
						本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。						4 .								
8	7	2	0	0	1	第2節	8	7	2	0	0	1	第2節	8	7	2	0	0	1	
						適用すべき諸基準						第2節								
8	7	2	0	0	2		8	7	2	0	0	2		8	7	2	0	0	2	
						請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。														
						受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。														
8	7	2	0	0	3		8	7	2	0	0	3		8	7	2	0	0	3	
						日本道路協会 道路橋示方書・同解説（共通編 コンクリート橋編）（平成14年3月）						3								
						日本道路協会 道路橋示方書・同解説（共通編 下部構造編）（平成14年3月）						4								
8	7	2	0	0	4		8	7	2	0	0	4		8	7	2	0	0	4	
						日本道路協会 道路橋示方書・同解説（耐震設計編）（平成14年3月）						5								
8	7	2	0	0	5		8	7	2	0	0	5		8	7	2	0	0	5	
						日本道路協会 道路橋示方書・同解説（耐震設計編）（平成14年3月）						6								
8	7	2	0	0	6		8	7	2	0	0	6		8	7	2	0	0	6	
						日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）						7								
8	7	2	0	0	7		8	7	2	0	0	7		8	7	2	0	0	7	
						日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針（平成11年3月）						7								
8	7	2	0	0	8		8	7	2	0	0	8		8	7	2	0	0	8	
						日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針（平成22年3月）						8								
8	7	2	0	0	9		8	7	2	0	0	9		8	7	2	0	0	9	
						日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針（平成11年3月）						9								
8	7	2	0	0	10		8	7	2	0	0	10		8	7	2	0	0	10	
						土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）						10								
8	7	2	0	0	11		8	7	2	0	0	11		8	7	2	0	0	11	
						日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成19年1月）						11								
8	7	2	0	0	12		8	7	2	0	0	12		8	7	2	0	0	12	
						日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成19年1月）						12								
8	7	2	0	0	13		8	7	2	0	0	13		8	7	2	0	0	13	
						日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（平成6年3月）						13								
						日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月）						13								

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由			
8	7	2	0	0	14		8	7	2	0	0	14		8	7	2	0	0	14	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成20年3月）	
8	7	2	0	0	15		8	7	2	0	0	15		8	7	2	0	0	15	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成20年3月）	
8	7	2	0	0	16		8	7	2	0	0	16		8	7	2	0	0	16	日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）	
8	7	2	0	0	17		8	7	2	0	0	17		8	7	2	0	0	17	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）	
8	7	2	0	0	18		8	7	2	0	0	18		8	7	2	0	0	18	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）	
8	7	2	0	0	19		8	7	2	0	0	19		8	7	2	0	0	19	日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）	
8	7	3	0	0	1	第3節	8	7	3	0	0	1	第3節	8	7	3	0	0	1	第3節	プレキャストシェッド下部工
8	7	3	1	0	1	7-3-1	8	7	3	1	0	1	7-3-1	8	7	3	1	0	1	7-3-1	一般事項
8	7	3	1	0	2		8	7	3	1	0	2		8	7	3	1	0	2		本節は、プレキャストシェッド下部工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。
8	7	3	2	0	1	7-3-2	8	7	3	2	0	1	7-3-2	8	7	3	2	0	1	7-3-2	作業土工（床掘り・埋戻し）
8	7	3	2	0	2		8	7	3	2	0	2		8	7	3	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。
8	7	3	3	0	1	7-3-3	8	7	3	3	0	1	7-3-3	8	7	3	3	0	1	7-3-3	既製杭工
8	7	3	3	0	2		8	7	3	3	0	2		8	7	3	3	0	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。
8	7	3	4	0	1	7-3-4	8	7	3	4	0	1	7-3-4	8	7	3	4	0	1	7-3-4	場所打杭工
8	7	3	4	0	2		8	7	3	4	0	2		8	7	3	4	0	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。
8	7	3	5	0	1	7-3-5	8	7	3	5	0	1	7-3-5	8	7	3	5	0	1	7-3-5	深礎工
8	7	3	5	0	2		8	7	3	5	0	2		8	7	3	5	0	2		深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。
8	7	3	6	0	1	7-3-6	8	7	3	6	0	1	7-3-6	8	7	3	6	0	1	7-3-6	受台工
8	7	3	6	1	1		8	7	3	6	1	1		8	7	3	6	1	1		1. 請負者は、基礎材の施工については、設計図書に従って、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの間隙充填材を加え）締固めなければならない。
8	7	3	6	2	1		8	7	3	6	2	1		8	7	3	6	2	1		2. 請負者は、均コンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
8	7	3	6	3	1		8	7	3	6	3	1		8	7	3	6	3	1		3. 請負者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。
8	7	3	6	4	1		8	7	3	6	4	1		8	7	3	6	4	1		4. 請負者は目地材の施工については、設計図書によらなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
8	7	3	6	5	1	5	8	7	3	6	5	5	8	7	3	6	5	1	請負者は、水抜きパイプの施工については、設計図書に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜き孔の有効性を確認しなければならない。	
8	7	3	6	6	1	6	8	7	3	6	6	1	6	8	7	3	6	6	1	請負者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから受台背面の土が流出しないように施工しなければならない。
8	7	3	6	7	1	7	8	7	3	6	7	1	7	8	7	3	6	7	1	請負者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。
8	7	3	6	7	2		8	7	3	6	7	2		8	7	3	6	7	2	有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。
8	7	3	7	0	1	7-3-7	8	7	3	7	0	1	7-3-7	8	7	3	7	0	1	アンカー工
8	7	3	7	0	2		8	7	3	7	0	2		8	7	3	7	0	2	アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー工の規定による。
8	7	4	0	0	1	第4節	8	7	4	0	0	1	第4節	8	7	4	0	0	1	プレキャストシェッド上部工
8	7	4	1	0	1	7-4-1	8	7	4	1	0	1	7-4-1	8	7	4	1	0	1	一般事項
8	7	4	1	0	2		8	7	4	1	0	2		8	7	4	1	0	2	本節は、プレキャストシェッド上部工としてシェッド購入工、架設工、横締め工、防水工その他これらに類する工種について定める。
8	7	4	2	0	1	7-4-2	8	7	4	2	0	1	7-4-2	8	7	4	2	0	1	シェッド購入工
8	7	4	2	0	2		8	7	4	2	0	2		8	7	4	2	0	2	請負者は、プレキャストシェッドを購入する場合は、設計図書に示された品質、規格を満足したものを用いなければならない。
8	7	4	3	0	1	7-4-3	8	7	4	3	0	1	7-4-3	8	7	4	3	0	1	架設工
8	7	4	3	1	1	1	8	7	4	3	1	1	1	8	7	4	3	1	1	架設工（クレーン架設）の施工については、第3編2-13-3架設工（クレーン架設）の規定による。
8	7	4	3	2	1	2	8	7	4	3	2	1	2	8	7	4	3	2	1	請負者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
8	7	4	4	0	1	7-4-4	8	7	4	4	0	1	7-4-4	8	7	4	4	0	1	土砂囲工
8	7	4	4	0	2		8	7	4	4	0	2		8	7	4	4	0	2	土砂囲工のコンクリート・鉄筋・型枠の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
8	7	4	5	0	1	7-4-5	8	7	4	5	0	1	7-4-5	8	7	4	5	0	1	柱脚コンクリート工
8	7	4	5	0	2		8	7	4	5	0	2		8	7	4	5	0	2	柱脚コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
8	7	4	6	0	1	7-4-6	8	7	4	6	0	1	7-4-6	8	7	4	6	0	1	横締め工
8	7	4	6	0	2		8	7	4	6	0	2		8	7	4	6	0	2	P C 緊張の施工については、下記の規定による。
8	7	4	6	1	1	1	8	7	4	6	1	1	1	8	7	4	6	1	1	プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を行う。
8	7	4	6	1	2		8	7	4	6	1	2		8	7	4	6	1	2	プレストレッシングに先立ち、以下の調整及び試験を行う。
8	7	4	6	1	2		8	7	4	6	1	2		8	7	4	6	1	2	引張装置のキャリブレーション

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	7	4	6	1	3		P C鋼材のプレストレスの管理に用いる摩擦係数及びP C鋼材の見かけのヤング係数を求める試験。	8	7	4	6	1	3		P C鋼材のプレストレスの管理に用いる摩擦係数及びP C鋼材の見かけのヤング係数を求める試験。	
8	7	4	6	2	1	2	プレストレスの導入に先立ち、1の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を提出するものとする。	8	7	4	6	2	1	2	プレストレスの導入に先立ち、1の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を提出するものとする。	
8	7	4	6	3	1	3	緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理するものとする。	8	7	4	6	3	1	3	緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理するものとする。	
8	7	4	6	4	1	4	緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、P C鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。	8	7	4	6	4	1	4	緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、P C鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。	
8	7	4	6	5	1	5	プレストレスの施工については、順序、緊張力、P C鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備および保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	8	7	4	6	5	1	5	プレストレスの施工については、順序、緊張力、P C鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備および保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
8	7	4	6	6	1	6	プレストレス終了後、P C鋼材の端部をガス切断する場合には、定着部に加熱による有害な影響を与えないようにするものとする。	8	7	4	6	6	1	6	プレストレス終了後、P C鋼材の端部をガス切断する場合には、定着部に加熱による有害な影響を与えないようにしなければならない。	
8	7	4	6	7	1	7	緊張装置の使用については、P C鋼材の定着部及びコンクリートに有害な影響を与えるものを使用してはならない。	8	7	4	6	7	1	7	緊張装置の使用については、P C鋼材の定着部及びコンクリートに有害な影響を与えるものを使用してはならない。	
8	7	4	6	8	1	8	P C鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張り順序及び各々のP C鋼材の引張力を定めるものとする。	8	7	4	6	8	1	8	P C鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張り順序及び各々のP C鋼材の引張力を定めるものとする。	
8	7	4	7	0	1	7-4-7	防水工	8	7	4	7	0	1	7-4-7	防水工	
8	7	4	7	1	1	1	請負者は、防水工の施工に用いる材料、品質については、設計図書による。	8	7	4	7	1	1	1	受注者は、防水工の施工に用いる材料、品質については、設計図書による。	
8	7	4	7	2	1	2	請負者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が充分密着するよう施工しなければならない。	8	7	4	7	2	1	2	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が充分密着するよう施工しなければならない。	
8	7	5	0	0	1	第5節	R Cシェッド工	8	7	5	0	0	1	第5節	R Cシェッド工	
8	7	5	1	0	1	7-5-1	一般事項	8	7	5	1	0	1	7-5-1	一般事項	
8	7	5	1	0	2		本節は、R Cシェッド工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、躯体工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。	8	7	5	1	0	2		本節は、R Cシェッド工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、躯体工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。	
8	7	5	2	0	1	7-5-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	7	5	2	0	1	7-5-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
8	7	5	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	8	7	5	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
8	7	5	3	0	1	7-5-3	既製杭工	8	7	5	3	0	1	7-5-3	既製杭工	
8	7	5	3	0	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。	8	7	5	3	0	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。	
8	7	5	4	0	1	7-5-4	場所打杭工	8	7	5	4	0	1	7-5-4	場所打杭工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	7	5	4	0	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	8	7	5	4	0	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	
8	7	5	5	0	1	7-5-5	深礎工	8	7	5	5	0	1	7-5-5	深礎工	
8	7	5	5	0	2		深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。	8	7	5	5	0	2		深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。	
8	7	5	6	0	1	7-5-6	躯体工	8	7	5	6	0	1	7-5-6	躯体工	
8	7	5	6	0	2		躯体工の施工については、第8編7-3-6受台工の規定による。	8	7	5	6	0	2		躯体工の施工については、第8編7-3-6受台工の規定による。	
8	7	5	7	0	1	7-5-7	アンカー工	8	7	5	7	0	1	7-5-7	アンカー工	
8	7	5	7	0	2		アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー工の規定による。	8	7	5	7	0	2		アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー工の規定による。	
8	7	6	0	0	1	第6節	シェッド付属物工	8	7	6	0	0	1	第6節	シェッド付属物工	
8	7	6	1	0	1	7-6-1	一般事項	8	7	6	1	0	1	7-6-1	一般事項	
8	7	6	1	0	2		本節はシェッド付属物工として緩衝工、落橋防止装置工、排水装置工、銘板工、その他これらに類する工種について定める。	8	7	6	1	0	2		本節はシェッド付属物工として緩衝工、落橋防止装置工、排水装置工、銘板工、その他これらに類する工種について定める。	
8	7	6	2	0	1	7-6-2	緩衝工	8	7	6	2	0	1	7-6-2	緩衝工	
8	7	6	2	0	2		緩衝材の持ち上げ方法は、トラッククレーンによる持ち上げを標準とするがこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。	8	7	6	2	0	2		緩衝材の持ち上げ方法は、トラッククレーンによる持ち上げを標準とするがこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。	
8	7	6	3	0	1	7-6-3	落橋防止装置工	8	7	6	3	0	1	7-6-3	落橋防止装置工	
8	7	6	3	0	2		請負者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	8	7	6	3	0	2		受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	
8	7	6	4	0	1	7-6-4	排水装置工	8	7	6	4	0	1	7-6-4	排水装置工	
8	7	6	4	0	2		請負者は、排水樹の設置にあたっては、路面（高さ、勾配）及び排水樹水抜き孔と梁上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。	8	7	6	4	0	2		受注者は、排水樹の設置にあたっては、路面（高さ、勾配）及び排水樹水抜き孔と梁上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。	
8	7	6	5	0	1	7-6-5	銘板工	8	7	6	5	0	1	7-6-5	銘板工	
8	7	6	5	1	1	1.	請負者は、標示板の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	8	7	6	5	1	1	1.	受注者は、銘板の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。	
8	7	6	5	2	1	2.	銘板の材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）とする。	8	7	6	5	2	1	2.	銘板の材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）とする。	
8	7	6	5	2	2		請負者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。	8	7	6	5	2	2		受注者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。	
8	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド	8	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド	
8	8	1	0	0	1	第1節	適用	8	8	1	0	0	1	第1節	適用	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等															
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由			
8	8	1	0	1	1	1	8	8	1	0	1	1	1	8	8	1	0	1	1	8	8	1	0	1	1		
8	8	1	0	2	1	2	8	8	1	0	2	1	2	8	8	1	0	2	1	8	8	1	0	2	1		
8	8	1	0	3	1	3	8	8	1	0	3	1	3	8	8	1	0	3	1	8	8	1	0	3	1		
8	8	2	0	0	1	第2節	8	8	2	0	0	1	第2節	8	8	2	0	0	1	8	8	2	0	0	1		
8	8	2	0	0	2		8	8	2	0	0	2		8	8	2	0	0	2	8	8	2	0	0	2		
8	8	2	0	0	3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（共通編 鋼橋編）（平成14年3月）	8	8	2	0	0	3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（共通編 鋼橋編）（平成24年3月）	8	8	2	0	0	3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（共通編 鋼橋編）（平成24年3月）	8	8	2	0	0	3	
8	8	2	0	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（共通編 下部構造編）（平成14年3月）	8	8	2	0	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（共通編 下部構造編）（平成24年3月）	8	8	2	0	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（共通編 下部構造編）（平成24年3月）	8	8	2	0	0	4	
8	8	2	0	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（耐震設計編）（平成14年3月）	8	8	2	0	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（耐震設計編）（平成24年3月）	8	8	2	0	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（耐震設計編）（平成24年3月）	8	8	2	0	0	5	
8	8	2	0	0	6	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（昭和60年2月）	8	8	2	0	0	6	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（昭和60年2月）	8	8	2	0	0	6	日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（昭和60年2月）	8	8	2	0	0	6	
8	8	2	0	0	7	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年9月）	8	8	2	0	0	7	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年9月）	8	8	2	0	0	7	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年9月）	8	8	2	0	0	7	
8	8	2	0	0	8	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）	8	8	2	0	0	8	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）	8	8	2	0	0	8	日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）	8	8	2	0	0	8	
8	8	2	0	0	9	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成17年12月）	8	8	2	0	0	9	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成17年12月）	8	8	2	0	0	9	日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成17年12月）	8	8	2	0	0	9	
8	8	2	0	0	10	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）	8	8	2	0	0	10	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）	8	8	2	0	0	10	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）	8	8	2	0	0	10	
8	8	2	0	0	11	日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）	8	8	2	0	0	11	日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）	8	8	2	0	0	11	日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）	8	8	2	0	0	11	
8	8	2	0	0	12	日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成19年1月）	8	8	2	0	0	12	日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成19年1月）	8	8	2	0	0	12	日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成19年1月）	8	8	2	0	0	12	
8	8	2	0	0	13	日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成19年1月）	8	8	2	0	0	13	日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成19年1月）	8	8	2	0	0	13	日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成19年1月）	8	8	2	0	0	13	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由			
8	8	2	0	0	14		8	8	2	0	0	14		8	8	2	0	0	14	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）	
8	8	2	0	0	15		8	8	2	0	0	15		8	8	2	0	0	15	日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）	
8	8	2	0	0	16		8	8	2	0	0	16		8	8	2	0	0	16	日本道路協会 道路土工 - 擁壁工指針（平成22年3月）	
8	8	2	0	0	17		8	8	2	0	0	17		8	8	2	0	0	17	日本道路協会 道路土工 - カルバート工指針（平成22年3月）	
8	8	2	0	0	18		8	8	2	0	0	18		8	8	2	0	0	18	日本道路協会 道路土工 - 仮設構造物工指針（平成11年3月）	
																				日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）	
8	8	2	0	0	19		8	8	2	0	0	19		8	8	2	0	0	19	日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）	
8	8	2	0	0	20		8	8	2	0	0	20		8	8	2	0	0	20	日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）	
8	8	3	0	0	1	第3節	8	8	3	0	0	1	第3節	8	8	3	0	0	1	工場製作工	
8	8	3	1	0	1	8-3-1	8	8	3	1	0	1	8-3-1	8	8	3	1	0	1	一般事項	
8	8	3	1	1	1	1.	8	8	3	1	1	1	1.	8	8	3	1	1	1	1.	本節は、工場製作工として、梁（柱）製作工、屋根製作工、鋼製排水管製作工、鋳造費、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。
8	8	3	1	2	1	2.	8	8	3	1	2	1	2.	8	8	3	1	2	1	2.	請負者は、原寸、工作、溶接等製作に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。
8	8	3	1	3	1	3.	8	8	3	1	3	1	3.	8	8	3	1	3	1	3.	請負者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示すものを使用しなければならない。
8	8	3	2	0	1	8-3-2	8	8	3	2	0	1	8-3-2	8	8	3	2	0	1	8-3-2	材 料
8	8	3	2	0	2		8	8	3	2	0	2		8	8	3	2	0	2		材料については、第3編2-12-2材料の規定による。
8	8	3	3	0	1	8-3-3	8	8	3	3	0	1	8-3-3	8	8	3	3	0	1	8-3-3	梁（柱）製作工
8	8	3	3	0	2		8	8	3	3	0	2		8	8	3	3	0	2		梁（柱）製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定によるものとする。
8	8	3	4	0	1	8-3-4	8	8	3	4	0	1	8-3-4	8	8	3	4	0	1	8-3-4	屋根製作工
8	8	3	4	0	2		8	8	3	4	0	2		8	8	3	4	0	2		屋根製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。
8	8	3	5	0	1	8-3-5	8	8	3	5	0	1	8-3-5	8	8	3	5	0	1	8-3-5	鋼製排水管製作工
8	8	3	5	0	2		8	8	3	5	0	2		8	8	3	5	0	2		鋼製排水管製作工の施工については、第3編2-12-10鋼製排水管製作工の規定による。
8	8	3	6	0	1	8-3-6	8	8	3	6	0	1	8-3-6	8	8	3	6	0	1	8-3-6	鋳造費

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	8	3	6	0	2		鑄造費については、第10編4-3-11鑄造費の規定による。	8	8	3	6	0	2		鑄造費については、第10編4-3-11鑄造費の規定による。	
8	8	3	7	0	1	8-3-7	工場塗装工	8	8	3	7	0	1	8-3-7	工場塗装工	
8	8	3	7	0	2		工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。	8	8	3	7	0	2		工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。	
8	8	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工	8	8	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工	
8	8	4	1	0	1	8-4-1	一般事項	8	8	4	1	0	1	8-4-1	一般事項	
8	8	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	8	8	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	
8	8	4	2	0	1	8-4-2	輸送工	8	8	4	2	0	1	8-4-2	輸送工	
8	8	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	8	8	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	
8	8	5	0	0	1	第5節	鋼製シェッド下部工	8	8	5	0	0	1	第5節	鋼製シェッド下部工	
8	8	5	1	0	1	8-5-1	一般事項	8	8	5	1	0	1	8-5-1	一般事項	
8	8	5	1	0	2		本節は、鋼製シェッド下部工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工その他これらに類する工種について定める。	8	8	5	1	0	2		本節は、鋼製シェッド下部工として、作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工その他これらに類する工種について定める。	
8	8	5	2	0	1	8-5-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	8	5	2	0	1	8-5-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
8	8	5	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	8	8	5	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
8	8	5	3	0	1	8-5-3	既製杭工	8	8	5	3	0	1	8-5-3	既製杭工	
8	8	5	3	0	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。	8	8	5	3	0	2		既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。	
8	8	5	4	0	1	8-5-4	場所打杭工	8	8	5	4	0	1	8-5-4	場所打杭工	
8	8	5	4	0	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	8	8	5	4	0	2		場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。	
8	8	5	5	0	1	8-5-5	深礎工	8	8	5	5	0	1	8-5-5	深礎工	
8	8	5	5	0	2		深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。	8	8	5	5	0	2		深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。	
8	8	5	6	0	1	8-5-6	受台工	8	8	5	6	0	1	8-5-6	受台工	
8	8	5	6	1	1	1.	請負者は、コンクリート・鉄筋・型枠の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	8	8	5	6	1	1	1.	受注者は、コンクリート・鉄筋・型枠の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
8	8	5	6	2	1	2.	請負者は、基礎材の施工については、設計図書に従って、床掘完了後(割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの間隙充填材を加え)締固めなければならない。	8	8	5	6	2	1	2.	受注者は、基礎材の施工については、設計図書に従って、床掘完了後(割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの間隙充填材を加え)締固めなければならない。	
8	8	5	6	3	1	3.	請負者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。	8	8	5	6	3	1	3.	受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由
8	8	5	6	4	1	4 .	請負者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	8	5	6	4	1	4 .	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。			
8	8	5	6	5	1	5 .	請負者は、支承部の箱抜き施工については、道路橋支便覧第5章支承部の施工の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	8	5	6	5	1	5 .	受注者は、支承部の箱抜き施工については、道路橋支便覧第5章支承部の施工の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。			
8	8	5	6	6	1	6 .	請負者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	8	5	6	6	1	6 .	受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。			
8	8	5	6	7	1	7 .	請負者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。	8	8	5	6	7	1	7 .	受注者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。			
8	8	5	6	8	1	8 .	請負者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。	8	8	5	6	8	1	8 .	受注者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。			
8	8	5	6	9	1	9 .	請負者は、止水板の施工については、設計図書によらなければならない。	8	8	5	6	9	1	9 .	受注者は、止水板の施工については、設計図書によらなければならない。			
8	8	5	6	10	1	10 .	請負者は、水抜きパイプの施工については、設計図に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜き孔の有効性を確認しなければならない。	8	8	5	6	10	1	10 .	受注者は、水抜きパイプの施工については、設計図に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜き孔の有効性を確認しなければならない。			
8	8	5	6	11	1	11 .	請負者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから受台背面の土が流出しないように施工しなければならない。	8	8	5	6	11	1	11 .	受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから受台背面の土が流出しないように施工しなければならない。			
8	8	5	6	12	1	12 .	請負者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。	8	8	5	6	12	1	12 .	受注者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。			
8	8	5	6	12	2		有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。	8	8	5	6	12	2		有孔管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。			
8	8	6	0	0	1	第6節	鋼製シェッド上部工	8	8	6	0	0	1	第6節	鋼製シェッド上部工			
8	8	6	1	0	1	8 - 6 - 1	一般事項	8	8	6	1	0	1	8 - 6 - 1	一般事項			
8	8	6	1	0	2		本節は、鋼製シェッド上部工として架設工、現場継手工、現場塗装工、屋根コンクリート工、防水工、その他これらに類する工種について定める。	8	8	6	1	0	2		本節は、鋼製シェッド上部工として架設工、現場継手工、現場塗装工、屋根コンクリート工、防水工、その他これらに類する工種について定める。			
8	8	6	2	0	1	8 - 6 - 2	材 料	8	8	6	2	0	1	8 - 6 - 2	材 料			
8	8	6	2	0	2		材料については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第2編材料編及び第3編2 - 12 - 2材料の規定による。	8	8	6	2	0	2		材料については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第2編材料編及び第3編2 - 12 - 2材料の規定による。			
8	8	6	3	0	1	8 - 6 - 3	架設工	8	8	6	3	0	1	8 - 6 - 3	架設工			

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改定理由
8	8	6	3	1	1	1 .	8	8	6	3	1	1	1 .	1 .	
						請負者は、架設準備として沓座高及び支承間距離等の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。							1 .	受注者は、架設準備として沓座高及び支承間距離等の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	
8	8	6	3	2	1	2 .	8	8	6	3	2	1	2 .	2 .	
						仮設構造物の設計施工については、第8編4-5-2材料の規定による。							2 .	仮設構造物の設計施工については、第8編4-5-2材料の規定による。	
8	8	6	3	3	1	3 .	8	8	6	3	3	1	3 .	3 .	
						地組工の施工については、第3編2-13-2地組工の規定による。							3 .	地組工の施工については、第3編2-13-2地組工の規定による。	
8	8	6	3	4	1	4 .	8	8	6	3	4	1	4 .	4 .	
						鋼製シェットの架設については、第3編2-13-3架設工（クレーン架設）の規定による。							4 .	鋼製シェットの架設については、第3編2-13-3架設工（クレーン架設）の規定による。	
8	8	6	4	0	1	8-6-4	8	8	6	4	0	1	8-6-4	8-6-4	
						現場継手工							8-6-4	現場継手工	
8	8	6	4	0	2		8	8	6	4	0	2			
						現場継手の施工については、第3編2-3-23現場継手工の規定による。								現場継手の施工については、第3編2-3-23現場継手工の規定による。	
8	8	6	5	0	1	8-6-5	8	8	6	5	0	1	8-6-5	8-6-5	
						現場塗装工							8-6-5	現場塗装工	
8	8	6	5	0	2		8	8	6	5	0	2			
						現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。								現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。	
8	8	6	6	0	1	8-6-6	8	8	6	6	0	1	8-6-6	8-6-6	
						屋根コンクリート工							8-6-6	屋根コンクリート工	
8	8	6	6	1	1	1 .	8	8	6	6	1	1	1 .	1 .	
						請負者は、溶接金網の施工にあたっては、下記に留意するものとする。							1 .	受注者は、溶接金網の施工にあたっては、以下に留意するものとする。	
8	8	6	6	1	2	(1)	8	8	6	6	1	2	(1)	(1)	
						コンクリートの締固め時に、金網をたわませたり移動させたりしてはならない。							(1)	コンクリートの締固め時に、金網をたわませたり移動させたりしてはならない。	
8	8	6	6	1	3	(2)	8	8	6	6	1	3	(2)	(2)	
						金網は重ね継手とし、20cm以上重ね合わせなければならない。							(2)	金網は重ね継手とし、20cm以上重ね合わせなければならない。	
8	8	6	6	1	4	(3)	8	8	6	6	1	4	(3)	(3)	
						金網の重ねを焼なまし鉄線で結束しなければならない。							(3)	金網の重ねを焼なまし鉄線で結束しなければならない。	
8	8	6	6	2	1	2 .	8	8	6	6	2	1	2 .	2 .	
						コンクリート・型枠の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。							2 .	コンクリート・型枠の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
8	8	6	6	3	1	3 .	8	8	6	6	3	1	3 .	3 .	
						請負者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。							3 .	受注者は、目地材の施工については、設計図書によらなければならない。	
8	8	6	7	0	1	8-6-7	8	8	6	7	0	1	8-6-7	8-6-7	
						防水工							8-6-7	防水工	
8	8	6	7	0	2		8	8	6	7	0	2			
						請負者は、防水工の施工については、設計図書によらなければならない。								受注者は、防水工の施工については、設計図書によらなければならない。	
8	8	7	0	0	1	第7節	8	8	7	0	0	1	第7節	第7節	
						シェット付属物工							第7節	シェット付属物工	
8	8	7	1	0	1	8-7-1	8	8	7	1	0	1	8-7-1	8-7-1	
						一般事項							8-7-1	一般事項	
8	8	7	1	0	2		8	8	7	1	0	2			
						本節は、シェット付属物工として、落橋防止装置工、排水装置工、銘板工その他これらに類する工種について定める。								本節は、シェット付属物工として、落橋防止装置工、排水装置工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	
8	8	7	2	0	1	8-7-2	8	8	7	2	0	1	8-7-2	8-7-2	
						材 料							8-7-2	材 料	
8	8	7	2	0	2		8	8	7	2	0	2			
						材料については、第2編材料編、第3編2-12-2材料の規定による。								材料については、第2編材料編、第3編2-12-2材料の規定による。	
8	8	7	3	0	1	8-7-3	8	8	7	3	0	1	8-7-3	8-7-3	
						排水装置工							8-7-3	排水装置工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
8	8	7	3	0	2							8	8	7	3	0	2								
8	8	7	4	0	1	8 - 7 - 4						8	8	7	4	0	1	8 - 7 - 4							
8	8	7	4	0	2							8	8	7	4	0	2								
8	8	7	5	0	1	8 - 7 - 5						8	8	7	5	0	1	8 - 7 - 5							
8	8	7	5	1	1	1.						8	8	7	5	1	1	1.							
8	8	7	5	2	1	2.						8	8	7	5	2	1	2.							
8	8	7	5	3	1	3.						8	8	7	5	3	1	3.							
8	8	7	5	4	1	4.						8	8	7	5	4	1	4.							
8	9	0	0	0	1	第9章						8	9	0	0	0	1	第9章							
8	9	1	0	0	1	第1節						8	9	1	0	0	1	第1節							
8	9	1	0	1	1	1.						8	9	1	0	1	1	1.							
8	9	1	0	2	1	2.						8	9	1	0	2	1	2.							
8	9	1	0	2	2							8	9	1	0	2	2								
8	9	1	0	3	1	3.						8	9	1	0	3	1	3.							
8	9	2	0	0	1	第2節						8	9	2	0	0	1	第2節							
8	9	2	0	0	2							8	9	2	0	0	2								
8	9	2	0	0	3							8	9	2	0	0	3								
8	9	2	0	0	4							8	9	2	0	0	4								
8	9	2	0	0	5							8	9	2	0	0	5								

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	9	3	0	0	1	第3節	開削土工	8	9	3	0	0	1	第3節	開削土工	
8	9	3	1	0	1	9-3-1	一般事項	8	9	3	1	0	1	9-3-1	一般事項	
8	9	3	1	1	1	1.	本節は、開削土工として掘削工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。	8	9	3	1	1	1	1.	本節は、開削土工として掘削工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。	
8	9	3	1	2	1	2.	請負者は、道路管理台帳及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にするものとする。	8	9	3	1	2	1	2.	受注者は、道路管理台帳及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にしなければならない。	
8	9	3	1	3	1	3.	請負者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が確かめられたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	8	9	3	1	3	1	3.	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が確かめられたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	
8	9	3	1	4	1	4.	請負者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	8	9	3	1	4	1	4.	受注者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	
8	9	3	2	0	1	9-3-2	掘削工	8	9	3	2	0	1	9-3-2	掘削工	
8	9	3	2	1	1	1.	請負者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	9	3	2	1	1	1.	受注者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	9	3	2	2	1	2.	請負者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、設計図書に関して、監督職員と協議するものとする。	8	9	3	2	2	1	2.	受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、設計図書に関して、監督職員と協議するものとする。	
8	9	3	3	0	1	9-3-3	残土処理工	8	9	3	3	0	1	9-3-3	残土処理工	
8	9	3	3	0	2		残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。	8	9	3	3	0	2		残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。	
8	9	4	0	0	1	第4節	地盤改良工	8	9	4	0	0	1	第4節	地盤改良工	
8	9	4	1	0	1	9-4-1	一般事項	8	9	4	1	0	1	9-4-1	一般事項	
8	9	4	1	1	2		本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工、サンドマット工、パーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。	8	9	4	1	1	2		本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工、サンドマット工、パーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。	
8	9	4	2	0	1	9-4-2	路床安定処理工	8	9	4	2	0	1	9-4-2	路床安定処理工	
8	9	4	2	1	2		路床安定処理工の施工については、第3編2-7-2路床安定処理工の規定による。	8	9	4	2	1	2		路床安定処理工の施工については、第3編2-7-2路床安定処理工の規定による。	
8	9	4	3	0	1	9-4-3	置換工	8	9	4	3	0	1	9-4-3	置換工	
8	9	4	3	1	2		置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定による。	8	9	4	3	1	2		置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定による。	
8	9	4	4	0	1	9-4-4	サンドマット工	8	9	4	4	0	1	9-4-4	サンドマット工	
8	9	4	4	1	2		サンドマット工の施工については、第3編2-7-6サンドマット工の規定による。	8	9	4	4	1	2		サンドマット工の施工については、第3編2-7-6サンドマット工の規定による。	
8	9	4	5	0	1	9-4-5	パーチカルドレーン工	8	9	4	5	0	1	9-4-5	パーチカルドレーン工	
8	9	4	5	1	2		パーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7-7パーチカルドレーン工の規定による。	8	9	4	5	1	2		パーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7-7パーチカルドレーン工の規定による。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等																		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由						
8	9	4	6	0	1	9 - 4 - 6	締固め改良工	8	9	4	6	0	1	9 - 4 - 6	締固め改良工	8	9	4	6	0	1	9 - 4 - 6	締固め改良工	8	9	4	6	0	1	
8	9	4	6	1	2		締固め改良工の施工については、第3編2 - 7 - 8 締固め改良工の規定による。	8	9	4	6	1	2		締固め改良工の施工については、第3編2 - 7 - 8 締固め改良工の規定による。	8	9	4	6	1	2		締固め改良工の施工については、第3編2 - 7 - 8 締固め改良工の規定による。	8	9	4	6	1	2	
8	9	4	7	0	1	9 - 4 - 7	固結工	8	9	4	7	0	1	9 - 4 - 7	固結工	8	9	4	7	0	1	9 - 4 - 7	固結工	8	9	4	7	0	1	
8	9	4	7	1	2		固結工の施工については、第3編2 - 7 - 9 固結工の規定による。	8	9	4	7	1	2		固結工の施工については、第3編2 - 7 - 9 固結工の規定による。	8	9	4	7	1	2		固結工の施工については、第3編2 - 7 - 9 固結工の規定による。	8	9	4	7	1	2	
8	9	5	0	0	1	第5節	現場打構築工	8	9	5	0	0	1	第5節	現場打構築工	8	9	5	0	0	1	第5節	現場打構築工	8	9	5	0	0	1	
8	9	5	1	0	1	9 - 5 - 1	一般事項	8	9	5	1	0	1	9 - 5 - 1	一般事項	8	9	5	1	0	1	9 - 5 - 1	一般事項	8	9	5	1	0	1	
8	9	5	1	0	2		本節は、現場打構築工として作業土工、現場打躯体工、継手工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定める。	8	9	5	1	0	2		本節は、現場打構築工として作業土工(床掘り・埋戻し)、現場打躯体工、継手工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定める。	8	9	5	1	0	2		本節は、現場打構築工として作業土工(床掘り・埋戻し)、現場打躯体工、継手工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定める。	8	9	5	1	0	2	
8	9	5	2	0	1	9 - 5 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	9	5	2	0	1	9 - 5 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	9	5	2	0	1	9 - 5 - 2	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	9	5	2	0	1	
8	9	5	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3 作業土工の規定による。	8	9	5	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3 作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	8	9	5	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2 - 3 - 3 作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	8	9	5	2	0	2	
8	9	5	3	0	1	9 - 5 - 3	現場打躯体工	8	9	5	3	0	1	9 - 5 - 3	現場打躯体工	8	9	5	3	0	1	9 - 5 - 3	現場打躯体工	8	9	5	3	0	1	
8	9	5	3	1	1	1.	請負者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。	8	9	5	3	1	1	1.	受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。	8	9	5	3	1	1	1.	受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。	8	9	5	3	1	1	
8	9	5	3	2	1	2.	請負者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に記載しなければならない。また、これを変更する場合は、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。	8	9	5	3	2	1	2.	受注者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に記載しなければならない。また、これを変更する場合は、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。	8	9	5	3	2	1	2.	受注者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に記載しなければならない。また、これを変更する場合は、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。	8	9	5	3	2	1	
8	9	5	4	0	1	9 - 5 - 4	継手工	8	9	5	4	0	1	9 - 5 - 4	継手工	8	9	5	4	0	1	9 - 5 - 4	継手工	8	9	5	4	0	1	
8	9	5	4	0	2		請負者は、設計図書に示す止水板及び目地材で継手を施工し、水密性を保つようしなければならない。	8	9	5	4	0	2		受注者は、設計図書に示す止水板及び目地材で継手を施工し、水密性を保つようしなければならない。	8	9	5	4	0	2		受注者は、設計図書に示す止水板及び目地材で継手を施工し、水密性を保つようしなければならない。	8	9	5	4	0	2	
8	9	5	5	0	1	9 - 5 - 5	カラー継手工	8	9	5	5	0	1	9 - 5 - 5	カラー継手工	8	9	5	5	0	1	9 - 5 - 5	カラー継手工	8	9	5	5	0	1	
8	9	5	5	0	2		請負者は、カラー継手工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	9	5	5	0	2		受注者は、カラー継手工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	9	5	5	0	2		受注者は、カラー継手工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	9	5	5	0	2	
8	9	5	6	0	1	9 - 5 - 6	防水工	8	9	5	6	0	1	9 - 5 - 6	防水工	8	9	5	6	0	1	9 - 5 - 6	防水工	8	9	5	6	0	1	
8	9	5	6	1	1	1.	請負者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	8	9	5	6	1	1	1.	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	8	9	5	6	1	1	1.	受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	8	9	5	6	1	1	
8	9	5	6	2	1	2.	請負者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。	8	9	5	6	2	1	2.	受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。	8	9	5	6	2	1	2.	受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。	8	9	5	6	2	1	
8	10	0	0	0	1	第10章	地下駐車場	8	10	0	0	0	1	第10章	地下駐車場	8	10	0	0	0	1	第10章	地下駐車場	8	10	0	0	0	1	
8	10	1	0	0	1	第1節	適用	8	10	1	0	0	1	第1節	適用	8	10	1	0	0	1	第1節	適用	8	10	1	0	0	1	
8	10	1	0	1	1	1.	本章は、地下駐車場工事における工場製作工、工場製品輸送工、仮設工、開削土工、構築工、付属設備工、その他これらに類する工種について適用する。	8	10	1	0	1	1	1.	本章は、地下駐車場工事における工場製作工、工場製品輸送工、仮設工、開削土工、構築工、付属設備工、その他これらに類する工種について適用する。	8	10	1	0	1	1	1.	本章は、地下駐車場工事における工場製作工、工場製品輸送工、仮設工、開削土工、構築工、付属設備工、その他これらに類する工種について適用する。	8	10	1	0	1	1	
8	10	1	0	2	1	2.	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	8	10	1	0	2	1	2.	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	8	10	1	0	2	1	2.	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	8	10	1	0	2	1	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	10	1	0	2	2		なお、当該作業のうち覆工板の設置撤去には、作業に伴う覆工板開閉作業も含むものとする。	8	10	1	0	2	2		なお、当該作業のうち覆工板の設置撤去には、作業に伴う覆工板開閉作業も含むものとする。	
8	10	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	10	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
8	10	2	0	0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	10	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
8	10	2	0	0	3		日本道路協会 駐車場設計・施工指針 (平成4年11月)	8	10	2	0	0	3		日本道路協会 駐車場設計・施工指針 (平成4年11月)	
8	10	2	0	0	4		駐車場整備推進機構 大規模機械式駐車場設計・施工技術資料 (平成10年6月)	8	10	2	0	0	4		駐車場整備推進機構 大規模機械式駐車場設計・施工技術資料 (平成10年6月)	
8	10	2	0	0	6		日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (平成16年2月)	8	10	2	0	0	6		日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (平成16年2月)	
8	10	3	0	0	1	第3節	工場製作工	8	10	3	0	0	1	第3節	工場製作工	
8	10	3	1	0	1	10-3-1	一般事項	8	10	3	1	0	1	10-3-1	一般事項	
8	10	3	1	1	1	1.	本節は、工場製作工として設備・金物製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。	8	10	3	1	1	1	1.	本節は、工場製作工として設備・金物製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。	
8	10	3	1	2	1	2.	請負者は、工場製作工において、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、特に指定のない限り施工計画書に記載しなければならない。	8	10	3	1	2	1	2.	受注者は、工場製作工において、設計図書で特に指定のない限り、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、施工計画書に記載しなければならない。	
8	10	3	2	0	1	10-3-2	設備・金物製作工	8	10	3	2	0	1	10-3-2	設備・金物製作工	
8	10	3	2	0	2		設備・金物製作工の施工については、第10編第4章第3節工場製作工の規定による。	8	10	3	2	0	2		設備・金物製作工の施工については、第10編第4章第3節工場製作工の規定による。	
8	10	3	3	0	1	10-3-3	工場塗装工	8	10	3	3	0	1	10-3-3	工場塗装工	
8	10	3	3	0	2		工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。	8	10	3	3	0	2		工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。	
8	10	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工	8	10	4	0	0	1	第4節	工場製品輸送工	
8	10	4	1	0	1	10-4-1	一般事項	8	10	4	1	0	1	10-4-1	一般事項	
8	10	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	8	10	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	
8	10	4	2	0	1	10-4-2	輸送工	8	10	4	2	0	1	10-4-2	輸送工	
8	10	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	8	10	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	
8	10	5	0	0	1	第5節	開削土工	8	10	5	0	0	1	第5節	開削土工	
8	10	5	1	0	1	10-5-1	一般事項	8	10	5	1	0	1	10-5-1	一般事項	
8	10	5	1	1	1	1.	本節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。	8	10	5	1	1	1	1.	本節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。	
8	10	5	1	2	1	2.	請負者は、道路管理台帳及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にするものとする。	8	10	5	1	2	1	2.	受注者は、道路管理台帳等及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にしなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
8	10	7	1	0	2							8	10	7	1	0	2		本節は、付属設備工として設備工、付属金物工、情報案内施設工その他これらに類する工種について定める。
8	10	7	2	0	1	10-7-2						8	10	7	2	0	1	10-7-2	設備工
8	10	7	2	0	2							8	10	7	2	0	2		受注者は、設備工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
8	10	7	3	0	1	10-7-3						8	10	7	3	0	1	10-7-3	付属金物工
8	10	7	3	0	2							8	10	7	3	0	2		付属金物工については、第10編第4章第3節工場製作工の規定による。
8	10	7	4	0	1	10-7-4						8	10	7	4	0	1	10-7-4	情報案内施設工
8	10	7	4	1	1	1.						8	10	7	4	1	1	1.	受注者は、情報案内施設の施工にあたっては、交通の安全及び他の構造物への影響に留意するものとする。
8	10	7	4	2	1	2.						8	10	7	4	2	1	2.	受注者は、支柱建て込みについては、標示板の向き、標示板との支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。
8	10	7	4	3	1	3.						8	10	7	4	3	1	3.	受注者は、情報案内施設を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、障害物などにより所定の位置に設置できない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
8	11	0	0	0	1	第11章						8	11	0	0	0	1	第11章	共同溝
8	11	1	0	0	1	第1節						8	11	1	0	0	1	第1節	適用
8	11	1	0	1	1	1.						8	11	1	0	1	1	1.	本章は、共同溝工事における工場製作工、工場製品輸送工、仮設工、開削土工、現場打構築工、プレキャスト構築工、付属設備工、その他これらに類する工種について適用する。
8	11	1	0	2	1	2.						8	11	1	0	2	1	2.	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。
8	11	1	0	2	2							8	11	1	0	2	2		なお、当該作業のうち覆工板の設置撤去には、作業に伴う覆工板開閉作業も含むものとする。
8	11	1	0	3	1	3.						8	11	1	0	3	1	3.	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。
8	11	2	0	0	1	第2節						8	11	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
8	11	2	0	0	2							8	11	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
8	11	2	0	0	3							8	11	2	0	0	3		日本道路協会 共同溝設計指針 (昭和61年3月)
8	11	2	0	0	4							8	11	2	0	0	4		道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案) (平成6年3月)

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由				
8	11	2	0	0	5		8	11	2	0	0	5		8	11	2	0	0	5	土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成18年7月)	土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成18年7月)	
8	11	3	0	0	1	第3節	8	11	3	0	0	1	第3節	8	11	3	0	0	1	工場製作工	工場製作工	
8	11	3	1	0	1	11-3-1	8	11	3	1	0	1	11-3-1	8	11	3	1	0	1	一般事項	一般事項	
8	11	3	1	1	1	1.	8	11	3	1	1	1	1.	8	11	3	1	1	1	本節は、工場製作工として設備・金物製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。	本節は、工場製作工として設備・金物製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。	
8	11	3	1	2	1	2.	8	11	3	1	2	1	2.	8	11	3	1	2	1	請負者は、工場製作工において、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、特に指定のない限り施工計画書に記載しなければならない。	受注者は、工場製作工において、設計図書で特に指定のない限り、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、施工計画書に記載しなければならない。	
8	11	3	2	0	1	11-3-2	8	11	3	2	0	1	11-3-2	8	11	3	2	0	1	設備・金物製作工	設備・金物製作工	
8	11	3	2	0	2		8	11	3	2	0	2		8	11	3	2	0	2	設備・金物製作工については、第10編第4章第3節工場製作工の規定による。	設備・金物製作工については、第10編第4章第3節工場製作工の規定による。	
8	11	3	3	0	1	11-3-3	8	11	3	3	0	1	11-3-3	8	11	3	3	0	1	工場塗装工	工場塗装工	
8	11	3	3	0	2		8	11	3	3	0	2		8	11	3	3	0	2	工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。	工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。	
8	11	4	0	0	1	第4節	8	11	4	0	0	1	第4節	8	11	4	0	0	1	工場製品輸送工	工場製品輸送工	
8	11	4	1	0	1	11-4-1	8	11	4	1	0	1	11-4-1	8	11	4	1	0	1	一般事項	一般事項	
8	11	4	1	1	2		8	11	4	1	1	2		8	11	4	1	1	2	本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	
8	11	4	2	0	1	11-4-2	8	11	4	2	0	1	11-4-2	8	11	4	2	0	1	輸送工	輸送工	
8	11	4	2	1	2		8	11	4	2	1	2		8	11	4	2	1	2	輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	
8	11	5	0	0	1	第5節	8	11	5	0	0	1	第5節	8	11	5	0	0	1	開削土工	開削土工	
8	11	5	1	0	1	11-5-1	8	11	5	1	0	1	11-5-1	8	11	5	1	0	1	一般事項	一般事項	
8	11	5	1	1	1	1.	8	11	5	1	1	1	1.	8	11	5	1	1	1	本節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。	本節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。	
8	11	5	1	2	1	2.	8	11	5	1	2	1	2.	8	11	5	1	2	1	請負者は、道路管理台帳及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にするものとする。	受注者は、道路管理台帳等及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にしなければならない。	
8	11	5	1	3	1	3.	8	11	5	1	3	1	3.	8	11	5	1	3	1	請負者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	
8	11	5	2	0	1	11-5-2	8	11	5	2	0	1	11-5-2	8	11	5	2	0	1	掘削工	掘削工	
8	11	5	2	1	1	1.	8	11	5	2	1	1	1.	8	11	5	2	1	1	請負者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、設計図書に定められていない場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	受注者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、設計図書に定められていない場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	11	5	2	2	1	2.	8	11	5	2	2	1	2.	8	11	5	2	2	1	請負者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は設計図書に関して、監督職員と協議するものとする。	受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は設計図書に関して、監督職員と協議しなければならない。	
8	11	5	3	0	1	11-5-3	8	11	5	3	0	1	11-5-3	8	11	5	3	0	1	埋戻し工	埋戻し工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	11	5	3	1	1	1	1. 請負者は、狭隘部で機械による施工が困難な場所の埋戻しには砂または砂質土を用いて水締めにより締め固めなければならない。	8	11	5	3	1	1	1	1. 受注者は、狭隘部で機械による施工が困難な場所の埋戻しには砂または砂質土を用いて水締めにより締め固めなければならない。	
8	11	5	3	2	1	2	2. 請負者は、躯体上面の高さ50cm部分の埋戻しについては、防水層に影響がでないように締め固めなければならない。	8	11	5	3	2	1	2	2. 受注者は、躯体上面の高さ50cm部分の埋戻しについては、防水層に影響がでないように締め固めなければならない。	
8	11	5	4	0	1	11-5-4	残土処理工	8	11	5	4	0	1	11-5-4	残土処理工	
8	11	5	4	0	2		残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。	8	11	5	4	0	2		残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。	
8	11	6	0	0	1	第6節	現場打構築工	8	11	6	0	0	1	第6節	現場打構築工	
8	11	6	1	0	1	11-6-1	一般事項	8	11	6	1	0	1	11-6-1	一般事項	
8	11	6	1	0	2		本節は、現場打構築工として現場打躯体工、歩床工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定める。	8	11	6	1	0	2		本節は、現場打構築工として現場打躯体工、歩床工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定める。	
8	11	6	2	0	1	11-6-2	現場打躯体工	8	11	6	2	0	1	11-6-2	現場打躯体工	
8	11	6	2	1	1	1	1. 請負者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。	8	11	6	2	1	1	1	1. 受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。	
8	11	6	2	2	1	2	2. 請負者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に記載しなければならない。また、これを変更する場合は、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。	8	11	6	2	2	1	2	2. 受注者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に記載しなければならない。また、これを変更する場合は、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。	
8	11	6	3	0	1	11-6-3	歩床工	8	11	6	3	0	1	11-6-3	歩床工	
8	11	6	3	1	1	1	1. 請負者は、歩床部分に水が滞留しないように仕上げなければならない。	8	11	6	3	1	1	1	1. 受注者は、歩床部分に水が滞留しないように仕上げなければならない。	
8	11	6	3	2	1	2	2. 請負者は、歩床部の施工に伴い設置する排水溝を滑らかにできるように仕上げなければならない。	8	11	6	3	2	1	2	2. 受注者は、歩床部の施工に伴い設置する排水溝を滑らかにできるように仕上げなければならない。	
8	11	6	4	0	1	11-6-4	カラー継手工	8	11	6	4	0	1	11-6-4	カラー継手工	
8	11	6	4	0	2		請負者は、カラー継手工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	11	6	4	0	2		受注者は、カラー継手工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	11	6	5	0	1	11-6-5	防水工	8	11	6	5	0	1	11-6-5	防水工	
8	11	6	5	1	1	1	1. 請負者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	8	11	6	5	1	1	1	1. 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。	
8	11	6	5	2	1	2	2. 請負者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。	8	11	6	5	2	1	2	2. 受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。	
8	11	7	0	0	1	第7節	プレキャスト構築工	8	11	7	0	0	1	第7節	プレキャスト構築工	
8	11	7	1	0	1	11-7-1	一般事項	8	11	7	1	0	1	11-7-1	一般事項	
8	11	7	1	0	2		本節は、プレキャスト構築工としてプレキャスト躯体工、縦締工、横締工、可とう継手工、目地工その他これらに類する工種について定める。	8	11	7	1	0	2		本節は、プレキャスト構築工としてプレキャスト躯体工、縦締工、横締工、可とう継手工、目地工その他これらに類する工種について定める。	
8	11	7	2	0	1	11-7-2	プレキャスト躯体工	8	11	7	2	0	1	11-7-2	プレキャスト躯体工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由	
8	11	7	2	0	2							8	11	7	2	0	2		
8	11	7	3	0	1	11-7-3						8	11	7	3	0	1	11-7-3	
8	11	7	3	0	2							8	11	7	3	0	2		
8	11	7	4	0	1	11-7-4						8	11	7	4	0	1	11-7-4	
8	11	7	4	0	2							8	11	7	4	0	2		
8	11	7	5	0	1	11-7-5						8	11	7	5	0	1	11-7-5	
8	11	7	5	0	2							8	11	7	5	0	2		
8	11	7	6	0	1	11-7-6						8	11	7	6	0	1	11-7-6	
8	11	7	6	0	2							8	11	7	6	0	2		
8	11	8	0	0	1	第8節						8	11	8	0	0	1	第8節	
8	11	8	1	0	1	11-8-1						8	11	8	1	0	1	11-8-1	
8	11	8	1	0	2							8	11	8	1	0	2		
8	11	8	2	0	1	11-8-2						8	11	8	2	0	1	11-8-2	
8	11	8	2	0	2							8	11	8	2	0	2		
8	11	8	3	0	1	11-8-3						8	11	8	3	0	1	11-8-3	
8	11	8	3	0	2							8	11	8	3	0	2		
8	12	0	0	0	1	第12章						8	12	0	0	0	1	第12章	
8	12	1	0	0	1	第1節						8	12	1	0	0	1	第1節	
8	12	1	0	1	1							8	12	1	0	1	1		
8	12	1	0	2	1							8	12	1	0	2	1		
8	12	1	0	3	1							8	12	1	0	3	1		
8	12	1	0	4	1							8	12	1	0	4	1		
8	12	2	0	0	1	第2節						8	12	2	0	0	1	第2節	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
8	12	2	0	0	2							8	12	2	0	0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、 下記 の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 以下 の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
8	12	2	0	0	3							8	12	2	0	0	3		道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月)	道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月)
8	12	3	0	0	1	第3節						8	12	3	0	0	1	第3節	舗装版撤去工	舗装版撤去工
8	12	3	1	0	1	12-3-1						8	12	3	1	0	1	12-3-1	一般事項	一般事項
8	12	3	1	0	2							8	12	3	1	0	2		本節は、舗装版撤去工として舗装版破碎工その他これらに類する工種について定める。	本節は、舗装版撤去工として舗装版破碎工その他これらに類する工種について定める。
8	12	3	2	0	1	12-3-2						8	12	3	2	0	1	12-3-2	舗装版破碎工	舗装版破碎工
8	12	3	2	0	2							8	12	3	2	0	2		舗装版破碎工の施工については、第3編2-9-3構造物取壊し工の規定による。	舗装版破碎工の施工については、第3編2-9-3構造物取壊し工の規定による。
8	12	4	0	0	1	第4節						8	12	4	0	0	1	第4節	開削土工	開削土工
8	12	4	1	0	1	12-4-1						8	12	4	1	0	1	12-4-1	一般事項	一般事項
8	12	4	1	0	2							8	12	4	1	0	2		本節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。	本節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。
8	12	4	2	0	1	12-4-2						8	12	4	2	0	1	12-4-2	掘削工	掘削工
8	12	4	2	0	2							8	12	4	2	0	2		掘削工の施工については、第1編2-4-2掘削工の規定による。	掘削工の施工については、第1編2-4-2掘削工の規定による。
8	12	4	3	0	1	12-4-3						8	12	4	3	0	1	12-4-3	埋戻し工	埋戻し工
8	12	4	3	0	2							8	12	4	3	0	2		埋戻し工の施工については、第8編11-5-3埋戻し工の規定による。	埋戻し工の施工については、第8編11-5-3埋戻し工の規定による。
8	12	4	4	0	1	12-4-4						8	12	4	4	0	1	12-4-4	残土処理工	残土処理工
8	12	4	4	0	2							8	12	4	4	0	2		残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。	残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。
8	12	5	0	0	1	第5節						8	12	5	0	0	1	第5節	電線共同溝工	電線共同溝工
8	12	5	1	0	1	12-5-1						8	12	5	1	0	1	12-5-1	一般事項	一般事項
8	12	5	1	1	1	1.						8	12	5	1	1	1	1.	本節は、電線共同溝工として管路工(管路部)、プレキャストボックス工(特殊部)、現場打ボックス工(特殊部)その他これらに類する工種について定める。	本節は、電線共同溝工として管路工(管路部)、プレキャストボックス工(特殊部)、現場打ボックス工(特殊部)その他これらに類する工種について定める。
8	12	5	1	2	1	2.						8	12	5	1	2	1	2.	請負者は、電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い、変更の必要が生じた場合は、設計図書に関して、監督職員と協議しなければならない。	受注者は、電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い、変更の必要が生じた場合は、設計図書に関して、監督職員と協議しなければならない。
8	12	5	1	3	1	3.						8	12	5	1	3	1	3.	請負者は、電線共同溝の施工にあたっては、占用企業者の分岐河道等に十分配慮し施工しなければならない。	受注者は、電線共同溝の施工にあたっては、占用企業者の分岐河道等に十分配慮し施工しなければならない。
8	12	5	2	0	1	12-5-2						8	12	5	2	0	1	12-5-2	管路工(管路部)	管路工(管路部)

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
8	12	5	2	1	1	1	1. 請負者は、管路工（管路部）に使用する材料について、監督職員の承諾を得るものとする。また、多孔陶管を用いる場合には、打音テストを行うものとする。	8	12	5	2	1	1	1	1. 受注者は、管路工（管路部）に使用する材料について、監督職員の承諾を得なければならない。また、多孔陶管を用いる場合には、打音テストを行うものとする。	
8	12	5	2	1	2		なお、打音テストとは、ひび割れの有無を調査するもので、金槌を用いて行うものをいう。	8	12	5	2	1	2		なお、打音テストとは、ひび割れの有無を調査するもので、テストハンマーを用いて行うものをいう。	
8	12	5	2	2	1	2	2. 請負者は、単管を用いる場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	8	12	5	2	2	1	2	2. 受注者は、単管を用いる場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	
8	12	5	2	3	1	3	3. 請負者は、多孔管を用いる場合には、隣接する各ブロックに目違いが生じないように、かつ、上下左右の接合が平滑になるよう施工しなければならない。	8	12	5	2	3	1	3	3. 受注者は、多孔管を用いる場合には、隣接する各ブロックに目違いが生じないように、かつ、上下左右の接合が平滑になるよう施工しなければならない。	
8	12	5	2	4	1	4	4. 請負者は、特殊部及び断面変化部等への管路材取付については、管路材相互の間隔を保ち、管路材の切口が同一垂直面になるよう取揃えて、管口及び管路材内部は電線引込み時に電線を傷つけないよう平滑に仕上げなければならない。	8	12	5	2	4	1	4	4. 受注者は、特殊部及び断面変化部等への管路材取付については、管路材相互の間隔を保ち、管路材の切口が同一垂直面になるよう取揃えて、管口及び管路材内部は電線引込み時に電線を傷つけないよう平滑に仕上げなければならない。	
8	12	5	2	5	1	5	5. 請負者は、管路工（管路部）の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、添加配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確かめなければならない。	8	12	5	2	5	1	5	5. 受注者は、管路工（管路部）の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、添加配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確かめなければならない。	
8	12	5	2	5	2		なお、通過試験とは、引通し線に毛ブラシ、雑布の順に清掃用品を取付け、管路内の清掃を行ったあとに、通信管についてはマンドリルまたはテストケーブル、電力管については配管用ポピン等の導通試験機を用いて行う試験をいう。	8	12	5	2	5	2		なお、通過試験とは、引通し線に毛ブラシ、雑布の順に清掃用品を取付け、管路内の清掃を行ったあとに、通信管についてはマンドレルまたはテストケーブル、電力管については配管用ポピン等の導通試験機を用いて行う試験をいう。	
8	12	5	3	0	1	12-5-3	プレキャストボックス工（特殊部）	8	12	5	3	0	1	12-5-3	プレキャストボックス工（特殊部）	
8	12	5	3	1	1	1	1. 請負者は、プレキャストボックス（特殊部）の施工にあたっては、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。	8	12	5	3	1	1	1	1. 受注者は、プレキャストボックス（特殊部）の施工にあたっては、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。	
8	12	5	3	2	1	2	2. 請負者は、プレキャストボックス（特殊部）の施工にあたっては、隣接する各ブロックに目違いによる段差、蛇行が生じないように敷設しなければならない。	8	12	5	3	2	1	2	2. 受注者は、プレキャストボックス（特殊部）の施工にあたっては、隣接する各ブロックに目違いによる段差、蛇行が生じないように敷設しなければならない。	
8	12	5	3	3	1	3	3. 請負者は、蓋の設置については、ボックス本体及び歩道面と段差が生じないように施工しなければならない。	8	12	5	3	3	1	3	3. 受注者は、蓋の設置については、ボックス本体及び歩道面と段差が生じないように施工しなければならない。	
8	12	5	4	0	1	12-5-4	現場打ボックス工（特殊部）	8	12	5	4	0	1	12-5-4	現場打ボックス工（特殊部）	
8	12	5	4	0	2		現場打ボックス工（特殊部）の施工については、第8編11-6-2現場打躯体工の1項及び2項の規定による。	8	12	5	4	0	2		現場打ボックス工（特殊部）の施工については、第8編11-6-2現場打躯体工の1項及び2項の規定による。	
8	12	6	0	0	1	第6節	付帯設備工	8	12	6	0	0	1	第6節	付帯設備工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	12	6	1	0	1	12-6-1	一般事項	8	12	6	1	0	1	12-6-1	一般事項	
8	12	6	1	0	2		本節は、付帯設備工としてハンドホール工、土留壁工（継壁）その他これらに類する工種について定める。	8	12	6	1	0	2		本節は、付帯設備工としてハンドホール工、土留壁工（継壁）その他これらに類する工種について定める。	
8	12	6	2	0	1	12-6-2	ハンドホール工	8	12	6	2	0	1	12-6-2	ハンドホール工	
8	12	6	2	1	1	1	ハンドホールの施工については、第3編2-3-21ハンドホール工の規定による。	8	12	6	2	1	1	1	ハンドホールの施工については、第3編2-3-21ハンドホール工の規定による。	
8	12	6	3	0	1	12-6-3	土留壁工（継壁）	8	12	6	3	0	1	12-6-3	土留壁工（継壁）	
8	12	6	3	0	2		請負者は、土留壁の施工にあたっては、保護管（多孔管）の高さ及び位置に留意して施工しなければならない。	8	12	6	3	0	2		受注者は、土留壁の施工にあたっては、保護管（多孔管）の高さ及び位置に留意して施工しなければならない。	
8	13	0	0	0	1	第13章	情報ボックス工	8	13	0	0	0	1	第13章	情報ボックス工	
8	13	1	0	0	1	第1節	適用	8	13	1	0	0	1	第1節	適用	
8	13	1	0	1	1	1	本章は、情報ボックス工における情報ボックス工、付帯設備工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	8	13	1	0	1	1	1	本章は、情報ボックス工における情報ボックス工、付帯設備工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
8	13	1	0	2	1	2	開削土工は、第10編第12章第4節開削土工の規定による。	8	13	1	0	2	1	2	開削土工は、第10編第12章第4節開削土工の規定による。	
8	13	1	0	3	1	3	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	8	13	1	0	3	1	3	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
8	13	1	0	4	1	4	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	8	13	1	0	4	1	4	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
8	13	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	13	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
8	13	2	0	0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と確認しなければならない。	8	13	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と確認しなければならない。	
8	13	2	0	0	3		道路保全技術センター 電線共同溝（平成7年11月）	8	13	2	0	0	3		道路保全技術センター 電線共同溝（平成7年11月）	
8	13	3	0	0	1	第3節	情報ボックス工	8	13	3	0	0	1	第3節	情報ボックス工	
8	13	3	1	0	1	13-3-1	一般事項	8	13	3	1	0	1	13-3-1	一般事項	
8	13	3	1	0	2		本節は、情報ボックス工として作業土工、管路工（管路部）その他これらに類する工種について定める。	8	13	3	1	0	2		本節は、情報ボックス工として作業土工（床掘り・埋戻し）、管路工（管路部）その他これらに類する工種について定める。	
8	13	3	2	0	1	13-3-2	舗装版破碎工	8	13	3	2	0	1	13-3-2	舗装版破碎工	
8	13	3	2	0	2		舗装版破碎工の施工については、第3編2-9-3構造物取壊し工の規定による。	8	13	3	2	0	2		舗装版破碎工の施工については、第3編2-9-3構造物取壊し工の規定による。	
8	13	3	3	0	1	13-3-3	作業土工（床掘り・埋戻し）	8	13	3	3	0	1	13-3-3	作業土工（床掘り・埋戻し）	
8	13	3	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	8	13	3	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	
8	13	3	4	0	1	13-3-4	管路工（管路部）	8	13	3	4	0	1	13-3-4	管路工（管路部）	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	13	3	4	0	2		管路工（管路部）の施工については、第8編12-5-2管路工（管路部）の規定による。	8	13	3	4	0	2		管路工（管路部）の施工については、第8編12-5-2管路工（管路部）の規定による。	
8	13	4	0	0	1	第4節	付帯設備工	8	13	4	0	0	1	第4節	付帯設備工	
8	13	4	1	0	1	13-4-1	一般事項	8	13	4	1	0	1	13-4-1	一般事項	
8	13	4	1	0	2		本節は、付帯設備工としてハンドホール工その他これらに類する工種について定める。	8	13	4	1	0	2		本節は、付帯設備工としてハンドホール工その他これらに類する工種について定める。	
8	13	4	2	0	1	13-4-2	ハンドホール工	8	13	4	2	0	1	13-4-2	ハンドホール工	
8	13	4	2	0	2		ハンドホール工の施工については、第3編2-3-21ハンドホール工の規定による。	8	13	4	2	0	2		ハンドホール工の施工については、第3編2-3-21ハンドホール工の規定による。	
8	14	0	0	0	1	第14章	道路維持	8	14	0	0	0	1	第14章	道路維持	
8	14	1	0	0	1	第1節	適用	8	14	1	0	0	1	第1節	適用	
8	14	1	0	1	1	1.	本章は、道路工事における巡視・巡回工、道路土工、舗装工、排水構造物工、防護柵工、標識工、道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、法面工、橋梁床版工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、現場塗装工、トンネル工、道路付属物復旧工、道路清掃工、植栽維持工、除草工、冬期対策施設工、応急処理工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	8	14	1	0	1	1	1.	本章は、道路工事における巡視・巡回工、道路土工、舗装工、排水構造物工、防護柵工、標識工、道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、法面工、橋梁床版工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、現場塗装工、トンネル工、道路付属物復旧工、道路清掃工、植栽維持工、除草工、冬期対策施設工、応急処理工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
8	14	1	0	2	1	2.	道路土工は第1編第2章第4節道路土工、構造物撤去工は第3編第2章第9節構造物撤去工、仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。	8	14	1	0	2	1	2.	道路土工は第1編第2章第4節道路土工、構造物撤去工は第3編第2章第9節構造物撤去工、仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
8	14	1	0	3	1	3.	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び本編第1章～11章の規定による。	8	14	1	0	3	1	3.	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び本編第1章～11章の規定による。	
8	14	1	0	4	1	4.	請負者は、道路維持の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。	8	14	1	0	4	1	4.	受注者は、道路維持の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようしなければならない。	
8	14	1	0	5	1	5.	請負者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置する。	8	14	1	0	5	1	5.	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置する。	
8	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
8	14	2	0	0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	14	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	
8	14	2	0	0	3		日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	8	14	2	0	0	3		日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由				
8	14	2	0	0	4		8	14	2	0	0	4		8	14	2	0	0	4	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成16年2月)	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)	
8	14	2	0	0	5		8	14	2	0	0	5		8	14	2	0	0	5	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)	
8	14	2	0	0	6		8	14	2	0	0	6		8	14	2	0	0	6	日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月)	日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月)	
8	14	2	0	0	7		8	14	2	0	0	7		8	14	2	0	0	7	日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 (平成5年11月)	日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧 (平成5年11月)	
8	14	2	0	0	8		8	14	2	0	0	8		8	14	2	0	0	8	日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (昭和63年12月)	日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説 (昭和63年12月)	
8	14	2	0	0	9		8	14	2	0	0	9		8	14	2	0	0	9	日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)	日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)	
8	14	2	0	0	10		8	14	2	0	0	10		8	14	2	0	0	10	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	
8	14	2	0	0	11		8	14	2	0	0	11		8	14	2	0	0	11	日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)	日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)	
8	14	2	0	0	12		8	14	2	0	0	12		8	14	2	0	0	12	日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)	日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)	
8	14	2	0	0	13		8	14	2	0	0	13		8	14	2	0	0	13	国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン (平成16年5月)	国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン (平成16年5月)	
8	14	3	0	0	1	第3節	8	14	3	0	0	1	第3節	8	14	3	0	0	1	巡視・巡回工	巡視・巡回工	
8	14	3	1	0	1	14-3-1	8	14	3	1	0	1	14-3-1	8	14	3	1	0	1	一般事項	一般事項	
8	14	3	1	0	2		8	14	3	1	0	2		8	14	3	1	0	2	本節は、巡視・巡回工として道路巡回工その他これらに類する工種について定める。	本節は、巡視・巡回工として道路巡回工その他これらに類する工種について定める。	
8	14	3	2	0	1	14-3-2	8	14	3	2	0	1	14-3-2	8	14	3	2	0	1	道路巡回工	道路巡回工	
8	14	3	2	1	1	1.	8	14	3	2	1	1	1.	8	14	3	2	1	1	通常巡回は、設計図書に示された巡回区間について、通常の状態における道路及び道路の利用状況を把握するため、主として下記事項について情報収集を行うものとする。	通常巡回は、設計図書に示された巡回区間について、通常の状態における道路及び道路の利用状況を把握するため、主として以下の事項について情報収集を行うものとする。	
8	14	3	2	1	2	(1)	8	14	3	2	1	2	(1)	8	14	3	2	1	2	道路及び道路の付属物の状況	道路及び道路の付属物の状況	
8	14	3	2	1	3		8	14	3	2	1	3		8	14	3	2	1	3	路面、路肩、路側、法面及び斜面	路面、路肩、路側、法面及び斜面	
8	14	3	2	1	4		8	14	3	2	1	4		8	14	3	2	1	4	排水施設	排水施設	
8	14	3	2	1	5		8	14	3	2	1	5		8	14	3	2	1	5	構造物	構造物	
8	14	3	2	1	6		8	14	3	2	1	6		8	14	3	2	1	6	交通安全施設	交通安全施設	
8	14	3	2	1	7		8	14	3	2	1	7		8	14	3	2	1	7	街路樹	街路樹	
8	14	3	2	1	8		8	14	3	2	1	8		8	14	3	2	1	8	地点標及び境界杭	地点標及び境界杭	
8	14	3	2	1	9	(2)	8	14	3	2	1	9	(2)	8	14	3	2	1	9	交通の状況、特に道路工事等の施工箇所における保安施設の設置状況、及び交通処理状況	交通の状況、特に道路工事等の施工箇所における保安施設の設置状況、及び交通処理状況	
8	14	3	2	1	10	(3)	8	14	3	2	1	10	(3)	8	14	3	2	1	10	道路隣接地における工事等が道路におよぼしている影響、及び樹木等の道路構造への支障状況	道路隣接地における工事等が道路におよぼしている影響、及び樹木等の道路構造への支障状況	
8	14	3	2	1	11	(4)	8	14	3	2	1	11	(4)	8	14	3	2	1	11	道路の占有の状況等	道路の占有の状況等	
8	14	3	2	1	12	(5)	8	14	3	2	1	12	(5)	8	14	3	2	1	12	降積雪状況及び雪崩危険箇所等の状況	降積雪状況及び雪崩危険箇所等の状況	
8	14	3	2	2	1	2.	8	14	3	2	2	1	2.	8	14	3	2	2	1	通常巡回の実施時期は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。	通常巡回の実施時期は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	14	3	2	3	1	3	請負者は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、直ちに監督職員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。	8	14	3	2	3	1	3	受注者は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、直ちに監督職員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。	表現を整備局と整合
8	14	3	2	4	1	4	請負者は、通常巡回終了後速やかに、設計図書に定める様式により巡回日誌を監督職員に提出しなければならない。	8	14	3	2	4	1	4	受注者は、通常巡回終了後速やかに、設計図書に定める様式により巡回日誌を監督職員に提出しなければならない。	
8	14	3	2	5	1	5	緊急巡回は、監督職員の指示する実施時期及び箇所について、監督職員の指示する内容の情報収集及び連絡を行うものとする。	8	14	3	2	5	1	5	緊急巡回は、監督職員の指示する実施時期及び箇所について、監督職員の指示する内容の情報収集及び連絡を行うものとする。	
8	14	3	2	6	1	6	通常巡回及び緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主任技術者または同等以上の者でなければならない。	8	14	3	2	6	1	6	通常巡回及び緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主任技術者または同等以上の者でなければならない。	
8	14	3	2	6	2		なお、緊急の場合などで監督職員が承諾した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねることができないものとする。	8	14	3	2	6	2		なお、緊急の場合などで監督職員が承諾した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねてはならない。	
8	14	4	0	0	1	第4節	舗装工	8	14	4	0	0	1	第4節	舗装工	
8	14	4	1	0	1	14-4-1	一般事項	8	14	4	1	0	1	14-4-1	一般事項	
8	14	4	1	1	1	1	本節は、舗装工として路面切削工、舗装打換え工、切削オーバーレイ工、オーバーレイ工、路上再生工、薄層カラー舗装工、コンクリート舗装補修工、アスファルト舗装補修工その他これらに類する工種について定める。	8	14	4	1	1	1	1	本節は、舗装工として路面切削工、舗装打換え工、切削オーバーレイ工、オーバーレイ工、路上再生工、薄層カラー舗装工、コンクリート舗装補修工、アスファルト舗装補修工その他これらに類する工種について定める。	
8	14	4	1	2	1	2	請負者は、舗装工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	8	14	4	1	2	1	2	受注者は、舗装工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	
8	14	4	1	3	1	3	舗装工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15運搬処理工の規定による。	8	14	4	1	3	1	3	舗装工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15運搬処理工の規定によるものとする。	
8	14	4	2	0	1	14-4-2	材 料	8	14	4	2	0	1	14-4-2	材 料	
8	14	4	2	1	1	1	アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207（石油アスファルト）の規格に適合する。	8	14	4	2	1	1	1	アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207（石油アスファルト）の規格に適合する。	
8	14	4	2	1	2		なお、ブローンアスファルトの針入度は設計図書によらなければならない。	8	14	4	2	1	2		なお、ブローンアスファルトの針入度は設計図書によらなければならない。	
8	14	4	2	2	1	2	請負者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に監督職員に品質を証明する資料の承諾を得なければならない。	8	14	4	2	2	1	2	受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に監督職員に品質を証明する資料の承諾を得なければならない。	
8	14	4	3	0	1	14-4-3	路面切削工	8	14	4	3	0	1	14-4-3	路面切削工	
8	14	4	3	0	2		路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。	8	14	4	3	0	2		路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。	
8	14	4	4	0	1	14-4-4	舗装打換え工	8	14	4	4	0	1	14-4-4	舗装打換え工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	14	4	4	0	2		舗装打換え工の施工については、第3編2-6-16舗装打換え工の規定による。	8	14	4	4	0	2		舗装打換え工の施工については、第3編2-6-16舗装打換え工の規定による。	
8	14	4	5	0	1	14-4-5	切削オーバーレイ工	8	14	4	5	0	1	14-4-5	切削オーバーレイ工	
8	14	4	5	1	1		1. 路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。	8	14	4	5	1	1		1. 路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。	
8	14	4	5	2	1		2. 切削面の整備	8	14	4	5	2	1		2. 切削面の整備	
8	14	4	5	2	2	(1)	請負者は、オーバーレイ工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。	8	14	4	5	2	2	(1)	受注者は、オーバーレイ工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。	
8	14	4	5	2	3	(2)	請負者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	14	4	5	2	3	(2)	受注者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	14	4	5	3	1		3. 舗設	8	14	4	5	3	1		3. 舗設	
8	14	4	5	3	2		請負者は、施工面を整備した後、第3編第2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。ただし交通開放時の舗装表面温度は、監督職員の指示による場合を除き50以下としなければならない。	8	14	4	5	3	2		受注者は、施工面を整備した後、第3編第2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。ただし交通開放時の舗装表面温度は、監督職員の指示による場合を除き50以下としなければならない。	
8	14	4	6	0	1	14-4-6	オーバーレイ工	8	14	4	6	0	1	14-4-6	オーバーレイ工	
8	14	4	6	0	2		オーバーレイ工の施工については、第3編2-6-17オーバーレイ工の規定による。	8	14	4	6	0	2		オーバーレイ工の施工については、第3編2-6-17オーバーレイ工の規定による。	
8	14	4	7	0	1	14-4-7	路上再生工	8	14	4	7	0	1	14-4-7	路上再生工	
8	14	4	7	1	1		1. 路上再生路盤工については、以下の規定による。	8	14	4	7	1	1		1. 路上再生路盤工については、以下の規定による。	
8	14	4	7	1	2	(1)	施工面の整備	8	14	4	7	1	2	(1)	施工面の整備	
8	14	4	7	1	3		請負者は、施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。	8	14	4	7	1	3		受注者は、施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。	
8	14	4	7	1	4		既設アスファルト混合物の切削除去または予備破砕などの処置は設計図書によらなければならない。	8	14	4	7	1	4		既設アスファルト混合物の切削除去または予備破砕などの処置は設計図書によらなければならない。	
8	14	4	7	1	5		請負者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	14	4	7	1	5		受注者は、施工面に異常を発見したときは、ただちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	14	4	7	1	6	(2)	添加材料の使用量	8	14	4	7	1	6	(2)	添加材料の使用量	
8	14	4	7	1	7		セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は設計図書によらなければならない。	8	14	4	7	1	7		セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は設計図書によらなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等														
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
8	14	4	7	1	8																					
						請負者は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の「5-3再生路盤材料に関する試験」に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。																				
8	14	4	7	1	9																					
						セメント量決定の基準とする一軸圧縮試験基準値は、設計図書に示す場合を除き表15-1に示す値とするものとする。																				
8	14	4	7	1	10																					
						表14-1 一軸圧縮試験基準値（養生日数7日）																				
8	14	4	7	1	11																					
						施工前に監督職員が承諾したセメント量と設計図書に示すセメント量との開きが±0.7%未満の場合は、変更契約を行わないものとする。																				
8	14	4	7	1	12	(3)																				
						最大乾燥密度																				
8	14	4	7	1	13																					
						請負者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。																				
8	14	4	7	1	14	(4)																				
						気象条件																				
8	14	4	7	1	15																					
						気象条件は、第3編2-6-7アスファルト舗装工による。																				
8	14	4	7	1	16	(5)																				
						材料の準備及び破砕混合																				
8	14	4	7	1	17																					
						請負者は、路面の上にセメントや補足材を敷均し、路上破砕混合によって既設アスファルト混合物及び既設粒状路盤材等を破砕すると同時に均一に混合しなければならない。また、路上再生安定処理材料を最適含水比付近に調整するため、破砕混合の際に必要な応じ水を加えなければならない。																				
8	14	4	7	1	18																					
						路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理の場合は、路上破砕混合作業時にアスファルト乳剤を添加しながら均一に混合しなければならない。																				
8	14	4	7	1	19																					
						請負者は、施工中に異常を発見した場合には、ただちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。																				
8	14	4	7	1	20	(6)																				
						整形及び締固め																				
8	14	4	7	1	21																					
						請負者は、破砕混合した路上再生路盤材を整形した後、締固めなければならない。																				

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等											
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由					
8	14	4	7	1	22		8	14	4	7	1	22		8	14	4	7	1	22				
8	14	4	7	1	23	(7)	8	14	4	7	1	23	(7)	8	14	4	7	1	23				
8	14	4	7	1	24		8	14	4	7	1	24		8	14	4	7	1	24				
8	14	4	7	2	1	2.	8	14	4	7	2	1	2.	8	14	4	7	2	1				
8	14	4	7	2	2	(1)	8	14	4	7	2	2	(1)	8	14	4	7	2	2				
8	14	4	7	2	3		8	14	4	7	2	3		8	14	4	7	2	3				
8	14	4	7	2	4		8	14	4	7	2	4		8	14	4	7	2	4				
8	14	4	7	2	5		8	14	4	7	2	5		8	14	4	7	2	5				
8	14	4	7	2	6		8	14	4	7	2	6		8	14	4	7	2	6				
8	14	4	7	2	7		8	14	4	7	2	7		8	14	4	7	2	7				
8	14	4	7	2	8	(2)	8	14	4	7	2	8	(2)	8	14	4	7	2	8				
8	14	4	7	2	9		8	14	4	7	2	9		8	14	4	7	2	9				
8	14	4	7	2	10		8	14	4	7	2	10		8	14	4	7	2	10				
8	14	4	7	2	11	(3)	8	14	4	7	2	11	(3)	8	14	4	7	2	11				

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改定理由	
8	14	4	8	0	2							8	14	4	8	0	2		薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。
8	14	4	9	0	1	14-4-9						8	14	4	9	0	1	14-4-9	コンクリート舗装補修工
8	14	4	9	0	2							8	14	4	9	0	2		コンクリート舗装補修工の施工については、第3編2-6-19コンクリート舗装補修工の規定による。
8	14	4	10	0	1	14-4-10						8	14	4	10	0	1	14-4-10	アスファルト舗装補修工
8	14	4	10	0	2							8	14	4	10	0	2		アスファルト舗装補修工の施工については、第3編2-6-18アスファルト舗装補修工の規定による。
8	14	4	11	0	1	14-4-11						8	14	4	11	0	1	14-4-11	グルーピング工
8	14	4	11	1	1	1.	請負者は、グルーピングの施工については、施工前にグルーピング計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、溝厚・溝幅に変更のある場合は、設計図書に関して監督職員と協議することとする。	8	14	4	11	1	1.	受注者は、グルーピングの施工については、施工前にグルーピング計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、溝厚・溝幅に変更のある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。					
8	14	4	11	2	1	2.	請負者は、グルーピングの施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。	8	14	4	11	2	1.	受注者は、グルーピングの施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。					
8	14	4	11	3	1	3.	グルーピング施工箇所の既設舗装の不良部分除去、不陸の修正などの処置は、設計図書によらなければならない。	8	14	4	11	3	1.	グルーピング施工箇所の既設舗装の不良部分除去、不陸の修正などの処置は、設計図書によらなければならない。					
8	14	4	11	4	1	4.	請負者は、グルーピングの施工にあたり施工面に異常を発見したときは、設計図書に関して施工前に監督職員と協議しなければならない。	8	14	4	11	4	1.	受注者は、グルーピングの施工にあたり施工面に異常を発見したときは、設計図書に関して施工前に監督職員と協議しなければならない。					
8	14	4	11	5	1	5.	請負者は、グルーピングの設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	14	4	11	5	1.	受注者は、グルーピングの設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。					
8	14	5	0	0	1	第5節	排水構造物工	8	14	5	0	0	1	第5節	排水構造物工				
8	14	5	1	0	1	14-5-1	一般事項	8	14	5	1	0	1	14-5-1	一般事項				
8	14	5	1	0	2		本節は、排水構造物工として作業土工、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について定める。	8	14	5	1	0	2		本節は、排水構造物工として作業土工(床掘り・埋戻し)、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について定める。				
8	14	5	2	0	1	14-5-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	14	5	2	0	1	14-5-2	作業土工(床掘り・埋戻し)				
8	14	5	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	8	14	5	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。				
8	14	5	3	0	1	14-5-3	側溝工	8	14	5	3	0	1	14-5-3	側溝工				
8	14	5	3	0	2		側溝工の施工については、第8編1-10-3側溝工の規定による。	8	14	5	3	0	2		側溝工の施工については、第8編1-10-3側溝工の規定による。				
8	14	5	4	0	1	14-5-4	管渠工	8	14	5	4	0	1	14-5-4	管渠工				

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	14	5	4	0	2		管渠工の施工については、第8編1-10-4管渠工の規定による。	8	14	5	4	0	2		管渠工の施工については、第8編1-10-4管渠工の規定による。	
8	14	5	5	0	1	14-5-5	集水樹・マンホール工	8	14	5	5	0	1	14-5-5	集水樹・マンホール工	
8	14	5	5	0	2		集水樹・マンホール工の施工については、第8編1-10-5集水樹・マンホール工の規定による。	8	14	5	5	0	2		集水樹・マンホール工の施工については、第8編1-10-5集水樹・マンホール工の規定による。	
8	14	5	6	0	1	14-5-6	地下排水工	8	14	5	6	0	1	14-5-6	地下排水工	
8	14	5	6	0	2		地下排水工の施工については、第8編1-10-6地下排水工の規定による。	8	14	5	6	0	2		地下排水工の施工については、第8編1-10-6地下排水工の規定による。	
8	14	5	7	0	1	14-5-7	場所打水路工	8	14	5	7	0	1	14-5-7	場所打水路工	
8	14	5	7	0	2		場所打水路工の施工については、第8編1-10-7場所打水路工の規定による。	8	14	5	7	0	2		場所打水路工の施工については、第8編1-10-7場所打水路工の規定による。	
8	14	5	8	0	1	14-5-8	排水工	8	14	5	8	0	1	14-5-8	排水工	
8	14	5	8	0	2		排水工の施工については、第8編1-10-8排水工（小段排水・縦排水）の規定による。	8	14	5	8	0	2		排水工の施工については、第8編1-10-8排水工（小段排水・縦排水）の規定による。	
8	14	6	0	0	1	第6節	防護柵工	8	14	6	0	0	1	第6節	防護柵工	
8	14	6	1	0	1	14-6-1	一般事項	8	14	6	1	0	1	14-6-1	一般事項	
8	14	6	1	0	2		本節は、防護柵工として作業土工、路側防護柵工、防止柵工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。	8	14	6	1	0	2		本節は、防護柵工として 作業土工（床掘り・埋戻し） 、路側防護柵工、防止柵工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。	
8	14	6	2	0	1	14-6-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	8	14	6	2	0	1	14-6-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	
8	14	6	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	8	14	6	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（ 床掘り・埋戻し ）の規定による。	
8	14	6	3	0	1	14-6-3	路側防護柵工	8	14	6	3	0	1	14-6-3	路側防護柵工	
8	14	6	3	0	2		路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。	8	14	6	3	0	2		路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。	
8	14	6	4	0	1	14-6-4	防止柵工	8	14	6	4	0	1	14-6-4	防止柵工	
8	14	6	4	0	2		防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。	8	14	6	4	0	2		防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。	
8	14	6	5	0	1	14-6-5	ボックスビーム工	8	14	6	5	0	1	14-6-5	ボックスビーム工	
8	14	6	5	0	2		ボックスビーム工の施工については、第10編2-8-5ボックスビーム工の規定による。	8	14	6	5	0	2		ボックスビーム工の施工については、第10編2-8-5ボックスビーム工の規定による。	
8	14	6	6	0	1	14-6-6	車止めポスト工	8	14	6	6	0	1	14-6-6	車止めポスト工	
8	14	6	6	0	2		車止めポスト工の施工については、第10編2-8-6車止めポスト工の規定による。	8	14	6	6	0	2		車止めポスト工の施工については、第10編2-8-6車止めポスト工の規定による。	
8	14	6	7	0	1	14-6-7	防護柵基礎工	8	14	6	7	0	1	14-6-7	防護柵基礎工	
8	14	6	7	0	2		防護柵基礎工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。	8	14	6	7	0	2		防護柵基礎工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。	
8	14	7	0	0	1	第7節	標識工	8	14	7	0	0	1	第7節	標識工	
8	14	7	1	0	1	14-7-1	一般事項	8	14	7	1	0	1	14-7-1	一般事項	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
8	14	7	1	0	2							8	14	7	1	0	2		本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。
8	14	7	2	0	1	14 - 7 - 2						8	14	7	2	0	1	14 - 7 - 2	材 料
8	14	7	2	1	1	1 .						8	14	7	2	1	1	1 .	標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2 - 12 - 1道路標識の規定による。
8	14	7	2	2	1	2 .						8	14	7	2	2	1	2 .	標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用さび止めペイント）からJIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するものを用いる。
8	14	7	2	3	1	3 .						8	14	7	2	3	1	3 .	標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管ぐい）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合する。
8	14	7	2	4	1	4 .						8	14	7	2	4	1	4 .	請負者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。
8	14	7	2	5	1	5 .						8	14	7	2	5	1	5 .	請負者は、標識板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。
8	14	7	2	6	1	6 .						8	14	7	2	6	1	6 .	請負者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
8	14	7	3	0	1	14 - 7 - 3						8	14	7	3	0	1	14 - 7 - 3	小型標識工
8	14	7	3	0	2							8	14	7	3	0	2		小型標識工の施工については、第3編2 - 3 - 6小型標識工の規定による。
8	14	7	4	0	1	14 - 7 - 4						8	14	7	4	0	1	14 - 7 - 4	大型標識工
8	14	7	4	0	2							8	14	7	4	0	2		大型標識工の施工については、第8編2 - 9 - 4大型標識工の規定による。
8	14	8	0	0	1	第8節						8	14	8	0	0	1	第8節	道路付属施設工
8	14	8	1	0	1	14 - 8 - 1						8	14	8	1	0	1	14 - 8 - 1	一般事項
8	14	8	1	0	2							8	14	8	1	0	2		本節は、道路付属施設工として境界工、道路付属物工、ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種について定める。
8	14	8	2	0	1	14 - 8 - 2						8	14	8	2	0	1	14 - 8 - 2	材 料
8	14	8	2	1	1	1 .						8	14	8	2	1	1	1 .	境界工で使用する材料については、第8編2 - 12 - 2材料の規定による。
8	14	8	2	2	1	2 .						8	14	8	2	2	1	2 .	踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第3編2 - 6 - 3アスファルト舗装の材料の規定による。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
8	14	8	2	3	1	3	8	14	8	2	3	1	8	14	8	2	3	1	踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、設計図書によらなければならない。
8	14	8	2	4	1	4	8	14	8	2	4	1	8	14	8	2	4	1	組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合は、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定および設計図書による。
8	14	8	3	0	1	14-8-3	8	14	8	3	0	1	8	14	8	3	0	1	境界工
8	14	8	3	0	2		8	14	8	3	0	2	8	14	8	3	0	2	境界工の施工については、第8編2-12-3境界工の規定による。
8	14	8	4	0	1	14-8-4	8	14	8	4	0	1	8	14	8	4	0	1	道路付属物工
8	14	8	4	0	2		8	14	8	4	0	2	8	14	8	4	0	2	道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。
8	14	8	5	0	1	14-8-5	8	14	8	5	0	1	8	14	8	5	0	1	ケーブル配管工
8	14	8	5	0	2		8	14	8	5	0	2	8	14	8	5	0	2	ケーブル配管及びハンドホールの設置については、第8編2-5-3側溝工、2-5-5集水樹(街渠樹)・マンホール工の規定による。
8	14	8	6	0	1	14-8-6	8	14	8	6	0	1	8	14	8	6	0	1	照明工
8	14	8	6	0	2		8	14	8	6	0	2	8	14	8	6	0	2	照明工の施工については、第8編2-12-6照明工の規定による。
8	14	9	0	0	1	第9節	8	14	9	0	0	1	8	14	9	0	0	1	軽量盛土工
8	14	9	1	0	1	14-9-1	8	14	9	1	0	1	8	14	9	1	0	1	一般事項
8	14	9	1	1	2		8	14	9	1	1	2	8	14	9	1	1	2	本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。
8	14	9	2	0	1	14-9-2	8	14	9	2	0	1	8	14	9	2	0	1	軽量盛土工
8	14	9	2	1	2		8	14	9	2	1	2	8	14	9	2	1	2	軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。
8	14	10	0	0	1	第10節	8	14	10	0	0	1	8	14	10	0	0	1	擁壁工
8	14	10	1	0	1	14-10-1	8	14	10	1	0	1	8	14	10	1	0	1	一般事項
8	14	10	1	0	2		8	14	10	1	0	2	8	14	10	1	0	2	本節は、擁壁工として作業土工(床掘り・埋戻し)、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。
8	14	10	2	0	1	14-10-2	8	14	10	2	0	1	8	14	10	2	0	1	作業土工(床掘り・埋戻し)
8	14	10	2	0	2		8	14	10	2	0	2	8	14	10	2	0	2	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。
8	14	10	3	0	1	14-10-3	8	14	10	3	0	1	8	14	10	3	0	1	場所打擁壁工
8	14	10	3	0	2		8	14	10	3	0	2	8	14	10	3	0	2	コンクリート擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
8	14	10	4	0	1	14-10-4	8	14	10	4	0	1	8	14	10	4	0	1	プレキャスト擁壁工
8	14	10	4	0	2		8	14	10	4	0	2	8	14	10	4	0	2	プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。
8	14	11	0	0	1	第11節	8	14	11	0	0	1	8	14	11	0	0	1	石・ブロック積(張)工
8	14	11	1	0	1	14-11-1	8	14	11	1	0	1	8	14	11	1	0	1	一般事項

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
8	14	11	1	0	2							8	14	11	1	0	2		本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工、コンクリートブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。
8	14	11	2	0	1	14-11-2						8	14	11	2	0	1	14-11-2	作業土工(床掘り・埋戻し)
8	14	11	2	0	2							8	14	11	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。
8	14	11	3	0	1	14-11-3						8	14	11	3	0	1	14-11-3	コンクリートブロック工
8	14	11	3	0	2							8	14	11	3	0	2		コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。
8	14	11	4	0	1	14-11-4						8	14	11	4	0	1	14-11-4	石積(張)工
8	14	11	4	0	2							8	14	11	4	0	2		石積(張)工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。
8	14	12	0	0	1	第12節						8	14	12	0	0	1	第12節	カルバート工
8	14	12	1	0	1	14-12-1						8	14	12	1	0	1	14-12-1	一般事項
8	14	12	1	1	1	1.						8	14	12	1	1	1	1.	本節は、カルバート工として作業土工(床掘り・埋戻し)、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。
8	14	12	1	2	1	2.						8	14	12	1	2	1	2.	カルバートの施工については、「道路土工-カルバート工指針7-1基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)および「道路土工要綱2-6構造物の排水施設の設計、2-7排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
8	14	12	1	3	1	3.						8	14	12	1	3	1	3.	本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート(遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)、プレストレストコンクリート管(PC管))をいうものとする。
8	14	12	2	0	1	14-12-2						8	14	12	2	0	1	14-12-2	材 料
8	14	12	2	0	2							8	14	12	2	0	2		受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、「道路土工-カルバート工指針4-4使用材料、4-5許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
8	14	12	3	0	1	14-12-3						8	14	12	3	0	1	14-12-3	作業土工(床掘り・埋戻し)
8	14	12	3	0	2							8	14	12	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。
8	14	12	4	0	1	14-12-4						8	14	12	4	0	1	14-12-4	場所打函渠工
8	14	12	4	0	2							8	14	12	4	0	2		場所打函渠工の施工については、第8編1-9-6場所打函渠工の規定による。
8	14	12	5	0	1	14-12-5						8	14	12	5	0	1	14-12-5	プレキャストカルバート工

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	14	12	5	0	2		プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。	8	14	12	5	0	2		プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。	
8	14	12	6	0	1	14-12-6	防水工	8	14	12	6	0	1	14-12-6	防水工	
8	14	12	6	0	2		防水工の施工については、第8編1-9-8防水工の規定による。	8	14	12	6	0	2		防水工の施工については、第8編1-9-8防水工の規定による。	
8	14	13	0	0	1	第13節	法面工	8	14	13	0	0	1	第13節	法面工	
8	14	13	1	0	1	14-13-1	一般事項	8	14	13	1	0	1	14-13-1	一般事項	
8	14	13	1	0	2		本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。	8	14	13	1	0	2		本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。	
8	14	13	2	0	1	14-13-2	植生工	8	14	13	2	0	1	14-13-2	植生工	
8	14	13	2	0	2		植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。	8	14	13	2	0	2		植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。	
8	14	13	3	0	1	14-13-3	法面吹付工	8	14	13	3	0	1	14-13-3	法面吹付工	
8	14	13	3	0	2		法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定による。	8	14	13	3	0	2		法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定による。	
8	14	13	4	0	1	14-13-4	法枠工	8	14	13	4	0	1	14-13-4	法枠工	
8	14	13	4	0	2		法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。	8	14	13	4	0	2		法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。	
8	14	13	5	0	1	14-13-5	法面施肥工	8	14	13	5	0	1	14-13-5	法面施肥工	
8	14	13	5	0	2		法面施肥工の施工については、第3編2-14-5法面施肥工の規定による。	8	14	13	5	0	2		法面施肥工の施工については、第3編2-14-5法面施肥工の規定による。	
8	14	13	6	0	1	14-13-6	アンカー工	8	14	13	6	0	1	14-13-6	アンカー工	
8	14	13	6	0	2		アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー工の規定による。	8	14	13	6	0	2		アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー工の規定による。	
8	14	13	7	0	1	14-13-7	かご工	8	14	13	7	0	1	14-13-7	かご工	
8	14	13	7	0	2		かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。	8	14	13	7	0	2		かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。	
8	14	14	0	0	1	第14節	橋梁床版工	8	14	14	0	0	1	第14節	橋梁床版工	
8	14	14	1	0	1	14-14-1	一般事項	8	14	14	1	0	1	14-14-1	一般事項	
8	14	14	1	1	1	1	本節は、橋梁床版工として床版補強工（鋼板接着工法）、床版補強工（増桁架設工法）、床版増厚補強工、床版取替工、旧橋撤去工その他これらに類する工種について定める。	8	14	14	1	1	1	1	本節は、橋梁床版工として床版補強工（鋼板接着工法）、床版補強工（増桁架設工法）、床版増厚補強工、床版取替工、旧橋撤去工その他これらに類する工種について定める。	
8	14	14	1	2	1	2	請負者は、橋梁修繕箇所異常を発見したときは、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	14	14	1	2	1	2	受注者は、橋梁修繕箇所異常を発見したときは、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	14	14	2	0	1	14-14-2	材 料	8	14	14	2	0	1	14-14-2	材 料	
8	14	14	2	0	2		床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によらなければならない。	8	14	14	2	0	2		床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によらなければならない。	
8	14	14	3	0	1	14-14-3	床版補強工（鋼板接着工法）	8	14	14	3	0	1	14-14-3	床版補強工（鋼板接着工法）	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	14	14	3	1	1		1. 請負者は、施工に先立ち床版のクラック状況を調査し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	14	14	3	1	1		1. 受注者は、施工に先立ち床版のクラック状況を調査し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	14	14	3	2	1		2. 請負者は、床版クラック処理については設計図書によらなければならない。	8	14	14	3	2	1		2. 受注者は、床版クラック処理については設計図書によらなければならない。	
8	14	14	3	3	1		3. 請負者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。また、床版の接合面のはく離部は、設計図書に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。	8	14	14	3	3	1		3. 受注者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。また、床版の接合面のはく離部は、設計図書に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。	
8	14	14	3	4	1		4. 床版部に、アンカーボルト取付け穴の位置が鋼板と一致するように正確にマーキングをするものとする。	8	14	14	3	4	1		4. 床版部に、アンカーボルト取付け穴の位置が鋼板と一致するように正確にマーキングをするものとする。	
8	14	14	3	5	1		5. 請負者は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及びゴミをアセトン等により除去しなければならない。	8	14	14	3	5	1		5. 受注者は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及びゴミをアセトン等により除去しなければならない。	
8	14	14	3	6	1		6. 請負者は、シールした樹脂の接着力が、注入圧力に十分耐えられるまで養生しなければならない。	8	14	14	3	6	1		6. 受注者は、シールした樹脂の接着力が、注入圧力に十分耐えられるまで養生しなければならない。	
8	14	14	3	7	1		7. 請負者は、注入については、注入材料が隙間に十分ゆきわたるように施工しなければならない。	8	14	14	3	7	1		7. 受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分ゆきわたるように施工しなければならない。	
8	14	14	4	0	1	14 - 14 - 4	床版補強工（増桁架設工法）	8	14	14	4	0	1	14 - 14 - 4	床版補強工（増桁架設工法）	
8	14	14	4	1	1		1. 請負者は、既設部材撤去について周辺部材に悪影響を与えないように撤去しなければならない。	8	14	14	4	1	1		1. 受注者は、既設部材撤去について周辺部材に悪影響を与えないように撤去しなければならない。	
8	14	14	4	2	1		2. 増桁架設については、第10編第4章第5節鋼橋架設工の規定による。	8	14	14	4	2	1		2. 増桁架設については、第10編第4章第5節鋼橋架設工の規定による。	
8	14	14	4	3	1		3. 既設桁の内、増桁と接する部分は設計図書に規定する素地調整を行なうものとする。	8	14	14	4	3	1		3. 既設桁の内、増桁と接する部分は設計図書に規定する素地調整を行なうものとする。	
8	14	14	4	4	1		4. 請負者は、床版部を増桁フランジ接触幅以上の範囲をサンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。	8	14	14	4	4	1		4. 受注者は、床版部を増桁フランジ接触幅以上の範囲をサンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。	
8	14	14	4	5	1		5. 請負者は、増桁と床版面との間の隙間をできるかぎり小さくするように増桁を取付けなければならない。	8	14	14	4	5	1		5. 受注者は、増桁と床版面との間の隙間をできるかぎり小さくするように増桁を取付けなければならない。	
8	14	14	4	6	1		6. 請負者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスパーサを50cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。	8	14	14	4	6	1		6. 受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスパーサを50cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。	
8	14	14	4	7	1		7. 請負者は、注入については、注入材料が隙間に十分ゆきわたるように施工しなければならない。	8	14	14	4	7	1		7. 受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分ゆきわたるように施工しなければならない。	
8	14	14	4	8	1		8. 請負者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去しグラインダー等で表面仕上げをしなければならない。	8	14	14	4	8	1		8. 受注者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去しグラインダー等で表面仕上げをしなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	14	14	4	9	1	9	クラック処理の施工については、第6編8-6-3クラック補修工の規定による。	8	14	14	4	9	1	9	クラック処理の施工については、第6編8-6-3クラック補修工の規定による。	
8	14	14	4	10	1	10	請負者は、クラック処理の施工で使用する注入材・シーリング材はエポキシ系樹脂とする。	8	14	14	4	10	1	10	受注者は、クラック処理の施工で使用する注入材・シーリング材はエポキシ系樹脂とする。	
8	14	14	4	11	1	11	請負者は、クラック注入延長及び注入量に変更が伴う場合には、施工前に設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	8	14	14	4	11	1	11	受注者は、クラック注入延長及び注入量に変更が伴う場合には、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	14	14	5	0	1	14-14-5	床版増厚補強工	8	14	14	5	0	1	14-14-5	床版増厚補強工	
8	14	14	5	1	1	1	路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。	8	14	14	5	1	1	1	路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。	
8	14	14	5	2	1	2	床版防水膜、橋面舗装の施工については、第10編第2章第4節舗装工の規定による。	8	14	14	5	2	1	2	床版防水膜、橋面舗装の施工については、第10編第2章第4節舗装工の規定による。	
8	14	14	5	3	1	3	請負者は、床版クラック処理については設計図書によらなければならない。	8	14	14	5	3	1	3	受注者は、床版クラック処理については設計図書によらなければならない。	
8	14	14	5	4	1	4	請負者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、清掃しなければならない。また、床版の接合面のはく離部は、設計図書に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。	8	14	14	5	4	1	4	受注者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、清掃しなければならない。また、床版の接合面のはく離部は、設計図書に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。	
8	14	14	6	0	1	14-14-6	床版取替工	8	14	14	6	0	1	14-14-6	床版取替工	
8	14	14	6	1	1	1	路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。	8	14	14	6	1	1	1	路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。	
8	14	14	6	2	1	2	増桁架設の施工については、第8編14-14-4床版補強工（増桁架設工法）の規定による。	8	14	14	6	2	1	2	増桁架設の施工については、第8編14-14-4床版補強工（増桁架設工法）の規定による。	
8	14	14	6	3	1	3	請負者は、鋼製高欄、既設床版、伸縮継手の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	8	14	14	6	3	1	3	受注者は、鋼製高欄、既設床版、伸縮継手の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	
8	14	14	6	4	1	4	請負者は、プレキャスト床版の設置において、支持けたフランジと床版底面の不陸の影響を無くすよう施工しなければならない。	8	14	14	6	4	1	4	受注者は、プレキャスト床版の設置において、支持けたフランジと床版底面の不陸の影響を無くすよう施工しなければならない。	
8	14	14	6	5	1	5	鋼製伸縮装置の製作については、第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工の規定による。	8	14	14	6	5	1	5	鋼製伸縮装置の製作については、第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工の規定による。	
8	14	14	6	6	1	6	伸縮継手据付けについては、第3編2-3-24伸縮装置工の規定による。	8	14	14	6	6	1	6	伸縮継手据付けについては、第3編2-3-24伸縮装置工の規定による。	
8	14	14	6	7	1	7	橋梁用高欄付けについては第8編4-8-7橋梁用高欄工の規定による。	8	14	14	6	7	1	7	橋梁用高欄付けについては第8編4-8-7橋梁用高欄工の規定による。	
8	14	14	6	8	1	8	床版防水膜、橋面舗装の施工については、第10編第2章第4節舗装工の規定による。	8	14	14	6	8	1	8	床版防水膜、橋面舗装の施工については、第10編第2章第4節舗装工の規定による。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
8	14	14	7	0	1	8	14	14	7	0	1	8	14	14	7	0	1		
					14 - 14 - 7						14 - 14 - 7							旧橋撤去工	
8	14	14	7	1	1	8	14	14	7	1	1	8	14	14	7	1	1	1.	請負者は、旧橋撤去にあたり、振動、騒音、粉塵、汚濁水等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。
8	14	14	7	2	1	8	14	14	7	2	1	8	14	14	7	2	1	2.	請負者は、舗装版・床版破砕及び撤去に伴い、適切な工法を検討し施工しなければならない。
8	14	14	7	3	1	8	14	14	7	3	1	8	14	14	7	3	1	3.	請負者は、旧橋撤去工に伴い河川内に足場を設置する場合には、突発的な出水による足場の流出、路盤の沈下が生じないように対策及び管理を行わなければならない。
8	14	14	7	4	1	8	14	14	7	4	1	8	14	14	7	4	1	4.	請負者は、鋼製高欄撤去・桁材撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。
8	14	14	7	5	1	8	14	14	7	5	1	8	14	14	7	5	1	5.	請負者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保につとめなければならない。
8	14	15	0	0	1	8	14	15	0	0	1	8	14	15	0	0	1	第15節	橋梁付属物工
8	14	15	1	0	1	8	14	15	1	0	1	8	14	15	1	0	1	14 - 15 - 1	一般事項
8	14	15	1	0	2	8	14	15	1	0	2	8	14	15	1	0	2		本節は、橋梁付属物工として伸縮継手工、排水施設工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工その他これらに類する工種について定める。
8	14	15	2	0	1	8	14	15	2	0	1	8	14	15	2	0	1	14 - 15 - 2	伸縮継手工
8	14	15	2	1	1	8	14	15	2	1	1	8	14	15	2	1	1	1.	請負者は、既設伸縮継手材の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
8	14	15	2	2	1	8	14	15	2	2	1	8	14	15	2	2	1	2.	伸縮継手据付けについては、第3編2-3-24伸縮装置工の規定による。
8	14	15	2	3	1	8	14	15	2	3	1	8	14	15	2	3	1	3.	請負者は、交通解放の時期について、監督職員の承諾を得なければならない。
8	14	15	3	0	1	8	14	15	3	0	1	8	14	15	3	0	1	14 - 15 - 3	排水施設工
8	14	15	3	1	1	8	14	15	3	1	1	8	14	15	3	1	1	1.	請負者は、既設排水施設撤去の作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
8	14	15	3	2	1	8	14	15	3	2	1	8	14	15	3	2	1	2.	排水管の設置については、第8編4-8-4排水装置工の規定による。
8	14	15	4	0	1	8	14	15	4	0	1	8	14	15	4	0	1	14 - 15 - 4	地覆工
8	14	15	4	0	2	8	14	15	4	0	2	8	14	15	4	0	2		請負者は、地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。
8	14	15	5	0	1	8	14	15	5	0	1	8	14	15	5	0	1	14 - 15 - 5	橋梁用防護柵工
8	14	15	5	0	2	8	14	15	5	0	2	8	14	15	5	0	2		橋梁用防護柵工の施工については、第8編4-8-6橋梁用防護柵工の規定による。
8	14	15	6	0	1	8	14	15	6	0	1	8	14	15	6	0	1	14 - 15 - 6	橋梁用高欄工

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	14	15	6	0	2		橋梁用高欄工の施工については、第8編4-8-7橋梁用高欄工の規定による。	8	14	15	6	0	2		橋梁用高欄工の施工については、第8編4-8-7橋梁用高欄工の規定による。	
8	14	15	7	0	1	14-15-7	検査路工	8	14	15	7	0	1	14-15-7	検査路工	
8	14	15	7	1	1		1. 既設検査路の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	8	14	15	7	1	1		1. 受注者は 、既設検査路の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	
8	14	15	7	2	1		2. 検査路の施工については、第8編4-8-8検査路工の規定による。	8	14	15	7	2	1		2. 検査路の施工については、第8編4-8-8検査路工の規定による。	
8	14	16	0	0	1	第16節	横断歩道橋工	8	14	16	0	0	1	第16節	横断歩道橋工	
8	14	16	1	0	1	14-16-1	一般事項	8	14	16	1	0	1	14-16-1	一般事項	
8	14	16	1	0	2		本節は、横断歩道橋工として横断歩道橋工その他これらに類する工種について定める。	8	14	16	1	0	2		本節は、横断歩道橋工として横断歩道橋工その他これらに類する工種について定める。	
8	14	16	2	0	1	14-16-2	材 料	8	14	16	2	0	1	14-16-2	材 料	
8	14	16	2	0	2		床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によらなければならない。	8	14	16	2	0	2		床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によらなければならない。	
8	14	16	3	0	1	14-16-3	横断歩道橋工	8	14	16	3	0	1	14-16-3	横断歩道橋工	
8	14	16	3	1	1		1. 請負者は 、既設高欄・手摺・側板の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	8	14	16	3	1	1		1. 受注者は 、既設高欄・手摺・側板の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	
8	14	16	3	2	1		2. 請負者は 、高欄・手摺・側板の破損したものの取替えにあたって同一規格のものが入手できない場合は、製品及び規格について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。	8	14	16	3	2	1		2. 受注者は 、高欄・手摺・側板の破損したものの取替えにあたって同一規格のものが入手できない場合は、製品及び規格について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。	
8	14	16	3	3	1		3. 高欄・手摺の施工については、第8編4-8-7橋梁用高欄工の規定による。	8	14	16	3	3	1		3. 高欄・手摺の施工については、第8編4-8-7橋梁用高欄工の規定による。	
8	14	16	3	4	1		4. 請負者は 、側板の施工については、ずれが生じないようにしなければならない。	8	14	16	3	4	1		4. 受注者は 、側板の施工については、ずれが生じないようにしなければならない。	
8	14	17	0	0	1	第17節	現場塗装工	8	14	17	0	0	1	第17節	現場塗装工	
8	14	17	1	0	1	14-17-1	一般事項	8	14	17	1	0	1	14-17-1	一般事項	
8	14	17	1	1	1		1. 本節は、現場塗装工として橋梁塗装工、道路付属構造物塗装工、張紙防止塗装工、コンクリート面塗装工その他これらに類する工種について定める。	8	14	17	1	1	1		1. 本節は、現場塗装工として橋梁塗装工、道路付属構造物塗装工、張紙防止塗装工、コンクリート面塗装工その他これらに類する工種について定める。	
8	14	17	1	2	1		2. 請負者は 、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	8	14	17	1	2	1		2. 受注者は 、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	
8	14	17	2	0	1	14-17-2	材 料	8	14	17	2	0	1	14-17-2	材 料	
8	14	17	2	0	2		現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	8	14	17	2	0	2		現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	
8	14	17	3	0	1	14-17-3	橋梁塗装工	8	14	17	3	0	1	14-17-3	橋梁塗装工	
8	14	17	3	1	1		1. 請負者は 、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	8	14	17	3	1	1		1. 受注者は 、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	
8	14	17	3	1	2		表14-2 素地調整程度と作業内容	8	14	17	3	1	2		表14-2 素地調整程度と作業内容	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等													
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
8	14	17	3	2	1	2						2													
請負者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m2以上の時は水洗いする。						受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m2以上の時は水洗いする。																			
8	14	17	3	3	1	3						3													
請負者は、素地調整を終了したときは、被塗膜面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。						受注者は、素地調整を終了したときは、被塗膜面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。																			
8	14	17	3	4	1	4						4													
中塗り、上塗りの施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。						中塗り、上塗りの施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。																			
8	14	17	3	5	1	5						5													
施工管理の記録については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。						施工管理の記録については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。																			
8	14	17	4	0	1	14-17-4						14-17-4													
道路付属構造物塗装工						道路付属構造物塗装工																			
8	14	17	4	0	2																				
付属物塗装工の施工については、第8編14-17-3橋梁塗装工の規定による。						付属物塗装工の施工については、第8編14-17-3橋梁塗装工の規定による。																			
8	14	17	5	0	1	14-17-5						14-17-5													
張紙防止塗装工						張紙防止塗装工																			
8	14	17	5	1	1	1						1													
素地調整については、第8編14-17-3橋梁塗装工の規定による。						素地調整については、第8編14-17-3橋梁塗装工の規定による。																			
8	14	17	5	2	1	2						2													
請負者は、使用する塗料の塗装禁止条件については、設計図書によらなければならない。						受注者は、使用する塗料の塗装禁止条件については、設計図書によらなければならない。																			
8	14	17	5	3	1	3						3													
請負者は、使用する塗料の塗装間隔については、設計図書によらなければならない。						受注者は、使用する塗料の塗装間隔については、設計図書によらなければならない。																			
8	14	17	6	0	1	14-17-6						14-17-6													
コンクリート面塗装工						コンクリート面塗装工																			
8	14	17	6	0	2																				
コンクリート面塗装工の施工については、第3編2-3-11コンクリート面塗装工の規定による。						コンクリート面塗装工の施工については、第3編2-3-11コンクリート面塗装工の規定による。																			
8	14	18	0	0	1	第18節						第18節													
トンネル工						トンネル工																			
8	14	18	1	0	1	14-18-1						14-18-1													
一般事項						一般事項																			
8	14	18	1	0	2																				
本節は、トンネル工として内装板工、裏込注入工、漏水対策工その他これらに類する工種について定める。						本節は、トンネル工として内装板工、裏込注入工、漏水対策工その他これらに類する工種について定める。																			
8	14	18	2	0	1	14-18-2						14-18-2													
内装板工						内装板工																			
8	14	18	2	1	1	1						1													
請負者は、既設内装板撤去については、他の部分に損傷を与えないよう行わなければならない。						受注者は、既設内装板撤去については、他の部分に損傷を与えないよう行わなければならない。																			
8	14	18	2	2	1	2						2													
請負者は、コンクリートアンカーのせん孔にあたっては、せん孔の位置、角度及び既設構造物への影響に注意し施工しなければならない。						受注者は、コンクリートアンカーのせん孔にあたっては、せん孔の位置、角度及び既設構造物への影響に注意し施工しなければならない。																			
8	14	18	2	3	1	3						3													
請負者は、施工に際し既設トンネル施設を破損しないように注意し施工しなければならない。						受注者は、施工に際し既設トンネル施設を破損しないように注意し施工しなければならない。																			
8	14	18	2	4	1	4						4													
請負者は、内装板の設置については、所定の位置に確実に固定しなければならない。						受注者は、内装板の設置については、所定の位置に確実に固定しなければならない。																			
8	14	18	3	0	1	14-18-3						14-18-3													
裏込注入工						裏込注入工																			

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	14	18	3	1	1		1. 請負者は、裏込注入を覆工コンクリート打設後早期に実施しなければならない。 なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。	8	14	18	3	1	1		1. 受注者は、裏込注入を覆工コンクリート打設後早期に実施しなければならない。 なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
8	14	18	3	2	1		2. 請負者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。	8	14	18	3	2	1		2. 受注者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。	
8	14	18	3	2	2		なお、下方の注入管より注入するに際して、上部の注入孔の栓をあけて空気を排出するものとする。	8	14	18	3	2	2		なお、下方の注入管より注入するに際して、上部の注入孔の栓をあけて空気を排出するものとする。	
8	14	18	3	3	1		3. 請負者は、注入孔を硬練りモルタルにより充てんし、丁寧に仕上げなければならない。	8	14	18	3	3	1		3. 受注者は、注入孔を硬練りモルタルにより充填し、丁寧に仕上げなければならない。	
8	14	18	3	4	1		4. 請負者は、グラウトパイプの配置については、設計図書に関して監督職員の承諾を受ける。	8	14	18	3	4	1		4. 受注者は、グラウトパイプの配置については、設計図書に関して監督職員の承諾を受ける。	
8	14	18	3	5	1		5. 請負者は、使用する塗料の塗装間隔については、設計図書によらなければならない。	8	14	18	3	5	1		5. 受注者は、使用する塗料の塗装間隔については、設計図書によらなければならない。	
8	14	18	4	0	1	14 - 18 - 4	漏水対策工	8	14	18	4	0	1	14 - 18 - 4	漏水対策工	
8	14	18	4	1	1		1. 請負者は、漏水補修工の施工箇所は設計図書によるものとするが、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がある場合は、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	14	18	4	1	1		1. 受注者は、漏水補修工の施工箇所は設計図書によるものとするが、設計図書と現地の漏水箇所とに不整合がある場合は、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	14	18	4	2	1		2. 請負者は、線導水の施工については、ハツリ後、浮きコンクリートを除去しなければならない。	8	14	18	4	2	1		2. 受注者は、線導水の施工については、ハツリ後、浮きコンクリートを除去しなければならない。	
8	14	18	4	3	1		3. 請負者は、漏水補修工の施工については、導水材を設置する前に導水部を清掃しなければならない。	8	14	18	4	3	1		3. 受注者は、漏水補修工の施工については、導水材を設置する前に導水部を清掃しなければならない。	
8	14	19	0	0	1	第19節	道路付属物復旧工	8	14	19	0	0	1	第19節	道路付属物復旧工	
8	14	19	1	0	1	14 - 19 - 1	一般事項	8	14	19	1	0	1	14 - 19 - 1	一般事項	
8	14	19	1	1	1		1. 本節は、道路付属物復旧工として付属物復旧工その他これらに類する工種について定める。	8	14	19	1	1	1		1. 本節は、道路付属物復旧工として付属物復旧工その他これらに類する工種について定める。	
8	14	19	1	2	1		2. 請負者は、道路付属物復旧工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	8	14	19	1	2	1		2. 受注者は、道路付属物復旧工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	
8	14	19	1	3	1		3. 道路付属物復旧工の施工による発生材の処理は、第3編2 - 9 - 15運搬処理工の規定による。	8	14	19	1	3	1		3. 道路付属物復旧工の施工による発生材の処理は、第3編2 - 9 - 15運搬処理工の規定による。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	14	19	2	0	1	14 - 19 - 2	材 料	8	14	19	2	0	1	14 - 19 - 2	材 料	
8	14	19	2	0	2		請負者は、道路付属物復旧工に使用する材料について、設計図書または監督職員の指示と同一規格のものが入手できない場合は、製品及び規格について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。	8	14	19	2	0	2		受注者は、道路付属物復旧工に使用する材料について、設計図書または監督職員の指示と同一規格のものが入手できない場合は、製品及び規格について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。	
8	14	19	3	0	1	14 - 19 - 3	付属物復旧工	8	14	19	3	0	1	14 - 19 - 3	付属物復旧工	
8	14	19	3	1	1	1	請負者は、付属物復旧工については、時期、箇所、材料、方法等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに復旧数量等を監督職員に報告しなければならない。	8	14	19	3	1	1	1	受注者は、付属物復旧工については、時期、箇所、材料、方法等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに復旧数量等を監督職員に報告しなければならない。	
8	14	19	3	2	1	2	ガードレール復旧、ガードケーブル復旧、ガードパイプ復旧の施工については、第3編2 - 3 - 8路側防護柵工の規定による。	8	14	19	3	2	1	2	ガードレール復旧、ガードケーブル復旧、ガードパイプ復旧の施工については、第3編2 - 3 - 8路側防護柵工の規定による。	
8	14	19	3	3	1	3	転落（横断）防止柵復旧の施工については、第3編2 - 3 - 7防止柵工の規定による。	8	14	19	3	3	1	3	転落（横断）防止柵復旧の施工については、第3編2 - 3 - 7防止柵工の規定による。	
8	14	19	3	4	1	4	小型標識復旧の施工については、第3編2 - 3 - 6小型標識工の規定による。	8	14	19	3	4	1	4	小型標識復旧の施工については、第3編2 - 3 - 6小型標識工の規定による。	
8	14	19	3	5	1	5	請負者は、標識板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。	8	14	19	3	5	1	5	受注者は、標識板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。	
8	14	19	3	6	1	6	視線誘導標復旧、距離標復旧の施工については、第3編2 - 3 - 10道路付属物工の規定による。	8	14	19	3	6	1	6	視線誘導標復旧、距離標復旧の施工については、第3編2 - 3 - 10道路付属物工の規定による。	
8	14	20	0	0	1	第20節	道路清掃工	8	14	20	0	0	1	第20節	道路清掃工	
8	14	20	1	0	1	14 - 20 - 1	一般事項	8	14	20	1	0	1	14 - 20 - 1	一般事項	
8	14	20	1	1	1	1	本節は、道路清掃工として路面清掃工、路肩整正工、排水施設清掃工、橋梁清掃工、道路付属物清掃工、構造物清掃工その他これらに類する工種について定める。	8	14	20	1	1	1	1	本節は、道路清掃工として路面清掃工、路肩整正工、排水施設清掃工、橋梁清掃工、道路付属物清掃工、構造物清掃工その他これらに類する工種について定める。	
8	14	20	1	2	1	2	請負者は、道路清掃工の施工後の出来高確認の方法について、施工前に監督職員の指示を受けなければならない。	8	14	20	1	2	1	2	受注者は、道路清掃工の施工後の出来高確認の方法について、施工前に監督職員の指示を受けなければならない。	
8	14	20	1	3	1	3	道路清掃工の施工による発生材の処理は、第3編2 - 9 - 15運搬処理工の規定による。	8	14	20	1	3	1	3	道路清掃工の施工による発生材の処理は、第3編2 - 9 - 15運搬処理工の規定による。	
8	14	20	2	0	1	14 - 20 - 2	材 料	8	14	20	2	0	1	14 - 20 - 2	材 料	
8	14	20	2	0	2		請負者は、構造物清掃工におけるトンネル清掃で洗剤を使用する場合は、中性のものを使用するものとし、施工前に監督職員に品質を証明する資料の確認を受けなければならない。	8	14	20	2	0	2		受注者は、構造物清掃工におけるトンネル清掃で洗剤を使用する場合は、中性のものを使用するものとし、施工前に監督職員に品質を証明する資料の確認を受けなければならない。	
8	14	20	3	0	1	14 - 20 - 3	路面清掃工	8	14	20	3	0	1	14 - 20 - 3	路面清掃工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等			
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由	
8	14	20	3	1	1	1	1. 請負者は、路面清掃工の施工については、時期、箇所について設計図書によるほか監督職員から指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	8	14	20	3	1	1	1	1.	受注者は、路面清掃工の施工については、時期、箇所について設計図書によるほか監督職員から指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	
8	14	20	3	2	1	2	2. 請負者は、路面清掃の施工を路面清掃車により行う場合は、施工前に締固まった土砂の撤去、粗大塵埃等の路面清掃車による作業の支障物の撤去及び散水を行わなければならない。	8	14	20	3	2	1	2	2.	受注者は、路面清掃の施工を路面清掃車により行う場合は、施工前に締固まった土砂の撤去、粗大塵埃等の路面清掃車による作業の支障物の撤去及び散水を行わなければならない。	
8	14	20	3	2	2		ただし、凍結等により交通に支障を与えるおそれのある場合は散水を行ってはならない。	8	14	20	3	2	2			ただし、凍結等により交通に支障を与えるおそれのある場合は散水を行ってはならない。	
8	14	20	3	2	3		また、掃き残しがあった場合は、その処理を行わなければならない。	8	14	20	3	2	3			また、掃き残しがあった場合は、その処理を行わなければならない。	
8	14	20	3	3	1	3	3. 請負者は、路面清掃にあたっては、塵埃が柵及び側溝等に入り込まないように収集しなければならない。	8	14	20	3	3	1	3	3.	受注者は、路面清掃にあたっては、塵埃が柵及び側溝等に入り込まないように収集しなければならない。	
8	14	20	3	4	1	4	4. 請負者は、横断歩道橋の、路面・階段上の塵、高欄手摺りの汚れ及び貼紙、落書き等の清掃にあたっては、歩道橋を傷つけないように施工しなければならない。	8	14	20	3	4	1	4	4.	受注者は、横断歩道橋の、路面・階段上の塵、高欄手摺りの汚れ及び貼紙、落書き等の清掃にあたっては、歩道橋を傷つけないように施工しなければならない。	
8	14	20	4	0	1	14 - 20 - 4	路肩整正工	8	14	20	4	0	1	14 - 20 - 4	路肩整正工		
8	14	20	4	0	2		請負者は、路肩正整の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。	8	14	20	4	0	2			受注者は、路肩正整の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。	
8	14	20	5	0	1	14 - 20 - 5	排水施設清掃工	8	14	20	5	0	1	14 - 20 - 5	排水施設清掃工		
8	14	20	5	1	1	1	1. 請負者は、排水施設清掃工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	8	14	20	5	1	1	1	1.	受注者は、排水施設清掃工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	
8	14	20	5	2	1	2	2. 請負者は、排水施設清掃工の清掃により発生した土砂及び泥土等は、車道や歩道上に飛散させてはならない。	8	14	20	5	2	1	2	2.	受注者は、排水施設清掃工の清掃により発生した土砂及び泥土等は、車道や歩道上に飛散させてはならない。	
8	14	20	5	3	1	3	3. 請負者は、排水施設清掃工の施工のために蓋等を取り外した場合は、作業終了後速やかに蓋をがたつきのないよう完全に据え付けなければならない。	8	14	20	5	3	1	3	3.	受注者は、排水施設清掃工の施工のために蓋等を取り外した場合は、作業終了後速やかに蓋をがたつきのないよう完全に据え付けなければならない。	
8	14	20	6	0	1	14 - 20 - 6	橋梁清掃工	8	14	20	6	0	1	14 - 20 - 6	橋梁清掃工		
8	14	20	6	1	1	1	1. 請負者は、橋梁清掃工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	8	14	20	6	1	1	1	1.	受注者は、橋梁清掃工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	
8	14	20	6	2	1	2	2. 請負者は、橋梁清掃工の施工により発生した土砂等は、車道や歩道上に飛散させてはならない。	8	14	20	6	2	1	2	2.	受注者は、橋梁清掃工の施工により発生した土砂等は、車道や歩道上に飛散させてはならない。	
8	14	20	7	0	1	14 - 20 - 7	道路付属物清掃工	8	14	20	7	0	1	14 - 20 - 7	道路付属物清掃工		

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	14	20	7	1	1		1. 請負者は、道路付属物清掃工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	8	14	20	7	1	1		1. 受注者は、道路付属物清掃工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	
8	14	20	7	2	1		2. 請負者は、道路付属物清掃工の施工については、洗剤等の付着物を残さないようにしなければならない。	8	14	20	7	2	1		2. 受注者は、道路付属物清掃工の施工については、洗剤等の付着物を残さないようにしなければならない。	
8	14	20	7	3	1		3. 請負者は、標識の表示板、照明器具の灯具のガラス及び反射体、視線誘導標の反射体の清掃については、材質を痛めないように丁寧に布等で拭きとらなければならない。	8	14	20	7	3	1		3. 受注者は、標識の表示板、照明器具の灯具のガラス及び反射体、視線誘導標の反射体の清掃については、材質を痛めないように丁寧に布等で拭きとらなければならない。	
8	14	20	7	3	2		なお、標識の表示板の清掃については、洗剤を用いず水洗により行わなければならない。	8	14	20	7	3	2		なお、標識の表示板の清掃については、洗剤を用いず水洗により行わなければならない。	
8	14	20	7	4	1		4. 請負者は、標識、照明器具の清掃については、高圧線などにふれることのないように十分注意して行わなければならない。	8	14	20	7	4	1		4. 受注者は、標識、照明器具の清掃については、高圧線などにふれることのないように十分注意して行わなければならない。	
8	14	20	8	0	1	14 - 20 - 8	構造物清掃工	8	14	20	8	0	1	14 - 20 - 8	構造物清掃工	
8	14	20	8	1	1		1. 請負者は、構造物清掃工の施工については、時期、箇所、方法等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	8	14	20	8	1	1		1. 受注者は、構造物清掃工の施工については、時期、箇所、方法等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	
8	14	20	8	2	1		2. 請負者は、構造物清掃工の施工については、付随する非常用設備等を破損したり、浸水等により機能を低下させないように行わなければならない。	8	14	20	8	2	1		2. 受注者は、構造物清掃工の施工については、付随する非常用設備等を破損したり、浸水等により機能を低下させないように行わなければならない。	
8	14	20	8	3	1		3. 請負者は、構造物清掃工の施工については、清掃による排水等が車道及び歩道に流出しないよう側溝や暗渠の排水状況を点検のうえ良好な状態に保たなければならない。	8	14	20	8	3	1		3. 受注者は、構造物清掃工の施工については、清掃による排水等が車道及び歩道に流出しないよう側溝や暗渠の排水状況を点検のうえ良好な状態に保たなければならない。	
8	14	21	0	0	1	第21節	植栽維持工	8	14	21	0	0	1	第21節	植栽維持工	
8	14	21	1	0	1	14 - 21 - 1	一般事項	8	14	21	1	0	1	14 - 21 - 1	一般事項	
8	14	21	1	1	1		1. 本節は、植栽維持工として樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定める。	8	14	21	1	1	1		1. 本節は、植栽維持工として樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定める。	
8	14	21	1	2	1		2. 請負者は、植栽維持工の施工後の出来高確認の方法について、施工前に監督職員の指示を受けなければならない。	8	14	21	1	2	1		2. 受注者は、植栽維持工の施工後の出来高確認の方法について、施工前に監督職員の指示を受けなければならない。	
8	14	21	1	3	1		3. 請負者は、植栽維持工の施工については、施工箇所以外の樹木等に損傷を与えないように行わなければならない。また、植樹、掘取りにあたっては、樹木の根、枝、葉等に損傷を与えないように施工しなければならない。	8	14	21	1	3	1		3. 受注者は、植栽維持工の施工については、施工箇所以外の樹木等に損傷を与えないように行わなければならない。また、植樹、掘取りにあたっては、樹木の根、枝、葉等に損傷を与えないように施工しなければならない。	
8	14	21	1	4	1		4. 植栽維持工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15運搬処理工の規定による。	8	14	21	1	4	1		4. 植栽維持工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15運搬処理工の規定による。	
8	14	21	2	0	1	14 - 21 - 2	材 料	8	14	21	2	0	1	14 - 21 - 2	材 料	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	14	21	2	0	2		植栽維持工の材料は、第3編2-17-2材料の規定による。	8	14	21	2	0	2		植栽維持工の材料は、第3編2-17-2材料の規定による。	
8	14	21	3	0	1	14-21-3	樹木・芝生管理工	8	14	21	3	0	1	14-21-3	樹木・芝生管理工	
8	14	21	3	0	2		樹木・芝生管理工の施工については、第3編2-17-3樹木・芝生管理工の規定による。	8	14	21	3	0	2		樹木・芝生管理工の施工については、第3編2-17-3樹木・芝生管理工の規定による。	
8	14	22	0	0	1	第22節	除草工	8	14	22	0	0	1	第22節	除草工	
8	14	22	1	0	1	14-22-1	一般事項	8	14	22	1	0	1	14-22-1	一般事項	
8	14	22	1	1	1		1. 本節は、除草工として道路除草工その他これらに類する工種について定める。	8	14	22	1	1	1		1. 本節は、除草工として道路除草工その他これらに類する工種について定める。	
8	14	22	1	2	1		2. 請負者は、除草工の施工後の出来高確認の方法について、施工前に監督職員の指示を受けなければならない。	8	14	22	1	2	1		2. 受注者は、除草工の施工後の出来高確認の方法について、施工前に監督職員の指示を受けなければならない。	
8	14	22	1	3	1		3. 除草工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15運搬処理工の規定による。	8	14	22	1	3	1		3. 除草工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15運搬処理工の規定による。	
8	14	22	2	0	1	14-22-2	道路除草工	8	14	22	2	0	1	14-22-2	道路除草工	
8	14	22	2	1	1		1. 請負者は、道路除草工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない	8	14	22	2	1	1		1. 受注者は、道路除草工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない	
8	14	22	2	2	1		2. 請負者は、道路除草工の施工にあたり、路面への草等の飛散防止に努めるものとし、刈り取った草等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。	8	14	22	2	2	1		2. 受注者は、道路除草工の施工にあたり、路面への草等の飛散防止に努めるものとし、刈り取った草等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。	
8	14	23	0	0	1	第23節	冬期対策施設工	8	14	23	0	0	1	第23節	冬期対策施設工	
8	14	23	1	0	1	14-23-1	一般事項	8	14	23	1	0	1	14-23-1	一般事項	
8	14	23	1	1	1		1. 本節は、冬期対策施設工として冬期安全施設工その他これらに類する工種について定める。	8	14	23	1	1	1		1. 本節は、冬期対策施設工として冬期安全施設工その他これらに類する工種について定める。	
8	14	23	1	2	1		2. 請負者は、冬期対策施設工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	8	14	23	1	2	1		2. 受注者は、冬期対策施設工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	
8	14	23	1	3	1		3. 冬期対策施設工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15運搬処理工の規定による。	8	14	23	1	3	1		3. 冬期対策施設工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15運搬処理工の規定による。	
8	14	23	2	0	1	14-23-2	冬期安全施設工	8	14	23	2	0	1	14-23-2	冬期安全施設工	
8	14	23	2	1	1		1. 請負者は、冬期安全施設工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を <u>うける</u> ものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	8	14	23	2	1	1		1. 受注者は、冬期安全施設工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を <u>受ける</u> ものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	
8	14	23	2	2	1		2. 請負者は、スノーボールの設置については、立て込み角度及び方向が交通に支障なく、十分な誘導効果が得られるようにしなければならない。	8	14	23	2	2	1		2. 受注者は、スノーボールの設置については、立て込み角度及び方向が交通に支障なく、十分な誘導効果が得られるようにしなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	14	23	2	3	1		3. 請負者は、看板の設置については、設置位置及び方向が交通に支障なく、十分に確認できるようにしなければならない。	8	14	23	2	3	1		3. 受注者は、看板の設置については、設置位置及び方向が交通に支障なく、十分に確認できるようにしなければならない。	
8	14	23	2	4	1		4. 防雪柵の施工については、第8編1-11-6防雪柵工の規定による。	8	14	23	2	4	1		4. 防雪柵の施工については、第8編1-11-6防雪柵工の規定による。	
8	14	24	0	0	1	第24節	応急処理工	8	14	24	0	0	1	第24節	応急処理工	
8	14	24	1	0	1	14-24-1	一般事項	8	14	24	1	0	1	14-24-1	一般事項	
8	14	24	1	1	1		1. 本節は、応急処理工として応急処理作業工その他これらに類する工種について定める。	8	14	24	1	1	1		1. 本節は、応急処理工として応急処理作業工その他これらに類する工種について定める。	
8	14	24	1	2	1		2. 請負者は、応急処理工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	8	14	24	1	2	1		2. 受注者は、応急処理工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	
8	14	24	1	3	1		3. 応急処理工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15運搬処理工の規定による。	8	14	24	1	3	1		3. 応急処理工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15運搬処理工の規定による。	
8	14	24	2	0	1	14-24-2	応急処理作業工	8	14	24	2	0	1	14-24-2	応急処理作業工	
8	14	24	2	0	2		応急処理作業工の時期、箇所、作業内容は、設計図書及び監督職員の指示によるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	8	14	24	2	0	2		応急処理作業工の時期、箇所、作業内容は、設計図書及び監督職員の指示によるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	
8	15	0	0	0	1	第15章	雪寒	8	15	0	0	0	1	第15章	雪寒	
8	15	1	0	0	1	第1節	適用	8	15	1	0	0	1	第1節	適用	
8	15	1	0	1	1		1. 本章は、道路工事における除雪工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	8	15	1	0	1	1		1. 本章は、道路工事における除雪工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	
8	15	1	0	2	1		2. 仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。	8	15	1	0	2	1		2. 仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。	
8	15	1	0	3	1		3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	8	15	1	0	3	1		3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	
8	15	1	0	4	1		4. 請負者は、雪寒の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つよう維持しなければならない。	8	15	1	0	4	1		4. 受注者は、雪寒の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つよう維持しなければならない。	
8	15	1	0	5	1		5. 請負者は、工事区間内での事故防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。	8	15	1	0	5	1		5. 受注者は、工事区間内での事故防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。	
8	15	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	15	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
8	15	2	0	0	2		請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	15	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等									
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由			
8	15	2	0	0	3		8	15	2	0	0	3		8	15	2	0	0	3	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）	
8	15	2	0	0	4		8	15	2	0	0	4		8	15	2	0	0	4	日本道路協会 道路維持修繕要綱（昭和53年7月）	
8	15	2	0	0	5		8	15	2	0	0	5		8	15	2	0	0	5	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）	
8	15	2	0	0	6		8	15	2	0	0	6		8	15	2	0	0	6	日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）	
8	15	2	0	0	7		8	15	2	0	0	7		8	15	2	0	0	7	日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年2月）	
8	15	2	0	0	8		8	15	2	0	0	8		8	15	2	0	0	8	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説（平成13年9月）	
8	15	2	0	0	9		8	15	2	0	0	9		8	15	2	0	0	9	日本道路協会 舗装施工便覧（平成18年2月）	
8	15	3	0	0	1	第3節	8	15	3	0	0	1	第3節	8	15	3	0	0	1	除融雪工	
8	15	3	1	0	1	15-3-1	8	15	3	1	0	1	15-3-1	8	15	3	1	0	1	一般事項	
8	15	3	1	1	1	1.	8	15	3	1	1	1	1.	8	15	3	1	1	1	1.	本節は、除融雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待機補償費、保険費、除融雪機械修理工その他これらに類する工種について定める。
8	15	3	1	2	1	2.	8	15	3	1	2	1	2.	8	15	3	1	2	1	2.	除融雪工においては、施工計画書へ以下に示す事項を記載しなければならない。なお、第1編1-1-4施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。
8	15	3	1	2	2	(1)	8	15	3	1	2	2	(1)	8	15	3	1	2	2	(1)	情報連絡体制（氏名、職名及び連絡方法）
8	15	3	1	2	3	(2)	8	15	3	1	2	3	(2)	8	15	3	1	2	3	(2)	機械配置計画
8	15	3	1	3	1	3.	8	15	3	1	3	1	3.	8	15	3	1	3	1	3.	請負者は、除融雪工において、工事区間の通行規制を行う必要がある場合は、通行規制を行う前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
8	15	3	1	4	1	4.	8	15	3	1	4	1	4.	8	15	3	1	4	1	4.	除融雪工における作業時間帯による作業区分は、表15-1のとおりとする。
8	15	3	1	4	2	表15-1	8	15	3	1	4	2	表15-1	8	15	3	1	4	2	表15-1	作業区分
8	15	3	1	5	1	5.	8	15	3	1	5	1	5.	8	15	3	1	5	1	5.	請負者は、異常降雪時を除き常時2車線以上の幅員を確保することを目標とし、施工しなければならない。
8	15	3	1	5	2	なお	8	15	3	1	5	2	なお	8	15	3	1	5	2	なお	異常降雪時における目標は、監督職員の指示によるものとする。
8	15	3	1	6	1	6.	8	15	3	1	6	1	6.	8	15	3	1	6	1	6.	請負者は、除融雪工の各作業の開始時期については、監督職員の指示によるものとし、作業終了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。
8	15	3	1	6	1	6.	8	15	3	1	6	1	6.	8	15	3	1	6	1	6.	受注者は、除融雪工の各作業の開始時期については、監督職員の指示によるものとし、作業終了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	15	3	1	6	2		ただし、雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時は、速やかに作業を開始し、速やかに監督職員に報告しなければならない。	8	15	3	1	6	2		ただし、雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時は、速やかに作業を開始し、速やかに監督職員に報告しなければならない。	
8	15	3	1	7	1	7.	請負者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除融雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。	8	15	3	1	7	1	7.	受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除融雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。	
8	15	3	1	7	2		また、各月の終了後、速やかに設計図書に示す様式により除融雪月報を監督職員に提出しなければならない。	8	15	3	1	7	2		また、各月の終了後、速やかに設計図書に示す様式により除融雪月報を監督職員に提出しなければならない。	
8	15	3	1	8	1	8.	請負者は、工事期間中は毎日、作業内容及び気象、道路状況について、監督職員に報告しなければならない。なお、観測及び報告時間、報告方法は設計図書によらなければならない。	8	15	3	1	8	1	8.	受注者は、工事期間中は毎日、作業内容及び気象、道路状況について、監督職員に報告しなければならない。なお、観測及び報告時間、報告方法は設計図書によらなければならない。	
8	15	3	1	9	1	9.	請負者は、施工区間の道路及び道路付属物等について、工事着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止につとめなければならない。	8	15	3	1	9	1	9.	受注者は、施工区間の道路及び道路付属物等について、工事着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止につとめなければならない。	
8	15	3	1	10	1	10.	請負者は、除融雪機械が故障、事故等により除雪作業が出来ない場合は、速やかに監督職員に連絡し指示を受けなければならない。	8	15	3	1	10	1	10.	受注者は、除融雪機械が故障、事故等により除雪作業が出来ない場合は、速やかに監督職員に連絡し指示を受けなければならない。	
8	15	3	1	11	1	11.	請負者は、除融雪工の施工については、一般交通、歩行者等の安全に十分注意しなければならない。	8	15	3	1	11	1	11.	受注者は、除融雪工の施工については、一般交通、歩行者等の安全に十分注意しなければならない。	
8	15	3	2	0	1	15-3-2	材 料	8	15	3	2	0	1	15-3-2	材 料	
8	15	3	2	0	2		請負者は、支給品以外の凍結防止剤を使用する場合は、凍結防止工に使用する凍結防止剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料の確認を受けなければならない。	8	15	3	2	0	2		受注者は、支給品以外の凍結防止剤を使用する場合は、凍結防止工に使用する凍結防止剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料の確認を受けなければならない。	
8	15	3	3	0	1	15-3-3	一般除雪工	8	15	3	3	0	1	15-3-3	一般除雪工	
8	15	3	3	0	2		一般除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、監督職員の指示によるものとする。	8	15	3	3	0	2		受注者は、一般除雪工を実施する時期、箇所、施工方法について、監督職員の指示を受けなければならない。	
8	15	3	4	0	1	15-3-4	運搬除雪工	8	15	3	4	0	1	15-3-4	運搬除雪工	
8	15	3	4	1	1	1.	運搬除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、監督職員の指示によるものとする。	8	15	3	4	1	1	1.	運搬除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、監督職員の指示によるものとする。	
8	15	3	4	2	1	2.	請負者は、運搬除雪工における雪捨場所及び雪捨場所の整理等について、現地の状況により設計図書に定められた雪捨場所及び雪捨場所の整理等に支障がある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	15	3	4	2	1	2.	受注者は、運搬除雪工における雪捨場所及び雪捨場所の整理等について、現地の状況により設計図書に定められた雪捨場所及び雪捨場所の整理等に支障がある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	15	3	5	0	1	15-3-5	凍結防止工	8	15	3	5	0	1	15-3-5	凍結防止工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改定理由
8	15	3	5	1	1	1 .	8	15	3	5	1	1	1 .	受注者は、凍結防止剤の散布については、実施する時期、箇所、方法散布量について、監督職員の指示を受けなければならない。	
8	15	3	5	2	1	2 .	8	15	3	5	2	1	2 .	受注者は、凍結防止剤の散布については、一般通行車両等へ凍結防止剤が飛び散らないようにしなければならない。	
8	15	3	5	3	1	3 .	8	15	3	5	3	1	3 .	受注者は、散布車両により固形式の凍結防止剤を散布した場合は、作業終了時にホッパ内に固形剤を残さないようにするものとし、防錆のため水洗い乾燥をしなければならない。	
8	15	3	5	4	1	4 .	8	15	3	5	4	1	4 .	受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8貯蔵及び積み込みの規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	15	3	5	5	1	5 .	8	15	3	5	5	1	5 .	凍結防止剤の使用量の確認方法は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。	
8	15	3	6	0	1	15 - 3 - 6	8	15	3	6	0	1	15 - 3 - 6	歩道除雪工	
8	15	3	6	1	1	1 .	8	15	3	6	1	1	1 .	受注者は、歩道除雪工を実施する時期、箇所、施工方法に <u>ついて</u> 、監督職員の指示を受けなければならない。	
8	15	3	6	2	1	2 .	8	15	3	6	2	1	2 .	受注者は、ハンドガイド式除雪車により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」を参考とする。	
8	15	3	7	0	1	15 - 3 - 7	8	15	3	7	0	1	15 - 3 - 7	安全処理工	
8	15	3	7	1	1	1 .	8	15	3	7	1	1	1 .	受注者は、雪庇処理、つらら処理、人工雪崩を実施する箇所は、監督職員の指示によるものとする。また、実施時期、施工方法については、施工計画書に記載しなければならない。	
8	15	3	7	2	1	2 .	8	15	3	7	2	1	2 .	人工雪崩の施工については、「除雪・防雪ハンドブック（防雪編）6.2.5雪崩の処理の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	15	3	8	0	1	15 - 3 - 8	8	15	3	8	0	1	15 - 3 - 8	雪道巡回工	
8	15	3	8	1	1	1 .	8	15	3	8	1	1	1 .	雪道通常巡回は、設計図書に示された工事区間について、除雪工を的確に行い、冬期交通を円滑に確保するため、主として <u>以下</u> の事項について情報収集を行うものとする。	
8	15	3	8	1	2	(1)	8	15	3	8	1	2	(1)	路面状況	
8	15	3	8	1	3	(2)	8	15	3	8	1	3	(2)	降雪及び積雪状況	
8	15	3	8	1	4	(3)	8	15	3	8	1	4	(3)	雪崩危険箇所等の状況	
8	15	3	8	1	5	(4)	8	15	3	8	1	5	(4)	雪庇状況	
8	15	3	8	1	6	(5)	8	15	3	8	1	6	(5)	交通状況	
8	15	3	8	1	7	(6)	8	15	3	8	1	7	(6)	その他、防雪施設等の状況	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
8	15	3	8	2	1		2. 雪道通常巡回の実施時期は、設計図書または監督職員の指示による。	8	15	3	8	2	1		2. 雪道通常巡回の実施時期は、設計図書または監督職員の指示による。	
8	15	3	8	3	1		3. 請負者 は、雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、直ちに監督職員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。	8	15	3	8	3	1		3. 受注者 は、雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、直ちに監督職員へ連絡し、その処置について指示を受けなければならない。	
8	15	3	8	4	1		4. 請負者 は、雪道通常巡回終了後速やかに、設計図書に定める様式により巡回日誌を監督職員に提出しなければならない。	8	15	3	8	4	1		4. 受注者 は、雪道通常巡回終了後速やかに、設計図書に定める様式により巡回日誌を監督職員に提出しなければならない。	
8	15	3	8	5	1		5. 雪道緊急巡回は、監督職員の指示する実施時期及び箇所について、監督職員の指示する内容の情報収集及び連絡を行うものとする。	8	15	3	8	5	1		5. 雪道緊急巡回は、監督職員の指示する実施時期及び箇所について、監督職員の指示する内容の情報収集及び連絡を行うものとする。	
8	15	3	8	6	1		6. 雪道通常巡回及び雪道緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主任技術者または同等以上の者でなければならない。	8	15	3	8	6	1		6. 雪道通常巡回及び雪道緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主任技術者または同等以上の者でなければならない。	
8	15	3	8	6	2		なお、緊急の場合などで監督職員が承諾した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねることができないものとする。	8	15	3	8	6	2		なお、緊急の場合などで監督職員が承諾した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねてはならない。	
8	15	3	9	0	1	15 - 3 - 9	待機補償費	8	15	3	9	0	1	15 - 3 - 9	待機補償費	
8	15	3	9	1	1		1. 待機補償とは、設計図書または監督職員の指示により待機させた情報連絡員、巡回車及び除融雪機械の運転要員等に係る費用について、除雪機械が不稼働の場合等に対する 請負者 の損失分を補償するものであり、この損失分の補償については、設計図書に定めるところによる。	8	15	3	9	1	1		1. 待機補償とは、設計図書または監督職員の指示により待機させた情報連絡員、巡回車及び除融雪機械の運転要員等に係る費用について、除雪機械が不稼働の場合等に対する 受注者 の損失分を補償するものであり、この損失分の補償については、設計図書に定めるところによる。	
8	15	3	9	2	1		2. 待機補償における待機の期間及び内容は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。	8	15	3	9	2	1		2. 待機補償における待機の期間及び内容は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。	
8	15	3	9	3	1		3. 請負者 は、待機対象期間中、情報連絡員を除雪基地に待機させ、降雪及び交通情報の収集整理をするとともに、除融雪作業が必要となる場合に備え、常時、現場代理人との連絡がとれる状態にしておかなければならない。	8	15	3	9	3	1		3. 受注者 は、待機対象期間中、情報連絡員を除雪基地に待機させ、降雪及び交通情報の収集整理をするとともに、除融雪作業が必要となる場合に備え、常時、現場代理人との連絡がとれる状態にしておかなければならない。	
8	15	3	9	4	1		4. 請負者 は、待機対象期間中、待機対象の巡回車及び除融雪機械の運転要員等を除雪基地で常に出動できる状態で待機させなければならない。	8	15	3	9	4	1		4. 受注者 は、待機対象期間中、待機対象の巡回車及び除融雪機械の運転要員等を除雪基地で常に出動できる状態で待機させなければならない。	
8	15	3	10	0	1	15 - 3 - 10	保険費	8	15	3	10	0	1	15 - 3 - 10	保険費	
8	15	3	10	0	2		請負者 は、除融雪機械について自動車損害保険に加入するものとし、関係書類を保管し、監督職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	8	15	3	10	0	2		受注者 は、除融雪機械について自動車損害保険に加入するものとし、関係書類を保管し、監督職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	
8	15	3	11	0	1	15 - 3 - 11	除融雪機械修理工	8	15	3	11	0	1	15 - 3 - 11	除融雪機械修理工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	改訂理由	
8	15	3	11	1	1	1	8	15	3	11	1	1	1	8	15	3	11	1	1	1		
						1.							1.									
8	15	3	11	2	1	2.	8	15	3	11	2	1	2.	8	15	3	11	2	1	2.		
8	16	0	0	0	1	第16章	8	16	0	0	0	1	第16章	8	16	0	0	0	1	第16章		
						第1節							第1節									
8	16	1	0	0	1	1.	8	16	1	0	0	1	1.	8	16	1	0	0	1	1.		
8	16	1	0	1	1	1.	8	16	1	0	1	1	1.	8	16	1	0	1	1	1.		
8	16	1	0	2	1	2.	8	16	1	0	2	1	2.	8	16	1	0	2	1	2.		
8	16	1	0	3	1	3.	8	16	1	0	3	1	3.	8	16	1	0	3	1	3.		
8	16	1	0	4	1	4.	8	16	1	0	4	1	4.	8	16	1	0	4	1	4.		
8	16	1	0	5	1	5.	8	16	1	0	5	1	5.	8	16	1	0	5	1	5.		
8	16	2	0	0	1	第2節	8	16	2	0	0	1	第2節	8	16	2	0	0	1	第2節		
8	16	2	0	0	2		8	16	2	0	0	2		8	16	2	0	0	2			
8	16	2	0	0	3		8	16	2	0	0	3		8	16	2	0	0	3			
8	16	2	0	0	4		8	16	2	0	0	4		8	16	2	0	0	4			

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等										
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由				
8	16	2	0	0	5		8	16	2	0	0	5		8	16	2	0	0	5	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)	
8	16	2	0	0	7		8	16	2	0	0	7		8	16	2	0	0	7	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成16年2月)	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)	
8	16	2	0	0	8		8	16	2	0	0	8		8	16	2	0	0	8	日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月)	日本道路協会 道路橋補修便覧 (昭和54年2月)	
8	16	2	0	0	10		8	16	2	0	0	10		8	16	2	0	0	10	日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)	日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)	
8	16	2	0	0	11		8	16	2	0	0	11		8	16	2	0	0	11	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	
8	16	2	0	0	12		8	16	2	0	0	12		8	16	2	0	0	12	日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)	日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)	
8	16	2	0	0	13		8	16	2	0	0	13		8	16	2	0	0	13	日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)	日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)	
8	16	3	0	0	1	第3節	8	16	3	0	0	1	第3節	8	16	3	0	0	1	工場製作工	工場製作工	
8	16	3	1	0	1	16-3-1	8	16	3	1	0	1	16-3-1	8	16	3	1	0	1	一般事項	一般事項	
8	16	3	1	1	1	1.	8	16	3	1	1	1	1.	8	16	3	1	1	1	本節は、工場製作工として床版補強材製作工、桁補強材製作工、落橋防止装置製作工、RC橋脚巻立て鋼板製作工その他これらに類する工種について定める。	本節は、工場製作工として床版補強材製作工、桁補強材製作工、落橋防止装置製作工、RC橋脚巻立て鋼板製作工その他これらに類する工種について定める。	
8	16	3	1	2	1	2.	8	16	3	1	2	1	2.	8	16	3	1	2	1	請負者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。	受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。	
8	16	3	1	3	1	3.	8	16	3	1	3	1	3.	8	16	3	1	3	1	請負者は、鋳鉄品及び鋳造品の使用に当たって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。	受注者は、鋳鉄品及び鋳造品の使用にあたっては、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。	
8	16	3	2	0	1	16-3-2	8	16	3	2	0	1	16-3-2	8	16	3	2	0	1	材料	材料	
8	16	3	2	0	2		8	16	3	2	0	2		8	16	3	2	0	2	材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	
8	16	3	3	0	1	16-3-3	8	16	3	3	0	1	16-3-3	8	16	3	3	0	1	床版補強材製作工	床版補強材製作工	
8	16	3	3	0	2		8	16	3	3	0	2		8	16	3	3	0	2	床版補強材製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	床版補強材製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	
8	16	3	4	0	1	16-3-4	8	16	3	4	0	1	16-3-4	8	16	3	4	0	1	桁補強材製作工	桁補強材製作工	
8	16	3	4	0	2		8	16	3	4	0	2		8	16	3	4	0	2	桁補強材製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	桁補強材製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	
8	16	3	5	0	1	16-3-5	8	16	3	5	0	1	16-3-5	8	16	3	5	0	1	落橋防止装置製作工	落橋防止装置製作工	
8	16	3	5	0	2		8	16	3	5	0	2		8	16	3	5	0	2	落橋防止装置製作工の施工については、第3編2-12-6落橋防止装置製作工の規定による。	落橋防止装置製作工の施工については、第3編2-12-6落橋防止装置製作工の規定による。	
8	16	3	6	0	1	16-3-6	8	16	3	6	0	1	16-3-6	8	16	3	6	0	1	RC橋脚巻立て鋼板製作工	RC橋脚巻立て鋼板製作工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成	改訂理由
8	16	3	6	1	1		1. RC橋脚巻立て鋼板製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	8	16	3	6	1	1		1. RC橋脚巻立て鋼板製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	
8	16	3	6	2	1		2. 鋼板製作	8	16	3	6	2	1		2. 鋼板製作	
8	16	3	6	2	2		(1) 請負者は、橋脚の形状寸法を計測し、鋼板加工図の作成を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を <u>受けなければ</u> ならない。	8	16	3	6	2	2		(1) 受注者 は、橋脚の形状寸法を計測し、鋼板加工図の作成を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を <u>得なければ</u> ならない。	
8	16	3	6	2	3		(2) 鋼板の加工は、工場で行うものとする。	8	16	3	6	2	3		(2) 鋼板の加工は、工場で行うものとする。	
8	16	3	6	2	4		(3) 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。なお、塗装種類、回数、使用量は設計図書に <u>よらなければ</u> ならない。	8	16	3	6	2	4		(3) 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。なお、塗装種類、回数、使用量は設計図書に <u>よるものとする</u> 。	
8	16	3	6	2	5		(4) 請負者は、鋼板固定用等の孔あけは、正確な位置に直角に行わなければならない。	8	16	3	6	2	5		(4) 受注者 は、鋼板固定用等の孔あけは、正確な位置に直角に行わなければならない。	
8	16	3	6	3	1		3. 型鋼製作	8	16	3	6	3	1		3. 型鋼製作	
8	16	3	6	3	2		(1) 請負者は、フーチングアンカー筋の位置を正確に計測し、加工図を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を <u>受け</u> なければならない。	8	16	3	6	3	2		(1) 受注者 は、フーチングアンカー筋の位置を正確に計測し、加工図を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を <u>得な</u> なければならない。	
8	16	3	6	3	3		(2) 型鋼の加工は、工場で行うものとする。	8	16	3	6	3	3		(2) 型鋼の加工は、工場で行うものとする。	
8	16	3	6	3	4		(3) 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。なお、塗装種類、回数、使用量は設計図書によらなければならない。	8	16	3	6	3	4		(3) 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。なお、塗装種類、回数、使用量は設計図書によらなければならない。	
8	16	4	0	0	1		第4節 工場製品輸送工	8	16	4	0	0	1		第4節 工場製品輸送工	
8	16	4	1	0	1		16-4-1 一般事項	8	16	4	1	0	1		16-4-1 一般事項	
8	16	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	8	16	4	1	1	2		本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。	
8	16	4	2	0	1		16-4-2 輸送工	8	16	4	2	0	1		16-4-2 輸送工	
8	16	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	8	16	4	2	1	2		輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。	
8	16	5	0	0	1		第5節 舗装工	8	16	5	0	0	1		第5節 舗装工	
8	16	5	1	0	1		16-5-1 一般事項	8	16	5	1	0	1		16-5-1 一般事項	
8	16	5	1	0	2		本節は、舗装工として、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、路上再生工、薄層カラー舗装工その他これらに類する工種について適用する。	8	16	5	1	0	2		本節は、舗装工として、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、路上再生工、薄層カラー舗装工その他これらに類する工種について適用する。	
8	16	5	2	0	1		16-5-2 材 料	8	16	5	2	0	1		16-5-2 材 料	
8	16	5	2	1	1		1. 路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理を行う場合に使用するアスファルト乳剤は、ノニオン系アスファルト乳剤(MN-1)とし、表16-1の規格に適合するものとする。	8	16	5	2	1	1		1. 路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理を行う場合に使用するアスファルト乳剤は、ノニオン系アスファルト乳剤(MN-1)とし、表16-1の規格に適合するものとする。	
8	16	5	2	1	2		表16-1 セメント混合用アスファルト乳剤の規格	8	16	5	2	1	2		表16-1 セメント混合用アスファルト乳剤の規格	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	16	5	2	2	1	2	路上表層再生工に使用する新規アスファルト混合物の規定は、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料のうち該当する項目によるものとする。	8	16	5	2	2	1	2	路上表層再生工に使用する新規アスファルト混合物の規定は、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料のうち該当する項目によるものとする。	
8	16	5	3	0	1	16-5-3	路面切削工	8	16	5	3	0	1	16-5-3	路面切削工	
8	16	5	3	0	2		路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。	8	16	5	3	0	2		路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。	
8	16	5	4	0	1	16-5-4	舗装打換え工	8	16	5	4	0	1	16-5-4	舗装打換え工	
8	16	5	4	0	2		舗装打換え工の施工については、第3編2-6-16舗装打換え工の規定による。	8	16	5	4	0	2		舗装打換え工の施工については、第3編2-6-16舗装打換え工の規定による。	
8	16	5	5	0	1	16-5-5	切削オーバーレイ工	8	16	5	5	0	1	16-5-5	切削オーバーレイ工	
8	16	5	5	0	2		切削オーバーレイ工の施工については、第8編14-4-5切削オーバーレイ工の規定による。	8	16	5	5	0	2		切削オーバーレイ工の施工については、第8編14-4-5切削オーバーレイ工の規定による。	
8	16	5	6	0	1	16-5-6	オーバーレイ工	8	16	5	6	0	1	16-5-6	オーバーレイ工	
8	16	5	6	0	2		オーバーレイ工の施工については、第3編2-6-17オーバーレイ工の規定による。	8	16	5	6	0	2		オーバーレイ工の施工については、第3編2-6-17オーバーレイ工の規定による。	
8	16	5	7	0	1	16-5-7	路上再生工	8	16	5	7	0	1	16-5-7	路上再生工	
8	16	5	7	0	2		路上再生工の施工については、第8編14-4-7路上再生工の規定による。	8	16	5	7	0	2		路上再生工の施工については、第8編14-4-7路上再生工の規定による。	
8	16	5	8	0	1	16-5-8	薄層カラー舗装工	8	16	5	8	0	1	16-5-8	薄層カラー舗装工	
8	16	5	8	0	2		薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。	8	16	5	8	0	2		薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。	
8	16	5	9	0	1	16-5-9	グルーピング工	8	16	5	9	0	1	16-5-9	グルーピング工	
8	16	5	9	1	1		グルーピング工の施工については、第8編14-4-11グルーピング工の規定による。	8	16	5	9	1	1		グルーピング工の施工については、第8編14-4-11グルーピング工の規定による。	
8	16	6	0	0	1	第6節	排水構造物工	8	16	6	0	0	1	第6節	排水構造物工	
8	16	6	1	0	1	16-6-1	一般事項	8	16	6	1	0	1	16-6-1	一般事項	
8	16	6	1	1	1	1	本節は、排水構造物工として、作業土工、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について適用する。	8	16	6	1	1	1	1	本節は、排水構造物工として、作業土工(床掘り・埋戻し)、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について適用する。	
8	16	6	1	2	1	2	請負者は、構造物の撤去については必要最低限で行い、かつ撤去しない部分に損傷を与えないように行わなければならない。	8	16	6	1	2	1	2	受注者は、構造物の撤去については必要最低限で行い、かつ撤去しない部分に損傷を与えないように行わなければならない。	
8	16	6	2	0	1	16-6-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	16	6	2	0	1	16-6-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
8	16	6	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	8	16	6	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
8	16	6	3	0	1	16-6-3	側溝工	8	16	6	3	0	1	16-6-3	側溝工	
8	16	6	3	0	2		側溝工の施工については、第8編1-10-3側溝工の規定による。	8	16	6	3	0	2		側溝工の施工については、第8編1-10-3側溝工の規定による。	
8	16	6	4	0	1	16-6-4	管渠工	8	16	6	4	0	1	16-6-4	管渠工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	16	6	4	0	2		管渠工の施工については、第8編1-10-4管渠工の規定による。	8	16	6	4	0	2		管渠工の施工については、第8編1-10-4管渠工の規定による。	
8	16	6	5	0	1	16-6-5	集水桝・マンホール工	8	16	6	5	0	1	16-6-5	集水桝・マンホール工	
8	16	6	5	0	2		集水桝・マンホール工の施工については、第8編1-10-5集水桝・マンホール工の規定による。	8	16	6	5	0	2		集水桝・マンホール工の施工については、第8編1-10-5集水桝・マンホール工の規定による。	
8	16	6	6	0	1	16-6-6	地下排水工	8	16	6	6	0	1	16-6-6	地下排水工	
8	16	6	6	0	2		地下排水工の施工については、第8編1-10-6地下排水工の規定による。	8	16	6	6	0	2		地下排水工の施工については、第8編1-10-6地下排水工の規定による。	
8	16	6	7	0	1	16-6-7	場所打水路工	8	16	6	7	0	1	16-6-7	場所打水路工	
8	16	6	7	0	2		場所打水路工の施工については、第8編1-10-7場所打水路工の規定による。	8	16	6	7	0	2		場所打水路工の施工については、第8編1-10-7場所打水路工の規定による。	
8	16	6	8	0	1	16-6-8	排水工	8	16	6	8	0	1	16-6-8	排水工	
8	16	6	8	0	2		排水工の施工については、第8編1-10-8排水工（小段排水・縦排水）の規定による。	8	16	6	8	0	2		排水工の施工については、第8編1-10-8排水工（小段排水・縦排水）の規定による。	
8	16	7	0	0	1	第7節	縁石工	8	16	7	0	0	1	第7節	縁石工	
8	16	7	1	0	1	16-7-1	一般事項	8	16	7	1	0	1	16-7-1	一般事項	
8	16	7	1	0	2		本節は、縁石工として作業土工、縁石工その他これらに類する工種について定める。	8	16	7	1	0	2		本節は、縁石工として作業土工（床掘り・埋戻し）、縁石工その他これらに類する工種について定める。	
8	16	7	2	0	1	16-7-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	8	16	7	2	0	1	16-7-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	
8	16	7	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	8	16	7	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	
8	16	7	3	0	1	16-7-3	縁石工	8	16	7	3	0	1	16-7-3	縁石工	
8	16	7	3	0	2		縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定による。	8	16	7	3	0	2		縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定による。	
8	16	8	0	0	1	第8節	防護柵工	8	16	8	0	0	1	第8節	防護柵工	
8	16	8	1	0	1	16-8-1	一般事項	8	16	8	1	0	1	16-8-1	一般事項	
8	16	8	1	0	2		本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。	8	16	8	1	0	2		本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工（床掘り・埋戻し）、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。	
8	16	8	2	0	1	16-8-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	8	16	8	2	0	1	16-8-2	作業土工（床掘り・埋戻し）	
8	16	8	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	8	16	8	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。	
8	16	8	3	0	1	16-8-3	路側防護柵工	8	16	8	3	0	1	16-8-3	路側防護柵工	
8	16	8	3	0	2		路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。	8	16	8	3	0	2		路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。	
8	16	8	4	0	1	16-8-4	防止柵工	8	16	8	4	0	1	16-8-4	防止柵工	
8	16	8	4	0	2		防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。	8	16	8	4	0	2		防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。	
8	16	8	5	0	1	16-8-5	ボックスビーム工	8	16	8	5	0	1	16-8-5	ボックスビーム工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	16	8	5	0	2		ボックスビーム工の施工については、第8編2-8-5ボックスビーム工の規定による。	8	16	8	5	0	2		ボックスビーム工の施工については、第8編2-8-5ボックスビーム工の規定による。	
8	16	8	6	0	1	16-8-6	車止めポスト工	8	16	8	6	0	1	16-8-6	車止めポスト工	
8	16	8	6	0	2		車止めポスト工の施工については、第10編2-8-6車止めポスト工の規定による。	8	16	8	6	0	2		車止めポスト工の施工については、第10編2-8-6車止めポスト工の規定による。	
8	16	8	7	0	1	16-8-7	防護柵基礎工	8	16	8	7	0	1	16-8-7	防護柵基礎工	
8	16	8	7	0	2		防護柵基礎工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。	8	16	8	7	0	2		防護柵基礎工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。	
8	16	9	0	0	1	第9節	標識工	8	16	9	0	0	1	第9節	標識工	
8	16	9	1	0	1	16-9-1	一般事項	8	16	9	1	0	1	16-9-1	一般事項	
8	16	9	1	0	2		本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。	8	16	9	1	0	2		本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。	
8	16	9	2	0	1	16-9-2	材 料	8	16	9	2	0	1	16-9-2	材 料	
8	16	9	2	1	1	1	標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-12-1道路標識の規定による。	8	16	9	2	1	1	1	標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-12-1道路標識の規定による。	
8	16	9	2	2	1	2	標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用さび止めペイント）からJIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するものを用いるものとする。	8	16	9	2	2	1	2	標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用さび止めペイント）からJIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するものを用いるものとする。	
8	16	9	2	3	1	3	標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管ぐい）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。	8	16	9	2	3	1	3	標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管ぐい）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。	
8	16	9	2	4	1	4	請負者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	8	16	9	2	4	1	4	受注者は、標識板には設計図書に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようにスポット溶接をしなければならない。	
8	16	9	2	5	1	5	請負者は、標識板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	8	16	9	2	5	1	5	受注者は、標識板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。	
8	16	9	2	6	1	6	請負者は、標識板の文字・記号等を道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」による色彩と寸法で、標示する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	16	9	2	6	1	6	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び「道路標識設置基準・同解説」（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	16	9	3	0	1	16-9-3	小型標識工	8	16	9	3	0	1	16-9-3	小型標識工	
8	16	9	3	0	2		小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。	8	16	9	3	0	2		小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。	
8	16	9	4	0	1	16-9-4	大型標識工	8	16	9	4	0	1	16-9-4	大型標識工	
8	16	9	4	0	2		大型標識工の施工については、第8編2-9-4大型標識工の規定による。	8	16	9	4	0	2		大型標識工の施工については、第8編2-9-4大型標識工の規定による。	
8	16	10	0	0	1	第10節	区画線工	8	16	10	0	0	1	第10節	区画線工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	16	10	1	0	1	16-10-1	一般事項	8	16	10	1	0	1	16-10-1	一般事項	
8	16	10	1	0	2		本節は、区画線工として区画線工その他これらに類する工種について定める。	8	16	10	1	0	2		本節は、区画線工として区画線工その他これらに類する工種について定める。	
8	16	10	2	0	1	16-10-2	区画線工	8	16	10	2	0	1	16-10-2	区画線工	
8	16	10	2	0	2		区画線工の施工については、第8編2-10-2区画線工の規定による。	8	16	10	2	0	2		区画線工の施工については、第8編2-10-2区画線工の規定による。	
8	16	11	0	0	1	第11節	道路植栽工	8	16	11	0	0	1	第11節	道路植栽工	
8	16	11	1	0	1	16-11-1	一般事項	8	16	11	1	0	1	16-11-1	一般事項	
8	16	11	1	0	2		本節は、道路植栽工として道路植栽工その他これらに類する工種について定める。	8	16	11	1	0	2		本節は、道路植栽工として道路植栽工その他これらに類する工種について定める。	
8	16	11	2	0	1	16-11-2	材料	8	16	11	2	0	1	16-11-2	材料	
8	16	11	2	0	2		道路植栽工で使用する材料については、第8編2-11-2材料の規定による。	8	16	11	2	0	2		道路植栽工で使用する材料については、第8編2-11-2材料の規定による。	
8	16	11	3	0	1	16-11-3	道路植栽工	8	16	11	3	0	1	16-11-3	道路植栽工	
8	16	11	3	0	2		道路植栽工の施工については、第8編2-11-3道路植栽工の規定による。	8	16	11	3	0	2		道路植栽工の施工については、第8編2-11-3道路植栽工の規定による。	
8	16	12	0	0	1	第12節	道路付属施設工	8	16	12	0	0	1	第12節	道路付属施設工	
8	16	12	1	0	1	16-12-1	一般事項	8	16	12	1	0	1	16-12-1	一般事項	
8	16	12	1	0	2		本節は、道路付属施設工として境界工、道路付属物工、ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種について定める。	8	16	12	1	0	2		本節は、道路付属施設工として境界工、道路付属物工、ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種について定める。	
8	16	12	2	0	1	16-12-2	材料	8	16	12	2	0	1	16-12-2	材料	
8	16	12	2	1	1		1. 境界工で使用する材料については、 第8編2-12-2材料 の規定による。	8	16	12	2	1	1		1. 境界工で使用する材料については、 第2編2-7-2セメントコンクリート製品 の規定による。	
8	16	12	2	2	1		2. 踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の規定による。	8	16	12	2	2	1		2. 踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の規定による。	
8	16	12	2	3	1		3. 踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、設計図書によらなければならない。	8	16	12	2	3	1		3. 踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、設計図書によらなければならない。	
8	16	12	2	4	1		4. 組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合、床版の品質等は、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定もしくは、設計図書によらなければならない。	8	16	12	2	4	1		4. 組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合、床版の品質等は、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定もしくは、設計図書によらなければならない。	
8	16	12	2	5	1		5. 組立歩道工で床版及び支柱に現場塗装を行う場合、塗装仕様は、設計図書によらなければならない。	8	16	12	2	5	1		5. 組立歩道工で床版及び支柱に現場塗装を行う場合、塗装仕様は、設計図書によるものとする。	
8	16	12	3	0	1	16-12-3	境界工	8	16	12	3	0	1	16-12-3	境界工	
8	16	12	3	0	2		境界工の施工については、第8編2-12-3境界工の規定による。	8	16	12	3	0	2		境界工の施工については、第8編2-12-3境界工の規定による。	
8	16	12	4	0	1	16-12-4	道路付属物工	8	16	12	4	0	1	16-12-4	道路付属物工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	16	12	4	0	2		道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。	8	16	12	4	0	2		道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。	
8	16	12	5	0	1	16-12-5	ケーブル配管工	8	16	12	5	0	1	16-12-5	ケーブル配管工	
8	16	12	5	0	2		ケーブル配管及びハンドホールの設置については、第8編2-5-3側溝工、2-5-5集水樹(街渠樹)・マンホール工の規定による。	8	16	12	5	0	2		ケーブル配管及びハンドホールの設置については、第8編2-5-3側溝工、2-5-5集水樹(街渠樹)・マンホール工の規定による。	
8	16	12	6	0	1	16-12-6	照明工	8	16	12	6	0	1	16-12-6	照明工	
8	16	12	6	0	2		照明工の施工については、第10編2-12-6照明工の規定による。	8	16	12	6	0	2		照明工の施工については、第10編2-12-6照明工の規定による。	
8	16	13	0	0	1	第13節	軽量盛土工	8	16	13	0	0	1	第13節	軽量盛土工	
8	16	13	1	0	1	16-13-1	一般事項	8	16	13	1	0	1	16-13-1	一般事項	
8	16	13	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	8	16	13	1	1	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	
8	16	13	2	0	1	16-13-2	軽量盛土工	8	16	13	2	0	1	16-13-2	軽量盛土工	
8	16	13	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	8	16	13	2	1	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	
8	16	14	0	0	1	第14節	擁壁工	8	16	14	0	0	1	第14節	擁壁工	
8	16	14	1	0	1	16-14-1	一般事項	8	16	14	1	0	1	16-14-1	一般事項	
8	16	14	1	0	2		本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。	8	16	14	1	0	2		本節は、擁壁工として作業土工(床掘り・埋戻し)、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。	
8	16	14	2	0	1	16-14-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	16	14	2	0	1	16-14-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
8	16	14	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	8	16	14	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
8	16	14	3	0	1	16-14-3	場所打擁壁工	8	16	14	3	0	1	16-14-3	場所打擁壁工	
8	16	14	3	0	2		場所打擁壁工の施工については、第8編14-10-3場所打擁壁工の規定による。	8	16	14	3	0	2		場所打擁壁工の施工については、第8編14-10-3場所打擁壁工の規定による。	
8	16	14	4	0	1	16-14-4	プレキャスト擁壁工	8	16	14	4	0	1	16-14-4	プレキャスト擁壁工	
8	16	14	4	0	2		プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。	8	16	14	4	0	2		プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。	
8	16	15	0	0	1	第15節	石・ブロック積(張)工	8	16	15	0	0	1	第15節	石・ブロック積(張)工	
8	16	15	1	0	1	16-15-1	一般事項	8	16	15	1	0	1	16-15-1	一般事項	
8	16	15	1	0	2		本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工(床掘り・埋戻し)、コンクリートブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。	8	16	15	1	0	2		本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工(床掘り・埋戻し)、コンクリートブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。	
8	16	15	2	0	1	16-15-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	16	15	2	0	1	16-15-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	
8	16	15	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	8	16	15	2	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
8	16	15	3	0	1	16-15-3	コンクリートブロック工	8	16	15	3	0	1	16-15-3	コンクリートブロック工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	16	15	3	0	2		コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。	8	16	15	3	0	2		コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。	
8	16	15	4	0	1	16-15-4	石積(張)工	8	16	15	4	0	1	16-15-4	石積(張)工	
8	16	15	4	0	2		石積(張)工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。	8	16	15	4	0	2		石積(張)工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。	
8	16	16	0	0	1	第16節	カルバート工	8	16	16	0	0	1	第16節	カルバート工	
8	16	16	1	0	1	16-16-1	一般事項	8	16	16	1	0	1	16-16-1	一般事項	
8	16	16	1	1	1	1.	本節は、カルバート工として作業土工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。	8	16	16	1	1	1	1.	本節は、カルバート工として作業土工(床掘り・埋戻し)、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。	
8	16	16	1	2	1	2.	請負者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工-カルバート工指針7-1基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)および「道路土工要綱2-6構造物の排水施設の設計、2-7排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	16	16	1	2	1	2.	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工-カルバート工指針7-1基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)及び「道路土工要綱2-6構造物の排水施設の設計、2-7排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	16	16	1	3	1	3.	本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート(遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)、プレストレストコンクリート管(PC管))をいうものとする。	8	16	16	1	3	1	3.	本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート(遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)、プレストレストコンクリート管(PC管))をいうものとする。	
8	16	16	2	0	1	16-16-2	材 料	8	16	16	2	0	1	16-16-2	材 料	
8	16	16	2	0	2		請負者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、「道路土工-カルバート工指針4-4使用材料、4-5許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	8	16	16	2	0	2		受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、「道路土工-カルバート工指針4-4使用材料、4-5許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
8	16	16	3	0	1	16-16-3	作業土工(床掘り・埋戻し)	8	16	16	3	0	1	16-16-3	作業土工(床掘り・埋戻し)	
8	16	16	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	8	16	16	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	
8	16	16	4	0	1	16-16-4	場所打函渠工	8	16	16	4	0	1	16-16-4	場所打函渠工	
8	16	16	4	0	2		場所打函渠工の施工については、第8編1-9-6場所打函渠工の規定による。	8	16	16	4	0	2		場所打函渠工の施工については、第8編1-9-6場所打函渠工の規定による。	
8	16	16	5	0	1	16-16-5	プレキャストカルバート工	8	16	16	5	0	1	16-16-5	プレキャストカルバート工	
8	16	16	5	0	2		プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。	8	16	16	5	0	2		プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。	
8	16	16	6	0	1	16-16-6	防水工	8	16	16	6	0	1	16-16-6	防水工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	16	16	6	0	2		防水工の施工については、第8編1-9-8防水工の規定による。	8	16	16	6	0	2		防水工の施工については、第8編1-9-8防水工の規定による。	
8	16	17	0	0	1	第17節	法面工	8	16	17	0	0	1	第17節	法面工	
8	16	17	1	0	1	16-17-1	一般事項	8	16	17	1	0	1	16-17-1	一般事項	
8	16	17	1	1	1	1	1. 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。	8	16	17	1	1	1	1	1. 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。	
8	16	17	1	2	1	2	2. 法面の施工にあたって、「道路土工 切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工-盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」（全国特定法面保護協会、平成15年3月）、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成12年3月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	16	17	1	2	1	2	2. 法面の施工にあたって、「道路土工 切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工-盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり枠工の設計・施工指針第7章吹付枠工、第8章プレキャスト枠工、第9章現場打ちコンクリート枠工」（全国特定法面保護協会、平成18年11月）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
8	16	17	2	0	1	16-17-2	植生工	8	16	17	2	0	1	16-17-2	植生工	
8	16	17	2	0	2		植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。	8	16	17	2	0	2		植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。	
8	16	17	3	0	1	16-17-3	法面吹付工	8	16	17	3	0	1	16-17-3	法面吹付工	
8	16	17	3	0	2		法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定による。	8	16	17	3	0	2		法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定による。	
8	16	17	4	0	1	16-17-4	法枠工	8	16	17	4	0	1	16-17-4	法枠工	
8	16	17	4	0	2		法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。	8	16	17	4	0	2		法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。	
8	16	17	5	0	1	16-17-5	法面施肥工	8	16	17	5	0	1	16-17-5	法面施肥工	
8	16	17	5	0	2		法面施肥工の施工については、第3編2-14-5法面施肥工の規定による。	8	16	17	5	0	2		法面施肥工の施工については、第3編2-14-5法面施肥工の規定による。	
8	16	17	6	0	1	16-17-6	アンカー工	8	16	17	6	0	1	16-17-6	アンカー工	
8	16	17	6	0	2		アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー工の規定による。	8	16	17	6	0	2		アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー工の規定による。	
8	16	17	7	0	1	16-17-7	かご工	8	16	17	7	0	1	16-17-7	かご工	
8	16	17	7	0	2		かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。	8	16	17	7	0	2		かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。	
8	16	18	0	0	1	第18節	落石雪害防止工	8	16	18	0	0	1	第18節	落石雪害防止工	
8	16	18	1	0	1	16-18-1	一般事項	8	16	18	1	0	1	16-18-1	一般事項	
8	16	18	1	1	1	1	1. 本節は、落石雪害防止工として作業土工、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。	8	16	18	1	1	1	1	1. 本節は、落石雪害防止工として作業土工(床掘り・埋戻し)、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
8	16	18	1	2	1	2	8	16	18	1	2	1	8	16	18	1	2	1	2. 請負者は、落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に連絡しなければならない。
8	16	18	1	3	1	3	8	16	18	1	3	1	8	16	18	1	3	1	3. 請負者は、工事着手前及び工事中に設計図書に示すほかに、当該斜面内において新たな落石箇所を発見したときは、直ちに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
8	16	18	2	0	1	16-18-2	8	16	18	2	0	1	8	16	18	2	0	1	材 料
8	16	18	2	0	2		8	16	18	2	0	2	8	16	18	2	0	2	請負者は、落石雪害防止工の施工に使用する材料で、設計図書に記載のないものについては、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。
8	16	18	3	0	1	16-18-3	8	16	18	3	0	1	8	16	18	3	0	1	作業土工（床掘り・埋戻し）
8	16	18	3	0	2		8	16	18	3	0	2	8	16	18	3	0	2	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。
8	16	18	4	0	1	16-18-4	8	16	18	4	0	1	8	16	18	4	0	1	落石防止網工
8	16	18	4	0	2		8	16	18	4	0	2	8	16	18	4	0	2	落石防止網工の施工については、第8編1-11-4落石防止網工の規定による。
8	16	18	5	0	1	16-18-5	8	16	18	5	0	1	8	16	18	5	0	1	落石防護柵工
8	16	18	5	0	2		8	16	18	5	0	2	8	16	18	5	0	2	落石防護柵工の施工については、第8編1-11-5落石防護柵工の規定による。
8	16	18	6	0	1	16-18-6	8	16	18	6	0	1	8	16	18	6	0	1	防雪柵工
8	16	18	6	0	2		8	16	18	6	0	2	8	16	18	6	0	2	防雪柵工の施工については、第8編1-11-6防雪柵工の規定による。
8	16	18	7	0	1	16-18-7	8	16	18	7	0	1	8	16	18	7	0	1	雪崩予防柵工
8	16	18	7	0	2		8	16	18	7	0	2	8	16	18	7	0	2	雪崩予防柵工の施工については、第8編1-11-7雪崩予防柵工の規定による。
8	16	19	0	0	1	第19節	8	16	19	0	0	1	8	16	19	0	0	1	橋梁床版工
8	16	19	1	0	1	16-19-1	8	16	19	1	0	1	8	16	19	1	0	1	一般事項
8	16	19	1	1	1	1	8	16	19	1	1	1	8	16	19	1	1	1	本節は、橋梁床版工として床版補強工（鋼板接着工法）・（増桁架設工法）、床版増厚補強工、床版取替工、旧橋撤去工その他これらに類する工種について定める。
8	16	19	1	2	1	2	8	16	19	1	2	1	8	16	19	1	2	1	2. 請負者は、橋梁修繕箇所に見異常を発見したときは、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
8	16	19	2	0	1	16-19-2	8	16	19	2	0	1	8	16	19	2	0	1	材 料
8	16	19	2	0	2		8	16	19	2	0	2	8	16	19	2	0	2	床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書に よらなければならない 。
8	16	19	3	0	1	16-19-3	8	16	19	3	0	1	8	16	19	3	0	1	床版補強工（鋼板接着工法）

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	16	19	3	0	2		床版補強工（鋼板接着工法）の施工については、第8編14-14-3床版補強工（鋼板接着工法）の規定による。	8	16	19	3	0	2		床版補強工（鋼板接着工法）の施工については、第8編14-14-3床版補強工（鋼板接着工法）の規定による。	
8	16	19	4	0	1	16-19-4	床版補強工（増桁架設工法）	8	16	19	4	0	1	16-19-4	床版補強工（増桁架設工法）	
8	16	19	4	0	2		床版補強工（増桁架設工法）の施工については、第8編14-14-4床版補強工（増桁架設工法）の規定による。	8	16	19	4	0	2		床版補強工（増桁架設工法）の施工については、第8編14-14-4床版補強工（増桁架設工法）の規定による。	
8	16	19	5	0	1	16-19-5	床版増厚補強工	8	16	19	5	0	1	16-19-5	床版増厚補強工	
8	16	19	5	0	2		床版増厚補強工の施工については、第8編14-14-5床版増厚補強工の規定による。	8	16	19	5	0	2		床版増厚補強工の施工については、第8編14-14-5床版増厚補強工の規定による。	
8	16	19	6	0	1	16-19-6	床版取替工	8	16	19	6	0	1	16-19-6	床版取替工	
8	16	19	6	0	2		床版取替工の施工については、第8編14-14-6床版取替工の規定による。	8	16	19	6	0	2		床版取替工の施工については、第8編14-14-6床版取替工の規定による。	
8	16	19	7	0	1	16-19-7	旧橋撤去工	8	16	19	7	0	1	16-19-7	旧橋撤去工	
8	16	19	7	0	2		旧橋撤去工の施工については、第8編14-14-7旧橋撤去工の規定による。	8	16	19	7	0	2		旧橋撤去工の施工については、第8編14-14-7旧橋撤去工の規定による。	
8	16	20	0	0	1	第20節	鋼桁工	8	16	20	0	0	1	第20節	鋼桁工	
8	16	20	1	0	1	16-20-1	一般事項	8	16	20	1	0	1	16-20-1	一般事項	
8	16	20	1	0	2		本節は、鋼桁工として鋼桁補強工その他これらに類する工種について定める。	8	16	20	1	0	2		本節は、鋼桁工として鋼桁補強工その他これらに類する工種について定める。	
8	16	20	2	0	1	16-20-2	材料	8	16	20	2	0	1	16-20-2	材料	
8	16	20	2	0	2		床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によらなければならない。	8	16	20	2	0	2		床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によらなければならない。	
8	16	20	3	0	1	16-20-3	鋼桁補強工	8	16	20	3	0	1	16-20-3	鋼桁補強工	
8	16	20	3	1	1	1.	請負者は、作業にあたり周辺部材に損傷を与えないよう施工しなければならない。	8	16	20	3	1	1	1.	受注者は、作業にあたり周辺部材に損傷を与えないよう施工しなければならない。	
8	16	20	3	2	1	2.	現場溶接については、第3編2-3-23現場継手工の規定による。	8	16	20	3	2	1	2.	現場溶接については、第3編2-3-23現場継手工の規定による。	
8	16	21	0	0	1	第21節	橋梁支承工	8	16	21	0	0	1	第21節	橋梁支承工	
8	16	21	1	0	1	16-21-1	一般事項	8	16	21	1	0	1	16-21-1	一般事項	
8	16	21	1	0	2		本節は、橋梁支承工として橋梁支承工、PC橋支承工その他これらに類する工種について定める。	8	16	21	1	0	2		本節は、橋梁支承工として橋梁支承工、PC橋支承工その他これらに類する工種について定める。	
8	16	21	2	0	1	16-21-2	材 料	8	16	21	2	0	1	16-21-2	材 料	
8	16	21	2	0	2		床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書による。	8	16	21	2	0	2		床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書による。	
8	16	21	3	0	1	16-21-3	鋼橋支承工	8	16	21	3	0	1	16-21-3	鋼橋支承工	
8	16	21	3	1	1	1.	請負者は、既設支承の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	8	16	21	3	1	1	1.	受注者は、既設支承の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	
8	16	21	3	2	1	2.	請負者は、補修計画について施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書に示された条件と一致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。	8	16	21	3	2	1	2.	受注者は、補修計画について施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書に示された条件と一致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	16	21	3	3	1	3	請負者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障を期たさないようにしなければならない。	8	16	21	3	3	1	3	受注者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障をきたさないようにしなければならない。	
8	16	21	3	4	1	4	鋼橋支承工の施工については、第8編4-5-10支承工の規定による。	8	16	21	3	4	1	4	鋼橋支承工の施工については、第8編4-5-10支承工の規定による。	
8	16	21	4	0	1	16-21-4	P C 橋支承工	8	16	21	4	0	1	16-21-4	P C 橋支承工	
8	16	21	4	1	1	1	請負者は、既設支承の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行なわなければならない。	8	16	21	4	1	1	1	受注者は、既設支承の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行なわなければならない。	
8	16	21	4	2	1	2	請負者は、補修計画について施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書に示された条件と一致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。	8	16	21	4	2	1	2	受注者は、補修計画について施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書に示された条件と一致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。	
8	16	21	4	3	1	3	請負者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障を期たさないようにしなければならない。	8	16	21	4	3	1	3	受注者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障を期たさないようにしなければならない。	
8	16	21	4	4	1	4	P C 橋支承工の施工については、第8編4-5-10支承工の規定による。	8	16	21	4	4	1	4	P C 橋支承工の施工については、第8編4-5-10支承工の規定による。	
8	16	22	0	0	1	第22節	橋梁付属物工	8	16	22	0	0	1	第22節	橋梁付属物工	
8	16	22	1	0	1	16-22-1	一般事項	8	16	22	1	0	1	16-22-1	一般事項	
8	16	22	1	0	2		本節は、橋梁付属物工として伸縮継手工、落橋防止装置工、排水施設工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、沓座拡幅工その他これらに類する工種について定める。	8	16	22	1	0	2		本節は、橋梁付属物工として伸縮継手工、落橋防止装置工、排水施設工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、沓座拡幅工その他これらに類する工種について定める。	
8	16	22	2	0	1	16-22-2	材 料	8	16	22	2	0	1	16-22-2	材 料	
8	16	22	2	0	2		床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によらなければならない。	8	16	22	2	0	2		床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によるものとする。	
8	16	22	3	0	1	16-22-3	伸縮継手工	8	16	22	3	0	1	16-22-3	伸縮継手工	
8	16	22	3	0	2		伸縮継手工の施工については、第8編14-15-2伸縮継手工の規定による。	8	16	22	3	0	2		伸縮継手工の施工については、第8編14-15-2伸縮継手工の規定による。	
8	16	22	20	0	1	16-22-4	落橋防止装置工	8	16	22	20	0	1	16-22-4	落橋防止装置工	
8	16	22	20	1	1	1	請負者は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の確認を実施しなければならない。	8	16	22	20	1	1	1	受注者は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が確認されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の確認を実施しなければならない。	
8	16	22	20	2	1	2	請負者は、アンカーの削孔にあたっては、既設鉄筋やコンクリートに損傷を与えないように十分注意して行 <u>うものとする</u> 。	8	16	22	20	2	1	2	受注者は、アンカーの削孔にあたっては、既設鉄筋やコンクリートに損傷を与えないように十分注意して行 <u>わなければならぬ</u> 。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	16	22	20	3	1	3	請負者は、アンカー挿入時に何らかの理由によりアンカーの挿入が不可能となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	8	16	22	20	3	1	3	受注者は、アンカー挿入時に何らかの理由によりアンカーの挿入が不可能となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	16	22	20	4	1	4	請負者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	8	16	22	20	4	1	4	受注者は、設計図書に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。	
8	16	22	5	0	1	16-22-5	排水施設工	8	16	22	5	0	1	16-22-5	排水施設工	
8	16	22	5	0	2		排水施設工の施工については、第8編14-15-3排水施設工の規定による。	8	16	22	5	0	2		排水施設工の施工については、第8編14-15-3排水施設工の規定による。	
8	16	22	6	0	1	16-22-6	地覆工	8	16	22	6	0	1	16-22-6	地覆工	
8	16	22	6	0	2		地覆工の施工については、第8編14-15-4地覆工の規定による。	8	16	22	6	0	2		地覆工の施工については、第8編14-15-4地覆工の規定による。	
8	16	22	7	0	1	16-22-7	橋梁用防護柵工	8	16	22	7	0	1	16-22-7	橋梁用防護柵工	
8	16	22	7	0	2		橋梁用防護柵工の施工については、第8編4-8-6橋梁用防護柵工の規定による。	8	16	22	7	0	2		橋梁用防護柵工の施工については、第8編4-8-6橋梁用防護柵工の規定による。	
8	16	22	8	0	1	16-22-8	橋梁用高欄工	8	16	22	8	0	1	16-22-8	橋梁用高欄工	
8	16	22	8	0	2		橋梁用高欄工の施工については、第8編4-8-7橋梁用高欄工の規定による。	8	16	22	8	0	2		橋梁用高欄工の施工については、第8編4-8-7橋梁用高欄工の規定による。	
8	16	22	9	0	1	16-22-9	検査路工	8	16	22	9	0	1	16-22-9	検査路工	
8	16	22	9	0	2		検査路工の施工については、第8編14-15-7検査路工の規定による。	8	16	22	9	0	2		検査路工の施工については、第8編14-15-7検査路工の規定による。	
8	16	22	10	0	1	16-22-10	沓座拡幅工	8	16	22	10	0	1	16-22-10	沓座拡幅工	
8	16	22	10	1	1	1	請負者は、沓座拡幅部分を入念にチップングしなければならない。	8	16	22	10	1	1	1	受注者は、沓座拡幅部分を入念にチップングしなければならない。	
8	16	22	10	2	1	2	沓座拡幅部にアンカーボルト取付け穴の位置が鋼板と一致するよう正確にマーキングしなければならない。	8	16	22	10	2	1	2	沓座拡幅部にアンカーボルト取付け穴の位置が鋼板と一致するよう正確にマーキングしなければならない。	
8	16	22	10	3	1	3	鋼製沓座設置については、設計図書によらなければならない。	8	16	22	10	3	1	3	鋼製沓座設置については、設計図書によらなければならない。	
8	16	23	0	0	1	第23節	横断歩道橋工	8	16	23	0	0	1	第23節	横断歩道橋工	
8	16	23	1	0	1	16-23-1	一般事項	8	16	23	1	0	1	16-23-1	一般事項	
8	16	23	1	0	2		本節は、横断歩道橋工として横断歩道橋工その他これらに類する工種について定める。	8	16	23	1	0	2		本節は、横断歩道橋工として横断歩道橋工その他これらに類する工種について定める。	
8	16	23	2	0	1	16-23-2	材 料	8	16	23	2	0	1	16-23-2	材 料	
8	16	23	2	0	2		床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によらなければならない。	8	16	23	2	0	2		床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によらなければならない。	
8	16	23	3	0	1	16-23-3	横断歩道橋工	8	16	23	3	0	1	16-23-3	横断歩道橋工	
8	16	23	3	0	2		横断歩道橋工の施工については、第8編14-16-3横断歩道橋工の規定による。	8	16	23	3	0	2		横断歩道橋工の施工については、第8編14-16-3横断歩道橋工の規定による。	
8	16	24	0	0	1	第24節	橋脚巻立て工	8	16	24	0	0	1	第24節	橋脚巻立て工	
8	16	24	1	0	1	16-24-1	一般事項	8	16	24	1	0	1	16-24-1	一般事項	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	16	24	1	0	2		本節は、橋脚巻立て工として作業土工、RC橋脚鋼板巻立て工、橋脚コンクリート巻立て工その他これらに類する工種について定める。	8	16	24	1	0	2		本節は、橋脚巻立て工として作業土工（ 床掘り・埋戻し ）、RC橋脚鋼板巻立て工、橋脚コンクリート巻立て工その他これらに類する工種について定める。	
8	16	24	2	0	1	16-24-2	材 料	8	16	24	2	0	1	16-24-2	材 料	
8	16	24	2	0	2		床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によらなければならない。	8	16	24	2	0	2		床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によらなければならない。	
8	16	24	3	0	1	16-24-3	作業土工（床掘り・埋戻し）	8	16	24	3	0	1	16-24-3	作業土工（床掘り・埋戻し）	
8	16	24	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	8	16	24	3	0	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（ 床掘り・埋戻し ）の規定による。	
8	16	24	4	0	1	16-24-4	RC橋脚鋼板巻立て工	8	16	24	4	0	1	16-24-4	RC橋脚鋼板巻立て工	
8	16	24	4	1	1	1.	請負者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認するものとする。	8	16	24	4	1	1	1.	受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚 及び 基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認 しなければならぬ 。	
8	16	24	4	2	1	2.	請負者は、既設橋脚の鉄筋位置の確認方法については、事前に設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	8	16	24	4	2	1	2.	受注者は、既設橋脚の鉄筋位置の確認方法については、事前に設計図書に関して監督職員と協議 しなければならぬ 。	
8	16	24	4	3	1	3.	既設橋脚のコンクリート面は、ディスクサンダー等を用いて表面のレイトンスや付着している汚物等を除去しなければならない。	8	16	24	4	3	1	3.	既設橋脚のコンクリート面は、ディスクサンダー等を用いて表面のレイトンスや付着している汚物等を除去しなければならない。	
8	16	24	4	4	1	4.	請負者は、既設コンクリート表面の劣化等の不良部分が著しい場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	16	24	4	4	1	4.	受注者は、既設コンクリート表面の劣化等の不良部分が著しい場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	16	24	4	5	1	5.	請負者は、充填する無収縮モルタル中の水分が既設のコンクリートに吸水されるのを防ぐため、柱の表面に吸水防止剤（エマルジョン系プライマー同等品）を塗布しなければならない。	8	16	24	4	5	1	5.	受注者は、充填する無収縮モルタル中の水分が既設のコンクリートに吸水されるのを防ぐため、柱の表面に吸水防止剤（エマルジョン系プライマー同等品）を塗布しなければならない。	
8	16	24	4	6	1	6.	請負者は、フーチング定着アンカー孔の穿孔後、孔内の清掃を十分に行うとともに湧水が発生した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	16	24	4	6	1	6.	受注者は、フーチング定着アンカー孔の穿孔後、孔内の清掃を十分に行うとともに湧水が発生した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	16	24	4	7	1	7.	請負者は、アンカー孔および注入孔等の穴あけ、鋼材の折曲げ加工は、工場で行うことを原則とし、現場で加工する場合は事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	16	24	4	7	1	7.	受注者は、アンカー孔 及び 注入孔等の穴あけ、鋼材の折曲げ加工は、工場で行うことを原則とし、現場で加工する場合は事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由	
8	16	24	4	8	1	8	16	24	4	8	1	8	16	24	4	8	1	鋼板固定用アンカーは、モルタル注入時の引抜き力に対して確実に抵抗できるように設置 しなければならない 。	鋼板固定用アンカーは、モルタル注入時の引抜き力に対して確実に抵抗できるように設置 するものとする 。
8	16	24	4	9	1	8	16	24	4	9	1	8	16	24	4	9	1	請負者 は、鋼板固定用アンカー孔内のほこりを確実に除去しなければならない。	受注者 は、鋼板固定用アンカー孔内のほこりを確実に除去しなければならない。
8	16	24	4	10	1	8	16	24	4	10	1	8	16	24	4	10	1	請負者 は、鋼板固定用アンカー孔穿孔時に橋脚の鉄筋やコンクリートに支障のないよう十分注意し、橋脚面に直角になるよう打設しなければならない。	受注者 は、鋼板固定用アンカー孔穿孔時に橋脚の鉄筋やコンクリートに支障のないよう十分注意し、橋脚面に直角になるよう打設しなければならない。
8	16	24	4	11	1	8	16	24	4	11	1	8	16	24	4	11	1	フーチング定着用アンカーは、橋脚の鉄筋およびコンクリートに支障のないよう十分に注意し、垂直に穿孔しなければならない。	フーチング定着用アンカーは、橋脚の鉄筋およびコンクリートに支障のないよう十分に注意し、垂直に穿孔しなければならない。
8	16	24	4	12	1	8	16	24	4	12	1	8	16	24	4	12	1	請負者 は、フーチング定着用アンカー孔穿孔後の孔内は十分に乾燥し、ほこり等は確実に除去してからエポキシ系樹脂を注入し、アンカーを定着させなければならない。	受注者 は、フーチング定着用アンカー孔穿孔後の孔内は十分に乾燥し、ほこり等は確実に除去してからエポキシ系樹脂を注入し、アンカーを定着させなければならない。
8	16	24	4	13	1	8	16	24	4	13	1	8	16	24	4	13	1	フーチング定着用アンカー孔穿孔は、削岩機によるものとする。	フーチング定着用アンカー孔穿孔は、削岩機によるものとする。
8	16	24	4	14	1	8	16	24	4	14	1	8	16	24	4	14	1	鋼板の位置は、コンクリート面と鋼板との間隔を平均30mmに保つのを標準とし、鋼板固定用アンカーボルトにて締付け固定しなければならない。	鋼板の位置は、コンクリート面と鋼板との間隔を平均30mmに保つのを標準とし、鋼板固定用アンカーボルトにて締付け固定しなければならない。
8	16	24	4	15	1	8	16	24	4	15	1	8	16	24	4	15	1	鋼板の注入パイプ用孔の形状は、注入方法に適合したものととし、その設置間隔は、100cmを標準とする。	鋼板の注入パイプ用孔の形状は、注入方法に適合したものととし、その設置間隔は、100cmを標準とする。
8	16	24	4	16	1	8	16	24	4	16	1	8	16	24	4	16	1	鋼板下端 および 鋼板固定用ボルト周りのシールは、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧に対して十分な強度を有し、かつ注入モルタルが漏れないように しなければならない 。また、美観にも留意してシール しなければならない 。	鋼板下端 及び 鋼板固定用ボルト周りのシールは、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧に対して十分な強度を有し、かつ注入モルタルが漏れないように するものとする 。また、美観にも留意してシール するものとする 。
8	16	24	4	17	1	8	16	24	4	17	1	8	16	24	4	17	1	無収縮モルタルの配合において使用する水は、コンクリート用水を使用するものとし、所定のコンシステンシーが得られるように水量を調整するものとする。	無収縮モルタルの配合において使用する水は、コンクリート用水を使用するものとし、所定のコンシステンシーが得られるように水量を調整するものとする。
8	16	24	4	18	1	8	16	24	4	18	1	8	16	24	4	18	1	無収縮モルタルの練り混ぜは、グラウトミキサーまたはハンドミキサーにて行うのを原則とする。	無収縮モルタルの練り混ぜは、グラウトミキサーまたはハンドミキサーにて行うのを原則とする。
8	16	24	4	19	1	8	16	24	4	19	1	8	16	24	4	19	1	モルタルの練り上がり温度は、10～30 を標準とするが、この範囲外での練り混ぜ温度となる場合は、温水や冷水を用いる等の処置を講ずるものとする。	モルタルの練り上がり温度は、10～30 を標準とするが、この範囲外での練り混ぜ温度となる場合は、温水や冷水を用いる等の処置を講ずるものとする。

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文						改訂条文						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	改訂理由		
8	16	24	4	20	1	20	8	16	24	4	20	20	8	16	24	4	20	1		
						無収縮モルタルを連続して注入する高さは、注入時の圧力およびモルタルによる側圧等の影響を考慮して、3 m以下を標準とする。また、必要により補強鋼板が所定の位置、形状を確保できるように治具等を使用して支持するものとする。						20						無収縮モルタルを連続して注入する高さは、注入時の圧力及びモルタルによる側圧等の影響を考慮して、3 m以下を標準とする。また、必要により補強鋼板が所定の位置、形状を確保できるように治具等を使用して支持するものとする。		
8	16	24	4	21	1	21	8	16	24	4	21	1	21	8	16	24	4	21	1	
						無収縮モルタルの注入は、シール用エポキシ系樹脂の硬化を確認後、補強鋼板の変形等の異常がないことを確認しながら注入ポンプにて低い箇所から注入パイプより丁寧に圧入する。各々の注入パイプから流出するモルタルを確認後、順次パイプを閉じ、チェックハンマー等で充填が確認されるまで圧入を続け、鋼板上端から下方に平均2 cmの高さまで圧入するものとする。						21						無収縮モルタルの注入は、シール用エポキシ系樹脂の硬化を確認後、補強鋼板の変形等の異常がないことを確認しながら注入ポンプにて低い箇所から注入パイプより丁寧に圧入するものとする。各々の注入パイプから流出するモルタルを確認後、順次パイプを閉じ、チェックハンマー等で充填が確認されるまで圧入を続け、鋼板上端から下方に平均2 cmの高さまで圧入するものとする。		
8	16	24	4	21	2		8	16	24	4	21	2		8	16	24	4	21	2	
						注入に際して、モルタル上昇面には流動勾配が発生するため、木製ハンマー等で鋼板表面を叩き、上昇面の平坦性を促してモルタルの充填性を確保する。						2						注入に際して、モルタル上昇面には流動勾配が発生するため、木製ハンマー等で鋼板表面を叩き、上昇面の平坦性を促してモルタルの充填性を確保するものとする。		
8	16	24	4	21	3		8	16	24	4	21	3		8	16	24	4	21	3	
						注入したモルタルが硬化した後、注入パイプの撤去とシール用エポキシ系樹脂による当該箇所の穴埋め、および鋼板上端のシール仕上げを行わなくてはならない。						3						注入したモルタルが硬化した後、注入パイプの撤去とシール用エポキシ系樹脂による当該箇所の穴埋め、および鋼板上端のシール仕上げを行わなくてはならない。		
8	16	24	4	22	1	22	8	16	24	4	22	1	22	8	16	24	4	22	1	
						請負者は、注入を完了した鋼板について、硬化前に鋼板単位毎に番号を付けてチェックハンマー等で注入の確認を行い、未充填箇所が認められた場合は、直ちに再注入を行わなければならない。なお、注入後の確認書(チェックリスト)を監督職員に工事完成時に提出しなければならない。						22						受注者は、注入を完了した鋼板について、硬化前に鋼板単位毎に番号を付けてチェックハンマー等で注入の確認を行い、未充填箇所が認められた場合は、直ちに再注入を行わなければならない。なお、注入後の確認書(チェックリスト)を監督職員に工事完成時に提出しなければならない。		
8	16	24	4	23	1	23	8	16	24	4	23	1	23	8	16	24	4	23	1	
						請負者は、海水や腐食を促進させる工場排水等の影響や常時乾湿を繰り返す環境にある土中部の鋼材の防食処理については、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。						23						受注者は、海水や腐食を促進させる工場排水等の影響や常時乾湿を繰り返す環境にある土中部の鋼材の防食処理については、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		
8	16	24	4	24	1	24	8	16	24	4	24	1	24	8	16	24	4	24	1	
						根巻きコンクリートおよび中詰めコンクリートのシーリング箇所は、コンクリート打設後10日以上経た表面のレイトンス、汚れ、油脂分をサンダーやワイヤブラシ、シンナーを含ませた布等で除去し、コンクリート面の乾燥状態を確認した後、コンクリート面用プライマーを塗布する。						24						根巻きコンクリート及び中詰めコンクリートのシーリング箇所は、コンクリート打設後10日以上経た表面のレイトンス、汚れ、油脂分をサンダーやワイヤブラシ、シンナーを含ませた布等で除去し、コンクリート面の乾燥状態を確認した後、コンクリート面用プライマーを塗布するものとする。		
8	16	24	4	25	1	25	8	16	24	4	25	1	25	8	16	24	4	25	1	
						請負者は、鋼板面の汚れや油脂分を除去し、表面の乾燥状態を確認した後、鋼板両面用のプライマーを塗布するものとする。						25						受注者は、鋼板面の汚れや油脂分を除去し、表面の乾燥状態を確認した後、鋼板両面用のプライマーを塗布しなければならない。		
8	16	24	4	26	1	26	8	16	24	4	26	1	26	8	16	24	4	26	1	
						請負者は、プライマー塗布に先立ち、シーリング部分の両脇にマスキングテープを貼って養生を行い、周囲を汚さないように注意して施工しなければならない。						26						受注者は、プライマー塗布に先立ち、シーリング部分の両脇にマスキングテープを貼って養生を行い、周囲を汚さないように注意して施工しなければならない。		

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	16	24	4	27	1	27	請負者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-30環境対策の規定によるものとする。	8	16	24	4	27	1	27	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-30環境対策の規定によらなければならない。	
8	16	24	4	27	2		なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	8	16	24	4	27	2		なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	
8	16	24	4	28	1	28	請負者は、現場溶接部の試験及び検査を、表17-2により実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。	8	16	24	4	28	1	28	受注者は、現場溶接部の試験及び検査を、表17-2により実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。	
8	16	24	4	28	2		表16-2 現場溶接部の試験・検査基準	8	16	24	4	28	2		表16-2 現場溶接部の試験・検査基準	
8	16	24	4	29	1	29	超音波探傷試験の検査技術者は、(社)日本非破壊検査協会「NDIS0601非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。	8	16	24	4	29	1	29	超音波探傷試験の検査技術者は、(一社)日本非破壊検査協会「NDIS0601非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。	
8	16	24	4	30	1	30	表16-2の試験、検査で不合格箇所が出た場合は、同一施工条件で施工されたとみなされる溶接線全延長について検査を実施するものとする。なお、不合格箇所の処置については、設計図書に関して監督職員に承諾を得るものとする。	8	16	24	4	30	1	30	表16-2の試験、検査で不合格箇所が出た場合は、同一施工条件で施工されたとみなされる溶接線全延長について検査を実施するものとする。なお、不合格箇所の処置については、設計図書に関して監督職員に承諾を得るものとする。	
8	16	24	4	31	1	31	請負者は、補修溶接した箇所は、再度外観検査および超音波探傷試験を実施するものとする。	8	16	24	4	31	1	31	受注者は、補修溶接した箇所は、再度外観検査及び超音波探傷試験を実施しなければならない。	
8	16	24	4	32	1	32	補強鋼板と橋脚コンクリートの隙間の充填材にエポキシ系樹脂を用いる場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	8	16	24	4	32	1	32	補強鋼板と橋脚コンクリートの隙間の充填材にエポキシ系樹脂を用いる場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	
8	16	24	5	0	1	16-24-5	橋脚コンクリート巻立て工	8	16	24	5	0	1	16-24-5	橋脚コンクリート巻立て工	
8	16	24	5	1	1	1	橋脚コンクリート巻立て工の施工については、第1編3章の無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	8	16	24	5	1	1	1	橋脚コンクリート巻立て工の施工については、第1編3章の無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	
8	16	24	5	2	1	2	請負者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚及び基礎について、形状や添架物、近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、影響を与えないように施工しなければならない。	8	16	24	5	2	1	2	受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚及び基礎について、形状や添架物、近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、影響を与えないように施工しなければならない。	
8	16	24	5	3	1	3	請負者は、鉄筋を既設橋脚に定着させるための削孔を行う場合には、鉄筋位置を確認し、損傷を与えないように施工しなければならない。	8	16	24	5	3	1	3	受注者は、鉄筋を既設橋脚に定着させるための削孔を行う場合には、鉄筋位置を確認し、損傷を与えないように施工しなければならない。	
8	16	24	5	4	1	4	請負者は、既設橋脚の巻立て部分を、入念にチップングしなければならない。	8	16	24	5	4	1	4	受注者は、既設橋脚の巻立て部分を、入念にチップングしなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	16	24	5	5	1	5	請負者は、既設コンクリート表面の劣化等の不良部分が著しい場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	16	24	5	5	1	5	受注者は、既設コンクリート表面の劣化等の不良部分が著しい場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
8	16	24	5	6	1	6	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-30環境対策の規定による。なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	8	16	24	5	6	1	6	施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-30環境対策の規定による。なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	
8	16	25	0	0	1	第25節	現場塗装工	8	16	25	0	0	1	第25節	現場塗装工	
8	16	25	1	0	1	16-25-1	一般事項	8	16	25	1	0	1	16-25-1	一般事項	
8	16	25	1	1	1	1	本節は、現場塗装工として橋梁塗装工、道路付属構造物塗装工、張紙防止塗装工、コンクリート面塗装工その他これらに類する工種について定める。	8	16	25	1	1	1	1	本節は、現場塗装工として橋梁塗装工、道路付属構造物塗装工、張紙防止塗装工、コンクリート面塗装工その他これらに類する工種について定める。	
8	16	25	1	2	1	2	請負者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	8	16	25	1	2	1	2	受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。	
8	16	25	2	0	1	16-25-2	材 料	8	16	25	2	0	1	16-25-2	材 料	
8	16	25	2	0	2		現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	8	16	25	2	0	2		現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。	
8	16	25	3	0	1	16-25-3	橋梁塗装工	8	16	25	3	0	1	16-25-3	橋梁塗装工	
8	16	25	3	0	2		橋梁塗装工の施工については、第8編14-17-3橋梁塗装工の規定による。	8	16	25	3	0	2		橋梁塗装工の施工については、第8編14-17-3橋梁塗装工の規定による。	
8	16	25	4	0	1	16-25-4	道路付属構造物塗装工	8	16	25	4	0	1	16-25-4	道路付属構造物塗装工	
8	16	25	4	0	2		付属物塗装工の施工については、第8編14-17-3橋梁塗装工の規定による。	8	16	25	4	0	2		付属物塗装工の施工については、第8編14-17-3橋梁塗装工の規定による。	
8	16	25	5	0	1	16-25-5	張紙防止塗装工	8	16	25	5	0	1	16-25-5	張紙防止塗装工	
8	16	25	5	0	2		張紙防止塗装工の施工については、第8編14-17-5張紙防止塗装工の規定による。	8	16	25	5	0	2		張紙防止塗装工の施工については、第8編14-17-5張紙防止塗装工の規定による。	
8	16	25	6	0	1	16-25-6	コンクリート面塗装工	8	16	25	6	0	1	16-25-6	コンクリート面塗装工	
8	16	25	6	0	2		コンクリート面塗装工の施工については、第3編2-3-11コンクリート面塗装工の規定による。	8	16	25	6	0	2		コンクリート面塗装工の施工については、第3編2-3-11コンクリート面塗装工の規定による。	
8	16	26	0	0	1	第26節	トンネル工	8	16	26	0	0	1	第26節	トンネル工	
8	16	26	1	0	1	16-26-1	一般事項	8	16	26	1	0	1	16-26-1	一般事項	
8	16	26	1	1	1	1	本節は、トンネル工として内装板工、裏込注入工、漏水対策工その他これらに類する工種について定める。	8	16	26	1	1	1	1	本節は、トンネル工として内装板工、裏込注入工、漏水対策工その他これらに類する工種について定める。	
8	16	26	1	2	1	2	請負者は、作業中の照明設備を適切に配置し一般交通の支障とならないよう施工しなければならない。	8	16	26	1	2	1	2	受注者は、作業中の照明設備を適切に配置し一般交通の支障とならないよう施工しなければならない。	
8	16	26	1	3	1	3	請負者は、トンネル修繕箇所異常を発見したときは、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	8	16	26	1	3	1	3	受注者は、トンネル修繕箇所異常を発見したときは、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

現行条文							改訂条文							改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成	改訂理由
8	16	26	2	0	1	16 - 26 - 2	材 料	8	16	26	2	0	1	16 - 26 - 2	材 料	
8	16	26	2	0	2		内装板に使用する材料は、設計図書によるものと、その他の材料については、第2編材料編の規定による。	8	16	26	2	0	2		内装板に使用する材料は、設計図書によるものと、その他の材料については、第2編材料編の規定による。	
8	16	26	3	0	1	16 - 26 - 3	内装板工	8	16	26	3	0	1	16 - 26 - 3	内装板工	
8	16	26	3	0	2		内装板工の施工については、第8編14 - 18 - 2内装板工の規定による。	8	16	26	3	0	2		内装板工の施工については、第8編14 - 18 - 2内装板工の規定による。	
8	16	26	4	0	1	16 - 26 - 4	裏込注入工	8	16	26	4	0	1	16 - 26 - 4	裏込注入工	
8	16	26	4	0	2		裏込注入工の施工については、第8編14 - 18 - 3裏込注入工の規定による。	8	16	26	4	0	2		裏込注入工の施工については、第8編14 - 18 - 3裏込注入工の規定による。	
8	16	26	5	0	1	16 - 26 - 5	漏水対策工	8	16	26	5	0	1	16 - 26 - 5	漏水対策工	
8	16	26	5	0	2		漏水対策工の施工については、第8編14 - 18 - 4漏水対策工の規定による。	8	16	26	5	0	2		漏水対策工の施工については、第8編14 - 18 - 4漏水対策工の規定による。	